平成26年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成26年 2 月14日　開会
平成26年 3 月28日　閉会

43日間

沖　縄　県　議　会

平成26年 第 2 回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11

○第１号（２月14日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 15
１．欠　　員 …… 16
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 16
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 16
１．開　　会 …… 16
１．諸般の報告 …… 16
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 17
１．普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する百条調査委員会設置を求める日程追加の動議の提出 …… 17
１．日程追加　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件 …… 17
１．渡久地　修君の提出理由説明 …… 17
１．討　　論 …… 19
　上原　　章君 …… 19
　比嘉　京子さん …… 19
　又吉　清義君 …… 20
　島袋　　大君 …… 21
　座喜味一幸君 …… 22
　照屋　守之君 …… 23
１．採　　決 …… 24
１．日程第２　会期の決定 …… 24
１．日程第３　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで …… 25
１．知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明 …… 25
１．人事委員会（玉城　健君）の意見 …… 29
１．教育委員会（照屋尚子さん）の意見 …… 29
１．日程第４　陳情第４号から第６号までの付託の件 …… 29
１．委員会付託 …… 29
１．日程第５　陳情平成25年第21号の取り下げの件 …… 30
１．採　　決 …… 30
１．休会の議決 …… 30
１．散　　会 …… 30

○第２号（２月26日）

１．開議年月日時 …… 33
１．議事日程 …… 33

１．本日の会議に付した事件 …… 33
１．出席議員 …… 33
１．欠席議員 …… 33
１．欠　　員 …… 33
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 34
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 34
１．開　　議 …… 34
１．諸般の報告 …… 34
１．日程第１　代表質問 …… 34
　仲田　弘毅君 …… 34
　桑江朝千夫君 …… 45
　中川　京貴君 …… 56
１．散　　会 …… 71

○第３号（２月27日）

１．開議年月日時 …… 73
１．議事日程 …… 73
１．本日の会議に付した事件 …… 73
１．出席議員 …… 73
１．欠席議員 …… 73
１．欠　　員 …… 73
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 74
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 74
１．開　　議 …… 74
１．日程第１　代表質問 …… 74
　新里　米吉君 …… 74
　照屋　大河君 …… 85
　奥平　一夫君 …… 95
　玉城　　満君 …… 114
１．散　　会 …… 128

○第４号（２月28日）

１．開議年月日時 …… 131
１．議事日程 …… 131
１．本日の会議に付した事件 …… 131
１．出席議員 …… 131
１．欠席議員 …… 131
１．欠　　員 …… 131
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 132
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 132
１．開　　議 …… 132
１．日程第１　代表質問 …… 132
　糸洲　朝則君 …… 132
　上原　　章君 …… 142

渡久地　修君 …… 154
１．散　　会 …… 169

○第５号（３月３日）

１．開議年月日時 …… 171
１．議事日程 …… 171
１．本日の会議に付した事件 …… 171
１．出席議員 …… 173
１．欠席議員 …… 174
１．欠　　員 …… 174
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 174
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 174
１．開　　議 …… 174
１．日程第１　議会運営委員の辞任の件 …… 174
１．日程追加　議会運営委員の選任の件 …… 175
１．一括議題　日程第２　一般質問／日程第３　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで …… 175
１．一般質問・質疑 …… 175
西銘　純恵さん …… 175
新垣　清涼君 …… 186
狩俣　信子さん …… 195
新田　宜明君 …… 205
玉城ノブ子さん …… 214
赤嶺　　昇君 …… 223
玉城　義和君 …… 236
１．散　　会 …… 248

○第６号（３月４日）

１．開議年月日時 …… 251
１．議事日程 …… 251
１．本日の会議に付した事件 …… 251
１．出席議員 …… 253
１．欠席議員 …… 254
１．欠　　員 …… 254
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 254
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 254
１．開　　議 …… 254
１．土木建築部長（當銘健一郎君）の発言 …… 254
１．一括議題　日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで …… 255
１．一般質問・質疑 …… 255
仲村　未央さん …… 255

山内　末子さん …… 262
仲宗根　悟君 …… 271
崎山　嗣幸君 …… 278
比嘉　京子さん …… 286
髙嶺　善伸君 …… 294
嘉陽　宗儀君 …… 303
１．散　　会 …… 311

○第７号（３月５日）

１．開議年月日時 …… 313
１．議事日程 …… 313
１．本日の会議に付した事件 …… 313
１．出席議員 …… 315
１．欠席議員 …… 316
１．欠　　員 …… 316
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 316
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 316
１．開　　議 …… 316
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで｝ …… 316
１．一般質問・質疑 …… 316
當間　盛夫君 …… 316
儀間　光秀君 …… 327
呉屋　　宏君 …… 333
新垣　安弘君 …… 340
又吉　清義君 …… 348
具志堅　透君 …… 355
新垣　哲司君 …… 361
１．散　　会 …… 368

○第８号（３月６日）

１．開議年月日時 …… 371
１．議事日程 …… 371
１．本日の会議に付した事件 …… 371
１．出席議員 …… 373
１．欠席議員 …… 374
１．欠　　員 …… 374
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 374
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 374
１．開　　議 …… 374
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで｝ …… 374

１．一般質問・質疑 …… 374
島袋　　大君 …… 374
嶺井　　光君 …… 384
照屋　守之君 …… 392
前島　明男君 …… 403
吉田　勝廣君 …… 411
座喜味一幸君 …… 419
翁長　政俊君 …… 427
１．予算特別委員会の設置 …… 435
１．予算特別委員会委員の選任 …… 435
１．委員会付託 …… 435
１．休会の議決 …… 435
１．散　　会 …… 435

○第９号（３月12日）

１．開議年月日時 …… 437
１．議事日程 …… 437
１．本日の会議に付した事件 …… 437
１．出席議員 …… 438
１．欠席議員 …… 439
１．欠　　員 …… 439
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 439
１．開　　議 …… 439
１．諸般の報告 …… 439
１．日程第１　乙第24号議案及び乙第28号議案 …… 439
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 439
１．採　　決 …… 440
１．日程第２　乙第19号議案 …… 440
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 440
１．採　　決 …… 441
１．日程第３　乙第12号議案 …… 441
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 441
１．採　　決 …… 442
１．日程第４　議員提出議案第１号　沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例 …… 442
１．崎山　嗣幸君の提案理由説明 …… 442
１．採　　決 …… 443
１．日程第５　乙第40号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案 …… 443
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 443
１．採　　決 …… 444
１．日程第６　甲第24号議案から甲第36号議案まで …… 444
１．委員長報告（予算特別委員長） …… 444
１．採　　決 …… 446
１．日程第７　陳情第13号、第16号及び第20号から第22号までの付託の件 …… 446
１．委員会付託 …… 447

１．日程第８　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査について
　　委員会の中間報告の件 …… 447
１．委員長報告（辺野古埋立承認問題等調査特別委員長） …… 447
１．休会の議決 …… 451
１．散　　会 …… 451

○第10号（３月28日）

１．開議年月日時 …… 453
１．議事日程 …… 453
１．本日の会議に付した事件 …… 454
１．出席議員 …… 456
１．欠　　員 …… 457
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 457
１．開　　議 …… 457
１．諸般の報告 …… 457
１．日程第１　乙第１号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案 …… 457
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 457
１．討　　論 …… 460
　渡久地　修君 …… 460
　仲田　弘毅君 …… 461
１．採　　決 …… 461
１．日程第２　乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案 …… 462
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 462
１．採　　決 …… 463
１．日程第３　乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び
　　乙第34号議案から乙第38号議案まで …… 463
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 463
１．討　　論 …… 468
　西銘　純恵さん …… 468
　新垣　良俊君 …… 470
１．採　　決 …… 470
１．日程第４　乙第30号議案、乙第32号議案及び乙第33号議案 …… 471
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 471
１．採　　決 …… 472
１．日程第５　乙第31号議案 …… 472
１．委員長報告（公共交通ネットワーク特別委員長） …… 472
１．採　　決 …… 473
１．日程第６　乙第43号議案及び乙第47号議案 …… 473
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 473
１．採　　決 …… 474
１．日程第７　乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案及び乙第48号議案から乙第51号議案まで …… 474
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 474
１．採　　決 …… 476
１．日程第８　甲第１号議案から甲第23号議案まで …… 476
１．委員長報告（予算特別委員長） …… 476

１．甲第１号議案に対する予算の組み替えを求める動議の提出 …… 481
１．呉屋　　宏君の提出理由説明 …… 482
１．採　　決 …… 482
１．甲第１号議案に対する修正の動議の提出 …… 482
１．仲宗根　悟君の提出理由説明 …… 482
１．質　　疑 …… 483
照屋　守之君 …… 483
１．討　　論 …… 485
西銘　純恵さん …… 485
仲田　弘毅君 …… 487
山内　末子さん …… 488
新田　宜明君 …… 489
玉城ノブ子さん …… 490
桑江朝千夫君 …… 490
１．採　　決 …… 491
１．日程第９　辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件 …… 492
１．當間　盛夫君の提案理由説明 …… 492
１．質　　疑 …… 492
照屋　守之君 …… 492
１．討　　論 …… 494
座喜味一幸君 …… 494
照屋　大河君 …… 495
新垣　清涼君 …… 496
渡久地　修君 …… 497
１．採　　決 …… 498
１．日程第10　議員提出議案第２号　ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書 …… 498
１．上原　　章君の提案理由説明 …… 498
１．採　　決 …… 498
１．日程第11　議員提出議案第３号　沖縄戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定実施に関する意見書 …… 498
１．呉屋　　宏君の提案理由説明 …… 499
１．採　　決 …… 499
１．日程第12　議員提出議案第４号　東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める意見書 …… 499
１．中川　京貴君の提案理由説明 …… 499
１．採　　決 …… 499
１．日程第13　陳情第９号 …… 500
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 500
１．採　　決 …… 500
１．日程第14　陳情平成24年第86号、同第107号、同第174号、同第202号、陳情平成25年第50号の３及び同第106号 …… 500
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 500
１．採　　決 …… 500
１．日程第15　陳情平成25年第88号及び陳情第30号 …… 500
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 500
１．採　　決 …… 500
１．日程第16　陳情平成25年第100号、同第135号、陳情第５号及び第６号 …… 501

１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 501
１．採　　決 …… 501
１．日程第17　陳情平成24年第149号及び同第150号 …… 501
１．委員長報告（公共交通ネットワーク特別委員長） …… 501
１．採　　決 …… 501
１．日程第18　閉会中の継続審査の件 …… 501
１．採　　決 …… 501
１．閉　　会 …… 501

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 503
１．議員提出議案 …… 625
１．普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議 …… 631
１．辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する動議 …… 633
１．諸般の報告 …… 635
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 639
１．議案付託表 …… 641
１．委員会審査報告書 …… 643
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 661
１．予算特別委員名簿 …… 673
１．辺野古埋立承認問題等調査特別委員名簿 …… 675
１．陳情文書表 …… 677
１．議案等処理一覧表 …… 699

平成26年第２回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期43日間　　自　平成26年２月14日
至　平成26年３月28日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	２月14日	金	（会議録署名議員の指名） 本 会 議（会期の決定） （知事提出議案の説明）	請願・陳情付託
2	15日	㊏	休　　会	
3	16日	㊐	休　　会	
4	17日	月	議案研究	
5	18日	火	議案研究	
6	19日	水	委 員 会（百条委員会）	
7	20日	木	委 員 会（百条委員会）	
8	21日	金	委 員 会（百条委員会）	
9	22日	㊏	休　　会	
10	23日	㊐	休　　会	
11	24日	月	委 員 会（百条委員会）	代表質問通告締切（正午）
12	25日	火	議案研究	一般質問通告締切（正午）
13	26日	水	本 会 議（代表質問）	
14	27日	木	本 会 議（代表質問）	
15	28日	金	本 会 議（代表質問）	
16	３月１日	㊏	休　　会	
17	２日	㊐	休　　会	
18	３日	月	本 会 議（一般質問）	
19	４日	火	本 会 議（一般質問）	
20	５日	水	本 会 議（一般質問）	
21	６日	木	本 会 議（一般質問） （予算特別委員会設置）	議案付託
22	７日	金	委 員 会（予算特別委員会・補正予算審査）	請願・陳情提出期限 （特別委）
23	８日	㊏	休　　会	
24	９日	㊐	休　　会	
25	10日	月	委 員 会（常任委員会・先議案件審査、採決） （予算特別委員会・補正予算採決）	
26	11日	火	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
27	12日	水	本 会 議（補正予算・先議案件委員長報告、採決 百条委員会中間報告） 委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（特別委）
28	13日	木	委 員 会（常任委員会）	
29	14日	金	委 員 会（常任委員会）	請願・陳情提出期限 （常任委）
30	15日	㊏	休　　会	
31	16日	㊐	休　　会	
32	17日	月	議案整理	
33	18日	火	議案整理	
34	19日	水	委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（常任委）
35	20日	木	委 員 会（予算特別委員会）	
36	21日	㊎	休　　会	春分の日
37	22日	㊏	委 員 会（常任委員会）	
38	23日	㊐	休　　会	
39	24日	月	委 員 会（常任委員会）	
40	25日	火	委 員 会（常任委員会）	
41	26日	水	委 員 会（特別委員会）	
42	27日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
43	28日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

喜納昌春君	大城一馬君
浦崎唯昭君	嶺井　光君
上原　章君	前島明男君
砂川利勝君	照屋守之君
具志堅　透君	新垣良俊君
又吉清義君	仲田弘毅君
儀間光秀君	新垣安弘君
新田宜明君	當間盛夫君
仲村未央さん	照屋大河君
玉城　満君	狩俣信子さん
西銘純恵さん	赤嶺　昇君
比嘉京子さん	新垣清涼君
吉田勝廣君	金城　勉君
島袋　大君	糸洲朝則君
中川京貴君	翁長政俊君
桑江朝千夫君	新垣哲司君
座喜味一幸君	具志孝助君
呉屋　宏君	新里米吉君
仲宗根　悟君	髙嶺善伸君
崎山嗣幸君	奥平一夫君
山内末子さん	玉城義和君
瑞慶覧　功君	玉城ノブ子さん
渡久地　修君	嘉陽宗儀君

平成26年２月14日

平成26年
第　２　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　１　号）

平成26年
第２回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）**

平成26年２月14日（金曜日）午前10時４分開会

議　事　日　程　第１号

平成26年２月14日（金曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで（知事説明）

第４　陳情第４号から第６号までの付託の件

第５　陳情平成25年第21号の取り下げの件

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程追加　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件

日程第２　会期の決定

日程第３　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計予算

甲第２号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第３号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第４号議案　平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第５号議案　平成26年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第６号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第７号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第８号議案　平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第９号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案　平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案　平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案　平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算

甲第15号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第20号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第21号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案　平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案　平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

甲第25号議案　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

甲第26号議案　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成25年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県農業構造改革支援基金条例
乙第25号議案　沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例

乙第26号議案　沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第35号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第36号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第37号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第38号議案　沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第39号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第40号議案　工事請負契約について
乙第41号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第42号議案　土地の処分について
乙第43号議案　訴えの提起について
乙第44号議案　訴えの提起について
乙第45号議案　違約金請求事件の和解について
乙第46号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第47号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第48号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第49号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第50号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第51号議案　県道の路線の認定及び廃止について

日程第４　陳情第４号から第６号までの付託の件
日程第５　陳情平成25年第21号の取り下げの件

出　席　議　員（46名）

議　長	喜納昌春　君	12　番	吉田勝廣　君
副議長	浦崎唯昭　君	13　番	島袋　大　君
1　番	上原　章　君	14　番	中川京貴　君
2　番	砂川利勝　君	15　番	桑江朝千夫　君
3　番	具志堅　透　君	16　番	座喜味一幸　君
4　番	又吉清義　君	17　番	呉屋　宏　君
6　番	儀間光秀　君	18　番	仲宗根　悟　君
7　番	新田宜明　君	19　番	崎山嗣幸　君
8　番	仲村未央　さん	20　番	山内末子　さん
9　番	玉城　満　君	21　番	瑞慶覧　功　君
10　番	西銘純恵　さん	22　番	渡久地　修　君
11　番	比嘉京子　さん	23　番	大城一馬　君

24番	嶺井　光君	37番	金城　勉君
25番	前島明男君	38番	糸洲朝則君
26番	照屋守之君	39番	翁長政俊君
27番	新垣良俊君	41番	新垣哲司君
28番	仲田弘毅君	42番	具志孝助君
29番	新垣安弘君	43番	新里米吉君
30番	當間盛夫君	44番	髙嶺善伸君
31番	照屋大河君	45番	奥平一夫君
32番	狩俣信子さん	46番	玉城義和君
33番	赤嶺　昇君	47番	玉城ノブ子さん
34番	新垣清涼君	48番	嘉陽宗儀君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	知事公室秘書広報交流統括監	久貝富一君
副知事	高良倉吉君	総務部財政統括監	田端一雄君
副知事	川上好久君	教育委員会委員	照屋尚子さん
知事公室長	又吉　進君	教育長	諸見里　明君
総務部長	小橋川健二君	公安委員会委員長	翁長良盛君
企画部長	謝花喜一郎君	警察本部長	笠原俊彦君
環境生活部長	當間秀史君	労働委員会会長	藤田広美君
福祉保健部長	崎山八郎君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城　毅君	人事委員会委員長	玉城　健君
商工労働部長	小嶺　淳君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		
病院事業局長	伊江朝次君		
会計管理者	岩井健一君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主幹	佐久田　隆君
次長	知念正治君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　ただいまより平成26年第２回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案87件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、平成26年１月末現在の平成25年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特

別委員会に付託すべき陳情を除く陳情６件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた教育委員会委員長宮城奈々さんは、体調不良のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として教育委員会委員照屋尚子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

26番　照　屋　守　之　君　及び

34番　新　垣　清　涼　君

を指名いたします。

――――◆・・◆――――

○仲宗根　悟君　議長、18番。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する百条調査委員会設置を求める日程追加の動議を提出をいたします。（拍手）

○照屋　大河君　ただいまの仲宗根悟議員の動議に賛成をしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　ただいま仲宗根悟君から百条調査特別委員会の設置を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前11時18分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

この際、休憩前に成立いたしました動議について、日程に追加して審議することについてお諮りいたします。

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（喜納昌春君）　傍聴人は静粛に願います。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

渡久地　修君。

〔普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議　巻末に掲載〕

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　私は、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議」を提出者及び賛同者を代表して提案します。

去年12月27日、仲井眞弘多県知事は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書を承認しましたが、多くの県民は到底納得していないし、地元の名護市民も納得していません。なぜなのか、真相の解明を強く望んでいます。

2010年２月24日、沖縄県議会は全会一致の「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」を可決し、同様に全市町村議会でも意見書が可決されましたが、なぜ知事は県議会、市町村議会の意思に反して埋め立てを承認したのか。

2013年１月28日の「オスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念」を求めた41全市町村長、議長、県議会、県内主要団体代表らが署名、押印した建白書を携えての約150人もの代表団が上京して、総理への直訴行動を行いましたが、なぜこの全市町村長らの建白書に反して埋め立てを承認したのか。

知事は２期目の知事選挙で、日米共同声明の見直し、普天間基地の県外移設という公約を掲げて当選したが、なぜその公約に反して埋め立てを承認したのか。議会では直前の11月議会まで辺野古移設は事実上不可能、県外移設を求めていくと答弁し、公約実現に全力を尽くすと答弁していたが、なぜその答弁に反して埋め立てを承認したのか。

知事はこの埋立事業についての環境影響評価書に対して、評価書で示された内容では環境保全は不可能との知事意見を出し、埋立承認申請書に対して、県環境生活部は「環境の保全についての懸念が払拭できない。」との意見を出したが、なぜ知事みずからの意見

や環境生活部の意見をみずから否定して埋め立てを承認したのか。地元自治体の名護市からは、「名護市民の誇りをかけて、「普天間飛行場の辺野古移設」に断固反対する、」と埋め立ての不承認を求める名護市長意見が出されたが、なぜ、地元名護市の意見を無視して全く正反対の埋め立てを承認するという挙に出たのか。

知事は総理との会談で、これまで議会でも議論をされていなかった幾つかの条件なるものを提示したが、いつどこで議論されて提示されたのか。県議会でも議論されていないし、県民にも知らされていませんでした。病気を理由に議会を途中欠席し東京で入院したが、そのときに病院を抜け出して政府首脳と会談をしていたことが報道で明らかになっていますが、県議会や県民の知らない間に一体何が行われたのか、埋立承認についてどういう会談がなされたのか。

以上、挙げただけでも疑問は尽きません。

知事の突然の埋立承認は全く不可解で、県民への説明責任が全く果たされていません。県議会はその解明のために臨時議会開催を要求して、ことし１月９日に緊急質問を行ったが、知事の答弁では厳格であるべき承認基準が現段階でとり得ると考えられる保全措置が講じられているとかの曖昧なものにすりかえられ、基地建設のための埋め立てを承認しておきながら県外移設の公約は変わりませんとの答弁に終始しました。また、知事に再三答弁を求めても答弁に立たずに部長に答弁を肩がわりさせるなど、その対応からは県民の疑問に答える姿勢は感じられず、到底、納得のいくものではありませんでした。

さらに名護市長に協力も要請していないし、会っていませんなどと答弁し、あげくの果てには埋め立てを承認した本人でありながら、これは防衛省の仕事です、私は主体者じゃありませんからとまるで他人事のような答弁に終始するなど、これが県政の最高責任者のとるべき態度かと、さきに挙げた多くの疑問は解明されるどころか逆に深まり、県民の不信は頂点に達しています。

県議会として県政の最重要課題であり、沖縄の将来にかかわる問題を知事が承認したからといって、そのまま見過ごすわけにはいきません。県民の多くが抱いている、なぜ県民の願いに反して埋め立てを承認したのか、何が起こったのかという疑問、不信を解明することは県議会の与党・野党を問わず、今、緊急に求められていることです。

以上の理由から、辺野古埋立承認に至った経緯や理由、その後の経過、問題等を議会の調査権限を保障した百条調査委員会によって承認にかかわった関係者の証人招致、県環境審議会の先生方や地元の名護市長などからの参考人意見聴取を行い、真相を徹底究明し、県民に明らかにすべきという結論に至りました。このことは多くの県民が望むものだと確信しています。

よって、次のとおり辺野古埋立承認問題等百条調査特別委員会の設置を提案します。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議

下記により、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議を提出する。

記

１、調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

⑴　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等について

２、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び沖縄県議会委員会条例第３条の２の規定により、委員19人から成る辺野古埋立承認問題等調査特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

３、調査権限

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第１項の権限を上記特別委員会に委任する。

４、調査期限

上記特別委員会は、１に掲げる調査が県政の最重要事項に属することから、今定例議会の代表質問前に７日間程度の集中調査を行い、中間報告を行うものとする。但し、この調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

５、調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては50万円以内とする。

平成26年２月14日、沖縄県議会議長　喜納昌春殿。

提出者　渡久地修、賛同者　仲宗根悟、仲村未央、照屋大河、新垣清涼、玉城義和、嘉陽宗儀、比嘉京子、當間盛夫。

以上です。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（喜納昌春君）　傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

この際、申し上げます。

ただいま「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公

有水面埋立承認問題等に関する調査の件」に関し説明がなされましたが、本件に対する質疑、討論の取り扱いについて、議会運営委員会において御協議を願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後３時18分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議無所属を代表して、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」に反対する討論を行います。

普天間飛行場の辺野古移設については、これまで明らかにしてきたように、我が公明会派としても反対であり、県外移設を求める立場は一貫しております。防衛省から仲井眞知事に求められた辺野古への埋立申請についても、不承認にするよう求めてまいりました。しかし、残念ながら仲井眞知事は、昨年12月27日に埋立申請に承認する旨の回答をしたのであります。そのことについては、我が公明会派としても、県議会において厳しく抗議をしてきたところであります。

ただ、本日提案された緊急動議については、賛成することはできません。県議会は本日から開会され、仲井眞知事から所信表明演説や平成25年度補正予算及び平成26年度の新年度予算の提案説明を受け、来る20日から代表質問、一般質問そして予算特別委員会、さらに常任委員会と徹底した議論の場が確保されているのであります。

我が公明会派は、そうした幾つもの議論の場を通してなお解明されない重要な事項があると判断されるのであれば百条委員会の設置の検討もやぶさかではありません。しかしながら、本日いきなりの百条委員会設置の提案は、議論の手続を無視し、県民生活に深くかかわる補正予算、新年度予算の審議にも悪影響を与えるものであり、今回の提案は、ためにする政局利用と言わざるを得ません。

我が公明会派は、そうした意図的・作為的な政局づくりには賛同することはできません。したがって、提案されている「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」に反対するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（議場にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面理立等に関する百条委員会の設置に賛成の立場から討論します。

初めに、地方自治法第100条に規定される議会の調査権について述べます。

地方自治法第100条は、県政にかかわる全ての事案を対象としています。100条に規定される議会の調査権は、その職責を完全に遂行せしめるために認められるものです。通常は現に議題となっている事項もしくは将来議案に上がるべき事項についての調査であり、世論の焦点となっている事項いわゆる政治調査等についてその実情を明確にするため、重要な事務の執行状況の事務調査をするものであります。

辺野古埋立承認事務は、現に世論の焦点となっている事項であり、かつ17年もの間、県民を悩ませてきた事案であり、100年先、200年先の沖縄の未来を左右する重大な案件であります。よって、本県の重要な事務の執行状況の調査にこれほど該当する事案はないものと考えます。

本県議会は去る１月９日臨時議会を開催し、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書」に承認した仲井眞弘多知事に対し緊急質問を行ったところです。その結果、埋立承認理由として、「現段階でとり得ると考えられる対策が講じられているものと判断いたしました。したがって、法に定められた承認基準等に適合していると判断せざるを得ず、名護市長や利害関係者から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても、総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、留意事項を付した上で承認した」との説明がありました。承認基準にどのように適合したかを明らかにせず、とり得る対策がとられたからという理由だけで承認したということであり、これでは全く法に適合したということにはなりません。

知事は、国の環境影響評価書に対し、「当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域

の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能」であるとの意見を提出し、また埋立承認申請書に対し県の環境生活部は、「当該事業の承認申請書に示された環境保全措置等では不明な点があり、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できない。」との意見を提出しています。これら２つの意見は、事業者が示す環境保全対策は「十分配慮」に相当しないという県のダメ出しであったはずです。それを根拠も示さずに一転させ、知事は承認基準に適合していると判断せざるを得ないとして承認しました。さきの臨時議会において明らかになった埋立承認理由は、これまで県が議会で答弁してきた内容に相反するものであり、すりかえ論的な議論を繰り返し、ますます混迷を深める結果となっています。

加えて、臨時議会後に実施された名護市長選挙によって名護市民の民意は明確となり、それを受け、名護市議会は、辺野古移設断念を求める意見書を決議しました。地元市町村長の意見や民意がどのように反映されたのかも不明であります。

先ほど渡久地修議員の百条委員会設置理由にあったように、県民は多くの疑問を持っています。歴史上初めて本県がみずから米軍基地を容認するのか、事の成り行きを見詰めています。県議会は、県民の疑問に答える責務があります。それを実現するためには、証人を招致し法的・制度的かつ科学的見地から承認基準に適合する根拠、承認するに至った経緯、名護市長や市民の意見がどのように反映されているかなどを検証し明らかにする必要があります。

我々は、予算を初め提案される予定の議案を徹底して審議します。会期の引き延ばしや混乱が目的であるというような批判があるとすれば、それは到底的外れであると言わざるを得ません。今回の百条委員会設置は、議会の権能である議事機関の意義を最大限に発揮し、熟議を通して県民の意思を反映させていくという地方自治法第100条の趣旨に最もふさわしい事案であることを確信します。

埋立承認は、戦後70年の長きにわたり基地との共存を余儀なくされてきた沖縄県民の血と涙の歴史を否定するばかりではなく、今後さらに長期に及ぶ基地との共存を強いることによって沖縄の自由な未来を奪うものです。だからこそ、ある人は苦難に満ちたみずからの戦後史をかけて、ある人は民主主義の問題として、ある人は守るべき自然と環境の問題として、またある人は未来に対する責任として、政党や党派を超えて譲れない一線を守るために立ち上がり声を上げているのであって、こうした県民の声を受けとめ、徹底審議を通して事態を明らかにしていくことが、まさに今この時代を託された県議会の使命であり、役割ではないでしょうか。

知事の埋立承認を、県民が直面している今と未来をかけた最大の課題として捉え、議会の「最強の調査権」を行使し、この問題に当たり県民の負託に応えていく審議を尽くすべきであると自覚する立場から、百条委員会設置に賛成する討論といたします。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（喜納昌春君）　傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第１項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げておきます。

又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　自由民主党、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議」に対して反対の立場から討論いたします。

まず討論は２点ですが、１点目、知事の公約と承認との関係について６点ほど述べさせていただきます。

１つ、知事は、数々のオプションの中で、地元の反対等を考えると辺野古移設案は難しいと主張してきた。辺野古移設案そのものに反対したことはない。現に知事はさきの11月議会の玉城義和議員に対しても、私自身は辺野古であるからイエスとかノーと言ったことはひとつもありません。実現可能性がどれぐらい高いか低いかということで判断するんだと答弁をしておられます。

１つ、政府は、強い意思で辺野古移設案を推進しようとしており、埋立申請を提出した。法的に問題がない以上、知事は承認せざるを得なかったが、辺野古移設の難しさが軽減されたわけではない。

１つ、政府は、本土における沖縄の基地負担軽減のため作業チームを発足させ、沖縄の要望する４項目の実現を図るため取り組みを始めている。

１つ、辺野古移設が計画どおり進むかは不透明であり、県として普天間飛行場の早期の危険性除去のためのあらゆるオプションを追求すべきと考えている。

１つ、知事は、５年以内に普天間飛行場の運用を停止することを強く求めており、県外移設はそのための方策として検討されるものである。

以上のことから、知事の承認は以前の大田知事から何の解決策も糸口も見出すことのできなかった、決して避けて通ることのできない、かつもうこれ以上先延

ばすことも許されない普天間基地問題に大きな終止符を打ち、未来の沖縄に向かって、宜野湾市民９万5000市民の命を救う県民のための知事であることを強く申し上げます。

もう一つ、議会のあり方について２点ほど述べさせていただきます。

100条調査の目的は、地方公共団体の事務に係る範囲で起こった不祥事件等に対し、当該不祥事件等が発生するに当たっての原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったか、不祥事件等が起こった背景はどのようなものがあるか、事務の執行が適正に行われていたか、そして今後どのようにすればこのような不祥事件等が起こらないような体制を築くことができるのか、当該団体として当該事件等の再発防止をするにはどうすればよいのかについて調査することを目的としており、今回調査項目となっている公有水面埋立承認に係る手続については、関係法令等に基づき適正になされたものであるため、100条調査の目的とする不祥事はそもそも存在しないものである。

１つ、仮に百条委員会を設置する場合も、その前にさまざまな議論を経てもなお必要がある場合に提案されるべきものであり、今回のように本議会での代表質問及び一般質問、委員会での議論もないまま提案され設置することは議会のあり方としてゆゆしき事態であり、今後の議会のあり方にも禍根を残すことになる。

多くの議員諸公の良識ある判断と御理解をお願い申し上げ反対といたします。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　自民党を代表いたしまして、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議」に対する反対討論を行います。

私は、２点に絞って行っていきたいと思っております。

１点目であります。

平成26年度当初予算への影響についてであります。

２月定例会では、平成26年度当初予算、平成25年度補正予算といった予算関連議案を初め、病院事業の医師等を増員する沖縄県職員定数条例や、学校職員を増員する沖縄県学校職員定数条例の改正などの重要な議案が多数提出をされております。

平成26年度当初予算の審議がおくれ年度内成立が困難となった場合、義務的経費のみを計上した暫定予算となるため、離島住民のための交通コスト負担軽減事業、認可外保育施設の園児のためのおやつ代や施設運営経費の助成などを行う待機児童関連事業、小中学校への学習支援の配置事業、４月から６月の観光客閑散時期における誘客活動、平成26年度から新たに取り組む予定となっている女性のためのセーフティネット実証事業などの政策的事業について、４月１日以降、事業が停止状態となるほか、新たな取り組み事業も事業開始がおくれるなど県民生活に多大な支障、混乱が生じることになるわけであります。このことは、完全失業率が全国平均との差が縮まり有効求人倍率や新規求人倍率が復帰以降最高の水準を記録したほか、入域観光客数も平成25年は641万人となり、８月に初めて70万人台を記録するなど良好な状態で推移している県内経済にも大きな影響を与えることになり、県内経済へのリスクが増大するほか、県内景気を腰折れさせることになりかねません。また、平成25年度補正予算が早期に成立できない場合も、県民生活や県内経済のみならず義務的経費である市町村への交付金等の予算執行がおくれ、市町村財政にも大きな支障が生じることになるのは確実となるわけであります。

２点目であります。

調査権の乱用と野党会派の行動についてであります。

100条の調査は、今回の埋立承認が議会の特定の政治勢力の主張に沿わないことをもって行うものであり、既に埋立承認はなされたことから、これについては本会議を初め委員会で審議するなど別途の手段によるべきであり、今回の提案は調査権の乱用ではないでしょうか。知事と県議会議員は県民の直接選挙で選ばれ、それぞれの独立の立場において相互に牽制し、その均衡と調和の上に運営されるものであり、そのよって立つところは相互の立場の尊重であります。

ところが、県議会の一部は今回の公有水面埋立承認問題について、みずからの主張に相入れないこともあって知事に辞職勧告決議をなし、これも相入れないことを見るや離島振興、子育て支援、雇用施策等、県民生活に直結する重要な内容を盛り込んだ平成26年度当初予算の審議を後回しにして政局に持ち込もうとする野党会派の一連の行動は、県民生活をないがしろにする極めて遺憾なものであるわけであります。

１月９日、10日、臨時議会において知事から十分な説明があった中、知事に辞職勧告の決議をなし、その間にも議論する時間はあった中で何もしないで本日の２月定例議会を迎え、その冒頭で百条調査委員会の設置動議が提出されました。

野党を中心とした提出者の皆さんは、あなた方は仲井眞知事に対して辞職、すなわちやめなさいと言って

２月定例議会に参加をする、２月議会に参加をしているんですよ、あなた方は。パフォーマンスにしか思えません。まさしく平成26年度当初予算、平成25年度補正予算をストップさせ、暫定予算に持っていくことだけしか考えていないのではないでしょうか。本当に沖縄県民140万の生命財産を守れる立場なのか、私は疑問に思うところであります。

議会というのは何なのか。しっかりと議論をし、県勢発展のため、県民の生活・福祉向上のため行うところであります。数の力で強引に動議を乱発し議会運営をしようとする野党の皆さん方の考えは到底話にはなりません。

私どもは、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議」に対する反対を行いますけれども、どうぞマスコミの皆さん、一語一句報道していただいて、この百条委員会が26年度当初予算、平成25年度補正予算の審議をストップさせ、140万県民の生活にどれだけ支障を来すかということをしっかりと報道していただきますよう、私の反対討論を終わります。（傍聴席にて発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後３時47分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

静粛に。静粛に。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する動議」に対する反対の討論を行います。

この百条委員会設置の話が報道されますと、我が県民からは、実績のある知事の辞任要求するよりも、まさにきょうの議事を含めて力でこの主義主張する県議会議員の辞任こそ優先すべきだという思い、これがまさに県民の声であり、傍聴席のやじは県民の代表ではない、私はこのように思っております。

これまで私たち県議会は、普天間の移設問題、多くの時間を割いて議論を尽くしてまいりました。この手続の審査がいかに適法に行われ、かつ説明責任が果たされたかということは言うまでもありません。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立申請に関する審査手続につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり形式審査、補正指示、告示・縦覧、利害関係者の意見受け付け、現地確認、関係行政機関への意見照会など全て適切に実施されたことが議会の中でしっかりと質疑の中で明らかになりました。

また、公有水面埋立法に定める承認基準や関係通知等に基づく基準等への適合については、事業の実施による環境への影響予測結果は環境基準等を満たしていること、また、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、公有水面埋立法に定める環境の保全に十分配慮されていることなど承認基準に適合していることから、留意事項を付した上で承認が行われたことも十分に議論されたところであります。

また、これらの件につきましては、平成26年１月９日に開催されました沖縄県議会臨時議会においても、各質問者に対し手続の経緯や承認した考え方などについて執行部から丁寧に説明があったところであります。そのほかにも承認までの手続の各段階において、手続の状況や関係行政機関等の意見等について適宜マスコミ発表を行い情報の開示が行われております。沖縄防衛局と質疑に関する文書や承認決裁に関する起案文書など、関係資料についても県議会各会派の求めに応じ提供されていることなどから判断しても、情報の開示及び説明責任は十分に果たされております。

今回の百条委員会のこの設置に関して、私は法律の立場からコメントを申し上げますが、地方自治法第100条に基づく調査においては、同条第１項に「法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。」と規定がされております。

その同法施行令第121条で「調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものは、当該調査に際して開示をすることにより国の安全を害するおそれがある事項に関する事務」と規定されており、その解説においては「基本的にわが国の防衛に支障を生ずるおそれのある事項に関する事務が該当することになろう」と規定されております。

今回の普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立問題については、法律では百条委員会を設置して調査することはできないということであります。繰り返しますが、地方自治法第100条の規定は、同条第１項に「法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。」と規定されております。したがいまして、私は、いずれにいたしましても本議案が百条委員会で調査できないものだというふうに考えております。

しっかりと皆様方、御審議をいただきまして反対いただきますことをよろしくお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　百条委員会設置に反対する討論を行います。

沖縄県議会野党の皆さんは、この百条委員会の設置の提案ですね、動議、到底理解できませんけれども、野党会派の皆様のこのお考えが一体全体何で急にこうなってしまったのか、非常に疑問に思っております。

今、提案した案件は、先ほどから出ておりますように、今定例会の代表質問やあるいはまた一般質問、それに委員会等でさまざまな角度から審査をし、そしてまた議論する立場を県議会議員として与えられているわけであります。そのことを放棄してこのような動議でいきなり提出するという、そしてまた議会が混乱するというこのことが理解できないわけであります。

まず、私どもが議員として与えられた責任を果たして、先ほどありましたように県民の疑問もそこで解明をしていくというそういうことを放棄し、そしてまた先ほどからありますように、予算審議を後回しにしてそれを優先することは、やっぱりこれは私は県民の代表としてまともな議員のやることではないと考えております。

このような政策課題を政局にすりかえる手法ということが理解できないわけでございます。県民の代表としてやるべきことをやった上で百条委員会の設置、それを議会全体で考えていく、そのことが重要でございます。恐らく全国47都道府県、こういうふうな百条委員会の設置というのはあり得ないと思っております。議会というのはもちろんさまざまな違う意見を出し合って冷静に議論をし討論をする場所でございます。平成８年から約18年が経過したこの普天間飛行場の移設問題、知事の埋立承認に対する県民の理解、今、一体全体どういうふうな形になっているか、関心を寄せて取り組みをしているわけでありますけれども、私は、約半数近くの県民の方々は理解をしているというそういう認識でございます。もちろんせんだっての名護の市長選挙、56対……（傍聴席にて発言する者あり）

休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

休憩いたします。

午後３時57分休憩

午後３時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○照屋　守之君　平成８年から約18年が経過したこの問題、埋立承認、私は約半数の県民は知事の埋立承認についてやむを得ないなという理解を示しているというふうなことを考えております。ですから、この問題は一方的に批判しているばかりでは問題は解決いたしません。県民の声なき声、あるいはまた普天間飛行場移設の非常に重要な問題、繰り返しますけれども、県民の約半数は埋立承認についてやむを得ないなというふうに考えているのではないかと思っております。ただ、県民には感情的な部分の反発があるということも私は受けとめているわけでございます。

今、沖縄県議会がやるべきことは、県知事から２月定例議会に向けて提案された議案、平成26年度新年度予算、その予算は復帰以来初めて7000億円を突破し、県民の生活あるいはまた教育、福祉、さまざまな大変重要な予算を提案をさせて審査を行って議決をし、４月１日から県民のために活用することが沖縄県議会そして議員に与えられた大きな責任でございます。この提案もさせずに、それより先に埋立承認問題が県の優先課題のごとく県民に誤解を与えるさまは、まさに何とも情けない限りでございます。

先ほどありましたように、地方自治法第100条では何でも審査する規定にはなっておりません。法律上そのような規定がございます。通常の法定事務、特に国の安全等に規定される部分につきましては百条委員会では審査できないと規定をされているところでありますけれども、後ほど事務局を通してこの法律についても見解を伺えればというふうに思っております。私どもは、いま一度そのことを確認する必要がございます。私は、私の調べた地方自治法に関する件では、百条委員会の設置は違法行為というふうにとらえているわけでございます。

さらにまた、今回の提案は通常の行政事務手続を取り上げ、真相を究明するということになっているわけでございますけれども、百条委員会の地方自治法の趣旨に反するものと考えております。このようなことが日常的に議会でできれば、通常の一般事務についても毎定例会ごとに、あるいはまた365日、百条委員会を設置しなければならないわけでございます。全国の都道府県議会どこを探してもそのような県議会はないと私は考えております。

沖縄県議会の見識、そしてまた法律の部分、さらにそのことも含めていま一度確認をしたいわけでございますけれども、提案者の皆様、今からでも遅くありません。速やかに議案を取り下げていただきますようにお願いをするものでございます。

私ども沖縄県議会、識名トンネル工事の百条委員会の設置をさせていただきました。この百条委員会の設置は、特にこの百条委員会の重要性も鑑みながら、土

木環境委員会やあるいはまた本会議等さまざまな角度から調査、議論が進められて、沖縄県議会としても十分に審査をした上で百条委員会の設置が決定された経緯がございます。しかしながら、トンネル問題での百条委員会につきましても具体的な論点や、あるいはまた疑惑、あるいはまた焦点もないままに百条委員会が進められ、県民からは極めて不透明な百条委員会になったわけでございます。そのことからいたしましても、この百条委員会の設置につきましては、より具体的に疑惑あるいはまたさまざまな観点から絞り込んで原因究明をするべきでございます。そのことは、やはり本会議の代表質問あるいはまた一般質問、そしてまた委員会を通してその問題点を浮き彫りにした上で百条委員会に移行をしていく。ですから、私は、トンネル問題の百条委員会、その反省の意味からも今回の埋立承認問題については、県議会の委員会や代表質問、さらに深い議論が必要であるとの考え方でございます。議員としてその責任をしっかり果たした上で百条委員会の移行、そのようなことを考えたいわけでございます。

今回、埋立承認問題につきましては、今、県民の議論あるいは感情的なものも含めて仲井眞知事の埋立承認に対する問題点が指摘をされているところでございますけれども、ぜひとも今定例議会で、この百条委員会ではなしに、代表質問やあるいはまた一般質問、そしてまた委員会、そして議員もさまざまな観点から議論をさせていただいた上で次の百条委員会のステップを踏ませていただきますように、改めてお願いを申し上げ、現段階での百条委員会の設置に反対する討論といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　今発言した方、退席命じます。退場です。

傍聴人は拍手もやめてください。賛否できませんので。静粛に傍聴よろしくお願いします。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時４分休憩

午後４時５分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

お諮りいたします。

本件のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。（傍聴席にて拍手する者あり）

傍聴人は静粛にお願いします。静粛に。

よって、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」は、可決されました。

休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後５時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

先ほど設置されました辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔辺野古埋立承認問題等調査特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後10時19分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

次の日程に入ります前に報告いたします。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員長から、本日の委員会において、委員長に當間盛夫君、副委員長に仲村未央さんを互選したとの報告がありました。

○議長（喜納昌春君）　この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日午後からの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として労働委員会事務局長真栄城香代子さんの出席を求めました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月28日までの43日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月28日までの43日間と決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第３　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

―――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　こんばんは。

２月議会の知事提案説明の前に一言申し上げます。

昨年11月議会において、体調悪化のために一般質問２日目から欠席し御迷惑をおかけしました。まことに申しわけありません。幸い体調は回復し、今議会においては十分に議論を尽くしてまいる所存でございます。

また、私の言葉足らずで県民の皆様にさまざまな心配をおかけしました。この間の自分の判断の根拠やこれによって実現できる普天間基地の危険性の除去など基地負担軽減について、本議会においてしっかりと説明してまいる所存でございます。

平成26年第２回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、県議会並びに県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第１に、「県政運営に取り組む決意について」申し上げます。

私は、これまで、沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定するとともに、皆様の御協力により、沖縄振興特別推進交付金の創設を実現しました。

特に、この交付金の活用により、従来の補助事業では対応が難しかった福祉や離島振興等においてきめ細やかな施策を展開し、産業振興の分野においても、観光客の誘致や国際物流拠点の形成等、自立型経済の実現に向け、各種施策を戦略的に推進してまいりました。

現在、沖縄は、日本経済活性化のフロントランナーとして期待されるなど、新たな段階に入っております。

平成26年度は、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、新たな施策を大胆に展開し、さらに加速させる重要な年であります。

引き続き、沖縄県のさらなる飛躍と県民福祉の向上に向け、全力で県政運営に取り組んでまいります。

第２に、「沖縄を取り巻く現状の認識について」申し上げます。

沖縄県内の経済は、観光関連指標、個人消費などが前年を上回るなど、堅調な動きを維持し、景気は拡大しております。

平成25年の入域観光客数は、641万人となり、うち外国人客が55万人となるなど、過去最高を大きく更新しました。年平均の完全失業率は、平成23年の7.1％、平成24年の6.8％から、平成25年は5.7％と18年ぶりに５％台となり、有効求人倍率も復帰後最高となるなど、雇用情勢は着実に改善しております。特に、月別の完全失業率は、直近の３カ月連続で４％台を記録し、全国水準まで１ポイント以内に迫り、引き続き堅調に推移すると考えております。今後とも、さらなる景気や雇用の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

国際社会においては、経済のグローバル化が進展し、アジア諸国は著しく成長しているものの、尖閣諸島の問題など周辺諸国との関係は緊張状態にあることから、文化や経済など多面的な交流を通じて信頼の構築を図り、地域の平和と発展に貢献してまいります。

また、ＴＰＰ交渉については、今月末に閣僚会合が予定されており、引き続き県内への影響を把握し、適切に対応してまいります。

我が国においては、いわゆるアベノミクス効果で経済状況は明るさを取り戻しつつあると認識しており、その動向を捉え、沖縄県の発展につなげていきたいと考えております。

一方、東日本大震災の発生から間もなく３年が経過します。沖縄県としましても、被災された方々の生活再建に向け、支援を継続してまいります。

第３に、「今後の沖縄振興に向けた取り組みについて」申し上げます。

待望の那覇空港第２滑走路の工事がことし１月に着工されました。平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの年に供用を迎えることから、沖縄がアジアゲートウェイとして飛躍できるよう全力で取り組みます。

また、平成26年度においては、日本経済活性化の「フロンティア創造」、「持続的人口増加」、「健康長寿おきなわの復活」、「安全・安心の確保」の４項目を「重点テーマ」として設定し、沖縄振興を力強く推進する施

策に取り組んでまいります。

昨年９月に策定した「沖縄県組織ビジョン」に基づき、関連部局が連携して新たな課題などに的確に対応するため、部等を大くくり化した部門制を導入することとしております。平成26年度は「子ども生活福祉部」、「公共交通推進室」、「基地環境特別対策室」などを新設するとともに、新たな行財政改革プランを実施してまいります。

第４に、「内開府予算案及び税制改正等について」申し上げます。

平成26年度内開府沖縄関係予算案については、沖縄振興交付金1759億円、沖縄科学技術大学院大学関連経費198億円、那覇空港滑走路増設事業費330億円を含む総額3460億円が確保され、前年度より459億円の増額となっております。

沖縄関連税制については、経済金融活性化特別地区（仮称）の創設、各地域制度の地域指定等に係る権限の県知事への移譲、さらに航空機燃料税軽減措置の離島路線への拡充など、大幅に改正されることとなりました。

また、政府においては、沖縄振興予算を平成33年度まで毎年3000億円台確保するとし、那覇空港滑走路増設事業については、平成31年度末の供用開始と別枠予算の確保を表明しました。

沖縄県としては、国及び市町村と連携し、各種施策を実施してまいります。

平成26年度の施策の概要について申し上げます。

次に、平成26年度における施策の概要について、県民の求める将来像に沿って主なものを御説明申し上げます。

第１は、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して」についてであります。

国は、慶良間諸島を今年３月５日に国立公園に指定することを決定しました。沖縄県としては、慶良間諸島の海域景観の保全を図り、適正利用に向けて取り組みます。

また、自然環境の持続可能な利用を図るため、サンゴ礁保全に向けたオニヒトデ対策などに取り組むほか、「自然環境再生指針（仮称）」を策定し、沖縄らしい自然環境の再生に取り組みます。

伝統や文化については、「しまくとぅば」の継承や伝統芸能など多彩な文化資源の活用により、魅力的な沖縄の形成に努めます。

平成29年度供用開始を目指し、「工芸の杜（仮称）」を整備し、技術の高度化、市場ニーズに対応した製品開発等を推進します。

第２は、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」についてであります。

沖縄の活力と成長力を維持・発展させるためには、積極的な人口増加施策を展開することが重要であることから、長期的な取り組みとして「人口増加計画」を策定し、県全域でバランスのとれた人口の増加を推進してまいります。

長寿世界一復活に向けては、次世代や働き世代の生活習慣の改善やスポーツができる機会の拡大等、健康長寿復活プロジェクトを立ち上げ、2040年までに平均寿命日本一を目指します。

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、女性からの相談体制を充実し、子供の医療費助成に取り組みます。

また、市町村が実施する保育所整備や小規模保育事業等の支援を行うことにより、平成29年度末までに待機児童の解消を図ります。認可外保育施設に対しては、認可化移行の支援や給食費等の助成を実施し、保育の質の向上に取り組みます。

お互いに支え、助け合う地域社会の実現を目指して、「沖縄県地域福祉支援計画」を策定するとともに、地域で完結できる福祉・介護人材を育成するための基盤整備を図ります。

また、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、新たに広域相談専門員を配置し、障害者に対する誤解や偏見等をなくし、ともに支え合う社会づくりに取り組みます。

保健医療サービスの推進については、救急医療体制の充実、及び医師等保健医療従事者の養成・確保に取り組むとともに、県立病院の持続的な経営健全化に向けて、経営改革に取り組みます。

八重山病院の建てかえについては、平成29年度の開院へ向けて整備します。

北部地域における医療体制については、基幹的病院の整備など、地域医療の確保・充実に取り組みます。

災害に強い県土づくりについては、35カ所の橋梁補修、10市町村での民間住宅及びホテル、病院等への耐震診断の支援等に取り組むとともに、水道施設の更新、耐震化等により水の安定供給を図ります。

東日本大震災の教訓を踏まえ、県民の迅速な避難行動のための体制整備、防災意識の啓発向上等に取り組みます。

性暴力被害者支援の充実を図るため、「性暴力被害者ワンストップ支援センター（仮称）」の設置に向けて取り組みます。

また、ＤＶ・ストーカーやコミュニティーサイト等

に起因する犯罪から女性や青少年を守るための体制を強化します。

次に、米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決について申し上げます。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請については、公有水面埋立法等にのっとり承認したところであります。

政府は、辺野古移設計画が9.5年またはそれ以上の期間を要することから、その間の危険性除去が極めて重要な課題との認識を私と共有しており、政府として、５年以内運用停止の実現に全力で取り組むことを表明しております。

また、嘉手納より南の施設・区域の返還については、昨年の８月に牧港補給地区（北側進入路）が返還され、さらに平成26年度末にはキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還が予定されております。

沖縄県としては、統合計画について、内容の具体的な説明、跡利用計画の円滑な実施への配慮、地元意見の聴取の場の設置等について、引き続き政府に対して強く求めます。とりわけ、牧港補給地区については、７年以内の全面返還を求めてまいります。

昨年10月の日米安全保障協議委員会共同発表に基づき、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限一部解除、普天間飛行場のＫＣ130空中給油機の岩国飛行場への移駐が行われる見込みとなっており、県は、これら負担軽減策の確実な実施を求めてまいります。

日米地位協定の見直しについては、返還予定施設の事前立入調査等具体的な成果が実現するよう、今後ともあらゆる機会を通じ、条項の追加等、改定を日米両政府に対して求めてまいります。

さらに、オスプレイについては、政府が示した12機程度を県外の拠点に配備、訓練の過半を県外に移転し、普天間飛行場運用停止後、県外移設を行うよう政府に求めてまいります。

戦後処理問題については、不発弾処理問題の早期解決に取り組むとともに、沖縄戦の戦没者の遺骨収集の加速化を図ります。また、所有者不明土地問題については、抜本的解決策を講ずるよう国に求めてまいります。

第３は、「希望と活力にあふれる豊かな島を目指して」についてであります。

幹線道路網の構築については、那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路の整備を引き続き促進するとともに、はしご道路の東西軸強化を図る上之屋道路、城間前田線の整備に新規着手します。

公共交通については、路線バスの定時性向上に資するバスレーン延長や、モノレール・バス４社共通のＩＣ乗車券システムの平成27年度運用開始に取り組みます。沖縄都市モノレールは、首里駅から沖縄自動車道（西原入り口）までの延長整備を推進し、平成31年春の開業を目指します。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムについては、そのルートや事業主体、整備手法等の検討を行い、平成27年度までに事業化に向けた計画案の策定に取り組みます。

あわせて、フィーダー交通として、ＬＲＴ、基幹バス等が連携することにより、本島全域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組みます。

また、鉄軌道の導入決定及び早期着工を政府に求めてまいります。

モノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発については、平成30年度の事業完了を目指し、バスターミナル地区の整備を促進するとともに、新県立図書館等の公共公益施設の導入に取り組みます。

観光・リゾート産業については、平成33年度までの入域観光客数1000万人の達成を目指し、世界水準の観光・リゾート地の形成に取り組みます。また、大型ＭＩＣＥ施設の早期整備を目指すとともに、多様な機能を備えた統合リゾートの検討を継続してまいります。

アジアにおける国際情報通信の拠点形成を目指し、国際海底ケーブルの敷設により、沖縄と首都圏、アジアを直接結ぶ高速通信基盤の構築に取り組むとともに、県内ＩＴ人材の高度化を推進します。

那覇空港については、滑走路増設事業を促進し、増大する旅客需要に対応するためのターミナル機能の拡充について、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」の事業を促進するとともに、さらなる民間エリアの拡充に向け、自衛隊エリアの配置の最適化を政府に求めてまいります。

さらに、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成に向けては、国際航空物流ハブの拡充や航空機整備場の整備などに取り組みます。

那覇港、中城湾港等を引き続き整備し、国際交流・物流機能の強化を図ります。

大型国際商談会「沖縄大交易会」を民間と共同で開催します。

企業誘致については、新たに設けられる経済金融活性化特別地区（仮称）や大幅に拡充される各種税制優遇措置等を活用し、さまざまな産業の集積に取り組みます。

中小企業については、県融資制度の拡充により企業再生や経営基盤強化を促進するとともに、企業連携プロジェクトの推進等により中小企業の新たな取り組みを支援します。

知的・産業クラスターの形成については、沖縄科学技術大学院大学の整備拡充が重要であることから、300ＰＩに向けた取り組み等を政府に求めてまいります。

また、先端医療の開発拠点形成の基礎づくりを推進するとともに、重粒子線治療施設導入に向けた基本構想の策定に取り組みます。

沖縄周辺海域の海洋資源について、関係機関と連携し、国の海洋資源調査や開発の支援拠点形成に取り組みます。

農林水産業の振興については、戦略品目による拠点産地の形成、輸送コストの低減、生産基盤の整備等を図るとともに、６次産業化によるさらなるブランド化を推進します。

さらに、新たに設立される農地中間管理機構を通じて、新規就農者や法人経営体等担い手の農地利用拡大に取り組みます。

また、日台漁業取り決めの影響緩和のための基金100億円を活用し、漁業者の安全操業の確保や水産経営の安定化など、水産業の振興に取り組みます。

全国並みの完全失業率の達成に向けて、引き続き「みんなでグッジョブ運動」を展開し、県民一丸となった就労意識の向上と雇用の拡大を図ります。

さらに、すぐれた人材育成の取り組みを行っている企業の認証制度等により、雇用の質の向上を図ります。

北部、離島・過疎地域においては、航路及び航空路の交通コスト低減や離島児童・生徒支援センター（仮称）の平成27年度供用開始、港湾・空港施設の機能向上、石垣空港線の早期開通、宮古広域公園（仮称）の整備、儀間ダムの平成27年度供用開始など定住条件の整備に取り組みます。

中南部都市圏の駐留軍用地については、跡地利用推進法に基づく立入調査の実施等による早期の普天間飛行場跡地利用計画策定を推進するとともに、関係市町村の跡地利用計画の策定を促進します。

特に、平成26年度末返還予定のキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用については、先行モデルとして国及び宜野湾市と連携した取り組みを推進します。

第４は、「世界に開かれた交流と共生の島を目指して」についてであります。

交流施策については、「沖縄21世紀国際交流基本戦略（仮称）」を策定し、また、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを通じて、交流人口の拡大と定着人口の増加につなげます。

さらに、ＪＩＣＡ沖縄センターと連携し、開発途上国から技術研修員を受け入れるとともに、沖縄県から約40名の高校生を開発途上国に派遣し、国際協力・貢献活動を通じた交流を積極的に推進してまいります。

平和の発信・構築については、第７回沖縄平和賞の実施や戦争体験証言等の記録などを通じて、平和の心を広く国内外へ発信し、次世代に継承したいと考えております。

第５は、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して」についてであります。

学校教育については、引き続き小中学校における少人数学級の導入を推進するとともに、児童生徒の学力向上に向けては、平成28年度までに全国水準を超えることを目標に取り組みを強化します。

グローバルに活躍できる産業人材を育成するため、セミナー開催に加え、約40人の海外派遣研修や長期留学を実施するとともに、教育分野においては、約300人の高校生や大学生等を国外留学等に派遣します。

また、小中学校においては、イングリッシュサマーキャンプを実施し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

以上、平成26年度における主な施策の概要について申し上げましたが、ほかにも多くの施策を展開し、県民の福祉向上に邁進する所存であります。

議員各位を初め、県民の皆様の御理解と御協力を賜りたくお願い申し上げます。

次に、甲第１号議案から甲第36号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

平成26年度は、「重点テーマ」を踏まえ、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かした施策を戦略的に展開するとともに、「沖縄県ＰＤＣＡ」及び沖縄振興交付金事業の評価の反映、新たな行財政改革プランの推進により、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上に取り組むこととしております。

その結果、平成26年度当初予算は、

一般会計において　　7239億2200万円
特別会計において　　1077億4472万9000円
企業会計において　　1115億8183万3000円

の規模となっております。

また、平成25年度補正予算につきましては、国の補正予算への対応経費等を盛り込んだ一般会計補正予算及び11件の特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算を計上しております。これらの補正予算につきま

しては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、予算以外の議案といたしましては、条例議案が「沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」外38件、議決議案が「工事請負契約について」外11件を提案しております。

なお、乙第12号議案外６件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

何とぞ慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　玉城　健君登壇〕

○人事委員会委員長（玉城　健君） こんばんは。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げさせていただきます。

乙第３号議案「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、昨年10月に当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえるとともに、国及び他の都道府県の職員の給与改定等を考慮し、勤務１時間当たりの給与額の計算方法を改めるほか、55歳を超える職員の昇給制度について所要の改正を行うものであり、これはおおむね適当であると考えます。

また、同条例中、大規模災害からの復興に関する法律の部分につきましては、同法の施行に基づき災害派遣手当の支給根拠を定めるものであり、適当であると考えます。

また、沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正につきましては、勤務１時間当たりの給与額の計算方法の改定に伴い所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第37号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第４項の規定により教育委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから教育委員会の意見を求めます。

教育委員会委員。

〔教育委員会委員　照屋尚子さん登壇〕

○教育委員会委員（照屋尚子さん） こんばんは。

平成26年１月１日付で教育委員を拝命いたしました照屋尚子と申します。

ただいま議長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第４項の規定に基づき教育委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第１項の規定により、沖縄県教育委員会の権限に属する市町村立学校職員給与負担法第１条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規程で定めるこれらの手当の支給に関する事務を条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることになっております。

乙第37号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、法律の規定の趣旨に沿ってこれらの事務を市町村が処理することとするものであることから、適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育委員会の意見の開陳は終わりました。

○議長（喜納昌春君）　日程第４　陳情第４号から第６号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情３件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第５　陳情平成25年第21号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、陳情平成25年第21号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明２月15日から25日までの11日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、明２月15日から25日までの11日間休会とすることに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、２月26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後11時24分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年２月26日

平成26年
第　２　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　２　号）

平成26年
第２回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）**

平成26年２月26日（水曜日）午前10時４分開議

議　事　日　程　第２号

平成26年２月26日（水曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（44名）

議　長	喜納昌春　君	24　番	嶺井　光　君
副議長	浦崎唯昭　君	25　番	前島明男　君
1　番	上原　章　君	26　番	照屋守之　君
3　番	具志堅　透　君	27　番	新垣良俊　君
4　番	又吉清義　君	28　番	仲田弘毅　君
6　番	儀間光秀　君	29　番	新垣安弘　君
7　番	新田宜明　君	30　番	當間盛夫　君
8　番	仲村未央　さん	31　番	照屋大河　君
9　番	玉城　満　君	32　番	狩俣信子　さん
10　番	西銘純恵　さん	33　番	赤嶺　昇　君
11　番	比嘉京子　さん	34　番	新垣清涼　君
12　番	吉田勝廣　君	37　番	金城　勉　君
13　番	島袋　大　君	38　番	糸洲朝則　君
14　番	中川京貴　君	39　番	翁長政俊　君
15　番	桑江朝千夫　君	41　番	新垣哲司　君
16　番	座喜味一幸　君	42　番	具志孝助　君
17　番	呉屋　宏　君	43　番	新里米吉　君
18　番	仲宗根　悟　君	44　番	髙嶺善伸　君
19　番	崎山嗣幸　君	45　番	奥平一夫　君
20　番	山内末子　さん	46　番	玉城義和　君
22　番	渡久地　修　君	47　番	玉城ノブ子　さん
23　番	大城一馬　君	48　番	嘉陽宗儀　君

欠　席　議　員（２名）

2　番	砂川利勝　君	21　番	瑞慶覧　功　君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞　弘多　君	会計管理者	岩井　健一　君
副知事	高良　倉吉　君	知事公室秘書広報交流統括監	久貝　富一　君
副知事	川上　好久　君	総務部財政統括監	田端　一雄　君
知事公室長	又吉　　進　君	教育委員会委員	泉川　良範　君
総務部長	小橋川　健二　君	教育長	諸見里　　明　君
企画部長	謝花　喜一郎　君	公安委員会委員	與儀　弘子　さん
環境生活部長	當間　秀史　君	警察本部長	笠原　俊彦　君
福祉保健部長	崎山　八郎　君	労働委員会事務局長	真栄城　香代子　さん
農林水産部長	山城　　毅　君	人事委員会事務局長	平良　宗秀　君
商工労働部長	小嶺　　淳　君	代表監査委員	知念　建次　君
文化観光スポーツ部長	湧川　盛順　君		
土木建築部長	當銘　健一郎　君		
企業局長	平良　敏昭　君		
病院事業局長	伊江　朝次　君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安　昭　君	主幹	佐久田　　隆　君
次長	知念　正治　君	主査	嘉陽　　孝　君
議事課長	平田　善則　君		
副参事兼課長補佐	勝連　盛博　君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長宮城奈々さんは、別用務のため本日、27日、３月３日及び５日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び３月５日の会議に教育委員会委員泉川良範君、27日及び３月３日の会議に同委員会委員照屋尚子さんの出席を求めました。

また、公安委員会委員長翁長良盛君は、別用務のため本日、３月３日及び４日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として公安委員会委員與儀弘子さんの出席を求めました。

また、人事委員会委員長玉城健君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日から28日まで及び３月３日から６日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長平良宗秀君及び労働委員会事務局長真栄城香代子さんの出席を求めました。

○議長（喜納昌春君）　この際、念のため申し上げます。

本日から28日まで及び３月３日から６日までの７日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（喜納昌春君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　おはようございます。

自由民主党を代表して質問を行います。

その前に、先般、本土において大雪による災害がありました。被災されました皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますと同時に、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、通告に従い質問を行います。

１、普天間飛行場移設問題について。

昨年12月27日、仲井眞知事は、普天間飛行場の移設先となる名護市辺野古沿岸部の埋め立てを承認したことで批判の矢面に立たされております。県議会におけ

る承認に至る経緯や手続のあり方等、議論や批判は当然のことと考えておりますが、辞任要求や百条委員会にまで至ったことは行き過ぎであり、そこまでやる必要性があったか、知事のこれまでの実績を考えれば大いに疑問であります。

辺野古移設、埋立問題等は、普天間飛行場の危険性の除去にその原点があり、喫緊の課題であることは言うまでもありません。そのため、一日も早い返還に向け、県においてはさまざまな機会を捉え日米両政府に対し働きかけてまいりました。しかし、日米両政府は名護市辺野古への移設を推進することが普天間飛行場の固定化を避ける唯一の解決策であるとして、辺野古以外に選択肢はないというのが両政府の姿勢でありました。一日も早い危険性の除去、日米共同声明を見直し、県外移設の実現を政府に強く求める、これは知事の公約であります。

今般の知事の埋立承認行為は、さきの臨時議会において我が党議員が述べましたとおり、公有水面埋立法に則した手続に従い慎重な審査を行った結果、承認基準に適合していると判断せざるを得なかったものであり、140万県民を預かる県知事としてやむを得ない判断であったものと考えております。

辺野古移設計画によれば、移設までに9.5年またはそれ以上の期間を要するとされておりますが、その間、普天間飛行場を現状のまま放置するということは絶対に避けなければならず、また許されるものでもありません。仲井眞知事は、そのような状況を避けるため、安倍総理に対し普天間飛行場の５年以内の運用停止等、普天間の危険性除去、基地負担軽減を求めてまいりました。また、日米地位協定に環境条項を追加する改定など、負担軽減に向けた政府の具体的な動きは、仲井眞知事が全力を挙げてなし得た成果であり、決して公約に反するものではないと考えております。現に、岩国市長によりますと、ＫＣ130の移転受け入れやオスプレイ訓練の県外受け入れに多くの皆さんが理解を示すなど、全国での沖縄に対する基地負担を分かち合う動きも出てきております。

県内政治状況は、仲井眞知事の真意がなかなか伝わらない状況にあり、安倍総理に求めた要請・要望事項を実現することが、これまでの知事の政治行動が正しかったことを証明することにつながるとかたく信じております。

以上のことから、仲井眞知事にはあらゆる意見や批判に屈せず、知事が求めた普天間飛行場５年以内の運用停止に向け全力で取り組んでいただくことを願い、我が党も一丸となって政府に迫ってまいることをお約束いたします。

そこで伺います。

⑴、仲井眞知事の辺野古沿岸埋立承認について、環境保全の懸念が払拭できないとの環境生活部の意見がありながら承認したとのことで批判がありますが、その経緯について伺いたい。

⑵、中間報告でいろいろな考え方があるとしながら、12月の知事への報告で埋め立ての合理性を認めたとの批判がありますが、県の考えと審査の過程等について説明をお願いいたします。

⑶、仲井眞知事は、辺野古沿岸埋立承認後も県外移設を求める姿勢は変わらないと述べておりますが、今後、普天間飛行場の固定化を避けるため、どのような対策、取り組みを考えているか伺いたい。

⑷、県が求めた普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む基地負担軽減について、安倍総理は、政府を挙げて全力で取り組むとし、首脳レベルを含めさまざまな議論を行うと述べております。今後、実現に向け県としての日米両政府に対する働きかけについて伺いたい。

⑸、５年以内の運用停止について、普天間飛行場の代替施設完成後になるとしているようでありますが、政府の協議会設置明言との整合性について県の見解を伺いたい。

⑹、仲井眞知事は、県の要求に対する政府の回答を評価し、「140万県民を代表してお礼を申し上げる」、「驚くべき内容」、「いい正月が迎えられる」などと述べ批判を受けておりますが、その真意は何か伺いたい。

⑺、仲井眞知事は、法にのっとった手続を経て埋め立てを承認しております。厳しい批判にさらされている埋立承認、そしてその後の一連の知事の姿勢、考え、行動等についてさまざまな報道がなされておりますが、知事の真意は伝わっていると思うかお伺いします。

２番目に、返還軍用地の利活用についてであります。

普天間飛行場を含む嘉手納以南の基地返還は、平成18年（2006年）５月、日米安全保障協議委員会（２プラス２）において、2014年までに移設代替施設を完成させ約8000人の海兵隊員とその家族9000人を削減し、普天間飛行場を含む５施設の全面返還とキャンプ瑞慶覧の一部を返還することで最終合意をしておりますが、今日までほとんど動いていないというのが現状であります。

嘉手納以南の中南部地域は、100万人以上の人口を有する本県の中心都市圏であり、1000から1500ヘクタールに及ぶ返還基地の跡地利用は、中南部都市圏の形成に大きく資するものであります。返還跡地の利活

用については、周辺市街地と連携を密にし魅力ある都市空間の形成を図りながら、県土の有効適切な利用と県内都市圏の多様な機能を生かし、沖縄全体の発展につなげることが最も重要であります。

そこで伺います。

⑴、嘉手納以南の返還基地跡地利用については、県は、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定しておりますけれども、関係都市が策定した跡地利用広域構想との整合性をどのように図り、関係都市を網羅した県土の有効利用につなげていくか伺いたい。

⑵、2014年度末までに返還予定のキャンプ瑞慶覧の西普天間地区について、跡地利用の先行モデルと位置づけ拠点返還地に指定する方針のようでありますが、拠点返還地の意味づけについて伺いたい。

⑶、西普天間地区の跡地利用計画の策定状況はどうなっているか伺いたい。

３番目に、海洋資源の開発と科学技術の振興についてお伺いします。

本県は、全国で最もエネルギー自給率が低い県であり、新エネルギー等の導入やエネルギー需給の向上に向けた取り組みが求められております。そのため、本県の気候条件を活用した太陽光発電や風力発電、太陽熱利用発電等､次世代型エネルギー技術の導入を進め、石油依存度の低減を図り自給率の向上を目指す県の取り組みを今後一層加速させることが必要であります。

また、本県の周辺海域に眠るとされる海底資源の大規模な海底熱水鉱や金属鉱物などの開発が進めば、私たちの県は資源立県も夢ではありません。そのためには最先端の技術や施設、研究機関の設置をいかに図るかが課題になりますが、世界最先端を行く技術と人材を有する沖縄科学技術大学院大学の高度な研究の活用など、地理的優位性の生かし方が最も重要となってまいります。

2014年４月には、製薬会社が医薬品を開発する際に必要なデータの分析を提供するベンチャー企業を設立するとされております。この試みが成功すれば本県への企業集積につながり、県が進める知的・産業クラスターの形成に大きく貢献するものであると考えております。

そこで伺います。

⑴、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入と安定的なエネルギー需給に向けた沖縄科学技術大学院大学等との連携や共同研究等について県の取り組みを伺います。

⑵、沖縄科学技術大学院大学は、世界的レベルの研究が行われていると聞いておりますが、知的・産業クラスターの形成の観点から県のかかわりについて伺いたい。

⑶、県は、沖縄近海の豊富な海洋資源の現状や将来における海底資源開発の支援拠点形成の可能性等について調査を実施するとしておりますが、調査に向けた基本的な考え方や方法、県産業・経済への波及効果をどのように描いているか伺いたい。

４番目に、雇用失業問題であります。

全国の完全失業率は、リーマンショック直後の2008年10月以来、大幅な改善が見られ、昨年末には３％台に改善されたようでありますが、本県においても1995年６月以来、18年ぶりの４％台へと大きく改善されております。その一方、本県においては若者の失業率の高さや就職して３年以内に離職する割合が依然高い実態も指摘されております。その上、失業率問題の背景は、復帰後、就業者数の伸びに比例して就業機会も格段にふえたにもかかわらず、それを上回る勢いで労働人口が伸び続けたことや、大学・高校における新卒者の就職は県内志向が多く、中小企業が圧倒的に多い本県においては働ける場所が少ないという状況から、失業率を高める原因になっていることは言うまでもありません。

このように中小零細企業が多くを占める本県において、若者や高齢者の雇用促進を図るには、雇用の受け皿である企業の立地・育成が必要不可欠であります。県や国、経済団体等との緊密な連携が求められております。

そこで伺います。

⑴、本県は、若者の失業率の高さが問題となっており、就職しても３年以内に離職する割合が高いことが指摘されております。その要因は何か､雇用のミスマッチ解消に向けた県の取り組みはどうなっているか伺います。

⑵、グッジョブセンターおきなわの開所で、求職者に対する総合就業支援はどのように変わってきたのか。また、生活支援や職業紹介で行政や経済団体等関係機関は具体的にどのような連携がとられてきたか伺いたい。

⑶、本県の完全失業率は４％を４回も記録するなど大きく改善されております。県の取り組みについて、また現状について伺います。

５番、地域福祉・医療について。

少子・高齢化が進む中で、性別や年齢、障害の有無にかかわりなく県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の形成が求められております。健康・長寿県沖縄の特性は、独特の気候風土や食文化にあり、地域に根づ

いた相互扶助の精神と、人と人がともに支え合い、健康で生き生きと活動できる社会性にあると言えます。そのため、いつでもどこでも安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実強化が求められており、地域における中核病院としての役割を担う県立病院がより安定的な医療提供に資することが重要であることは言うまでもありません。また、医師、看護現場においても過重勤務や出産を機に退職する女性看護師がふえておりますが、その要因として、交代制夜間勤務や子供を預ける保育所の夜間体制が十分でないことが強く指摘されております。

他方、高齢化社会に入った今日、高齢者世帯の増加という問題も表面化し、そのことが生活保護世帯の増加につながっております。昨年10月時点で全国における生活保護の受給者は約217万人で過去最多となり、本県は約２万3000人、１万6000世帯であります。県内高齢者65歳以上のうち、生活保護を受給している割合は4.93％、全国で２番目に多いということであり、この高齢者に対する適切な支給が必要であります。

そこで伺います。

⑴、高齢化が進展する中、政府は、地域医療・介護サービスの提供体制の再編を図るため、2014年度から地域医療再生基金にかわる新たな基金の創設を検討しているようでありますが、その狙いと本県の地域医療に与える効果について伺いたい。

⑵、おきなわクリニカルシミュレーションセンターについては、2013年度で県による支援が打ち切られるようであります。同事業は沖縄の医療レベルの向上や県民健康の向上、地域医療を担う医師の確保に資するものであり継続が必要と考えておりますが、県の対応を伺いたい。

⑶、県は、2040年までに長寿県沖縄を復活するプランを掲げさまざまな施策を展開しておりますが、沖縄県医師会が那覇市医師会、浦添市医師会等と連携し取り組んでいるおきなわ津梁ネットワークづくりを活用したデータベースセンターの構築や人材確保について県の考え方を伺います。

⑷、2002年に施行されました病院内保育所運営補助事業について、策定された実施要項の理念・目的と実施状況について伺いたい。

⑸、県立病院を含め県内の医療機関に従事する女性看護師は、出産を理由に退職する人がふえ、過重な業務もあり歯どめがかからない状況にあると言われております。安定的な看護師確保や出産で退職した女性医師を呼び戻すためにも、24時間保育、病児保育、学童保育等を担う病院内保育の充実を図る必要があると考えておりますが、県の取り組みを伺いたい。

⑹、離島・過疎地域を初め地方における医師不足は全国的な課題であり、他府県もいろいろな医師確保の取り組みを行っていると聞いております。このような中、多くの有人離島を抱える我が県において医師の確保は一層難しいものと思われるが、県として医師確保に対してどのような取り組みを行っているのか伺います。

⑺、本県における性暴力被害者に対する支援の充実とＤＶや性暴力の防止対策の実施を目的とした女性のためのセーフティネット実証事業について、県の取り組みについて伺いたい。

６番目、教育・文化の振興についてであります。

国際的にグローバル化が進展し、国と国の相互依存、互恵関係が重要視される中、本県の子供たちが力強く広く世界に羽ばたいていくためには教育環境の整備は最も重要であります。子供たちが社会において生きていく上で必要な心身の鍛練や人間としてのあり方等については、学校教育を通して知識を身につけ、豊かな社会体験を通して道徳性を育むことが肝要であります。

また、文部科学省の調査によりますと、平成23年度の本県における不登校の子供たちは382名で、全国平均の倍近くに達し、その要因として無気力やいじめなど、個人あるいは交友関係に問題があるとされておりますが、そのことは学校だけの問題ではなく、家庭におけるしつけなど根本的な問題解決が必要であります。地域の子供たちは地域で育てる。この従来の地域コミュニティーのよさは、今現在厳しい状況にあり、現在、地域や家庭での人と人のつながりが希薄になっているとの指摘のとおり、どのように価値観を共有できるか容易ではありません。まさに教育に課された大きな課題であり、家庭教育の重要性を問われるものであります。

そこでお聞きします。

⑴、経済の自立を目指す上で、世界に飛躍する多様性のある国際的人材の育成が求められており、学校教育における英語教育の重要性が高まっております。今後、政府は、小学校における英語教育を拡大する計画と聞いておりますが、本県における現状と今後の課題についてお伺いします。

⑵、尖閣諸島、竹島について、我が国固有の領土であることを教科書や学習指導要領に明確に記述し生徒の学習に資する必要がありますが、小・中・高における教科書への記述はどうなっているのか。また、尖閣諸島について、本県はどのような授業や学習を行って

いるかお伺いします。

⑶、八重山教科書採択問題については、解決策が見出せない状況にありますが、文科省や竹富町の動きに対し県教育委員会として今後どのように対応していくのか伺います。

⑷、少人数学級の拡大について、これまでの実績と次年度の実施予定、そして今後の拡大予定について伺います。

⑸、国立劇場おきなわが開場して10周年を迎えました。これまでの成果と今後の取り組みについて伺います。

⑹、沖縄県ボリビア国派遣教員制度について、ボリビア国及び沖縄ボリビア協会の派遣教員に対する評価と、これまでの派遣教員経験者の派遣制度に対する評価、そして同制度の再開に向けて県教育委員会の考え方について伺いたい。

⑺、私立学校は、建学の精神に基づいた特色ある教育を実践し個性豊かな人材の育成に貢献しており、本県の学校教育の充実・発展に重要な役割を果たしております。私立学校に対してさらなる支援が必要であると考えておりますが、県の私立学校振興策について伺います。

最後になりますが７番目、沖縄県警察関係についてであります。

本県は、飲酒に起因する交通事故が全国でも高い状況にあり、人身事故も23年連続で全国ワーストワンという不名誉な記録を更新し続けているのが現状であります。夜型社会と言われる特異な私たちのこの環境から、飲酒に対して寛容な風土が形成され、仕事帰り安易に飲酒するなど、いろいろな要因が指摘されております。

2009年10月、議員提案による「沖縄県飲酒運転根絶条例」が可決施行され、県民一体となった飲酒運転防止に向けた取り組みが期待されておりましたが、肝心の模範を示すべき公務員が飲酒で県警察に摘発され免許停止などの行政処分を受ける事例が増加するなど、条例制定の理念と甚だ乖離したこの状況を見ますと、まことに残念でなりません。この状況は、もはや県警察の取り締まりだけでは効果に限界があり、関係行政機関や教育関係など地域と一体となった取り組みが絶対に不可欠であります。

そこで伺います。

⑴、飲酒運転による交通事故が後を絶たず、死亡事故も全国的に高い状況にあります。県警の取り締まりだけでは限界がある中、行政・教育機関等との防止に向けた連携や地域ぐるみの取り組みはどのように行われているかお伺いします。

⑵、ストーカー被害が後を絶たず、改正ストーカー規制法が施行されながら殺人にまで発展する事件が多発しております。本県における状況について伺いたい。

⑶、2013年の県内で補導された少年は過去最多とされておりますが、補導理由の内訳とこれまでの補導数の推移についてお伺いします。

⑷、国の認証を受けていない自動車整備工場の数が他県に比べ多いとの報告でありますが、認証整備工場と未認証整備工場の数、未整備工場での違法整備の実態と指導立ち入り状況について伺いたい。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

仲田弘毅議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、普天間飛行場移設問題についての柱の中で、５年以内運用停止などの日米両政府への働きかけについてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

去る２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、そして宜野湾市長、そして私を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところでございます。同会議には作業部会の設置が予定されております。普天間飛行場の５年以内運用停止の実現に向けて具体的に取り組みが始まったということでございます。

次に、同じく普天間飛行場問題についての御質問の中で、政府回答に対する評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私が就任して約７年間、基地問題を初めとする沖縄の抱えるいろいろな課題の解決に向け、政府に対したくさんの要望を繰り返してまいりましたが、いろいろな理由はあるにせよ、閣僚が毎年のようにかわるというようなことなどもあって、基地問題につきましては顕著なしっかりした前進がなかなか期待できないという状況にもあったと考えます。そのような中、安倍総理から沖縄振興を初め基地負担軽減策の双方ともに長年の課題を解決する道筋と前進を実感できる内容の回答がありました。お礼の意味で率直に申し上げたものでございます。

次に、同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、知事の真意が伝わっているかについてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

埋立承認申請につきましては、関係法令にのっとり審査を行い承認を判断いたしました。この判断は公約に違反するものではなく、県民及び県議会の御理解を得るため説明を行ってきたところでございます。

今後とも、県議会等で丁寧に説明していきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 教育・文化の振興に関する御質問の中で、少人数学級の実施状況と今後の予定についてお答えいたします。

沖縄県では、現在、小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生で35人学級を実施しております。次年度は、新たに県単定数も活用し、１学年拡大いたします。

今後も、市町村等の理解と協力を得ながら、少人数学級の導入を推進してまいります。

次に、教育・文化の振興に関する御質問の中で、国立劇場おきなわにおけるこれまでの成果と今後の取り組みについてお答えをいたします。

国立劇場おきなわは、我が国５番目の国立劇場として平成16年１月に開場し、ことし１月で開場10周年を迎え、去る１月18日には秋篠宮・同妃両殿下の御臨席のもと記念式典が実施されたところであります。同劇場運営財団においては、毎年、組踊を初め琉球舞踊や三線音楽を中心とした約40の公演を行っているとともに、同劇場は多くの芸能関係団体に活用されるなど広く県民に親しまれる劇場となっております。また、組踊の伝承者養成研修が平成17年度から実施されており、これまでに19名が本研修を修了し、ことし３月には研修生９人の修了が予定され、沖縄伝統芸能の次世代への継承が着実に行われております。

沖縄県としては、国立劇場おきなわとさらに連携を強化し、県民の財産である伝統芸能の保存・継承・発展を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 返還軍用地の利活用についての御質問の中で、西普天間住宅地区の拠点返還地指定についてお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区は中南部都市圏の中心に位置し、国道58号等の主要幹線道路に隣接する交通の要衝となっているとともに、広域的な緑地ネットワークの一環をなしていることから、新たな拠点を形成する重要な位置にあると考えております。このため、県としては、国に対して跡地利用推進法に基づく拠点返還地の指定及び国の取り組み方針の策定を要望し、去る１月17日には拠点返還地に指定されたところであります。

今後、拠点返還地における国の取り組むべき方針を定めていただき、国及び宜野湾市と連携を図りながら、沖縄全体の振興・発展に資する跡地利用につなげてまいります。

次に、教育・文化の振興についての御質問の中で、私学振興策についてお答えいたします。

沖縄県では、これまで私立学校の果たす重要な役割を踏まえ、運営費に対する助成や就学支援、施設改築や特色ある教育への助成等を行ってまいりました。平成26年度予算案の私学助成については、その一層の充実を図るため、前年度比25.3％増となる約40億5400万円を計上しております。

その主な内容としましては、まず、私立学校運営費補助については、単価の増額を図り健康診断費を新たに補助項目とする等、その充実を図りました。また、老朽校舎の施設改築に係る補助事業については、補助対象校をふやしております。加えて、新たに一括交付金を活用して私立幼稚園における読み聞かせ等の読書環境の充実を図ることとしております。さらに、専修学校に対する支援として運営費助成額を増額したほか、授業料軽減の助成を行うこととしております。

県としましては、今後とも私学助成等を通しその振興が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、環境保全への懸念の払拭と埋立承認についての御質問にお答えいたします。

昨年11月29日に環境生活部から「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がありました。それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について審査を行ったところであります。その結果、事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置、また、供用後の航空機騒音対策などを実施する計画であり、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられていることから、公有水面埋立法に定める基準に適合しているものと判断をいたしました。

同じく普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、中間報告に係る県の考えと審査の過程等についての御質問にお答えいたします。

平成25年11月の中間報告は、審査の途中段階での作業状況について知事へ報告したものであります。その

際、審査が終了していない事項については、これまでの県の主張などを記載したものであり、審査結果を記載したものではありません。その後、法令に基づき県の定めた基準について審査した結果、基準に適合していることから最終的には知事が承認の判断をしたものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、固定化を避けるための取り組みについてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、最優先で取り組む必要があると認識しております。県は、12月17日に基地負担軽減に向けた４項目について政府に要請をしたところであります。また、２月10日、普天間飛行場の５年以内運用停止の実現について関係閣僚へ要請を行い、２月18日、第１回となる普天間飛行場負担軽減推進会議が開催されました。

県としましては、関係閣僚と協議し、普天間飛行場の５年以内運用停止の実現に向けて取り組み、結果を出していきたいと考えております。

次に、５年以内運用停止に対する米側の認識と協議会設置の整合性についてお答えいたします。

私が１月、米国ワシントンＤＣに出張し、県が政府に要望している５年以内運用停止を含む４項目を説明した際、米政府側からは、沖縄の負担軽減は日米両政府間の確認事項であり、努力したい旨の発言がありました。また、去る２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。同会議には作業部会の設置が予定されており、普天間飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて具体的に取り組むこととなっております。日米両政府においては、これらを踏まえて、今後、協議がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 返還軍用地の利活用についての御質問の中の、中南部都市圏広域構想と関係市町村の跡地利用計画との整合性等についての御質問にお答えいたします。

今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の６施設は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、その跡地利用は、中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っております。このため、県では、関係市町村と連携・協力して、広域的観点から跡地利用の方向性を示した「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」を平成25年１月に策定したところであります。

県としては、関係市町村の主体的な取り組みを尊重しつつ、広域構想を踏まえた跡地利用計画の策定を支援し、中南部都市圏の都市構造の再編及び県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいりたいと考えております。

次に、西普天間住宅地区跡地利用計画の策定状況についてお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の跡地利用については、宜野湾市において平成26年３月末までの跡地利用基本計画策定に向けた取り組みを進めているところです。宜野湾市は去る１月に、地権者へのアンケートを踏まえた土地利用ゾーニング素案を地権者説明会にて示しております。

県としては、宜野湾市の主体的な取り組みを尊重しつつ、宜野湾市や国と連携を図りながら、円滑な跡地利用計画策定に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、海洋資源の開発と科学技術の振興についての御質問の中の、再生可能エネルギーに関する大学院大学等との連携についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成24年度から、沖縄科学技術大学院大学や県内外の研究機関・企業等が連携して行う再生可能エネルギーの活用技術等の共同研究を支援しております。具体的に沖縄科学技術大学院大学が参画している研究としましては、株式会社ソニーコンピューターサイエンス研究所と株式会社沖創工との共同研究による、太陽光発電による電力を活用した全く新しい制御システムの開発があります。

沖縄県としましては、引き続きエネルギーの安定供給や供給源の多様化に向けた研究を推進してまいりたいと考えております。

次に、知的・産業クラスター形成に向けた大学院大学への県のかかわりについての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、沖縄科学技術大学院大学などを核とした国際的な知的・産業クラスターの形成を目指しております。このため、沖縄科学技術大学院大学と国内外の研究機関が行う共同研究の支援や、沖縄科学技術大学院大学等の研究成果の受け皿となる研究開発型企業の活動及びベンチャー企業の創出を支援しております。また、昨年５月に沖縄ライフサイエンス研究センターをオープンさせ、バイオベンチャー等の集積を図って

おります。

沖縄県としましては、引き続き、国際的な知的・産業クラスターの形成に向け、沖縄科学技術大学院大学等との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 海洋資源の開発と科学技術の振興についてという御質問の中の、海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査の基本的な考え方等についてという御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「国や各種研究機関が行う調査・研究の成果を踏まえ、関係機関等と連携しながら、将来の産業化も見据え、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するための取組を推進」するとしております。本調査では、海洋資源の研究開発の調査、海洋資源の利活用産業の調査、海洋資源利用に向けた海洋都市構築可能性調査等を行います。将来的には核となる研究機関や選鉱・精錬企業の誘致、船舶・観測機器等保守関連産業、海洋土木関連産業、環境アセス関連産業等の集積が図られるものと考えております。

雇用失業問題についてという御質問の中の、若年者の離職率が高い要因及びミスマッチ解消に向けた県の取り組みについてという御質問でございます。

若年者が離職する主な要因としては、企業と従業員間における技術・技能の不一致、給与や人材育成などの雇用条件・雇用環境に関する不一致、また、若年者の職業観の多様化による就業意識の変化などが挙げられます。そのため、沖縄県のミスマッチ対策といたしましては、若年者に対して座学研修や求人企業での職場訓練を実施するとともに、求職者と求人企業のマッチングを促進するため、県内各地域において求人開拓を行い、中小・零細企業等における合同企業説明会・面接会を開催しております。また、沖縄県キャリアセンターにおいては、若年者の就職を総合的に支援するため、就職支援セミナーの開催や就職相談等を実施しております。さらに、働きがいのある雇用環境づくりを促すために、企業経営者等に対する研修の実施や、「人材育成企業認証制度」を創設し、実施をしているところでございます。

沖縄県といたしましては、引き続き若年者のミスマッチ解消及び離職率の改善に向けて、各種施策に取り組んでまいります。

同じくグッジョブセンターおきなわの開所により総合就業支援がどのように変わったかという御質問でございます。

グッジョブセンターおきなわ開所以前は、求職者の年齢や相談内容等によって、相談窓口が国、各自治体、民間団体等に分かれておりましたことから、相談機関の連携や求職者の利便性などに課題がございました。そのため、県ではさまざまな状況にある求職者の幅広いニーズに対応できるよう、昨年４月グッジョブセンターおきなわを開所いたしまして、生活から就職までをワンストップで支援できる体制を整えたところでございます。同センターでは、若年者の就職支援を行う沖縄県キャリアセンターや、就職困難者等の支援を行う就職・生活支援パーソナル・サポート・センター、職業相談・職業紹介を行うハローワーク等の関係機関が連携をし、継続した支援を行っております。

県といたしましては、引き続きグッジョブセンターおきなわを中心に、求職者のさまざまなニーズに対応した施策を推進することで本県の雇用情勢の改善に取り組んでまいります。

同じく雇用情勢の改善における県の取り組みの現状についてという御質問でございます。

沖縄県では、厳しい雇用情勢に対応するため、「みんなでグッジョブ運動」を推進するとともに、21世紀ビジョンに基づき、沖縄振興特別推進交付金等を活用した産業振興や企業誘致に取り組んでまいっております。また、キャリア教育の充実、若年者の県外・海外就職へのチャレンジ、企業等の雇用環境の改善、若年者や離職者向けの就職基礎訓練の実施、地域における就業意識向上のための環境づくり、総合的な就業支援拠点の形成などに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、新たな基金の狙いと地域医療等への効果についてお答えいたします。

国においては、今後の高齢化の進展を踏まえ、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者等の確保・養成、病床の機能分化・連携などを推進するため、各都道府県に基金を設置する財政支援制度の創設を行うとしております。現在、同制度の創設を含めた法案が今国会に提出されております。新たな基金は、法律に基づき毎年予算措置されることから、継続的な医師確保対策等の推進が期待できるなど、本県の地域医療・介護のさらなる充実が図られるものと考えております。

次に、おきなわクリニカルシミュレーションセンターへの支援についてお答えいたします。

おきなわクリニカルシミュレーションセンターの運営費につきましては、計画当初から利用者負担を基本としております。同センターの整備に当たり、県では、地域医療再生基金を活用し、財政支援を行っております。今後、運営主体である琉球大学と連携し、運営状況等を勘案しながら、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、長寿県沖縄の復活に向けた施策についてお答えいたします。

沖縄県医師会が運営する「おきなわ津梁ネットワーク」は、地域医療連携クリティカルパスの構築を図り、急性期医療から回復期、在宅医療へとつながりのある適切な医療提供を推進することを狙いにしております。また、平成25年度からは、希望する住民の健診情報等を集積しながら、個人ごとの健康管理にも活用する方向で検討が進められており、健康・長寿沖縄の復活に寄与するものと期待しております。

県としましては、同ネットワークのシステム化や運営に係る費用について、平成26年度においても地域医療再生基金を活用し、支援することとしております。

次に、病院内保育所運営補助事業と県の取り組みについてお答えいたします。５の⑷と５の⑸は関連しますので一括して答弁いたします。

病院内保育所運営補助事業は、医療従事者の離職防止及び再就業を促進することを目的に、国庫補助制度として創設されております。県内の実施状況につきましては、平成26年１月時点で病院内保育所を設置している医療機関は25施設ですが、同補助制度は活用されておりません。国におきましては、同補助制度を廃止し、各都道府県に設置される新たな基金で対応することとしており、通常国会に法案を提出しております。

県としましては、平成26年度から「医療勤務環境改善支援センター」を開設し、病院内保育所の設置等を含め医療従事者の離職防止、定着促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、医師確保の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、県立病院での後期臨床研修や医師修学資金等貸与事業などにより、離島地域の医療を担う医師の養成・確保を図っております。また、ドクターバンク等支援事業を実施するなど、県内外からの医師確保にも努めております。さらに、平成26年度からは、地域医療支援センターを設置し、医師派遣の調整やキャリア形成支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 地域福祉・医療の充実強化についての中の、女性のためのセーフティネット実証事業についての御質問にお答えします。

女性のためのセーフティネット実証事業では、県立中部病院を拠点とした性暴力被害者ワンストップ支援センターを平成27年１月をめどに開設し、24時間365日体制で被害者支援を行うこととしており、当面コーディネーター、相談支援員の確保・育成、医療機関などの人材確保、ネットワークの構築を進めてまいります。あわせて、ＤＶや性暴力の防止対策として各種講演会等を実施し、女性への暴力を生み出さない社会環境の整備を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育・文化の振興についての御質問の中で、小学校英語教育の現状と今後の計画についてお答えいたします。

本県では、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目指し、平成21年度には全ての小学校で、５・６年生を対象にした外国語活動を全国に先駆けて実施しております。また、平成23年度からの学習指導要領全面実施後におきましても、各小学校において、これまでの成果を踏まえた取り組みが展開されております。

県教育委員会としましては、国の施策を踏まえつつ、今後も使える英語推進事業及び英語立県沖縄推進戦略事業を積極的に推進し、児童が英語になれ親しみ、コミュニケーション能力の素地や初歩的な英語力を身につけることを目指し、小学校外国語活動の充実を図ってまいります。

次に、我が国の領土の学習についてお答えいたします。

子供たちが日本の領土について正しく理解することは重要なことだと考えます。小学校では、５年生の社会科の教科書で北方領土について、中学校では、地理的分野の教科書で北方領土や竹島について、また、高等学校地理では、全教科書において北方領土、竹島及び尖閣諸島についての記述があります。本県における尖閣諸島についての学習は、発達段階に応じて教材や内容などを創意工夫し適切に学習されており、過去の高校入試でも出題されています。

県教育委員会としましては、今後とも、領土や領域に関する適切な指導の充実を図ってまいります。

次に、八重山教科書の今後の対応についてお答えいたします。

県教育委員会では、是正要求について真摯に取り組み議論を重ねてまいりましたが、地方分権一括法案審議の際の附帯決議及び今後の八重山地区における平穏な教育環境への配慮、採択地区の市町村単位への分割等について６つの質問を行いました。文部科学省からは、竹富町教育委員会が違法状態にあることや、是正要求を行った経緯、八重山地区は一つの採択地区として設定すべき等の回答でした。県教育委員会の委員からは、いずれの回答も教育的な配慮に欠けているとの意見がありました。今後も引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、３市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、ボリビア国派遣教員事業の評価と事業の再開についてお答えいたします。

当該派遣事業につきましては、「ボリビア国沖縄県民移住地の教育施設へ現職の教員を派遣し、本県出身移住者の子弟等への教育を行うこと」を目的に、27年間にわたり28名の教員を派遣してまいりましたが、諸般の事情により事業は廃止となりました。本事業につきましては、沖縄ボリビア協会及び派遣教員経験者から、情操教育だけでなく、日本語指導やウチナーンチュのチムグクルを伝えてきたと評価されております。現在、移住地においては、沖縄県人による日本語の指導や沖縄文化の継承を希望していることから、教員派遣の再開にこだわらず多角的に支援策を検討する必要があると考えます。今後は、どのような取り組みが可能か、関係機関と連携し研究してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君）　県警関係につきましての御質問の中で、平成25年中の飲酒絡み事故の発生状況と飲酒運転根絶対策についてお答えをいたします。

平成25年中の飲酒絡み人身事故は134件発生をしており、前年と比較して８件、6.3％の増加で、全人身事故6664件でありますが、これに占める構成率は2.01％と24年連続で全国ワーストワンとなる見込みであります。また、飲酒絡みの死亡事故は10件発生をしており、前年と比較して３件の増加で、全死亡事故に占める構成率は19.6％と過去３年間ワースト２位であったところ、昨年は全国ワーストワンとなっております。

次に、飲酒運転根絶対策についてお答えをいたします。

飲酒運転根絶対策につきましては、平成21年10月に「沖縄県飲酒運転根絶条例」が施行され、県において策定された基本方針により県及び県議会との合同による飲酒運転根絶県民大会の開催や、県・市町村等の行政と連携を密にした広報啓発活動の実施、県教育庁と連携して小学校から高校生までを対象に飲酒運転根絶に特化した交通安全教育の実施、企業等の自主的な取り組みを支援するための飲酒運転根絶に関する覚書の締結や、居酒屋など酒類提供店へのポスター、チラシの配布、毎月１日の「飲酒運転の根絶運動の日」における広報啓発活動の実施、あるいは地域のエイサー練習場等へ赴いての出前式安全講話の実施など、自治体、教育機関、地域と一体となった取り組みを推進しているところであります。

県警察といたしましては、依然として飲酒絡み人身事故及び死亡事故の構成率が全国と比較して高く、飲酒運転の悪質性や危険性等についてまだまだ県民へ浸透していない状況がうかがえることから、今後も県や市町村、関係機関・団体等と連携し、飲酒運転根絶対策を粘り強く実施してまいりたいと考えております。

次に、同じく県警関係についての御質問の中で、県内のストーカー事案の現状と対策についてお答えをいたします。

県警察が受理をいたしました平成25年中のストーカー事案の相談件数は155件で、前年と比較して67件、率にすると76.1％の増加となっております。相談件数が増加をした理由といたしましては、他県でのストーカーによる殺人事件等の発生によりこの種事案への社会的関心が従来にも増して高まったことや、関係機関と連携した広報啓発活動等によるものと考えております。

ストーカー事案については、他県の事例に見られますように、行為者の行動等に伴い事案の状況が刻々と変化し、重大事件に発展する危険性が高いという特徴があります。そのため、県警察におきましては、これまでも部門の枠を超えた被害者の保護対策とともに、違法行為に対しては迅速かつ積極的な事件化を図り、昨年中は前年に比べ10件増の30件を検挙したところであります。また、年々増加するこの種事案へ的確に対応するため、本年４月１日付で警察本部に「子供・女性安全対策課」を新設し、さらに同課を中心に刑事部、生活安全部の捜査員から構成する「ＤＶ・ストーカー事案対処チーム」を構築し、これまで以上に同種事案への対応を強化していく所存であります。

次に、同じく県警関係についての御質問の中で、少年補導の現状と推移についてお答えをいたします。

平成25年中、県内において飲酒や深夜徘回などの不良行為で補導された少年は５万9695名で、前年と比較をして１万8808名増加をしております。過去５年間の推移は平成21年が３万4000名、平成22年が４万1277名、平成23年が４万4559名、平成24年が４万887名、昨年が先ほど申し上げました５万9695名と増減を繰り返しておりますが、全体的に増加をしているところであります。

次に、昨年中の行為別で見ますと最も多いのが深夜徘回の４万1818名、率にすると70.1％でございます。次いで喫煙の１万2343名、20.7％、飲酒の1983名、3.3％等となっております。昨年不良行為少年の補導が増加したのは、街頭補導活動を強化したこと、特に深夜徘回や飲酒等は事件・事故につながる可能性が高いということで、補導活動に力を入れたことにあると思います。

県警察といたしましては、今後とも関係機関や少年警察ボランティア等と連携をして、街頭補導活動の継続強化、学校へ出向いた非行防止教室の開催、少年の居場所づくりや立ち直り支援活動の推進等を行い、少年の非行防止、健全育成を図っていく所存であります。

次に、同じく県警関係についての御質問の中で、国の認証を受けていない自動車整備工場の状況についてお答えをいたします。

自動車の分解整備事業を経営しようとする場合は、道路運送車両法により、「地方運輸局長の認証を受けなければならない。」と規定をされており、その認証を受けた自動車分解整備工場をいわゆる認証整備工場といいます。自動車の分解整備を行わない自動車整備工場は、認証を受ける必要はありませんが、こうした未認証の工場が分解整備を行った場合はいわゆる違法整備となります。

認証、未認証整備工場の実態につきましては、県警察において把握はしておりませんが、監督官庁であります沖縄総合事務局によりますと、県内には本年１月末現在、認証整備工場が1041カ所あり、未認証の整備工場につきましては立入調査や各種情報から約130カ所を把握しているとのことです。

県警察におきましては、違法整備が事故につながる可能性も否定できないことから、未認証整備工場に対して必要に応じて監督官庁である沖縄総合事務局との合同による立入指導を行っているところであります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　若干時間が残っておりますので、再質問を行います。

まず雇用問題でありますが、本県においてリーマンショック以降、大変大きな失業問題を出したわけですが、答弁によりますと４％台、過去４回も達成するなど随分改善されてきた、そういった評価でありましたが、私もそういうふうに考えております。これは県当局の「みんなでグッジョブ運動」の推進等含めて、21世紀ビジョンにちなんだ運動展開が実を結んだんじゃないかというふうに考えております。その中で、知事が果たした役割、県知事が就任をして７年半になりますけれども、知事が就任して以来、この雇用問題がどれだけ改善されたかということも県民に広く知らしめる必要があるんじゃないかと思います。これはあくまでも知事の公約の一つであり、どうしても本県における、つまり47都道府県における唯一の島嶼県として知事が唱える自立型経済の構築そのものをなし遂げていくためには、雇用、完全失業率の問題を解決しなければ到底達成はできないものだというふうに考えております。まずは知事の就任７年半における雇用情勢がどの程度改善されたのか伺います。

次に、教育委員会でありますが、先ほど高良副知事から少人数学級について答弁がありました。現在、小学１年・２年で30人、それから小３で35人学級が実施されております。そして次年度に向けて新たな学年の拡大というのを予定しているようでありますが、まず答弁をいたしました高良副知事にお伺いをします。

次年度、少人数学級、１学年拡大するということでありますが、実施する学年の具体的な答弁をお願いいたします。

そして、これはもう教育長にお伺いをしたいと思うんですが、この少人数学級、できましたら小学校１年から小学校６年、ひいては中学１年から中学３年まで義務教育課程はしっかりとやるべきだというふうに考えておりますけれども、その少人数学級、次年度に向けての拡大をすることに対する教育長としての基本的な考え方をまずお伺いしておきたいと思います。

これは質問ではありませんが、笠原本部長から先ほどお話がありました、これはＤＶ・ストーカー事件に絡んでの質問に対する答弁でありましたが、来年４月１日付で県警本部に「子供・女性安全対策課」というものができるようであります。先ほど教育長の答弁で、英語教育は全国に先駆けて小学校の英語教育に力を入れていくというお話がありましたけれども、県警も全国に先駆けてそういった弱者を救うような安全対策課、しっかりと頑張っていただきたいなと、これは質問ではなくて要望であります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君）　知事が就任してからの雇用情勢、どのぐらい改善したかという趣旨の御質問でございます。

平成25年の沖縄県の完全失業率は、18年ぶりの５％台となる5.7％でございまして、知事就任当時の平成18年の7.7％と比べますと２ポイント縮小をしております。また、全国との差も3.6ポイントから約半分の1.7ポイント差まで改善をしております。

それから特に特筆すべきことは、有効求人倍率でございますけれども、復帰後最高に並ぶ0.53倍、新規有効求人倍率につきましても復帰後最高の0.89倍、特に昨年の12月の新規求人倍率に至っては復帰後初となる１倍を超える1.01倍となる等、知事就任当時と比較すると大幅な雇用情勢の改善が図られていると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　次年度の少人数学級の実施学年についての再質問にお答えしたいと思います。

次年度は、これまで国の加配定数によって実施していました少人数学級に加えまして、新たに県単定数を活用して中学校１年生へ35人学級を拡大するということにしております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　少人数学級導入への教育長の思いはどうかについての、県議の再質問についてお答えいたします。

これまでは国の加配定数を活用し実施してまいりましたが、次年度は新たに県単定数をも措置することにより実施いたします。特に、少人数学級の導入につきましては、一人一人の理解度や興味・関心に応じたきめ細かな指導が可能となる、発言、発表の機会がふえより積極的に授業に参加できるようになる、教室にゆとりが生じさまざまな教育活動が可能となる、教員と児童との間の関係が緊密化する、生徒指導上の課題に即した個別指導を充実する等、大変大きな学習効果が期待できると思います。これによりまして、小中学校の少人数学級制の導入を推進するという知事の公約はさらに前進するものと考えております。

なお、今後とも市町村等の理解と協力を得ながら少人数学級も含めた少人数教育を推進し、指導環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江　朝千夫君　自民会派を代表いたしまして質問を行います。

１、沖縄振興策の推進について。

自立型経済の構築を目指す本県にとって、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げた各施策･事業を今後10年、20年でいかに確実に効果的に実施されるかが大きな課題であります。

21世紀ビジョン基本計画によりますと、本県の県内総生産は平成22年度の３兆7000億から平成33年度には５兆1000億円に、年平均名目で３％程度、実質２％程度の経済成長になると見込んでおります。そのためには、計画期間10年間において県経済を支える新たなリーディング産業の創設が不可欠であり、県が積極的に誘致を展開している臨空・臨港型産業等のさらなる集積を図ることを最優先に取り組むことが必要であります。それにより国際物流拠点産業集積地域を形成し、那覇空港、那覇港及び中城湾港の国際競争力を向上させ、本県における自立型経済の構築が期待できるものと考えます。そのためには、国からの財政移転が必要であります。平成26年度の沖縄振興予算は、本県の要望を超えた3460億円を確保され、その上、安倍総理は21世紀ビジョン基本計画最終年、2021年度まで沖縄振興予算を3000億円台確保すると内閣府に指示しております。

2014年４月から消費税が５％から８％に引き上げられることから、来年度は国や地方の税収が５兆1000億円ふえると見込まれておりますが、大半は社会保障制度を維持するための借金の穴埋めや子育て支援に使われ、増税しても現在の水準を維持するのが精いっぱいのようであります。

そのような状況の中での沖縄振興予算確保は、21世紀ビジョン基本計画の理念・基本方向を着実に守り、確実な実行に向け取り組みを加速させるものであります。本県にとってこの上ない朗報であり、本県のやる気が試されるものと考えます。

そこで伺います。

⑴、2014年度県予算は、復帰後初の7000億円台と過去最高の予算となりましたが、予算編成の基本的な考え方について伺います。

⑵、2014年度県予算の特徴及び主な事業についてお伺いいたします。

⑶、2014年度沖縄振興予算は総額3460億円が認められ、さらに21世紀ビジョン基本計画が終了する2021年度まで毎年3000億円台の振興予算が認められる見通しとなった。県経済へ与える影響についてどのように評価するかお伺いいたします。

⑷、国家戦略特区について、来る３月にも特区が指定される予定となっているが、産業の集積や特区内外への経済波及効果など６条件に該当することや、農業をテーマに絞って複数地域をまとめたバーチャル特区などが予定されているようですが、本県が目指す特区と選定の見通しについてお伺いいたします。

⑸、去る２月４日、閣議決定で沖縄振興特別措置法の一部改正案が決定されたが、その内容と今後の振興施策の展開に及ぼす影響についてお伺いをいたします。

⑹、昨年11月に開かれた沖縄大交易会プレ交易会は大きな反響を呼びましたが、一過性に終わらせないための総括と、どのような成果があり、どのような課題が見えたか。また、今後の展開をどのように図っていくかお伺いいたします。

⑺、４月から消費税が８％に引き上げられます。県内経済、景気への影響はないかお伺いいたします。

⑻、那覇空港に整備する航空機整備基地について、次年度から実施設計、工事施工に取り組む計画のようでありますが、入居予定企業と県経済への波及効果、また、完成までの作業工程をお伺いいたします。

⑼、那覇空港を基軸とする国際物流拠点施設整備事業について、これまでの進捗状況と今後の作業スケジュール、入居企業の選定等について伺います。

２、県の行財政改革について。

県が公表した平成26年度から29年度までの４年間における県財政の見通しによりますと、歳出が歳入を上回る結果となり、今後４年間で433億円の収支不足が見込まれるとしております。この４年間、一定の経済成長が続くことを前提として、県税や地方消費税清算金等がふえ、さらに地方交付税、国庫支出金及び県債も一定規模で推移することから、歳入面は緩やかながら増加すると見込んでおります。

一方で、高齢化の進行による社会保障関係費の大幅な増加や、さらに公債費の増加が歳出面を大きく押し上げる結果となるとの見通しを示しております。これは、平成25年度における当初予算を基礎として、一定の仮定のもとで試算したものであるとしておりますが、一括交付金の活用もあり経済の自立を目指し全国で最も元気があると言われる本県経済であれば、歳入不足ではなくもう少し明るい見通しが欲しいところであります。

沖縄振興一括交付金を活用した産業振興等の重要施策が軌道に乗りつつある現下の状況において、歳出削減などの取り組みだけでは対応は困難であり、国に対し一定の財源確保を働きかけるとともに、県としても安定した財源の確保を図ることが必要であると考えます。

また、県は今後の組織編成の基本的な指針となる沖縄県組織ビジョンを策定しております。これは、これまでの組織編成が高率補助や社会資本の整備等に適応した編成であったことから沖縄21世紀ビジョンが策定され、みずから企画立案した事業の執行が主要な業務となったことで、部局横断的な対応が困難になりつつあるというものであります。確かに一括交付金の活用など、これまでとの環境の変化や新たな課題へ対応するには思い切った組織の見直しも必要であると考えます。

お伺いします。

⑴、新たな行革プラン（仮称）を決定したが、計画の基本目標と推進項目、財政削減効果等について伺いたい。

⑵、今回の組織再編は、21世紀ビジョン基本計画に掲げる施策を実現するため、組織再編及び内部統制機能組織の再構築を目指す組織再編を必要としている。そのためには関係部署間の連携はもとより、それを統括するトップマネジメントが重要となるが、県はどのように構築していくかお伺いします。

⑶、本県の厳しい財政状況や多様化する行政需要に対応するため、新たな税として法定外目的税である入域税、レンタカー税や宿泊税等の観光関連税の導入を検討しているようですが、現在の取り組み状況と今後の課題についてお伺いいたします。

３、県内空港の整備促進について。

那覇空港の第２滑走路増設については、去る９月に公有水面埋立法に基づく申請書が県、那覇港管理組合に提出されておりましたが、このたび承認され、今月中にも本格着工に入る見込みのようであります。そして2019年12月完成、2020年３月末にも供用を開始する予定のようであります。これは本県の早期供用の要望に応え、当初の工期を短縮して事業を進めているもので、政府の対応を高く評価するものであります。完成すれば、現滑走路の沖合に2700メートルの滑走路が整備され、年間発着回数は18.5万回と３割近くふえる計画となっております。県経済の発展はもちろん、県の目指す観光客1000万人を達成する上で早期の完成が待たれております。

しかし、懸念もあります。建設財源の確保であります。国の空港整備特別会計も逼迫しており、今回那覇空港へ回せるのは130億円ほどであり、残り170億円の財源確保について、現段階ではめどは立っていないということであります。このような国の財政状況を考えれば、国の資金計画によると滑走路拡張に伴う埋立工事費は６年間で1414億を要するということであり、財源確保は大きな課題になると考えます。

一方、県管理のパイロット訓練空港である下地島空港についても、ＡＮＡも来年度から大幅に訓練を減少させる計画のようであります。既にＪＡＬは撤退しており、これで下地島空港の維持管理費を賄う収入源がなくなってしまう最悪の事態となりました。

下地島空港は、地理的、距離的な不利性は見当たらず撤退する理由がわからないのであります。県は、休港という最悪の事態を避けるため、2014年度に限り県費持ち出しで訓練飛行場として継続する方針を固めたようであります。しかし、これは2015年度以降の見通しがつかない中での暫定的な措置であり、この１年間でしっかりとした方針を固めることが必要であると考えます。

そこで伺います。

⑴、那覇空港滑走路拡張整備について。

ア、県は、那覇空港滑走路増設に向けた埋立申請について承認しました。今後、本格工事に向け動き出し、県経済や観光への期待が高まっている一方で、環境への配慮も重要であると考えますが、お伺いをいたします。

イ、那覇空港滑走路増設について、早期完成に向けて本格的に動き出しました。滑走路増設事業への県内建設業者の優先活用と滑走路建設における主要な建設資材について、県内企業において調達供給が十分可能であり、県産建設資材の優先使用を図るべきと考えますが、県の対応をお伺いいたします。

⑵、下地島空港の利活用について。

ア、下地島空港について、県は、次年度についてはパイロット訓練飛行場として継続する方向で検討しておりますが、休港を選択しなかった理由と継続により県費持ち出しはどの程度か。また、2015年度以降の見通しについてお伺いいたします。

イ、宮古島市は、下地島空港の利活用で市案を提示しているようですが、その内容と県の協議に向けた基本姿勢についてお伺いします。

４、県内公共事業の推進について。

本県においては、政府による振興計画に基づく施策が展開されたことで社会資本の整備は格段に向上し、格差も次第に縮小されてまいりました。しかし、空港、港湾、道路等、依然として未整備の状況にあります。この残された本県の課題の解決に向け、沖縄21世紀ビジョン基本計画が昨年度からスタートし、今後10年間でさまざまな施策が展開されることとなっております。しかし、本県は離島を多く抱える島嶼県であり、しかも台風の常襲地帯で自然災害をこうむりやすい地域であります。さらに、昨今、世界的異常気象に起因すると思われる地震、津波、集中豪雨による災害等が多発しており、我が国においても各地で想定を超える豪雨、浸水、冠水による深刻な被害が起きております。

東日本大震災は、自然の怖さや人間の傲慢さを改めて認識させる出来事でありました。起こり得ないと思っていたことが起きたのであります。これまでの社会資本の整備のあり方にも大きな影響を与えました。これからの社会資本の整備は、予防的対策を含む住民生活基盤を強化し、地震・津波対策や治水、土砂災害などを想定したものでなければなりません。

本県においては、戦後、米軍による統治のもとで秩序立った都市計画がなく、無秩序の中で住宅や道路ができ市街地が形成されてきました。このような密集市街地が数多く残されております。これらの密集市街地は、建物は老朽化し、道路は狭隘なままの状態、防災上避難経路、避難地等の確保が難しい状況にあります。今後の本県における社会資本の整備は、大規模災害などさまざまな状況に対応した仕様を考える必要があると思います。

そこでお伺いいたします。

⑴、陸上交通の整備、交通渋滞の解消を図る上で、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網の構築に向け取り組みが進められておりますが、ルート、工期、財源の確保等、計画の概要についてお伺いいたします。

⑵、建設需要が拡大している中で、技術者や専門職の人手不足が深刻となっており、その対策として、適正な工期の設定、工期の延長等への弾力的な対応と施工単価上昇に対する迅速な対応についてお伺いをいたします。

⑶、昨年末以来の燃料高騰により県内トラック業界はコスト負担に苦慮しております。国や県に対し、燃料高騰対策のための補助金の創設や燃料サーチャージ導入の促進等について要望がありますが、燃料高騰対策についてお伺いいたします。

⑷、米軍発注工事等の地元企業優先活用について、工事履行保険証券、いわゆるボンド問題を解決するため、米軍工事受注ファンド（仮称）の創設についてど

う考えるかお伺いをいたします。

⑸、沖縄西海岸道路浦添北道路について、予定されている臨港道路浦添線の平成26年度開通に合わせ早期整備を図る必要があるが、県の取り組み状況を伺いたい。

⑹、中城湾港新港地区のインフラ整備と東部海浜開発事業を推進する上で、港湾の活用と観光をリンクさせた開発を図り雇用の創出につなげる施策が必要であるが、県の取り組みを伺います。

⑺、中城湾港（新港地区）定期航路実証実験事業を継続し、泡瀬漁港の定期航路創設について県の取り組みを伺います。

⑻、一般県道平良下地島空港線（伊良部架橋）の整備について、平成26年度開通の予定となっておりますが、進捗状況について伺います。

⑼、公共工事設計労務単価について、今回の改定内容と新単価導入による県内企業への影響、県の対策を伺います。

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○桑江　朝千夫君 ５、陸上交通網の整備について。

鉄軌道のない本県における陸上交通は、車を主体とする交通手段に依存している状況にあり、そのため、県民が安全で安心して暮らせる道路環境や産業経済活動を支える重要な幹線として道路整備が必要であります。県経済の発展や観光客の増加に伴い、人・物の移動、輸送は増大の一途をたどっており、高速性、定時性、安全性の確保に加え、都市機能や地域活性化に適した運輸交通手段の確立が求められております。そのため、県土の均衡ある有効活用を図り、節度ある陸上交通の基盤整備とともに基幹バスシステムの導入や新たな公共交通システムの構築が喫緊の課題となっております。

本県の公共交通機関は唯一バスが担っておりますが、那覇市や周辺地域においては渋滞が慢性化し、バスの定時・定速運行は維持されてなく、また中南部と北部とをつなぐ路線バスについては、所要時間の長さと運行頻度の低さが県民のバス離れを加速させております。

このような本県陸上交通の現状から、本島南北を縦断し高速走行、大量輸送、定時・定速で安心・安全な運行ができる鉄軌道の導入が求められております。しかし、鉄軌道の導入については膨大な財政負担の問題をクリアしなければなりません。国においては2010年度、11年度で鉄軌道を初めとする新たな公共交通システム導入の可能性調査を実施しており、その中で開業40年後には累積赤字6000億円以上という試算を示しております。

これに対し、2012年度の県の鉄軌道導入に向けた実現化戦略調査で建設費を5600億円と試算し、インフラ部分を全て国が負担し運行事業者は運行に専念すれば、内閣府調査に反し単年度黒字化も可能としております。その前提として、資金調達は、インフラ整備費に関しては全額公共負担が可能な新たな補助制度の創設と、経営安定化基金の創設など特例的な制度の導入を必要としております。

本県は、沖縄戦で県営の鉄道は破壊され、27年間に及ぶ米国統治下で、他県では実施された鉄道は復帰後においてもその恩恵を受けることはなかったのであります。その意味で、今回の鉄軌道の導入についてインフラ等の整備を国に求めることはそれほど理不尽なことではないと思います。県は、自信を持って堂々と要求すべきであると考えます。

そこで伺います。

⑴、鉄軌道等の導入に向けて、ルート選定や事業主体、整備手法等の検討を加速し、平成27年度までに事業化に向けた計画案を策定するとしているが、県が進める鉄軌道を含む公共交通システムの構築について基本的な考え方をお伺いしたい。

⑵、県は、鉄軌道の導入について、沖縄方式上下分離で運営に対しても一定の行政投資を運行事業者に対し行う特例的な制度とし、平成31年度末に工事に着手できるよう取り組みを加速するとしております。運行事業者は純民間か第三セクター方式か、また、採算性について県の基本的な考えを伺います。

⑶、県は、ＬＲＴ、基幹バス等を有機的に連結する公共交通ネットワークを構築することで鉄軌道の支線となるフィーダー交通を考えているようですが、鉄軌道導入の背景や県民の利便性を考えれば、当初計画で支線も検討すべきではないか伺います。

⑷、沖縄都市モノレールの延長事業については、平成31年度春の開業を目指し作業が進められております。これまでの進捗状況と、今後事業を進める上での課題等についてお伺いいたします。

６、地域振興について。

県内17市町村の商店街を対象に実施した県の「2011年度商店街実態調査」によりますと、空き店舗率は11.8％と前年に比べ0.6％の微増となったようであります。従前から空き店舗が問題となっている沖縄市や名

護市など、地域ぐるみで活性化に取り組んでおりますが、これまでのところ解決にはつながっていないのが現状であります。これに加え、宮古島市、糸満市、うるま市など９市町で市部での空き店舗増加の傾向が高まっているようであり対応が急がれます。

これら商店街における空き店舗増加の要因として、商店街周辺の人口の流出、商店主の高齢化による後継者不在、そして駐車場不足等に加え旧態依然とした店構え等による商店街としての魅力の低下などが指摘されております。一部の地元商店街では、一括交付金を活用して店舗の魅力の向上やイベント開催などで集客を図るなど､活性化に向け取り組みを進めております。かつての地域商店街は、地元や地域住民の生活・交流の場としての側面も持ち合わせ、地域と一体となれる気軽な場所でありました。このため、商店街の活性化については、日々進化する生活環境に対応した商店街活動が必要であり、観光や農業、ものづくりそして伝統文化等の地域の事業との連携や時代にマッチした創意工夫、新たな商品の開発、駐車スペースを確保したコミュニティー空間の設置など、これまでの画一的で一律な対応からそれぞれの地域の実情に合った商店街づくりが必要であると考えます。

お伺いをいたします。

⑴、県内における主要商店街の空き店舗の状況は、この10年間横ばいで推移しておりますが、地元商店街や市町村等地域一体となった取り組みが成果につながらない要因・背景について、県として徹底した分析・検証が必要ではないか伺います。

⑵、中心市街地や商店街の活性化に向け、商店街としての魅力づくりなどの課題解決には一律・画一的な対応では難しく、地域リーダーの育成や若者の活用・後継者の育成等、条件、環境整備を先行させるなど、それぞれの地域の実情に沿った対応が必要ではないかお伺いいたします。

⑶、沖縄市中心市街地の活性化を図るため、中の町Ｂ地区再開発事業（大型公共駐車場）の早期着工についてお伺いをいたします。

７、産業廃棄物処理対策について。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設場所として、名護市安和区が環境への配慮や地域振興等の実施などを条件に建設に同意したことで、懸案であった建設場所が決定いたしました。これにより、県の長年の懸案事項であった公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の早期建設に向け、本格的な動きが加速するものと期待するものであります。

現在、県内に３カ所ある公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場は満杯に近づきつつあり、残余年数は３年余ということであり一時も猶予はありません。県においても、既に事業主体を担う第三セクター「沖縄県環境整備センター」を設立するなど早急な取り組みを進めております。今後は、安和地区が示した建設場所や周辺地域の環境への配慮に万全を期すとともに、要望事項に対する真摯な対応が必要であると考えます。また、県内における産業廃棄物の不法投棄は依然後を絶たず、平成23年度の調査では件数86件、不法投棄量は4202トンに達しているようであります。そのため、県や警察、国等で構成する「県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置、合同パトロールを実施するなど、不法投棄防止に向け取り組みを進めているようであります。

県においては、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の適正使用を呼びかけるとともに、産業廃棄物の排出事業者や県民に対し啓発指導の徹底を図るほか、市町村や警察と連携を密にし、監視・検視・指導体制を強化することが必要であると考えます。

お伺いをいたします。

⑴、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設場所として名護市安和区が条件つきで決定されたことで、建設に向け大きく前進しました。今後の作業工程と想定される課題等についてお伺いいたします。

⑵、県は、今後建設に向け、建設場所埋め立てによる環境への影響防止や周辺地域への配慮等についてどのような対策を講じるかお伺いをいたします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの桑江朝千夫君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後１時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の桑江朝千夫君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江朝千夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、沖縄振興策の推進についての中で、平成26年度当初予算の基本的考え方についてという御質問にお答えいたします。

平成26年度一般会計当初予算の編成に当たっては、日本経済活性化の一翼を担う「フロンティア創造」など４つの「重点テーマ」を踏まえ、沖縄の持つ優位性

と潜在力を生かした施策を戦略的に展開するとともに、雇用や観光など、県内景気の回復基調を確かなものにすることを基本的な考え方としたところでございます。

その結果、離島振興や医療、子育て、健康・長寿などの県民福祉の向上のための諸施策はもちろんのこと、観光産業や臨空・臨港型産業、そして情報通信関連産業などの産業振興施策を含む、当初予算としては過去最大規模の総額7239億円を計上したところでございます。

次に、同じく沖縄振興策の推進についての中で、沖縄振興特別措置法の改正案の内容と今後の振興施策への影響についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄振興特別措置法の改正案の内容は、金融特区を抜本的に見直した経済金融活性化特区の創設、情報及び国際物流における地域指定等の権限の知事への移譲、航空機燃料税の軽減措置の県内離島路線への拡充となっております。

沖縄県としましては、これらの特例措置の活用により産業の集積、雇用の拡大及び離島の振興につながるものと考えているところでございます。

次に、沖縄振興策の推進についての中で、沖縄大交易会の成果と課題、今後の展開についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の沖縄大交易会プレ交易会では、商談件数1840件のうち457件の成約が見込まれております。また、海外のバイヤーにも沖縄国際物流ハブをＰＲすることができ、大きな成果があったものと考えております。

課題といたしましては、商談スケジュールがタイトであったことや、会場が小さいこと等が指摘されております。

沖縄県といたしましては、次年度も引き続き、民間の皆さんとともに開催したいと考えております。また、展示場整備につきましても検討してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　廃棄物処理対策に関する御質問の中で、公共関与管理型最終処分場の作業工程等についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の今後の作業工程につきましては、用地取得後速やかに、生活環境影響調査及び最終処分場の基本設計、実施設計等を行い、その後建設に着手する計画であります。また、並行して地元との地域協議会を設置し、環境保全対策や地域振興対策について、具体的な内容を協議・調整してまいります。

同じく廃棄物処理対策に関する御質問の中で、公共関与管理型最終処分場の環境への影響防止等についてお答えいたします。

公共関与による最終処分場の整備につきましては、安全・安心はもちろんのこと、周辺地域と協調し地域社会に貢献する施設であることが重要であると考えております。

環境への影響防止を図るため、事業主体による生活環境影響調査等を実施し、廃棄物処理法等で定める施設基準以上に厳格に対応して施設整備を行います。処分場は周辺環境に配慮した屋根つき鉄筋コンクリート造とし、処理水を地区外に放流しない、風による廃棄物の飛散や悪臭の拡散を防止する完全クローズド方式を採用しております。また、地元安和区、沖縄県、名護市及び沖縄県環境整備センター株式会社の４者による地域協議会を設置し、環境保全協定書の締結や地元振興策等について協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　沖縄振興策の推進についての御質問の中で、沖縄振興予算の県経済への影響についてお答えいたします。

内閣府沖縄担当部局の平成26年度予算案について、前年度を上回る3460億円が確保され、さらに今後の沖縄振興予算について、沖縄振興計画期間中、毎年3000億円台を確保するとされたことは、本県の自立型経済の構築に向けた取り組みを加速させ、本県経済のさらなる成長に大きく寄与していくものと考えております。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、沖縄振興予算が毎年度3000億円程度措置されることを前提に、平成22年度現在３兆7000億円の県内総生産が、計画目標年次である平成33年度に５兆1000億円程度になるなどとする社会経済展望値を推計しており、今般の政府の表明は、同展望値の実現可能性を高めるものと評価しております。

次に、県内公共事業の推進についての御質問の中で、伊良部大橋の進捗状況についてお答えいたします。

伊良部大橋の進捗状況については、平成25年度末の事業費ベースで約94％を予定しております。平成26年

度は、橋梁上部工及び橋面工等の工事を行い、平成27年１月の開通に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　沖縄振興策の推進についての中の、平成26年度当初予算の特徴と主な事業についてお答えいたします。

平成26年度当初予算の特徴といたしましては、１点目に、当初予算として初めて7000億円台の予算規模となったこと、それから２点目に、沖縄振興交付金を積極的に活用し、「フロンティア創造」、「持続的人口増加」など４つの「重点テーマ」を踏まえ、県民の求める５つの将来像の実現に向けた事業に効果的に配分したことなどであります。

主な事業について、沖縄振興の２つの基軸に沿って申し上げますと、第１の基軸である「沖縄らしい優しい社会の構築」のうち離島振興の分野では、引き続き離島住民の交通コストの負担軽減を行うとともに、離島地区の情報格差を是正するため、本島と離島を結ぶ海底光ケーブルを整備いたします。

子育て・福祉・医療の分野では、認可外保育施設の認可化や保育の質の向上に向けた支援を行うほか、沖縄県の長寿復活に向けた県民全体での健康づくりの取り組みや性暴力・ＤＶ被害者への支援の充実などに取り組んでまいります。

文化・交流・平和の分野では、しまくとぅばの普及・継承に取り組むほか、沖縄戦を体験した日系米国人の体験証言を収録し、国内外へ発信してまいります。

自然環境・風景の分野では、サンゴ礁の保全活動に対する支援や米軍施設に起因する環境問題を解決するための、新たな環境配慮の仕組みづくりを推進いたします。

次に、第２の基軸であります「強くしなやかな自立型経済の構築」のうち、競争力のある社会基盤の整備の分野では、沖縄都市モノレールの延長整備を推進するほか、那覇空港における航空機整備場の整備や那覇港における総合物流センターの整備に取り組んでまいります。

観光産業の振興の分野では、閑散期対策として、自然や文化、歴史など地域観光資源を活用した感動体験プログラムの実証事業を実施するほか、大型ＭＩＣＥ施設の早期整備に向けた調査を実施してまいります。

情報通信関連産業の振興の分野では、アジアと沖縄と首都圏を海底光ケーブルで接続し、沖縄をアジアの情報通信ハブとしての形成を促進いたします。

新リーディング産業の振興の分野では、臨空・臨港型産業の企業誘致や全国特産品の流通プラットホームの構築を推進するほか、細胞医療産業の集積に向け、企業と共同研究を行う県内医学部の体制整備を支援いたします。

農林水産業の振興の分野では、対象品目を拡大の上、引き続き農作物等の本土への輸送費の負担軽減を図るほか、沖縄の南海域における漁場予測システムの構築に取り組んでまいります。

製造業・地場産業の活性化の分野では、賃貸工場を整備するほか、ものづくり企業に対する株式取得等による投資事業や工芸産業振興拠点施設の整備に向けた基本計画の策定に取り組んでまいります。

また、これら２つの基軸を支えます「沖縄の発展を担う人材育成」におきましては、引き続き高校生や大学生の海外派遣、少人数学級の推進、私立学校の振興、産業人材の育成に取り組んでまいります。

以上、主な事業について申し上げましたが、平成26年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の３年目に当たり、沖縄振興を加速させる重要な年であります。県では、今後とも基本計画に掲げた諸施策を着実に推進し、県経済の発展及び県民福祉の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県の行財政改革についての中で、新たな行革プランの基本目標等についてお答えいたします。

沖縄県では平成26年度から平成29年度までを期間とする、新たな行財政改革プランを県民や民間有識者等の意見を踏まえ、今般策定したところであります。

新たなプランは、これまでの行革の成果や時代の要請を踏まえ、簡素で効率的な行財政システムを構築し、沖縄21世紀ビジョン基本計画や同実施計画の取り組みを行財政改革の立場から支えることを基本目標としております。具体的には、歳入面では県税収入の確保や未利用財産の売却を促進するほか、歳出面では県単補助金や事務事業の見直し等を行ってまいります。

さらに、新たな取り組みとして不適正な業務処理を防止するための「内部統制機能の強化」や、沖縄21世紀ビジョン実現のため職員が事業提案を行う「美ら島アイデアコンペ」の実施を盛り込むなど、合計で29の実施項目に取り組んでまいります。

これらの行革の取り組みにより、４年間で約58億円の財政効果を見込んでいるところでございます。

次に、同じ項目で組織再編におけるトップマネジメントの構築についてお答えいたします。

本県を取り巻く環境が大きく変化する中にあって、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて克服すべき課題等

に的確に対応していくためには、従来型の組織を見直し、21世紀ビジョンの政策領域に沿った組織を構築するとともに、トップマネジメントを強化する必要があります。

このことを踏まえ、平成26年度組織編成においては、各部等の自律性を確保しつつ、政策領域が関連する部等を部門として大くくりした上で、新たな経路として「部門戦略会議」を設置し、部局横断的な課題解決のための戦略立案や内部統制機能の強化に向けた取り組みを行うこととしております。

また、部門戦略会議の上位に、全体を統括する組織として、知事を議長とする「全体戦略会議」を設置し、副知事、部長等の幹部職員が連携して知事の政策実現のための戦略を立案することにより、トップマネジメントの強化を図り、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じ項目で新たな法定外目的税の取り組み状況と今後の課題についてお答えいたします。

観光関連の法定外目的税のあり方については、庁内の関係部の職員で構成するワーキンググループにおいて検討を行い、これまでに租税法や地方財政及び観光や環境に関する専門家の意見のほか、関係業界の意見も聴取してきたところでございます。

県としましては、今後、これらの意見を踏まえ、関係部長で構成する協議会におきまして、導入すべき税目やその導入時期について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　沖縄振興策の推進についての御質問の中の、国家戦略特区の指定の見通しについてお答えいたします。

沖縄県は、昨年８月に行われた国家戦略特区のアイデア募集において、世界水準の観光・リゾート地の形成、科学技術拠点の形成、沖縄統合リゾートの導入に向けた規制改革のプロジェクトを国に提案しております。一方、昨年12月に制定された国家戦略特別区域法においては、大都市圏等を想定した「容積率の規制緩和」や、オリンピック需要に対応する「旅館業法の規制緩和」、農業改革に向けた「農業生産法人の規制緩和」などが位置づけられたところであります。今後、国家戦略特別区域諮問会議等において、地域指定の検討が行われることとなっております。

県としては、昨年６月に閣議決定された骨太の方針に、「国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。」と位置づけられたことを踏まえ、引き続き国と調整を進めていきたいと考えております。

次に、消費税率引き上げの県経済への影響についてお答えいたします。

昨年10月、社会保障と税の一体改革関連法に基づき、消費税率を平成26年４月に８％に引き上げることが閣議決定されております。

消費税率引き上げによる県経済への影響は、子ども・子育て支援の充実や社会保障の安定化によるプラスの面が考えられる一方で、低所得者の経済的負担増、中小企業におけるコスト増、税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減による消費の落ち込みなどへの対応が求められております。このため、政府は、去る12月に策定した「好循環実現のための経済対策」に対応する５兆円規模の補正予算を編成し、社会資本の老朽化対策のための公共事業、低所得者・子育て世帯への給付措置、中小企業への資金繰りの支援などを実行するとしております。

沖縄県としましては、政府と連携し、経済対策の効果が速やかに発現できるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県内公共事業の推進についての御質問の中の、トラック業界への補助金創設等の支援策についてお答えいたします。

トラックの燃料として使用されている軽油につきましては、平成25年に入ってから高い価格水準で推移しており、県内の軽油価格は、平成24年６月の１リットル当たり124円から、平成26年２月には142円と14.5％上昇しております。

県としましては、燃料価格の高騰により資金繰りが厳しくなっている運送事業者へは、県の融資制度の活用を促しており、沖縄県トラック協会を通じて各事業者への周知を図ってきたところであります。しかしながら、トラック運送事業者が安全で安心な質の高い輸送サービスを継続的に提供するためには、運賃の適正収受が必要であることから、今後、燃料サーチャージ制導入の促進及び契約書面化について、国やトラック協会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県内公共事業の推進についての御質問の中の、泡瀬漁港の定期航路創設についてお答えいたします。

沖縄市においては、第３次沖縄市水産業振興基本計画に基づき、泡瀬漁港内に海の駅を整備しブルーツーリズムを推進すると聞いております。

定期航路創設については、関係機関からの情報収集

に努め、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、陸上交通網の整備についての御質問の中の、鉄軌道を含む新たな公共交通システム構築の基本的な考え方についてお答えいたします。

沖縄県は、県土の均衡ある発展などを図る観点から、沖縄本島を縦断し、那覇―名護間を１時間で結ぶ基幹軸となる、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを進めております。そのため、今年度は、導入に向けた県としての考え方を取りまとめるため、鋭意調査検討を行っているところであります。

具体的な調査内容としましては、１つ目に、沖縄本島の骨格軸となる複数ルート、２つ目に、まちづくりや需要に与える影響等を考慮した駅位置や駅数、３つ目に、求められる機能や導入コスト等を考慮したシステム、４つ目に、持続的な運営を可能とする特例的な制度や運行主体、５つ目に、基幹軸と有機的に連携するフィーダー交通のあり方などとなっております。

県としましては、当該調査結果をもとに、基本的な考え方を整理し、平成26年度にはパブリックインボルブメント等を実施し、県民のコンセンサスを得て、平成27年度に事業化に向けた県としての計画案を策定してまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道の運行事業者及び採算性についてお答えいたします。

平成24年度の県調査では、整備新幹線の整備方式を参考に、駅やレール、高架橋等のインフラ部分を公共が整備して保有し、運行会社は運行のみを行う公設民営型上下分離方式の特例制度を適用した場合、１日当たり４万人程度の需要があれば、運行会社の単年度黒字は可能との試算結果を得ています。そのため、導入実現には、運行会社の負担を軽減し、持続的な運営を可能にする特例的な制度の創設が必要であると考えており、現在、その制度の内容について検討を行っております。

また、運行会社については、民間、第三セクターを問わず、既存交通事業者の参入を基本に、沖縄にふさわしい運行形態のあり方等について検討を進めております。

次に、鉄軌道導入の当初計画での支線検討についてお答えいたします。

沖縄県では、本島を縦断し、広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道等の導入とあわせて、フィーダー交通として、ＬＲＴ、基幹バス等が連携することにより、本島全域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしております。

今年度は、ルートやシステム、事業スキームの検討とあわせ、フィーダー交通との有機的な連携等について幅広く検討を行っており、公共交通ネットワークのあり方や整備の方向性等について、県としての考え方を取りまとめていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 沖縄振興策の推進についてという御質問の中の、航空機整備基地整備事業の入居企業と県経済への波及効果及び完成までの作業工程についてという御質問にお答えをいたします。

沖縄県は、昨年11月13日に航空機整備施設入居者募集を行ったところでございますが、12月11日までの募集期間中に、ＡＮＡホールディングス株式会社１社の応募があり、去る１月６日に入居の内定通知を行ったところでございます。

経済波及効果につきましては、生産額が10年目で291億円、20年目621億円、雇用につきましては10年目が1970人、20年目4131人を見込んでおります。

今後の作業工程といたしましては、平成26年度に実施設計を行い、平成26年度から平成27年度にかけて本体工事を実施し、平成27年度中の供用開始を予定をしてございます。

同じく国際物流拠点施設整備事業の進捗状況等と入居企業についてという御質問でございます。

国際物流拠点施設整備事業は、臨空・臨港型産業の集積を図るため、国際物流特区那覇地区を拡張し、国際物流拠点施設を整備するものでございます。

事業の進捗状況につきましては、去る１月に建設工事に着手し、平成26年度内の完成を目指し整備を進めております。

入居企業の選定につきましては、次年度に公募を行い、入居企業選考委員会による審査を経て決定をしたいと考えております。

地域振興についてという御質問の中の、地域商店街空き店舗対策の成果が上がらない要因・背景についてという御質問でございます。

県内商店街の空き店舗率は、平成24年度調査では12.5％と、調査開始以来ほぼ横ばいで推移をし、改善しておりません。

県が実施している商店街実態調査結果では、その主な要因として、「家賃・売り値が高い」、「賃借・売却条件が合わない」、「空き店舗情報の告知不足」、「住民、通行人が少ない」、「立地が悪い」、「駐車場が少ない」等となっております。また、空き店舗対策として有効だと思うことについては、主に「新規出店者に

対する低利融資」、「家賃補助」、「空き店舗の情報提供」、「後継者養成」等となっております。これに対し、一部の自治体では、新規出店者に対する融資や家賃補助を行っておりますが、なかなか成果があらわれてないのが現状でございます。

空き店舗解消を図り、地域商店街を活性化していくためには、地元自治体のイニシアチブのもと、商店主や商店街振興組合などによる商店街の魅力向上が重要と考えております。

県といたしましては、引き続き商店街の空き店舗の要因等を含め、地元自治体等と連携し、県内商業活性化のための調査・分析を進めてまいりたいと考えております。

同じく商店街活性化に向けた地域の実情に沿った対応についてという御質問でございます。

県では、中心市街地や商店街の活性化を図っていくため、商店街振興組合指導事業により、セミナーの開催や派遣研修等による商店街の組織化、それから後継者の育成等を支援しております。平成24年度には、那覇市や沖縄市、石垣市で計８回のセミナーを開催し、103名の参加者が「来街者への対応」、「個店の魅力向上」、「商店街の情報発信」等、商店街活性化方策について受講しております。また、県外の先進商店街への派遣研修事業を行い、その成果として、参加者の中には、視野が広がり、商店街、周辺の通り会、地域との連携を考えるようになる等、地域のリーダーとして活躍する人材の輩出にもつながっているとのことでございます。

今後とも、同事業のほか、沖縄総合事務局や市町村の活性化事業とも連携を図り、相乗効果が生み出せるよう、商店街の組織強化、後継者育成等の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　県内空港の整備促進についての御質問の中で、那覇空港滑走路拡張整備における環境への配慮に対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

那覇空港滑走路増設事業に伴う公有水面埋め立てについては、県環境生活部よりさらなる改善の余地があり、環境保全に万全を期す必要がある旨の厳しい意見があったところであります。この意見に対する事業者の見解を求めたところ、沖縄総合事務局は環境監視委員会を設置し、専門家の意見・助言を踏まえた環境保全措置等を講じながら慎重に事業を進めるとの回答があったところです。

県としては、当該委員会で議論される環境保全措置等を注視しながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、那覇空港滑走路増設事業における県内建設業者及び県産建設資材の優先活用についてお答えいたします。

県では、機会あるごとに国に対し、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業者への優先発注について要請を行っているところであります。

沖縄総合事務局においては、関係者の要望等を踏まえ、地元企業の受注拡大に配慮した発注方針が策定されたところであります。また、建設資材の調達については、工事の特記仕様書において県産建設資材の優先使用を明記しており、県産資材の利用促進に努めていると聞いております。

県としましては、今後とも、県内建設業者及び県産建設資材の優先活用について、国へ働きかけてまいりたいと考えております。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港の継続と県費の負担及び2015年度以降の見通しについてお答えいたします。

下地島空港は、那覇空港と同様、3000メートルの滑走路と計器着陸装置等の機能を有した空港であります。同空港の維持管理費につきましては、昭和54年の県議会において、独立採算制を堅持し、今後一切県の財政負担を生ぜしめないこととの附帯決議がありました。しかし、今般、地元宮古島市から存続要請があったこと、日本トランスオーシャン航空や琉球エアーコミューターの訓練が予定されていること及び地元の雇用への影響等を考慮して、平成26年度も運営継続することが望ましいことから、一般財源の繰り入れが必要と考えており、議会の理解を賜りたいと考えております。

現在、維持管理費用の約２分の１を全日本空輸に負担してもらうように協議を進めているところであり、県費の負担額については、約１億6000万円程度になる見込みであります。

平成26年度は、残地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討する予定であり、平成27年度以降の利活用については、同調査検討を踏まえて判断していきたいと考えております。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港の利活用に係る宮古島市の提案内容と県の基本姿勢についてお答えいたします。

宮古島市は下地島空港の利活用について、空港と周辺残地を一体的に活用できる総合防災訓練施設としての整備を提案しております。その内容は、災害非常時に備えた大規模訓練施設と救助物資供給拠点を下地島空港周辺残地に整備し、国内外から防災訓練を呼び込もうとするものであります。

平成26年度は、残地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討する予定であり、宮古島市の提案は利活用案の一つと考えております。

次に、県内公共事業の推進についての御質問の中で、沖縄本島の南北軸及び東西軸となる幹線道路網の計画などについての御質問にお答えいたします。

沖縄本島の南北軸及び東西軸を構築する幹線道路網として、現在、はしご道路などの整備を進めております。

南北軸として、沖縄西海岸道路、那覇空港自動車道、東西軸として、胡屋泡瀬線、県道沖縄環状線などの整備を行っているところです。

沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの地域高規格道路であり、現在、浦添北道路や小禄道路など、７区間において整備が進められております。また、胡屋泡瀬線は、胡屋交差点付近から高原交差点までの間を、現道に沿ったルートと一部はバイパスするルートとして、平成31年度完成を目標に整備を推進しております。

道路整備の予算については、所要額を確保できるよう、関係市町村と連携し国へ要請しているところでございます。

同じく県内公共事業の推進についての御質問の中で、工期設定等への弾力的な対応及び施工単価上昇への対応についての御質問にお答えいたします。

公共事業の発注に当たっては、工事の内容や規模などに応じて必要な工期を設定しており、また、工期の変更についても受注者、発注者で協議の上、対応しているところであります。

国においては、技術者等の人手不足対策として、受注企業の希望に応じて工期開始時期を調整するいわゆるフレックス工期の導入や労働者確保等の準備を行うための余裕期間の設定等について検討を進めていると聞いております。

県としましても、国の動向を注視しながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、施工単価の上昇については、例年４月に適用している新労務単価を２月１日へ前倒しで改定しており、これに伴い施工単価も引き上げられております。あわせて離島地域の施工単価の実態把握に努めながら、適切に対応していきたいと考えております。

同じく県内公共事業の推進についての御質問の中で、米軍工事受注ファンド（仮称）の創設についての御質問にお答えいたします。

米軍発注工事においては、15万ドルを超える案件に対して、米国連邦政府調達規則に基づき、契約額100％のボンドの提出が義務づけられているところであります。

県としては、今年度も米軍等関係機関に対して県内業者への分離・分割発注、ボンド率減免の要請を行ったところであります。また、ファンドの創設については、多くの解決すべき課題もあることから、沖縄建設産業グローバル化推進事業の中で、海外ボンド会社の活用等の検討を行っているところであります。今後とも、県内業者の受注促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく県内公共事業の推進についての御質問の中で、浦添北道路の整備に対する県の取り組みについてお答えいたします。

浦添北道路は、沖縄西海岸道路の一部を形成し、国道58号の渋滞緩和などに寄与する道路であり、国において整備が進められているところであります。浦添北道路と臨港道路浦添線が供用されると、那覇空港から宜野湾市までの西海岸沿いの道路がつながることになり、さまざまな効果が期待されます。

県といたしましては、浦添北道路が早期に供用されるよう、当該道路を含めた沖縄西海岸道路の整備促進を関係市町村とも連携し国へ要請しているところであります。

同じく県内公共事業の推進についての御質問の中で、中城湾港の雇用の創出につなげる施策についての質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区の国際物流特区うるま地区においては、経済特区制度や港湾等を活用する高付加価値型ものづくり産業を集積し、大規模な雇用創出を図ることとしております。そのため、同地区については、立地企業の活性化や新たな企業誘致の促進を目指し、上屋の整備、東西埠頭を連絡する港内道路の整備等、港湾機能の向上に取り組んでいるところであります。

また、泡瀬地区の東部海浜開発事業については、中部圏域における新たな地域資源を創出し、観光産業の振興を図るため、スポーツコンベンション拠点の形成や、人工ビーチの整備に取り組んでいるところであります。

県としましては、中城湾港新港地区と泡瀬地区のインフラ整備が中部東海岸地域の振興・発展を図るため

には重要であると認識していることから、今後とも国や沖縄市、うるま市と連携を図りながら、早期完成に向け取り組んでまいります。

同じく県内公共事業の推進についての御質問の中で、中城湾港新港地区の実証実験についてお答えいたします。

平成23年11月から継続して実施しております貨物船実証実験の取扱貨物量は、実験前の月平均226トンから平成25年度には月平均2071トンに増加しております。

平成26年度も実証実験を継続し、平成27年度から定期船の就航ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、今後、新港地区から先島へ飼料の移出が予定されていることから、新たに先島への実証実験に向け取り組んでいるところであります。

同じく県内公共事業の推進についての御質問の中で、労務単価の改定内容と県内企業への影響、県の対策についての御質問にお答えいたします。

今回の改定により県内の設計労務単価は、平成25年４月単価に比べ平均６％上昇しており、平成24年度単価と比較いたしますと、平均19％上昇しているところであります。

今後は、改定された新労務単価で積算した工事が発注されることから、建設労働者の賃金水準の向上が図られ、技能労働者等の人材確保に一定の効果が期待できるものと考えております。

県といたしましては、労務単価の改定が下請等の賃金に反映されるよう、業界団体へ要請しているところであります。

次に、陸上交通網の整備についての御質問の中で、モノレールの進捗状況と課題についての御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの延長事業については、昨年９月にインフラ部支柱工事に着手いたしました。平成26年度は引き続き用地取得を推進するとともに、道路拡幅、インフラ部等の整備を進め、平成31年春の開業を目指してまいります。

また、課題といたしましては、モノレール関連道路の用地取得、予算確保と進捗管理、浦添市、西原町による第４駅周辺まちづくりとの連携などがございます。

次に、地域振興についての御質問の中で、中の町Ｂ地区再開発事業の早期着工についての御質問にお答えいたします。

当該地区について、沖縄市は、平成17年度から、権利者の意向を踏まえながら市街地整備のあり方を検討してきており、平成24年度に、事業手法を隣接地区を含め、土地区画整理事業とする方針を決定したところであります。現在、沖縄市は、事業の実現に向け、権利者の意向を踏まえた基本計画の作成に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

自由民主党の中川京貴でございます。

自由民主党を代表いたしまして、通告により代表質問を行いたいと思います。

その前に、少しばかり所見を述べたいと思っております。

皆さん、ソチ・オリンピックも閉会いたしました。日本を代表する若者がソチ・オリンピックで金メダルを目指して一生懸命頑張る姿、沖縄県民はもちろん、国民の皆さんが夢と希望と感動があったと思っております。特に私が感じたのは、その選手の皆さんがメダルを目指して頑張る中、日本の日の丸・国旗を掲げてスケートをしたり、また、各種目で頑張る姿、そしてそれを応援する地元の皆さん方、また、市町村はもちろんそうですけれども、皆さん方がここに日の丸をつけて、日本必勝、頑張れ日本の声援のもと、地元と一体になって応援する姿に涙と感動を覚えたものであります。

日本も東京オリンピックを前にして、県はもちろん国を挙げての東京オリンピック、メダルを目指して頑張る子供たちのためにも、私たちは一生懸命その施設整備や、そして東京オリンピック成功に向けての協力も必要だと思っております。

それでは、代表して代表質問を行います。

まず１番目、米軍基地問題についてであります。

本県における米軍基地を起因とする事件・事故は、相も変わらず後を絶たず、また、過重な基地負担の軽減についてもますます基地機能の強化が進められているのが実態であり、米軍基地に対する不安やトラブルへの懸念は消えていません。復帰後、県内における米軍機の墜落事故は今回を含め44件起きており、さらに米航空機関連事故全体では549件発生し、34人の死者を出しております。2012年だけを見ても部品落下や爆弾投下失敗、不時着など18件起きており、県土面積が

狭い本県にこれだけ米軍基地が集中している現状では事故が起きないほうが不思議であります。その上、嘉手納基地に常駐している第353特殊作戦群への2014年から2016年までに特殊作戦用垂直離着陸輸送機ＣＶ22オスプレイ９機の配備計画が表面化したのに加え、最新鋭機ステルス戦闘機Ｆ35を2015年にも嘉手納基地へ配備することが検討されているようであります。Ｆ35ステルスは他の戦闘機に比べ騒音が大きく、米国内でも反対運動が起きているということであります。米軍は、米軍ホテル･ホテル訓練区域の一部を解除したり、日米地位協定の運用を見直し、米軍の裁判における未確定判決や軍の懲戒処分、不処分についても日本側に通知することを日米合意するなど、県民の負担軽減をアピールしておりますが、県民の不信を増幅させているのであります。

そのような中、県が求めておりました返還予定の施設・区域への環境調査や環境浄化のため、自治体職員等の立ち入りを認める環境条項等を追加する地位協定の改定について、政府は特別協定の締結を米側と合意したようであります。これは今後の地位協定の本体の改定に向けた第一歩となるものであり、高く評価するものであります。

そこで伺います。

⑴、嘉手納飛行場・普天間飛行場の騒音、基地被害は増加傾向にあるが、県の認識と具体的な解決策について伺いたい。

⑵、米軍機の墜落事故が相次いでいるが、中には米軍嘉手納基地に配備されている機種と同型機も含まれている。復帰後の米軍機の県内における墜落事故の状況について伺いたい。

⑶、平成26年度から３年計画で実施予定の米軍施設環境対策事業について、その目的、事業内容等を伺いたい。

⑷、県が日米地位協定を改定し環境条項を盛り込むことを求めたことに対し、政府は特別協定を米国と締結することを合意したというが、具体的な内容について伺いたい。

⑸、沖縄市のサッカー場の土壌汚染問題について、新たなドラム缶が次々と見つかり、当時は基地内のごみ捨て場だったとの証言まで飛び出し、ますます事実関係の解明が複雑化している。米軍や日本政府の見解はどうなっているか伺いたい。

⑹、米軍基地周辺住宅に対する防音工事規定の見直しについて県の考えを伺いたい。

ア、防音工事規定は全国一律か。また、80W区域の建具復旧工事に間取り変更及び車椅子使用による区画割れ物件も対象に入れるよう要件緩和を行うことは可能か。

イ、80W・75W地区における外郭防音工事を実施させること。

ウ、75W区域の建具復旧工事を実施させること。

エ、住宅防音工事の手続の簡素化を図り、家主が防音工事を申請し、借家人が引っ越しをしても防音工事ができるような制度にすること。

オ､防音工事に伴うソーラーシステム導入について、進捗状況及び県の支援策について伺いたい。

２、県内産業の振興について。

本県の産業構造は大型の製造業が育たず、経営規模、経営体力が脆弱な中小零細企業が多くを占めている状況にあります。このため、県は中小企業の振興に関する条例に基づく支援策を初め、さらに一括交付金を活用したさまざまな施策を実施し、産業全体の底上げを図っております。その中でも観光業や情報通信産業は本県におけるリーディング産業として大きく進展を見せており、これに続く第３、第４の柱となる産業の創出が大きな課題となっております。

自立型経済の構築を目指す本県にとって産業基盤の整備・強化は喫緊の課題であり、沖縄型新産業や沖縄の国際物流ハブ機能を生かした中継貿易型産業の創出、国内外を結ぶ供給網を支える産業拠点の構築を進展させることが本県経済の将来にとっても重要であります。また、本県には自然風土、伝統芸能、健康・長寿、スポーツに適した温暖な気候、そして多様な魅力を持つ離島など、産業資源として大きな可能性を有しております。本県がこれからも持続的に発展し新たな産業の創出を図るためには、県内産業を支える技術の開発や人材の育成を図り、県外企業の立地、誘致促進に努めるべきであります。

そこで伺います。

⑴、観光産業、情報通信産業に続く新たなリーディング産業の振興に取り組んでいるが、那覇港などの港湾を活用した造船業等雇用吸収力のある製造業の立地の可能性について伺いたい。

⑵、高い評価を得ている染織物、陶器、漆器などの伝統工芸品の産地の現状と県の支援策について､また、競争力のある産業として振興していくためには販路等の開拓、産地基盤の整備、経営力の強化、後継者育成など課題が山積しているが、県が取り組んでいる対策について伺いたい。

⑶、中小企業投資促進税制について、ＩＴを活用した設備等に係る上乗せ措置として、資本金3000万円から１億円の中小企業も税額控除適用対象に、特別償却

等の繰越期間を３年間に延長、即時償却100％、税制額控除を12％に拡充する要望があるが、県の考えを伺いたい。

⑷、ものづくり高度化法及びものづくり支援補助金について、対象分野が限定され本県の中小企業は活用しにくいとの指摘があるが、県の考えを伺いたい。

⑸、県は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、ものづくり産業の総合的かつ戦略的な支援に取り組むとしているが、ものづくり産業を振興させるための平成26年度における取り組みについて伺いたい。

⑹、アジア情報通信ハブ形成促進事業（海底ケーブル敷設事業）について、調査の結果、敷設可能性が高まったということだが、今後の事業を進める上での基本方針とスケジュール、県経済や産業形成等への効果について伺いたい。

⑺、県が進める先端医療産業開発拠点形成事業について、具体的実施内容と将来イメージ、さらに今後の作業予定等について伺いたい。

３、農林水産業の振興について。

本県における農林水産業は、従事者の高齢化や後継者不足､さらに相次ぐ台風や干ばつなどの被害に加え、耕作放棄地の増加により生産基盤の縮小傾向が続き、日台漁業取り決めや日中漁業協定により漁業の安全操業が脅かされております。また、ＴＰＰ交渉の推移によっては本県農業の基幹作物であるサトウキビや肉用牛への影響が懸念され、本県農業の将来見通しに不透明感を与えております。特におきなわブランドの確立を目指す本県において、台風の常襲地帯である不利性の克服は、離島県で亜熱帯性気候に適した農産物の育成、推進する上で大きな課題であります。

本県が安定的・持続的なサトウキビ産業としての産地の形成をし、また、高品質で安心・安全なおきなわブランドを確立し、海外への輸出展開を含めた生産拠点を構築するには、異常気象にも対応できる生産施設等の整備が不可欠と考えます。そのために農業大学校の教育・研修や実習を通して農水産技術者の育成を図るほか、後継者育成対策など、推進や沿岸漁業を支える担い手の育成、新規就業者、中途参入者の確保に向けた取り組みを進めることが必要であります。

一方で、本県における農水産業の担い手不足は深刻であり、早急な対策が求められております。本県漁業を取り巻く環境は、水産物輸入の増大や魚価の低迷、燃料費の高騰、沿岸漁場の埋め立てによる喪失や土地改良、開墾による荒廃などに加え、日米地位協定に基づく米軍の演習・訓練に伴い漁船の操業制限水域が設定されている状況下で、漁業収入も低迷しているのが現状であります。

このように本県における農林水産業の後継者育成や新規就業希望者の増大を図るには、安心して農林水産業に従事できる経営安定対策の充実が必要であります。安定した生活ができる農林水産業であれば若者は戻ってくるのであり、担い手不足も解消するのであります。

そこで伺います。

⑴、優良農地等の担い手への集積促進に向け、農地中間管理機構の機能強化や耕作放棄地の拡大防止を図る必要があるが、県の考えを伺いたい。

⑵、国においては、農林漁業者が取り組む６次産業化に対し支援を行っているが、６次産業化ネットワーク活動交付金について、その支援内容と県の活用について伺いたい。

⑶、有害鳥獣の被害が拡大している中、捕獲体制の強化を図るため、狩猟免許の取得・更新手続の緩和や捕獲に関する制度の運用改善、クレー射撃場の整備等研修・指導体制を拡充することについて県の考えを伺いたい。

⑷、国の漁業用燃料価格高騰に対する支援について、県独自の支援策とともに現行の漁業者の負担割合をさらに軽減する措置を講じていただきたいが、県の考えを伺いたい。

⑸、日台漁業取り決めについては一定の妥結を見たようだが、その内容と今後の見通し、また、本取り決めにより本県漁業者は多くの被害をこうむっており、将来において取り決め適用水域での漁獲量の減少や漁場の荒廃で周辺漁場の衰退が懸念される。本県漁業者のこうむる被害を救済する漁業振興策を講じることについて県の考えを伺いたい。

⑹、農地の有効利用の継続、農業経営の効率化、担い手への農地利用の集積・集約化の推進等が喫緊の課題となっているが、農地中間管理機構関連事業について、その概要と実施する事業等について伺いたい。

⑺、養豚業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しているが、円安等による飼料高騰に対して県の適切な支援が必要と考えるが、県の取り組みを伺いたい。

⑻、農林水産物の県外出荷に対する流通条件不利性解消事業が実施されているが、平成26年度の取り組みを伺いたい。また、対象品目について見直しの状況はどうなっているか伺いたい。

４、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）について。

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉は、当初、昨年内の妥結に向けた着地点が見つけられず、聖域と位置づけている農業の重要５項目の中で譲歩案の検討も

必要になると言われております。ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉については、本県を含む多くの府県での国内農業への影響回避、情報の開示を求める意見書、決議が採択されております。安価な農産物が大量に入ってくれば、県内農業に壊滅的な打撃を与え、加工食品や観光産業も深刻な影響が出るのは明白であります。

政府は交渉の段階で、国益が守れないと判断すれば交渉から撤退すると説明しておりますが、日本が最後まで国益を守り続けることはできるのか心配されるところであります。農業問題は国家百年の計と言われ、国家・国民の盛衰を左右する問題でありながら、これまでＴＰＰ交渉の参加問題については、国民は中身が十分知らされていないのであります。交渉する以上、国民･県民が納得するような妥結を目指すべきであり、サトウキビなど県内農業の壊滅につながるような譲歩は決して行うべきではなく、我が国農水産業、国民生活を守り国益を害することがないよう求めるものであります。

そこで伺います。

⑴、政府は、交渉力を駆使し守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、国益にかなう最善の道を追求するとしていたが、重要５品目の中で譲歩案の検討を始めたとの報道がある。その内容について県は情報を受けているか、県内農業への影響はないか伺いたい。

⑵、県は、ＴＰＰ交渉への対応を協議する県ＴＰＰ対策本部を設置したが、現在までの協議状況と情報収集活動の展開方策、県民への情報提供について伺いたい。

５、子ども・子育て支援について。

子ども・子育て支援については、地域はもとより本県の未来づくりに資するものであるとの考えのもと、豊かな人間性を形成し、将来自立して家庭を持つことができるような長期的な視野に立った子供の健全育成の取り組みが求められております。特に共働きの多い本県においては、安心して子供を預けられる社会の仕組みづくりが必要であり、保育所や学童保育の拡充強化は必要不可欠であります。

本県においては、保育所に入れない待機児童数が全国でも高く、県のまとめによりますと、通常保育の定員数は2009年の２万9888人から2012年は３万5503人と、5615人ふやしております。一方で待機児童数は､2009年４月の1888人から2013年４月には2216人と、328人ふえております。

県は、これまでの待機児童数に加え潜在的な待機も含め2017年度までに待機児童9000人の解消を図るとしております。しかし、これまでのやり方では待機児童解消への期待は限定的であり、やはり認可外保育所の認可化を促進していくことを当然として、認可外で保育されている児童への一層の支援拡大や施設整備・改善等を促進していくことが必要であると考えます。

県と市町村が連携を強化・密にし、基本方向、実施計画等の進捗状況等の相互点検、評価を行えるような仕組みづくりが求められている。

そこで伺います。

⑴、政府は、2015年度から認可保育所の短時間保育について、月48から64時間の範囲で市町村の設定に任せるとしているようだが、設定に応じて利用者増や施設の整備が考えられる。県内認可保育所において対応は可能であるか伺いたい。

⑵、防衛省は、認可外保育施設に対する防音対策事業について、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設を対象とする方針のようだが、本県の要求は全ての施設への補助である。防衛省の回答と県の対応はどうなっているのか。

⑶、認可保育施設、認可外保育施設の件数、法人保育施設の件数､今後の予定と課題等について伺いたい。

⑷、厚生労働省の調査によれば、資格がありながら保育士の仕事を希望しない潜在保育士の半数近くが待遇面に不満を持っているという。保育士不足が問題となっている中で、待遇改善など活用策等について県の考えを伺いたい。

⑸、政府は、2017年度までに待機児童解消加速化プランに基づき40万人分の保育整備を進めるとしている。その場合、本県においてどの程度保育所の創設や増改築がなされ、どれだけの保育士の確保が必要となるか。また、県の待機児童対策行動指針との関連等について伺いたい。

⑹、政府は、2015年度から新たな子育て支援制度として、認可保育所の利用要件を緩和し、保護者がパートタイムや求職活動中などでも認めるほか、大幅な緩和で育児中の女性の働きやすい環境整備を図るとしている。利用対象者がふえることが予想されるが、本県の場合、対応は可能であるか伺いたい。

⑺､自動償還払いまたは貸付制度について伺いたい。

６、離島・過疎地域の振興について。

本県の離島においては、高齢化の進展と人口減少が構造的に進み、これに歯どめをかけるために活性化策や定住条件の整備が財政力の弱さから思いどおりの対策が打ち出せないのが現状であります。特に小規模離島においては若者の島外流出が続き、その定着をいかに図るかが大きな課題となっております。小規模離島

は本島から遠隔の地にあるほか、土地の狭隘性や島内交通の未整備、産業が育たず雇用機会の少なさから人口流出につながり、それが高齢化を加速させ、島の活性化が奪われているのが現状であります。離島における住民生活の負担を軽減するには、特に離島における航空・船舶路線の確保や島内交通の整備が不可欠であり、住民生活、産業活動を支える上で欠くことのできない最重要課題であります。県が実施している本島周辺の生活必需品の物価差が大きい小規模離島とした離島生活コスト低減実証事業や沖縄振興特別推進交付金を活用した離島航空路、航路を初め島内交通にバス路線に対する赤字補塡の運航費補助や路線の確保･維持、離島住民の航空便の新幹線並み交通コスト負担、ＪＲ在来線運賃並みの航路軽減など大きく評価されており、これらの事業がより一層の成果を上げるよう、関係する離島市町村や参加事業者との連携を図り、補助対象品目の拡大や制度の簡素化など、今後に向けた課題の解決を急ぐことが求められております。今後は、島々の地域資源を生かした産業として、観光振興や民泊事業の促進､島の特色を生かした農産物の生産など、仕組みづくりに国・県の支援が必要であります。

そこで伺います。

⑴、離島住民の生活の安定を図るため、交通、生活環境基盤等ユニバーサルサービスの提供が課題であるが、航路、空路等交通手段、港湾機能の整備、上下水道の整備、離島間を結ぶ交通ネットワークの整備等、これまでの取り組みの成果と今後の拡充方針について伺いたい。

⑵、過疎･辺地地域における若者の定着を図るため、沖縄県過疎地域自立促進計画に基づきさまざまな施策を推進しているが、関係市町村における取り組みの状況と県の支援について伺いたい。

⑶、沖縄県離島体験促進事業について、事業内容と経緯、これまでの実績と期待される効果、2014年度の予定件数について伺いたい。

⑷、離島地域の水産業の振興策として、漁港・漁場等生産基盤の整備や生産体制の強化、流通・販売網の確保について県の取り組みを伺いたい。

７、本県観光の将来展望について。

本県は、第５次県観光振興基本計画において、平成33年（2021年）における目標フレームとして、観光収入１兆円、観光客１人当たりの県内消費額10万円、入域観光客総数1000万人の目標を設定しております。沖縄観光の現状は、格安航空（ＬＣＣ）の就航や大型クルーズ船の寄港回数の増加、さらに円安の進行で海外観光客の誘致促進と追い風も吹いている状況にあります。

2013年度の目標である630万人を達成し、過去最高となる見込みとなっており、県が2007年度から設定してきた単年度目標が初めて達成されるなど、本県観光の将来展望が見えてまいりました。また、民間の調査機関によると、2012年度の旅行満足度調査で、沖縄旅行を満足と答えた割合が91％で２年連続全国１位となっており、観光地や郷土料理など高い評価を得ていることもプラス要因となっているようであります。

本県観光は、県内産業を牽引するリーディング産業として大きな役割を担っており、今後とも県経済の柱として成長させなければなりません。一方、観光で最も経済に貢献する１人当たりの観光消費額については、2009年に７万円を割り込み６万6603円となり、2011年度には６万8427円と若干回復したが、2012年度の国内客１人当たりの消費額は前年度を下回り、リーマンショックの影響で過去最低となった2009年度に次ぐ低水準となった。観光客はふえながら消費額は上がらないとなりますと、本県観光の将来展望が懸念されることから、本県観光の質的向上・転換が待たれております。現在、県が整備検討を進めている２万人収容の県内最大の大型ＭＩＣＥ施設の整備促進が期待されております。

そこで伺います。

⑴、平成25年の入域観光客数は、過去最高の641万余となった。その要因と今後とも好調を維持するための方策、平成26年の見通しについて伺いたい。

⑵、2021年度における観光客1000万人達成に向けロードマップ作成に着手するようだが、計画は１年ごとの数値目標を定め誘客戦略を設定する中長期計画と位置づけるとしている。ビジットおきなわ計画との違いと第５次県観光振興基本計画との整合性について伺いたい。

⑶、大型ＭＩＣＥ誘致について、本県においても基本的な考え方や運営のあり方等を含め検討を進めているが、その経済効果が大きいことから全国的に誘致計画が過熱しており、アジア諸国でも誘致取り組みを強めている。県は、立地場所を含め取り組みを加速する必要があるのではないか伺いたい。

⑷、外国人観光客誘致に期待できるクルーズ船の寄港がことしは最多となる見通しのようだが、県内の受け入れ体制と寄港数増加に伴う臨港環境の整備状況について伺いたい。

⑸、本県におけるスポーツキャンプは、プロ野球やサッカーなど年々増加し、沖縄のＰＲや将来プロスポーツを見る子供たちに希望を与えている。県として、

今後ともさらなるキャンプの定着を図るための取り組みについて伺いたい。

⑹、米映画テーマパーク、ユニバーサル･スタジオ･ジャパン（ＵＳＪ）が同様なテーマパークを新設する方針を明らかにしたとの報道があり、沖縄も有力候補という。県として情報の収集と積極的な誘致活動を行う必要があるのではないか伺いたい。

答弁を聞いて再質問したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川京貴議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、県内産業の振興についての中で、海底ケーブル事業の基本方針、スケジュール、効果などについての御質問にお答えいたします。

本年度実施しました海底ケーブルの可能性調査により、国内外の約2000社を対象にアンケート調査を行ったところ、427社がこの海底ケーブルネットワークを活用し沖縄への立地意向を示しております。

沖縄県としましては、平成27年度中の供用開始を目指し、次年度早々に海底ケーブルの整備に着手したいと考えております。これにより、国内外から多くの情報通信関連企業の集積を促し、県内産業の高度化と雇用拡大を図ってまいる所存でございます。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中で、日台漁業取り決めに基づく操業ルールの内容と今後の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年４月に合意された日台漁業取り決めの適用水域における操業ルールにつきましては、去る１月24日に開催されました第３回日台漁業委員会において双方の関係者で合意されたところであります。合意された操業ルールでは、取り決め適用水域において、日本側の操業ルールを適用する一定の水域が確保されました。また、漁具トラブルや事故が発生した場合に円滑な解決を図るためのルールが決められております。しかしながら、残された課題も多いことから、引き続き漁業者間の会合を踏まえ、日台漁業委員会で協議していくこととされております。

沖縄県としましては、今後とも今回合意されたルールの実施状況の検証と本県漁船の安全操業の確保について､引き続き支援していくことといたしております。

次に、本県観光の将来展望についての中で、平成25年入域観光客数増加の要因と今後の見通し及び方策についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

平成25年の入域観光客数は過去最高の約641万人で、9.9％の増となりました。特に、外国人観光客は前年比46.2％増の約55万人となっております。

主な要因として、円安や景況感の改善に伴う旅行需要の増加や航空路線の拡充等のほか、官民一体となって積極的に誘客活動を行った成果であると考えております。

今後は、那覇空港の新国際線ターミナルビル及び那覇港のクルーズ船ターミナルの供用開始によりまして、航空路線の拡充やクルーズ船寄港増加が見込まれることから、外国人観光客を中心に増加するものと考えているところでございます。

沖縄県といたしましては、入域観光客のさらなる拡大に向けて、引き続き誘客と受け入れ体制の整備に戦略的に取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 農林水産業の振興に関する御質問の中で、農地中間管理機構の機能強化と耕作放棄地の拡大防止についてお答えをしたいと思います。

優良農地の担い手への集約等、農業の効率化を進める上で農地中間管理機構を活用することは重要であります。

沖縄県としましては、沖縄県農業振興公社を機構に指定するとともに、機構としての体制整備などの機能強化を図り、関係機関等と連携しながら耕作放棄地の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

同じく農林水産業の振興に関する御質問の中で、日台漁業取り決めの被害を救済する漁業振興策についてお答えします。

沖縄県では、日台漁業取り決めによる本県水産業への影響を最小限に抑えるための総合的な対策を行うよう、国に対して強く求めてきたところであります。その結果、国においては、同取り決めによる影響緩和を図るとともに、本県水産業の競争力強化及び漁業経営の安定化を図ることを目的として100億円の沖縄漁業基金の設置を決定し、県内の漁業団体に造成したところであります。

沖縄県としましては、漁業団体等と連携し同基金を有効に活用し、日台漁業取り決めによる影響を最小限に抑え漁業振興に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 子ども・子育て支援につい

ての御質問の中で、待機児童解消加速化プランと県の行動指針との関連等についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、昨年、待機児童対策行動指針を策定し、同指針に基づく市町村待機児童解消計画を取りまとめたところであります。同計画では、待機児童解消加速化プランを活用し、平成29年度末までに認可保育所83カ所の創設や92カ所の増改築を見込んでおります。これらの取り組み等により、約１万1000人の保育の量を拡大するとともに、これに伴い必要となる約1400人の保育士を確保し、待機児童の解消を図ってまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、沖縄離島体験交流促進事業の事業内容等についてお答えいたします。

沖縄離島体験交流促進事業は、将来を担う児童生徒が離島の重要性、特殊性及び魅力に対する認識を深めるとともに、沖縄本島と離島との交流促進を図ることを目的に実施しております。これまでの実績については、事業開始年度の平成22年度は５離島に小学生163人を派遣をいたしました。その後、毎年派遣数を拡大し、平成25年度は18離島に小学生及び中学生3078人を派遣いたしました。

沖縄県としては、本事業の実施により沖縄本島の児童生徒が離島の自然や独特な伝統文化に触れ、本島との違いを知るきっかけを得ることを期待しております。また、離島において新たな体験学習の場の構築や地域間交流の促進により、観光振興など地域の活性化が図られることを期待しております。平成26年度は、平成25年度を上回る児童生徒を派遣していく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　米軍基地問題についての御質問の中で、嘉手納・普天間飛行場の騒音、基地被害についてお答えいたします。

県では、周辺市町と連携し、普天間・嘉手納両飛行場周辺の22地点において年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。平成24年度航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては14局中７局で、普天間飛行場周辺においては８局中３局で環境基準を超過しており、両飛行場から発生する航空機騒音は、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えております。県は、これまであらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講じることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について要請してきており、引き続き関係市町村や軍転協、渉外知事会等とも連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、復帰後の米軍機墜落事故の状況についてお答えいたします。

復帰後の県内における航空機墜落事故は、固定翼機28件、ヘリコプター17件の計45件となっております。このうち、現在、嘉手納飛行場に配備されているＦ15戦闘機の墜落事故は９件、ＨＨ60ヘリコプターの墜落事故は１件発生しております。

次に、日米地位協定の環境補足協定についてお答えいたします。

昨年12月25日に、日米両政府は「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み」に関する共同発表を行い、同枠組みの作成に向けた二国間の協議が開始されております。外務省によりますと、環境面で地位協定を補足する法的拘束力がある国際約束をつくる予定とのことであり、現に発生した環境事故後や返還予定地の現地調査に係る立ち入りのための統一的な手続作成等を内容としているとのことであります。

次に、沖縄市サッカー場のドラム缶に対する米軍や日本政府の見解についてお答えいたします。

元米空軍少佐が現在の沖縄市サッカー場とその周辺に除草剤のドラム缶を捨てたと証言していることは報道で承知しております。県は、去る２月５日、その事実関係を含め、ドラム缶や土地の使用履歴などについて、米側に早急に調査し公表させるよう沖縄防衛局に要請したところであります。沖縄防衛局は、２月６日に嘉手納空軍基地に対して、ドラム缶等の廃棄物の投棄を含むあらゆる使用履歴を調査し、提供するよう改めて要請したとのことであります。

県としましては、引き続き事実関係を早急に公表するよう政府に対して求めてまいりたいと考えております。

次に、住宅防音工事の規定及び要件緩和、外郭防音工事、建具復旧工事についてお答えいたします。１の⑹のア、イ、ウは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

住宅防音工事については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、告示により、Ｗ値75以上の対象区域や住宅防音工事対象期日等が定められており、全国一律とはなっておりません。防音建具復旧工事における区画割れ物件を対象とすることについては、沖縄防衛局によれば、建具が設置されてい

る部屋を居室以外に改造したり、防音区画が保持されていない場合等は対象にならないとのことであります。

次に、外郭防音工事については、平成14年度からW値85以上の区域の住宅を対象に始まり、平成22年度に同75以上で初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリートづくりの集合住宅に対象が拡大されております。さらに、W値75区域の防音建具復旧工事の実施については、九州防衛局など７カ所の地方防衛局管内が対象となっており、沖縄防衛局及び東海防衛支局の管内ではW値80以上の区域が対象となっております。

住宅防音工事につきましては、区域の指定、うるさ指数の基準、指定告示日の問題等がありますが、県としては、これらに不均衡があってはならないと考えており、今後とも渉外知事会や軍転協と連携し、あらゆる機会を通じて騒音対策の強化・拡充を求めていきたいと考えております。

次に、借家における住宅防音工事についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、工事期間中に引っ越し等の予定がないか十分に確認しながら住宅防音事業を進めており、個別のケースについては、同防衛局で対応するとのことであります。また、限られた予算で防音工事に対する補助を行っており、現に居住している方々を優先し、原則、空き家は補助対象としていないとのことであります。

次に、防音工事に伴うソーラーシステム導入についてお答えいたします。

住宅防音工事が実施された住宅への太陽光発電システム設置に関し、昨年11月の軍転協要請に対する政府回答によると、平成21年度までの調査の結果、同システムを一定地域に集中設置する場合の技術的な問題があり、検討が必要な状況であるとのことであります。今後、技術開発の動向、費用対効果及び環境問題に対する社会情勢の変化等の観点を含め総合的に検討し、同システム設置助成の制度化について判断したいとのことであります。

県としましては、軍転協と連携し、太陽光発電システム設置助成を早急に制度化するよう、引き続き政府に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 米軍基地問題についての中の、米軍施設環境対策事業についての御質問にお答えします。

米軍施設環境対策事業は、米軍施設の跡地における環境問題や、米軍の活動等に起因する環境問題を解決するための新たな環境保全の仕組みづくりを推進することを目的としております。県内の米軍施設の環境情報や、外国及び米本国における米軍基地の環境保全の仕組み等の情報の収集・分析を行うことにより、返還予定地の的確な環境調査及び環境浄化の手法等を定めるとともに、国とも連携して、米軍の活動等における環境保全の仕組みを確立してまいりたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についての中の、狩猟免許制度の運用改善についての御質問にお答えします。

狩猟免許の取得・更新については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において基準が定められておりますが、去る１月に国の中央環境審議会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化について今後講ずべき措置として、わな猟等の狩猟免許取得年齢の引き下げや、一般狩猟における狩猟免許及び登録に係る利便性の向上などを答申したところであり、今後、国において、法改正の検討が進められるものと考えております。また、県では、鳥獣保護事業計画において、鳥獣の捕獲に係る鳥獣ごとの捕獲許可日数や捕獲数等の基準を定めておりますが、現に被害があって必要と認められる場合については許可日数を延長することもできます。さらに、捕獲対象ではない鳥獣についても、現に被害が出ている場合であれば、許可をすることはできますので、被害の状況に応じて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 県内産業の振興についての中の、港湾を活用した造船業など雇用吸収力のある製造業の立地の可能性についてという御質問にお答えをいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新たなリーディング産業として臨空・臨港型産業の集積を図り、産業や貿易の振興を目指しております。国際物流特区うるま地区では、中城湾港等を活用した自動車部品、機械装置製造業など、高付加価値型ものづくり産業の誘致に取り組んでおります。また、那覇地区では、那覇港や那覇空港に近接する立地条件を生かし、パーツセンター、リペアセンター等の誘致に取り組んでおります。

県といたしましては、今後も、アジアと日本のかけ橋となる国際物流拠点の形成を図るため、経済特区制

度や港湾・空港を活用する製造業等の産業集積に取り組み、大規模な雇用創出を図ってまいりたいと考えております。

同じく伝統工芸産地の現状と県の支援策、対策についてという御質問でございます。

伝統工芸品産地は県内各地に点在し、地場産業の振興、地域活性化の原動力として重要な役割を担っているものの、市場ニーズの変化や従事者の高齢化、後継者の確保難等から、生産額や従事者数の減少が続く厳しい状況にあります。そのため、需要開拓と販路拡大を目的に本県の工芸品を一堂に集めた「沖縄工芸ふれあい広場」を毎年東京で開催しておりますが、次年度から工芸品の常設展示場を設置することとしております。また、データベース化した琉球王朝時代の意匠等を活用した新商品の開発、次世代経営者の育成など工芸産地組合の経営高度化等の取り組みも進めております。さらに、これまで技術支援や研究開発、人材育成を担ってきた工芸振興センターに、展示販売や情報発信、インキュベート等の新たな機能を付加した「沖縄工芸の杜（仮称）」を整備し、本県工芸産業の課題解決に取り組むこととしております。

同じく中小企業投資促進税制の拡充についてという御質問でございます。

平成26年度税制改正大綱において、中小企業投資促進税制が拡充されておりますが、本県においては、沖縄振興特別措置法に基づき、全国水準を上回る税制上の優遇措置が実施をされております。具体的に申し上げますと、産業高度化・事業革新地域や国際物流拠点産業集積地域等における15％の投資税額控除、課税所得の40％控除、地方税の課税免除等が挙げられます。また､平成26年度には投資税額控除の適用額について、1000万円以上から100万円以上へと拡充されているところでございます。

沖縄県といたしましては、県内中小企業の業種や経営戦略に応じた優遇税制の活用を促進することにより、さらなる産業振興につなげていきたいと考えております。

同じくものづくり高度化法及びものづくり支援補助金についてという御質問にお答えをいたします。

ものづくり高度化法の趣旨は、鋳造、切削、溶接等中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することであります。本県におきましては、ものづくり基盤産業そのものが全国と比べて脆弱であることから、本制度の活用が低調にとどまっているのが現状でございます。しかしながら、近年、金型企業を含むすぐれたものづくり基盤技術を持つ企業が集積・成長してきており、今後、こうした補助金を活用する企業の増加が期待できるものと考えております。また、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄県独自の支援メニューで本県製造業の底上げを図ることとしております。

同じく平成26年度における取り組みについてという御質問でございます。

県においては、平成26年度予算案に沖縄中小ものづくり企業競争力強化事業を計上しております。本事業は、県経済の中核を担う地元金融機関と連携して、資金供給手法の多様化を図り、ものづくり産業の振興を促進するものでございます。具体的には、沖縄県産業振興公社と地元金融機関が出資をして「有限責任事業組合」を設立、ものづくり企業に対し、株式取得等による投資事業を行うものでございます。技術力を有するものの資本が過小であるなど経営資源が十分でない中小ものづくり企業に対して、資金の供給や金融機関のコンサルティング機能を生かした経営支援を行い、企業の成長を促進するものでございます。これらの施策を通して、ものづくり産業が地域産業としての地位を確立するとともに移出型産業として成長できるよう取り組んでまいります。

同じく先端医療産業開発拠点形成事業の実施内容と将来イメージ、今後の作業予定についてという御質問にお答えをいたします。

県では、再生医療産業の開発拠点を形成するため、今年度から、琉球大学医学部と再生医療に取り組む製薬企業との共同研究やこれらを支える人材の育成を推進、支援をしております。さらに、再生医療関連製品や関連機器メーカーを集積し、アジアの先端医療産業開発拠点を目指すための構想策定に取り組んでいるところでございます。今後も、引き続き企業との共同研究を推進し、先端医療企業の立地集積を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農林水産業の振興についての中の、６次産業化ネットワーク活動交付金の支援内容と県の活用についてお答えいたします。

農林水産業の振興を図るため、農林漁業者が生産から加工、流通、販売まで取り組む６次産業化を推進することは重要と考えております。国においては、今年度から、地域の創意工夫を生かした６次産業化を支援するため、６次産業化ネットワーク活動交付金を創設

しております。具体的な支援内容といたしましては、１、農林漁業者の相談対応を行うサポートセンターやプランナーの配置、２、市場調査や新商品開発・販路開拓等に要する費用の補助、３、加工施設・直売施設等の整備に要する費用の補助となっております。このため、県では、本交付金を活用し、去る12月に相談窓口となるサポートセンターの設置と、プランナーを配置したところであります。

県としましては、引き続き市町村、関係団体等と連携し、ソフト・ハード両面から６次産業化の支援を実施してまいります。

次に、有害鳥獣の捕獲体制強化に向けた射撃場の整備、研修指導体制についてお答えをいたします。

本県における鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会の設置による指導体制を強化するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣被害防止対策を総合的に推進しているところであります。具体的には、１、市町村協議会が主体となった捕獲活動、２、県が事業実施主体となり、沖縄県猟友会と連携して実施する広域的な捕獲活動、３、県における捕獲等の研修会の開催、４、免許取得等の技能研修に必要な受講料、旅費等経費の支援などを行っております。

射撃場の整備につきましては、運営主体、費用対効果、環境への影響等の課題もあることから、ＪＡ、猟友会等の関係機関と検討していきたいと考えております。

次に、漁業用燃料高騰対策についてお答えいたします。

近年の原油価格高騰に加え急激な円安の影響等により、漁業用燃油価格は、平成21年６月の１リットル当たり54円から平成25年９月には86円と約６割上昇しており、県内漁業者の経営を圧迫しております。このため、県では、平成25年度９月補正予算により漁業用燃油緊急支援対策事業を実施し、国が漁業用燃油価格の補塡を行う漁業経営セーフティネット構築事業の漁業者負担金の上乗せ補助を行った結果、加入者が約３倍に増加するなど、漁家経営の安定化に寄与しているものと考えております。

県としましては、平成26年度当初予算においても、「漁業用燃油支援対策費」を計上するとともに、今回設置される沖縄漁業基金の活用も含め、引き続き漁業者の負担軽減に取り組むこととしております。

次に、農地中間管理機構関連事業の概要と実施事業についてお答えいたします。

農地中間管理事業は、農地利用の効率化及び高度化の促進、農業生産性の向上を目的に、農地中間管理機構等が実施する事業であります。当該事業の予算については、新たに県に基金を設置し、主にこの基金を事業費に充てることとしております。

農地中間管理機構に関連する事業には３つの事業があります。１つ目が農地の借り受け、担い手への貸し付け等を機構みずからが実施する農地中間管理機構事業、２つ目が機構へ農地を貸し出した個人や地域のうち、所定の要件を満たす者へ、市町村が機構と連携し協力金を交付する機構集積協力金事業、３つ目が農地台帳の電子化や、耕作放棄地所有者への意思確認等を通して、機構が行う農地集積・集約の業務を農業委員会が支援する事業などであります。

次に、養豚業に対する県の飼料高騰対策についてお答えいたします。

県におきましては、近年の円安等の影響による飼料価格高騰に対処するため、今年度より沖縄振興特別推進交付金を活用し、養豚生産性向上緊急対策事業を実施しております。

事業内容としましては、生産性向上に取り組む養豚農家を対象として、配合飼料購入費１トン当たり1600円を補助することとしております。また平成26年度は、養豚生産性向上緊急対策事業の継続実施に向けて２億2900万円を計上するとともに、配合飼料製造基盤整備事業により飼料原料の保管施設を整備し、飼料価格の低減を図ることとしております。

県としましては、今後とも、関係団体等と連携し、養豚経営の安定化に努めてまいります。

次に、農林水産物流通条件不利性解消事業の平成26年度の取り組みと対象品目の見直しについてお答えいたします。

農林水産物の県外出荷に際して、輸送コストの一部を助成する農林水産物流通条件不利性解消事業は、平成24年８月から実施しており、平成25年度においては、出荷団体が71団体から111団体に増加しております。平成26年度については、当初予算において、前年度と同規模の約28億円を計上しているところであります。また、平成24・25年度における補助対象品目は、野菜、花卉、果樹、水産物等の戦略品目の中から50品目としており、平成26年度に向けては、肉用牛や豚といった畜産物を初め、花卉、果樹などの追加を要望し、国との調整を行っているところであります。

県としましては、今後とも県外出荷の拡大に向けて、円滑な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）についての

中の、ＴＰＰ交渉による影響と県の対応についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、今月22日から25日まで、シンガポールにおいてＴＰＰ閣僚会合が開催されましたが、農産物の関税分野において合意に至っていない状況にあります。しかしながら、今後の交渉についても、農産物の自由化を強く求められることが予想されることから、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。重要５品目の関税の検討について、政府は内容を明らかにしておりませんが、仮に本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛などの関税が譲歩された場合、本県農林水産業へ極めて大きな影響があるものと懸念しております。

県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についての中の、離島地域の水産業の振興策についてお答えいたします。

県では、離島地域の水産業振興策として、生産基盤整備につきましては、１、台風時に安全に避難できる漁港施設整備、２、製氷施設や加工処理場等の共同利用施設の整備、３、水産物流通の円滑化に向けた漁港の耐震化及びフェリー岸壁の整備などに取り組んでおります。また、漁業生産体制の強化に向けては、１、モズクやクルマエビ等の養殖魚介類の拠点産地形成による安定出荷体制の整備、２、マチ類やハタ類等沿岸魚介類の資源管理手法の開発などに取り組んでいるところであります。さらに、流通・販売網の確保につきましては、１、マチ類やクルマエビ等魚種ごとの販売戦略策定、販路拡大プロモーションの実施、２、ソデイカやカジキ等の加工品開発支援、３、農林水産物流通不利性解消事業による県外出荷への輸送費補助などに取り組んでおります。

県としましては、今後とも離島地域の特性を生かした水産業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　ＴＰＰについての御質問の中の、県ＴＰＰ対策本部の協議状況等についての御質問にお答えいたします。

県においては、ＴＰＰに関して時期を失しない対応を行うため、昨年７月に知事を本部長とするＴＰＰ対策本部を設置し、21の交渉分野ごとに担当部局を割り振り、県内への影響把握に努め、庁内での情報共有を図っているところであります。去る１月に実施した関係団体等へのヒアリングにおいては、県内への影響を懸念する意見として、農畜産物や水産物の関税の撤廃・引き下げ、食品の安全基準の緩和などがあり、また、詳細な交渉内容等が政府から明らかにされていないため、影響等についての判断ができないなどの回答があったところであります。今月22日から昨日までシンガポールで行われていたＴＰＰ閣僚会合においては、大筋合意に向けた議論が行われてきましたが、報道によると、国有企業に関する議論で一定の歩み寄りはあったものの、関税や環境の分野においては主張の隔たりがかなりあり、大筋合意は見送られております。

県としては、引き続き政府に対し、交渉内容等に関する十分な情報提供を求めていくとともに、議論の状況を注視し、適切に対応してまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島振興の成果と今後の方針についてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、これまで沖縄振興開発特別措置法等に基づく高率補助等を活用した振興策が実施されてまいりました。その結果、離島における空港、港湾、架橋等の交通基盤が整備されるとともに、上水道、簡易水道や公共下水道等が整備されるなど、社会資本の整備を中心として地域社会の着実な発展が図られてまいりました。しかしながら、離島地域においては、依然として遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に起因した割高な移動コストや、行政サービスの高コスト構造等の課題を抱えており、これは従来の基盤整備を中心とした高率補助のみでは十分な対応が困難であったことによるものと考えております。このため、沖縄県としましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島における交通コストの低減や船舶等の建造・購入に対する支援の実施、生徒の高校進学に係る負担を軽減するための離島児童・生徒支援センター（仮称）の整備、海底光ケーブルの整備による情報通信環境の整備など、ソフト面の対策を含めた総合的かつきめの細かい離島振興策を推進したところであります。

沖縄県としましては、「住みよく魅力ある島づくり計画」の着実な実施を図ってまいりたいと考えております。

次に、過疎市町村における取り組みの状況と県の支援についてお答えいたします。

過疎地域においては、沖縄県過疎地域自立促進方針に基づき策定された沖縄県過疎地域自立促進計画及び市町村計画に沿って、若者が定着する魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会の形成を目指して諸施策を推進しております。過疎市町村においては、それ

ぞれの計画に基づき、農林漁業経営近代化施設、特産品加工施設等の産業振興施設整備、市町村道やブロードバンド環境などの交通通信施設整備、小中学校校舎改築等の教育文化施設整備、定住促進住宅等の集落再編整備などのハード事業とともに、観光案内人材育成、僻地診療所運営補助などのソフト事業を総合的に実施することで、雇用の場の創出や定住条件の整備を図っているところであります。

県では、県計画に基づき、各地域の産業振興の基盤となる条件整備、地域医療や生活交通の確保などの事業を実施するとともに、各種補助事業における県費のかさ上げなど過疎市町村に対する行財政上の援助を実施し、過疎地域の自立促進を支援しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子ども・子育て支援についての御質問の中で、新たな就労時間設定への対応についてお答えいたします。

国においては、新制度における短時間保育認定に当たっての就労時間の下限を１カ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とするとしております。新制度の施行に当たっては、市町村がこれらの認定基準等を踏まえ、ニーズ調査等の実施により地域の実情を把握した上で、利用者の需要に応じた保育所等の整備に計画的に取り組むこととなっております。

次に、認可外保育施設の防音対策事業についてお答えいたします。

沖縄防衛局に防音対策事業について確認しましたところ、指導監督基準を満たした施設を対象とするとのことであります。

県としましては、全ての施設が対象となるよう国に働きかけており、引き続き取り組んでまいります。

次に、認可保育所等の件数、今後の予定と課題等についてお答えいたします。

平成25年４月１日現在、本県には公立保育所が94カ所、認可保育所が305カ所、認可外保育施設が478カ所設置されております。県においては、平成25年12月に市町村待機児童解消計画の取りまとめを行ったところであり、平成29年度末までに認可外保育施設の認可化等により83カ所の認可保育所の創設が見込まれております。

県としましては、市町村と連携を図り、計画の着実な実施を支援していくことが重要であると認識しております。

次に、潜在保育士の活用策についてお答えいたします。

県としましては、待機児童解消支援策として、潜在保育士を含む保育士確保が重要であると認識しております。具体的には、保育士の待遇改善を図るため、給与支給額の増、正規雇用率の上昇を目指す取り組み等を行っているほか、潜在保育士の就労を支援するため、県保育士・保育所総合支援センターにおいて人材バンクへの登録、相談会等を行っております。

次に、子ども・子育て支援新制度における本県の状況についてお答えいたします。

認可保育所の入所利用に関しましては、国において、フルタイムに加えてパートタイムや夜間などの就労形態も対象とすることや、求職活動や就学等についても対象とする等の新たな基準等に関する意見が取りまとめられ、平成25年度末をめどに政省令が公布されることとなっております。新制度の施行に当たっては、市町村がこれらの基準等を踏まえ、ニーズ調査の実施等により地域の実情を把握した上で、利用者の需要に応じた保育所等の整備に計画的に取り組むこととなっております。

次に、こども医療費助成事業の自動償還払い及び貸付制度についてお答えいたします。

自動償還方式については、平成25年11月からうるま市で開始され、平成26年１月から５市町、４月から17市町村の実施が計画されております。貸付制度については、今後、医療機関へのアンケート調査を行い、支払いが困難な世帯の実態を把握し、実施主体である市町村とともに貸付制度のスキーム等について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは本県観光の将来展望に関する御質問の中の、ロードマップとビジットおきなわ計画との違い及び観光振興基本計画との整合性についてお答えいたします。

県においては、第５次沖縄県観光振興基本計画で掲げる、入域観光客数1000万人などの目標の達成に向けて、平成33年度までの中長期視点に立った誘客戦略やハード･ソフト両面における受け入れ体制の整備など、取り組むべき施策を明らかにしたロードマップを関係機関や団体と協議を重ねた上で策定することとしており、策定後は、官民一体となった取り組みを進めてまいります。一方、ビジットおきなわ計画は、沖縄観光

を取り巻く現状を踏まえつつ、単年度ごとに数値目標を定め、その達成に向けた主な施策展開を盛り込んだ具体的な誘客行動計画となっております。

次に、大型ＭＩＣＥ誘致の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県としましては、大型ＭＩＣＥ施設について、那覇空港第２滑走路増設に合わせた、平成32年の供用開始を目指し、今年度に基本構想を策定し、来年度以降、基本設計等に取り組んでいきたいと考えております。ＭＩＣＥ施設は高い経済効果が期待できることから、国内外において誘致に向けた取り組みが強化されております。このような状況を踏まえ、沖縄県としましては、可能な限り早期の整備を目指すとともに、引き続きＭＩＣＥ誘致活動に戦略的に取り組んでまいります。

次に、クルーズ船の受け入れ体制についてお答えいたします。

沖縄県では、クルーズ船の寄港時に、乗客の満足度向上のため、市町村が中心となって実施している臨時観光案内所や両替所の設置、歓迎セレモニー等に対し支援を行っております。また、船会社や旅行会社からの要望に応じて、港から市街地までのシャトルバスを運行するほか、新規寄港や１泊停泊する船等に対して、ミス沖縄や芸能団体の派遣などを行っております。さらには、市町村、ＣＩＱ等の国の関係機関、旅行事業者等で構成する「沖縄県クルーズ促進連絡協議会」を設置し意見交換を行うなど、官民一体となった受け入れ環境の充実やプロモーション活動に取り組んでおります。このような取り組みも相まって、平成25年のクルーズ船の寄港回数は126回、海路による外国人入域客数は17万3400人となっており、平成26年については167回の寄港が予定されている等、順調に拡大しております。

次に、スポーツキャンプ定着化に向けた取り組みについてお答えいたします。

平成25年度は、プロ野球キャンプは日本及び韓国チームを合わせて16チーム、サッカーキャンプはＪリーグ９チームを含む14チームがキャンプを実施しており、それぞれ過去最高となっております。スポーツキャンプは、観光閑散期における観光誘客の拡大、メディアを通じた沖縄県の認知度向上、スポーツの振興、地域経済の活性化等に大きく寄与するとともに、次世代を担う子供たちや、広く県民に夢と希望をもたらす効果があるものと考えております。

沖縄県としましては、引き続きキャンプに関する情報発信やイベント開催を行うとともに、新たにキャンプのワンストップ受け入れ窓口機能を有する「スポーツコミッション沖縄（仮称）」に対し支援を行うことで、さらなるスポーツキャンプの定着化・集積化を図っていきたいと考えております。

次に、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの誘致活動についてお答えいたします。

ユニバーサル・スタジオ・ジャパンが新たなテーマパークの設置を検討していることについては、新聞報道により承知しております。大阪ユニバーサル・スタジオ・ジャパンは、年間の入場者数約1000万人が来場する世界有数のテーマパークであり、新たな施設が沖縄県に整備されることは、観光客の誘客に大きく寄与するものと期待されることから、県としましては、情報収集に努め適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　本県観光の将来展望についての御質問の中で、クルーズ船の寄港増加に伴う臨港環境の整備状況についてお答えいたします。

県内のクルーズ船の寄港増加に伴う臨港環境の整備について、那覇港は国際旅客ターミナルビルの整備を那覇港管理組合で行っており、平成26年４月から供用開始予定であると聞いております。また、国が整備を進めている臨港道路若狭２号線は、平成26年夏ごろの完了予定であると聞いております。さらに、その他の大型クルーズ船対応バースについては、本部港、石垣港において整備が推進されているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、中川京貴君の再質問については休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後４時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

中川京貴君の再質問を行います。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　議長。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時３分休憩

午後４時３分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○中川　京貴君　それでは再質問をしたいと思います。

まず初めに、米軍基地問題についての⑴、嘉手納飛行場・普天間飛行場の騒音・基地被害についてを再質問したいと思います。

知事、私ども自民党県連も岩国基地、また福岡の築城基地も視察に行ってまいりました。普天間基地の騒音問題、嘉手納の騒音問題も含めてやはり知事が防衛局関係、また大臣関係者に騒音問題を訴えることによって負担軽減がされていると言っても、実際住んでいる人は軽減されていないんですよね。やっぱり一部、普天間の空中給油機の移転とか、また県外にそういった移転も、それともう一つは米軍のホテル・ホテル区域の一部を解除したり、日米地位協定の運用見直しとかいろいろやっていますけれども、しかしながら、やはり新聞やテレビを見ておわかりのように普天間・嘉手納の騒音問題はまだ解決されておりません。それをぜひ知事が先頭に、宜野湾市の佐喜眞市長を初め中部の方々と御一緒になって、騒音問題について取り組んでいただきたいと思っております。

それともう一つは、１の⑹番目です。米軍基地周辺住宅に対する防音工事規定の見直しについて再質問します。

先ほど知事公室長が答弁されておりました。この防音工事もこの防音工事規定の中で障害者の方々の車椅子、その方々の防音工事が対象になっていないと。それをさっき知事公室長が答弁しておりましたが、防音工事の中に建物を改造するとこれが対象外になるんですよ。先ほど知事公室長が答弁しておりました。これが外郭防音工事をすることによって、それが建具復旧工事もできるようになります。それをぜひ渉外知事会とか全国知事会じゃなくて沖縄県単独でこの問題を政府に要請をしていただきたい。理由は、これやはり小野寺防衛大臣の、大臣の訓令なんですよ。閣議決定とか、防音工事は御承知のとおり法律に定められた防音工事なんです。しかしながら、これまでは法律だけじゃなくて大臣の訓令、規則、それによって昭和58年度から平成14年の１月17日、そして平成20年と拡大されてきております。これも全て大臣の訓令によって拡大されてきております。

そういった意味ではやはり宜野湾市も、知事御承知のとおり85以上ない地域に指定されていますが、100デシベルの騒音も出ております。それを今85から80まで下がっておりますけれども、それを75まで下げると。80まで下げ、75まで下げると。そうすることによって普天間周辺の地域の防音工事の建具復旧工事、そういった工事ができるようになります。これは僕はもうぜひ知事が先頭に立ってやっていただきたい。先ほどの知事公室長の答弁の全国知事会とかじゃなくて、沖縄県単独で知事がそれを先頭に立ってやっていただきたい。それも答弁をお願いしたいと思っております。

そしてもう一つは……。

済みません、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○中川　京貴君　それと、３番目の農林水産業の振興についてであります。

その⑶の有害鳥獣の被害が拡大している中、捕獲体制の強化を図るため、狩猟免許の取得、また緩和と。先ほど部長が答弁しておりました、国もその方向で進めていくだろうと。私は、ぜひ県もこの沖縄県の鳥獣被害、ここに先ほど資料を少し配ったんですが、鳥獣被害防止対策といって国に95億円の補助金がありますと、ここに。95億円の補助金ですね。この補助金の中で、例えば野鳥、野生鳥獣の生息数の増大に伴って拡大する農作物被害総額が約200億円、毎年200億円の鳥獣被害が出ていると、全国で。その中で国は95億円の予算をつくって対策に入っているんです。その中でもし沖縄県がその対策をやろうとする場合、施設を設備したり、また野鳥を確保したり、それを全国では２分の１の補助なんですよね。しかし、沖縄県は３分の２の補助率がつきますよという国の国庫のあれがあります。僕は、ぜひそれを活用して、野生鳥獣による被害は経済的被害のみならず営農意欲の減退や工作物放棄の増加、そういった一因になっていると。地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策が必要不可欠であると。国もそういう方向で、そして法律の改正もしております。私は、県もぜひそれに取り組んでいただきたい。

先ほど部長の答弁では、市町村との被害防止計画に基づく取り組みを支援していきたいと。市町村と――もちろんこれは当たり前のことであるんですが――狩猟免許、害虫駆除のときに免許を持っている方が沖縄にいなくなったらどうやって駆除するんですか。やはり先ほど質問したとおり、その狩猟免許または害虫駆除、また鳥獣保護のその免許を持っている方々を育成して、部長はその育成に向けても前向きな答弁をしていましたが、その連携について今後の対策について再度お聞きしたいと思っております。

それともう一つは、５番目の子ども・子育て支援について、認可外保育所、これもやはり自民党が先頭に

立って、これまでできなかった認可外保育所の防音工事ができるようになりました。これももちろん自民党が政府に要請しながら、知事ももちろん市町村の要請も受け、また認可外保育所の団体からの陳情も受けて実現したことであります。しかしながら、国のこの規則の中でできるところとできないところがあります。それを全てできるようにその制度を確立していただきたい。

そしてもう一つは、⑺番目の自動償還払いまたは貸付制度について部長は答弁しておりましたが、ことしの４月からはこれまで５市町村であった自動償還払いが17市町村が実施していくと。その中でやはり所得の低い方々が窓口での支払いをしない。これは知事御承知のとおり現物給付制度になると、国庫のペナルティーがあるということで自治体が望みません。ですからこの国庫のペナルティーを何とか回避するためには、私はこの貸付制度を適用することによって病院の窓口での支払いをなくして、しかしながら課題はたくさんございますけれども、その課題を解決して病院窓口での支払いはしないで、そして自動償還を通してこの子供たちの医療費の無料制度の確立をしていただきたいと思っております。

そして最後に、沖縄県の離島体験促進事業、これについて再質問します。

この事業は多くの子供たちや先生方が大変喜んでおります。これまでできなかった、これも仲井眞知事の２期、知事の県政の中で新たな事業として取り組んできた事業であります。ぜひこれも推進していただきたい。

最後に、観光客1000万人の目標に向けてロードマップでは、平成33年度までの中長期視点に立った誘客、ハード・ソフト両面における受け入れ体制の整備などに取り組むなど答弁しておりました。那覇空港の滑走路の円滑な整備､空港ターミナルの機能の充実､クルーズバスの整備促進いろいろありまして、この観光消費額の増加に伴って土産品の開発、そして販路、マーケティング、観光客1000万人の目標に向けて観光産業が総合産業として県経済を先導、牽引する役割を担っていると思います。広く関係行政機関から経済界を指導し、県民が理解し、まさに官民一体となって取り組んでいく必要があると思います。観光客1000万人の目標に向けた知事の決意と所見を改めてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川議員の再質問に答弁をいたします。

まず､⑴と⑵といいますか、この騒音関係、普天間･嘉手納ですね。それからそれに係る防音工事が⑵だったと思うんですが、これらは知事会とか渉外知事会という集まりではなくて、沖縄は沖縄でひとつ知事が先頭に立ってまとめてしっかりと成果を出せと、こういう叱咤をいただいたと思いますから、そういう方向でしっかりと結果が出るように頑張ってまいりたいと思います。

それから、一番最後の観光客1000万人、これは今、一種のロードマップといいますか、達成するために施設であるとか、目玉の資源であるとかいろんなことをもう一回丁寧に洗い直して、ロードマップといいますか、その達成のための道筋をもう一回つくり直そうという考えで作業を始めようとしております。これは私の１期目からの公約でもありますし、1000万人つまり毎日約３万人の観光客が沖縄に滞在しているという、そういう人々をきちっと受け入れられるように、もう一度空港の施設しかり、お土産品しかり、それから表示、そういうものしかりもう一回徹底的にこれは再チェックをして、国際観光客が約５分の１、20％をもくろんでおりますから200万人と800万人、それを達成して満足してお帰りいただける、リピーターになっていただく、そういうものを目指してしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、議員の先生方のまた御支援、御指導も賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 中川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど山城農水部長がお答えしたことを踏まえて、もう少し議員から指摘のありました政府の鳥獣被害防止総合対策交付金というものがあって、その中に捕獲技術高度化施設の整備ができるというふうな指摘がありました。沖縄の場合は、補助率が非常に恵まれているという事実もあります。そのことを踏まえて、先ほど農林水産部長が答弁したことを前提に、さらに課題がたくさんありますから、課題を整理した上でＪＡですとか猟友会ですとか関係の機関・団体と課題を整理して前向きに検討していきたいというふうに考えてお

ります。
以上です。
○議長（喜納昌春君） 川上副知事。
〔副知事　川上好久君登壇〕
○副知事（川上好久君） 中川議員の離島・過疎地域の中の、離島体験交流促進事業に関する再質問についてお答えいたします。
この離島体験交流促進事業、実は私も企画部長時代に――４年ほど前でございますけれども――初めて実施をしたものでございます。これは、沖縄は東西1000キロ、南北400キロの非常に広大な海域に島々があるわけでございますけれども、本島の子供たちは意外と本土のほうには行くけれども、離島になかなか足を運んでいないというふうな話も聞いて、実際にそうだろうというふうに思っておりました。それで離島の子供たちをやはりふるさとである沖縄というふうなものの形を知らしめる、そういうふうな事業を開始しようということで進めたわけでございますけれども、当初は５離島で163人という形でスタートしましたけれども、最近では非常にこれは学校のほうで人気がございまして、昨年は当初予算で2280名予定をしましたところ、その倍の4460名応募がございました。実際は離島のほうの受け入れ条件といいますか課題もございまして、その全部は派遣できませんでしたけれども、昨年は3000名余り派遣をいたしました。ことしも昨年と同じ予算を組んでございます。これからまた、いろんな応募の条件も状況も見ながら、それからまた離島のほうとも相談をしながら、また拡大する余地があればどんどんまた拡大をしてまいりたいというふうに思っております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。
〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕
○福祉保健部長（崎山八郎君） 再質問にお答えいたします。
再質問２つありましたけれども、１つ目は認可外保育施設に対する防音工事についてです。これにつきましては先ほど答弁もいたしましたけれども、これまでも働きかけておりますけれども、今後とも引き続き働きかけをしてまいりたいというふうに思います。
もう一つの再質問ですけれども、こども医療費助成事業の自動償還における貸付制度ですけれども、市町村が直接医療機関に振り込むというような貸付制度につきましては、対象者の数によっては国保のペナルティーが課せられる可能性もあります。そういうこともありますので、貸付制度の対象者をどのように設定するかなどを含めて、今後、実施主体である市町村と相談しながら検討を進めてまいりたいと考えております。
以上です。
○議長（喜納昌春君） 以上で本日の代表質問は終わりました。
本日の日程はこれで終了いたしました。
次会は、明27日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。
午後４時24分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年２月27日

平成26年
第　２　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　３　号）

平成26年
第２回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）**

平成26年２月27日（木曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第３号

平成26年２月27日（木曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（41名）

議　長	喜納昌春　君	26　番	照屋守之　君
副議長	浦崎唯昭　君	27　番	新垣良俊　君
1　番	上原　章　君	28　番	仲田弘毅　君
3　番	具志堅　透　君	29　番	新垣安弘　君
4　番	又吉清義　君	30　番	當間盛夫　君
6　番	儀間光秀　君	31　番	照屋大河　君
7　番	新田宜明　君	32　番	狩俣信子　さん
9　番	玉城　満　君	33　番	赤嶺　昇　君
10　番	西銘純恵　さん	34　番	新垣清涼　君
11　番	比嘉京子　さん	37　番	金城　勉　君
12　番	吉田勝廣　君	38　番	糸洲朝則　君
14　番	中川京貴　君	39　番	翁長政俊　君
16　番	座喜味一幸　君	41　番	新垣哲司　君
17　番	呉屋　宏　君	42　番	具志孝助　君
18　番	仲宗根　悟　君	43　番	新里米吉　君
19　番	崎山嗣幸　君	44　番	髙嶺善伸　君
20　番	山内末子　さん	45　番	奥平一夫　君
22　番	渡久地　修　君	46　番	玉城義和　君
23　番	大城一馬　君	47　番	玉城ノブ子　さん
24　番	嶺井　光　君	48　番	嘉陽宗儀　君
25　番	前島明男　君		

欠　席　議　員（５名）

2　番	砂川利勝　君	15　番	桑江朝千夫　君
8　番	仲村未央　さん	21　番	瑞慶覧　功　君
13　番	島袋　大　君		

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	会計管理者	岩井健一君
副知事	高良倉吉君	知事公室秘書広報交流統括監	久貝富一君
副知事	川上好久君	総務部財政統括監	田端一雄君
知事公室長	又吉進君	教育委員会委員	照屋尚子さん
総務部長	小橋川健二君	教育長	諸見里明君
企画部長	謝花喜一郎君	公安委員会委員長	翁長良盛君
環境生活部長	當間秀史君	警察本部長	笠原俊彦君
福祉保健部長	崎山八郎君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	小嶺淳君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		
病院事業局長	伊江朝次君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里　米吉君　社民・護憲ネットの新里米吉です。

会派を代表し、質問を行います。

昨年11月25日、自民党本部において、県選出・出身の自民党国会議員５氏と石破幹事長が辺野古容認の記者会見をしました。早い段階で容認に転じていた西銘、島尻両氏は顔を上げ胸を張って座っていましたが、残りの３氏は苦渋の顔をし、あるいはうつむいてうなだれ、惨めな姿を全国民に報道されました。多くの県民と県外に住む県出身者は、ウチナーンチュの誇りと尊厳を傷つけられた思いをしたと思います。私もその一人であります。

そして、その後に自民党県議団と自民党県連が方針転換しました。そのときに、埋立承認の事実上の責任者と言われる菅官房長官は、県連決定を歓迎したい、政治的環境は整ったと述べ、県選出自民党国会議員と自民党県連の方針転換が知事の埋立承認の前提条件であるとの本音を明らかにしました。まさに、知事の承認が政治的判断で行われる条件づくりを強引に実行していることが透けて見える発言でありました。

知事は１月９日の臨時議会で、「県内移設反対と発言したことはない」と声を大にし、公約違反を打ち消すのに躍起になっていました。しかし、県内移設賛成、あるいは県内移設容認と発言したこともなかったのであります。公約違反を否定するなら、知事選のときに県外だけを主張するのではなく県内移設容認もあわせて県民に明らかにすべきであったと思います。埋立承認は県内移設容認です。しかも２期目の出馬に際し、県内移設受け入れの可能性はまずなくなったと述べています。知事が公約違反でないと声を大にしても、県民はごまかしの論理、まやかしの論理を見抜いています。だから、知事の支持率が急激に低下したのです。また、知事選のときに辺野古埋立容認の姿勢を明らかにすれば落選したであろうことは容易に推測できます。選挙では県外を強調し、選挙の争点から基地問題、辺野古埋立問題を除いていく戦術であったと県民は気づき、県民だましの姿勢に怒りが高まっているのです。そして、何よりも日米両政府による理不尽で過重な米軍基地の押しつけに対し、オール沖縄で基地問題の解

決、前進を図っていく体制ができていたのに、自民党と知事がオール沖縄の一角を崩したことに対する憤りでもあります。

翁長那覇市長が述べているように、私たちの先輩方は党派を超え、オール沖縄で軍用地料一括払い反対の運動を展開し、米国に一括払いを断念させた輝かしい歴史を持っています。

私たちは、2010年２月から「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設反対」でオール沖縄の体制をつくってきました。県内移設断念は、2010年２月の意見書と昨年の建白書でも述べられており、自民党も含めて全会一致で決定し、県議会だけでなく41市町村長、議会の一致した訴えでもありました。自民党県連幹事長は、日比谷公園における集会で司会の大役を担い、みずから自民党であることを全参加者に紹介し、自民党もともに頑張る決意を述べ割れんばかりの拍手を受けたのであります。県内移設反対で団結し活動した自民党県連が、今日、県内移設容認の辺野古埋め立てにかじを切ったことに、県民も私も裏切りと感じています。

知事は、2010年４月の県民大会で知事挨拶をしています。県内移設断念を求めることを主な課題とした大会で挨拶した仲井眞氏が、辺野古埋立承認をすることが県民への裏切りでないと言えるのか問いたいのであります。

名護市長選挙では、県民の反発が強い石破幹事長が突如500億円基金について発言しました。しかし、名護市民の良識は、稲嶺進氏を選びました。稲嶺氏の再選で多くの名護市民、県民、県外の県出身者はウチナーンチュの誇りと尊厳を取り戻した思いでありました。私のところにも県内外から喜びの電話が殺到しました。また、埋立承認についても適合、不適合の判断の期限が１月19日の名護市長選挙の後まで時間的余裕があったのに急いで適合としました。沖縄の将来に与える影響が大きく慎重な検討が求められている中で、なぜ急いだのか疑問を抱かざるを得ません。

そこで質問します。

１、政治姿勢及び基地、環境問題について。

⑴、名護市長選挙で稲嶺氏が前回以上の大差で再選されたことについて知事の所見を伺いたい。

⑵、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に反対する声明の呼びかけ人が、オリバー・ストーン氏、ノーム・チョムスキー氏、マイケル・ムーア氏を初め100人を超え、海外でも辺野古反対の輪が広がっている。「沖縄の人々は米国独立宣言が糾弾する「権力の乱用や強奪」に苦しめられ続けている。」と述べ、「海にも陸にも基地を造らせない」と辺野古反対を訴える稲嶺進市長が再選された19日を、「沖縄にとって記念すべき勝利の日」と位置づけている。海外の有識者や文化人等賛同者の広がりについて知事の所見を伺いたい。

⑶、稲嶺進氏の再選を受け、県内市町村長への緊急アンケートで24人が名護市民の意見を尊重し辺野古移設を断念すべきと回答し、市長選の結果に関係なく進めるべきは２人である。その結果について知事の所見を伺いたい。

⑷、１月22日、知事は「終日事務調整」としながら東京で菅官房長官、石破自民党幹事長と会っていたことが明らかになった。東京在の新聞記者に確認をしました。しかし、知事は会ったことを否定していると報道されている。知事への不信感が増大している。真相を伺いたい。

⑸、「沖縄振興及び基地負担の軽減に関する要請について」の記に、知事公約の普天間飛行場の県外移設を明記しなかった理由を伺いたい。

⑹、知事は「沖縄振興及び基地負担の軽減に関する要請」内容について閣議決定を求めたか。閣議決定が実現しなかった理由についても伺いたい。

⑺、稲嶺県政時代に稲嶺知事が強く求めた「15年使用期限」が最終的に日米両政府の計画から除外された。過去の経験から閣議決定もせずに５年以内の運用停止が実現するとは思えない。知事の所見を伺いたい。

⑻、普天間飛行場問題は、日米両政府が沖縄県の頭越しに合意し、進めてきた。知事の認識を伺いたい。

⑼、知事は12月25日の首相との会談後に「驚くべき、立派な内容」、首相の気持ちを胸に受けとめ、埋め立ての承認、不承認を決めるなどとマスコミに語ったとのことだが、その時点で埋立承認の意思を固めたのか伺いたい。

⑽、知事は12月27日のマスコミとの質疑で、政府がしっかり取り組んで５年以内に県外移設をし、今の飛行場を運用停止すると総理から確約を得ていると述べている。日米両政府は、辺野古の基地建設は9.5年としている。５年以内に運用停止するのであれば、辺野古に基地建設する必要はない。知事の所見を伺いたい。

⑾、１月30日、又吉公室長は米国務省日本部長や国防総省日本部長と会談したが、普天間飛行場の５年以内運用停止について実行可能ではないと言われたとの報道がされている。また、２月７日岸田外相は、ケリー国務長官、ヘーゲル国防長官、ライス大統領補佐官と会談したが、５年以内の運用停止については、米側に説明せず日米間協議についても提案しなかったとのこ

とである。知事の所見を伺いたい。

⑿、知事の支持率は、昨年12月中旬までは60％前後の高い支持であったが、辺野古埋立承認後24％に急落した。民意は県内移設反対を示していると思う。知事の所見を伺いたい。

⒀、嘉手納弾薬庫地区の黙認耕作地立ち退き問題について、県は耕作者の話を聞いたか。また、防衛局や米軍に対しどのような対処を考えているのか。

⒁、米軍のＨＨ60救難ヘリが昨年８月にキャンプ・ハンセン内に墜落炎上した事故で、現場周辺の土壌に有害物質が含まれていることが明らかになった。県や宜野座村が現場調査を求めても半年以上も実現しなかったことで米軍に対する不信感が強い。県の所見を伺いたい。

⒂、共同代表、県議会会派代表、全41市町村長、議長が名前を連ね押印し、安倍首相に手渡した「建白書」を政府が来春に廃棄する方針である。住所の記載がないとして画一的な取り扱いをしようとしている。照屋寛徳衆議院議員は、建白書を公文書管理法の「歴史公文書」などとして国立公文書館に移管することを求めている。県の所見を伺いたい。

⒃、政府は、地元の皆様に丁寧に説明し理解を求めながら進めると発言しながら、名護市長選の２日後には埋立手続を始めている。民意に反した強行姿勢で県民、名護市民の怒りと反発は大きい。政府の強引な手法について知事の所見を伺いたい。

⒄、島尻参議院議員の、「発生しなければ対応しないというふうにも受け止められる」とか、「発生したら対処というのでは遅いのではないか」との発言は、反対運動を事前に取り締まることを国家公安委員長や国交相に迫っており、法治国家であってはならないことである。戦前の治安維持法を想起させる発言と思う。県警本部長の意見を伺いたい。

⒅、島尻氏の質問で、「５年以内の運用停止、普天間飛行場の運用停止イコール一日も早いこの辺野古への移設だ」と思うと発言している。知事の説明と異なる内容と思う。知事の所見を伺いたい。

⒆、石破幹事長は衆議院本会議の代表質問で、「名護市長が今後、移設を阻止する行動を取るとしている。しかしそれは、その思いとは異なり、普天間の固定化をもたらすものだ」と述べた。「一種の堕落」（2013年11月１日知事記者会見）した発言と思う。知事の所見を伺いたい。

⒇、沖縄市サッカー場におけるドラム缶等遺棄物について。

昨年７月（第１次調査）22本、ことし１月（第２次調査）61本の合計83本のドラム缶発見。昨年７月の沖縄市調査・分析によると、ドラム缶の付着物よりダイオキシン類を検出。枯れ葉剤が含まれていた可能性があるとの専門家意見。ＰＣＢやヒ素も検出されており、「複合的な汚染」との調査結果等が公表された。今回の発掘ドラム缶数体の表面に「ダウケミカル社」と判断できる表記を確認。ほかに赤字のカタカナで「57％マラチオン」等の表記を確認している。

ア、今回61本のドラム缶が発見されたことについて県の所見を伺いたい。

イ、今後も調査が継続されるが、水平探査だけでなく地歴に即して垂直探査も必要と思う。県の所見を伺いたい。

ウ、当該事業における工事等の損失補償について県の所見を伺いたい。

エ、沖縄市は、クロス調査を実施している。調査は防衛局だけでなく当該自治体も実施することにより正確で精度が高くなる。また、住民の信頼も高まりその後の土地利用、施設利用も安心して使用できる。したがって、平成24年４月以前に返還された跡地について、国・県・市町村による調査組織の設置を検討すべきではないか伺いたい。当面、沖縄市の調査費用を政府が負担するよう県としても要請すべきではないかと思う。県の所見を伺いたい。

オ、県は基地の履歴開示を求めたか。米軍の回答と今後の対応を伺いたい。

㉑、県は従来、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価等について環境影響評価審査会を開催し意見を聞いてきた。2012年２月の知事意見「環境保全は不可能」も専門家の審査意見を反映していた。今回の適合との判断では11月29日以降12月26日まで、環境生活部や環境影響審査会等専門家の意見を聞かずに決めた。知事の承認について審査会会長の宮城氏は、知事は環境保全は二の次だと認識していると受けとめざるを得ないと述べている。専門家の意見を聞かずに公有水面埋立法第４条に適合すると判断した理由を伺いたい。

㉒、土建部長は12月23日に知事へ報告した時点では審査は「了としてなかった」と証言し、12月25日に審査が終了したとしている。１月まで審査の期限があり、県環境影響評価審査会の専門家の意見を聞き慎重に審査する時間もあったのに適合を急いだ理由は何か、伺いたい。

㉓、ジュゴンは沖縄県及び環境省において絶滅危惧ＩＡ類に掲載されている。しかし、ジュゴンの生態に関しては、分布、個体数等に関する知見が非常に乏

しい状況にあり、複数年調査が必要とされたのではないか。複数年調査は実施されたのか。また、複数年調査の実施年月を示していただきたい。

⑷、環境生活部意見は「承認申請書に示された環境保全措置等では不明な点があり、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できない。」とし、不明な点を示しています。しかし、「懸念が払拭できないことのみをもって不適合とはできない」との土建部長や知事証言は理由が不明です。根拠を示していただきたい。

⑸、喫緊の課題である普天間の危険性の除去を動機とする辺野古の埋め立てについて、11月12日の審査状況中間報告では、「地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能」、「日本国内の他の地域への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる」との県の主張が、最終審査結果において「埋立の動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されない」ことについて合理性があると認められると、中間報告で示した県の主張と180度異なる審査結果となった理由を伺いたい。

次の質問に移ります。

沖縄尚学高校地域研究部の10年間継続した活動、具志川商業高校の20年にわたる具商デパートの取り組み、沖縄尚学と美里工業の２校が九州大会で優勝、準優勝の快挙をなし遂げ、第86回選抜高校野球大会に２校選出される等、高校生の活動、活躍に拍手を送りたい気持ちであります。これからも多くの活動分野で若い皆さんの活躍を期待し教育関連について質問します。

⑴、文部科学省は、八重山教科書問題について、採択地区の分割を否定し竹富町に直接是正要求の強権姿勢を示している。県教育委員会の所見と対応を伺いたい。

⑵、文部科学省の2013年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果で、体育の授業以外で運動を全くしていない割合が全国で最も高いとの結果になっている。原因をどのように分析しているか。また、今後の対策や取り組みを伺いたい。

⑶、那覇市ＰＴＡ連合会の2013年11月の子連れ居酒屋実態アンケートによると、「居酒屋に何時までいたか」について、11時が小学生16.6％、中学生15.0％、12時以降が8.5％と8.9％となっている。この実態について県教育委員会の所見を伺いたい。

⑷、沖縄尚学高校地域研究部は、沖縄戦の傷病兵看護に動員された白梅学徒隊の歴史を後世に伝える活動を2004年以来続け、年２回の戦跡めぐりを実施しこと10年目とのことである。高校生の活動が10年間継承されていることについて県の所見を伺いたい。

⑸、具志川商業高校で昨年12月開いた具商デパートの売上高が過去最高の536万352円に達し、仕入れ業者も最多42社、２日間の来場者は8048人だったとのことである。全校生徒で模擬デパートを経営する取り組みは1994年から20回目。実践を通して宣伝や商品管理、販売、経理、会場設営、接客、イベント開催などに取り組んでいる。具商デパートについて県教育委員会の所見を伺いたい。

⑹、南城市のサキタリ洞遺跡から貝製の道具や装飾品、人骨などが出土した。国内最古となる２万3000から２万年前（後期旧石器時代）のものと判明。国内では旧石器時代の遺跡から貝製品が見つかるのは初めてのことである。発見の意義と成果を伺いたい。

⑺、柔道のグランドスラム・パリ大会において、県出身の七戸龍選手が優勝した。オリンピックを含め今後の国際大会での活躍が期待される。県の所見を伺いたい。

⑻、第86回選抜高校野球大会の出場32校の中に沖縄県から沖縄尚学と美里工業の出場が決まった。２校選出は４年ぶり２度目である。県教育長の両チームへの激励を伺いたい。

答弁の後、再質問を行います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

新里米吉議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての中で、名護市長選挙で稲嶺氏が再選されたことについての所感といいますか、の御質問にお答えいたします。

名護市長選挙の結果につきましては、名護市民の御判断として受けとめております。

次に、同じく知事の政治姿勢等に係る御質問の中で、１月22日、東京で菅官房長官、石破自民党幹事長と会ったという報道についての御質問にお答えいたします。

１月22日は入院中のお礼や新年の御挨拶で上京しました。先方の御意向もありましたので、誰と会ったとかということにつきましては公表を差し控えたところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、沖縄振興及び基地負担の軽減に関する要請についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

私は、去る12月17日、沖縄政策協議会において、沖縄振興及び基地負担の軽減に関する要請を行ったとこ

ろです。会議において、閣議決定の要請は行っておりません。

次に、知事の政治姿勢の中で、５年以内運用停止の実現についての御質問にお答えいたします。

政府は、既に沖縄の強い要請を受け、普天間飛行場負担軽減推進会議を設置いたしました。具体的な取り組みにつきましては、その中で議論されることとなっております。前進が図られるものと無論考えているところであります。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、首相会談と埋立承認の関係についてという御趣旨の御質問に答弁します。

12月25日の会談で安倍総理からは、沖縄振興策と基地負担軽減策の双方ともに長年の課題を解決する道筋と前進を実感できる内容の回答及び取り組みの説明があったことから、感想を述べたものでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、石破幹事長の普天間の固定化発言に係る御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、固定化は決してあってはならないと考えております。

議員が御紹介された石破幹事長のこの発言ですが、私も前に固定化という言葉を軽々に政治家が使うというのは一種の政策的堕落ではないかという趣旨のことを申し上げたことがございます。石破幹事長のこの発言が、それに当たるか当たらないかを私は判断はできません。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。（議場にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　知事の政治姿勢及び基地、環境問題に関する御質問の中で、埋立承認に対する民意についてお答えをいたします。

埋立承認申請については、関係法等にのっとり審査を行い、承認を判断しました。この判断につきましては、県民及び県議会の理解を得るため、説明を行ってきたところです。今後とも、議会等で丁寧に説明していきたいと考えております。

続きまして、教育関連に関する御質問の中で、サキタリ洞遺跡における貝製品発見の意義と成果についてお答えいたします。

南城市サキタリ洞遺跡の発掘調査においては、約２万年前の地層から、人骨とともに海の貝でできた道具と装飾品が発見されました。

今回の発見は、約２万年前、港川人の時代の人々が使用していた道具等を初めて明らかにするものであります。また、日本本土の石器文化とは異なる独自の文化が沖縄に存在していたことを示す貴重な発見と評価されております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての御質問の中で、環境保全への懸念の払拭と埋立承認についてお答えいたします。

昨年11月29日に環境生活部から「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がございました。それを踏まえて、事業者に見解を求めるとともに申請書の内容について審査を行いました。その結果、事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置、また、供用後の航空機騒音対策などを実施する計画であり、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられていることから、公有水面埋立法に定める基準に適合しているものと判断をいたしました。

同じく知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての御質問の中で、中間報告における県の主張と審査結果についてお答えいたします。

平成25年11月の中間報告は、審査の途中段階での作業状況について知事へ報告したものであります。その際、審査が終了していない事項については、これまでの県の主張などを記載したものであり、審査結果を記載したものではありません。その後、法令に基づき県の定めた基準について審査した結果、基準に適合していることから最終的には知事が承認の判断をしたものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての御質問の中で、海外有識者等の辺野古移設反対声明についてお答えいたします。

海外の有識者等が「世界の識者と文化人による、沖縄の海兵隊基地建設にむけての合意への非難声明」を発表したことは報道等により承知しております。海外の高名な方々が沖縄の米軍基地問題について意見を述べることはこれまでになかった試みであると認識しており、今後、日米両政府の沖縄の米軍基地問題に係る

政策にどのような影響があるのか、注視してまいりたいと考えております。

次に、名護市長選後のアンケート結果についてお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認したところであります。アンケート結果につきましては、市町村長それぞれの御見解を報道等が取りまとめたものであると承知しており、これらに対する県としての所見は差し控えたいと思います。

次に、要請書の県外移設に係る記載についてお答えいたします。

12月17日の沖縄政策協議会においては、県民への影響が特に大きくかつ喫緊に解決する必要がある４項目に絞り政府に対し要請を行いました。要請項目の一つである５年以内運用停止は、普天間飛行場の危険性除去が最優先の課題であるとの考えから提出したものであり、その方策として県外移設の取り組みが必要となると考えております。今般、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、あらゆる方策を追求するよう強く求めてまいります。

次に、普天間飛行場移設問題の頭越しとの認識についてお答えいたします。

普天間飛行場については、平成８年、返還合意が発表され、県が移設候補地をキャンプ・シュワブ内辺野古沿岸域と表明し、当時の名護市長が受け入れ進められたものであります。その後、平成18年、在日米軍再編協議の中で滑走路の形状がＶ字型となりました。

県は、地元の意向を踏まえつつ、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去という観点から政府と協議を行ってまいりました。今回の埋立承認申請については、法に定める承認基準などに適合しているものと判断し、承認をしたところであります。しかし、辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要し、この間の危険性除去が極めて重要な課題であることから、５年以内の運用停止を強く求めているところであります。

次に、５年以内運用停止と辺野古基地建設についてお答えいたします。

日米両政府は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設するとしております。しかしながら、統合計画では9.5年以上の期間を要するとされております。

県としては、同移設計画の進捗にかかわらず普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めたところであり、これを受け政府は去る２月18日、普天間飛行場負担軽減推進会議を設置したところであります。

次に、５年以内運用停止に対する米側の反応等についてお答えいたします。

私は、１月30日、米国ワシントンＤＣに出張し、国務省日本部長及び国防総省日本部長と面談いたしました。私から、普天間飛行場移設問題について、知事の埋立承認に至った経緯や議会の意見、世論の動向、名護市長選挙の結果等について客観的にお伝えいたしました。また、県が普天間飛行場の５年以内運用停止を含む４項目の要望を政府に行っていることを説明いたしました。これに対し米政府側から、沖縄の負担軽減は両政府間の確認事項であり、努力したい旨の発言があったところです。県の要望に対する否定的な発言はありませんでした。また、去る２月18日の普天間飛行場負担軽減推進会議では、安倍総理を初め岸田外相を含む関係閣僚から、できることは全てやるとの表明があったところであります。

次に、嘉手納弾薬庫地区の黙認耕作地についてお答えいたします。

嘉手納弾薬庫地区においては、現在、沖縄防衛局が米軍による適切な管理のため、黙認耕作地及び物件の実態の把握を目的とした実態調査を行っており、今後、当該調査の結果を踏まえて、米側において耕作を認めるか判断されるとのことであります。

県としましては、黙認耕作地については国の責任において対応すべきものと考えております。また、統合計画の推進については、軍転協を通じ移設内容の十分な説明、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場の設置を政府に要望しているところであります。

次に、ＨＨ60墜落現場への立入調査についてお答えいたします。

昨年８月５日の墜落事故発生後、県は８月14日に墜落現場周辺の調査を実施するとともに、現場への早急な立入調査を強く求めてきたところです。去る２月３日には米軍側から沖縄防衛局を通じて、20日以降に県及び宜野座村の立ち入りを認めるとの通知を受けており、再度一日も早い墜落現場における環境調査を求めているところですが、現在、米軍内において日程等の調整中であるとの回答を得ているところであります。

県としましては、住民の不安を払拭するため、米軍において県及び宜野座村の要望を受け、早急に立ち入りを許可すべきであると考えております。

次に、建白書の取り扱いについてお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等の連名で、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは承知しております。建白書の取り

扱いについては、政府において、文書の趣旨を踏まえ、文書管理に関する諸法令に基づき適切に判断されるべきものと考えております。

次に、政府の強引な手法についてとの御質問にお答えいたします。

政府においては、名護市に対して丁寧な説明を行うとともに、地域の自然環境や住民生活への影響等について最大限の配慮を払うべきと考えております。

次に、島尻議員の発言についてお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、政府に対して５年以内運用停止を求めているところであります。

島尻議員の御発言に関しましては、議員それぞれの御見解でありますので、県としての所見は差し控えたいと思います。

次に、沖縄市サッカー場における鉛直磁気探査についてお答えいたします。

沖縄防衛局においては、昨年９月６日に沖縄市サッカー場全域におけるドラム缶の有無に係る追加調査等について委託契約を締結し、沖縄市や県と連携して地歴調査、水平磁気探査、磁気異常点の試掘調査、ドラム缶の発掘調査等を実施しております。

今後は、もともと谷であった部分――旧谷地形部分と呼んでおりますが――の元地盤付近にドラム缶が埋設されているか調査を進めることとしておりますが、調査方法を検討するための調査ボーリング及び鉛直磁気探査が２月25日から開始されております。

県としましては、引き続き沖縄市や沖縄防衛局と連携し、今後の環境調査及び情報収集等、適切に対応してまいります。

次に、沖縄市サッカー場における市の調査費用についてお答えいたします。

沖縄市サッカー場の全面調査に当たっては、沖縄防衛局及び沖縄県、沖縄市の３者において調査内容や手法等について協議を重ね調査を実施しております。

沖縄防衛局においては、磁気探査やドラム缶付着物、土壌の調査、ドラム缶等の撤去や処分等を実施することとしております。また、沖縄市が実施した調査費用については、サッカー場の工事等に関する損失補償とともに協議が進められているところであります。

県としましては、昨年８月、軍転協を通じて安倍総理大臣を初め関係閣僚に対し、既に返還された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染原因の特定や支障除去措置など地権者の負担が生じないよう適切な措置等を講ずるよう要請しております。

次に、沖縄市サッカー場に係る基地の履歴開示についてお答えいたします。

沖縄市サッカー場におけるドラム缶の使用の有無及び土地の使用履歴について、昨年６月、沖縄防衛局を通じて米軍から、当該ドラム缶の使用の有無は不明、当該地に建物があった記録はないとの説明がありました。去る２月５日、元米空軍少佐が現在の沖縄市サッカー場とその周辺に除草剤のドラム缶を捨てたと証言しているとの報道を受け、県では沖縄防衛局に対し、その事実関係を含めドラム缶や土地の使用履歴などについて米側に早急に調査し公表させるよう要請したところです。

沖縄防衛局は、２月６日に嘉手納空軍基地に対して、ドラム缶等の廃棄物の投棄を含むあらゆる使用履歴を調査し提供するよう改めて要請したとのことでありますが、現時点で米側からの回答はありません。

県としましては、引き続き事実関係を早急に公表するよう政府に対して求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君）　知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての御質問の中で、反対運動に対する県警察の立場についてお答えをいたします。

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たることをその責務としており、仮に抗議行動等の過程において違法行為が発生した場合には、法と証拠に基づき適切に対処をしてまいります。

なお、一般論としてでありますが、当然のことながら違法行為が発生していない段階で関係者を逮捕するというようなことはございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君）　知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての中で、沖縄市サッカー場で新たなドラム缶が発見されたことへの県の所見についての御質問にお答えします。

サッカー場の全面調査において、新たに61本のドラム缶が発掘されており、現在、沖縄防衛局及び沖縄市がドラム缶の付着物等の分析を行っているところであります。ドラム缶の表面に英語表記もあることから、昨年の７月に発掘された22本のドラム缶と同様、米軍由来の廃棄物であると考えております。

同じく知事の政治姿勢及び基地、環境問題について

の中の、国・県・市町村による調査組織の設置を検討することについての御質問にお答えします。

米軍基地返還跡地において、米軍に起因すると考えられる汚染が見つかった場合には、基本的に国が責任を持って調査及び浄化を実施すべきであると考えております。平成24年４月以前に返還された跡地については既に土地活用が進んでいることから、汚染の蓋然性が高い場合や具体的な問題が生じた場合など、当該状況を勘案し国・市町村とも連携し、個別・具体的に対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての御質問の中の、沖縄市サッカー場改修工事等の損失補償についてお答えいたします。

沖縄市サッカー場改修工事につきましては、ドラム缶出土問題が発生したため、沖縄市は請負業者に対して工事の中止を通知しております。

工事費の精算につきましては、沖縄市と請負業者の協議が行われ、既に工事が行われた部分と工事中止後の納入資材の費用を工事の直接的な経費として精算すると聞いております。また、改修工事等に係る損失補償については、沖縄市と防衛省で調整をしていると伺っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての御質問の中で、専門家の意見を聞かずに適合すると判断した理由についてお答えいたします。

昨年11月29日に環境生活部から、「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がありました。環境生活部では、当該意見の提出に当たって専門家の意見を聞いた上で意見を取りまとめており、部としての最終見解であると認識しております。それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について法令に基づき県が定めた基準について審査をいたしました。その結果、事業者は、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に全て適合すると判断したものでございます。

同じく知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての御質問の中で、12月25日までに審査が終了した理由についての質問にお答えいたします。

今回の申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査をしてきたものであります。12月23日時点ではいまだ審査が終了していなかった点につきましても25日までに審査が終了したことから、その旨、知事に報告したものであります。

同じく知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての御質問の中で、ジュゴンに係る複数年調査の実施及び実施年月についての御質問にお答えいたします。

申請書に添付されている「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」には、ジュゴンに関して平成19年７月から平成21年２月まで、また、平成21年５月から平成24年３月までに実施した複数年の現地調査結果が記載されているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育関連についての御質問の中で、竹富町への是正要求に係る所見と対応についてお答えいたします。

県教育委員会では、是正要求について真摯に取り組み議論を重ねてまいりましたが、地方分権一括法案審議の際の附帯決議及び今後の八重山地区における平穏な教育環境への配慮、採択地区の市町村単位への分割等について６つの質問を行いました。

文部科学省からは、竹富町教育委員会が違法状態にあることや是正要求を行った経緯、八重山地区は一つの採択地区として設定すべき等の回答でした。

県教育委員会の委員からは、いずれの回答も教育的な配慮に欠けているとの意見がありました。

今後も、引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、３市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析等についてお答えいたします。

文部科学省が平成25年度に実施した同調査によりますと、体育の授業を除き運動をほとんどしない児童生徒の割合が、中学校女子以外の小学校男女及び中学校男子でいずれも全国一高くなっており、この結果を真摯に受けとめております。

原因としましては、テレビや携帯ゲームの普及による屋外で遊ぶ機会の減少や、車社会である本県特有の事情による歩く機会の減少等が考えられます。

県教育委員会としましては、「沖縄県児童生徒体力向上推進委員会」を開催し、幼児期から運動に親しむための基盤づくり等を検討しているところであり、今後、運動習慣の確立に向けた取り組みに努めてまいります。

次に、那覇市ＰＴＡ連合会の実態アンケートについてお答えいたします。

同アンケート調査からは、親子連れでの飲食店への出入りが深夜に及ぶことが明らかになっております。

県教育委員会としましては、児童生徒の生活習慣や健康への影響だけでなく、健全育成や学力向上におきましても大変憂慮すべき事態であると考えております。今回の調査結果を重く受けとめ、今後とも保護者の意識啓発を図り、「早寝早起き朝ごはん」の定着化など、家庭教育の充実に向けた家庭教育力促進「やーなれー」事業を新たに展開してまいりたいと考えております。

次に、具商デパートについてお答えいたします。

具志川商業高校で開催している具商デパートは、全生徒が入学時に1000円を出資し、株主となる模擬株式会社で、商業科目の集大成の場として商品の仕入れから販売、決算、株主総会までの実践的学習を実施するとともに、地域産業界・地域社会への貢献を目的として開催されています。

県教育委員会としましては、具商デパートの取り組みが学校活性化や生徒の自信につながる体験的活動として高く評価しております。

今後とも、専門高校における地域と連携した学校独自の特色ある取り組みを推進してまいります。

次に、甲子園出場校への激励の言葉についてお答えいたします。

沖縄尚学高等学校及び県立美里工業高等学校の野球部が、第86回選抜高等学校野球大会へ出場が決まりましたことは、県教育長として誰よりもうれしく思います。沖縄県から２校が出場するのは、2010年以来４年ぶり２度目となります。このたびの快挙は、選手の皆さんのたゆまぬ努力と、常に選手を励まし支えてこられた関係者の皆さんの御尽力のたまものであり、心よりお喜び申し上げます。

県民の期待は聖地での頂上対決であり、再び紫紺の優勝旗が海を越えてやってくることです。甲子園では、どのような相手にも臆することなく、沖縄尚学高等学校野球部の「怖れず　侮らず　気負わず」、県立美里工業高等学校野球部の「凡事徹底」の精神のもと、沖縄旋風を巻き起こし、県民を大いに感動させてくれることを期待しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　教育関連の中で、沖縄尚学高等学校地域研究部の活動についてお答えをいたします。

沖縄尚学高校の地域研究部においては、平成12年の発足当初より国際交流や沖縄の抱える問題、沖縄戦等さまざまなテーマについて学習活動を積み重ねてきたと承知をしております。その中で、沖縄戦の学習については、平成16年から10年間、白梅同窓会との交流を続け、戦跡めぐりや慰霊祭への参加等を通して体験者からその戦争体験を学び、後世に語り継ぐための活動を続けており、次代を担う若者たちによる平和のバトンをつなぐ活動が大変頼もしく評価をするところであります。

今後とも、生徒が地域社会の課題などに自主的に向き合い取り組むことは重要なことであり、同校地域研究部及び若い人たちの今後の活動に大いに期待するところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは教育関連の御質問の中の、県出身者の国際大会等での活躍についてお答えいたします。

世界のトップ選手が集まる柔道のグランドスラム・パリ大会において、沖縄県出身の七戸龍選手が優勝したことは、本県のスポーツ界における快挙であり、多くの県民に誇りと喜びを与えてくれました。七戸選手におかれましては、２年後のリオデジャネイロ・オリンピック大会での活躍を期待するとともに、同選手に続いて多くの県出身選手がオリンピック等の国際大会において活躍することは、スポーツを通じた沖縄県の活力の増進につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時７分休憩

午前11時８分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里　米吉君　まず、質問の⑷について、公表を避けることになっていると知事はおっしゃっていましたが、東京では、公表を避けることになっている人たちが記者に対して発表しているということが明らかに

なっているから問題なんです。約束を官房長官や幹事長が守らなかったということなのか、再度お聞きします。

それから⑹番目、⑺番目に関してですが、これまでこの⑺番目にも書いてあるように、稲嶺県政時代のあの15年使用期限から考えてもこれはやっぱり閣議決定をしなければ――閣議決定してさえもなかなか守られないというのがこれまでの実情であることからすると、県が本当にこの５年以内ということをしっかり守らせようと思うのであれば、あるいは基地負担の軽減を本当に図ろうとするんであれば、その内容は閣議決定することによってより重要性を増し、政府にとっても自分たちもやらなければならないという思いになると思うんですが、知事のほうから閣議決定を求めなかったというのが驚きであります。なぜ求めなかったのか説明してください。

それから⑼番目ですが、これは感想を述べたものだと言っています。しかし、首相の気持ちを胸に受けとめ、埋め立ての承認、不承認を決めると、もう首相がすばらしいことを言ったので、これを聞いて私は決めるということになると、この感想からいくと、もうその日に決めたと言わんばかりの内容です。単なる感想を述べたでは済まない。むしろこの感想の中に本音が入っているのではないかと思えてならないのですがどうですか。

それから9.5年かかると言っている。それを５年で運用停止しなさいということになると、それをしかも総理が約束したということになったら、５年以内に運用停止して、もう普天間からはヘリはいなくなって飛ばないのに、それからさらに4.5年、５年ぐらいたってから、県外にみんな移っていて、それを５年後にまた戻すのかと、こんなことはあり得ないでしょうと。５年以内で運用停止するのであれば、9.5年ないし10年もかかる埋立工事はやる必要はないのではないかと言っているんです。明確に答えてください。

環境影響評価への専門家の皆さんの意見ですが、これまで一般的に環境生活部の意見を聞けば後は聞いていないということですが、今回の場合は一般的な場合と随分違うわけです。知事自身が知事意見で環境保全上不可能と言ったんですよ、不可能と言った。環境生活部も懸念が残ると言った。しかも、県内外みんなが注目しているんです。このような大事なものを一般的には環境生活部の意見を一度聞けばもうそれでいいんだという話ではないだろうということなんですよ。こんな重大な問題をしかも県自身が問題ありと言ったことを、このようにそれほど専門家でもない土木建築部が中心になって、環境の専門家の提言と違う方向で決めた。なぜ時間はあったのに急いで、わずかな期間で自分たちだけで判断したのか。１月の末日でもよかったんじゃないのか。何で１カ月も前倒ししてやったのか、そのことを聞いているので、これについても明確にしてください。

それから先ほどのジュゴンの話ですが、平成19年７月から平成21年１月、平成21年５月から平成24年３月、複数年調査をやったと言っていますが、このような結果があってもなお環境生活部は問題ありと、複数年調査は実際には実施されてないと言っているじゃないですか。知事意見もそうじゃないですか。これは知事意見のときに既に出ている話ですよ。皆さん、こんなことを土木建築部は言っているけれども、知事意見や環境生活部の意見からすると、こういうことがあってもなお複数年調査はされてないという知事意見や環境生活部の意見であることについてはどう考えるんですか。はっきり答えてください。

それから(24)番ですが、懸念が払拭されないことのみをもって不適合とは言えないとの土建部長、知事意見の理由ですが、現段階で考えられる環境保全措置がとられている。非常に曖昧なんですよ。環境生活部の意見は事細かに書かれています。理由をちゃんと細かく説明しています。ところが、承認をする段階の土木建築部長や知事証言等、皆さんの発言は非常に曖昧な発言で承認と、適合していると。何か無理にこじつけて適合と言っているような気がしてなりません。そのことについてどうお考えなのか伺って終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里米吉議員の再質問に答弁をいたします。

まず第１に、官房長官とか石破幹事長に会ったときの話ですが、これは基本的には向こうも出さないということでしたから、どういうふうにしてそれが出てきたか、私はわかりません。ただ、会おうといったときに、一応これは公表しないというふうな決めというのは、これはむしろ信頼性を確保するためにも当然の礼儀だと私は思っております。どういうことでこれが出てきたかはわかりません。

それから総理とお会いしたときの話で、そのときにもう承認を決めたのではないかという趣旨の御質問

だったと思いますが、これは先ほど述べたとおりでありまして、総理からの25日の回答というのは、予算を含めそれから長期的な予算への展望、それから那覇空港の予算の確保、枠外の担当大臣による申し合わせなどなど、それから４つの典型的な基地問題に係るものを前進させる話などなど、これは内容的にはやっぱり立派なものだと私は思いますよ。ですから、これはこれとして大変立派だということを率直に申し上げたわけで、お礼、感謝を申し上げるのは当然だと私は思っております。これを言うなというのはかえっておかしいと思いますよ。ですからそれは申し上げたと。だけど、公有水面埋立法上の承認、不承認の話というのはそのとき何にも私は申し上げておりません。それは政策協議会で17日にお願いした件に対する回答をいただいたと。その内容がよかったからありがとうと、強く申し上げたということで、承認、不承認の話とは関係ありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 県が求めている普天間飛行場の５年以内の運用停止について、その５年以内を政府に守らせるならば閣議決定を求めるべきではないかというような趣旨の御質問にお答えをいたします。

普天間飛行場の５年以内の運用停止につきましては、これは県からやはり危険性の除去は喫緊の課題だということで要望したものでございます。したがいまして､これは当然日米交渉も必要になるというような､今後､実務的に進められていく課題でございますので､県としては即閣議決定という形は恐らくとり得ないだろうと。しかしながら、総理からできることは全てやる。さらにこういうものにも取り組むという力強いお言葉をいただいたところでございまして、去る２月18日には負担軽減推進会議が設置されるなど、政府は所要の要望に応えていただいているものと考えております。

次に、５年で運用停止ならば埋立工事は要らないのではないかというような趣旨でございます。

５年の運用停止につきましては、これはこの埋め立ての審査が進む中でこの埋め立てが計画どおり進んだにしても9.5年以上かかってしまうというような、ある意味大きな課題を基地負担軽減の中で認識をいたしまして、それでは遅いと。５年で運用を停止、つまり市民が危険性が軽減したと実感できる状態を実現していただきたいというこういう強い思いから要望したものでございます。その方策、どのような形で運用停止が行われるかにつきましては、今後、政府と沖縄県、宜野湾市が参加しております負担軽減推進会議の中で議論されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） ３つほど御質問があったと思います。

まず、環境に関する専門家とのかかわり合いのことでございます。

平成24年の評価書の段階で知事意見として、環境保全を図ることは不可能というような意見が出されております。そのことに関して防衛省では、検討委員会を組織して環境の専門家などから成る検討委員会において細かく審査をした結果、補正がなされているということでございまして、ここで一つ環境の専門家の意見が取り入れられております。

その後、私どもが埋立申請を受けた後、環境生活部に意見を求めましたところ、先ほどの答弁にもありましたとおり、環境審査会の先生方の意見を聴した後、環境生活部の最終見解が示されておりますので、その最終見解をもとにして、また私どもはさらに沖縄防衛局に見解を求め、その見解を求めた結果をもととして審査を進めてきたということでございます。

そして次に、ジュゴンの複数年調査でございますけれども、環境生活部の意見の中で、ジュゴンについて知事意見で求めた複数年調査について、自主的調査も含め３カ年以上の調査データを用いて予測評価をしたとしているが、当該調査によってもいろいろなことが不明であるというふうな記述がございまして、実質的調査も含めて複数年調査はなされているというふうに考えております。

また、懸念が払拭されないというこういう環境のことについて、環境生活部で非常に細かく説明していると。審査結果については、現在とり得るべき措置がなされているというようなことで余り細かく言っていないということでしたので、先ほどのジュゴンの件について、それでは事業者がどういう対策をとっているかということをまず御説明をいたします。

ジュゴンにつきましては、監視警戒システムをまず構築するということでございます。そして工事中の対策といたしまして、くい打ち工事について同時に打設する施工箇所を減少させる。作業船が沿岸を航行する場合は岸から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は一

定速度で沖合から直線的に進入する。また、専用の監視船やヘリコプターを配置し、目視ソナーによる音波測定による監視を行って、大浦湾内で確認された場合は水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行うなどが、まだちょっとありますけれども、そういうのがございます。そしてまた、供用後の対策としましてもいろいろな対策が講じられているということでございます。

こういったものを総合的に私どもは審査した結果、現在とり得るべき措置がとられているというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君 こんにちは。

うるま市の照屋大河です。

社民・護憲会派を代表し、代表質問を行います。

質問に入る前に所見を述べたいというふうに思います。

百条委員会についてであります。

百条委員会の設置に当たって、県議会の一部に埋立承認がいわゆる不祥事案ではないことを理由に100条調査の対象外との指摘がありました。地方自治法100条に基づく議会の調査権は、議会の職責を完全に遂行せしめるために一部の例外を除き広く地方公共団体の事務全般について認められているところであり、県政の最重要課題の一つである今回の埋立承認事務について、なぜ承認に至ったのかを解明し、真相を明らかにすることはまさに地方自治法100条の趣旨に合致するものであります。

百条委員会の調査によって明らかになったことは、これほど重要な行政課題について県庁内の調整記録が一切存在しないこと、知事の承認に重大な影響を与えたと県民誰もが考える東京での知事と政府要人との面談の不透明な実態、記録の不存在など信じがたい説明責任の放棄であり、環境専門家の意見も地元名護市の意見も聞く耳を持たず、みずから合理性があると判断した埋立理由の核心部分については、覚えていないとしながら、法にのっとって判断したと繰り返す無責任な承認の実態であります。

仲井眞知事にもはや県民代表の資格はない。その職を辞し、県民に信を問うよう求めた１月臨時議会の決議を踏まえ、百条委員会に引き続き代表・一般質問においてもなぜ承認に至ったのか徹底して解明し、県民の前に明らかにしていくことを表明して、通告のとおり質問に入りたいというふうに思います。

大きい１番、知事の政治姿勢について。

⑴、沖縄県情報公開条例は、第１条の目的において、県民の知る権利の尊重を通して、県政に対する県民の理解と信頼を深め、公正で開かれた県政の推進に資するとしております。しかしながら、百条委員会の調査によって明らかになったことは、辺野古沿岸域の埋め立てという県政の最も重要な行政課題について、埋立承認に至る意思決定過程を明らかにする県庁内の調整記録が沖縄県に一切存在していないという異常事態であります。このことは、情報公開条例第１条の「県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要」との規定に違背するばかりではなく、県民の知る権利の重大な侵害であると同時に、県民の行政参加の否定と言わざるを得ません。知事自身の県外移設の公約とも、環境専門家の科学的知見とも、地元名護市長の意見とも、そして圧倒的多数の県民の思いとも180度異なる辺野古埋め立ての承認がどのような意思決定過程を経て、どのような理由で行われたのか、知事みずからの言葉で語り、調整記録を開示し、もって県政に対する理解と信頼を深めるよう努めることは、知事に課せられた最も基本的かつ重要な責務であるというふうに考えます。承認に至る経緯を明らかにする責任をどう認識しているのか伺います。また、記録の開示についても求めたいというふうに思います。

⑵番、解釈改憲について。

安倍首相は、去る２月12日の衆議院予算委員会で、憲法解釈の最高責任者は私だ。政府答弁に私が責任を持って、その上で私たちは選挙で国民の審判を受ける。審判を受けるのは、内閣法制局長官ではない、私だと述べた。選挙で勝てば、みずからの判断で憲法解釈を変更できるとする安倍首相の考えはとても乱暴で、国民の自由や権利を守るために政府を縛る規範である「立憲主義」の理念を否定するものだが、知事の受けとめについて伺います。

続いて、ＴＰＰについて伺います。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉をめぐり、日本政府が「聖域」に掲げる農産物の重要５品目のうち、牛・豚肉の関税引き下げなどの譲歩案を検討していることが明らかになった。「牛肉は相手国に有利な輸入枠を日本が設け、枠内に限り通常38.5％の関税を大幅に下げる。」、「豚肉は低価格帯の輸入が増えるよう関税の仕組みを改める。」方向で交渉がされているようだが、かかる関税引き下げが妥結された場合の県経済への影響についてどのように分析しているか、明らかにされたい。４月のオバマ大統領の来日に向けて調整が進む

ようであります。県経済への影響についてどのように分析されているか明らかにされたい。

大きい２番、基地問題について。

⑴、高江ヘリパッド建設問題について伺います。

ア、完成したヘリパッドは何カ所か、既に米側に提供されているのか、建設及び運用状況について伺います。

イ、沖縄防衛局は工期を延長し、３月まで工事を続けるようであります。３月から６月はノグチゲラの営巣期間であり、我が会派は重機の使用の有無にかかわらず、工事は一切認めるべきではないとの立場でありますが、環境保護の観点から県の見解について伺います。

ウ、建設工事をめぐり、採石や建築資材を積んだ工事車両が高江集落内の生活道路を通行することは危険きわまりなく、１台たりとも許されません。生活環境保護の観点から県の見解を伺います。

エ、Ｎ―１地区に続く旧林道整備工事は、県赤土等流出防止条例の対象か。その場合、県条例の手続を踏まない限り、沖縄防衛局は工事着工できないと考えるが、県の見解について伺います。

オ、オスプレイの運用を前提とした再度の環境アセスの必要性について、県として沖縄防衛局に申し入れを行う考えはあるか。過去２度、防衛局は再アセス実施を拒否していることから、より踏み込んだ要求を行うべきと考えるが、県の見解について伺います。

⑵、米軍機による爆音について。

去る１月14日以降、嘉手納基地にＦ22、12機が暫定配備されている。2007年以降今回で８度目であります。暫定配備とは名ばかりで、昨年は９カ月の常駐状態にありました。

ア、嘉手納基地における現在の外来機の駐留機種及び機数について伺います。

イ、周辺住民の受忍限度をはるかに超えております。県として暫定配備12機の即時撤去を求めていくべきだと考えますが、見解について伺います。

ウ、昨年５月のＦ15墜落事故について、米側は操縦系統システムの機能不全と結論づける調査報告書を公表した。県は報告書の原因分析と対策が十分と考えるか、見解について伺います。

⑶、与那国町への陸上自衛隊配備について。

ア、配備が計画されている与那国町の町有地について、沖縄防衛局と現在の使用者である農業生産法人南牧場との間で、補償交渉が難航しているようだが、詳細な状況について伺います。

イ、南牧場と与那国町との使用契約の解除前に、防衛省と町が賃貸契約を交わすことは法的に可能か。根拠条文を示した上で県の見解について示されたい。

大きい３番、農林水産業の振興について。

⑴、日台漁業取り決めについて。

ア、昨年５月の取り決め発効から約10カ月が経過したが、漁獲高の増減、漁具被害の状況等、取り決め締結による漁業者への影響について伺います。

イ、去る１月24日、日台漁業取り決めに基づく政府レベルの漁業委員会で操業ルールの一部が合意された。台湾側に大幅に譲歩、妥協した内容に見えるが、県の評価について伺います。

ウ、日台漁業取り決めの影響緩和のための基金100億円はどのように活用する予定か、説明を求めます。

エ、昨年12月19日に採択された「日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」の要請事項について、県の取り組みと進捗状況について伺います。

⑵、子豚が感染すると高い確率で死ぬ伝染病「豚流行性下痢（ＰＥＤ）」が本島中南部で確認された。県内養豚業への被害を最小限にするためにも感染防止策が急務だが、現在までの感染頭数と対策状況など県の取り組みについて伺います。

大きい４番、観光・リゾート産業について。

⑴、平成33年度までの入域観光客数1000万人実現を目標に掲げているが、カジノを含む統合リゾート導入による集客も含まれた数字か伺います。

⑵、国家戦略特区の全国公募に応募し、①、世界水準の観光・リゾート地形成、②、沖縄科学技術大学院大学リーディングイノベーション、③、沖縄統合リゾート導入の３プロジェクトを求めておりますが、３月に対象地域が決まるようであります。採用されそうか見通しについて伺います。

⑶、昨年12月17日の沖縄政策協議会で提出した要請書の中に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の趣旨を踏まえ候補地域として検討」とあります。そういう提出をされております。知事は、同昨年12月25日の沖縄政策協議会で安倍首相に対し――次の発言については訂正をお願いしたいと思います。――「ＩＲにつきましても、候補地の１つとして頭の隅に入れていただいてうれしいことであります。」と述べておられます。カジノを含むＩＲリゾートは、県民の合意形成が前提のはずだが、いつ、いかなる手続を経て合意形成がなされたのか、県の見解について伺います。

大きい５番、消費税増税について。

⑴、ことし４月から消費税が８％に引き上げられるが、県経済、県民生活への影響をどのように試算して

いるのかについて伺います。

⑵、過去３年分の県内における消費税滞納件数及び滞納額（実績）、来年度以降の滞納見込みについて明らかにされたい。

大きい６、雇用対策について。

⑴、雇用関連指標について伺います。

ア、直近３カ月の完全失業率を年代別に明らかにされたい。

イ、直近３カ月の――ここも訂正をお願いします。調整はしてあります、連絡はしてあります。――有効求人数を産業別に明らかにされたい。

ウ、県内全雇用者に占める非正規労働者の割合を全国平均と比較した上で示されたい。

⑵、消費税増税と派遣を含む非正規労働者の増加について、県は因果関係があると考えるか、見解について伺います。実は、この点については過去に３％から５％に消費税が上げられたときに、その消費税の増税で派遣労働がふえたという統計があります。制度上、今回の消費税増税を目の前にして改めて派遣労働が誘発されるのではないかというふうな指摘があります。制度上派遣社員を受け入れた企業が消費税分を含めて派遣料を払う仕組みになっている。一般的に派遣会社のほうが立場が弱いため、増税分を派遣料に上乗せしにくい。受け入れ企業は負担がふえずに、消費税の控除額だけがふえやすいという構図があって、企業の「仕入れ」扱い控除という制度上の問題があるようです。消費税増税によって間接的に派遣社員が増加するという関係、消費税増税は労働環境の悪化を招くのではないかというふうに懸念します。沖縄においても多い派遣労働、非正規雇用の実態であります。県の見解について伺います。

７番、福祉政策・医療行政について。

⑴、いわゆる県障害者権利条例が４月から施行されるが、運用開始に向けて不備はないか。特に、市町村の差別事例相談員の配置状況について伺います。

⑵、「県性暴力被害者ワンストップ支援センター」（仮称）について、来年１月の設置に向けて、県医師会や中部病院との調整状況、コーディネーターや支援相談員の確保など体制整備に向けた課題について伺います。

⑶、県立宮古病院、八重山病院へのＮＩＣＵ及びＨＣＵ新設について。

ア、県は、新生児に24時間対応するための集中治療室（ＮＩＣＵ）とＩＣＵと一般病棟の中間的な機能を持つ高度治療室（ＨＣＵ）を県立宮古病院、八重山病院に新設するようでありますが、どのような効果が期待できるか、課題とあわせて伺います。

イ、ＮＩＣＵの施設は、高度な精密医療機器の設置が要件となっており、これらの医療機器の保守・点検等を行うのが臨床工学技士でありますが、県立病院における臨床工学技士の定数を明らかにされたい。その際、県立病院と同規模の県内外の民間病院における臨床工学技士の人数についても示されたい。

⑷、県内の65歳以上の高齢者のうち、生活保護受給者の割合が約５％に上り、全国で２番目に多いことがわかりました。原因分析と水際作戦によらない高齢者の貧困問題対策のあり方について県の見解を伺います。

⑸番、2013年に県内でＨＩＶ感染者、エイズ患者と報告された人が24人に上り、過去２番目の多さになっております。原因分析と２次感染防止、早期発見のための県の取り組みについて伺います。

８番、駐留軍労働者のアスベスト被害問題について伺います。

⑴、駐留軍離職者対策センターへの支援等、アスベスト被害相談の拡充に向けた県の取り組み状況について伺います。

⑵、復帰前退職者への石綿管理手帳の発行状況（実績）について伺います。

⑶、復帰前退職者の労災被害認定に当たっては、当時の労務証明が鍵となります。厚労省は県立公文書館所蔵の軍雇用員カードの利用を検討していたが、公文書館側は難色を示したようであります。プライバシー保護の課題等を知恵を絞って克服し、何とか活用にこぎつけるべきと考えるが、県の見解について伺います。

⑷番、対象者は高齢化し、待ったなしの状態であります。離職者対策センターは公費による同僚の証言集の作成を求めているが、県として事業化する考えはあるか、見解について伺います。

大きい９番、戦後処理問題について。

⑴、沖縄戦戦没者の遺骨収集について「加速化を図る」とするが、県内でのＤＮＡ鑑定が可能になるよう、県として厚労省に働きかける考えはあるか、見解について伺います。

⑵、不発弾処理について伺います。

ア、民間住宅建築時における不発弾探査の助成事業を実施している市町村数について伺います。

イ、民間工事の不発弾対策事業について、磁気探査機及びライナープレートの無料貸し出しの状況（実績）について伺います。

以上、お願いします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの照屋大河君の質問

に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後１時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の照屋大河君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋大河議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、農林水産業の振興についての御質問の中で、12月19日に採択された沖縄県議会の意見書の要請事項に関する県の取り組みと進展、進捗状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、漁業団体と連携をし本県の漁業権益を確保するため、日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直しなど、県議会で採択された意見書と同様の要請を行ってきており、国の対応状況を注視しているところであります。このうち、日台漁業取り決めにつきましては、安心して操業できるルールの確立を最優先に取り組んできたところであり、去る１月24日の操業ルールの合意により、４月から７月のクロマグロ漁期に本県漁船の操業が一定の範囲で確保されたところであります。

沖縄県といたしましては、引き続き日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直しなどについて国に強く求めていくことといたしております。

次に、観光・リゾート産業に係る御質問の中で、統合リゾートに係る県民の合意形成の手続についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年12月の沖縄政策協議会に提出しました要請書につきましては、国会に提出された特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の趣旨を踏まえ、県民コンセンサスの形成を前提に候補地域としての検討を要請したものであります。

沖縄県としましては、今後、同法案の審議を注視しつつ、引き続き沖縄独自の統合リゾートについて研究・検討を進めてまいる所存でございます。

次に、福祉政策･医療行政についての御質問の中で、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の施行についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市町村の差別事例相談員は、平成25年４月現在、92人配置されております。

沖縄県としましては、市町村の差別事例相談員に対する支援を行うため研修を実施するほか、広域相談専門員を配置するなど、市町村と協力して相談体制を強化してまいる考えでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 観光・リゾート産業に関する御質問の中で、入域観光客数1000万人に統合リゾート導入による集客が含まれるかについてお答えをいたします。

入域観光客数1000万人の目標については、平成24年５月に策定した第５次沖縄県観光振興基本計画で定めております。統合リゾートの導入については県民のコンセンサスが前提であることから、入域観光客数の目標設定に当たっては考慮しておりません。

続きまして、福祉政策・医療行政に関する御質問の中で、ワンストップ支援センターの調整状況と課題についてお答えをいたします。

ワンストップ支援センターの開設については、県立中部病院を拠点とするとともに、沖縄県医師会の協力を得て医師の確保を図っていくこととしております。

今後、相談支援員の確保や具体的な運営方法等の課題に対処し、来年１月の開設をめどに進めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 観光・リゾート産業についての御質問の中で、国家戦略特区の指定の見通しについてお答えいたします。

沖縄県は、昨年８月に行われた国家戦略特区のアイデア募集において、観光・リゾート地の形成、科学技術拠点の形成、沖縄統合リゾートの導入に向けた規制改革のプロジェクトを国に提案しております。一方、昨年12月に制定された国家戦略特別区域法においては、大都市圏等を想定した「容積率の規制緩和」や、オリンピック需要に対応する「旅館業法の規制緩和」、農業改革に向けた「農業生産法人の規制緩和」などが位置づけられたところであります。

今後、国家戦略特別区域諮問会議等において、地域指定の検討が行われることとなっております。

県としては、昨年６月に閣議決定された骨太の方針に、「国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。」と位置づけられたことを踏まえ、引き続き国と調整を進めていきたいと考えております。

次に、駐留軍労働者のアスベスト被害問題についての御質問の中で、駐留軍離職者対策センターへの支援等についてお答えいたします。

沖縄駐留軍離職者対策センターでは、駐留軍従業員の離職者対策及びアスベスト相談等を行っております。

沖縄県では、関係市町村への協力要請を行うとともに、同センターのアスベスト相談体制の強化を図るための支援を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、承認に至る経緯を明らかにする責任と記録の開示についての御質問にお答えいたします。

辺野古埋め立てに係る承認申請については県民の関心も高いことから、県のホームページを活用した申請書の縦覧、現地確認状況の報道関係者への公開、沖縄防衛局に対する質疑応答概要の公表など、手続・審査の状況を適宜公表してまいりました。

なお、一般的に外部機関等との会議などの場合は会議録を作成することもありますが、これまでも公有水面埋立申請に関する部内､課内などの調整については、議事録等は作成しておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中で、安倍首相の憲法解釈に対する発言についての御質問にお答えします。

日本国憲法は我が国の最高法規であり、その解釈については、高度な法的安定性が求められているところであります。したがって、これまでの政府解釈、判例などを踏まえ、憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の理念が堅持されるよう、国政及び国民の間で十分に議論が尽くされるべきであると考えております。

次に、基地問題についての中で、高江ヘリパッドにおけるノグチゲラなどの営巣期間中の工事についての御質問にお答えします。

事業者は、環境影響評価図書における動物への環境保全措置として、騒音による影響を回避するため、ノグチゲラなどの多くの鳥類を中心とした貴重な動物の繁殖期間である３月から６月ごろにおいて土工事を避けるとしております。

県としては、土工事以外の作業についても、鳥類などの繁殖に最大限配慮する必要があると考えております。

同じく基地問題についての中で、高江ヘリパッド建設工事に関する沖縄県赤土等流出防止条例の適用についての御質問にお答えします。

現在のところ、当該工事の詳細については明らかではありませんが､工事が同条例の対象となる場合には、事業者は事業の着手前に同条例に基づく手続を行う必要があります。

今後、事業者から条例に基づき事業行為通知書が提出された場合には、当該通知書に係る赤土等流出防止対策が適切かどうかの観点から審査をすることとしております。

同じく基地問題についての中で、高江ヘリパッド移設事業に関する再アセスの実施についての御質問にお答えします。

県としては、オスプレイの運用による騒音、低周波音、下降気流、排気熱などの影響について調査、予測及び評価を行うことが重要であると考えております。このため、引き続き事業者に対しオスプレイに係る調査、予測などの実施を求めていきたいと考えております。

次に、消費税増税についての御質問の中で、消費税引き上げに伴う県民生活への影響についての御質問にお答えします。

消費税は、物やサービスを購入した消費者が最終的に負担することから、消費税の引き上げは家計の負担が増加し、生活必需品やその他の物・サービスなどの買い控えがふえるものと言われております。民間研究機関によりますと､消費税増税による家計への影響は、年収500万円の４人家族の場合、年５万4800円の負担増と試算されております。なお、国においては低所得者対策を講じているところであり、県としましても、今後とも増税による県民生活への影響を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 知事の政治姿勢についての中の、ＴＰＰ交渉による影響と県の対応についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、今月22日から25日まで、シンガポールにおいてＴＰＰ閣僚会合が開催されましたが、農産物の関税分野において合意に至っていない状況にあります。しかしながら、今後の交渉においても

農産物の自由化を強く求められることが予想されることから、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。

重要５品目の関税の検討について、政府は内容を明らかにしておりませんが、仮に本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛などの関税が譲歩された場合、本県農林水産業へ極めて大きな影響があるものと懸念しております。

県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

次に、農林水産業の振興についての中の、日台漁業取り決め合意による漁業者への影響についてお答えいたします。

日台漁業取り決め発効後の漁期である平成25年５月から７月の間、八重山漁協全体のクロマグロの水揚げ量は、約20トンとなっております。平成22年から24年の３カ年平均値は約25トンとなっており、約20％の減少となっております。また、漁具被害の状況については、台湾漁船のマグロはえ縄漁具との絡みが原因と推定される被害が浮き魚礁及びソデイカ漁具に発生しております。

県としましては、漁業者への影響が最低限に抑えられるよう操業ルールの確立に努めるとともに、今回造成された沖縄漁業基金を活用し、漁業振興に努めてまいります。

次に、日台漁業取り決めに基づく操業ルールに対する県の評価についてお答えいたします。

昨年５月の取り決め発効後、取り決め適用水域において､台湾漁船との操業トラブルを恐れる本県漁船は、八重山北方の三角水域及び久米島西方の特別協力水域での操業を自粛しておりました。一方、日台漁業取り決めに基づく取り決め適用水域における操業ルールについては、去る１月24日に開催された第３回日台漁業委員会において、双方の関係者で合意されたところであります。合意された内容は、トラブルなく操業できるようにするためのルールとして、無線機器の設置などが定められております。また、４月から７月のクロマグロ漁期に、取り決め適用水域において日本側の操業ルールを適用する一定の水域が設定され、本県漁船の操業が確保されたことについては評価しております。しかしながら、残された課題も多いことから、引き続き漁業者間の会合を踏まえ、日台漁業委員会で協議していくこととされております。

県としましては、今後とも今回合意されたルールの実施状況の検証と本県漁船の安全操業の確保について、引き続き支援していくこととしております。

次に、沖縄漁業基金の活用についてお答えいたします。

沖縄県では、日台漁業取り決めによる本県水産業への影響を最小限に抑えるための総合的な対策を行うよう国に対して強く求めてきたところであります。その結果、国においては、同取り決めによる影響緩和を図るとともに、本県水産業の競争力強化及び漁業経営の安定化を図ることを目的として、100億円の沖縄漁業基金の設置を決定し、県内の漁業団体に造成したところであります。

同基金では、１、漁具被害復旧支援や外国漁船操業等調査・監視などを行う台湾漁船等対策、２、県産水産物の流通促進や漁業共済掛金助成などを行う漁業経営安定対策、３、海岸清掃などを行う漁業環境整備などが予定されております。

県としましては、漁業団体等と連携し、同基金を有効に活用し、日台漁業取り決めによる影響を最小限に抑え、漁業振興に努めてまいります。

次に、豚流行性下痢の発生頭数と県の対策についてお答えいたします。

豚流行性下痢は、豚に急性の下痢や嘔吐などを起こすウイルス性の家畜疾病で、特に授乳期の子豚が感染すると死亡率が高くなると言われております。県内では、昨年10月に本島中部の１養豚場で豚流行性下痢の発生が確認され、去る１月には初発農場と関連がある中南部の２農場で発生がありました。発生は、３農場合計で233頭、そのうち死亡は子豚75頭であります。

県では、発生直後に当該農場に対して、１、農場からの豚や汚染物の移動自粛、２、関係者以外の立入制限、３、農場出入り口の車両消毒や靴底消毒の徹底などの蔓延防止措置を講じております。その他の農場に対しては、１、リーフレットや文書による情報提供と注意喚起、２、消毒や早期通報義務などの飼養衛生管理基準の徹底など、発生予防対策の強化を図っております。また、各地域では、農家や屠畜場における消毒方法の点検・実演指導などを実施しております。これらの結果、県内では、その後の発生は確認されておりません。

県としましては､引き続き関係機関と連携しながら、本病の発生予防対策の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　基地問題についての御質問の中で、北部訓練場ヘリパッドの整備状況等につ

いてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、北部訓練場におけるヘリコプター着陸帯の整備については、昨年３月にＮ－４――Ｎ－４には２カ所の着陸帯がございますけれども――の１着陸帯が完成しておりますが、米側へは提供されておりません。また、同年７月からはＮ－４の２着陸帯に係る工事が進められており、去る１月21日にはＮ－１地区着陸帯移設工事に係る契約を締結したとのことであります。

次に、工事車両の高江集落の通行についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、高江ヘリパッド建設に係る建築資材等の運行経路については、住民からの意見等を踏まえ、原則として県道70号線から訓練場内の既存道路を活用して工事を行うこととしているとのことであります。いずれにしましても、県としては、地元の意向も踏まえ、住民生活に最大限配慮をすべきであると考えております。

次に、嘉手納飛行場の外来機の機種及び機数についてお答えいたします。

現在、県が沖縄防衛局や米軍からの通報により把握している嘉手納飛行場に一時配備されている外来機は、Ｆ22戦闘機12機となっております。なお、同飛行場における外来機の離着陸については、平成24年度の沖縄防衛局による目視調査によると、戦闘機についてはＦ22、ＦＡ18、ＡＶ８、Ｆ16等が4583回、戦闘機以外については、ＫＣ135空中給油機、ＵＣ35輸送機、ＲＣ135偵察機等が5367回となっております。

次に、Ｆ22の即時撤退についてお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐっては、外来機のたび重なる飛来に加え、Ｆ22戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。そのため、Ｆ22戦闘機の一時配備通知があった平成26年１月14日、県は、米軍及び日米両政府に対し、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ることを強く要請したところであります。

次に、Ｆ15墜落事故の原因分析と対策についてお答えいたします。

去る１月21日に、米空軍嘉手納基地が公表した事故調査委員会の航空機事故調査によると、油圧式フライトコントロールシステムの機能不全により、パイロットが操縦系統に入力したにもかかわらず当該機が反応しなかったことが墜落原因であったとしております。また、嘉手納基地からは、墜落直後の一時飛行停止の際の徹底した点検の実施や、全てのＦ15パイロットに対処法を周知するとともに、シミュレーターでの追加訓練を実施したこと等の再発防止策の説明がありました。

航空機事故は、一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねないことから、県としましては、機体の整備点検等や隊員教育の徹底を図るなどの再発防止策をとり、このような事故が再び起こらぬよう、万全を期すことを強く求めたところであります。

次に、与那国島への陸上自衛隊配備に係る補償交渉の状況及び停止条件付賃貸借の根拠についてお答えいたします。２の⑶のアとイは関連いたしますので、一括してお答えいたします。

南牧場との協議状況について沖縄防衛局に確認したところ、現時点で個々の調整状況については、補償交渉にかかわることなので差し控えたいとのことであります。したがいまして、現在、情報を得ておりません。また、町有土地賃貸契約については昨年６月20日、与那国町議会において与那国町々有土地賃貸条例第10条に基づき承認されております。

沖縄防衛局によりますと、６月27日に与那国町との契約が締結され、民法第127条の規定に基づく停止条件が付されているとのことであります。

県としましては、部隊の配備等に当たっては地元の理解と協力を得るよう、政府は最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、戦後処理問題についての御質問の中で、民間工事における不発弾探査事業を実施している市町村についてお答えいたします。

民間工事における不発弾探査事業については、平成25年度から沖縄県が事業主体となって推進しており、現在全ての市町村の住民が利用可能となっております。今年度は那覇市、南城市、南風原町等41市町村中17市町村で活用されており、総件数は87件となっております

次に、民間工事の不発弾対策事業における機器の無料貸し出しの実績についてお答えいたします。

磁気探査機の無料貸し出しについては個人や企業からの申請、ライナープレートの無料貸し出しについては市町村からの要請により、沖縄総合事務局が実施しております。平成25年度の貸し出しは、ライナープレートが八重瀬町において１件、磁気探査機が個人申請で１件の実績があったと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 消費税増税についての御質問の中の、消費税引き上げの県経済への影響についてお答えいたします。

昨年10月、社会保障と税の一体改革関連法に基づき、消費税率を平成26年４月に８％に引き上げることが閣議決定されております。消費税率引き上げによる県経済への影響額の試算は困難でありますが、県経済への影響としましては、子ども・子育て支援の充実や社会保障の安定化によるプラスの面が考えられる一方、低所得者の経済的負担増、中小企業におけるコスト増、税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減による消費の落ち込みなどが考えられ、その対応が求められております。

このため、政府は去る12月に策定した「好循環実現のための経済対策」に対応する５兆円規模の補正予算を編成し、社会資本の老朽化対策のための公共事業、低所得者・子育て世帯への給付措置、中小企業への資金繰りの支援などを実行するとしております。

沖縄県としましては、政府と連携し、経済対策の効果が速やかに発現するよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 消費税増税についての、滞納件数等についてお答えをいたします。

消費税及び地方消費税については、国に申告をすることになっております。消費税の滞納税額は、沖縄国税事務所の資料によりますと、平成22年度が28億5400万円、23年度が27億1800万円、24年度が26億円となっております。

なお、滞納件数については公表できる資料はないとのことでありました。

また、来年度以降の消費税の滞納見込みについても、現時点では把握していないとのことでありました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 雇用対策についてという御質問の中の、直近３カ月の完全失業率についてという御質問にお答えいたします。

直近の３カ月の完全失業率は、10月が4.9％、11月が4.8％、12月が4.5％となっております。年代別で申し上げますと、15歳から29歳、若年者の失業率が、10月から順に申し上げますけれども7.4％、9.6％、7.7％、30歳から39歳それぞれ6.5％、4.4％、3.8％、40歳から49歳がそれぞれ3.8％、3.1％、5.0％、50歳から59歳がそれぞれ3.5％、4.1％、2.8％、60歳以上が4.2％、同じく4.2％、３％となっております。

同じく直近３カ月の産業別求人数についてという御質問でございます。

産業別求人数につきましては、直近３カ月分を求人の多い順に申し上げます。

10月が「医療・福祉」1542人、「サービス業（他に分類されないもの）」1080人、「卸売業、小売業」815人となっております。11月でございますが、「医療・福祉」1736人、「サービス業（他に分類されないもの）」1069人、「宿泊業、飲食サービス業」778人。12月でございます。「医療・福祉」で1476人、「サービス業（他に分類されないもの）」で953人、「情報通信業」で612人となっております。

同じく県内雇用者に占める非正規労働者の割合についてという御質問でございます。

総務省が平成25年７月に発表した「平成24年就業構造基本調査」によりますと、沖縄県の雇用者全体に占める非正規雇用者数の割合は44.5％となっており、全国の38.2％に比べて6.3ポイント高くなっております。

同じく消費税増税と非正規労働者の増加の因果関係という御質問でございますが、派遣すなわち役務の提供を受ける場合は、消費税の収益控除の対象となりますので、消費税引き上げにより正社員から派遣への切りかえが起こるのではないかという懸念が一部に存在することは承知をしておりますけれども、この直接的な影響を図ることはなかなか難しいのではないかと考えております。

なお、国におきましては、「好循環のための経済対策」の一環としまして、社員の正規化を支援するための緊急雇用基金事業に係る措置を行っているところでございます。

続きまして、駐留軍労働者のアスベスト被害問題についての中の、石綿健康管理手帳の発行状況、それから軍雇用員カードの活用及び同僚証言集の作成についてという御質問でございます。８の⑵と⑶、⑷は関連いたしますので一括してお答えをいたします。

沖縄労働局によりますと、復帰前離職者については、労働安全衛生法が適用されないことから、同法に基づく健康管理手帳の交付対象にはならないということでございます。また、軍雇用員カードの活用につきましては、復帰前離職者の救済にとって大変有効だと考えておりますので、国と調整をしながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、同僚証言集の作成につきましては、国及び離職者対策センター等

関係機関の意見を聞いた上で、どのような支援ができるか検討をしてまいりたいと考えております。

県といたしましては、復帰前離職者のアスベスト健康被害の救済は重要な課題であると認識をしており、関係部、国、離職者対策センター等と連携をして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 福祉政策・医療行政についての御質問の中で、ＮＩＣＵ、ＨＣＵを県立宮古・八重山病院へ新設することによる効果と課題についてお答えいたします。

病院事業局においては、離島地域の地理的条件等を踏まえ、可能な限り地域内で完結できる医療提供体制の充実に努めていく必要があると考えており、今回、宮古・八重山病院にＮＩＣＵ３床とＨＣＵ４床を新設することにしたものです。このことにより、比較的高度な周産期医療が提供できる地域周産期母子医療センターの認可とともに、患者の状態に対応した病床機能の整備に期待ができ、離島住民の安全・安心な生活の確保に寄与するものと考えております。

課題としましては、八重山病院においてＮＩＣＵの施設基準を満たすために施設整備を行う必要があることから、できる限り早い時期に開設できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県立病院の臨床工学技士の定数等についてお答えいたします。

県立病院の臨床工学技士の定数については、北部病院で１人、中部病院で５人、南部医療センター・こども医療センターで６人、宮古病院で１人となっております。

全国の民間病院等については、公益社団法人日本臨床工学技士会の公表している2012年の実態調査によりますと、１病院当たり平均して約10人の臨床工学技士数となっております。また、県内については、急性期を扱う200床を超える規模の民間病院等に対して聞き取り調査を行ったところ、その人数は、１病院当たり平均して約10人となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉政策・医療行政についての御質問の中で、高齢者の貧困問題対策等についてお答えいたします。

沖縄県は本土に比べ、年金制度への加入がおくれたことや、県民所得が低いことなどから無年金者や低年金者が多いため、高齢者のうち、生活保護を受給している方の占める割合が他県に比べ高いと考えられます。

県としては、稼働年齢層に対する早い段階からの支援策が重要と考えており、当該生活困窮者に対しては、住宅支援給付、生活福祉資金などの経済支援を行うとともに、今年度から、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施し、継続的な自立相談支援や就労支援を実施しております。

次に、ＨＩＶ感染の原因分析と２次感染防止、早期発見のための県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県内で報告されている患者・感染者の感染経路としては、男性同性間での性的接触が24人中19人と最も多くなっております。

県内の保健所においては、無料匿名検査を行い、ＨＩＶ感染者を早期に発見し、２次感染防止及び早期の治療に結びつけております。また、「ＨＩＶ検査普及週間」や「世界エイズデー」等においてパネル展示や講演会、啓発グッズの配布等を行い、エイズに対する正しい知識の普及に努めております。

次に、戦後処理問題についての御質問の中で、ＤＮＡ鑑定の実施に関する国への要請についてお答えいたします。

戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定については、国において、平成15年度より、遺留品をもとに死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係遺族を推定できることなど一定の条件のもとで実施されております。

現在、南方地域における戦没者のＤＮＡ鑑定のあり方について、国の有識者会議において検討されているところであり、県としては、その動向を注視し、必要に応じて意見を述べていくことが必要であると考えます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　それでは、大きい４番の観光・リゾート産業について再質問を行いたいと思います。

県はこれまでカジノを含む統合リゾートについては、県民のコンセンサスを前提に、合意形成を前提に進めていく、判断していくという答弁を行ってまいりました。先ほどの答弁もそのとおりかというふうに思いますが、この昨年12月17日の国に対する要請書、沖縄振興及び基地負担の軽減に関する要請においては、唐突に、この統合リゾートの件、候補地として検討し

てほしいという項目があるわけですね。これはこれまでの県の答弁と矛盾はないのか。先ほど知事がコンセンサスを前提にという発言をされていましたが、この矛盾はないかという点について伺いたいというふうに思います。

さて、知事、17日の要請の回答があった25日の記録なんですが、知事はＩＲにつきましても「候補地の一つとして、頭の隅に入れていただいてうれしいことであります。」というふうに発言されているわけですね。ただこの記録を全て見ると、総理からこのような具体的な回答があったとは感じられないですね。どの総理の言葉をもって、知事はそのような発言をされたのか、総理の発言を特定した上で説明をしていただきたいというふうに思います。

そのほかについてもこの回答の中身なんですが、名護市の金融特区が産業立地経済金融活性化特区ということで金融以外にいろいろなものがやれるように、しかも、県知事の権限を大分おろしていただきました。北部地域の活性化はかなりよく進むと思います。また、沖縄全域にわたっていろいろな税制をつくるということで、これも大改善をしていただきました、ありがとうございましたと知事は言っているんですが、この前段の総理の回答からはこの辺も全く読み取れないわけですね。まるでこの25日の会談の以前に先ほどのＩＲの件、今の名護の金融の問題の件、既に知事は回答を受けていたんじゃないかというふうに考えます。これまでこの回答について、先ほど新里米吉さんへの答弁で、「内容がよかったから、ありがとうと言った」と知事は回答されていますが、この17日に要望書を提出してから、25日の間の東京でのいろんな動き、この25日に回答をいただいた後の知事の発言からしても、本当に何があったのかと県民が疑いたくなるような内容、発言なんですね。

先ほどの統合リゾートの点も含めて、この辺を知事にははっきりと答弁していただきたいというふうに思います。総理のどのような言葉、それを特定していただいた上で、先ほど申し上げたような知事の回答があったのか。知事はこれまで、県もそうですが、埋立申請の承認、不承認という判断については法にのっとり基準に沿って審査を行ってきたという答弁がありますので、この間の先ほどの知事の発言を踏まえて何があったのかという点で明確に答弁をいただきたいというふうに思います。

お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　照屋議員の再質問に答弁いたしますが、どうもその御質問の趣旨が、何か不思議なことでも行われているかのような御質問ですが、17日に出した要請の中には予算はちゃんと満額とっていただきたいから始まって、計画期間中ちゃんと3000億円を確保してくれ、その他この滑走路予算は別枠にしてもらいたいとかいろんなことが書いてあるわけです。そして基地については、代表的な例として我々が選んだのが、早期の普天間の運用停止、つまり５年と書いてありますがそれだとか、キャンプ・キンザーとか、オスプレイ、そして地位協定、そういうものをやって、そしてそれ以外にも鉄軌道の話、さらにＩＲの話、そして税の話、いろいろこれ出してあるわけでして、そういうものについて総理から前向きなえらい立派な返答をいただいたということですし、税制改正については御存じのようにこれは例年毎年あるわけですよね。その中で、税制改正要求や予算要求と同じ時期に出してあるじゃありませんか。それに対しても改めて17日に我々は念押しのために出してあって、しかもその過程で税制改正について自民党の税調の中でどんどんどんどん議論は進んでいますから、どんなふうな税になるかというのは、我々も情報はどんどんどんどん入ってきていますから、そういうものについては、ありがとうございますと、これは例年やっている普通の仕事ですよ。何もそんなにこの何かがあるのかというような御質問の意味がよくわからないんですが、そういうことをまとめて沖縄政策協議会というのがありますから、17日にこれは全閣僚入っていますから、総理以外の。そこであえてこれについて幾つも懸案について出したと、こういうことです。それについて、ほとんどのものを総理から25日に、予算については24日に閣議決定しているでしょう。そういうものも含めて返答をいただいたと、こういうことでございます。ごく普通の政府との折衝のプロセスでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　知事、再々質問します。

確かに17日の要請書には先ほど知事がおっしゃったような要求の件、項目立てして示されています。しかし、私が言うのは、25日の会見についての総理官邸から示された会議録ですね。それについて、その前段の、確かに安倍総理大臣は、沖縄振興「消費税を含め、

3460億円を措置し、」云々とあります。3000億円台を確保することを閣議で決めた、ＯＩＳＴについてもということで細かく発言をされているんですね。ただ、知事が突然ＩＲにつきましても、先ほども申し上げましたが「候補地の一つとして、頭の隅に入れていただいてうれしいことであります。」というふうに発言されているんですが、候補地の一つとして頭の隅に入れたというような総理からの発言は全く感じられないわけです、その日に。そして、先ほどの名護の件についても全くこの記録からは感じられないからそう言っているわけで、何かその前段でそういう話があったんじゃないかということを私は聞いているんであって、これは「私は最大限実現するよう努力をしたいとこのように申し上げました。」という点だけで、総理の言葉だけで、先ほど言ったような候補地の一つになったとかそういう解釈をしたんだったら驚くべき解釈の達人としか言いようがないんですが、その点についてもう一度お願いしたいと思います。

○知事（仲井眞弘多君）　休憩いいですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時20分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　特にＩＲについてのお話だとしますと、そんなにこれも驚くことはありません。今、法案が提案されてきたわけです、もう何年も何年もかかっていた法案が。しかもこれは２段階でもう一つ法律が要ると。こういう中でいよいよスタートし始めた。北海道から始まって具体的にはたくさんの県がその法律が通ったとき、自分たちのところにＩＲを指名してもらいたいといいますか、この候補地として先約みたいな手の挙げ勝負がもう始まっているわけです。当然、沖縄としても我々も何年も勉強してきましたし、もともと随分前からＩＲについては沖縄では研究が進んでいるわけです。ですから、私のほうでもこのＩＲの法案がこれ今かかっているようですから、この前になるべく早く沖縄も大変関心があるから予定地ぐらいの気持ちで頭に入れておいていただきたいと言ったら、今の段階で予定というわけにはいきませんよというやりとりが軽くあったと。こういうことで沖縄についても総理の頭の中にはＩＲの候補地の一つで県知事がそれを発言していたというぐらいのあれは入っていると、こういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平　一夫君　それでは県民ネットを代表して、代表質問を行いたいと思います。

安倍内閣の沖縄に対する思いがかつてのどの内閣にも増して強いと感じたと持ち上げる知事、安倍首相も知事に約束したことは全力でやると述べたといいます。

昨年末の首相と知事の猿芝居は法的な裏づけのない口約束を、驚くべき内容、有史以来の予算、よい正月を迎えられるなどと、高揚感で褒めたたえるさまは異様な光景であったと思います。異常なほどの基地負担にあえぐ県民をよそにあのはしゃぎぶりは何だったのか。見せかけの沖縄振興策や実現可能性のない保証のない基地負担軽減策は閣議決定もなく、文書化されているわけでもない。政治家の口約束は実現されたためしがないのを県民がよく知っている。

県外移設で一致し、オール沖縄を堅持してきた県民を分断させ、沖縄は金さえやればいつでも転ぶと、国内外に印象づけたあなたの振る舞いは決して許されない。政府中央ばかりに向き、民意を踏みつける知事の姿勢は、民意感覚失調症と言わねばならない。県民の誇りを著しく傷つけた知事の責任は重大であります。

１つは、知事の政治姿勢について伺いますが、特に昨今、政治家の公約破りが著しい。選挙公約とは、「選挙の立候補者が当選後に実施すると有権者に明確に約束する事柄」とある。公約をほごにしたり破棄したりすることは、政治家としての資格をみずから放棄することに等しい。

それでは、質問いたします。

⑴、沖縄問題の解決なくして日本の自立なし。特に日本の安全保障について「国民全体の問題として日本の安全保障を考えるべき」とたびたび発言をされている。あなたはこの問題をどのように国民全体の問題として訴えてきたか。そしてそれは実現したのかお聞きします。

⑵、「私の「県外移設」の中には沖縄から「日本を変える」という「思い」が込められている」とあなたの選挙資料には記されている。今でもその思いか、それとも断念をしたのか。

⑶、名護市が今後市長権限を駆使し移設阻止行動を表明したことに対し、１月28日衆議院代表質問で、自民党石破幹事長は「それはその思いとは異なり、普天間の固定化をもたらす」ものだと県内移設に反対する県民運動に普天間固定化を持ち出し牽制をした。そもそも、2008年、2012年の照屋、糸数国会議員の質問主意書で、普天間基地の飛行場安全基準適応について、

政府は「米軍が作成し運用しているものであることからお尋ねについては政府としてお答えする立場にない」などと無責任に普天間の危険性を放置してきた経緯は明らかであります。県民の一日も早い危険性の除去を今日まで無視・放置してきたのは、ほかならぬ政府の不作為であることは明白であります。このような政府の不作為を知事は正当化し、「埋め立てによらなければ、満たされない」と埋立承認判断の一つの理由とした。明らかに県民意思を裏切る公約違反であり、県民への背信行為であります。知事の見解を伺います。

⑷番目、埋立承認の代償となった「驚くべき立派な内容」の振興策と基地負担軽減策の実現可能性とその根拠について見解を聞く。

⑸、百条委員会質疑について。

土建部長の「懸念が払拭できないということのみをもって適合していないとは言えない」という発言について、公有水面埋立法では環境保全が不十分な場合、知事は埋め立てを不承認にできる。環境保全こそが可否判断の大きなかなめであります。見解を聞きます。

名護市長意見や多くの反対意見があったにもかかわらず、「法の基準に合えば、現実的に政治判断するのは非常に無理があり、免許を拒否する特別な事由はない」として承認の判断をしたが、県は昨年11月時点まで、「公益上の観点での判断が必要」としていたはずです。公益とは何か。公益を排除した判断は政治的な知事の判断ではないのか見解を伺います。

ウ、委員会の質疑のやりとりの中で知事は、メモはない、記憶にない、会議録としてとっていないとして答弁拒否を続けている。まさに沖縄の将来がかかった重要な判断をするときメモがない、記録がないというお粗末な答弁拒否は許されません。承認の可否を判断する会議録は少なくとも存在すべきであり、なくてはならないのです。ないとするのは行政の怠慢くらいで許されるものではありません。見解を伺います。

⑹、全国最悪の貧困率、ワーキングプア率が戸室健作山形大学准教授の調査でわかりました。常に貧しく、働いても貧困から抜け出せない沖縄の現実、働く人の45％は非正規雇用でワーキングプア率は2007年で20％を常に超える。幾ら失業率の改善をしても貧困社会の実態は変わらない。生活保護捕捉率が9.8％と全国平均14.3％を大きく下回る。解決策として、貧困を形づくるワーキングプアと高齢者対策、最低賃金の向上や非正規労働者の活用規制の強化など良質な雇用環境の創出を求めている。知事の見解を聞きます。

⑺、昨年８月に宜野座村の米軍ヘリ墜落事故の現場周辺の土壌から有害物質のヒ素や鉛、カドミウムなどが検出されたという報道がありました。近くには大川ダムがあり大変ゆゆしき問題であります。早急に現場へ立ち入り環境調査をすべきと考えるが、これまでの対応はどうだったか。今後の取り組みをお聞きします。

⑻、知事公約実現について。

総合的な中小企業対策と製造業、建設業の支援強化についてお聞きします。中小企業振興条例の制度拡充を図るとしている。そのことで県内中小企業がどのような支援を受け地域活性化が図られたか、その成果をお聞きします。

イ、雇用を拡大し、完全失業率の全国平均化を達成するとしている。実現可能性と雇用の環境改善についてお聞きします。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとしているが、その成果はどれほどか。

ウ、人材育成について伺う。小中学校の少人数制の導入を推進するとしているが、進捗率はどうか。また、知事任期中にどこまで実現可能か。

エ、県民所得の全国中位目標達成について見解を伺う。

オ、普天間基地返還への基本的スタンスと基地問題の解決について、以下を聞きます。

(ｱ)、一日も早い普天間基地の危険性の除去は実現できたか。

(ｲ)、「日米共同声明の見直し、県外移設の実現」を強く求めるとしているが、成果はどうか。また、日米共同声明とは何か。

(ｳ)、米軍人等による事件・事故対策、米軍演習等による被害対策を国に求めるなど、基地から派生する事件・事故の防止に取り組むとしているが、改善・解決の成果を聞きます。

(ｴ)、嘉手納飛行場の抜本的な騒音対策に取り組むとしているが、どのような成果が得られたのか。現状に変化はあるのか。

(ｵ)、日米地位協定の見直しに取り組むとしているが、実現できたか。

(ｶ)、不発弾処理に関する処理補償の恒久法化の実現について伺います。

カ、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる社会づくりについて、以下、見解を聞きます。

「健康・医療・福祉の一層の充実を図り、世界一元気で長寿な島を目指します。」としてきたが、現時点での健康・長寿は世界ランクでどれほどか。

(ｲ)、障害者施策拡充と就労支援の推進や重度障害者支援の充実はどのような施策で成果を生んできたのか。

キ、安心して子供を産み健やかに育てることのでき

る環境の整備について、以下お聞きします。

(ｱ)、経済的な理由から十分な教育が受けられない家庭への教育支援の拡充についてどのように拡充できたか伺う。

(ｲ)、保育士の就業環境を改善するとともに、心身障害や発達障害児の支援に取り組むとしているが、改善の成果や施策の成果を聞きます。

(ｳ)、延長保育、休日保育、夜間保育や病児・病後児などの特別保育事業はどう充実してきたかお聞きいたします。

(ｴ)、待機児童ゼロを目指すとしているが現状はどうか。任期内のゼロ実現は可能なのか。

⑼、21世紀ビジョン基本計画について伺います。

沖縄県人口増加計画について、全国的な少子化傾向が続く中で、12年度時点での沖縄県の特殊出生率の高さを根拠に、少子化など積極的な施策を展開する中で人口の維持・増加を図るとしている。その実現へ向けた施策や課題があるか見解を伺います。

大きい２番目、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画について伺います。

これまで３次にわたる振興計画及び離島振興計画等に基づき離島地域の諸施策が進められてきましたが、改めて21世紀ビジョン離島振興計画として施策を推進するとしている。

そこでお聞きする。

⑴、住民生活や産業振興で本島との格差が存在し、多くの市町村で人口が減少している。そこで既設の振興計画で解決できなかった課題を今回の計画で解決するとしている。どのような格差が存在をするのか。なぜこれまでの取り組みで解決できなかったのか。新しい計画で解決できるとする根拠は何か。また、３次計画前の人口流動の経緯と今後離島の人口をどのようにふやしていこうとするのか、その根拠を示してください。

⑵、離島の不利性条件の克服について、離島における定住条件をどう整備するのか。産業振興についてどのような取り組みで展望を開こうとしているか、基本的な考え方をお聞きします。

大きい３番目、下地島空港及び残地と宮古空港の利活用問題について伺います。

以下、伺います。

⑴、下地島空港継続の判断と根拠は何か。また、下地島空港のポテンシャルとは何か。伊良部架橋完成をにらんで県として具体策を検討しているのか、見解を聞きます。

⑵、「新たな利活用を図る」としているが、空港・残地を含めた利活用のあり方をトータルに構想する新たな検討協議と考えていいのか、お伺いします。

⑶、宮古空港の旅客機能分担、下地島空港の訓練や試験機などの機能分担で２つの空港が存続できると考えているのか、県の見解を伺います。

⑷、「下地島土地利用計画」の見直しについて、その背景と見通しを伺う。それは今後の新たな検討協議と連動していると理解していいのか、伺います。

⑸、宮古空港のＣＩＱ施設整備について、その概要についてお聞きします。

大きい４番目、医療と福祉行政について。

医師や看護師不足による診療科の利用制限や休止が恒常化をしています。そのたびに大学や民間病院との協力・連携による派遣、臨床研修病院においての養成、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業等による招聘などを行うか、あらゆる手段を講じて人材確保に努めてまいりますと毎度答弁をされております。人材確保の絶対的枠の拡大が必要であると私は考えます。

以下、お聞きします。

⑴、県立病院の経営における人材確保と勤務の現状、課題・問題は何か。現場の声を事業局と知事部局はどのように共有をしているのか。現場の要望と事業局、知事部局に乖離はないのかそれぞれ伺います。

⑵、県立八重山病院の看護師不足による19床もの休床問題について伺う。

ア、なぜこのような事態が起こったのか。昨年から予想された事態になぜ対応できなかったのか。その経緯と現況、それによってどのような影響が出ているか、詳細に御答弁をいただきたいと思います。

イ、離島における公的医療で、特に人材確保の抜本的見直しとして離島枠を設けることについて、病院事業局長、そして福祉保健部長の見解を伺います。

⑶、宮古・八重山県立病院における指導医の養成と配置について伺います。

⑷、沖縄県第11次へき地保健医療計画について、以下をお伺いいたします。

ア、県立離島診療所の医師配置が毎年厳しい状況にあるので、プライマリーケア医の養成及び安定的に医師配置ができる仕組みが必要であると課題を挙げているが、取り組みはできているか。

イ、離島・僻地診療所勤務医師のキャリアアップのためのシステムづくりについてお伺いします。

ウ、離島・僻地診療所医師、看護師、コメディカルスタッフへの研修の現状と課題解決について見解を伺います。

大きい５番目、教育行政について伺います。

⑴、八重山地区における教科書検定に係る「是正要求」問題について教育長の見解を伺います。

八重山地区で異なる中学校公民教科書の使用問題で、文科省が強権的な介入で使用の変更を指示する「是正要求」を検討しているといいます。対話による解決を目指す学校教育の根幹にもかかわる民主主義をも毀損しかねない事態であります。そもそも、地方公共団体がみずから教科書を購入し、生徒に無償供与することまで法令禁止はされておりません。もう一つ地方自治法では、「自治体の自主性・自律性に配慮しなければならない」と定めております。教育現場への「是正要求」は地方教育行政法の「児童生徒の教育を受ける権利が侵害されていることが明らか」な場合にのみ限定をされます。文科省による竹富町への「是正要求」について教育長の見解と対応をお聞きします。

⑵、離島教育支援について現状と課題、県の取り組みについてお伺いします。

⑶、教員試験年齢の上限の引き上げ、あるいは撤廃について教育長の見解をお聞きします。

⑷、公立小中学校本務教員増員計画について伺います。

ア、県内学校における臨時教職員の割合は異常に高く、本務教員の割合が全国平均93.7％より10ポイントも低く83.8％となっています。その改善策として、県では2011年度から「本務教員の増員計画」を進め増員を行ってきたところである。

そこでお聞きいたします。

2013年度の本務教員と臨時教員の数、割合そして2014年度採用者は何名を予定しているか見解を伺います。

イ、沖縄県の「正規任用職員の増員計画で５年から10年で九州各県の91％の目標に近づけていきたい」というのが前任の大城教育長の見解でありましたが、諸見里現教育長の見解をお聞きいたします。

⑸、教職員の精神疾患による休職者数の５年間の推移と教員の負担軽減への取り組みと成果をお伺いいたします。

⑹、県立高等学校における「進級規定の見直し」による成果、そしてデメリット、課題及び原級留置者及び中途退学者と不登校者、休学者の推移について伺います。また、その要因と傾向、それぞれの関連性について教育長の見解を伺います。

⑺番目、沖縄型の幼少連携のあり方を含めた「幼児教育推進支援制度」創設に向けた取り組みがこの間行われているが、幼児教育推進委員会での議論や国との調整について経過を聞きます。

⑻、県内の小・中・高における児童生徒の暴力、いじめ、不登校について現状と対応、教育長の見解をお伺いいたします。

６番目、性暴力被害に遭った人に対して行う24時間、医療や法的・精神的サポートを１カ所で行う「ワンストップ支援センター」の開設に向けた関係者や行政の取り組みが始まっております。その取り組みと課題は何か見解を伺います。

７番目、警察行政について。

⑴、県内交通事故件数の５年間の経緯と「沖縄県飲酒運転根絶条例」の県民生活への周知と成果、この条例をどう生かしたかということについてもお聞きをいたします。

⑵、県内青少年非行と犯罪の実態とその防止と立ち直り支援、学校での取り組みについて、県警と教育長にお伺いいたします。

８番目、「県エネルギービジョン」について。

⑴、再生可能エネルギーの可能性と実証実験後の成果の活用について、県内相当数の離島にはバックアップ電源として踏まえ、可能な限り太陽光や風力発電等を取り入れ再生可能エネルギー100％にもっていけるようにするため、その可能性、導入シナリオの立案に関する調査について検討するとしていたが、その後の見解をお伺いいたします。

財源としては電源開発促進税を国に要請していると答弁しているが、その後どうなっているのか見解をお伺いいたします。

⑵、天然ガスの資源試掘調査結果を踏まえて、その可能性や利活用、誘致企業等の検討は進んでいるのかお伺いいたします。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　奥平一夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、県外移設の思いについてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

普天間飛行場移設問題を初め沖縄の基地問題は、我が国の安全保障のあり方の中で国民がひとしく考えるべき課題であると思います。そして、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があると考えております。このことがまさに、日本を変えることでもあると考えているところであります。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、待機児童対策の現状等についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、昨年12月に市町村待機児童解消計画を取りまとめたところであり、保育の量の拡大目標を約１万1000人としております。

今後、市町村と連携しながら、計画の着実な実施を支援することにより、平成29年度末までに待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての中で、人口増加に向けた施策等についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、現在策定中の人口増加計画において、第１に「安心して結婚し出産・子育てができる社会」、第２に「雇用の場や移住者の受入体制が整った活力ある社会」、第３に「離島・過疎地域を含む県全域でバランスのとれた人口増加社会」を目指すことを位置づけることといたしております。

このため、第１に、婚姻率、出生率の向上や女性の活躍推進などによります未婚化、晩婚化、少子化への対応、第２に、雇用の創出確保やＵターン、Ｊターン、Ｉターンの環境整備などによる若年者や移住者の定着、第３に、定住条件の整備や特色を生かした産業振興などによる離島における人口の維持増加を図ることといたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、少人数学級の進捗状況等についてお答えをいたします。

知事の就任以降、小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生で35人学級を実施してまいりました。次年度は、新たに県単定数も活用し、中学校１年生への35人学級を実現することにより、小中学校の少人数学級をさらに拡大したいと考えております。

続きまして、性暴力被害者ワンストップ支援センターに関する御質問の中で、ワンストップ支援センターの取り組みと課題についてお答えをいたします。

ワンストップ支援センターの開設については、県立中部病院を拠点とするとともに、沖縄県医師会の協力を得て医師の確保を図っていくこととしております。

今後、相談支援員の確保や具体的な運営方法等の課題に対処し、来年１月の開設をめどに進めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、中小企業振興条例の制度拡充に基づく中小企業の支援と地域活性化の成果についてお答えいたします。

県では、中小企業を支援するため、これまで創業者を支援する創業力・経営力向上支援事業、特定規模事業者を支援する、沖縄独自の沖縄雇用・経営基盤強化事業を実施するとともに、今年度は、「資金繰り円滑化借換資金」の創設等を行ってまいりました。これにより、県内各地域における創業意欲の喚起や、中小企業の経営基盤の強化及び資金繰りの支援等において一定の成果を上げております。

次に、下地島空港及び残地と宮古空港の利活用問題についての御質問の中で、宮古空港のＣＩＱ施設の概要についてお答えいたします。

ＣＩＱ施設の整備につきましては、宮古島市からの要請などを踏まえて、宮古空港において整備を行うこととしております。

現在、宮古島市や関係機関で構成する連絡会議において、税関、出入国、検疫施設や待合所などの規模や配置計画を検討しているところであります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、日米安保は国民全体の問題との発言についてお答えいたします。

県は、日本の安全保障等について、平成23年に防衛省が作成した「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフレットに対し、米軍が駐留する沖縄の地政学的位置など２度にわたり質問を行っており、防衛省からの回答もあわせてホームページで公表しております。また、平成24年度の沖縄における安全保障政策研究の一環として、日米の専門家による論文等を取りまとめた報告書を発行し、ホームページに掲載するなどの情報発信を行い、安全保障について全国で考えていただくための取り組みを行ってまいりました。

県としましては、このような取り組みは岩国市の普天間飛行場からのＫＣ130空中給油機の移駐受け入れや、オスプレイの県外での訓練実施等の実現等、日本全国で沖縄の基地問題を考える動きにつながるものと考えており、引き続き政府への要請や全国知事会等において訴えてまいりたいと考えております。

次に、基地負担軽減策の実現性と根拠についてお答えいたします。

基地負担軽減策について、安倍総理は去る12月25日の面談の中で、さまざまな困難も予想されるが、「日本政府としてできることはすべて行う。そういうのが安倍政権の基本姿勢であります。」と発言されました。

県としましては、こうした基地負担軽減策は、埋立承認の代償ではないと考えております。

次に、普天間飛行場の一日も早い危険性除去についてお答えいたします。

県は、あらゆる機会に普天間飛行場の一日も早い危険性除去を訴えてきたところであります。安倍総理は、これらの課題に全力で取り組むことを表明され、去る２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。

次に、日米共同声明の見直し、県外移設の実現についてお答えいたします。

日米両政府は、2012年４月27日の日米安全保障協議委員会、いわゆる２プラス２共同発表において、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することを再確認しております。県は、これまで県外移設による危険性除去を訴えてきたところであり、今般、日米両政府が推進する辺野古移設計画に対し、５年以内運用停止を求めたところであります。５年以内運用停止の実現のためには県外移設が必要であり、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、あらゆる方策を追求するよう強く求めてまいります。

次に、事件・事故の防止への取り組みについてお答えいたします。

県としましては、米軍基地から派生する事件・事故を防止するため、渉外知事会や軍転協等とも連携し、日米両政府に対して抜本的かつ実効性ある措置を講ずるよう求めてきたところです。これに対し、在日米軍は、昨年２月に基地外での飲酒の制限や外出禁止措置を含む新たな勤務時間外行動の指針を発表するなどの再発防止策を実施しており、県警発表の犯罪統計資料によりますと、平成25年の米軍構成員等による刑法犯の検挙件数は、前年と比べ40.7％の減少となっております。

県としては、米軍に起因する事件・事故は１件たりともあってはならないと考えており、今後とも、ワーキングチームでの議論や米国政府への直接要請など、あらゆる機会を通じて綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場の騒音対策についてお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転がこれまで27回実施されており、一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来に加え、ことし１月からはＦ22戦闘機が暫定配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減が十分あらわれているとは言えないと考えております。県は、航空機騒音の軽減について、昨年７月には、認可外保育施設を防音対策事業の対象とすることを政府に対し求めたところであります。これに対して、政府は平成25年度補正予算及び平成26年度予算案において、認可外保育施設の防音工事に要する経費を計上しております。また、ＳＡＣＯ最終報告により、県道74号線沿いの民間住宅に近い海軍駐機場の移転が進められており、早期に完成される必要があると考えております。

県としましては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音対策の強化・拡充を政府に対して粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、日米地位協定見直しへの取り組みについてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであり、これまでに米軍属に対する裁判権の行使に関する運用の新たな枠組み、公務の範囲に関する日米合同委員会合意の改正、刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みなどの運用改善がなされてきております。また、昨年12月25日に、日米両政府は「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み」に関する共同発表を行い、去る２月11日に、環境に関して日米地位協定を補足する協定の作成に向けた日米交渉を開始しており、一定の前進が図られたと考えております。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要と考えております。

今後とも、軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や訪米による要請など、あらゆる機会を通じ日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、不発弾処理に関する処理補償の恒久法化の実現についてお答えいたします。

不発弾の処理については、公共工事及び民間工事において国庫補助による不発弾探査事業が行われてお

り、不発弾の爆発事故による補償については平成21年に基金が創設され、被害者や被害施設等の復旧を支援する等、制度の充実が図られているところです。不発弾の処理には当面長い年月を要することから、補償の制度についても、今後、必要な限り継続すべきであり、所要の制度は必要と考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、埋め立てによらなければ満たされないとして埋め立てを承認したことについての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、埋め立ての動機となった土地利用が埋め立てによらなければ充足されないことについて、合理性があると判断したものであります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、環境保全と可否判断についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年11月29日に環境生活部から「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がありました。それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について審査を行ったところであります。その結果、事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置、また、供用後の航空機騒音対策などを実施する計画であり、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられていることから、公有水面埋立法に定める基準に適合しているものと判断いたしました。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、公益上の観点での判断についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

県が行政手続法に基づき定めた審査基準には、公益上の観点も含まれております。今回の申請について慎重に審査したところ、著しく不適当と認められる場合などの特別な事由は存在しないと判断したものであります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、承認の可否を判断する会議録についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

一般的に外部機関等との会議などの場合は会議録を作成することもありますが、これまでも公有水面埋立申請に関する部内、課内などの調整については、議事録等は作成しておりません。

次に、下地島空港及び残地等宮古空港の利活用問題についての御質問の中で、下地島空港継続の判断と根拠についてお答えいたします。

下地島空港は、昭和54年の開港以来、パイロット訓練飛行場として使用され、地域の振興にも寄与してまいりました。同空港については、地元宮古島市から存続要請があったこと、日本トランスオーシャン航空や琉球エアーコミューターの訓練が予定されていること及び地元の雇用への影響等を考慮して、平成26年度も運営継続することが望ましいものと考えております。

同じく下地島空港及び残地等宮古空港の利活用問題についての御質問の中で、下地島空港の新たな利活用についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用を検討するため、平成26年度は民間企業等からの企画提案も受けながら、総合的な検討業務を実施するとともに、宮古島市や県の関係部局等で構成する協議会を設置し、残地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討する予定であります。

同じく下地島空港及び残地等宮古空港の利活用問題についての御質問の中で、下地島空港と宮古空港の存続についての御質問にお答えいたします。

宮古空港については、継続して旅客機能を分担いたしますが、下地島空港については、シミュレーターの発達により実機訓練が激減している現状があることから、パイロット訓練専用空港としての役割を終えつつあるものと考えております。そのため、実機訓練以外の利活用も含めて、航空会社や航空機製造メーカー等に誘致活動を展開いたしましたが、現時点では厳しい状況であると考えております。

そこで、平成26年度は民間企業等からの企画提案を受けながら、グローバルな視点で幅広く調査検討をする予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、振興策の実現性とその根拠についてお答えいたします。

去る12月25日、安倍総理から、沖縄振興計画期間内の沖縄振興予算3000億円台の確保、那覇空港滑走路増設工事の平成31年末までの完成、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充に向けた必要な財源の確保、北部振興事業における毎年少なくとも50億円の事業継続などに

ついて発言があったところです。これらは、沖縄の優位性と潜在力を生かし、国家戦略として沖縄振興策を長期的な視点から総合的・積極的に推進する決意を安倍総理みずから示されたものであり、その決意に期待するとともに、今後、その実現を求めてまいります。

次に、県民所得を全国中位にする目標についてお答えいたします。

平成22年度の１人当たりの県民所得は202万5000円であり、全国最下位となっております。しかしながら、平成23年度以降は入域観光客数は増加しており、平成25年は641万人と復帰以降最高を記録しております。また、沖縄振興予算を活用した施策の展開による公共投資の増加などにより完全失業率も改善してきており、平成25年は年平均で5.7％となるなど、県経済は好調に推移しております。さらに、今後、沖縄振興計画期間中の沖縄振興予算3000億円台を確保するとされたことや、さらなる観光客の増加、新たなリーディング産業である臨空・臨港型産業の成長などにより県経済が好調を維持し、発展すると期待されることから、１人当たり県民所得は全国中位に近づいていくものと考えております。

次に、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画についての御質問の中の、本島・離島間における格差や離島人口の推移及び県の離島振興の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、これまで沖縄振興開発特別措置法等に基づく高率補助等を活用した振興策の実施により、空港、港湾、架橋等、社会資本の整備を中心として地域社会経済の着実な発展が図られてまいりました。しかしながら、離島地域においては依然として遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に起因した割高な移動コストや、行政サービスの高コスト構造等の課題を抱えており、これは、従来の基盤整備を中心とした高率補助のみでは十分な対応が困難であったことによるものと考えております。この間、離島地域の人口は減少しており、昭和45年から平成22年までの約40年間で約9000人、率にして6.8％の減少となっております。このため、沖縄県としましては、自由度の高い沖縄振興特別推進交付金を活用したソフト面の対策を含めた総合的かつきめの細かい離島振興策を推進し、離島における定住条件の整備と離島の特色を生かした産業振興の２つを基本方向として策定した「住みよく魅力ある島づくり計画」の着実な実施を図ることとしております。

次に、離島における定住条件の整備と産業振興についてお答えいたします。

沖縄県としましては、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、離島地域における条件不利性の克服に取り組むこととしております。このため、離島の割高な交通・生活コストの低減に取り組むとともに、離島市町村における船舶等の建造・購入に対する支援を実施しております。また、生徒の高校進学に係る負担を軽減するための離島児童・生徒支援センター（仮称）の整備、福祉サービスの総合支援や医療サービスの確保支援、海底光ケーブルの整備による情報通信環境の確保など、定住条件の整備に取り組んでおります。さらに、離島観光の認知度向上を図るプロモーションの実施、含みつ糖生産地域におけるさとうきび農家等の経営安定化支援、農林水産物の輸送コストの低減など、離島の特色を生かした産業の振興に取り組んでおります。

次に、下地島空港及び残地と宮古島空港の利活用問題についての御質問の中の、下地島のポテンシャル及び伊良部大橋供用開始を踏まえた取り組み並びに下地島土地利用基本計画の見直しについてお答えいたします。３の⑴イと３の⑷は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

下地島地域につきましては、すぐれた自然景観、3000メートルの滑走路を有する空港、空港周辺の広大な公有地など高いポテンシャルを有するとともに、平成26年度には伊良部大橋が供用開始を迎え、新たな展開が期待されているところであります。「下地島土地利用基本計画」については、平成元年に策定し、平成10年に見直しを行っておりますが、その後、市町村合併や長期にわたる景気低迷など、社会・経済環境が大きく変化していることから、基本計画を見直すこととしておりました。見直しに向け、今年度は下地島空港周辺残地の利活用に関する課題等を整理するための基礎調査に取り組んできたところであります。しかしながら、今般、宮古島市との意見交換の中で、下地島空港の今後の運用方針等を踏まえて検討すべきではないかとの意見があったこと、また、土木建築部においても、次年度、下地島空港の利活用を幅広く調査検討する予定となっていることなどから、今後、土木建築部及び宮古島市と連携を図りつつ、基本計画の見直しについて検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君）　知事の政治姿勢についてという御質問の中の、ワーキングプア対策等良質な雇用環境の創出についてという御質問にお答えをい

たします。

沖縄県の完全失業率は、昨年10月以降、４％台を維持するなど県内の雇用情勢は着実に改善しております。一方、非正規雇用者の割合は全国と比べて依然として高いなどの課題があり、従来の雇用の量の拡大に加えて雇用の質の向上に取り組む必要があると考えております。平成25年４月に、生活相談から職業紹介までの幅広いサービスをワンストップで提供するグッジョブセンターおきなわが本格開所し、若年者、中高年者、子育て中の女性、生活に不安を抱える方などをサポートしております。中でも「就職・生活支援パーソナル・サポート・センター」においては、相談者の社会的・経済的な自立を妨げるさまざまな課題に対して、寄り添いながら課題解決の支援を行うなど、生活困窮者の自立支援に向けて就労部門と福祉部門が連携して取り組んでおります。

県といたしましては、引き続きグッジョブセンターおきなわを中心に、求職者のさまざまなニーズに対応した施策を推進することで、本県の雇用環境の改善に取り組んでまいります。

同じく知事公約である完全失業率全国並みの実現可能性と雇用の環境改善及びワーク・ライフ・バランスの取り組みについてという御質問でございます。

平成25年の沖縄県の完全失業率は、18年ぶりの５％台となる5.7％で、全国の4.0％と比べて1.7ポイントの差となっております。また、月別の完全失業率は、直近の３カ月連続で４％台を記録し、全国水準まで１ポイント以内に迫り、引き続き堅調に推移すると考えております。一方、雇用環境につきましては、県内の非正規雇用者数の割合が全国と比べて依然として高いことから、従来の雇用の拡大に加えて雇用の質の向上にも取り組む必要があると考えております。そのため、県では、経済団体に対する正規雇用の拡大要請、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。さらに、平成26年度から緊急雇用基金を活用した従業員の正規化等を推進する事業を実施いたします。また、ワーク・ライフ・バランスの取り組みにつきましては、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業を県が認証する「ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を平成19年度に創設し、現在46社が認証を受けております。

続きまして、県エネルギービジョンについてという御質問の中の、離島における再生可能エネルギー100％に向けての取り組みと財源についてという御質問でございます。

沖縄県では、今年度、小規模離島における全エネルギー再生可能エネルギー化可能性調査事業を実施し、離島において再生可能エネルギーを最大導入できるよう、実現スキーム・導入シナリオ調査を行っております。次年度はさらに３カ所程度に絞り込んで、本格導入に向けて詳細な調査・協議を行うこととしております。導入に当たっての財源としましては、環境省等の国の補助、民間資金、それから一括交付金の活用を考えております。なお､電源開発促進税でございますが､26年度の税制改正に盛り込むことについては実現をしておりません。

同じく天然ガス試掘調査の可能性や利活用、誘致企業等の検討についてという御質問でございます。

天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業では、現在、掘削を行っているところであり、掘削終了後、ガスの生産量やガスと水の比率等を調査いたします。事業化の可能性につきましては、所在市におきましてガス発電、付随水の熱利用による農業分野への活用、スポーツリハビリ施設への活用、リゾートホテルの誘致等を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君）　知事の政治姿勢についての中の、米軍ヘリ墜落事故に関する県の対応と今後の取り組みについての御質問にお答えします。

県は、事故発生後からこれまでに大川ダムの水質調査、墜落現場周辺の土壌調査を実施したところです。いずれの調査結果においても環境基準を満たしておりました。現在、米軍は墜落現場への立ち入りについて了承しており、具体的な調査内容について調整しているところであります。今後、宜野座村と連携して速やかに調査を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、健康・長寿世界一復活への取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、これまで「健康おきなわ21」計画に基づき、生活習慣病の予防対策など県民の健康づくりを進めてまいりました。しかしながら、肥満者の割合が全国を上回るなど、生活習慣の改善が課題となっております。このようなことから、全庁的に組織する「健康長寿おきなわ復活推進本部」を設置するとともに、

市町村や各種団体などを含めた県民会議を発足させ、官民一体となって健康づくり運動を展開することとしております。

平均寿命の国際比較は国別になされており、2012年の日本人の平均寿命は、女性が86.41歳で世界一、男性が79.94歳で世界５位とされております。都道府県ごとの世界ランクは公表されていないため、正式なランクはわかりませんが、平均寿命を単純比較すると、本県男性の79.40歳は世界10位のイタリアと同じで、本県女性の87.02歳は、世界１位の日本を上回っています。県では、2040年までに平均寿命世界一復活を目指して取り組んでまいります。

次に、障害者施策、就労支援、重度障害者支援についてお答えいたします。

障害者施策については、県障害者基本計画及び県障害福祉計画に基づき、市町村を初め関係機関等との連携を図りながら施策の充実に取り組んでいるところであります。障害者の就労支援として、就労移行支援事業により平成22年度から24年度まで延べ406名が一般就労したほか、工賃についても845円増加したことにより、平成24年度の平均工賃月額は１万3737円となっています。重度障害者支援では、平成25年度当初予算において、障害者介護給付費等事業費として72億481万4000円、前年度比で13億9979万9000円増額して計上したほか、重度心身障害者医療費助成事業に11億491万8000円を計上し施策の充実を図っております。

次に、保育士就業環境の改善、心身障害、発達障害児支援の取り組みの成果についてお答えいたします。

保育士の就業環境の改善につきましては、保育士の給与の引き上げに取り組んでおり、平成25年度は約６億6000万円の予算を措置しております。心身障害や発達障害児につきましては、在宅の障害児者に対し医師等の専門スタッフによる療育等の相談・支援を行っており、平成24年度の支援実績は4839件となっております。また、発達障害者への支援としましては、県発達障害者支援センターを中核機関として、平成24年度は1146件の直接相談や、148件の個別支援会議等を実施しております。

県としましては、引き続き保育士の処遇改善や心身障害及び発達障害児の支援に取り組んでまいります。

次に、特別保育事業についてお答えいたします。

県におきましては、平成21年度に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」に基づき、多様な保育ニーズに対応するため、市町村が実施する特別保育事業の取り組みを支援しております。平成25年度の年間延べ利用児童数は、延長保育は約52万1000人、休日保育は約2000人、夜間保育は約２万4000人、病児・病後児保育は約6000人など、合計で約59万人の受け入れを見込んでおり、平成22年度との比較において約２万3000人増加しております。

次に、医療と福祉行政についての御質問の中で、人材確保のための離島枠の設置についてお答えいたします。

県立病院における職員採用時の離島枠設置については、定数にかかわることと考えられることから、業務量等の根拠を確認することなく、あらかじめ枠を定めて定数条例で規定することについては適切ではないと考えております。離島で勤務する看護師の確保については、看護師等修学資金貸与事業、ナースバンク事業等を実施する中で支援してまいりたいと考えております。

次に、プライマリーケア医の養成、安定配置及び離島等診療所医師のキャリアアップについてお答えいたします。質問の４の⑷のアとイは関連しますので一括してお答えいたします。

県では、県立病院での後期臨床研修や自治医科大学への学生送り出しによりプライマリーケア医の養成を行っており、現在のところ、離島・僻地診療所の医師は充足しているところであります。また、平成26年度から医師の派遣調整やキャリアアップを行う「地域医療支援センター」を設置し、安定的に医師配置ができる仕組みづくりを行ってまいります。

次に、離島・僻地診療所医師等の研修の現状、課題と対策についてお答えいたします。

離島・僻地診療所の中で、特に県立診療所においては、医師、看護師がそれぞれ１名体制となっており、研修機会の確保が課題となっております。県では、代診医を派遣するドクタープールや代替看護師派遣事業を実施するなど、離島等診療所に勤務する医師、看護師の研修機会の確保に取り組んでいるところであります。平成24年度においてはドクタープールを活用し、延べ27名の医師が96日間研修へ派遣されております。また、代替看護師派遣事業では、平成25年度２月現在、延べ４名の看護師が12日間研修に参加しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは知事の政治姿勢についての御質問の中で、教育支援の拡充についてお答えいたします。

経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象とする貸与型奨学金事業につきましては、県の補助を受

け、沖縄県国際交流・人材育成財団が実施しております。過去３年間の実績は、平成22年度3223人、平成23年度3221人、平成24年度3273人となっております。また、国において平成26年度から創設する低所得世帯の生徒を対象とするいわゆる給付型奨学金につきましては、5606人の高校生等を対象に３億7941万円を県予算案として計上しております。

県教育委員会としましては、引き続き経済的な理由から十分な教育が受けられない家庭への教育支援の拡充に努めてまいります。

次に、教育行政についての御質問の中で、是正要求に対する教育長の見解と対応についてお答えいたします。

県教育委員会では、是正要求について真摯に取り組み議論を重ねてまいりましたが、地方分権一括法案審議の際の附帯決議及び今後の八重山地区における平穏な教育環境への配慮、採択地区の市町村単位への分割等について６つの質問を行いました。文部科学省からは、竹富町教育委員会が違法状態にあることや是正要求を行った経緯、八重山地区は一つの採択地区として設定すべき等の回答でした。県教育委員会の委員からは、いずれの回答も教育的な配慮に欠けているとの意見がありました。

今後も、引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、３市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、離島教育支援に関する現状と課題等についてお答えいたします。

県教育委員会では、離島における公平な教育機会の確保及び教育に係る負担の軽減を図る観点からさまざまな離島教育支援策を実施しております。特に、高校未設置離島保護者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、離島高校生修学支援事業や離島児童・生徒支援センター（仮称）整備事業等を実施しているところであります。また、複式学級教育環境改善事業や離島・へき地における学習支援事業等を実施し、離島における公平な教育機会の確保に取り組んでおります。これらの事業の実施により一定の効果は得られたものの、支援の規模や離島における人材確保等に課題があることから、引き続き課題解決に向け離島教育支援に努めてまいります。

次に、教員選考試験の受験年齢についてお答えいたします。

沖縄県教育委員会としましては、平成24年度教員候補者選考試験から、従来35歳までであった受験年齢制限を45歳まで拡大し、幅広い年齢の受験者の中から人材の確保に努めてまいりました。受験年齢の上限見直しについては、受験者数や退職者数等を長期的に見通し、年齢構成のバランスも考慮しながら慎重に検討したいと考えております。

次に、本務教員と臨時教員の数と割合及び新年度の採用予定者数についてお答えいたします。

本県公立小中学校において、平成25年度の正規任用教員数は7008人で定数に占める割合が84.2％、臨時的任用教員数は1296人で定数に占める割合が15.6％となっております。また、平成26年度の小中学校における新規採用者数は301人を予定しております。

次に、正規任用率の改善についてお答えいたします。

正規率の改善計画については、児童生徒数の増減等に伴う教職員定数や退職者数、新規採用者数及び再任用者数等、さまざまな要素を考慮する必要があります。また、短期的に新規採用することは、初任者研修等において学校現場での指導への影響等があることから、配置できる新規採用者数には一定の制限があります。このため、今年度改めて正規率の改善に向けた検討を行い、おおむね４年から８年で九州各県平均91％程度への改善を目指し取り組むこととしております。

次に、教職員の精神性疾患による休職者数等についてお答えいたします。

本県の教職員の精神性疾患による休職者数は、平成20年度156人、平成21年度164人、平成22年度161人、平成23年度158人、平成24年度170人となっております。

県教育委員会では、教職員の負担軽減の取り組みとして、各学校に負担軽減検討委員会を設置するとともに、今年度新たに「公立小中学校校務改善検討委員会」を開催し協議を重ねてまいりました。現在、通知文書の見直し及び定時退校日・ノー部活動日等の設定、会議や学校行事の精選等を推進するなど、各学校の実情に応じた取り組みを行っております。昨年12月に実施した「業務の効率化に関する実態調査」によりますと、業務量が多いと感じている教職員の割合は、平成20年度の調査と比較して小中学校で17.4％減少、県立学校で18.3％減少し改善しているものと感じます。

県教育委員会としましては、今後とも教職員がより働きやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、進級規定の見直しによる成果等についてお答えいたします。

進級規定見直し前の平成14年度と平成24年度を比較しますと、原級留置者は528名減の161名、中途退学者は760名減の880名、休学者は1043名減の578名と大幅

に減少しています。しかしながら、不登校者については263名増加し1465名となっております。

県教育委員会としましては、進級規定の見直しと原級留置、休学、中途退学者の改善には関連性があるものと捉えております。一方､不登校の原因については、本人に起因するのが最も高く、その中でも本県は「遊び・非行」の割合が全国と比較して高いことが特徴です。そのため、今年度より新たに「不登校対策リーフレット」を活用し、原級留置、休学、中途退学及び不登校者をトータルとして減少させることを目標に、学校現場と連携して課題解決に向け取り組んでまいります。

次に、沖縄型幼児教育支援制度についてお答えいたします。

県教育委員会におきましては、有識者等で構成する「幼児教育推進委員会」を設置し、幼児教育支援制度について検討を行い､中間報告をまとめたところです。

沖縄型幼児教育支援制度創設につきましては、国と調整してまいりましたが、沖縄の幼稚園教育の特殊性を認めてもらえず実現は厳しい状況にあります｡現在、国におきましては、幼児教育の無償化に段階的に取り組み､保護者負担の軽減を行うことを示しております。

県教育委員会としましては、今後、国の動向を注視しながら、幼児教育推進委員会において沖縄型幼児教育の方向性及び幼小の連携のあり方等について総合的に検討を行い幼児教育の充実を図ってまいります。

次に、暴力、いじめ、不登校の現状と対応についてお答えいたします。

平成24年度の本県の公立学校における児童生徒の暴力につきましては、小学校71件、中学校412件、高等学校87件です。いじめの認知件数は、小学校2774件、中学校483件、高等学校269件で、不登校児童生徒数は、小学校350人、中学校1305人、高等学校1465人となっております。

県教育委員会としましては、こうした児童生徒の問題行動を重く受けとめており、スクールカウンセラー等の配置や､「沖縄県いじめ対応マニュアル」及び「不登校対策リーフレット」を活用し、学校における生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関等と連携した取り組みに努めてまいります。

次に、公安警察行政についての御質問の中で、青少年非行防止に係る学校での取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、生徒指導体制の確立を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業及び子供と親の相談員、中学生いきいきサポート相談員配置事業等を実施しております。また、小・中・高等学校においては危機回避能力の育成や規範意識等の向上のため、警察と連携し積極的に安全学習支援授業、非行防止教室に取り組んでおります。

今後とも、学校・家庭・地域・関係機関等と緊密な連携を図り、青少年の非行防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療と福祉行政についての御質問の中で、医療提供体制の確保についてお答えいたします。

医療提供体制の確保については、病院現場と綿密な連携のもと所要の検討を行った上で関係機関との調整を行っているところであります。

病院事業局としましては、今後とも病院現場と連携のもと、医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、県立八重山病院の看護師不足による休床問題についてお答えいたします。

県立八重山病院においては､11月より看護師の産休･育休による休職者が13名から16名と例年に比べ増加することから、休職者の代替要員として臨任職員等の募集を行うとともに、今年度採用試験合格者の中から10月に２名、１月に１名、計３名の正職員を採用し対策を講じてまいりました。しかしながら、臨任職員等の応募者が少なく欠員が生ずることとなりました。

八重山病院においては、看護師の「１人当たり月平均夜勤時間72時間以内」の施設基準を維持し、看護師の負担軽減を図るため、２月より内科病棟52床を19床縮小し、看護体制を変更しました。縮小分の対応策として、入院を必要とする患者を他の病棟で受け入れており、入院制限は行っておりません。また、院内全体でベッドコントロールを行い、患者の重症度に応じて入院病棟を決定し、医療安全面の配慮を行っているところです。なお、現在、臨任看護師の新たな採用が決定しており欠員が補充されることから、３月にはもとの体制に戻す予定であります。

次に、人材確保の抜本的見直しとして離島枠を設けることについてお答えいたします。

地方自治法第172条第３項は、「職員の定数は、条例でこれを定める。」と規定し､具体的な運用においては、業務量を精査し、事務執行のために必要な職員の数を定数条例で定めることとしております｡このことから、

業務量等の根拠を確認することなくあらかじめ定数枠を定めて定数条例で規定することについては、適切でないと考えております。しかしながら、離島においては資格を保有する非常勤職員を確保することが困難であるという実情を勘案し、育休等の休職者が発生する場合には、本島の県立病院からの応援派遣などあらゆる対応策を講じてまいりたいと考えております。

次に、県立宮古・八重山病院における指導医の養成と配置についてお答えいたします。

県立宮古・八重山病院における指導医の配置については、医療の質の向上と若手医師の定着を図る上で重要な課題と考えております。このことから、病院事業局では、沖縄振興特別推進交付金事業である離島へき地病院勤務医師研修派遣事業による養成、地域・離島医療確保モデル事業等による確保及び県立病院間の人事異動により指導医の配置に努めております。

病院事業局としては、今後ともあらゆる手段を講じて指導医の養成・配置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 医療と福祉行政の中で、県立病院の人材確保等についてお答えいたします。

病院事業局からの定数確保の要望につきましては、まず要望の内容及び県立病院の役割を踏まえた必要性を確認した上で、経営の改善に資するかどうかを慎重に見きわめ適切に対応しているところであります。その際、病院事業局と密接に連携・調整を行うことはもちろん、現場調査を実施するなど、現場の状況も適切に反映させることに努めているところであります。その結果、今定例会におきまして救急医療体制の強化及び経営改善を図るため、80人の増員を提案しているところであります。なお、今回の提案を含め平成21年度から25年度までの間で合計440人の増員が図られることになっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 警察行政についての御質問の中で、交通事故の発生状況及び特徴と飲酒運転根絶条例の県民への周知と成果についてお答えをいたします。

過去５年間の交通人身事故件数につきましては、増減を繰り返しながら6500件前後で推移をしているところであります。交通事故の死者数は、５年前（平成21年）は47名で、その後、減少傾向となり、一昨年は40名まで減少いたしましたが、昨年は52名と前年に比較して増加となっております。

人身事故の最近の特徴といたしましては、交差点事故が全事故の約４割（44.7％）、二輪車関連事故が約３割（28.4％）、若年者関連事故が約３割（35.0％）と高い構成率で推移をしているところであります。また、飲酒絡み事故の構成率に関しましては、人身事故においては昨年を含めますと24年連続全国ワーストワンの見込みであり、死亡事故につきましては過去３年間ワースト２位のところ、昨年は全国ワーストワンとなっております。

次に、沖縄県飲酒運転根絶条例の県民への周知につきましては、県及び県議会との合同による飲酒運転根絶県民大会の開催や、県・市町村等の行政と連携を密にした広報啓発活動の実施、県教育庁と連携して小学生から高校生までを対象に飲酒運転根絶に特化した交通安全教育の実施、企業等の自主的な取り組みを支援するための飲酒運転根絶に関する覚書の締結や、居酒屋など酒類提供店へのポスター、チラシの配布、毎月１日の飲酒運転の根絶運動の日における広報啓発活動の実施など、飲酒運転根絶に向けて各界各地域でさまざまな取り組みが行われており、県民の飲酒運転根絶に対する機運が高まっているという成果が出ているものと考えております。

飲酒運転の取り締まりにつきましては、飲酒絡み事故実態を分析した結果、夜間のみならず早朝時においても事故が多発をしていることから、夜間はもとより早朝取り締まりを実施する等、取り締まりを強化しており、昨年は1388件の検挙があり、実数で全国で４番目に多い件数となっております。

県警察といたしましては、依然として飲酒絡み人身事故及び死亡事故の構成率が全国と比較して高く、飲酒運転の悪質性や危険性などについて、いまだ十分に県民へ浸透していない状況がうかがえることから、今後も県や市町村、関係機関・団体等と連携し飲酒運転根絶対策を粘り強く実施してまいりたいと考えております。

同じく警察行政についての御質問の中で、少年非行の実態と立ち直り支援についてお答えをいたします。

最初に、県内の少年非行の実態についてお答えをいたします。

平成25年中、県内において窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導された少年は1315名で、前年に比べて225名、率にしますと20.6％増加をしているところであります。

ちなみに、過去３年間における刑法犯少年の推移

は、平成23年が1420名、平成24年が1090名、平成25年が1315名となっております。

次に、非行少年の立ち直り支援活動についてお答えをいたします。

県警察では、少年警察ボランティアや関係機関・団体と連携して、非行少年等の立ち直り支援や居場所づくりを実施しております。これまで実施した主な立ち直り支援活動は、種まきから収穫までの農業体験、大学生少年サポーターによる学習支援、高齢者施設におけるネイル教室開催による就労体験などであります。また、主な居場所づくり活動といたしましては、三線教室やエイサー教室の開催、触れ合い交流スポーツ大会の開催などであります。

県警察では、平成23年から非行少年を生まない社会づくりの施策の一つとして、過去に非行少年として取り扱いのあった少年で、周囲の環境や自身に問題を抱え再非行に走りかねない少年を連絡対象少年として選定し、立ち直り支援の取り組みを積極的に推進しております。こうした取り組みなどにより、平成25年中における少年の再犯者率については37.0％と前年に比べて6.6ポイント減少し、一定の改善が見られたところであります。

県警察といたしましては、今後とも少年警察ボランティア等との連携を強化し、より効果的な少年非行防止及び健全育成活動を推進していく所存であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、奥平一夫君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後４時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

奥平一夫君の再質問を行います。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平　一夫君　ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時14分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○奥平　一夫君　それでは再質問いたします。

大きい１の⑶、これについて再質問いたしますけれども、明らかに県民意思を裏切る公約違反であり、県民への背信行為であると私は質問をいたしました。

再質問では、先般の名護市長選挙において末松候補は、普天間飛行場の代替施設問題について、この選挙を機会に決着をしたいと。そして名護市を平常に戻して新しい名護市づくりに取り組みたいと発言をしている。これは明らかに基地を受け入れるのか、あるいは拒否するかを問うた争点の明確な選挙だったと思うんですね。そういう意味で結果的にこの選挙では、基地受け入れを拒否するとそういう民意が示されたというふうに思っております。あなたの承認は市民から拒否されたということになると思うが、これを取り下げるべきではないのかお伺いをいたします。

それから埋め立てによらなければ満たされないという、そのことは埋め立てを承認しなければ危険性除去や固定化を解除できないという政府姿勢を認めたことになります。そうすれば、法律にのっとって云々というこの言葉あるいは形式的な手続で承認をしたというのは全くうそになるのではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから⑷の承認の代償となったということについて、承認したことは県内移設のステップを踏んだことになり、幾らあなたが県外移設を言ったところで県民誰一人として信用していない。公約違反は明らかだと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、総理の談話も閣議決定もずっとほごにされてきた、基地問題ではそういう経緯があります。首相の表明が単なる口約束にすぎないのはあなたが一番よく知っているんじゃないでしょうか。５年以内の運用停止も総理が約束したというが、総理はどのような文言であなたに約束をしたのか。辺野古移設の条件をあなたがのんだことは全く明確であります。見解を伺います。

もう一つ、基地負担軽減４項目は喫緊の課題というが、県がこれまで政府に対して何度も要請してきたことで、「驚くべき立派な内容」には全く当たりません。政府が不誠実にこれまで取り組んでこなかっただけのことで、一体どこが驚くほどの立派な内容なのか。驚くのは有史以来の予算、税制だと予算の大盤振る舞いを称賛をして、その上で首相の気持ちを胸に受けとめ、埋め立ての承認、不承認を決めると発言していることであります。平たく言えば、有史以来の最高の予算に感謝をし、埋め立てを承認しますよというその場で承認を明言していることです。明らかに振興予算と埋め立てがリンクをしている。振興予算と基地を受け入れたという構図は明らかであります。知事の見解をお聞きします。

もう一つ、「現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合している」と

いうふうに発言をしていますが、環境保全措置は持続可能な保全措置でなければならないはずであります。現時点でとり得るとするのは、将来への保全担保を放棄したに等しい。また、昨年11月29日の環境生活部の環境保全に懸念する意見が提出されているが、防衛局からその後新たな保全策などが示されていないにもかかわらず、環境保全措置は講じられている。基準に適合していると環境生活部意見を無視してこれは無理やり帳尻を合わせているのではないのか見解を聞きます。

そして知事のないない尽くしの答弁拒否では、県民が知りたい承認決定への具体的なプロセスが全く不透明であり、その過程における説明責任を意図的に回避をしている。これでは疑惑が大きくなるばかりであります。知事に求められるのは、承認の意思を決める過程を県民にきちんと説明をする責任があるはずです。見解を伺います。

それでは貧困対策について、県において子供の貧困対策計画は進んでいるのか。

もう一つ、失業率改善だけで県内には私にとっては格差が広がっているのではないかという懸念があります。沖縄社会に広がる格差について県の見解をお聞きします。また､その認識はあるのかお伺いいたします。

③、恒常的な高い貧困地域であるから、低賃金労働者を見込んで本土からの進出企業も多いと指摘をしている。そのような実態があるのか。本土と沖縄の賃金、就業形態について示してください。

もう一つ､生活保護捕捉率について県の認識を聞く。同時に、この改善について市町村と協議をすべきではないか見解をお伺いいたします。

それから、県民所得の全国中位目標達成についてという見解をお聞きしたんですけれども、なかなか具体的な説明がございませんでした。目指す目標達成へのプロセスと達成年の予測についてお聞きいたします。

それから、一日も早い普天間基地の危険性除去、全力で取り組むと首相がそう言っていると。18年間危険性の除去をほったらかしてきたこの政府が、そしてさらに仲井眞知事が就任して８年間これは全く実現していない実態があるわけです。５年以内の運用停止こそ辺野古への基地を建設するための方便ではないのか、私はそう思いますがいかがでしょうか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○奥平　一夫君　静粛にしてください。

それから下地島空港の件についてお伺いをいたします。

２つの空港を維持することがもしも困難な場合は、１つの空港への集約検討が必要と思いますが、その判断はどのような状況が判断基準になるのか。その際、県の対応についてお伺いをしたいと思います。

それから県立八重山病院の看護師不足による休床問題について、夜間の看護体制に問題はないのか。この問題で惹起した本質的な課題は一体何だと思いますか。これは病院事業局長、福祉保健部長にお答えいただきたいと思います。

もう一つは、離島における公的医療の件で、離島枠について。

この恒常的な医師や看護師不足で診療所が閉鎖されたり、あるいは病床が休床したりという事態が本当に恒常化している。この実態を見て何とかしないといけないんじゃないのかというふうに思いますね。ところが、皆さんの答弁はいつも病院における医師、看護師の配置数は医療法上の基準を満たしていると。要するに法的な必要数は確保されているという答弁なんですけれども、私はこれは実態を見ていないというふうに思いますね。ですから、知事におかれてもあるいは総務部長におかれても、これは離島医療というものがどういう実態になっているかということをぜひ見ていただきたい。その上でこの離島枠というものをもう一度再検討していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ､これは福祉保健部長にぜひ要求、要望したいと思うんですが、今病院事業局で一括交付金を活用しての代替看護師派遣事業をされております。ことしから、25年度から。これは県立離島診療所が対象になっているわけですけれども、ほかの町村立の診療所が全く対象になっていません。そういう意味では全県的なそういう診療所をしっかりカバーするという意味で、これは福祉保健部のほうで代替看護師派遣事業に取り組んでいくというそういう事業を実施して、全県で充実させるべきというふうに考えるが、いかがでしょうか。

もう一つ、進級規定の見直し。その進級規定の見直し実施から10年が経過をします。見直し導入で高校教育にどのようなデメリットやメリットがあったのか。現場の教員を含めた評価や協議会なりを設置して検証、協議すべきではないのか、教育長の見解もお伺いをしたいと思います。

そして高校生の不登校がかなりふえているという実態が今教育長からも報告をされました。ですから、私はこの進級規定の問題等から惹起したこのいろんな問題を、多分不登校であったり、中途退学であった

り、休学や原級留置のこの生徒、これは合わせて毎年3000人ぐらいいるわけですね。この現実を見てやっぱりしっかりと、そして今の進級規定の問題も含めてそれを総合的に検討するという、それは委員会なりあるいは保護者や現場の先生方と相談をしてどうなるだろうかというそういうことを含めて検討すべきじゃないかというふうに思いますが、お答えをいただきたいと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の再質問に答弁をさせていただきますが、ちょっと御質問がたくさんあり過ぎて正確に受けとめたかどうかがありますけれども、３番目の御質問だったと思うんですが、我々が要求している４項目に対して政府が前向きな発言をしているというのは承認の代償ではないかとか、そして公約違反ではないかというような御趣旨の内容が２つ入っていたというふうに思います。基本的には承認というのは何度も申し上げていますように、埋立法にのっとって淡々と粛々とやったものであり、そしてこの４項目の中の特に１番目の５年以内の危険性の除去というのは、普天間の一日も早い危険性の除去という私の公約そのものの基地に係る公約第１項目の公約に係るそのものであります。ですから、公約違反でも何でもありません。

そして２つ目ですが、これは予算が大盤振る舞い的である、これは基地に係る何事かとリンクしているのではないかという御趣旨の御質問だったと理解してお答えいたしますが、予算関係というのはいろいろなことをお願いしました。これはしかし当然のこととして我々は予算に絡んで来年度の予算要求の総額確保、そして振興計画期間中の3000億を超える、3000億規模の予算の確保というのは前から申し上げているものですから、当然そういう線に沿って政府はきちっと対応してくれたということであります。

そしてこれはすぐれて沖縄振興そのものでありますから、基地に絡む話とのリンクはないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 再質問にお答えいたします。

２点公室関連あったと思います。

１つ目は、閣議決定というのはこれまでほごにされてきたので、５年以内の運用停止等につきましてはこれは口約束にすぎないと。総理の文言がどういうものであったのか､それについて見解を示せという部分と、それから同じくその５年以内というものはこれは方便ではないかということでほぼ重なっておりますので、一括して答弁をさせていただきます。

普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む４項目につきましては、12月25日に総理から政府としてできることは全てやると。さらに去る２月18日に開催されました普天間飛行場負担軽減推進会議におきましても総理から同様の発言がございました。さらに、総理は相手のあることではありますがと言っておりますが、このことは総理が日米交渉を意識して、相手はアメリカであるということを明確に意識した上で発言をされたものだと考えております。

今申し上げましたように、この取り組みにつきましては政府でこの推進会議をつくっておりまして、今後その運用停止について議論がなされるというスケジュールになっております。

県といたしましては、普天間飛行場の地元宜野湾市とも連携をしながら、政府に対して５年以内の運用停止を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 再質問にお答えをいたします。

まず私のほうからは５点あったかと思います。

まず最初に、今回の埋立承認につきましては公約違反ではないかと。名護市長選挙で民意が示された、取り下げるべきではないかというような御趣旨の質問にお答えをいたします。

今回の公有水面埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、県が行政手続法によって定めた審査基準をもとに審査をしてまいりました。その結果、現段階でとり得るべき環境保全措置等がとられていることから適合と判断し、最終的に知事の権限によって承認という判断が下されたものと考えております。

次に、この審査事項の中の埋め立てによらなければ満たされないかどうかということでございます。

審査事項には、こういうふうにございます。埋め立ての動機となった土地利用が埋め立てによらなければ充足されないかという審査事項を立てております。このことにつきまして、沖縄防衛局から出されました承認申請書には大変多くの理由が書かれておりますけれども、少しかいつまんでこの審査結果のところを読ませていただきますと、普天間飛行場は周辺に学校や住宅、病院などが密集し騒音被害や航空機事故の危険性など住民生活に深刻な影響を与えていると。したがって、同飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であると。今回は代替施設でございますので、滑走路延長線上を海域とし、住宅地上空の飛行を回避するために沿岸域を埋め立てて代替施設を建設する本埋立計画は、集落等の上空を避け環境問題や危険性の回避を図るということになっております。したがって、埋め立ての動機となった土地利用が埋め立てによらなければ充足されないということについて合理性があると判断をしたところでございます。

次に、環境保全は持続可能なものであるというようなこと、あるいは環境生活部からは懸念が払拭されないというような意見があって、それは環境を無視しているのではないかというような御趣旨の質問がございました。

午前中の答弁の中で、ジュゴンに対する工事中の対策というのも答弁させていただきましたけれども、実は持続可能という意味からいたします供用後の対策というものも重要でございまして、例えばということでジュゴンの供用後の対策を読み上げますと、施設の存在により海草藻場が減少することから、海草類の移植や生育基盤の改善により藻場の拡大を図る。生息状況及び藻場の利用状況に関する事後調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。海面への光の照射による影響を避けるためマニュアルを作成して米軍に周知する。航行する船舶に対して見張りの配置、ジュゴンとの衝突を回避できる速度での運航を励行、周知するというような供用後の対策もとられております。

また、環境生活部からのこの供用開始後の対応につきましてこのような意見が出されております。「事業者である国は、米国政府と「環境特別協定（仮称）」を締結するなどの実効性のある方法により、米軍基地から派生する環境問題の未然防止と米軍基地周辺地域の生活環境及び自然環境の保全について万全を期すべきである」と、こういう意見がございました。これに対して、沖縄防衛局は、環境に関する合意の形成に向け日米両政府間で検討を行ってまいりますとあります。

私どもの留意事項の中では、このことを言いかえて、環境に関する特別な取り決めをつくるなど実効性のある方法をとりなさいというふうにあります。そしてまた、防衛局の回答の中では、これもちょっとはしょって申し上げますが、周辺住民から苦情等があった場合には米軍に対し事実関係の照会や改善の申し入れを行い、周辺住民の生活環境への配慮を強く働きかけてまいりますと。こういった米軍への申し入れを行う組織として協議会を設置すべしということを留意事項で付したところでありまして、こういったようなことから議員のおっしゃったその持続性という意味では、供用後につきましても一定の保全対策はとられているものと考えたところでございます。

それから４点目で、承認の過程を県民に示す必要があるということがございました。

昨年の３月22日に埋立承認申請書が提出されてからすぐに私どもは補正の指示をいたしました。その補正の指示の内容につきましても公表しておりますし、どの箇所が補正されたかとこういうようなことについても全てオープンにしております。また、埋立申請書につきましても県では初めて、そしてまた全国に先駆けてホームページで公表をしております。また、現地立ち入りをいたしましたときにもマスコミの動向も強く働きかけて実現させております。その後、沖縄防衛局と４度にわたる質疑応答がございましたけれども、それらの概要についてしっかり公表をしてきたところでございます。極めて透明性を持って９カ月間かけて慎重、丁寧に審査をやってきたつもりでございます。

しかしながら、今後とも県民に対してもっときちんとした説明をしていくという努力はしていかなければならないものと考えているところでございます。

それから最後になりますが、下地島空港の件でございます。

現在、宮古圏域には下地島空港とそれから宮古空港がございますが、この２つを維持することが困難な場合どうするのか、その判断基準はいかにというような御質問だったと思います。

平成26年度にはＪＴＡとＲＡＣの訓練が予定されておりますが、ＡＮＡにつきましては訓練が激減すると。そういった中で、ＡＮＡのほうも維持管理経費の２分の１の負担をするというふうな申し出がございます。したがって、私どもといたしましては26年度につきましても訓練飛行場として維持管理ができるように、確かに県議会の附帯決議がございますけれども、一定の繰り入れをぜひお願いしたいということで考えているところでございます。

そしてさらに、27年度以降の下地島空港の利活用については、現在大きな調査を26年度予定しておりまして、その中でグローバルな視点で考えていきたいということでございます。したがって、26年度にはまず２空港を存続させるという前提で調査を強力に進めていきたいと考えておりますけれども、もしその２空港を維持することが困難な場合の判断の基準はということであれば４点ほど考えてございます。まず１点目、地元住民やエアライン等の意見が判断基準の一つになるだろうと、２つ目、新たな施設の整備に要する費用これも相当な金額になる、あるいは残地や跡地利用の推進や地域振興に与える影響なども考えていかなければいけない、そしてまた防災上の観点、以上の４点は判断基準になるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君）　再質問にお答えいたします。

４つ再質問があったかと思いますけれども、まず１つ目の質問でありますけれども、子供の貧困対策についてという質問がありました。お答えいたします。

本県の場合、全国に比較して所得水準が低いこと、ひとり親家庭が多いことなど、子供を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、子供の貧困に関する対策の実施は重要であると考えております。このため、県において必要な施策を総合的に推進することができるよう、子供の貧困対策計画を策定する必要があると考えております。なお、計画の内容や策定のスケジュール等については、今後示される国の大綱を勘案して検討してまいります。

２つ目の質問ですけれども、生活保護の改善のために市町村と協議をして取り組むべきではないかという質問でありますけれども、お答えいたします。

県といたしましては、生活保護の増加に対し生活保護に陥らないための事業として、生活困窮者の自立の促進を図るため新たな生活困窮者支援制度に向けて実施するモデル事業を実施しております。今後、この生活困窮者対策も含め生活保護対策についても市町村等と連携をして取り組みを進めていきたいと考えております。

３つ目の質問ですけれども、八重山病院の看護師不足に関連して、看護基準について満たしているかというふうなことの質問でありますけれども、お答えをいたします。

福祉保健部といたしましては、県内各病院が医療法の基準はもとより診療報酬上の基準を遵守しているものと認識しており、県立病院においても同様に取り組んでいるものと考えております。

４つ目の質問ですけれども、代替看護師の事業について、全県的に取り組みを進めてはどうかということでありましたけれども、これにつきましては町村部の診療所に対してもということでありますけれども、このことについては設置主体である町村から必要性についてお話を聞いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　八重山病院の看護師不足による休床問題についての再質問にお答えいたします。

今回の休床は、例年に比べて産休の取得者が増加したために臨任看護師の確保が十分じゃなかったということで起こった事態であります。一般病棟の入院基本料の施設基準である１人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下であることを適合するために、４階東病棟の病床を再編して看護体制を並行したということでございます。

そのことによりまして、夜間の看護体制の準夜勤３人、深夜勤３人から準夜勤、深夜勤それぞれ２対２の体制にすることによって要するに病棟19床を削減して対応したという状況でございまして、今後の対策として看護師の募集の強化を図るとともに、また各県立病院間のネットワークを通じて非常勤職員の確保に努めてまいります。同時に、離島の病院に欠員が生じた場合には、県立病院間の応援派遣やそれから非常勤職員の応募が多い本島の病院からの人事異動を含めて今後は対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君）　２点ほどございましたけれども、まず所得の格差の問題について、雇用の面からひとつお答えをいたします。

確かにおっしゃるように、その賃金の格差というのは現実に少なからずございまして、例えば24年度の就業構造基本調査というのを見てみますと、正規雇用、正規社員だと大体300万から399万の層が一番多い。これに対して非正規だと100から149万の層、その前後が多い。明らかに格差があるのは事実でございますけれども、ただ最近非常に我々変化の兆しを感じており

まして、土曜日あるいはきょうもありましたけれども、日経新聞に、その非正規についても賃金アップが著しい、その動きがですね。三大都市圏だと時給1000円に迫るぐらいの状況になっていると。それからこれもきょうの日経新聞にありましたけれども企業収益の回復、これも首都圏だけではなくて地方への波及が始まっていると､そういうことの傾向がある。それから、沖縄県でも12月の新規求人倍率が復帰後初めて１倍超えを達成したわけであります。初めて求職に対して求人が上回るというそういう状況になっていますので、このような状況が継続すればおのずとといいますか、徐々に格差も改善されていくのではないかというふうに期待をしているところでございます。

それから２つ目に、県外からの企業の立地といいますのは、沖縄は賃金が安いから来ているんじゃないかというようなお話がございましたけれども、全くそれがないというとうそになりますけれども、最近企業の皆さんから伺うところでは、特に沖縄の若い人たちの真面目さとか、熱心さ、コミュニケーション能力、最近で言うとおもてなしの能力、そういった人材が評価されているというお話のほうがむしろよく聞く機会があるのかなと思います。

そういうことで最近聞いたところによりますと、契約社員を全員正社員化するということを検討している企業さんもあるようでございますし、それから新卒本採用こういったことが非常に目立つようになってきています。

それから、人材のほかにもう一点、非常に大きな要素としては、アジアのマーケット、それからそのアジアとの水平分業、そのロケーションとしての沖縄がようやく注目をされ始めてきたと。国際貨物ハブというのはその具現化した代表的なものだと思いますけれども、最近の企業さんの沖縄への立地の動機ということを伺いますと、今お話ししたような人材、それからロケーション、そういうことが一番大きな要素になりつつあるというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　奥平県議からございました進級規定の見直しについて、メリット・デメリットは何か、不登校の増大等の改善も含めて検討委員会を開催したらどうかという再質問にお答えいたします。

進級規定ですけれども、デメリットにつきましては生徒たちの学業意欲の減退、それから安易に卒業させているのではないかという疑問の点が挙げられております。その点、何度も再試験をする学校の先生方の大変さも理解しております。ただ、メリットにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、もう一度説明しますけれども、進級規定見直し前の平成14年度と平成24年度を比較しますと、原級留置者が528名減の161名、中途退学者が760名減の880名、休学者は1043名減の578名と大幅に減少しているんです。このように進級規定の見直しが中途退学、原級留置、休学等の改善に与えた影響はかなり大きいものがあると私は考えております。高等学校教育が準義務教育化する中で高校入学してきた生徒たちが原級留置して、それからいずれ中途退学につながっていくのを見たら、本当に痛恨の思いがいたします。

次に、進級規定と不登校との関連ですが、不登校の多さは進級規定のある高校に入ってからの問題だけではなくて、例えば平成23年度ですけれども、中学校における不登校生徒は1379名、それに対して高校では1382名、４名の差なんです。これは先ほど答弁したように、別に要因があるものと考えております。また、検討委員会の設置につきましては、平成23年に県高等学校教職員組合、それから校長協会、県高等学校ＰＴＡ連合会と話し合いを持ちまして、反対もあったんですけれども一定の理解は得られたものと理解しているわけです。

県教育委員会では、今年度より新たに不登校改善対策を策定しまして、これは不登校対策リーフレットですけれども、これを活用して原級留置、休学、中途退学及び不登校者をトータルとして減少させることを目標に、学校現場と連携して課題解決に向けて取り組んでいるところです。その成果をぜひ検証して、今後のあり方を検証させていただければと存じます。

いずれにしても、対話を閉ざしているわけではございません。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平　一夫君　答弁ありがとうございました。

そこで最後の質問になりますけれども、福祉保健部長、代替看護師の派遣事業、これは先ほども説明しましたように、病院事業局の事業として今年度からやっています。もちろん来年度もあるだろうと思われますけれども、ただこれは県立の診療所を対象にしたものでしかないわけですね。それで先ほど部長は、そういう市町村から要請があればというお話でしたけれども、これは、この事業はなかなか周知されていないと思われるわけですね。ですから市町村はわからないん

ですね。ですからそれを周知をして、もし必要とあればこの事業を立ち上げますよという、そういう方向で検討できないのかお伺いをしたいと思います。

それから最後に知事に質問をいたしますけれども、知事のこれまでの基地に関するこの答弁、これは全く納得いかないし、説明責任をもう放棄しているというふうにしか思われないし、結論をとにかく合わそうという帳尻合わせのことしかやっていないと思うんですね。そういう意味で本当に知事はよくこういうことを言いましたね。沖縄問題の解決なくして日本の自立はないと。私もそう思います。同感です。だけど、昨年末からの知事の不透明なその行動や民意を無視するような、そのような承認が沖縄を大混乱に陥れているというふうに思っています。知事に対する、本当に意見は、７割近い皆さんがもう承認に反対だという声が出ているわけですね。これはもう問題解決どころか、大混乱を起こしているというふうに僕は思っております。

そこで、日本国民の世論は沖縄基地問題への無関心、無理解で基地の過重負担の現状を是認しているんですが、他方、知事が、現地の知事が沖縄に基地負担が集中し過ぎているという認識を持ちながら辺野古の埋め立てを承認するという判断は、国内外に誤ったメッセージと大きな誤解を与えていると思います。承認は事実上の辺野古への基地建設へのゴーサインなのであります。沖縄は過重な基地の現状を是認した。金さえやれば沖縄はいつでも転ぶと。あなたの誤った判断は県益を損ない、県民の誇りを毀損した。さらに言えば、県民に分断と対立を持ち込み、もはやそれは防衛局の範疇だなどと高みの見物を装う。知事、あなたは県民の分断を狙う日米の植民地政策の先兵と成り下がった。正直言って、もはや県民との信頼関係は崩れたと言っても過言ではありません。

知事、あなたは県民の信を失った、信なくば立たずという言葉もありますけれども、信を失った知事は即刻辞任すべきであるというふうに要求いたします。

以上で終わります。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君）　再々質問にお答えいたします。

代替看護師の関連の事業ですけれども、この事業は局の要望を受けてスタートしたものでありまして、町村のほうへは周知はされておりません。町村への拡大については、設置主体の町村の意思が重要でありますので、先ほども申し上げましたけれども、そのためにまずは話を聞くことから始めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　県民ネットを代表して代表質問をします。

議会がハブとマングースの闘いをしているときに、ヒージャーの話も本当はやろうかなと思ったんですけれども、たまには明るい話題がないといけないと思いますんでね。

この前、皆さん新聞でヒージャーが高血圧とは一切関係ないという記事をごらんになったと思いますけれども、結局マースが原因だということで、このマースも多分ウチナーの島マースだったら大丈夫じゃないかというふうに私は考える。

ふと思うことは、ヒージャーヤーは、この前新聞に出たその日、やっぱりみんなヒージャーを食べたくなるんですね。行ったら、10時ぐらいでもう売り切れになっているんです。やっぱり普段は５時まであいているヒージャーヤーも12時で売り切れてしまっていると。

それと、またヒージャーヤーの話をしてしまっていますが、昔、ヒージャーヤーに入ったら、カウンターのほうで青年が２人､イーガーエーしているんですね､大きな声で。イーガーエーして、ィヤータークルスンドーと、すごい言葉を発しながらけんかしている。アイエー、オートーッサー、オートーッサーと言いながら急に静かになったから、見たらヒージャーを食べていたんですよ。

ということは、県議会も与野党ヒージャー会をして食べると、一緒になってヒージャー会をするともう少し進歩的な意見のやりとりができるんではないかなという気がしておりますね。（「賛成だね」と呼ぶ者あり）　賛成でしょう。ぜひ誰か企画してくださいよ。ゴルフばっかりじゃなくてね。

それと、やっぱり今回の承認という話になりますけれども、僕は承認という話が出たときに、ヤマトゥンチュとウチナーンチュというのが頭に浮かんできたんですね。やっぱりウチナーンチュは、今まで先輩たちも一生懸命沖縄を守るために頑張ってきたと思うんで

すよ。仲井眞知事も僕はすごいウチナーンチュだなと思っています。ところが、去年の12月ぐらいからちょっとヤマトゥンチュになりかけて、ついに安倍ンチュになったんじゃないかなと、そういうふうに感じております。やはりウチナーンチュはもう少しクンパッテ沖縄を守らないといけないですよ。７割の人にウチナーンチュやめたのかなと言われると、やっぱりもうだめだと思いますので、ひとつ今からでも遅くないですから、ウチナーンチュに戻りましょう。

という感じで質問に行きたいと思います。

１、知事の政治姿勢について。

⑴、辺野古埋立承認関連について。

アとイは割愛します。

ウ、県民の７割は承認の撤回を望んでいると考えるが、知事の見解を伺う。

エ、普天間飛行場の運用停止は埋立承認をしなくても要求可能と考えるが、知事の見解を伺う。

オ、埋立工事を進めるに当たり国が県に求める新たな申請許可事項はあるのか、知事の見解と対応を伺う。

⑵、１月の名護市長選の結果について知事の見解を伺う。

⑶、選挙公約は政治家の生命線と考えるが、知事の見解を伺う。

⑷、政府高官や政党幹部との密談は県民に疑念を抱かせると考えるが、知事の見解を伺う。

⑸、昨年の12月末、安倍総理との会談で知事は140万県民を代表して感謝の意を伝えた。県民の７割は「ガッティンナラン」と実感しているが、知事の見解を伺う。

２、米軍基地関連について。

⑴、世界の識者ネットワークの新基地建設反対に対する県の見解を伺う。

⑵と⑶は割愛いたします。

⑷、普天間飛行場や嘉手納基地へのオスプレイ配備は今後増強されるのか、県の見解を伺う。

⑸、沖縄市サッカー場工事現場で発見されたドラム缶問題に対する県の役割、対応を伺う。

⑹、沖縄駐留軍離職者対策センターへの県の支援について伺う。

⑺、復帰前の軍雇用員に対する石綿被害救済に向けた県の対応について伺う。

⑻、米軍関連工事のボンド支援について伺う。

３、観光政策関連について。

⑴、空港機能、整備について。

ア、国際線旅客便の公租公課の軽減への取り組みについて県の対応を伺う。

イは割愛いたします。

ウ、深夜の国際便の対応について県の方針を伺う。

エ、新規就航の航空会社への支援策は公平に行われているか、県の対応について伺う。

オ、空港業務従事者の保育園等、職場環境改善策が必要と考えるが、県の見解を伺う。

カ、国際線ターミナルと国内線、モノレール駅への動線整備、タクシー乗り場のインフラの不便さが問われているが、県の対応を伺う。

⑵、バス、トラック等の排ガス規制等、環境に配慮した政策に取り組むべきと考えるが、県の見解を伺う。

⑶、景観整備について。

ア、緑豊かな町並みや公園整備について伺う。

イ、港湾の緑化について伺う。

ウ、離島の景観整備について伺う。

⑷、観光オフ期の抜本的な改善策について伺う。

⑸、観光財源確保のために、観光税ではなくて「観光宝くじ」を創設してはどうか、県の見解を伺う。

⑹、県内ホテル等観光施設の耐震化に向けた支援が必要と考えるが、県の対応について伺う。

⑺、プロモーション事業について。

ア、予算について伺う。

イ、外国向け広報について伺う。

ウ、富裕層対策について伺う。

⑻、県内観光協会との連携事業について伺う。

⑼、新石垣空港効果について県の評価と課題、今後の展望について伺う。

⑽、観光危機管理システムについて伺う。

⑾、那覇空港周辺の「空港まちづくり」が今後の課題になると考えるが、県の施策を伺う。

⑿、ＭＩＣＥ施設計画のあらましと進捗を伺う。

⒀、観光誘客1000万人のワーキンググループのあらましと進捗について伺う。

⒁は割愛いたします。

４、文化政策について。

⑴、次期県立郷土劇場開設の進捗について伺う。

⑵、伝統芸能の継承と発展には芸のみならず衣装・小道具・劇場等の充実が不可欠だが、県の対策・支援について伺う。

⑶、しまくとぅばの継承に対する県計画の進捗について伺う。

⑷、文化行政を遂行するに当たり文化技官（仮称）を設置すべきと考えるが、県の見解を伺う。

５、経済政策関連について。

⑴、一括交付金経済効果について伺う。

⑵と⑶と⑷は割愛いたします。

⑸、県民所得を引き上げる抜本的な施策が必要と考えるが、県の対策を伺う。

⑹も割愛いたします。

⑺、製造業の割合を全国並みに引き上げるべきと考えるが、県の施策を伺う。

⑻、県産品を支援し育成する仕組みづくりが必要と考えるが、県の対応を伺う。

⑼、ものづくり資金支援するＬＬＰのあらましについて伺う。

⑽、トラック業者の過積載問題に対する県の対応を伺う。

６、交通政策関連について。

⑴、鉄軌道導入に当たり沿線自治体との広域調整は不可欠と考えるが、県の対応を伺う。

⑵、鉄軌道工事は地元業者が対応すべきと考えるが、県の対応を伺う。

⑶、公共交通網における共通ＩＣ乗車券（ＯＫＩＣＡ）・カード導入の進捗について伺う。

７、⑴は割愛いたします。

⑵、密輸、外国漁船等、県内漁業従事者にとって危険かつ多難な現状に対する県の対応を伺う。

８、教育関連について。

⑴、県立高校での制服の発注受注について伺う。

⑵、県立高校でのかりゆしウエアの制服導入について県の見解を伺う。

⑶、沖縄文化・歴史・しまくとぅばなどを教育現場に積極的に取り入れるべきと考えるが、県の見解を伺う。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時27分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○玉城　　満君　済みません。

３の⑴のカの次、キを、一番大事な質問を外してしまったんで追加いたします。

観光のキの、空港ターミナルに礼拝施設を設置するべきと考えるが、県の見解を伺う。これは生かしてください。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時28分休憩

午後５時29分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城満議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、名護市長選挙の結果についての御質問にお答えいたします。

名護市長選挙の結果につきましては、名護市民の御判断として受けとめております。

次に、同じく知事の政治姿勢についてですが、政治家にとっての選挙公約についての御質問にお答えいたします。

選挙公約とは、有権者との約束であると考えております。したがいまして、みずからの公約の実現に向けて全力で取り組むべきだと考えております。私もその考えで県政運営に当たっているところでありますが、なお、一般論として申し上げますと、私の選挙公約が大きな柱で11本、中ぐらいの柱で30、小項目で200ぐらいございます。その一つ一つについて真剣に毎日その実現に取り組んでいるところでありますが、環境の大変化や時間の経過とともにその影響を受けることも現実でありますから、必要に応じて変更とか修正とかがあることもこれはよく御存じのことだと思いますが、改めて申し上げておきたいと思います。

次に、知事の政治姿勢についての中で、政府高官や政党幹部との面談についてという御趣旨の御質問ですが、私は就任以来、沖縄振興や基地問題など、本県の抱えるさまざまな課題の解決に全力で取り組んでまいりました。政府要人や政党の幹部とも日ごろから連絡を取り合い、必要に応じて面談をし意見の交換を行っております。私は、沖縄県政の責任者として非公式にも面談を行うことは当然のことだと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての中で、これは昨年の12月のお話ですが、感謝の意に対する県民の実感とは違いますよという御趣旨の御質問だったと思いますが、特に、知事は140万県民を代表して感謝の意を伝えたが、県民の７割は云々という御質問についてお答えいたします。

私は、知事として約７年強仕事をさせていただきました。いろいろな課題について、無論政府とも意見を交換したり、押したり引いたりしながら課題解決に取り組んできたところであります。そして昨年の12月25日、そして12月17日には沖縄政策協議会にたくさんの項目の要請を行いました。そして25日には安倍総理から、長年の課題を解決する道筋と前進を実感できる力強い回答をいただきました。

先ほどから申し上げていますように、予算の総額確保、そして振興計画期間中約７、８年に及ぶ3000億円規模の予算の確保、那覇空港滑走路の別枠での予算の

確保の仕組み、３大臣による覚書、そして新しい税制、毎年行われています税制、特に金融特区については大改正が必要ということで改めて出しましたが、非常に大きな改善が行われております。それ以外に観光関係の税制などなどたくさんの税制改正が行われました。

そして基地負担の軽減という点では地位協定の話、そして普天間の５年以内の運用停止、さらにはオスプレイの拠点の分散、そしてキャンプ・キンザーの７年をめどにした返還などなど難しい案件をお願いしたところ、これについても積極的にその解決、実現に向けて内閣を挙げて取り組むという返答をいただいているわけで、こういう返事をいただいて感謝をしないという県民がいますか。当然私は知事として知事の仕事をしてこういう返事をいただいて、140万県民を代表してというのは県知事としてはもう当然の表現だと私は思っていますが、代表してこれに感謝をし、ありがとうと言わないというのは大変非礼なことでしょう。これはありがとうと率直に申し上げるというのは当たり前のことで、県民はよく理解していただいていると私は考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　観光政策関連に関する御質問の中で、ＭＩＣＥ施設計画のあらましと進捗についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設については、那覇空港第２滑走路増設に合わせた平成32年の供用開始を目指しております。現在、必要な機能や建設場所、施設運営のあり方等について検討を進めており、来年度以降、基本設計等に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、教育関連に関する御質問の中で、沖縄の文化・歴史等の教育についてお答えいたします。

学校においては、国語科や社会科、総合的な学習の時間等において、地域の文化や歴史、しまくとぅば等の学習を行っております。また、学校行事やクラブ活動においてエイサー、琉舞、三線に取り組むなど、伝統文化の継承へつながる実践が展開されております。

沖縄県としましては、今後とも児童生徒が本県の歴史と文化、しまくとぅばに誇りを持ち継承していく心を育んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　米軍基地関連についての御質問の中で、駐留軍離職者対策センターへの支援等についてお答えいたします。

沖縄駐留軍離職者対策センターでは、駐留軍従業員の離職者対策及びアスベスト相談等を行っております。沖縄県では、関係市町村への協力要請を行うとともに、同センターのアスベスト相談体制の強化を図るための支援を行うこととしております。

次に、経済政策関連についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金の経済効果についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄振興特別推進交付金を活用し、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる諸施策を展開しております。主な事業としては、離島住民への交通コストの支援や、観光客誘致の強化、国際物流拠点の整備などに取り組んでおります。その結果、離島航空路の利用者の増加、過去最高の観光客数、完全失業率の３カ月連続の４％台、企業の新規立地など、多方面で着実に効果があらわれてきております。

沖縄県としましては、引き続き同交付金を活用し、効果が最大限発揮できるよう市町村と連携しつつ、沖縄振興のための諸施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、県民の思い等と承認の撤回についての御質問にお答えいたします。

今回の埋立申請につきましては、公有水面埋立法等関連法令にのっとり慎重に審査を行った結果、承認基準に適合していると判断し承認したものであります。法律上基準に適合している申請について、県民の思い等で承認を撤回することはできないものと考えております。

次に、米軍基地関連についての御質問の中で、米軍関連工事のボンド支援についてお答えいたします。

米軍発注工事においては、15万ドルを超える案件に対して、米国連邦政府調達規則に基づき、契約額100％のボンドの提出が義務づけられているところであります。

県としては、今年度も米軍等関係機関に対して県内業者への分離・分割発注、ボンド率減免の要請を行ったところであります。また、沖縄建設産業グローバル化推進事業の中で、海外ボンド会社の活用等の検討を行っているところであります。

今後とも、県内業者の受注促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光政策関連についての御質問の中で、町並みや公園の景観整備についての御質問にお答えいたします。

緑豊かな町並みの整備については、「沖縄県景観形成基本計画」の中で、「緑豊かで統一感のある市街地風景の形成・創出等を図る。」ことを目標としております。

具体的には、建築物の壁面緑化や屋上緑化、公共施設の緑化、街路植栽等に努めているところであります。また、公園整備については、都市に潤いを与え緑豊かな都市環境の保全等を図るため、沖縄の文化薫る公園や観光立県を支援する公園等の整備を推進しているところであります。

同じく観光政策関連についての御質問の中で、港湾の緑化についてお答えいたします。

港湾は海の玄関口として、クルーズ船受け入れや離島観光の振興に重要な役割を担っております。これまで緑化については港湾緑地において整備を進めてまいりましたが、今後はさらに観光に資するよう緑化が必要と考えており、港湾のイメージアップに取り組んでまいりたいと考えております。

同じく観光政策関連についての御質問の中で、離島の景観整備についてお答えいたします。

離島においては、「沖縄県景観形成基本計画」の中で、伝統的集落の風景の保全や海への眺望景観の保全などにより、良好な景観の形成を図ることとしております。現在、石垣市や宮古島市、渡名喜村、竹富町など９市町村が景観行政団体に移行しており、それぞれの団体で離島の特色を生かした景観計画や景観条例の制定など、景観づくりに取り組んでいるところであります。

県においては、引き続き離島市町村の景観行政団体への移行を支援するとともに、市町村と連携して風景づくりに係る人材育成などに取り組んでまいります。

同じく観光政策関連についての御質問の中で、ホテル等の耐震化の支援についての御質問にお答えいたします。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が昨年11月25日に改正施行され、昭和56年６月以前の旧耐震基準で建築された多数の者が利用する大規模建築物の所有者には、平成27年末までの耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務づけられたところであります。

県では、ホテル、病院など義務化される大規模建築物について所有者の負担軽減を図り、建築物の安全性向上を促すため、平成26年度から市町村と連携して耐震診断費用の一部を補助する予定であります。

次に、経済政策関連についての御質問の中で、トラック業者の過積載問題についての御質問にお答えいたします。

県においては、本年度の公共工事設計労務単価を２度にわたり引き上げており、これに伴いダンプ運転手の労務単価も１万5600円から１万7800円へと上昇しており、工事予定価格に適正に反映させているところであります。さらに、技能労働者等への適正な賃金の支払いについて業界団体へ要請を行うとともに、トラック業者を初め業界団体や国・県の関係機関を交えた協議の場を持つこととしております。

今後とも、関係業界団体等と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の運用停止と埋立承認についてお答えいたします。

先ほど土木建築部長が答弁いたしましたとおり、今回の埋立承認申請については、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し承認したところであります。一方で、いわゆる統合計画によれば、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。

県としましては、同計画の進捗にかかわらず、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内の運用停止を求めたところであります。

次に、米軍基地関連についての御質問の中で、海外有識者等による新基地建設反対声明についてお答えいたします。

海外の有識者等が、「世界の識者と文化人による、沖縄の海兵隊基地建設にむけての合意への非難声明」を発表したことは報道等により承知しております。海外の高名な方々が沖縄の米軍基地問題について意見を述べることはこれまでになかった試みであると認識しており、今後、日米両政府の沖縄の米軍基地問題に係る政策にどのような影響があるか注視してまいりたいと考えております。

次に、オスプレイ配備の増強についてお答えいたします。

平成24年６月に米国が日本政府に対して行った接受国通報によると、普天間飛行場においてＣＨ46ヘリ24機をＭＶ22オスプレイ24機に換装することとしており、一昨年10月に12機、昨年９月までに12機が配備され、24機全ての換装が終了しております。また、ＣＶ22オスプレイの嘉手納飛行場配備について、政府はい

かなる決定もないとしております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。
〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕
○農林水産部長（山城　毅君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、埋立工事に伴う国の必要な許可申請についてお答えいたします。
漁業権漁場内において、海底地形を改変する場合、沖縄県漁業調整規則第39条の規定に基づき、知事の許可が必要となっております。県は、提出された申請書への記載事項及び添付された漁業権者の同意書、実施計画書等の内容を審査した上で、許可を判断することになります。
また、造礁サンゴ類を移植する場合、同規則第41条の規定に基づき知事の許可が必要となっております。県は、提出された申請書への記載事項及び添付された実施計画書等の内容を審査した上で、許可を判断することになります。
次に、農水政策関連についての御質問の中の、漁業者の安全操業についてお答えいたします。
県は、海上で操業する漁業者の安全操業及び安全航行を確保するため、沖縄県漁業無線協会を通じた気象や米軍演習、漂流物の発生などの安全情報の提供、海難事故や急病、不審船など、緊急時に対応可能な漁業無線機の整備に対する支援などを行っているところであります。また、新たに沖縄漁業基金を活用した、外国漁船等の操業状況の監視調査への支援を検討してまいりたいと考えております。
県としましては、今後とも、漁業者の安全操業の確保に努めてまいります。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。
〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕
○環境生活部長（當間秀史君） 米軍基地関連について、ドラム缶問題に対する県の役割、対応についての御質問にお答えします。
今回の問題については、沖縄防衛局及び沖縄市による全面調査が実施されており、県は、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づき助言を行っております。また、当該調査において新たなドラム缶が発見されておりますが、ドラム缶の発掘に当たり、県は、周辺地下水等のモニタリング調査を実施したところであります。
次に、観光政策関連についての中で、環境に配慮した政策についての御質問にお答えします。
県では「第２次沖縄県環境基本計画」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。
基本目標の一つとして、「環境への負荷の少ない循環型の社会づくり」を掲げ、大気環境や水環境の保全、赤土等流出の防止、サンゴ礁の保全・再生等の各種施策に取り組んでおります。バス、トラック等の排出ガスの低減化に向けては、エコドライブや次世代自動車の普及促進に取り組んでいるところであります。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。
〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕
○商工労働部長（小嶺　淳君） 米軍基地関連についての中の、復帰前離職者の救済に係る県の対応についてという御質問にお答えをいたします。
復帰前離職者には、労災が適用されないため、石綿健康被害救済法による救済が図られることとなっております。公文書館に保存されている軍雇用員カードの活用は、復帰前離職者の救済を図る上で大変有効であると考えており、国と調整しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。
県といたしましては、復帰前離職者のアスベスト健康被害の救済は重要な課題であると認識をしており、関係部、国、離職者対策センター等と連携して対応をしてまいります。
経済政策関連の中の、製造業の割合を全国並みに引き上げるための県の施策についてという御質問でございます。
製造業は雇用創出効果が高く、安定的な雇用が見込まれ、経済波及効果が高い産業であることから、その割合を高めることは極めて重要と考えております。このため、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、ものづくり産業が成長のエンジンとして本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう、総合的かつ戦略的に支援をしていくこととしております。具体的には、金融機関と連携した「有限責任事業組合」からの出資による支援や、沖縄の地域資源を活用した付加価値の高い製品開発、県産品の販路拡大などを支援するとともに、金型などものづくりを支えるサポーティング産業の集積を促進してまいります。
同じく県産品を支援し育成する仕組みづくりが必要と考えるが、県の対応についてという趣旨の御質問でございます。
県では、県内企業の育成強化を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、各種の取り組みを行っております。具体的には、

優良県産品の推奨や、県産品奨励月間の実施、産業まつりの開催による消費者意識の啓発、国の出先機関、市町村、土木建築業者、大手量販店等に対する要請等を実施しているところでございます。また、昨年11月には、県公共工事の主な発注元である土木建築部及び農林水産部、企業局の幹部職員及び担当者を対象に、県内企業による県産建設資材のプレゼンテーション及び意見交換会を開催し、関係部局とともに県産品の優先使用の意義を再確認をしたところでございます。

県といたしましては、今後とも関係団体と連携して、県内企業の優先発注及び県産品の優先使用に取り組んでまいります。

同じくものづくりに関するＬＬＰのあらましについてという趣旨の御質問でございます。

県においては、平成26年度予算案に沖縄中小ものづくり企業競争力強化事業を計上しております。本事業は、県経済の中核を担う地元金融機関と連携して、資金供給手法の多様化を図り、ものづくり産業の振興を促進するものでございます。具体的には、沖縄県産業振興公社と地元金融機関が出資して「有限責任事業組合（ＬＬＰ）」を創設、ものづくり企業に対し、株式取得等による投資事業を行います。本事業の実施により、技術力を有するものの資本が過小であるなど経営資源が十分でない中小ものづくり企業に対して、資金の供給や金融機関のコンサルティング機能を生かした経営支援を行い、企業の成長を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは、観光政策関連に関する御質問の中の、国際線旅客便の公租公課の軽減への県の取り組みについてお答えいたします。

県では、国際航空ネットワークの拡充を図るため、那覇空港における国際線旅客便の着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置を政府に対して要望しているところでありますが、現時点ではまだ実現に至っておりません。しかしながら、外国人観光客の誘客は、本県にとって重要な課題と認識しておりますので、政府に対しては、今後とも、沖縄県における観光・リゾート産業の重要性等を説明し、実現に向けて粘り強く要請していきたいと考えております。

次に、深夜の国際便に対する県の方針についてお答えいたします。

那覇空港は24時間運用の空港であり、深夜においては平成24年10月までグアム便が就航していた実績がございます。しかしながら、深夜便は、旅行需要のほか、ＣＩＱやハンドリング受託企業の受け入れ体制等の課題があるとされており、深夜の国際便については、航空会社の動向を見ながら適宜、対応してまいりたいと考えております。

次に、新規就航の航空会社に対する支援策についてお答えいたします。

外国人観光客の誘致においては、航空路線の拡充が不可欠なことから、沖縄県では、航空会社に対する支援について基準を設けて実施しております。具体的には、未就航地からの新規就航について運航経費の一部を支援しているほか、既存路線の増便や大型化等についても支援を実施しており、効果的かつ公正な運用に努めております。

次に、観光オフ期の改善案についてお答えいたします。

沖縄観光の閑散期対策を実施し、入域観光客の平準化を図ることは、観光産業の振興と雇用の安定に大きく寄与するものと考えております。そのため、沖縄県においては、梅雨時期や冬場のオフシーズンに多くの誘客実績のある修学旅行やリゾートウエディング、プロ野球キャンプなどのスポーツコンベンションを積極的に推進しております。

また、今年度はオフシーズンに焦点を当てた魅力ある誘客イベントへの支援や、ＭＩＣＥの推進に取り組むとともに、春、夏、秋、冬のシーズンごとにターゲットを絞った誘客プロモーションを実施し、年間を通した安定的な誘客に努めております。さらに、平成26年度は新たに沖縄オリジナルの感動体験を提供する旅行商品の開発や、情報発信等のモデル事業を実施し、オフシーズン対策を強化してまいります。

次に、プロモーション事業の予算についてお答えいたします。

沖縄県では、平成26年度において、国内や海外における市場特性を踏まえた各種観光プロモーションの実施に加え、それと一体となった受け入れ体制の整備も推進するため、観光宣伝誘致強化費を計上しております。同強化費では、沖縄観光国際化ビッグバン事業や国内需要安定化事業、戦略的ＭＩＣＥ誘致促進事業等、多様な取り組みを実施することとしております。

また、予算計上に当たっては、市場環境や執行状況等も踏まえ一部の事業を強化したほか、各事業において内容や規模の見直しを行い、約46億円を計上しております。

次に、外国向け広報についてお答えいたします。

沖縄県では平成24年度に実施した海外市場調査に基

づき、対象国の市場特性を踏まえた広告プロモーションを展開しております。具体的には、沖縄観光のイメージを伝えるキーコピーを活用し、テレビ・新聞等のマスメディアや、交通機関を活用した広告、ウエブサイト、ソーシャルネットワーク等を活用しながら、沖縄観光ブランドの浸透を図っております。また、映画やドラマを活用した情報発信にも継続的に取り組んでおります。

次に、富裕層対策についてお答えいたします。

沖縄県としては、観光客の個人消費額を増加させるためには、富裕層対策は有効であると考えております。そのため、海外市場に対しては、アメリカで開催された世界の富裕層を対象とする旅行会社との商談会に出展し、商品造成を促しております。また、中国においては、銀聯カードと連携してカード利用者を対象とした消費促進キャンペーンを実施したほか、富裕層の個人旅行が増加傾向にあることを踏まえ、ゴルフやダイビングをテーマとする旅行博への出展やセミナーの開催、商品造成を促すための旅行者の視察等を実施しております。

そのほか、国内においても時間や経済的な余裕がある層に対し長期滞在スタイルを提案しているほか、エステ・スパなどの付加価値の高い商品の情報についても積極的に発信しております。

次に、県内観光協会との連携事業についてお答えいたします。

沖縄県では、多様な観光客のニーズに対応するためには、市町村や観光協会等との連携が重要と考えております。そのことから、地域が主体となった地域資源を活用した観光メニューの開発を支援するほか、組織体制の強化を促進するためのコミュニケーション研修や接遇、マナー研修など、人材育成を支援する事業を行っております。

また、観光まちづくりに関する課題の解決を図るため、アドバイザーを派遣しているほか、離島主要航空路線を持つ八重山・宮古、久米島等の観光協会と連携した路線別の誘客プロモーション事業等を展開しております。

次に、新石垣空港の効果等についてお答えいたします。

新石垣空港の開港により、同空港を利用する観光客数は大幅に増加しております。本土から石垣への航空旅客実績は、平成25年４月から平成26年１月までの累計で約30万1000人、前年同期の約11万4000人と比べて2.6倍となっており、八重山地域のみならず沖縄観光全体に好影響を与えていると考えております。

一方、観光客数の増加に伴うホテル等宿泊施設の受け入れ体制の整備や外国人観光客への多言語対応、国際線ターミナルの拡充、機能強化などが課題となっております。

県としましては、国や地元自治体等関係機関と連携を図りながらこれら課題の解決に取り組み、八重山地域全体の観光振興につなげていきたいと考えております。

観光危機管理システムの概要についてお答えいたします。

東日本大震災を踏まえ、多くの観光客や県民がビーチなどの観光地を訪れる本県においても、地震・津波を含む自然災害への迅速な対応が求められております。このことから、沖縄県では、大雨、洪水、台風、地震など、災害発生時の第一報を迅速かつ確実に入手する方法として、携帯電話やスマートフォンなどに多言語で気象警報等を配信するシステムを構築し、平成24年６月から一般利用を開始しております。

沖縄県としては、いざというときの備えとして、観光客、観光従事者等関係者及び県民に対し、本システムの利用を促進していきたいと考えております。

次に、那覇空港周辺の空港まちづくりについてお答えいたします。

多くの県民や観光客が訪れる那覇空港の周辺地域は、本県の玄関口として重要な地域であり、本県の目指す「世界水準の観光リゾート地」を実現するためには、リゾートにふさわしい景観づくりや交通網の整備など、観光客の満足度向上に向けたまちづくりが必要であると考えております。

次に、観光誘客1000万人のワーキンググループのあらましと進捗についてお答えいたします。

県においては、平成26年度に入域観光客数1000万人などの達成に向けたロードマップを策定することとしており、その準備のため、ワーキンググループを設置したところであります。ワーキンググループにおいては、次年度のロードマップ策定に向けて、沖縄観光の現状分析や課題の抽出について検討を行っているところでございます。

次に、文化政策に関する御質問の中の、次期県立郷土劇場の事業進捗及び衣装、小道具、劇場等の充実に係る県の対策、支援についてお答えいたします。４の⑴と４の⑵は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

沖縄県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行った結果、将来的には新たな施設の整備を展望しつつ、国立劇場お

きなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する内容の基本構想を策定いたしました。

今年度は当該構想を踏まえ、施設整備に係る基本計画の策定に向け、学識経験者や芸能関係者等で構成される委員会において検討を行うとともに、国立劇場おきなわ運営財団や浦添市などの関係機関と具体的な施設の配置等について調整を進めております。また、当施設におきましては、スタジオや稽古場、公演で使用する衣装や小道具の保管庫などの整備を行い、芸能活動に資するための機能の充実や、劇場機能の強化を図ってまいります。

次に、しまくとぅばの普及に関する計画の進捗についてお答えいたします。

しまくとぅばの普及につきましては、県民意識調査を実施するとともに、9月18日の「しまくとぅばの日」に、第１回の県民大会を開催したところであります。現在、しまくとぅばの積極的な使用に向け、航空会社や交通機関、銀行など18の企業等に要請を行っております。また、企業や県民がしまくとぅばになれ親しんでもらうことを目的に、職場や家庭での会話事例を載せたハンドブックを作成し、配布する計画であります。

次年度は、教育庁と連携し、小学５年生と中学２年生を対象に、しまくとぅばに興味を持ち、活用のきっかけづくりのための読本を作成する予定であり、現在、監修の先生方の選定、内容等を調整しているところでございます。

今後とも、県としましては、各地域のしまくとぅばが広く普及・継承されるよう、専門家の意見も踏まえながら効果的な事業を展開してまいります。

次に、文化技官（仮称）の設置についてお答えいたします。

文化芸術に精通する人材が県の文化施策にかかわることは、事業効果を高める上で重要であると認識しております。そのため、県としましては、文化行政担当者の研修や、計画的な人事ローテーションにより文化行政を専門とする職員の育成、委員会等による外部有識者の活用に取り組んでいるところでございます。

文化に特化した職員の採用については、長期的視点に立った採用及び活用のあり方など整理すべき課題があることから、関係部局と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　観光政策関連についての御質問の中の、空港業務従事者の職場環境改善策についてお答えいたします。

那覇空港では、航空会社を初め旅客ターミナルの管理、テナント、貨物取り扱い及びハンドリングなど、さまざまな空港業務に多くの方々が従事しております。

職場環境改善策については、一義的にはそれぞれの企業において従業員のニーズなどを踏まえ講ずるものであると考えております。

次に、国際線旅客ターミナルビル周辺のインフラについてお答えいたします。

那覇空港の国際線旅客ターミナルビルから国内線旅客ターミナルビル及びモノレール駅へのアクセスについては、構内道路を管理している国土交通省大阪航空局が歩道等を整備しております。また、タクシー乗り場についても、国際線旅客ターミナルビルの前面に同局が整備しております。

県としましては、空港施設のさらなる利便性向上に向け、今後、利用者の意見を踏まえ、国及び関係者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空港ターミナルの礼拝施設についてお答えいたします。

空港ターミナル内の礼拝施設は、国内では成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び新千歳空港に設置されております。

新国際線旅客ターミナルビルへの礼拝施設の設置について、運営主体である那覇空港ビルディング株式会社に確認したところ、当面は既存の施設の活用により将来的には利用者のニーズを確認した上で整備を検討していきたいとしております。

県としては、礼拝施設に限らず、那覇空港旅客ターミナルのサービス向上に向け、同社及び関係者と鋭意情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、経済政策関連についての御質問の中の、県民所得を引き上げるための県の対策についてお答えいたします。

県民所得を向上させるためには、移出型産業が複数堅実に育つとともに、域内の産業が活性化し、両者が連携、補完している強くしなやかな経済構造を創出することが重要と考えております。このため、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の振興に加えて、臨空・臨港型産業など第３、第４のリーディング産業を支援する必要があります。あわせて、農林水産業や製造業などの地場産業や科学技術を応用した産業など、沖縄の特性を生かしたさまざまな産業を振興することなどにより自立型経済の構築を図り、県民所得の向上に取り組みます。

次に、交通政策関連についての御質問の中の、鉄軌道導入に係る沿線自治体との広域調整についてお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に当たっては、駅を中心としたまちづくりなど各市町村におけるまちづくり計画との整合を図る必要があると考えております。そのため、平成24年度の調査結果について、県内各地区において説明や意見交換を行っているところです。

県としましては、引き続き市町村及び関係機関等と意見交換を行いながら、導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道工事の地元業者対応についてお答えいたします。

沖縄県では、公共事業の実施に当たっては、県内企業への優先発注を基本スタンスとして取り組んでおります。また、国に対しても、毎年、県内建設業への優先発注等の要請を行うなど、県内企業の受注機会拡大、確保の実現に向けて取り組んでいるところであります。

鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入に係る事業は大型プロジェクトであり、県内企業の受注拡大による県経済への波及効果は大きなものがあると考えております。そのため、鉄軌道の整備についても、これまでと同様、県内企業への優先発注を基本姿勢として取り組んでまいります。

次に、ＩＣ乗車券システム導入の進捗についてお答えいたします。

ＩＣ乗車券システムは、乗り継ぎ時の運賃精算の効率化や乗降時間短縮による定時速達性の向上、バス相互やモノレールのネットワーク連携強化を図るものです。

平成25年８月、モノレール及び沖縄本島バス４社がＩＣ乗車券システムの導入に合意し、11月には、本システムの管理運営を担う「沖縄ＩＣカード株式会社」が設立されました。また、平成26年１月には、公募したＩＣ乗車券の名称を「ＯＫＩＣＡ」に決定し、現在、平成26年10月からのモノレールの先行サービス開始、平成27年４月からのバス及びモノレールでの本格運用開始を目指し、システム開発に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　観光政策関連について、観光宝くじの創設についてお答えいたします。

宝くじは、都道府県等が総務省令で定める公共事業、その他公益の増進を目的とする事業の財源に充てるため、総務大臣の許可を受け発売しているものです。通常、宝くじの発売は、市場規模や発売効率の観点から、都道府県等が広域的に組織する宝くじ事務協議会を設置し、共同で実施しております。

沖縄県が観光宝くじを単独で発売する場合、市場規模が小さいため高額賞金が設定しづらく、売りさばき数が期待できないことに加え、発売事務を独自で行わなければならず、経費が割高となることが想定されます。また、年間を通じて発売されている既存の宝くじと競合し、全体として収益金がふえない可能性もあるなど、さまざまな課題があることから慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育関連についての御質問の中で、県立高校の制服の発注及びかりゆしウエアの導入についてお答えいたします。８⑴と８⑵は関連しますので一括してお答えします。

制服は、建学の精神や伝統的校風、保護者の意見等を踏まえ、各学校の制服検討委員会等において業者を選定しております。県立高校と制服店の契約状況については、大手制服店のみが20.7％、地域の制服店がかかわるのが77.6％となっております。

県教育委員会としましては、業者選定に当たり、私費会計取り扱いマニュアルに沿って、決定手続が公正公平に行われているものと認識しております。

なお、かりゆしウエアを制服として導入することは、価格や機能性、また、面接等のフォーマルな場面での着用について検討を要しますが、地場産業の活性化につながることから、各学校に情報提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　知事の政治姿勢についての再質問でございますけれども、知事は公約は守らなければならない。しかし、たくさんある公約の中で軌道修正というものがあり得ると。しかし、多分180度修正することを軌道修正とは言わないと思うんですね。180度と言ったら丸反対なんですよ。これはやはり軌道修正と言わずに公約違反と言われても仕方がないことではないかなと思っております。

それともう一つ、「140万県民を代表して」という言い方がございましたが、今まで70年近くにわたり、こ

れだけの基地負担を強いられてきた沖縄県ですよ。逆に、安倍総理がこちらに感謝するべきではないかなと、僕なんかは思ったりするんですけれども、実質「140万県民を代表して」というせりふは、0.3倍掛けると約42万です。だから、42万基地容認派を代表いたしまして、感謝の意を伝えますという言い方が僕は正解ではないかなと思っております。

本当に知事に１つ再質問、これまでは私の意見ですが、観光平和産業ですね。この平和産業で県をこれから盛り上げていこうとする空に、やはり戦闘機であるとかオスプレイが飛んでいる姿は観光地としてふさわしいですか。これはふさわしいか、ふさわしくないかを答えていただきたいと思います。

それと、沖縄市サッカー場ドラム缶問題で、実は嘉手納空軍が基地内保護者が騒ぎ始めたんで基地内保護者に対して独自調査をして説明会を行い、そしてその結果をウエブサイトで提供しているんですね。その情報について県はどのような見解を持っているか伺いたいと思います。

さて続きまして、深夜の国際便の対応について県の方針を伺うという質問についての再質問なんですが、これはハンドリングサービスにいろいろ問題があると部長おっしゃったけれども、こういうことに県がどういうふうに施策の支援をすれば、そのハンドリングがうまくいくかということを考えるのが仕事じゃないかなと思うんですよ。だから今、県は何をするべきかといったら、深夜便もどんどんどんどん外国からせっかくこれだけグレードアップした国際空港ができたんだから、どんどんどんどんやっぱり呼びかけてやるべきではないかなと思っているんですね。だからその辺は積極的に入り込んでいって、今、企業がこうだからとかハンドリングサービスのルールがこうだからとかいうことじゃなくて、そのルールの中に割って入っていって支援策を探していくということが今県に求められていると思うんですよ。その件についてちょっと答弁していただきたいと思います。

それと、空港ターミナルに礼拝施設を設置するべきと考えるがという質問に対して、状況を見ながら、後でこのイスラム系の人たちがたくさん来始めたらつくりますという考え方は大きな間違いだと思うんですね。あの人たちは、ここに礼拝堂があるということを前提に来るんです。決して、ないところに来ないんです。ついでに言えば、私たちはマレーシアのほうに視察に行ったんですが、マレーシアのほうではハラールというのがありますね、ハラール。要するに、ハラールでなければ彼らは食事をしないと。要するに今、沖縄県にハラール対応の店が、レストランが８件あるそうです、８件。これが沖縄県に100件もしハラール対応の店ができたら、確実にイスラム系の人たちは飛んでくるそうです。ないからなんですよ、実は。だから、礼拝堂の件に関しても、今ホテルが単独で入れようかなという時代に、人がふえたら対応しようかなと考えているという発想は、僕はもうだめだと思うんですね。しっかりそのホテルでも、沖縄県で多分今１カ所のホテルだけがやっているんですかね、ハラール対応。ロワジールホテルさんがやっていると思うんですが、矢印が天井についているわけですよ。どこに向かってお祈りをするかという。だからそういう対応も含めてホテル業界、今真剣にこれに取り組もうと考えている中で、この人たちがふえてきたらこれをつくろうということじゃなくて、もう既にこの人たちは来る態勢にあるわけだから、せっかく来る態勢にある人たちのための準備はやったほうがいいでしょうということがこのハラール対応なんですね。これは、僕、絶対これからも進めていくべきだと思います。そして彼らは明らかに富裕層です。

ちなみに、私たちがマレーシアを視察したときに、ちょうど沖縄ＭＩＣＥという広告が新聞一面に出たんですね。新聞一面に出たときに、ああ、これすごい宣伝したなと思ったんだけれども、後でマレーシアの人にいろいろ話を聞くと重大な問題がわかったんですよ。マレーシア人とやっぱり中国の華僑の皆さんが、大体五分五分でこっちにいるんですね。文化が全然違う。このマレーシア人はハラールですよね、こっちは中華料理で豚から牛からもう鳥まで食べる。ここはもう鳥しか食べないというような文化が違う。そんなときにあのＭＩＣＥとやって、じゃ、どこを対象にＭＩＣＥしたんですかということですよ。ハラール対応をするんだったら、そのハラールの人たちを迎え入れるための施設をしっかり整えてからじゃないと、ＭＩＣＥの営業も成り立たないというのが向こうへ行って感じたことなんです。

それともう一つ、びっくりしたのは、皆さん「琉神マブヤー」って御存じだと思いますけれども、「琉神マブヤー」のマレーシアバージョンができたんですよ。「ジュワラー」という、これが第１回目放送で7.3％の視聴率をとった。これマレーシア版ですよ、マレーシアの人が演じる「琉神マブヤー」です。これが7.3％の視聴率ということは、約100万人の皆さんが見たんですね。100万人の皆さん、これがもうまさにピンポイントで、こういうところに県は、何でコマーシャルを打たないのかと、これが不思議なんですよ。そして、

マレーシアにプロモーションするに当たっては、先ほども言いましたけれども、要するにマレー人とこのイスラム系統の人たちと、華僑の系統がいる。これマレーシアにまず料理で、こういう沖縄料理がありますよと、ここに豚の頭が出ようものなら、マレーシア人は二度と沖縄行かんということになるんです。ということは、華僑用のコマーシャル、マレーシア人用のコマーシャルというのをうまく使い分けないといけない。こんなときにやはり大手に投げて向こうで宣伝してくださいというやり方は、もう僕は古いと見ているわけです。現地のしっかり政策している人、現地のマレーシア人がどうやったら沖縄に行きたいと思うかということを僕らは情報提供するんですよ。情報提供したら彼らが地元の人がＣＭを考えてくれる、物語を考えてくれる。実際その制作する皆さんと会って、いろんな意見を聞きましたが、びっくりしましたね。僕らが本当に自分たちでこういうプロモーションビデオを向こうに投げたら来るだろうという考え方は、もう大きな間違い。実はマレーシアというのは、現地でいうところによると沖縄よりきれいな海を持っていると。だからマレーシア人に海の宣伝しても行かないでしょうと。マレーシア人は平均寿命が70だから、ここに何の興味を持っているかといったら、長寿に興味を持っている。例えば、すごく迷信的な部分に興味を持っているとか、そういういろんな現地の人にしかわからないようなことがあるんですね。だからストーリーをつくる前に、ただ単に向こうにプロモーションしましょう、新聞に載っけましょうという考え方じゃなくて、もっとピンポイントな使い方があるんではないかということをよく考えて海外プロモーションをやっていただきたいなと思いますので、ひとつその辺のところをよろしくお願いいたします。

そして、しまくとぅばの件なんですが、もうしまくとぅばは、専門官は明らかにもう絶対必要であるということははっきりしていますね。５つの言語、５つのウチナーのしまくとぅば、５種類ありますね。５種類分かれていますね。この５種類の専門官を確保しているのか、もしくは確保していなければ、絶対そういう専門官はしっかりと県のしまくとぅばを今後やっぱり島に広めようという運動の中で必要なことですから、しっかりと確保されているかどうか、これだけを教えていただきたいと思います。

あと、文化技官に関しては、僕はもう５年前から言っているんですよ。５年前から言って今、関係各位と関係部局と相談をしてどうするかは考えていますとかという答弁がずっとこの５年間続いている。実際もうやったほうがいいと思いますね。行政の文化化というのはやはり僕は沖縄県に一番問われていることだと思いますので、観光と文化に関してはやっぱりある程度専門の人たちが行政の中に入って動かしていかんといけないと思いますので、その辺いかがなものかお聞かせください。

それと鉄軌道の件なんですが、鉄軌道、僕はこれ地元業者にちゃんと対応するべきだということで、県はそういうふうに進めているというけれども、実質はどうなっているかですよ。要は、鉄軌道の工事に携わっている地元企業がどれだけあるかということですよね。僕は、鉄軌道工事の研修制度をぜひ早目につくっていただいて、本土でつくっているところにどんどん派遣して研修させていくような制度をつくって初めて地元に受注させ切れるんではないですかと言っているんです。それをいきなり向こうの業者が来て、あなたたちはできないはずだから僕たちがトップに立ちます。私たちがつくりますからあなたたちは後からウーヤーしてくださいと。そういうことになるのがもう目に見えているんですよ。だからぜひこの研修制度を、鉄軌道もうそろそろ取り組むと言っているんだから、研修制度を早目につくっていただきたい。これは要望とともに、そして答弁をいただきたいと思います。

それとこれはちょっと余談ですが、「わった～バス党」、実によくやっていると思います。１年間で何と党員が１万人突破しました。そして、バスに乗る人が30万人突破したというのは僕はすごいなと。あの党首は友達なんですけれども、党首にこの前話聞いたら、タクシーに乗るたびにヌラーリルと言うんですよ。イッター　バスビカーナーと。ワッタータクシーチャーナトーガと。だから、今度はぜひ「わった～タクシー党」に挑んでいただきたいなと。これはなぜそういうことを言うかというと、観光立県だから、今沖縄のタクシーの色を見ていると、あれは初めて沖縄に来る人とか外国の人が来たら、どれがタクシーかタクシーじゃないかわからない。色が統一されていない。これは外国人観光客を迎え入れるに当たって一番優しいのは、タクシーの色をやっぱり統一すべきではないかなと僕思うんですね。その辺のところちょっと沖縄県がリードして、「わった～タクシー党」なり何かをつくっていただいて、タクシーの利用の仕方もぜひ県が積極的にかかわっていただきたいなと思っておりますので……。部長笑っているけれども、本当だよ。よろしくお願いいたします。

それとかりゆしウエアの件なんですが、かりゆしウエアはやはり地域地域でいろんな柄を持っています

ね。僕がきょう着ているのはウチナーのコザのエイサーのかりゆしウエアですよ。かりゆしウエアの質問するときに、スーツじゃいかんだろうと思って、きょうちょっと寒かったんだけれども無理してかりゆしウエアを着ているんですが、こういうふうに高校生にデザインさせてやっぱりつくるということが大事。僕は、だからこれは実際見に来てそしてつくって身に着て町を闊歩するというのは、もう本当に実に僕はロケーションだけでもすごいんじゃないかなという気はしております。ぜひこれ進めていただきたいなと思っております。

それと最後に、僕は今、各高校の制服、なぜ受注発注の話をしたかといいますと、今、大手が一手に契約しているんですよ。実は、契約する中で、地域の洋裁店をしっかりと活用しなさいということがあるんですが、どうもその受注発注の表をいただいたんですが、沖縄市の４校に関しては大手が１校で、そしてどんどん地域の洋裁店がだんだんもう用済みになっていっているという、これは問題だと思うんですね。やっぱり地域の洋裁店も生かせるような、そういうふうなチェックをしていただいて、ぜひとも地域を生かすという感じの受注発注にしていただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時35分休憩

午後６時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 再質問にお答えいたします。

オスプレイが飛行するような空は観光地としてふさわしくないのではないかというような御質問だったと思います。

議員のおっしゃるとおりだと思います。沖縄県が今後、経済的に発展し観光産業の振興を図ると、そういう観点からしましても、米軍基地の過重な存在というものは、これは整理縮小を図っていくべきであろうと考えております。

県といたしましては、沖縄の米軍基地の整理縮小に向けて、今後とも強く取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 沖縄市のドラム缶との関係で、米軍のウエブサイトに対する県の見解ということの質問だったかと思います。

ただ、今のところ沖縄市のドラム缶83本全体の調査・分析、内容物の調査・分析と土壌の調査・分析が済んでいないという状況の中では、県として見解を申し述べるというのは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） まず、国際便の深夜便に係るハンドリング支援等についてでございますが、ハンドリングについては、県のほうでも緊急雇用創出基金を活用して県内空港における国際ハンドリング強化ということを目的に、県内求職者を採用して企業研修に係る一定の専門的な研修を行い、ハンドリング企業に必要な知識・技術を有する人材を育成する事業を実施しております。そういったことで、まずハンドリングについては現在、体制が弱いということで、県のほうでも人材育成に努めているところでございます。

それから、国際チャーター便のハンドリング支援事業というのがございますけれども、その中で、通常の場合には１便30万円に対して深夜・早朝、いわゆる21時から９時の到着に運航する国際便については40万円ということで、若干支援を厚くする形で国際便についても取り組みを促進しているところでございます。

それからもう一つ、マレーシアに関する質問、いろいろ意見がございましたけれども、まず、今、私たちがやっている海外に対するプロモーションというのは、平成24年度にマレーシアを含め海外14カ国・地域に対して、沖縄に対してどういうイメージを持っているのか、どういう客を対象にすればいいのか、それぞれターゲットを絞っております。ターゲットを絞った形でそれぞれ違うようなプロモーションを打っているところでございます。

そしてもう一つ、マレーシアの中で「琉神マブヤー」という話がございましたけれども、それについても、やはり映画というのも一つのプロモーションで非常に効果的だということで、それも県のほうでコンベンションビューローを通して支援を行った事業でございます。

それからハラールについて、昨今マレーシアもビザが緩和されたということで、沖縄に対する観光客も少しずつですけれどもふえてきている状況にございます。そういったことで次年度、このハラール対応につ

いて、県内の企業で幾つか進んでいるところがあるんですが、どういう現状なのか、どの部分が不足しているのか、その部分については次年度しっかり調査するということで予算も要求しているところでございます。

それからしまくとぅばなんですが、先ほど私のほうで次年度、読本を作成して小学校、中学校に配布する計画という御説明をしましたけれども、それに係る監修の先生方については、現在選定作業を行っているところですので、その中で議員から御指摘のありました５しまくとぅば、そこにもしっかり対応できるような方法を考えていきたいと考えております。

それからもう一つ、文化に特化した職員の採用について、いつも心配いただいて非常に恐縮なんですけれども、その考え方の中には、まず芸大生の就職が余り芳しくないと、そういう芸大生の就職の確保も背景にあるのかなと思っております。それでまず１つには、芸大生の就職支援として、次年度新たな事業を立ち上げて、芸大生の特色を生かした効果的な就職支援について、今予算要求してそれに取り組むこととしております。

それからもう一つ、文化振興会において昨年度から、有期でございますけれども、芸大生を中心に文化を専門とする職員を数名採用して、今、文化行政に取り組んでいるところでございます。

それからもう一つ、今設問のある文化の専門職員の県職員として採用することについてでございますけれども、実はこれについては、やっぱり中長期的な視点に立って採用、確保、それから活用のあり方をさまざまな観点からちょっと検討しなければいけないかなと思っておりまして、そこについてはまた関係機関ともしっかり相談していきたいと思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 空港ターミナルに礼拝施設を設置すべきではないかということの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、今現在、国内では成田、関空、中部国際そして新千歳にそういった礼拝施設が設置されております。やはり昨今の政府のビザ緩和によって、イスラム圏からの観光客が多く来ているということで、やはり空の玄関口、沖縄県の玄関口である空港というのはおもてなしの最初の場面ですので、そういったきめ細かな配慮といいましょうか、心配りという観点からもそういった方々に対しての礼拝施設というのは、やはり議員おっしゃるとおりそのニーズはあるだろうというふうに考えております。

先ほども答弁させていただきましたけれども、那覇空港ビルディングは既存の今空き室があるので、そこでもしあれがあれば対応したいということですけれども、将来的にどの程度県の観光部局でのプロモーションによって人数等がふえることによれば、またそれでは手狭というようなことがあれば、それはまた将来的には考えるということを先ほど答弁もさせていただきましたので、県としてもしっかりこの辺は那覇空港ターミナルビルと意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、これは御質問なのかどうかちょっとあれなんですが、タクシーのお話がありました。タクシー会社は実はいろいろな課題があります。ＬＰガスの燃料高騰等で我々もいろいろ課題をタクシー業界から受けております。実は今週、新たに協議会が立ち上がっていますので、議員からのお話についてはそういったお話がありましたということでまずは話してみたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 再質問にお答えいたします。

先ほど鉄軌道の工事に県内企業が参入できないかということで企画部長のほうから答弁させていただきましたが、再質問については私のほうから御答弁させていただきます。

確かに鉄軌道につきましては、レールの敷設やあるいは地下鉄部分など大規模な断面についての推進工法という特殊な工法等がございまして、県内ではそういう技術の蓄積はございません。私どもが今やっております鉄軌道系では都市モノレールというものをやっておりますけれども、それとはかなり違う部分の技術が必要かというふうに考えております。また、ある程度大きな規模になりますと、入札の方法としてＷＴＯにひっかかってきて県内・県外、そして国外まで一緒に入札をしないといけないというような契約の仕組みがございます。しかしながら、那覇空港第２滑走路につきましても、県あるいはいろんな関係者からの要請によってＷＴＯに係る案件につきましても、この前の入札ではしっかり県内業者は構成員として入っております。したがって、技術力があって県内で受注できると

いうのが一番いいわけですけれども、そうでなくてもＪＶの構成員としてしっかりこの鉄軌道の工事に参画できるような道もございます。

私ども土木建築部は、建設業協会と定期的に意見交換をやっておりますので、議員からの御提案につきましてはその意見交換の中でしっかり議論をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時50分休憩

午後６時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 沖縄市のドラム缶の関係で、米軍のウエブサイトに対する県の見解ということでございますけれども､ウエブサイトについては､県としては当然確認をしているところであります。ただ、そのことについて県から今のところ見解を述べるという段階にはないということでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時52分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年２月28日

平成26年
第　２　回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第　４　号）

平成26年
第２回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）**

平成26年２月28日（金曜日）午前10時４分開議

議　事　日　程　第４号

平成26年２月28日（金曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（41名）

議　長	喜納昌春　君	25　番	前島明男　君
副議長	浦崎唯昭　君	26　番	照屋守之　君
1　番	上原　章　君	27　番	新垣良俊　君
3　番	具志堅　透　君	28　番	仲田弘毅　君
4　番	又吉清義　君	29　番	新垣安弘　君
6　番	儀間光秀　君	30　番	當間盛夫　君
7　番	新田宜明　君	31　番	照屋大河　君
8　番	仲村未央　さん	32　番	狩俣信子　さん
9　番	玉城　満　君	33　番	赤嶺　昇　君
10　番	西銘純恵　さん	34　番	新垣清涼　君
11　番	比嘉京子　さん	37　番	金城　勉　君
12　番	吉田勝廣　君	38　番	糸洲朝則　君
14　番	中川京貴　君	39　番	翁長政俊　君
16　番	座喜味一幸　君	41　番	新垣哲司　君
17　番	呉屋　宏　君	42　番	具志孝助　君
18　番	仲宗根　悟　君	43　番	新里米吉　君
19　番	崎山嗣幸　君	45　番	奥平一夫　君
20　番	山内末子　さん	46　番	玉城義和　君
22　番	渡久地　修　君	47　番	玉城ノブ子　さん
23　番	大城一馬　君	48　番	嘉陽宗儀　君
24　番	嶺井　光　君		

欠　席　議　員（５名）

2　番	砂川利勝　君	21　番	瑞慶覧　功　君
13　番	島袋　大　君	44　番	髙嶺善伸　君
15　番	桑江朝千夫　君		

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞　弘　多　君	会計管理者	岩　井　健　一　君
副知事	高　良　倉　吉　君	知事公室秘書広報交流統括監	久　貝　富　一　君
副知事	川　上　好　久　君	総務部財政統括監	田　端　一　雄　君
知事公室長	又　吉　　進　君	教育委員会委員長	宮　城　奈　々　さん
総務部長	小橋川　健　二　君	教育長	諸見里　　明　君
企画部長	謝　花　喜一郎　君	公安委員会委員長	翁　長　良　盛　君
環境生活部長	當　間　秀　史　君	警察本部長	笠　原　俊　彦　君
福祉保健部長	崎　山　八　郎　君	労働委員会事務局長	真栄城　香代子　さん
農林水産部長	山　城　　毅　君	人事委員会事務局長	平　良　宗　秀　君
商工労働部長	小　嶺　　淳　君	代表監査委員	知　念　建　次　君
文化観光スポーツ部長	湧　川　盛　順　君		
土木建築部長	當　銘　健一郎　君		
企業局長	平　良　敏　昭　君		
病院事業局長	伊　江　朝　次　君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉　陽　安　昭　君	主幹	佐久田　　隆　君
次長	知　念　正　治　君	主査	嘉　陽　　孝　君
議事課長	平　田　善　則　君		
副参事兼課長補佐	勝　連　盛　博　君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　おはようございます。

公明・県民無所属会派を代表いたしまして、質問をいたします。

まず１点目に、知事の政治姿勢について伺います。

⑴、公明党は、今年結党50周年を迎えます。立党精神は「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」という、常に大衆とともに歩んでまいりました。したがって、辺野古移設反対は大衆の声であり、県民の声であるとのこの基本的な考えのもとに、知事の辺野古公有水面埋め立てには不承認を求めてまいりました。しかしながら、知事の判断は埋立承認となり、まことに残念であります。県民世論を無視したと言わざるを得ない。知事の判断に至った経緯と県民世論に対する考えを伺います。

⑵、県内全市町村長や議会議長らが署名し、昨年１月に安倍首相に提出した建白書について、政府は請願書としてではなく、行政文書として処理し、来年４月以降に廃棄されようとしておりますが、国立公文書館に移管を求める声も上がっております。知事の所見を伺います。

⑶、次年度は仲井眞知事の２期目の最終年度となります。過去最高の予算案に見られるように、知事の意気込みがうかがえます。次年度に向けた知事の決意と所見を伺います。

⑷、慶良間諸島が国立公園に指定されました。自然景観の保全、適正利活用、将来展望等について、知事の所見をうかがいます。

⑸、「那覇空港ターミナル地域整備計画」の促進と臨空・臨港型産業の集積を推進するため、自衛隊基地の利活用は可能なのか。知事は「さらなる民間エリアの拡充に向け、自衛隊エリアの配置の最適化を政府に求めてまいります。」と、このように知事提案説明要旨にうたっております。知事の所見を伺います。

⑹、ＴＰＰ交渉が大詰めを迎えておりますが、日本政府は肉用牛と豚肉の譲歩案の提示を検討しているとのことですが、沖縄の農業関係者は大きな不安を抱いております。県の主要品目である肉用牛と豚肉が大きな打撃を受ければ、沖縄の畜産業は成り立たなくなり

ます。特に離島の農業はサトウキビと畜産業で成り立っており、離島の定住条件も脅かされかねない状況にあります。よって、砂糖、肉用牛、豚肉等、重要５品目の関税撤廃から除外する行動を強力に進める必要性があると訴え、知事の所見及び対応について伺います。

⑺、教育委員会制度改革に関する議論が政府・与党間でなされておりますが、これらの議論や改革案に対する知事及び教育長の所見を伺います。

２点目、福祉行政について伺います。

⑴、地域包括ケアシステムの構築について。

2025年問題、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になる。政府は、介護が必要になっても高齢者が住みなれた場所で暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向け、具体的な議論を進めております。県の対応について伺います。

ア、県内の2025年の65歳以上あるいは75歳以上の高齢者はどのぐらいと予想されるか。

イ、県の地域包括ケアシステム構築へ向けての取り組み状況について伺います。

ウ、同システム構築に必要な施設、例えば小規模特別養護老人ホーム等の施設整備、認知症の患者、家族を支援する施策など、次年度の予算にどう反映されているか。なるべく具体的に。そしてまた2025年までの計画等についても伺います。

⑵、４月の消費税率増税に伴う低所得者対策について伺います。

ア、低所得者向けの臨時福祉給付金の支給について、世帯数や人数、あるいは予算等について伺います。

イ、子育て世帯に向けての臨時特例給付金についても、世帯数や人数、予算等について伺います。

今申し上げた２つの点につきましては、給付金受け取りには申請手続が必要であり、対象者への周知徹底の取り組みが必要であります。その取り組みについて伺います。

⑶、児童虐待防止対策について伺います。

ア、児童相談所等での児童虐待に関する相談件数の推移と対策について、例えば相談機能の強化や児童家庭支援センターの建設、児童養護施設等の耐震化やスプリンクラーの設置等について。

イ、里親やファミリーホームへの委託状況や、小規模グループホーム等についても伺います。

⑷、障害のある人もない人も暮らしやすい社会づくり事業についてでございますが、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が制定され、今年４月から施行されることになっておりますが、準備状況や取り組みについて伺います。例えば広域相談専門員の配置や調整委員会の設置、市町村との連携等について御説明願います。

⑸、子供の貧困問題について伺います。

貧しい家庭の子供への支援を国の責務とするいわゆる「子どもの貧困対策推進法」が先月、１月17日に施行されました。同法では、相対的貧困率の改善や教育支援などを総合的に推進する大綱の策定、関係閣僚による子供の貧困対策会議の設置や、対策の進捗状況の年１回の公表も予定しております。都道府県にも大綱に基づき、子供の貧困対策の計画づくりの努力義務が果たされることになっております。

そこで伺います。

ア、県において、今後の子供貧困対策の取り組みについて伺います。

イ、本県の「絶対的貧困率」、「相対的貧困率」の実態について伺います。

ウ、「貧困の連鎖」を断ち切るための子供への教育支援、親への就労支援、生活支援などの対策が不可欠だが、県の認識と対応について伺います。

エ、14年度の国の予算案には、高校生向けに返済不要の給付型奨学金の創設が盛り込まれているわけでございます。新高校１年生の家庭のうち、年収250万円未満の場合が対象となり、また、大学生などへの無利子奨学金の貸与人員も２万6000人増加されるとのことですが、これらの予算が本県の新年度予算にどう反映されているか伺います。

⑹、沖縄県手話言語条例の制定について伺います。

手話言語は聾者にとって意思疎通の手段として大変重要でありますが、明治13年イタリアのミラノで開催された国際会議で口話法を教える決議がなされたり、我が国でも昭和８年、聾学校での手話の使用が事実上禁止されたりして、聾者の尊厳が著しく傷つけられた歴史があります。その後、平成18年国連総会で採択された障害者の権利に関する条約で、言語には手話、その他非音声言語を含むことが明記され、また、明治13年の決議も平成22年のカナダのバンクーバーの国際会議で撤廃されております。聾者が手話を大切にする認識が広まりつつあるものの、手話に対する理解度は少なく、聾者にとって日常生活、社会生活を送る上で大変苦労が多いものと考えます。聾者と聾者以外の者がお互いに理解し、共生する社会を築くため、「沖縄県手話言語条例」の制定を提案し、知事の所見を伺います。

３、医療行政について伺います。

⑴、地域医療支援センターの設置について。

国は医師不足解消、医師の地域偏在解消のために、「ドクタープール等の機能を担う地域医療支援センター」を47都道府県に１つずつ設置したいと、平成23年度から取り組んでおります。平成25年度まで既に30カ所の設置を実施しているが、沖縄県の取り組みについて伺います。

⑵、先端医療の開発拠点形成及び重粒子線治療施設導入について伺います。

細胞医療産業の集積を図り、製薬、人材育成、医療ツーリズム等沖縄県のリーディング産業を目指す最先端医療の開発拠点形成事業について伺います。

また、沖縄県の死亡原因の第１位はがんであり、年々増加傾向にある中で、がん治療の最先端治療施設として注目されている重粒子線治療施設の導入は、長寿県沖縄復活のためにも重要な課題として重粒子線治療施設導入に係る検討協議会が発足されました。その報告書によりますと、施設導入や維持管理費にかかるコストの高さ、高額な治療費、集患の困難さ等さまざまな課題が見られますが、これらの課題解決をプラス思考で捉え、課題解決に取り組むことでこの施設の導入は可能となり、先端医療の開発拠点として国内外に発信し、先端医療の先進地を目指してはどうか知事の見解を伺います。

⑶、脊髄損傷治療施設の導入について伺います。

福岡県飯塚市に我が国唯一の脊髄損傷センターがあります。この施設は、交通事故や産業事故による脊損患者を急性期からリハビリし、８割以上の患者を社会復帰させている施設でございます。脊損患者は、14日以内に搬送し治療を受けること、また、ヘリコプターで搬送しないと脊髄損傷に大きな影響を与えることなどの要件を伴います。したがって、沖縄からはヘリコプターで患者を搬送できず、今日まで同施設で治療を受けることができない状況にあります。したがって、沖縄県で同様な受け入れ体制、いわゆる脊髄損傷センターの導入が必要だと考えますが、県の考え及び対応について伺います。

４、文化観光スポーツに関しまして、⑴、平成25年の入域観光客数は、過去最高の641万3700人となりました。目標の1000万人達成へ向けた取り組みと見通しについて伺います。

⑵、那覇空港の新国際線ターミナルビルの運用が、去る２月17日から始まりました。関係者からは、年間100万人の乗降客を前提に設計したと言われ、既に13年度の乗降客数は95万人見込まれており、すぐに手狭になると言われております。21年度までの外国人観光客数の年間200万人の受け入れに向けても、国際線ターミナルビルの機能拡充及び増築は不可欠と考えます。県の考えと対応について伺います。

⑶、県の外国人観光客満足度調査によると、不満は「外国語対応能力」や両替の利便性、案内表記の問題等、ソフト面の拡充と人材育成等が急がれますが、県の対応について伺います。

⑷、沖縄県と福島県との交流促進について。

３・11東日本大震災から、もうすぐ３年を迎えようとしております。沖縄県と福島県は、平成15年２月「うつくしま・ちゅらしま交流宣言」をして、官民一体となった交流を重ねてきました。交流宣言は、米国同時多発テロで観光客が落ち込んだ沖縄県を応援しようと福島県がツアーを実施したことがきっかけとなりました。また、３・11東日本大震災による福島県から沖縄で避難生活を送っている方が現在でも600余名おられます。こうしたさまざまな交流を支えてきたのが沖縄―福島直行便でありましたが、残念なことに平成21年、日本航空が燃料価格の高騰を理由に廃止して今日に至っております。両県相互の交流と友好のきずなを深めるために、次の提案を申し上げ、知事の所見を伺います。

ア、沖縄―福島間定期航空便の早期再開について、イ、教育旅行を初めとする青少年交流の促進について、ウ、相互の県産品の交流促進による経済活性化について、エ、東日本大震災の避難者支援事業の促進及び情報の共有について伺います。

５、教育行政について。

⑴、県立博物館・美術館は15日、南城市の観光施設「ガンガラーの谷」内にある、サキタリ洞遺跡で、２万3000年から２万年前の「旧石器時代」の地層から、貝製のビーズ（装飾品）と道具、人骨が見つかったと発表いたしました。

そこで伺いますが、ア、今後の調査研究に大きな期待が持たれますが、県の取り組みについて伺います。

イ、隣の港川フィッシャーも含めて、国・県・市の連携のもとに、特別遺跡指定などが考えられますが、県の考えを伺います。

ウ、修学旅行生等への公開等も考えられるかどうか伺います。

⑵、バスターミナル地区への新県立図書館の設置について、これまでの経緯や構想、規模、今後の展望、実施計画等について伺います。

⑶、スクールカウンセラーの配置事業について。

平成20年から25年まで配置校は増加しておりますが、相談件数、内容、効果等の実績、今後の展望について伺います。

⑷、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）配置事業について。

大変重要な事業ですが、配置人員の数が伸びていないのが実情であります。その要因等について伺います。また、人材育成の視点、待遇改善の必要性等の声もありますが、現状と今後の対応について伺います。

⑸、文部科学省の2013年全国体力・運動能力、運動習慣等の調査で、「「運動ゼロ」全国最多」の見出しが報道されていました。それによると、体育の授業以外で運動を全くしない県内小学５年生男女、中学２年生の男子の割合が全国最多。その他の体力テストも全国平均を大幅に下回っているとのことでありますが、このことに対して、どのように分析し対策をとられるのか、教育長の御見解を伺います。

６、沖縄漁業基金事業を活用した沖縄県「まぐろ延縄漁業者」の補償について。

⑴、日台漁業協定で大きな漁場を失った沖縄まぐろはえ縄漁船は、これからもパラオ海域やミクロネシア海域にやむを得ず入漁することになります。膨大な入漁料支払いとそれに伴う事務手続の費用の負担について伺います。

⑵、高騰する燃料の高値安定で「燃油セーフティネット」だけでは足りず、もう一つの支援策として漁業基金事業の活用はできないか伺います。

⑶、台湾漁船による漁具資材被害に対する完全な補償の実現について伺います。

⑷、沖縄県まぐろ漁業協会への運営費の一部援助について適用できないか伺います。

７、外国人労働者技能実習生の受け入れについて。

⑴、県内の水産業者や農家が中心となり、「県ちゅら島事業協働組合」が設立され、２月からインドネシアの青年13人が外国人実習生として受け入れられておりますが、県の対応と将来展望について伺います。

⑵、建設業界の人手不足解消のため、このような外国人実習生の受け入れシステムの導入はできないかどうか伺います。

８、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備事業について。

⑴、この事業は、平成22年度補正予算で100億円の国費が予算計上されましたが、沖縄県だけが実施してなかったのはなぜか。また、平成24年度には100億円、平成25年度も100億円、国は予算計上しておりますが、県の対応について伺います。

⑵、平成25年３月27日に設立されました沖縄県居住支援協議会の状況及びこれまでの実績、また今後の展望等について伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

糸洲朝則議員の御質問に答弁をいたします。

まず知事の政治姿勢の御質問の中で、辺野古埋立関係について、この判断に至った経緯と県民世論についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

経緯について申し上げますが、辺野古埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり手続及び審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。なお、法律上基準に適合している申請について、いろいろな思い、意見等で不承認とすることは、その裁量の範囲を逸脱している可能性もあると思料されることから、これらを理由に不承認とすることは困難であると考えております。また、申請を承認したことについて、県民の間にさまざまな御意見や反応があることは承知いたしております。

今後とも承認の経緯、理由等について丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、次年度に向けた決意と所見についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県は、日本経済活性化のフロントランナーとして期待されるなど、新たな段階に入っていると認識しております。このため、平成26年度は、沖縄振興交付金を含む過去最高の当初予算案を編成いたしました。引き続き雇用の創出や拡大、産業の振興、そして教育、医療、福祉、文化、スポーツ、離島振興などを初め過重な基地負担の軽減などに取り組んでまいる所存でございます。また、長期的な取り組みとして、長寿世界一復活及び持続的人口増加に向けた施策を推進してまいります。

今後とも、沖縄県のさらなる飛躍と県民福祉の向上に向け、全力で取り組んでまいる所存でございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、慶良間諸島の国立公園化についての御質問にお答えいたします。

慶良間諸島が、来る３月５日の「サンゴの日」に国立公園に指定されることは、まことに喜ばしいことであると考えます。国立公園化を契機に、地元では、豊かな自然環境を生かした地域振興への期待が高まっております。今後とも、オニヒトデ対策やサンゴの植えつけなど、慶良間諸島のサンゴ礁の保全に取り組みますとともに、国や渡嘉敷村、座間味村と連携し、慶良間諸島の自然環境の保全、地域の活性化に向けた施策

を積極的に推進していきたいと考えております。

次に、文化観光スポーツ関係の御質問の中で、1000万人達成に向けた取り組みと見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

入域観光客数1000万人の達成に向けましては、那覇空港の新国際線ターミナルビル及び那覇港のクルーズ船ターミナルの供用が開始されるほか、那覇空港第２滑走路の工事が着工されるなど、ハード面の整備は整いつつあります。

沖縄県としましては、入域観光客の目標達成に向けて、平成26年度にロードマップを策定し、計画的かつ戦略的な誘客プロモーションや受け入れ体制の整備に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 文化観光スポーツに関する御質問の中で、沖縄―福島間定期航空便の早期再開についてにお答えいたします。

那覇と福島を結ぶ航空路線については、本年１月にＪＴＡによるチャーター便運航が就航したことや、ＪＡＬが過去に撤退した地方路線の一部を再開する方針を示していることから、路線再開に向けた環境が整いつつあると考えております。このような中、今月には知事がＪＡＬの植木代表取締役社長と面談をした際には、定期便就航を求めております。そのほか、福島県のＪＡＬへの要請に同行するなどの取り組みを行っております。

沖縄県におきましては、引き続き航空会社や旅行会社への広告費等の支援制度を活用するとともに、福島県とも連携しながら、航空会社に対し、那覇・福島路線の再開を促してまいります。

続きまして、教育行政に関する御質問の中で、新県立図書館の設置についてお答えをいたします。

新しい県立図書館は、空港や港に近く、路線バス、モノレール等の結節点にあり、利用者がアクセスしやすく、かつ観光・ビジネス・行政機能が集積する地域である「那覇バスターミナル地区」複合施設への移転を決定しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、教育委員会制度改革についてお答えいたします。

教育委員会制度改革については、昨年12月に中央教育審議会から文部科学大臣答申が行われ、現在、政府等において、教育行政の責任の明確化等について議論が行われていると承知をしております。

教育委員会制度の見直しに当たっては、幅広い観点から議論を行い、地方の意見を適切に反映することが必要であると考えており、今後の議論を注視してまいりたいと考えております。

次に、福祉行政についての御質問の中で、広域相談専門員の配置、調整委員会の設置等についてお答えします。

広域相談専門員については、新たに県本庁に３人配置することとしております。また、調整委員会については、障害当事者や経営者など15人の委員に任命し、年度内に設置することとしております。

沖縄県としましては、市町村の差別事例相談員に対する支援を行うため、研修を実施するなど、市町村と協力して相談体制を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、建白書の取り扱いについてお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等の連名で、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは承知しております。建白書の取り扱いについては、政府において、文書の意を踏まえ、文書管理に関する諸法令に基づき適切に判断されるべきものと考えております。

次に、文化観光スポーツについての御質問の中で、福島県との青少年交流の促進についてお答えいたします。

福島県と沖縄県は、平成13年度から、福島の小学生が「雪だるま親善大使」として沖縄の小学校を訪問し、雪をプレゼントする県主体の交流事業を実施しているほか、じゃんがらエイサー交流や福島・沖縄ジュニアゴルフ交流等、民間団体による青少年交流も行われております。また沖縄県は、先月、沖縄の小学生を「さとうきび親善大使」として福島県に派遣する交流事業を実施したところであります。

沖縄県としては、両県の友好関係を深めさらに発展させるため、今後とも、青少年交流の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災の避難者支援事業の促進及び情報の共有についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、東日本大震災発生直後から、これまで被災地への人的・物的支援や、県内への避難者受け入れ支援を実施してきたところであります。県内の被災者支援については、官民190の団体により構成される東日本大震災支援協力会議において、１点目として、ニライカナイカードの発行による料金割引の生活支援、２点目、被災者の交流イベントや心のケア事業など、支援活動を実施するボランティア団体等への助成金交付事業、３点目、被災者が故郷へ帰還または県外へ移転する場合の帰還旅費支援事業を実施しているところであります。また、情報の共有については、交流会情報、就労支援情報、被災県の新聞情報等を県のホームページや電子メール配信により提供しております。

県におきましては、引き続き被災者ニーズを的確に把握し、被災者の要望に沿った支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、自衛隊エリアの配置の最適化についての御質問にお答えいたします。

那覇空港のターミナル地域の整備については、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、これまで国内線旅客ターミナルビルの第３次増築、新国際線旅客ターミナルビルの建設が行われ、現在、エプロン等の整備が進められており、県は、国及び関係機関と連携しながら、同基本計画の促進を図っております。このような中、ＬＣＣによる那覇空港第２拠点化計画、航空機整備場の建設、国際貨物ハブ事業の拡大展開、さらには第２滑走路の平成32年３月末供用など、民間エリアの急速な狭隘化が懸念されております。このようなことから、県としては、さらなる展開用地を確保していくことが極めて重要であると考えており、昨年末の沖縄政策協議会において、「自衛隊エリア配置適正化」を要望したところであり、今後も継続して国に働きかけていきたいと考えております。

次に、医療行政についての御質問の中の、重粒子線治療施設導入に向けた取り組みについてお答えいたします。

重粒子線治療は、がんを切らずに治療する最先端の医療であり、施設の導入は、沖縄県のがん治療体制の大きな柱となります。重粒子線治療施設の導入の可能性については、県医師会を中心とする「沖縄県重粒子線治療施設導入可能性検討協議会」において、調査検討が進められております。去る11月、県に対して、当該治療施設は集学的ながん治療の確立及び沖縄振興に資する施設となることや、施設導入費用、立地場所、導入システム、人材育成のあり方などの中間報告がなされたところであります。同協議会においては、現在、公設民営を含めた運営主体の検討、国内外からの集患や医療ツーリズムについての検討、沖縄科学技術大学院大学との連携のあり方の検討、治療費負担軽減策や先進医療特約に関する検討などを行っており、今年度末に最終報告を行う予定となっております。

次に、文化観光スポーツについての御質問の中の、国際線旅客ターミナルビルの機能拡充についてお答えいたします。

去る２月17日に供用開始した新国際線旅客ターミナルビルは、国の算定方法に基づき計算すると年間150万人の乗降客数の対応が可能であります。現在、事業主体である那覇空港ビルディング株式会社は、昨年からことしにかけての急激な外国人観光客の伸びを踏まえ、引き続き、次年度から南側にある国内線旅客ターミナルビル側への国際線機能の拡張整備に向けて取り組むこととしております。また、北側には、将来展開用地が位置づけられており、県としては、それらの活用により将来の需要拡大に向け、国、那覇空港ビルディング株式会社及び関係者と連携して外国人観光客の需要に対応できる施設の整備を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ＴＰＰ交渉に対する県の対応についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、今月22日から25日まで、シンガポールにおいてＴＰＰ閣僚会合が開催されましたが、農産物の関税分野において合意に至っていない状況にあります。しかしながら、今後の交渉においても、農産物の自由化を強く求められることが予想されることから、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。重要５品目の関税の検討について、政府は内容を明らかにしておりませんが、仮に本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛などの関税が譲歩された場合、本県農林水産業へ極めて大きな影響があるものと懸念しております。

県としましては、今後とも、ＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

次に、沖縄漁業基金事業を活用した沖縄県「まぐろ

延縄漁業者」の補償についての御質問の中で、沖縄漁業基金を活用した海外入漁料及び燃油高騰、漁具被害、沖縄県まぐろ漁業協会運営費の補助についてお答えいたします。６の⑴から⑵、⑶、⑷は関連しますので一括してお答えいたします。

県では、日台漁業取り決めによる本県水産業への影響を最小限に抑えるための総合的な対策を行うよう、国に対して強く求めてきた結果、今回100億円の沖縄漁業基金が造成されたところであります。同基金では、沖縄県まぐろ漁業協会など、漁業団体の運営費に対して直接補助を行うことは困難であると考えておりますが、海外で操業する場合の入漁料等及び燃油高騰対策については、同基金の台湾漁船等対策及び漁業振興対策での対応が想定されます。また、漁具被害への補償については、台湾漁船等対策により、被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に対して助成を行うことが予定されております。

県としましては、漁業団体等と連携し、同基金を有効に活用し、日台漁業取り決めによる影響を最小限に抑え、漁業振興に努めてまいります。

次に、外国人労働者技能実習生の受け入れについての御質問の中で、外国人技能実習生の受け入れに係る対応と将来展望についてお答えいたします。

「沖縄県ちゅら島事業協同組合」が受け入れた13名の研修生のうち、９名は糸満市及び伊是名村の水産物加工場、残りの４名は、糸満市の農家において実習を行う予定と聞いております。国が進めている外国人技能実習制度は、国際貢献の一環として、開発途上国の人材育成を目的に、農業、漁業、食品製造業等７分野の職種で青壮年労働者を受け入れ、３年間を上限に技能等を習得してもらう制度であり、担い手が不足している地域の産業振興にも寄与しております。本県におきましては、乗組員が不足しているマグロはえ縄業界が同制度を活用して取り組んでおり、県も支援してきたところであります。

県としましては、水産業の振興を図る上で外国人技能実習制度は必要と考えており、関係者の意向を聞いて、どのような対応が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは知事の政治姿勢についての御質問の中で、教育委員会制度改革についてお答えいたします。

現行制度は、教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、多様な立場の意見を反映する観点からも重要な役割を果たしてきたものと理解しております。新たな制度については、政府・与党協議の後も国会の場で審議されていくものと思いますが、教育の政治的中立性や継続性・安定性の確保された制度となることが重要であると考えております。

次に、福祉行政についての御質問の中で、高校生向け給付型奨学金等の平成26年度予算についてお答えいたします。

国においては、全ての意思ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒を対象とするいわゆる給付型奨学金を創設することとしております。県では、県立高校5164人、私立高校385人及び国立高等専門学校57人、合計5606人を対象に３億7941万円の給付型奨学金を予算案として計上しております。

なお、貸与人員を拡充した大学生などへの無利子奨学金につきましては、日本学生支援機構で実施しており、国において平成26年度予算案に計上しております。

次に、教育行政についての御質問の中で、遺跡の特別史跡指定についてお答えいたします。

文化財保護法では、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもののうち、特に重要なものを特別史跡として指定することができると規定しております。

サキタリ洞遺跡から出土した貝器は２万年から２万3000年前の遺物と推定され、また、港川フィッシャー遺跡からは旧石器時代の貴重な化石人骨が出土しており、考古学上重要であると認識しております。

次に、スクールカウンセラーの相談件数等、今後の展望についてお答えいたします。

平成24年度の相談件数は、小・中・高全体で２万3688件ありました。相談内容は不登校、友人関係、学習・学校の決まり等になっております。スクールカウンセラー等の活用の効果としましては、不登校の減少や友人関係の良好化など、学習・生活等全てにおいて改善傾向が見られます。

県教育委員会としましては、全中学校への配置に加え、小学校への配置拡充、相談時間をふやすなど、これまで以上に相談体制の充実に努めてまいります。

次に、スクールソーシャルワーカーの現状と今後の対応についてお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは、国の補助事業を活用し、現在13名を配置しておりますが、次年度は３名増を予定しているところです。待遇面につきましては、特別職の非常勤職員としての報酬や身分となっており、次年度は、雇用保険への加入を前向きに検討しているところです。

県教育委員会としましては、スクールソーシャルワーカーが学校内あるいは学校の枠を超えて関係機関とのコーディネーター的存在として教育現場に必要であると考えており、さらなる配置拡充に努めてまいります。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等についてお答えいたします。

文部科学省が実施した同調査によりますと、小学校男子39位、女子40位、中学校男子26位、女子37位となっており、種目別では、投力、握力は全国トップレベルにありますが、走力、持久力等は全国平均を大きく下回っております。

また、小学校男女及び中学校男子において、体育の授業以外には運動を全くしない児童生徒の割合が全国一高くなっており、この結果を真摯に受けとめております。原因としましては、テレビや携帯ゲーム等の普及による屋外で遊ぶ機会の減少や本県特有の車社会による歩く機会の減少等が考えられます。

県教育委員会としましては、児童生徒が主体的に取り組める「がんじゅうアッププログラム」の普及啓発を図るとともに、現在「沖縄県児童生徒体力向上推進委員会」を開催し、幼児期から運動に親しむための基盤づくりや運動習慣の確立等に向けた取り組みに努めているところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉行政についての御質問の中で、2025年における県内の高齢者数についてお答えいたします。

本県の高齢者数は、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2025年には65歳以上高齢者が35万3000人で、総人口に占める割合は25.0％、75歳以上高齢者は18万1000人で12.8％になると推計されております。

次に、地域包括ケアシステム構築の取り組みについてお答えいたします。

高齢者人口が増加する中、高齢者が日常生活する圏域において、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築は、大変重要と考えております。

県においては、在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進、多様なニーズに対応する住宅の供給等に係る事業を実施し、各市町村における地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを支援しているところであります。

次に、地域包括ケアシステム構築に係る次年度予算及び2025年度までの計画等についてお答えいたします。

県では、地域における社会資源の充実と高齢者を支える地域づくりを支援するため、平成26年度予算において、地域密着型施設整備等の補助に要する経費として２億6221万8000円、認知症疾患医療センターの運営費等に要する経費として3409万9000円、地域支え合い体制づくり事業として2011万4000円等を計上しております。また、平成26年度に策定する次期沖縄県高齢者保健福祉計画においては、2025年度に目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを見据えた計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る世帯数等についてお答えいたします。２の⑵のアと２の⑵のイは関連しますので一括してお答えいたします。

両給付金の支給対象となる世帯数等については、現在、市町村において調査しているところであります。また、両給付金の給付費と支給に係る事務費については、厚生労働省から全額国庫により市町村へ直接交付されることとされております。

次に、当該給付金の申請に係る周知についてお答えいたします。

国においては、厚生労働省のホームページでの制度概要等の掲載や問い合わせに対応する専用ダイヤルを設置しているほか、今後、パンフレットの作成やテレビＣＭ等での広報を適宜実施していく予定とされております。また、地方公共団体における広報については、支給を実施する各市町村の規模、実情等に応じて広報誌等による広報や専用ホームページの開設などに取り組むこととされております。

県におきましては、今後、国の広報体制や各市町村の支給に向けた準備状況等を踏まえ、適宜ホームページでの広報等を実施していく予定であります。

次に、児童虐待の相談件数の推移と対策等についてお答えいたします。

児童相談所が対応した児童虐待相談処理件数は、平成21年度が435件、22年度が420件、23年度が414件、24年度が363件となっております。相談機能の強化については、児童相談所における児童福祉司、児童心理司など、専門職の職員を順次増員し、相談体制の強化に努めてきたところであります。児童家庭支援センターについては、北部地域の「なごみ」に加え、平成24年８月、宮古地域における相談機能の強化に向け、「はりみず」が開設されたところであります。また、児童養護施設等のスプリンクラーについては、法で設

置が義務づけられた施設は整備されており、耐震化については、耐震基準が改正された昭和56年以前に建築された施設があることから、同施設の運営法人と連携を図りながら施設の耐震化の促進に努めてまいります。

次に、里親等への委託状況及び小規模グループホーム等についてお答えいたします。

本県における、平成26年１月１日現在の里親及びファミリーホームへの委託児童数は171名で、社会的養護全体に占める委託率は32.5％となっております。また、県内の児童養護施設等においては、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設をそれぞれ２施設実施しており、合計22名の児童が措置されております。

県としては、引き続き里親、ファミリーホーム及びグループホーム等を積極的に活用し、社会的養護が必要な児童を可能な限り家庭的な環境において育てることができるよう努めてまいります。

次に、子供の貧困対策についてお答えいたします。２の⑸アと２の⑸ウは関連がありますので一括してお答えいたします。

県では、従来より子供のいる困窮世帯に対して児童福祉、母子福祉、生活保護など幅広い分野からの支援を実施しているところであります。また、生活保護世帯の子供を対象に学習支援を行う子供の健全育成事業、準要保護世帯の子供に対する学習支援と親に対する養育・就労支援をあわせて行う子育て総合支援モデル事業等を実施しております。

県としましては、引き続き教育や生活の支援、保護者に対する就労や経済的支援等について取り組みを進めるとともに、今後は法に基づく「子どもの貧困対策計画」の策定について検討してまいりたいと考えております。

次に、本県の絶対的貧困率、相対的貧困率についてお答えいたします。

現在、子供の貧困率につきましては相対的貧困率のみが公表されており、平成23年７月に国が公表した、我が国における子供の貧困率は15.7％となっております。国の統計では、子供の貧困に係る絶対的貧困率及び都道府県ごとの子供の貧困率については算出されておりませんが、本県の子供の貧困については、全国に比較して所得水準が低いこと、ひとり親家庭が多いことなどを勘案すると、全国より厳しい状況にあるのではないかと考えております。

県としましては、引き続き生活困窮世帯等に対する各種支援施策を実施する中で、子供の貧困の実態把握に努めてまいります。

次に、手話言語条例の制定についてお答えいたします。

聴覚に障害のある方々にとって手話は重要なコミュニケーション手段であると認識しており、手話通訳者養成等の各事業を実施しております。また、昨年９月議会で制定した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」においても障害特性に応じた情報提供に必要な施策を講ずる旨、規定したところであり、意思疎通支援施策の充実を図ってまいります。

手話言語条例の制定につきましては、他県の動向を注視していきたいと考えております。

次に、医療行政についての御質問の中で、地域医療支援センターの設置についてお答えいたします。

県では、琉球大学医学部附属病院等と連携し、平成26年度中に地域医療支援センターを設置することとしております。同センターにおいては、離島県立病院等への医師派遣の調整やキャリア形成支援などを行い、医師の安定確保を図っていくこととしております。

次に、脊髄損傷治療施設の導入についてお答えいたします。

脊髄損傷患者については、県内の急性期医療及び回復期リハビリを担う医療機関において、状態に応じた医療の提供が行われているところであります。脊髄損傷の治療は、急性期の治療から回復期や在宅におけるリハビリまで、それぞれの機能に応じた専門医が必要であり、県内において全ての機能を担う施設を整備することは困難であると考えております。

県としては、県立や民間の医療機関による医療連携を推進する中で、脊髄損傷患者への適切な医療提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君）　医療行政についてという御質問の中の、先端医療の開発拠点形成についてという御質問にお答えをいたします。

県では、再生医療産業の開発拠点を形成するため、今年度から琉球大学医学部と再生医療に取り組む大手製薬企業との共同研究や、これを支える人材の育成を推進しております。また、共同研究の支援などを通して、再生医療関連産業を集積させ、アジアの先端医療産業開発拠点を目指すための構想を策定することといたしております。

続きまして、文化観光スポーツについてという御質問の中の、福島県との県産品の交流促進による経済の

活性化についてという御質問でございます。

沖縄県と福島県との経済交流については、「うつくしま･ちゅらしま交流宣言」を交わした平成15年から、福島県の大手百貨店「中合福島店」にて、沖縄県物産公社による「沖縄の物産と観光展」が継続開催されており、ことしも同百貨店での物産展開催を企画しております。また、沖縄三越百貨店では、平成11年より平成22年まで連続して「福島の物産と観光展」を開催しており、震災後は一時中断しておりましたけれども、去年10月に３年ぶりに再開をされ、多くの来客があったと伺っております。さらに、昨年11月に開催された沖縄大交易会プレ交易会においては、福島県より会津の独自ブランド米を販売する企業が参加をしており、これを機会に海外企業等との交渉を行っていると伺っております。

県といたしましては、今後も引き続き相互の物産展を通じた経済交流を継続するとともに、次年度開催される大交易会や国際貨物ハブ等を活用した福島県産品の海外展開についても積極的に協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　文化観光スポーツに関する御質問の中の、外国人観光客に対する受け入れ体制の整備についてお答えいたします。

県では、外国人観光客の受け入れ体制の整備を図るため、関係機関や観光関連事業者等と連携しさまざまな取り組みを実施しております。具体的には、外国人観光客の受け入れに必要な従業員向けの語学研修への支援や沖縄特例通訳案内士の育成、多言語情報コールセンターの設置などを行っております。また、外貨両替機やＷｉ－Ｆｉ機器の導入を支援するほか、多言語観光案内板の設置を促進しております。

県としましては、今後とも外国人観光客の受け入れ体制を充実強化し、利便性及び満足度の向上を図っていきたいと考えております。

続きまして、教育行政に関する御質問の中の、サキタリ洞遺跡調査の取り組みについてお答えいたします。

南城市サキタリ洞遺跡については、旧石器人骨等の発見を目的に、沖縄県立博物館・美術館において平成21年度から発掘調査を始め、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して本格的な調査を実施しているところでございます。同調査においては、これまで人骨を初め石器、貝の道具などを発見し、その成果を日本人類学会に論文として発表し高い評価を得たところでございます。

県としましては、次年度以降も専門家の意見を踏まえつつ、関係機関と連携して調査を継続していくこととしております。サキタリ洞遺跡においては、２万3000年前よりも古い地層が保存されていることから、継続的な調査によりさらなる発見が期待できるものと考えております。

続きまして、サキタリ洞遺跡の公開について。

サキタリ洞遺跡については、現在発掘調査が進行中ですが、修学旅行生等への部分的な公開は行われております。遺跡を公開することによって、新たな観光資源や学習の場としての活用が期待できますが、公開するためには保全・整備が不可欠となります。

今後、地方自治体や関係機関が整備を行い、活用のあり方を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　外国人労働者技能実習生の受け入れについての御質問の中で、外国人実習生の受け入れシステムの導入についての御質問にお答えいたします。

現在、建設業界においては、公共事業や消費税増税前の駆け込み需要が増加していることに伴い、鉄筋工や型枠工等の確保が課題となっております。そのため、国においては、東日本大震災の復興事業や東京五輪に向けたインフラ整備のため、時限的な措置として外国人実習生の受け入れ拡大を検討していることは承知しております。

県では、公共工事設計労務単価を前年度と比較して平均19％引き上げ、建設労働者の賃金水準の向上を図るとともに、業界団体等との連携により建設工事の現場見学会、インターンシップ等を行ってきたところであります。また、４月以降、建設業界と連携し、技能工の人材育成を行って人手不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備事業についての御質問の中で、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る県の対応についてお答えいたします。

本事業は、民間賃貸住宅の空き家のバリアフリー工事などに対し、高齢者の入居を拒まないことなど、一定の条件を満たす場合に国が直接補助するものであり、国の委託先である民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室が申請窓口となってお

ります。

本県においては、平成22年度に６件、平成25年度は現在国から交付決定を受けた住宅が３件あると聞いております。本事業につきましては、沖縄県居住支援協議会を通じ、今後も継続して不動産関係者等への情報提供を積極的に行っていく予定であります

同じく民間住宅活用型住宅セーフティネット整備事業についての御質問の中で、沖縄県居住支援協議会の状況及び今後の展望についての御質問にお答えいたします。

今年度は、７月の定期総会や10月の高齢者部会で具体的な取り組みを決定し、本協議会の目的や活動についてのパンフレット作成及び関係団体向けに高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度などの説明会を行っているところであります。

今後とも、これらの取り組みを継続し、さらに高齢者等が円滑に入居できる民間賃貸住宅に関する情報提供の充実などを図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　御答弁、大変ありがとうございました。

順不同で何点か再質問をさせていただきます。

手話言語条例制定について、他府県の状況を見ながら対応いたしますという答弁でございましたが、私が調べてみますと、まず県としては鳥取県が平成25年10月に制定をしております。市では、北海道の石狩市のほうが同25年の12月に制定をしておりまして、これはたまたま教育テレビを見ていると、この現場の状況を放映する場面がありまして、知事や市長が先頭に立ってこの手話というものを通して呼びかけをしている。あるいはまたそういう場面に遭遇している、これを見たとき、やはりこれは福祉の観点からも、あるいはまたこの県の進めるいろんな観点から非常に重要だなと思いました。

翻って今ここで、例えばこの場では必要ないですがテレビで実況されたり、あるいはまた録画で放映されるとき、そこに手話通訳者がいるといないではやっぱり全然違うと思います。そういった細かいこと等も含めてやる、あるいはまた皆さん方の意識を高めていくという観点からもこの手話言語条例の制定は必要だと思いますので、ぜひ取り組みを強く求めたいと思います。福祉保健部長、もう一度決意のほども含めてよろしくお願いいたします。

そして脊損センターについては、確かに設備そのものをつくるというのは大変な費用もかかりますが、しかしながらやはり既存の施設とタイアップをしてやっていくということは当然求められると思います。このことについて、私どもの秋野参議院議員が国会で質問をしておりまして、厚労省としても沖縄県とタイアップして一括交付金等を使った施設の整備ができないかと、こういったこと等を言っております。

どうか国とも連携をとっていただいて、一刻も早くこの脊損センターになり得る、あるいはかわり得る施設の整備をぜひとも要望して、そしてまた知事の決意もいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　糸洲議員の再質問に答弁させていただきますが、手話言語条例の制定それから脊髄損傷のセンターについて、これはかなりきちっと我々ももう少し研究し勉強する必要があると思いますが、議員のおっしゃるような方向で何とか実現できないかという目標を持って、もう少し研究・検討させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議無所属の上原章です。

糸洲朝則県議に引き続き、会派を代表して質問を行います。

知事は、沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定し、沖縄振興特別推進交付金を創設、いわゆる一括交付金を実現しました。就任以来、沖縄の自立型経済の実現に向け、また、福祉や離島振興に全力で頑張っていただいていることは多くの県民が高く評価をしているものと思います。いよいよ振興計画も３年目を迎え、沖縄は日本経済活性化の牽引力、フロントランナーとして期待されるなど重要な段階に入っていると考えます。

知事及び執行部の皆さんには、これまで以上に県民の思いを受けとめ、県民が何を求め、何を必要としているのか、その一点を中心軸に頑張っていただきたい、そのことを要望し質問を行います。

１、予算及び行財政改革について。

⑴、平成26年度の一般会計当初予算案は過去最高の7239億円となっているが、予算編成の特徴・効果を伺

います。また、実需に合った編成となっているか説明を求めます。

⑵、平成25年度２月、5.4兆円規模の国の補正予算が成立しました。県の補正予算との関連、特徴・効果を伺います。

⑶、3000億円を超える沖縄振興予算の性質を伺います。基地負担(辺野古移設等)が条件となっているのか。

⑷、国や全国の自治体では、財政の実態を把握する「見える化」について、公会計制度の見直しが進んでいます。本県の取り組みを伺います。総務省は、ことし４月をめどに新地方公会計制度を取りまとめるとしています。歳出と歳入の帳尻合わせに重点が置かれている会計制度から、資産や負債が詳細にわかる財政の「見える化」推進は重要です。対応をお聞かせください。

⑸、全国では自治体の共同型クラウド導入が進んでいるが、内容と県内での取り組みを伺います。推進する必要があると思うが見解をお聞かせください。

２、米軍普天間飛行場の移設及び基地問題について。

⑴、知事は辺野古沿岸部の埋め立てを承認したが、県外移設の公約は変えていないとの見解を示しています。その真意を伺います。また、辺野古移設の実現可能性について、事実上不可能、県外が早いとの考えは変わっていないのか。今後、県外移設実現に向けてどのような行動を起こすのかお聞かせください。

⑵、昨年12月13日、公明党沖縄県本部として、辺野古埋め立ては不承認とし、普天間の県外移設を求める提言書を知事に提出しました。知事からは、「この内容は県民のほとんどが考えていることだと思う。参考にしながら、ベースにしながら結論を出す。重く受けとめたい」と、提言を踏まえ判断すると言われました。しかし、２週間後、知事は、普天間の５年以内の運用停止など４つの基地負担軽減策を政府に求め埋め立てを承認しました。公明党県本部が提出した提言書への発言から埋立承認を決断した経緯及び真意を伺います。

⑶、岸田外務大臣は、「仲井眞知事による埋め立て承認で、移設のプロセスは大きく前進した」と発言しています。知事も同じ考えなのか。県民の思いと大きくかけ離れていると思うが見解を伺います。

⑷、知事は、４つの基地負担軽減策を国に要望したが、このことは辺野古移設とリンクするものなのか。

⑸、又吉公室長の訪米の目的、成果を伺います。米国高官から、知事が求めた普天間の５年以内の運用停止に消極的な姿勢を示したと聞くが、知事の見解を伺います。

⑹、昨年６月にダイオキシン類を含むドラム缶が見つかった米軍基地返還跡地の沖縄市サッカー場で、新たなドラム缶の発見が相次いでいます。現状と対策はどうなっているか。

⑺、昨年８月に宜野座村のキャンプ・ハンセン内で起きた米軍ヘリ墜落地点から環境基準値の74倍の鉛や21倍のヒ素が検出されたとのこと。半年が経過してからの米軍からの公表です。地域の方々から強い抗議と不安の声が寄せられていますが、県の対応を伺います。

３、産業振興について。

⑴、本県の入域観光客数は順調に推移しているが、平均宿泊日数や１人当たりの消費額の伸び悩み、外国人観光客の受け入れ体制の整備等、さまざまな課題が指摘されています。観光産業の課題解決に向けた官民一体の研究会や連絡会が必要と考えるが見解を伺います。

⑵、県は、平成26年度、新規事業沖縄中小ものづくり企業競争力強化事業12億8000万円を計上しているが、内容と効果を伺います。また、県が取り組んできた製造業の振興について取り組み、成果、今後の展望を伺います。

⑶、原油や燃料の高騰により、県内の農林水産業界及びトラック・タクシー業界等の関係者から支援が求められています。早急な対応が必要と考えるが、現状と対策を伺います。

⑷、日台漁業取り決めに伴う県内水産業への影響はどうなっているか。合意した操業ルールについて内容及び漁業者の皆さんの反応・要望を伺います。今回の取り決めは地元の頭越しに合意されたものであり、海洋権益を放棄し、沖縄の漁業者が犠牲になることは国益にも県益にもかなわないものであり、見直すべきものと考えます。県の見解と今後の対応を伺います。

⑸、全国では建設業界の人手不足や労務費・原材料費の上昇で公共工事に影響が出ていると聞くが、県内の状況はどうなっているか。また、下請、孫請を含めた労務単価の引き上げは実施されているか伺います。

⑹、県単融資の利用率、課題、対策を伺います。経済団体から、「県単融資利用促進協議会（仮称）」の設立が提案されていますが、内容及び対応を伺います。

４、雇用政策について。

⑴、県内には正社員になりたくてもなれない。仕方なく非正規社員、契約社員として低賃金で働いている方々が多い。現状と対策を伺います。国は、平成26年度より正社員化支援を拡充するとしていますが、内容と県内の活用状況を伺います。

⑵、県内の厳しい雇用環境を改善するため、国に準じた県独自の正社員化支援事業を検討できないか伺い

ます。

⑶、「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金」の内容及び県内の活用状況を伺います。

⑷、障害者雇用の促進は大変重要と考えます。取り組みはどうなっているか。法定未満の企業の実態、改善策を伺います。

⑸、非正規で働く人の処遇改善は重要と考えるが、取り組みを伺います。

５、福祉行政について。

⑴、県は、平成26年度新規事業長寿復活健康づくり事業１億6700万円を計上しているが、内容と効果を伺います。

⑵、老人福祉施設整備事業の取り組み、課題、対策を伺います。

⑶、盲養護老人ホームの設置について、県は、当事者のニーズ調査費など430万円を平成26年度予算案に盛り込みました。高く評価をします。全国47都道府県で実質、沖縄県を含め３県が未設置であり、関係者の方々から、一日も早い調査の開始、施設の設置に期待の声が寄せられています。設置に向けてスピード感を持って頑張っていただきたいと思いますが、今後の取り組みを伺います。

⑷、災害時に高齢者や障害者の避難を手助けする全体計画、災害弱者支援計画の策定が沖縄県は全国最下位とのこと、現状と対策を伺います。

⑸、県は、平成29年度末までに待機児童をゼロにすると取り組んでいるが、状況、課題、対策を伺います。

６、教育行政について。

⑴、英語立県沖縄推進戦略事業の取り組み、今後の展望を伺います。国は、2020年から小学３年生においては外国語活動とし、５年生からは教科として正式に英語教育を開始するとしています。沖縄県が日本で初めて英語立県を掲げたのは大変意義があり、21世紀ビジョンにあるグローバル社会で活躍できる人材の育成につながります。人材が資本である本県にとって重要な取り組みです。対応をお聞かせください。

⑵、家庭教育力促進「やーなれー」事業の内容と効果を伺います。

７、農連市場再開発事業の進捗状況を伺います。関係者の方々から事業の加速化が求められているが、県の積極的な取り組みが重要と考えます。対応をお聞かせください。

以上、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　上原章議員の御質問に答弁をいたします。

米軍普天間飛行場の移設及び基地問題についての御質問の中で、県外移設の公約についての御質問に答弁をいたします。

今回の埋立承認申請につきましては、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認をしたところであります。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされております。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、これが私の公約の中核でありますが、このため、県としましては、５年以内運用停止を求めたところであります。５年以内運用停止の実現のためには、県外移設が不可欠であると考えております。

今般、政府に設置されました普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、あらゆる方策を追求するよう、強く求めているところでございます。

予算及び行財政改革についての御質問の中で、平成26年度予算の特徴などについての御質問に答弁をいたします。

平成26年度当初予算の特徴としましては、１点目に、当初予算としては初めて7000億円台の予算規模となったこと、第２点目に、沖縄振興交付金を積極的に活用し、離島の振興や子育て、そして福祉・医療など県民の求める将来像の実現に向けた事業に重点的に配分したことなどでございます。

平成26年度予算においては、沖縄振興交付金が創設される以前の平成23年度と比較いたしますと、従来の補助制度では対応が困難であった離島振興の分野で約７倍、子育て・福祉・医療・長寿の分野で約10倍、産業振興の分野で約３倍と県民ニーズに沿って予算を集中的に配分したところであります。これにより、雇用状況の改善や入域観光客が過去最大となるなど、回復基調にある県内経済を力強く牽引し、県民福祉の向上や産業振興が図られるものと考えております。

次に、産業振興に係る御質問の中で、観光産業の課題解決に向けた官民一体の研究会や連絡会に関する御質問にお答えいたします。

観光産業の課題解決に向けては、国土交通大臣の御提案により、平成25年６月に国や県、観光関係事業者などで構成する沖縄観光振興会議を立ち上げたところでございます。また、平成26年度には、入域観光客数1000万人の達成に向け、ロードマップを策定することといたしております。関係行政機関、観光業界、そして経済団体等、より多くの関係者と協議を重ね、官民

一体となった取り組みを進めてまいる所存でございます。

次に、福祉行政についての御質問の中で、待機児童解消に向けた取り組みの現状についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄県におきましては、市町村待機児童解消計画を取りまとめ、保育の量の拡大目標を約１万1000人としております。当該目標の達成につきましては、市町村計画の着実な実施を支援していくことが重要であり、安心こども基金などを活用し、待機児童の解消を図ってまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 産業振興に関する御質問の中で、日台漁業取り決めの見直しに関する県の見解と今後の対応についてお答えいたします。

沖縄県は、漁業団体と連携し、本県の漁業権益を確保するため、日台漁業取り決めの見直しを要請してきており、国の対応状況を注視しているところであります。

国においては、本県漁船が安心して操業できるルールの確立に取り組んでおり、去る１月24日に開催された第３回日台漁業委員会において、双方の関係者で合意されたところであります。しかしながら、沖縄県としましては失われた漁業権益を確保することができるよう、引き続き日台漁業取り決めの見直しについて国に強く求めていくこととしております。

続きまして、教育行政に関する御質問の中で、英語立県沖縄推進戦略事業の取り組み及び今後の展望についてお答えいたします。

沖縄県としましては、英語立県沖縄推進戦略事業において、中高生を対象とした英語能力判定テスト、小・中・高校における英語マイスター教員の発掘、小中学生英語キャンプや高校生の留学、海外短期研修事業等を実施し、約300名を世界各国へ派遣しております。さらに、平成26年度より沖縄振興特別推進交付金を活用して、専門高校生40名の新規派遣も予定しております。

今後とも、英語に対する興味・関心を高めるとともに、コミュニケーション能力の向上に努め、沖縄県の児童生徒が国際社会で主体的に活躍できるよう、人材育成に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 産業振興についての御質問の中で、沖縄中小ものづくり企業競争力強化事業の内容及び製造業振興のための今後の取り組みについてお答えいたします。

沖縄中小ものづくり企業競争力強化事業は、地元金融機関と連携して投資事業を行うものであります。これにより経営資源が十分でない企業の成長を促進してまいります。

また、製造業の振興については、金型など付加価値の高い製品開発に対する支援等を行っており、企業の集積が進んでおります。今後も製造業が移出型産業として成長できるよう総合的かつ戦略的に支援してまいります。

次に、産業振興についての御質問の中で、建設業界の人手不足や労務単価の引き上げについてお答えいたします。

現在、建設業界においては、公共事業や消費税増税前の駆け込み需要が増加していることに伴い、鉄筋工や型枠工等の確保が課題となっております。

本年度の公共工事設計労務単価については、国と同様２度にわたり引き上げており、平成24年度に比べ平均19％上昇しております。

沖縄県としましては、下請等の賃金にも反映させるよう、業界団体へ要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 予算及び行財政改革についての中で、国と県の補正予算の関連等についてお答えいたします。

国の補正予算は、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動減の緩和や、持続的な経済成長の実現に資することなどを基本方針とし、復興・防災対策、競争力強化対策、低所得者等への影響緩和等の施策を中心に編成されております。このうち、県の平成25年度２月補正予算においては、関連経費として、公共事業関係で県立学校の耐震化促進など31億2158万6000円、公共事業関係以外の経費で女性・若者の雇用対策など56億7079万4000円の計87億9238万円を計上しております。

沖縄県としましては、国と連携し、経済対策の効果が速やかに発現するよう早期の事業執行に取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じ項目で、沖縄振興予算の性質についてお答えいたします。

国は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的に総合的かつ計画的に沖縄振興を図ることとしております。

内閣府沖縄振興予算は、このような沖縄振興の目的を実現するためのものであると理解しております。また、政府においても、骨太の方針や日本再興戦略の中で、国家戦略として沖縄振興を総合的、積極的に推進するとしているところであります。

平成26年度の沖縄振興予算は、このような考え方に基づき計上されたものであり、何ら条件があるものではないと考えております。

次に同じ項目の中で、公会計制度に係る本県の取り組みについてお答えいたします。

国においては、財務情報のわかりやすい開示などを目的とした、貸借対照表などの財務書類４表を作成する公会計の整備を推進しているところであり、本県においても、多くの道府県と同様に、決算統計を活用して平成20年度決算より、作成・公表しているところであります。全国の自治体における公会計の整備状況を踏まえ、現在、総務省においては、さらなる財務書類の充実を図る観点から、複式簿記の導入、固定資産台帳の整備などについて検討がなされているところであり、本年３月に研究会の最終報告が行われる予定であると聞いております。

県としましても、財務情報のわかりやすい開示に加え、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として財務書類を活用することは必要と認識しており、今後の国の検討状況や具体的な要請内容を踏まえ、公会計整備の推進について適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　予算及び行財政改革についての御質問の中の、自治体クラウドについてお答えいたします。

自治体クラウドは、地方公共団体の業務システムを外部のデータセンターで管理し、通信回線を経由して利用する取り組みであります。複数の自治体で共通のシステムを利用することにより、コスト面や災害時の業務継続の点で有効であることから、国においてはその導入を積極的に推進しております。一方で、システムの共同利用に際しては、事務処理方法の標準化や使用の統一に向けた市町村間の協議が必要となること、データ移行等に係る初期費用の負担などさまざまな課題があり、全国で共同による基幹系業務システムを導入しているのは、平成24年４月現在で、都道府県で４団体、8.5％、市町村で150団体、8.6％となっております。

県としましては、これまで自治体クラウドに関する担当者研修会等を実施しておりますが、今後は市町村の意向を踏まえつつ、国の動向等も注視しながら適切に対応していきたいと考えております。

次に、産業振興についての御質問の中の、燃料高騰対策についてお答えいたします。

トラックの燃料として使用されている軽油につきましては、平成25年に入ってから高い価格水準で推移しており、県内の軽油価格は、平成24年６月の１リットル当たり124円から、平成26年２月には142円と14.5％上昇しております。また、タクシーの燃料であるＬＰガスについても、原料であるブタンの国際価格の急騰により、県内のＬＰガス価格が上昇しております。

県としましては、燃料価格の高騰により資金繰りが厳しくなっている運送事業者へは、県の融資制度の活用を促しており、沖縄県トラック協会等を通じて各事業者への周知を図ってきたところであります。

今後、トラックについては、燃料サーチャージ制導入の促進や契約書面化について国やトラック協会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。また、タクシーについては、今週、新たに立ち上がった沖縄本島地域タクシー準特定地域協議会における事業者や利用者等の意見を踏まえて、どのような支援ができるか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　米軍普天間飛行場の移設及び基地問題についての御質問の中で、提言書と承認に至った経緯及び真意についての御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり手続及び審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

次に、農連市場再開発事業についての御質問の中で、進捗状況及び県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

本事業については、現在、準備組合が事業計画の一部を見直しているところであり、３月中に事業計画等の認可申請が行えるよう準備を進めております。

県としては、当該事業を重要な事業と考えており、

早期の工事着手に向け、那覇市と連携して積極的に支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 米軍普天間飛行場の移設及び基地問題についての御質問の中で、埋立承認に対する外務大臣発言についてお答えいたします。

御質問の外務大臣の発言については、報道により承知しておりますが、大臣の職責なりの御発言だというふうに受けとめております。

その一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされていることから、県としましては、普天間飛行場の早急な危険性除去のため５年以内の運用停止を求めたところであります。

次に、辺野古移設と負担軽減策のリンクについてお答えいたします。

普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む４項目の基地負担の軽減要望については、埋立承認申請の審査とは別に、政府に対して要請をしたものであります。今回の埋立承認申請については、公有水面埋立法等にのっとり審査し、承認するとの結論に至ったものです。

このようなことから、今回政府から示された基地負担軽減策は、埋立承認申請の判断の条件ではないと考えております。

次に、公室長の米国出張の目的、成果についてお答えいたします。

私は１月30日、米国ワシントンＤＣに出張し、国務省日本部長及び国防総省日本部長と面談いたしました。私から、普天間飛行場移設問題について、知事の埋立承認に至った経緯や議会の意見、世論の動向、名護市長選挙の結果等について客観的にお伝えをいたしました。

また、県が普天間飛行場の５年以内運用停止を含む４項目の要望を政府に行っていることを説明いたしました。これに対し米政府側から、沖縄の負担軽減は日米両政府間の確認事項であり、努力したい旨の発言があったところです。県の要望に対する否定的な発言はありませんでした。

次に、ＨＨ60墜落現場の環境調査についてお答えいたします。

昨年８月５日の墜落事故発生後、県は８月14日に墜落現場周辺の調査を実施するとともに、現場への早急な立入調査を強く求めてきたところです。

去る２月３日には、米軍側から沖縄防衛局を通じて、20日以降に県及び宜野座村の立ち入りを認める通知を受けており、再度一日も早い墜落現場における環境調査を求めているところですが、現在、米軍内において日程等の調整中であるとの回答を得ているところであります。

県としましては、住民の不安を払拭するため、米軍において、県及び宜野座村の要望を受け、早急に立ち入りを許可すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 米軍普天間飛行場の移設及び基地問題についての中の、沖縄市サッカー場の現状と対策についての御質問にお答えします。

沖縄市サッカー場では、現在までに83本のドラム缶が発掘されており、沖縄防衛局と沖縄市がドラム缶の付着物と底面土壌の調査分析を行っているところです。

県は、周辺地下水などのモニタリング調査を実施しているところであります。今後、鉛直磁気探査の実施が予定されており、現在、試験ボーリングが実施されております。

このようなことから、ドラム缶の付着物等の分析結果、鉛直磁気探査の結果などを踏まえて対策を検討することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 産業振興についての御質問の中で、燃油高騰対策についてお答えいたします。

近年の原油価格高騰に加え、急激な円安の影響等により、漁業用燃油価格は、平成21年６月の１リットル当たり54円から、平成25年９月には86円と約６割上昇しており、県内漁業者の経営を圧迫しております。

このため、県では、平成25年度９月補正予算により漁業用燃油緊急支援対策事業を実施し、国が漁業用燃油価格の補塡を行う漁業経営セーフティネット構築事業の漁業者負担金の上乗せ補助を行った結果、加入者が約３倍に増加するなど、漁家経営の安定化に寄与しているものと考えております。

県としましては、平成26年度当初予算においても「漁業用燃油支援対策費」を計上するとともに、今回設置される沖縄漁業基金の活用も含め、引き続き漁業者の負担軽減に取り組むこととしております。

次に、日台漁業取り決めの漁業への影響と操業ルールに対する漁業者の反応等についてお答えいたしま

す。

昨年５月の取り決め発効後、取り決め適用水域において、台湾漁船との操業トラブルを恐れる本県漁船は、八重山北方の三角水域及び久米島西方の特別協力水域での操業を自粛しており、県内水産業の影響のうち特にクロマグロの漁獲や漁具等に影響があったものと考えております。

その後、去る１月24日に開催された第３回日台漁業委員会において、日台漁業取り決めに基づく取り決め適用水域における操業ルールが双方の関係者で合意されたところであります。

合意された内容は、トラブルなく操業できるようにするためのルールとして、無線機器の設置などが定められております。また、４月から７月のクロマグロ漁期に、取り決め適用水域において、日本側の操業ルールを適用する一定の水域が設定され、本県漁船の操業が確保されたところであります。

操業ルールに対して、県内漁業者からは、一定の範囲で操業可能となることに対する評価、日本側の操業ルールが優先される水域が狭いことに対する不満、操業の５日前通報や連絡方法に関する不満や実効性に対して疑問などの反応がありました。さらに、要望として、資源管理を適正に行っていくための実態把握、トラブル発生時の国の支援、国による海域監視体制の強化などの意見がありました。

県としましては、今回合意されたルールについては、残された課題も多いと認識しており、ことしの実施状況を検証し、漁業者間の会合や日台漁業委員会での協議について、引き続き支援していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君）　産業振興についてという御質問の中の、県単融資事業の利用率、課題、対策及び県単融資利用促進協議会の設立についてという御質問にお答えをいたします。

県融資制度については、景気回復を背景として、貸付条件の見直しや、資金繰り円滑化借換資金の創設等に取り組んだこともあり、利用率は平成23年度18.6％、平成24年度26.2％に対し、平成25年度は１月末時点で36.2％と改善傾向にございます。

県では、県融資制度の主な課題として、時宜に即した資金の創設や、融資条件の緩和といった点があると考えております。そのため、中小企業振興会議や県制度金融研究会等で出された意見も考慮しながら、新年度は、中小企業再生支援資金等の融資対象者拡大、それから利子補給制度の一部改善、融資条件の緩和等の実施により、利用率の向上に取り組んでいくこととしております。また、一部の経済団体から「県単融資利用促進協議会（仮称）」の設立が提案されておりますが、これは県融資制度の制度設計や運用に、借り手である事業者の意見を反映するということを目的と聞いております。

県では、従前から、県融資制度に直接関与している金融機関や信用保証協会、商工会等の経済団体を構成員として、「県制度金融研究会」を開催し、その中で商工会等から事業者意見も聴取に努めているところでございます。

今後も、同研究会や中小企業振興会議での意見交換等を通して、事業者の目線に立った制度見直しに引き続き取り組んでいくこととしております。

続きまして、雇用政策についてという御質問の中の、非正規社員等の現状と対策、国の正社員化支援の内容と活用状況及び県独自の支援についてという御質問にお答えをいたします。４の⑴、⑵を一括してお答えをいたします。

総務省の「就業構造基本調査」によりますと、沖縄県の非正規雇用者の割合は44.5％となっており、全国の38.2％と比較して高くなっております。

そのため、県では、経済団体に対する正規雇用の拡大要請、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業等を実施しております。また、新たに平成26年度から緊急雇用基金を活用した従業員の正規化等を推進する事業を実施することといたしております。また、国におきましては、「キャリアアップ助成金」による企業支援を平成26年度から拡充し、助成額及び助成の上限の人数の引き上げ並びに要件の緩和を実施するとのことでございます。

沖縄労働局によりますと、平成25年度の同助成金の活用状況は、１月末現在、認定件数で申し上げますと314件ということでございます。

同じく中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金の活用状況についてという御質問でございます。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金は、沖縄労働局が地域別最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける事業主を支援する目的で、事業所内で最も低い賃金を４年以内に800円以上引き上げることを計画し、１年当たり40円以上引き上げた事業所に対して、業務改善に要する設備投資額の２分の１、上限が100

万円を助成する事業でございます。

平成24年度の実績は、県内124事業所に対して、１億699万円を交付しております。助成した事例は、営業車両・業務用パソコンの購入、ホームページ開設等、業務改善に要する設備投資等となっております。なお、中小企業事業主向けの相談窓口として、沖縄県中小企業団体中央会内に「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」が設置をされ、同事業活用の支援が行われているところでございます。

同じく障害者雇用促進の取り組み及び法定未満企業の実態､改善策等についてという御質問でございます。

障害者雇用の促進は、障害者の社会貢献や経済的自立のため重要であると認識をしております｡そのため、県においては、県内５カ所に障害者就業・生活支援センターを指定し、障害者の就労相談、事業主への就業環境に関する助言や国の助成金等の説明、障害者雇用に対する意識啓発等に取り組んでいるところでございます。また、平成25年の本県の民間企業における障害者実雇用率は2.12％であり、法定雇用率を平成21年から５年連続で達成しております。しかしながら、障害者雇用義務がある従業員50人以上の企業815社のうち、法定雇用率未達成企業数は383社、未達成割合は47％となっていることから、沖縄労働局において未達成企業に対する個別指導を行っているところでございます。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携し、障害者雇用の促進に努めてまいります。

同じく非正規雇用者の処遇改善の取り組みについてという御質問でございます。

非正規で働く人の処遇改善を図ることは、非正規雇用者の割合が高い沖縄県において、雇用の質の改善を図る観点から重要であると認識しております。

そのため、県では、平成26年度より、緊急雇用基金を活用した地域人づくり事業を実施いたします。地域人づくり事業は、従来の緊急雇用基金では実施できなかった在職者の賃上げ、正規化、定着支援といった支援が可能となっているため、県としては、同基金を最大限活用して、非正規労働者の処遇改善に取り組んでまいります。

先ほど１月の完全失業率が発表されましたけれども、4.8％、４カ月連続の４％台を継続ということでございます。それから、新規の求人倍率も1.08と12月に復帰以来初めて１倍超えをしたわけですから、それを上回る1.08と。このような状況が継続をすれば、非正規の賃金についても順次改善されていくものと期待をしているところでございます。

それから、けさの新聞にも求人誌が賃金相場の調査結果というのを発表をしておりまして、前年に比べて月収でコールセンター13.8％、観光が12.3％、飲食が9.1％等々大幅な賃金の上昇があるという情報もございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉行政についての御質問の中で、長寿復活健康づくり事業の内容等についてお答えいたします。

長寿復活健康づくり事業は、３つの事業で構成されております。１つ目は、テレビ等マスメディアを活用し、県民が視聴しやすい時間帯を中心に健康意識向上に係る普及啓発を推進してまいります。２つ目としては、医師会及び教育関係者等と連携して児童生徒に対する副読本を作成し、系統的に食育や生活習慣病予防等の知識の普及を進めてまいります。３つ目として、市町村や事業所など官民連携による健診受診率の向上や健康づくり活動への参加を促進していきます。

これらの事業の実施により、県民それぞれにおいて健康的な生活習慣の実践につなげていきたいと考えております。

次に、老人福祉施設整備事業の取り組み等についてお答えいたします。

平成24年10月末時点での特別養護老人ホームの入所申込者は2041人となっており、そのうち、施設入所の必要性が高い高齢者は916人となっております。

県としましては、入所待機者の解消を図るため、平成26年度までに、「沖縄県高齢者保健福祉計画」に基づき、特別養護老人ホーム等を1056床整備することとしております。また、平成27年度以降の整備につきましては、平成26年度に次期計画を策定する中で検討することとしております。

次に、盲養護老人ホームの設置についてお答えいたします。

県では、平成26年度において、盲養護老人ホーム等の設置検討に必要なニーズ調査を実施する予定であります。当該調査結果を踏まえ、関係団体や市町村等で構成する検討委員会を立ち上げ、設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時要援護者避難支援計画の策定状況と対策についてお答えいたします。

平成25年４月１日現在の災害時要援護者避難支援計画策定状況は､県内41市町村中19市町村となっており､全国が87.3％という策定率に対し、本県は46.3％とい

う状況です。

そのため、県では、今年度から災害時要援護者避難支援計画促進事業を実施し、各市町村との意見交換会やシンポジウム等を実施するとともに、市町村からの同計画策定に当たっての相談支援を行うためアドバイザーを設置し相談支援を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、家庭教育力促進「やーなれー」事業についてお答えいたします。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や基本的倫理観、自立心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものであります。

本事業では、家庭教育の必要性、重要性について周知を図り、学習機会の提供等を通して家庭教育力の向上を図っていきたいと考えております。

今後は、外部有識者を交えた家庭教育推進委員会を設置し、基本的なガイドラインの作成に取り組んでまいります。具体的には、家庭教育支援リーダーやアドバイザーによる支援活動、生活実態調査等による検証活動、家庭教育の重要性を広く県民に周知を図る活動等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので上原章君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時13分休憩

午後１時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

上原章君の再質問を行います。

上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君 幾つかの再質問と要望をさせていただきたいと思います。

まず、予算についてですが、平成26年度の予算は過去最高の7239億円、大変すばらしいことであり、沖縄県の発展に大きく寄与するものと期待するわけですが、この総額とともに事業の中身、質が問われる、重要と思います。一つ一つの事業が効果的に進捗しているのか、無駄はないのか、事業を進める上で具体的な検証をどうされるのか、お聞かせ願います。

それから行財政改革の取り組みの中で、「見える化」について、先ほど答弁にもありましたけれども、現金主義単式簿記会計が発生主義複式簿記会計による制度が今本当に注目されていると思います。国が近々新しい会計制度を取りまとめるとしておりますので、沖縄県もしっかりその流れを踏まえて県の財政の試算、また負債等をしっかり多くの県民が理解できるような会計制度にしていただきたいと、これは要望いたします。

それから自治体の共同型クラウド導入、先ほど部長の答弁で若干課題のほうを大きくおっしゃっていましたけれども、明らかに自治体で持っている膨大なデータの運用・管理を広域的にやることは、間違いなくコスト削減につながります。

神奈川県の14の町村がこのクラウド導入をして、年間ＩＴで47億円かかっていたのが32億、15億コスト削減につなげたという試算がございます。

県内の11市、それから全町村が独自にばらばらにこのＩＴシステムのコスト、本当に大きな財政の圧迫になっているということを考えると、ぜひ今後、県もこれは同じことだと思います。県が持っているソフトも市町村のソフトと同じものを使っているという話も聞いておりますので、こういったものをしっかり広域化して削減につなげていただきたいと。もう一度答弁を部長お願いします。

独自にサーバーを置かないでいい。また、本当にハードもソフトも、またその要員も一元化していけば大きなコスト削減になると思います。標準化、サービスの向上、セキュリティー等々が非常にメリットもあると聞いておりますので、いま一度御答弁お願いします。

それから知事に、埋め立てについてなんですが、行政手続上、法にのっとって承認としたとおっしゃいましたけれども、その前提ではないと思うんですが、５年以内の普天間の運用停止とおっしゃっていました。これは誰もが、本当に県民が一日も早く普天間の運用停止は望むところですけれども、本当にこれが担保されているのか。総理もあくまでもアメリカがこれは受けないとできないことはもう知事も御存じだと思うんですけれども、時の総理がやると言ったからこれはできるか、これは前民主党政権にも「最低でも県外」と言った総理の発言が辺野古に回帰した事例もございます。その辺を知事としてどう受けとめているかお聞かせください。

それから今回の知事の判断は、国を初め全国の方々に日米安全保障に係る米軍基地は沖縄でいいんだと、沖縄に集中させてもいいんだ、沖縄は受け入れたんだ

と誤った考えを持たせてしまったのではないか。また、知事がおっしゃっていた基地負担は、全国で応分に引き受けるべきとの思いを実現するには、知事を先頭にあくまでもオール沖縄で最後まで県外移設、新たな基地はつくらせない、ノーと言い続けることが大事ではないかなと。伺います。

また、知事の２期目の当選に応援していただいた方、知事を信じて支持をしていただいた方々に、今まで辺野古ノーと言ったことはないという発言は配慮に欠けるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それから又吉公室長の訪米について、県外移設の道を模索する活動はされなかったのか、お聞かせください。

次に、キャンプ・ハンセンの墜落ヘリについて、基準値を超える鉛やヒ素がなぜヘリにあったのか。また、環境調査、立ち入りを地元宜野座村、そして県にも、県は周辺を調査したとありましたけれども、この落下したそこには全く立ち入りが許されない。今回、米軍内部で完結し、外部の目を一切通さない。そういった中で水質、土壌への影響はないという米軍の結論は検証することができないわけで、これを納得できるものか。環境調査の透明性を確保するには、県やまた当該自治体が加わった合同調査が必要不可欠だと思います。今回、ヒ素や鉛が撤去されてから県や地元が調査に入っても何の意味もないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。その先に日米地位協定の改定が私は必要だと思うんですが、見解をお聞かせください。

それから労務単価、土木建築部長、この労務単価は去年４月に15％、それからことし２月に７％余りが公共工事、国は単価を引き上げています。ぜひ県内のかかわった企業にアンケート調査をして、労務単価が引き上げられているか確認する必要はないか、お聞かせください。

それから非正規雇用の取り組みなんですが、先ほどのキャリアアップ助成金、またトライアル雇用とか、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金、こういった国が非常に大きなお金をかけて非正規から正規雇用につなげようと。これは手を挙げたところしか予算がいかないんですよ。各県幾ら幾らと割り当てじゃない仕組みだと聞いていますので、ぜひ県も労働局とタイアップして、こういった事業をフルに活用して、沖縄のこの44％余りの非正規雇用の環境をしっかり改善していただきたい。答弁をお願いします。

それから教育長、英語立県、すばらしい事業だと思います。そこで、教える側のスキルアップが非常に必要だと思います。先生方の研修等もっともっと強化する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

最後に知事、農連市場、本当に沖縄県の台所、那覇市の台所、これはもうぜひ県が汗を流していただいて、農連市場の再開発、30年供用開始と聞いていますので、この決意をお聞かせください。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上原章議員の再質問に答弁をいたします。

まず１点目ですが、辺野古埋立承認したことによって全国に米軍基地は沖縄でいいんだというような意味での誤ったメッセージになったのではないかという御趣旨の御質問だとすれば、これは確かにいろんな受けとめ方といろんなお考えの方がおられると僕は思いますよ。しかし、私は決してそう思いません。結構正確にといいますか、承認に至るないしは承認という結果も含めて法にのっとってやった手続だということも含め、そして沖縄の逆に米軍基地の問題についてもいろいろなメディアが紹介したりしている中で、むしろそれなりに正確に理解をし始めたのではないかという感すら持っております。というのは、５年以内の閉鎖状態の実現とか、それからＫＣ130の岩国での受け入れとか、いろんな面でむしろ日本の各地で沖縄の米軍基地に係る問題についての理解がかなり進んで、そして分担もしようという感じの動きすら出始めている点を考えると、私は必ずしも誤ったメッセージにはなってないというのが正直な私の感じでございます。

それからもう一点、ここに関連して辺野古ノーというのは私は言ったことはないという私のこの表現が大変傷つけたのではないかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、これも確かにいろんな受けとめ方があることは否定しません。そして裏切られたといいますか非常にがっかりされた方もおられたかもしれないというところまでは理解できますが、ただ、行政のヘッドとしていろんな責任を持たなきゃいけないというときに、私どもはかなり慎重な表現を使ってオプションの数を減らさないということが必ず僕らは心がけているところでございます。これを一つ一つ正確に自分の考えを申し上げるかどうかというようなことは、その場面場面で必要に応じて申し上げます。ですから、こ

のオプション論から言って言葉として正確にそれでは伝わらなかったのかもしれないという点は私も理解できますが、我々がたくさんのオプションを持ってない限りなかなか現実の難しい基地問題、行政実務問題というのは処理が非常にしにくくなる。さらに、一日も早い普天間の危険性の除去というこの命題に対してどう対応するかというときに、ぜひこのオプションは持たざるを得ないという点で御理解と御協力を賜りたいなというのが正直な気持ちでございます。

そして、最後の点ですが、農連市場の話、私もあの横で育ちましたし、非常によくわかります。そして御存じのようにこの事業計画と組合の設立認可について、この事業計画の中で幾分調整が残っていたといいますか、ミスといいますか、それが見つかって、ここの再調整がほぼ終わりましたので、３月中にはしっかりと進められるようにしたい。そして県としても、ちょっと表現が下世話ですが、真水の補助金も投入して早目に６年でこれは事業が供用開始といいますか、事業が完成するように県も３月中にはきちっと処理をさせていただいてやっていきたいというふうに考えておりますので、末永く御支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 26年度予算の執行に関して効果的な執行に努めよというような御趣旨の質問だったかと思います。

26年度の予算につきまして、過去最大の7239億と大きな予算になりました。特に、離島ですとか子育て、それから福祉、それから産業振興といったようなところ、県民ニーズに非常に沿ったところに重点的に配分ができたのではないかなと思っております。そういう意味でもその県民ニーズにしっかりと沿うという意味でも、今後、丁寧に執行していかないといけないと思っております。

一般論でございますけれども、やはり最小の経費で最大の効果を上げようというのが自治法の精神でございます。それからまた、一括交付金につきましても事後評価、あるいはＰＤＣＡによる検証というようなことをやっております。26年度予算においても、この事後評価の結果を受けて一部事業スキームを見直したり、あるいは経費の内容も組みかえたりというようなことにも特に意を用いてまいりました。また、26年度は新たな行革プランも策定をいたしました。この行革プランにつきましても、美ら島沖縄を実現する行財政運営と、これを支えるための行革であるというような基本理念を持っております。

今後とも、無理・無駄を省いて、真に必要な経費に重点的に選択と集中を図りながら効果的な執行に、そしてこの予算が効果的に発現をするように、丁寧に迅速に執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 上原章議員の再質問にお答えいたします。

自治体クラウドについて、最初の私の答弁がいささか課題を強調し過ぎているのではないか、もう少しメリットを考えて推進すべきではないかという趣旨の御質問だったと思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、この自治体クラウド、これにつきましては総務省も大変推進しております。議員からも御指摘がありましたように、やはりそれぞれの市町村でそのシステムを持つよりも、複数の市町村で共有のクラウドを持つほうがはるかにコスト削減になるであろうと。それから災害時の業務継続にも資するんだということで、国においても自治体クラウドを推進しているわけでございます。

県におきましてもそういったことを受けまして総務省、国と共同ではございますけれども研修会、講習会などを実施してまいりました。やはり実際は今申し上げたような形でメリットがあるんだということで各市町村にも説明会などを行いました。また、その中で各市町村に対しても意識調査を実は行っております。その結果、先ほども答弁させていただきましたように、この標準化、それからそういった様式を統一するということについて、実際事務を担当する職員の方々から、果たして共有化できるのかといろんな不安といいましょうかそういったものも出たというのもまた事実でございます。また初期投資の費用の話も出ておりました。

そういったことを踏まえまして、じゃ、我々はどうするかということなんですけれども、国におきまして実は個人番号制度の導入というのが既に方針として決まっておりますので、その際にこのシステムの大幅な改修を契機として自治体クラウドを推進してはどうかというような話もございます。

また、県におきましては複数の市町村から共同化に向けた調整を始めたいというお話があれば、当該市町村からまず始めてみるというのも一つの手かなと思っ

ています。そういった市町村があれば、県としても情報提供ですとか技術的援助の相談に乗って対応してまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 再質問にお答えいたします。

まず１点目は、県が求めている５年以内の普天間飛行場の運用停止について、担保はされているのかという趣旨の御質問だったと思います。

このことにつきましては、２月25日、安倍総理から県の求めている普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む要請項目に対して、相手のあることではありますが、政府としてできることは全てやるというような表明がございました。これは日米交渉を意識した上での発言だと受けとめております。

これを受けまして２月18日に普天間飛行場負担軽減推進会議というのが設置されまして、これは官房長官以下４閣僚と知事、そして宜野湾市長が参加しております。また、近々作業部会も開催される運びとなっておりまして、こういったものの中で県としては強く普天間飛行場の５年以内の運用停止を求めてまいりたいと考えております。

次に、私の米国出張の際に県外移設を求めたかといった趣旨の御質問でございましたが、私は、今年度３回ワシントンＤＣへ出張いたしまして、米国政府関係者とお会いしております。

私の出張の目的は、その折々に沖縄県の主張を含む正確な県内情勢といったものをお伝えするという大きな目的がございます。過去の出張の中で知事の政府への要望事項でありますとか、県外移設を含むそういったものも申し上げておりますし、今回の出張では、さきに開かれました臨時議会の議論の内容でありますとか、その際の知事の説明、さらに県内情勢、名護市長選の結果等につきましても客観的にお伝えしたところであります。その上で沖縄県が求めております普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む要望事項について、こういったものをしっかり求めているということをお伝えしたわけでございます。そういったことを私はやっているということでございます。

それからＨＨ60の墜落事故に係る環境調査につきまして、合同調査が必要であり、こういったもののためには地位協定の見直しが必要ではないかといったような御質問であったと思いますが、もちろんこのような事態につきましては、県といたしましては地位協定の見直しといったもので対応していただきたいと考えております。

平成12年８月に県は11項目の地位協定の見直し項目といったものを政府に求めているわけでございます。この要請事項の２番目の中で、施設・区域に関する措置として、合衆国軍隊は施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立ち入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は事前通知なしに即座の立ち入りを可能にする旨を明記すること。２点目といたしまして、航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全または環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため適切な措置をとる旨を明記することといった形で地位協定の具体的な見直しを求めているところでございます。

今後とも、地位協定の抜本的な見直しを求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） ＨＨ60の墜落現場の土壌から基準値を超える有害物質が検出されておりますけれども、なぜヘリにあったかとの御質問だったかと思います。お答えします。

去る昨年の11月に米軍は、墜落現場の土壌調査を行っております。その結果、ヒ素、鉛、フッ素、カドミウムが基準値を上回って検出されているというところであります。これについて米軍に説明を求めたところ、ヒ素、鉛は弾薬由来、それからカドミウムにつきましてはエンジン、それから機体の塗装由来、それからフッ素については自然由来であると思われるとの回答を得ております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 労務単価の引き上げに関する再質問にお答えいたします。

確かに平成24年度に比べますと現在、平均19％の労務単価の引き上げが実施されてございます。そしてこの労務単価が引き上げられますと、私ども発注者から直接的には元請業者のほうにその労務単価のアップ分が契約金額としていくということになります。しかし

ながら、実際の労務を行っておりますのは下請、孫請、ひ孫請という方々でございますので、私どもは発注者としてその受注者である建設業協会を初め受注者になるべき団体に対して、そういった労務単価の引き上げが下請、孫請まできちんと波及するようにということで要請をしているところでございます。非常に協力的に今取り扱っていただいていると考えております。

それから、その引き上げが確実になされたかどうかということにつきまして、年１回、10月前後にこういった労務単価の調査を行っております。その調査によってどの程度上がったかというのがわかるわけですけれども、議員のほうからはアンケート調査の必要性はないかというお話がございましたので、定期的に行っております業界団体との意見交換会の中でその辺もよく議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君）　キャリアアップ助成金及び最低賃金引き上げ支援のための助成金についての再質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、沖縄労働局には大変頑張っていただいておりまして、先ほど申し上げましたようにキャリアアップ助成金については、平成25年度既に314件を採択をいただいていると。それから新年度からは有期契約の方を正社員にすると、現在は40万円助成があるわけですが、これを50万円に引き上げる等、格段の拡充が行われるというふうに聞いております。

それから最低賃金引き上げのための助成も先ほどお話ししたように124事業所、１億699万円が採択されていますが、事業所数当たりに直しますと、その割合というのは全国２位ということでかなり労働局には頑張っていただいていると。今後とも、県も連携をいたしましてより多くの企業を支援できるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教員の英語力の向上が必要ではないかという再質問にお答えします。

御指摘のように、英語教育の推進において大きなポイントとなるのは教師の英語力にかかってくるものと考えます。県教育委員会では、県立総合教育センターにおいて、全ての高校英語教員に対して英語イマージョン教育研修を実施してきたところであります。現在、英語フォーラムの開催や短期研修・長期研修を実施しております。また、県内６地区において英語担当中高連携研修会の開催や、英語授業マイスター発掘、英語授業研究会の実施、さらにはアメリカ高等研修への派遣等を通して、教師の英語力向上に努めているところです。

今後は、国のグローバル化に対応した英語教育改革実施計画を見据えて、英語教育の拡充強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　日本共産党を代表して質問します。

まず知事の政治姿勢についてであります。

沖縄県民は、長年の闘いを経てオスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・返還、県内移設断念を求め、思想信条、立場の違いを乗り越えて県民大会を開催し、建白書を携えて総理要請行動を行うなど、県民が一つになって日米両政府の理不尽さを打ち破る運動を展開してきました。この沖縄県民の願いは揺るぎないものです。日米両政府の基地押しつけに屈せず、新たな県民ぐるみの運動へと発展していくでしょう。

知事は去年12月、入院といって東京に滞在し、政府関係者との密談を行い、議会や県民には全く説明しないまま選挙での日米共同声明の見直し、普天間基地の県外移設を求めるとの県民への公約を破り、12月27日には辺野古の海の埋め立てを承認するという暴挙に出ました。

１月の臨時議会での知事説明は、振興策や突如出された４つの基地負担軽減策の説明が中心でした。説明責任を果たさず、公約破りを行った仲井眞知事にはもはや知事としての資格がないとして、１月10日に県議会は「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」を採択しました。今回の提案理由説明ではこれに全く触れていませんが、この決議は多くの県民の率直な気持ちを代弁したものです。知事は即刻辞任し県民に信を問うべきではありませんか。

１月19日投票の名護市長選挙は、辺野古移設推進候補と移設に反対する稲嶺進現市長の一騎打ちとなりました。争点は明確でした。知事は休養するといいながら、連日のように辺野古移設推進候補の応援に駆けつけていましたが、その選挙では辺野古移設反対を掲げた稲嶺進現市長が大差で圧勝しました。市民は、政府の辺野古移設強行と知事の埋立承認にきっぱりとノーの審判を下しました。知事はそれを認めないのですか。

この民意を重く受けとめ、埋立承認を取り消すべきであります。

去年、一昨年の予算議会での知事の提案理由説明では、県としては地元の理解が得られていない移設案の実現は事実上不可能、一日も早い県外移設を求めると明確に述べていました。ところが、ことしの知事提案理由説明の中ではこの記述が完全に消えてなくなり、埋め立てを承認した理由に変わっています。埋め立てを承認しながら県外移設を求めるという詭弁が通用しなくなったことと、知事選挙の公約を投げ捨て、辺野古移設容認、推進に転じたことをみずから証明したようなものではありませんか。

知事は提案理由説明の冒頭に、言葉足らずで心配をかけたと釈明しましたが、何を指しているのですか。

知事は、「有史以来の予算だ」、「安倍内閣の応援団になる」、「いい正月になる」と述べ、埋め立てを承認しました。県民よりも政府の意向を大事にする仲井眞知事の本音を露呈したものではないか。

仲井眞知事は、2006年１月４日の経済団体主催の年始会での主催者挨拶で、当時、キャンプ・シュワブ沿岸案に反対していた稲嶺県知事に、「日本政府と事を構えるようなことがないようにしてほしい」と述べたことが報道されています。今回の辺野古埋立承認で、政府官僚出身として、県民のことより常に政府の都合を優先するというのが知事の一貫した政治信条だということが改めて明確になったのではないでしょうか。

知事の埋立承認の暴挙について、説明責任が果たされていないとして野党・中立会派は百条調査特別委員会を提案し設置されました。100条調査権は犯罪行為や不正があったときに行われるものと矮小化した解釈や、野党の数の力での濫用と主張する方々もいましたが、100条調査はそれらも含め地方自治体の事務全般に適用されます。特に今回の場合は県議会決議や市町村決議に反し、県民の圧倒的多数が反対し、名護市長意見や県環境生活部の意見を無視して辺野古埋立申請をいきなり承認したことが発端であります。濫用というのであれば、埋立法の承認の権限は知事にあるといって多くの県民や地元市長などが納得していないもとで承認したことこそ、知事の権限の濫用ではないでしょうか。これは県民への重大な背信行為であり、今後100年も200年も基地が押しつけられるかどうか沖縄の歴史上の大事件であります。知事が県民への説明責任を果たそうとしない中で、沖縄の歴史上の極めて重大な事件の解明に県議会が最大の調査権を活用して解明に努力することは当然ではないでしょうか。現に県が本会議、委員会等で隠し続け、ありませんと拒み続けていた記録の一つである中間報告の資料が百条委員会の議決での要求の結果出てきたのであります。この中間報告によると、少なくとも県は11月12日の中間報告の段階までは、「辺野古移設は不可能」、「環境保全は不可能」との立場に立っていた事実が判明しました。それが一月足らずの間に180度反対の辺野古移設、環境に影響はないとの態度に転換させて承認しています。これは明白な事実ではありませんか。

県環境生活部は埋立申請書に対して環境保全への影響は払拭できないとの意見を提出していますが、その提出が県知事からは何の報告も求められていないこと、土建部は何の調整も行っていないことが証言で明らかになりました。この事実は埋立法の環境に十分配慮すること、免許の際には環境部門と十分調整することを義務づけた法の精神を踏みにじるもので、事務的にも不備だということもはっきりしました。環境生活部の意見の具体的な内容について明らかにしてください。

環境生活部の意見についての防衛局の回答の内容について明らかにしてください。

11月12日からの一月の間に、仲井眞知事は安倍首相と会談し、官房長官と密談し、ほかの政府要人と会っているとのことを認めています。この中で知事は、埋立承認、不承認の話は出ていないと言っていますが、普天間飛行場の危険性除去の問題や移設問題についても話していないということですか。

知事は、基地問題の４つの条件なるものを出して埋め立てを承認しました。振興策と引きかえに承認したと多くの県民は思っています。また、安倍総理との会談や政府要人との会談で、何か取引や約束があったのだろうと思っています。こういう県民の疑問に答えるためにも知事は、誰と、いつ、どこで会い、どういう話をしたのか、名護市民や県民の前にきちんと説明責任を果たすべきではありませんか。説明責任は県知事にあるのではないでしょうか。

アメリカは、去年の夏ごろから沖縄県が条件を提示したとの情報を得て、知事が埋め立てを承認すると確信を持っていたと報道されています。８月に知事と菅官房長官が沖縄県内のホテルで会ったとのことですが、そこでそういう段取りを話したのではないですか。

議員が資料提出を求めても県は資料はないと言い張って、これまでの公開した資料しか提出しませんでした。100条に基づく資料要求に対して、ないはずの「中間報告」が提出されました。百条調査委員会でなければ闇に葬られていたことになります。まさに県の隠蔽体質は許せません。議会を軽視し、冒瀆するものではありませんか。

県は、埋立申請が出されてから、承認に至る過程の

県の部内での打ち合わせや、内部調整記録など、ないと言い張っていますが、行政の仕事上あり得ないことです。百条調査委員会が求めた資料を提出すべきであります。

明らかにできないのは知られたら困る理由があるからではないですか。県民の疑問は深まるばかりであります。

知事は基地負担の軽減の４つの条件を提示して、それが承認につながっていると思いますが、政府側と知事が打ち合わせを行いながら練り上げたのか。また、総理は確約したのか。

総理は、「できるものは全部やる」と言っていますが、「できるものは」とわざわざ逃げ道をつくっています。「できないものはできない」と同義語で、オスプレイ飛行についての日米合意の米側の「可能な限り」の逃げ道で、違反飛行を繰り返している。まさに県民だましではありませんか。

県がこれまで求めていたのはオスプレイの配備撤回ではなかったでしょうか。なぜ、半分の分散移転要望に変わったのか。これも政府と事前相談の結果ではないか。さらにこの要望についても既に政府は訓練移転にすりかえているではありませんか。

ＫＣ130空中給油機が岩国基地に移転するから負担軽減になると盛んに言っていますが、訓練は伊江島飛行場で行うと政府は言っています。負担軽減とは名ばかりではありませんか。

普天間飛行場の５年以内の閉鎖は約束したのですか。米政府は既に否定しているではありませんか。さらに、総理が５年以内に閉鎖を確約したのであれば、辺野古の埋め立ては必要ないではありませんか。

仲井眞知事は、埋立承認は土木建築部が審査し、それが上がってきて最終的に知事が決裁したと述べています。知事の県外移設の公約を信じて、その立場で作業を積み重ねてきたものをわずかの間に180度転換させておきながら、責任の全てを土木建築部と職員に押しつけています。政治的な判断まで職員の責任という知事の政治姿勢は本末転倒ではありませんか。

名護市長は、辺野古移設を市民も県民も望んでいないと述べ、辺野古移設反対の意見をきっぱりと述べましたが、それでも辺野古移設強行に県は手をかすのですか。承認をきっぱりと取り消すべきであります。

県環境影響評価審査会会長も環境保全は不可能と述べ、懸念を表明しました。承認を取り消すべきであります。

次に、米軍基地問題について。

宜野座村での米軍ヘリ墜落事故現場から猛毒が検出されたことについて、県はどう対応していますか。米軍ヘリの墜落が世界で繰り返されています。同型機など飛行を停止させるべきであります。

沖縄市サッカー場でのダイオキシン類を含む遺棄されたドラム缶の実態はどうなっているか。まだふえるのではないか。全ての米軍基地内の調査が必要ではないか。

オスプレイの日米合意違反の飛行実態と、２月７日のオスプレイの激しい飛行訓練の低周波音で嘔吐したり、車両の盗難予防装置が鳴ったとのことだが、実態はどうなっていますか。

次に、安倍政権の危険な暴走政治について。

安倍政権は、憲法改悪、集団的自衛権行使への憲法の解釈改憲、靖国神社参拝など、戦争ができる国づくりに暴走しています。住民を巻き込んだ地上戦を体験した沖縄県として、反対の意思表明を行うべきであります。

名護市長選挙の結果にかかわらず、工事の入札公告など、辺野古埋め立てと基地建設を強行しているのが民主主義と地方自治を否定する暴挙ではありませんか。

石垣市への自衛隊配備が具体的に動き出してきています。紛争は平和的、外交的な話し合いで解決すべきであり、緊張を激化させ中国などを挑発する自衛隊配備に反対すべきではありませんか。

ＴＰＰ合意が見送られましたが、日本政府は今回は米国の要求をのまなかったものの、５項目の一部品目を完全撤廃、削減の対象にする譲歩案を検討しています。沖縄のサトウキビ、畜産への影響ははかり知れません。現在の動向と政府の主張する内容での参加になるとどのような影響が出るのか。直ちに脱退するよう要請が必要ではありませんか。

八重山教科書問題について、政府はあたかも竹富町教育委員会に問題があると決めつけて是正要求を強権的に行う姿勢を示していますが、そもそも八重山教科書問題の発端と原因は、調査委員などが推薦もしていない特定の教科書を押しつけてきたことではありませんか。

県教育委員会は、教育への政治介入と政府の地方自治への介入について毅然と反対すべきであります。

このような「安倍内閣の応援団になる」と言い切った知事は、安倍内閣の暴走に手をかすのですか。

次に、沖縄振興計画について。

沖縄振興開発特別措置法の立法の趣旨について、同法の提案理由の趣旨説明の中では、「沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土

と化し、沖縄県民十余万のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き26年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間、沖縄100万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至ってまいりました。祖国復帰が現実のものとなったいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきである」と述べています。これが立法の趣旨であります。

ところが知事は、12月の安倍総理との会見で、「驚くべき内容」、「140万県民を代表してお礼を申し上げる」と最大限の賛辞を送り、さらに１月の臨時議会での報告では、埋め立てについてはわずか６行で、大半は振興予算や負担軽減の４つの条件に費やしていました。多くの県民は、その説明を聞いて振興策や予算と引きかえに辺野古の海の埋め立てを承認したと理解し見抜いています。12月28日に掲載された県内首長のコメントには、ある首長は、振興予算と引きかえに永代に沖縄を売り渡したと言っても過言ではなく、納得できないと述べています。別の首長は、41首長・議長は建白書をつくり頑張ってきたのに、あれは何だったのか。金で沖縄を売ったと言われても仕方がないと述べ、さらに別の首長は、子や孫につなぐ沖縄の歴史の中で大きな出来事になった。沖縄は金で解決できると政府・国民に見られることになり、残念だと怒りが寄せられています。また、県内政党コメントで知事の与党である公明党県本は、辺野古移設承認に厳しく抗議する。これまで辺野古移設は不可能、県外を探したほうが早いとした発言は何だったのか。振興策と基地はリンクしないとした発言とも矛盾する。県民への裏切り行為だと厳しい抗議のコメントを発表していました。まさに沖縄振興と基地を引きかえにした知事の行為は、復帰後の沖縄振興の精神をゆがめるものではありませんか。

そもそも沖縄振興特別措置法の立法の趣旨は何だったのか。基地との引きかえだったのか明確に答えてください。

知事は承認の際の与党議員への説明で、不承認にしたら展望は開けないと述べたと報道されましたが、展望が開けないとは何か。不承認にしていたらどうなっていたのか。

もはや米軍基地は沖縄経済と沖縄発展の阻害要因でしかありません。見解を伺います。

普天間基地が返還されればどのような経済発展が見込めるのか。

県の沖縄21世紀ビジョンは基地のない沖縄を目指しているのではないですか。基地がなくなれば沖縄はどれだけ発展するのか。

国から支出される国庫支出金と地方交付税の合計の人口１人当たりの全国順位はどうなっていますか。沖縄は基地があるから国からの予算を全国一もらっているとの誤解がありますが、県はこの誤解を解くためにどのような対策をとっていますか。

次に、雇用問題について。

仲井眞知事は県民の雇用の実態、低賃金雇用の広がり、貧困と格差の広がり、厳しくなっている県民生活に本当に目を向けているのでしょうか。沖縄では正規雇用は減り続け、非正規雇用が拡大、増大しているのが実態ではないでしょうか。97年から今日までの推移を全体、性別、若年者の推移と全国比を明らかにしてください。

県民の所得の97年から今日までの推移について、年収200万円未満、150万円未満、100万円未満でどうなっているのか。低所得者階層もふえ続け、貧困と格差が広がっているのではないでしょうか。

正規雇用をふやすために県としてどのような対策をとっているのか。

建設業などの人材不足について対策はどうなっているか。

下請や労働者の生活が守れるようにすることが大事です。そのために公契約条例を直ちに制定することが必要ではないでしょうか。

職業訓練校の生徒募集の状況と対策はどうなっていますか。

次に、観光行政について。

沖縄への観光は、沖縄の自立経済の発展と県民の雇用の増加、暮らしの向上に結びつけるようにしなければなりません。

本土からの航空運賃と観光消費額の合計とその割合はどうなっていますか。

県内に立地しているホテルの現在の国外、県外、県内資本の割合はどうなっていますか。

次に、教育問題について。

前回の11月議会の代表質問で、沖縄の子供たちを取り巻く経済環境、家庭環境、教育環境は全国と比較しても極めて厳しい状況に置かれていることを指摘して、県教育庁だけでなく県政全体で取り組むことを求めました。

沖縄の教育にかける予算は、小学校児童１人当たりの教育費総額は38位、中学校生徒１人当たりは42位となり、建設費を除くと、小学校児童１人当たりの教育

費が全国最下位の47位、中学校生徒１人当たりの教育費が42位となっていることを指摘しましたが、認識を問うものです。

先生１人当たりの児童数、生徒数も沖縄は全国と比較して多いことを指摘しましたが、認識を問うものです。

さらに、先生方の過重負担で精神的疾患が全国に比べて多いと指摘しましたが、認識と対策を問うものです。

これらの指摘を行い、解決のためにもまず30人学級を全ての学年で行うことが必要と求めました。教育委員会ではさきに述べた指摘とともにどのような議論が行われたのですか､対応が急がれていると思いますが､教育委員長の見解を求めます。

教育について県や市町村自治体がまずやらなければならないのは、教育環境の整備です。県当局は、不足している教員の確保や30人学級実現などの必要な予算をつけるべきであります。

次に、県民福祉について。

子供の通院医療費を中学校卒業まで拡大することを一貫して求めてきました。県は、実施主体の市町村の意向を理由にして消極的な姿勢に終始してきました。名護市が去年11月から実施しました。南風原町はこの４月から実施することになっています。沖縄県町村会も決議を上げ、県に要請書を提出し県議会でも採択されました。

子供通院医療費無料化を中学校卒業まで実施している自治体と次年度予定の自治体の動向について説明を求めます。県民の強い願いです。県として実施すること､同時に医療費の窓口無料化の実施も強く求めます。

那覇市が学童クラブへのクーラー設置と維持費に一括交付金が使えるように要請したところ、県からはできないと断られたとのことであります。沖縄県の学童クラブは父母運営が多いという他県にはない特殊事情があります。一括交付金が使えるようにすべきであります。

国保税が高くて支払えない県民が増加しています。滞納の実態と市町村国保の運営状況、全国での都道府県単独の市町村国保への支援状況、沖縄県も直ちに市町村国保へ県独自の支援を行うべきであります。

少ない年金が引き下げられ、その上後期高齢者医療費、介護保険料などが引かれ、今でも大変なのに４月からは消費税の大増税、これでは生活できないと高齢者の悲鳴が多く寄せられています。

沖縄の年金生活者の実態と、無年金者の実態はどうなっていますか。

年金受給額が昨年から引き下げられました｡さらに、2016年度からマクロ経済スライド制で自動的に引き下げられようとしています。県として年金引き下げを中止するよう政府に求めるべきではありませんか。

生活保護の扶助基準が昨年引き下げられましたが、憲法で保障された最低限の生活を営む権利を奪うものです。もとに戻すよう政府に求めるべきであります。

県内での無料・低額診療制度を実施している医療機関数と、この間の実績と問題点、今後の課題、県の支援策について見解を求めます。

仲井眞県政のもとで県営団地の新規建設は一つもありません。全国平均に２万戸も不足しています。県営住宅の建設を進めるべきであります。

カジノについて。

私たちの調査では、仲井眞県政は刑法で禁止されたカジノ誘致に2007年からの７年間に6900万円という県民の税金を使ってきています。これは千葉県の1499万円、東京都の1000万円と比較しても全国でも突出しています。

これまでのカジノ調査のために投じた予算と全国比はどうなっていますか。カジノ誘致計画を直ちに中止すべきです。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　渡久地修議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、県議会の辞任決議に係る御質問に答弁をいたします。

埋立承認につきましては、関係法等にのっとり審査を行い、承認を判断しました。この判断は、公約に違反するものではありません。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。政府からは５年以内の運用停止の実現に全力で取り組むとの表明が示されたところであります。

今後とも、県民とのお約束である公約の実現に全力で努めていく所存であります。

次に、知事の政治姿勢の中で、名護市長選挙の結果及び埋立承認の取り消しについてという御質問に答弁します。１の⑵、１の⑶は関連しておりますので一括してお答えいたします。

名護市長選挙の結果につきましては、有権者の意思として受けとめております。

今回の埋立承認申請につきましては、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認したところであります。あくまでも法にのっとって判断

した結果であり、承認を取り消す考えはございません。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、提案理由説明の冒頭での説明について、これは私の提案理由説明の冒頭の発言についての御質問ですが、私が２月議会の冒頭で申し上げたことについては、昨年11月議会の一般質問２日目から体調不良により欠席し、議会及び県民の皆様へ御迷惑をおかけしたことと、その後の入院により辺野古の埋立承認に係る判断の根拠や、これによって実現する普天間基地の危険性の除去等、基地負担軽減についての説明が十分ではなかったのではないかと考え、県民に対し御説明申し上げたものでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、政府回答に対する知事の発言について、これはいい正月であるとか、有史以来とか、安倍内閣の応援団とかこういうことを例に持ち出しておられます。

安倍総理から、長年の課題を解決する道筋と前進を実感できる力強い回答をいただきました。この回答があり、お礼の意味で率直に申し上げたところでございます。

なお、12月25日でしたらクリスマスカード等でもメリークリスマス・アンド・ア・ハッピー・ニュー・イヤーと書く時期でございます。そういう中でア・ハッピー・ニュー・イヤーの意味で、いい正月デービルという方言が出たと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての中で、知事の政治信条について、これは稲嶺前知事との何かの会合で日本政府と事を構えるようなことがないよう、正確にこんなことを申し上げたどうかは記憶にありませんが、私は、就任以来、沖縄振興、そして基地問題などなどの諸課題の解決、そして県民福祉の向上に取り組んでまいりました。

沖縄の発展のために政府と連携するのは当然のことであると考えております。今後も政府への要請等を行いながら、県民の皆様とお約束をした公約の実現に全力で取り組んでまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、安倍総理、菅官房長官及び政府要人との普天間飛行場の危険性除去の問題や移設問題の話についてという御趣旨の御質問です。

私は、昨年の12月17日の沖縄政策協議会において沖縄振興策や基地負担軽減策を政府に対し要望いたしました。また、12月25日には、その要望に対し、最大限努力する、できることは全て行うという回答を安倍総理御本人からいただきました。そのほか、菅官房長官を初めとする政府・政党の要人の方々と必要に応じて面談し意見の交換を行っております。その中で普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む県の４つの要望項目を初めさまざまな基地負担軽減策についてお話しをいたしました。埋立申請に関する話はしておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、昨年８月の菅官房長官との面談についての御質問にお答えいたします。

昨年８月23日に菅官房長官と面談したことにつきましては、菅官房長官の私的な御来県だったこともあり、県内の経済界の方々を交え、経済振興についての自由な意見交換をいたしました。

次に、安倍内閣の危険な暴走政治について、安倍内閣の応援団とは安倍内閣の暴走に手をかすのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私が昨年の12月25日の安倍総理との面談のときに安倍内閣の応援団と表現したことにつきましては、安倍総理からお示しいただいた沖縄振興策や基地負担軽減策を総理の強いリーダーシップを発揮し、着実に実行していただきたいとの思いで申し上げたものでございます。

また、県議会では自由民主党、公明党さんが私の与党であり、私に対し御指導と応援をいただいております。その本部であります東京の自由民主党総理総裁に対しても応援団、こちら側が今度は応援団の一人になるというのは当然のことだと私は考えているところでございます。

次に、沖縄振興計画と沖縄振興についてという御質問の中で、埋立承認の判断と沖縄振興策についての御質問にお答えいたします。

与党議員への説明は、沖縄振興策と基地負担軽減策について御理解をいただくため行ったものであります。御質問の発言も含め、沖縄振興について意見を交換いたしました。

今回の埋立承認申請については、法に定める承認基準などに適合しているものと判断し、承認したところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　沖縄振興計画と沖縄振興に関する御質問の中で、12月25日の振興策に関する知事の発言についてお答えいたします。

沖縄振興予算と今回の埋立承認申請は関係なく、法にのっとり判断したところであります。

続きまして、カジノに関する御質問の中で、カジノ

調査のために投じた予算と全国比についてお答えいたします。

現在、国においては、統合リゾート実現のための法制化の動きが進んでおりますが、沖縄県では、こうした法制化の動きを踏まえ、統合リゾートについて調査研究を行ってまいりました。その予算額は、平成19年度以降、平成25年度までの当初予算ベースで約6900万円となっております。なお、他の自治体の予算額との比較については把握しておりません。統合リゾートは、経済波及効果の面でメリットがあると言われていることから、沖縄県では、産業振興の観点から調査研究を行っております。

県としましては、県民コンセンサスを前提に、引き続き検証、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 沖縄振興計画と沖縄振興についての御質問の中で、沖縄振興特別措置法の趣旨についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法の立法趣旨は、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目的として、諸般の措置を講ずることとされているものであります。

次に、雇用についての御質問の中で、正規雇用をふやす県の対策についてお答えいたします。

沖縄県では、正規雇用の拡大を図るため、経済団体に対する要請活動、人材育成企業認証制度の創設、経営者の意識改革を図るための事業等を実施しております。さらに、平成26年度から緊急雇用基金を活用し、正規化等を推進する事業を実施しています。

県としましては、今後とも国や関係機関と連携し、正規雇用の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、埋立承認は知事公約を投げ捨てたのではないかという趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認したところであります。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。安倍総理は、この間の危険性除去が極めて重要な課題であるとし、沖縄の要望である５年以内運用停止の実現に全力で取り組むことを表明されたところであります。５年以内運用停止の実現のためには県外移設が必要であり、今般、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、あらゆる方策を追求するよう強く求めてまいります。

次に、埋立承認に関する説明責任についてお答えいたします。

基地負担の軽減については、これまでも繰り返し政府に要請してきましたが、12月17日の沖縄政策協議会においては、県民への影響が特に大きく、かつ喫緊に解決する必要がある４項目に絞り、政府に対し要請を行ったところです。したがって、これまでの要請の趣旨に沿ったもので、承認のための条件ではありません。

今後とも、県議会や県民の皆様にはその旨説明してまいりたいと考えております。

次に、基地負担軽減の４項目についてお答えいたします。

基地負担の軽減に関する４項目については、埋立承認申請とは別に政府に対して要請したものであります。今回の埋立承認申請については、公有水面埋立法等にのっとり審査し、承認するとの結論に至ったものです。したがって、今回政府から示された基地負担軽減策は、埋立承認申請の判断の条件ではございません。普天間飛行場の５年以内の運用停止については、総理はできるものは全てやると発言し、政府として推進する姿勢を示されております。

次に、その「できるものは全部やる」との発言についてお答えいたします。

安倍総理の発言は、普天間飛行場の５年以内運用停止を含む４項目を全て受けとめ、米国との交渉をまとめていくという強い意思を示されたと受けとめております。そのため、去る２月18日、官房長官以下４人の関係閣僚で構成される普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであり、今後、作業部会で議論されることとなっております。

次に、オスプレイの配備撤回についてお答えいたします。

オスプレイについては、県民の不安が一向に払拭されておらず、配備計画の見直しや配置分散の実施等を求める考えに変わりはありません。それにもかかわらず24機の配備が行われていることから、県としましては、まず12機程度の訓練の分散からスタートし、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも視野に入れ、安倍総理へ要望したところであります。

県としましては、政府において５年以内に普天間飛行場の機能の移転などを着実に進めることによって、オスプレイの配備計画の見直しや配置分散の実施につながるものと考えております。

次に、ＫＣ130移駐後の訓練についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、ＫＣ130の伊江島補助飛行場で行われている訓練については、岩国飛行場への移駐後も、引き続き行われるものと考えているということであります。一方、ＫＣ130の岩国飛行場への移駐が実施されれば、普天間飛行場の危険性の除去や騒音の低減に貢献することはもとより、全国で沖縄の基地問題を考え、負担を分かち合うことにつながると考えております。

次に、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、これは繰り返しになりますけれども、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認したところであります。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。

県としては、同計画の進捗にかかわらず、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めたところであり、これを受け、政府は去る２月18日、普天間飛行場負担軽減推進会議を設置したところであります。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、米軍ヘリの墜落と同型機の飛行停止についてお答えいたします。

昨年８月にＨＨ60ヘリコプターの墜落事故が起きた際には、事故発生翌日の８月６日に知事が直接、官房長官、外務大臣、防衛大臣に対し、原因究明がなされるまで同機種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底的な究明と早急な公表、再発防止措置やなお一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう要請を行ったところです。また、本年１月には、イギリスにおいて米空軍のＨＨ60ヘリコプターの墜落事故が起きておりますが、これについて、在沖米空軍第18航空団によりますと、嘉手納飛行場の航空機及びその運用に影響する可能性があった場合には、その旨が周知され、必要な措置をとるとのことであります。

航空機事故は、一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねないことから、県としましては、今後とも機体の整備点検や隊員教育の徹底等の再発防止策に万全を期すよう強く求めてまいります。

次に、オスプレイの飛行実態と低周波音についてお答えいたします。

オスプレイの運用について、県は軍転協会員市町村を中心に、昨年10月から11月までの間、飛行実態について情報収集を行ったところ、日米合同委員会合意の趣旨に反すると思われるものとして336件の報告が寄せられております。

また、宜野湾市によりますと、２月７日には21件の同様の飛行が確認されており、市民からは長時間の騒音や車両の盗難予防装置などに関する意見が２件寄せられたとのことであります。

県としましては、軍転協等と連携し、引き続きオスプレイの低周波音による人体及び環境への影響を調査することを強く求めてまいります。

次に、安倍内閣の危険な暴走政治についての御質問の中で、沖縄防衛局の入札公告についてお答えいたします。

政府においては、事業実施に当たり法令に従うとともに丁寧な説明を行い、地域の自然環境や住民生活への影響等について最大限の配慮を行うことが必要と考えております。

次に、石垣市への自衛隊配備についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、南西地域における自然災害を含む各種事態が起きた際、その対応に万全を期すため、南西地域の有人島を対象に、陸上自衛隊の部隊配置を検討しているとのことであります。

また、部隊配備の具体的な内容については決定していないとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、中間報告と埋立承認についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成25年11月の中間報告は、審査の途中段階での作業状況について知事へ報告したものであります。その際、審査が終了していない事項についてはこれまでの県の主張などを記載したものであり、審査結果を記載したものではありません。その後、法令に基づき県の定めた基準について審査をした結果、基準に適合していることから最終的には知事が承認の判断をしたものであります。

同じく政治姿勢についての御質問の中で、環境生活部意見に対する沖縄防衛局の見解についての質問にお答えいたします。

環境生活部から48件の意見が提出されたことから、

全ての意見について事業者の見解を求めたところであります。その結果、沖縄防衛局から工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置、また、供用後の航空機騒音対策などを実施する計画である旨の回答がありました。

同じく政治姿勢についての御質問の中で、百条調査委員会への中間報告などの資料提出についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。１の(14)、１の(15)及び１の(16)は関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員会いわゆる百条委員会からの当初の資料要求では、11月29日以降の資料となっていたことから、中間報告の資料は11月12日であり、該当しないものと考えておりました。その後、２回目以降の資料提出要求を受け、中間報告資料、知事への説明資料、沖縄防衛局との質問回答資料、承認に係る決裁文書など該当する全ての資料を提出したところであります。なお、一般的に外部機関等との会議などの場合は会議録を作成することもありますが、これまでも公有水面埋立申請に関する部内、課内等の調整については、議事録等は作成しておりません。

同じく政治姿勢についての御質問の中で、知事の政治姿勢と埋立承認についての御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査をしてきたものであります。その結果、公有水面埋立法に定める基準に適合していたことから、最終的には知事が承認の判断をしたところでございます。

同じく政治姿勢についての御質問の中で、承認の取り消しについての御質問にお答えいたします。１の(23)と１の(24)は関連しておりますので一括してお答えをさせていただきます。

今回の申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行った結果、法令に基づき県の定めた基準に適合しており、名護市長、関係者から反対の意見や懸念が表明されていることを勘案したとしても、総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、承認したものであり、取り消すことは考えておりません。

次に、雇用についての御質問の中で、建設業の人材不足への対策についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

現在、建設業界においては、公共事業や消費税増税前の駆け込み需要が増加していることに伴い、鉄筋工や型枠工等の確保が課題となっております。

県では、公共工事設計労務単価を前年度と比べて平均19％引き上げ、建設労働者の賃金水準の向上を図るとともに、業界団体等との連携により建設工事の現場見学会、インターンシップ等を行ってきたところであります。また、４月以降、建設業界と連携し、技能工の人材育成を行って人手不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、県民福祉についての御質問の中で、県営住宅の建設についての御質問にお答えいたします。

現在、県では、昭和40年代後半から50年代前半に建設した大量の公営住宅が建てかえ時期を迎えていることから、特に老朽化が著しく危険な団地の建てかえを優先的に行っており、県営住宅の新規建設については厳しい状況にあります。しかしながら、本県は全国に比べ公営住宅の需要が高いことから、市町村と連携し、建てかえの際に戸数をふやすことや、市町村営住宅の新規建設を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君）　知事の政治姿勢についての中で、環境生活部の意見の具体的な内容についての御質問にお答えします。

当部では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対して述べた知事意見に対する事業者の対応を確認した上で、航空機騒音に係る予測・評価の妥当性が確認できないこと、ジュゴン、ウミガメ類、サンゴ類など海域生物への影響の程度が不明であること、米軍へ周知するとした環境保全措置の効果の不確実性などの不明な点を述べております。

次に、米軍基地問題についての中で、米軍ヘリ墜落事故に関する県の対応についての御質問にお答えします。

県は、事故発生後からこれまでに大川ダムの水質調査、墜落現場周辺の土壌調査を実施しました。いずれの調査結果においても、環境基準を満たしておりました。現在、米軍は墜落現場への立ち入りについて了承しており、具体的な調査の内容について調整しているところであります。

今後、宜野座村と連携して速やかに調査を実施していきたいと考えております。

同じく米軍基地問題についての中の、米軍基地内の汚染実態調査についての御質問にお答えします。

沖縄市のサッカー場において、これまで合計83本のドラム缶が発掘されており、沖縄防衛局と沖縄市が、ドラム缶の付着物と底面土壌の調査・分析を実施して

いるところです。さらなるドラム缶の出土の可能性については、今後実施される鉛直磁気探査の結果をもって判断されることになります。

県としましては、新たに設置される基地環境特別対策室において、県内の米軍施設の環境情報を収集・分析し、国とも連携して適切に対応したいと考えております。

次に、安倍内閣の危険な暴走政治についての中で、憲法の解釈改憲に対する反対の意思表明についての御質問にお答えします。

日本国憲法は、我が国の最高法規であり、高度の法的安定性が求められているところであります。憲法の改正、解釈については、憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の理念が堅持されるよう、国政及び国民の間で十分に議論が尽くされるべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） ＴＰＰ交渉による影響と県の対応についての御質問にお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、今月22日から25日までシンガポールにおいてＴＰＰ閣僚会合が開催されましたが、農産物の関税分野において合意に至っていない状況にあります。しかしながら、今後の交渉についても、農産物の自由化を強く求められることが予想されることから、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。

重要５品目の関税の検討について、政府は内容を明らかにしておりませんが、仮に本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛などの関税が譲歩された場合、本県農林水産業へ極めて大きな影響があるものと懸念しております。

県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは八重山教科書問題についてお答えいたします。３(5)と３(6)については関連しますので一括してお答えします。

竹富町教育委員会は、採択地区協議会の構成員や教科書調査員の途中変更、調査員が推薦していない教科書の選定等において疑義を唱えております。一方、文部科学省は、採択地区協議会の規約に従っていない採択をした竹富町教育委員会について、無償措置法に違反していると判断しております。

県教育委員会では、是正要求の指示を受け、６つの質問を行うなど議論を重ねているところです。同問題につきましては、何よりも子供の教育の視点から協議するとともに、３市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育についての御質問の中で、児童生徒１人当たりの教育費についてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄振興特別措置法に基づく社会資本整備等により、教育費に占める普通建設事業費の割合が全国平均を上回っておりますが、それを除くと、児童生徒１人当たりに占める教育費は低い状況にあると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも「沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「沖縄県教育振興基本計画」に基づき、教育・人材育成に関する施策の展開・拡充に向けて、教育予算を措置・確保できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、教員１人当たりの児童生徒数についてお答えいたします。

平成25年度の学校基本調査をもとに比較しますと、沖縄県では小学校が17.1人で全国平均16.0人に比べ1.1人多くなっております。一方、中学校は13.5人で、全国平均13.7人に比べ0.2人少なくなっております。

次に、教職員の精神性疾患についてお答えいたします。

本県の教職員の精神性疾患による休職者数は、平成24年度170人で全都道府県中９番目となっております。

教職員の精神性疾患については、職務内容に起因するものだけではなく、家庭の状況や生活環境等、原因が複合的になっていることも多いとの有識者の意見があります。

県教育委員会としましては、精神性疾患対策として、保健師等による相談窓口の設置や学校訪問による面談等に加え、今年度から新たに臨床心理士を各学校へ派遣して元気力アップ研修会を開催しております。これらの対策により、教職員のメンタルヘルスに関する意識の向上や知識の習得が図られるなど効果があるものと考えております。

次に、教職員の確保及び教育予算についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、義務標準法に基づく基礎定数に加え、教員の児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導等を充実させるため、国の加配定数も活用

し、教員を配置してまいりました。

次年度は、加配定数に加え、新たに県単予算も活用し、中学校１年生へ少人数学級を拡大することとしました。

今後とも、少人数学級等の事業効果を検証した上で、市町村等と連携を図り、教育環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興計画と沖縄振興についての御質問の中の、米軍基地と経済発展についてお答えいたします。

基地関連収入の県経済に占める割合は、復帰直後の15.5％から平成22年度は5.3％となり、その比重は大幅に低下しております。また、米軍基地の存在は、道路整備や計画的なまちづくりなど沖縄の振興施策を進める上で障害となっており、今後、返還による跡地利用が進めば沖縄の発展はさらに加速するものと考えております。

次に、普天間基地返還後の経済発展についてお答えいたします。

沖縄県では、平成18年度に、今後返還が予定されている駐留軍用地について、那覇新都心並みに整備・発展したと仮定した場合の経済効果の試算を行い公表しております。それによりますと、普天間飛行場の返還後の商業活動に伴う直接経済効果は、年間4522億円、また、それに伴う雇用誘発人数は３万2090人となっております。

次に、基地のない沖縄についての御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、「克服すべき沖縄の固有課題と対応方向」として、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理･縮小を進める。」とされております。今後、返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地開発が進めば、新たな産業の振興、交通体系の整備が図られるなど、都市構造のゆがみが是正され、沖縄全体の発展につながるものと考えております。

次に、国庫支出金等の全国順位についてお答えいたします。

平成23年度の県分・市町村分を合計した国庫支出金と地方交付税交付金の県民１人当たりの額は46万9000円で、全国順位は11位となっており、沖縄が突出して多いわけではありません。県は、このことについて県のホームページに「沖縄振興Ｑ＆Ａ」で掲載するとともに、さまざまな機会を通じてその趣旨の周知に努めております。

次に、県民所得の年収200万円未満、150万円未満、100万円未満の数と比率についてお答えいたします。

総務省が５年ごとに実施している就業構造基本調査によれば、沖縄県における年収200万円未満の者の数と比率は、1997年が有業者57万9000人に対し26万4000人で45.6％、2002年が59万9000人に対し28万8000人で48.1％、2007年が63万4000人に対し31万6000人で49.9％、2012年が65万1000人に対し33万7000人で51.8％となっております。

年収150万円未満の数と比率は、1997年が有業者57万9000人に対し19万1000人で33.0％、2002年が59万9000人に対し21万7000人で36.2％、2007年が63万4000人に対し23万4000人で36.9％、2012年が65万1000人に対し25万人で38.4％となっております。

年収100万円未満の数と比率は、1997年が有業者57万9000人に対し９万9000人で17.1％、2002年が59万9000人に対し11万3000人で18.9％、2007年が63万4000人に対し12万5000人で19.6％、2012年が65万1000人に対し13万5000人で20.8％となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 雇用についてという御質問の中の、非正規雇用の推移についてという御質問にお答えいたします。

総務省が５年ごとに実施しております「就業構造基本調査」によりますと、沖縄県の非正規雇用者の割合は、1997年の27.8％から2012年は44.5％に上昇しており、全国は1997年の24.6％から2012年は38.2％に上昇しております。

男女別で申し上げますと、沖縄県で男性が16.9％から30.5％、女性が43.9％から60.1％となっておりまして、全国で申し上げますと男性が11.2％から22.1％、女性が44.0％から57.5％にそれぞれ上昇しております。また、15歳から34歳までの若年者について申し上げますと、沖縄県では31.7％から50.4％、全国は21.1％から35.3％となっております。

同じく公契約条例の制定についてという御質問でございます。

県が発注する公共工事や指定管理者制度については、担当部局において適正な積算が行われ、公共サービスの質及び公正な労働条件が確保され、労働関係法令その他の法律等についても、下請業者まで含めて遵守されるよう指導がなされているものと考えておりま

す。

現在、我が国における労働者の賃金等、個々の労働条件については、労働基準法や最低賃金法等に定める最低基準を満たした上で、労使が対等の立場において決定されるという枠組みになっております。

県といたしましては、国の「公契約に関する基本法」の法制化や、他県の動向等を見守りつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく職業能力開発校の生徒募集の状況と対策についてという御質問でございます。

近年の県立職業能力開発校の施設内訓練の定員に対する応募状況は、平成23年度が1.7倍、平成24年度が同じく1.7倍、平成25年度が1.3倍となっております。訓練生の募集対策としましては、新規高等学校卒業者等を対象とした普通課程について、高等学校における進路指導の時期等を踏まえながら、今年度から募集期間を10月に早めるとともに、離転職者等を対象とした設備システム科等については、訓練科目の新設や訓練内容の見直し等を行っております。また、県独自による施設外への委託訓練の定員に対する応募状況でございますが、平成23年度が2.4倍、平成24年度が2.7倍、平成25年度が2.3倍となっております。近年、応募者の減少が見られる造園科につきましては、園芸装飾技能士の実技試験が免除となるよう、訓練科目内容の見直しを進め、訓練生の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 観光行政に関する御質問の中の、観光支出額と県外、県内比についてお答えいたします。

平成24年度観光統計実態調査によりますと、沖縄旅行にかかる支出総額は7474億100万円となっております。そのうち、沖縄旅行に要した航空運賃総額は2897億8600万円で、県内で消費される宿泊費や飲食費等の総額は4576億1500万円となっております。なお、航空運賃総額についての県内外の支出比率は確認できませんが、旅行支出総額に占める航空運賃総額の割合は38.8％となっております。

次に、県内に立地しているホテルの県内資本の割合についてお答えいたします。

沖縄県では、宿泊施設に関して資本別による調査は行っておりませんが、新聞報道等をもとにヒアリングした結果によりますと、平成25年12月現在、県内に立地する収容人員500人以上のホテルは41施設となっており、その割合は外資系が14施設で34％、県外資本が16施設で39％、県内資本が11施設で27％となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長　宮城奈々さん登壇〕

○教育委員会委員長（宮城奈々さん） １月15日付で教育委員長に就任いたしました宮城奈々です。よろしくお願いいたします。

それでは教育についての御質問で、少人数学級の実施等に係る教育委員会の対応についてお答えいたします。

平成25年11月には全国学力・学習状況調査で得点が上位の福井県を訪問し、少人数学級についても視察してまいりました。また、教育委員勉強会等でも少人数教育について説明を受け議論しており、その重要性につきましては理解しております。

県教育委員会としましては、今後とも少人数学級を含めた少人数教育の充実等について協議してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県民福祉についての御質問の中で、子供通院医療費の中学卒業までの無料化及び窓口無料化の実施についてお答えいたします。

子供通院医療費を中学卒業まで実施している市町村は、平成26年２月現在で９市町村で、次年度は４町村で中学卒業まで、１村で高校卒業まで予定されています。

県としましては、平成24年10月に拡充した入院年齢の拡大による事業費の動向や効果を見きわめ、市町村の意向も聴取した上で検討していきたいと考えています。また、窓口無料化の実施については、受診の増加による医療費の増大、小児救急体制への過重負担、国庫支出金の減額調整などの課題が指摘されております。

県としましては、市町村からの要望の多い自動償還に取り組んでおります。

次に、放課後児童クラブのクーラー設置等についてお答えいたします。

放課後児童クラブのクーラー設置費用と維持費については、「放課後子どもプラン推進事業」により補助を行っているところであり、今後も引き続き事業の実施主体である市町村と連携を図りながら事業の促進を図ってまいります。

次に、市町村国保における滞納の実態、運営状況と県独自の支援についてお答えいたします。

平成24年度の沖縄県市町村国保における決算収支は76億2457万円の赤字で、赤字保険者は41保険者のうち14市町村となっております。滞納世帯は、平成24年６月１日現在４万7107世帯で、国保世帯に占める割合は18.1％となっております。また、市町村国保に対し単独助成を行っているのは20都府県で、その主な内容は、地方単独医療費助成事業波及増に係る国庫負担の減額調整に対する助成等となっております。市町村国民健康保険は、国・県の公費負担や保険税等を財源として、保険者である市町村の責任により運営されており、県が独自の支援を行うことは困難であると考えております。

次に、年金生活者及び無年金者の実態についてお答えいたします。

厚生労働省が公表している平成24年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によりますと、本県の厚生年金保険老齢年金受給者数は７万2870人、平均年金月額12万9618円となっており、国民年金老齢年金受給者数は23万1743人、平均年金月額５万2738円となっております。また、同省が３年ごとに実施している公的年金加入状況等調査によりますと、本県の無年金者は、平成22年調査で１万6000人と推計されております。

次に、年金引き下げについてお答えいたします。

国においては、現役世代の将来の年金額の確保及び世代間の公平を図る観点から、平成25年度から平成27年度の３年間で、今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることとしております。また、長期的な給付と負担の均衡を図る仕組みとして、特例水準を解消した後にマクロ経済スライドが発動することになっております。

県としましては、財政的に持続可能な年金制度の確立に向けた国の取り組みを注視してまいりたいと考えております。

次に、生活保護基準の引き下げについてお答えいたします。

生活保護基準につきましては、生活保護法第８条に基づき、厚生労働大臣がその責任と権限を持って決定したものと理解しております。

県としましては、生活保護制度が最後のセーフティネットとして十分に機能を果たすことが重要であると考えており、今後とも保護の適正な実施に努めてまいります。

次に、無料・低額診療を行っている医療機関数、実績、課題及び県の支援策についてお答えいたします。

社会福祉法に基づく無料低額診療事業の届け出団体は、１法人６施設となっています。同団体における平成24年度の生活保護受給患者数を除く無料低額診療患者数は2446人となっています。届け出を行っている団体からの意見として、調剤を実施する薬局は同事業に該当しないことから、調剤薬局も社会福祉事業と位置づけるよう要望があります。

また、同事業を実施する事業者については、不動産取得税及び固定資産税の税制優遇があります。なお、本県独自の施策は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、渡久地修君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後４時11分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

この際、申し上げます。

商工労働部長から発言を求められておりますので、発言を許します。

商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君）　正規雇用の割合、推移について申し上げます。

沖縄県全体で申し上げますと、1997年が72.2％から2012年は55.5％となっております。全国は1997年が75.4％、2012年は61.8％でございます。男女別に申し上げますと、沖縄県で男性が83.1％から69.5％、女性が56.1％から39.9％になっておりまして、全国は男性が88.8％から77.9％、女性が56.0％から42.5％となっております。

また、15歳から34歳までの若年者でございますが、沖縄県が68.3％から49.6％、全国では78.9％から64.7％と、こういうふうに推移をしております。

以上でございます。

○渡久地　修君　55.5、平成24年正規が。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　そうです。55.5です。

○議長（喜納昌春君）　再質問を行います。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　再質問します。

まず、知事に１点目、先ほど名護市長選挙の結果、民意として受けとめていると言っていましたけれども、これは12月27日の埋立承認した直後の選挙でした。ですからこれは、知事の埋立承認に対して、私はきっ

ぱり市民はノーという審判を下したと思うんですけれども、これはそういう意思だということを受けとめていますか、正面から受けとめることができるのかできないのかお答えください。

２つ目、知事は安倍首相との会談を行って、有史以来の予算だということでお礼を述べたと。これ当然のことだと先ほど言っていましたけれども、その後、時系列的にも承認しているわけですよね。それについては先ほど述べましたけれども、多くの県民は振興策と引きかえに埋め立てを承認したということを当然思っているんです。先ほど述べました首長さんも、私、３名御紹介しました。振興予算と引きかえに永代に沖縄を売り渡した、もう一人、金で沖縄を売ったと言われても仕方がない、もうお一人、沖縄は金で解決できると政府・国民に見られることになり残念だと。そして先ほど述べました与党の公明党さんも振興策と基地はリンクしないとした発言とも矛盾する県民への裏切り行為だというコメントを寄せましたけれども、これが私は県民の多数の率直な声だと思います。この声を私は真摯に受けとめるべきだと思いますけれども、知事の見解をお尋ねします。

それから公室長、公室長は、これまで辺野古移設は事実上不可能だということをずっと議会で答弁してきました。そして12月５日の私の質問に対して、「現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難である」という答弁をしました。そして、12月６日には「普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めているところであります。」ということを議会で答弁したんですよ、公室長自身。これ議事録に載っています。

しかし、12月26日のこの承認の決裁書ありますね。（資料を掲示）　これに審査結果⑴から⑷までありますけれども、⑴では「普天間の危険性除去は、埋め立てによらなければ充足されない」ということを皆さん審査結果で出している。⑵では「移設先の確保の観点から埋め立ては合理性がある」とここでは書かれています。⑶、「危険性の除去のためには、今、埋め立てを開始しなければならない」と書いてある。⑷、「埋立地の適切な場所」これは県外と言っていたのが180度変わって辺野古に変わっちゃっているんですよね。本当にこれ公室長、皆さんの公室が書いたんですか。皆さんはこれに本当に関与したんですか。公室長、いつこの12月６日までの立場を変えたのですか、それ明確に答えてください。

それから公室長２点目、12月20日知事と面会した際、知事から承認、不承認のいずれの場合も想定してスケジュールをつくってほしいと指示されたということで、地元の２紙に書かれています。承認、不承認、両方スケジュールをつくってほしいと知事から指示されたと書かれています。公室長、この承認のスケジュール、不承認のスケジュール、これを明らかにしてください。

それから農水部長、百条委員会で、埋立承認はしたけれども、今後の工事で知事の許可が必要だということを皆さん許可条件に出して、許可が必要だということになりました。仲井眞知事の任期はことし12月までです。次期の知事にどなたがなるかわかりませんけれども、次期の知事がもしこれを許可しなかった場合、埋立工事は私はとまると思うんですけれども、知事が許可しなかった場合、国はいろんな法的な手段とかあるいは代執行とか、そういった手段が可能なのか、どんなことが想定されるのか、これについてお答えください。

それから商工労働部長、正規労働者、正規が80.4％から55.5％に激減しています。非正規は19.6から44.5％に激増しています。所得200万円未満の階層が51.8％、半分以上になりました。それから、150万円未満の方々が38.4％、実に県民の働く人の約４割近くが150万未満なんですよ。こういったところに本当に目を向けて、沖縄でこのように貧困が急速に広がっていっている。ここに目を向けないといけないと思う。この認識とどんな対応をとろうとしているのかお聞かせください。

教育長、30人学級ですけれども、先ほど教育委員長はこれはとても必要だと言っていました。私は正面から全学年でやるという方針を打ち立てて予算要求を財政当局にやるべきだと思いますけれども、ぜひ全学年でやるということで正面から交渉してください。

そして川上副知事、前々回の議会で与党議員の質問に、教育委員会をうんと応援してできることはやるという趣旨のことを答弁していましたよ。この予算要望に対してしっかり応えて、30人学級これは県全体で取り組むべきものですからしっかり予算つけてください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時20分休憩

午後４時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　渡久地議員の再質問に答弁をいたします。

まず第１に、名護市長選挙の結果についての話です

が、これは普天間の辺野古承認をノーという市民の意見といいますか、考えが示されたというふうにとっているかという御趣旨だったと思いますが、まず一つ、名護市長選挙そのものは先ほども申し上げましたように、あれは選挙の結果です。ですから、これは市民が判断したということであって、選挙の争点そのものはいろんな政策がありましたよね。ですから、この中で辺野古についてノーと言ったかどうかという話を選び出してどうかと聞かれてもこれはお答えできかねます。

それからもう一つは、安倍総理に私がいろんな意味でありがとうということと感謝の気持ちを表現したことについて、なぜかいろんなことを皆さんおっしゃっておられますが、私はこれはもう当然のことだと思っております。そういう中で渡久地議員は何ですって、金で沖縄を、どうやって金で沖縄って売れるんですか。そういう話だとか、何かこの表現にいかがなものかと思われるような言葉を持ち出してそうしたのではないかと。復帰40年来、我々は振興策を法律に基づいて振興予算を策をつくり、要求をずっとしてきて、その中で基地は基地でいろんな基地問題の解決、それ以外の課題も大勢、たくさんのものを我々は要求し、政府とやりとりをしてきているんじゃないですか。その流れ以外の何物でもありません。ですから、何かを売ったとか買ったとかという話では全くありません。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 再質問にお答えいたします。

御質問の趣旨は、この埋立承認許可に対して私がどの程度関与しているのか、私が書いた部分があるのかとか、あるいはこれまでの私が行った答弁との整合性といった趣旨だったと思います。

私は、知事の部下でございますので、知事に命じられた、そういった政策についてしっかりと議会で答弁をし、説明をする立場でございます。

辺野古の承認につきましては、これは公有水面埋立法の所管である土木建築部でしっかりと審査し、精査し、許可という結論に至ったものであります。ちなみに、その決裁に当たりましては、合い議という形で私のところに回ってきますけれども、当然ながら私としてはこれはそういうものがあったという承知するために印鑑を押しております。

次に、12月20日にこれは私が記者に申し上げた記憶がございますが、知事のほうから承認、不承認の両方のスケジュールを用意するようにというふうに言われたというように報道されております。

12月20日の時点でこれまで何度も答弁がありましたように、知事は承認、不承認の判断をまだしておりません。したがいまして、その前後の調整の中で両方あるんだなと私としては思っておりました。

スケジュールと申しますのは、もし、いずれにせよ県民への説明が必要になるということで、その日程でありますとか、部下への周知とかそういうことをしたわけでございまして、特に承認、不承認の両方の可能性という点につきましては、これはもう当然のことだと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 百条委員会の中で、私のほうから漁業調整規則第39条の岩礁破砕の許可についてということで、今回知事がかわった場合にどのようなことが想定されるのかという質問の趣旨だったかと思います。

それにつきまして、知事がかわった後のことにつきましては、私のほうではコメントを差し控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 正規雇用の減少、裏を返しますと非正規雇用の増大という問題、これに対してどのような対応をするのかという御質問であったと思います。

確かに非正規雇用の増大、それからもう一つ、正規雇用と非正規雇用の所得の格差の問題と非常に大きな課題でございます。そのため、県では、経済団体に対する正規雇用の拡大要請、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する人材育成企業認証制度の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。

また、新たに平成26年度から緊急雇用基金を活用いたしまして、従業員の正規化等を推進する事業を実施することといたしております。また、国におきましてはキャリアアップ助成金による企業支援を平成26年度に拡充するということでございますけれども、国とも連携をいたしまして、正規化を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは少人数学級を全

学年で導入、実施すべきであるとの再質問にお答えいたします。

今議会で何度か答弁してまいりましたように、次年度新たに県単定数を活用して、中学校１年生へ少人数学級を拡大実施する予定です。少人数学級の全学年での実施につきましては、国の加配定数、県内小中学校現有施設、県単定数等について多くの観点から考察していく必要があり、段階的にまだ時間を要するものと考えます。また、現段階では全国的にも小中学校全学年で実施例は少なく、全学年で国の標準を下回る学級編制をしている都道府県は１府５県であり、全国的にもまだ時間を要する課題であると認識しております。

今後とも市町村教育委員会と連携し、少人数学級の推進に努めるとともに、定数の改善について全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後４時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） この岩礁破砕の申請につきましては、事業者が提出するような申請するものでありまして、現時点でどうのこうのということは私のほうでは申し上げられません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君 知事、私が先ほど述べましたあの振興策との取り引きとかというのは、私が言ったんじゃないんですよ。首長さんのコメント、与党の公明党さんのコメントを引用して言いました。あれに見られるように、もう知事は県民の願い、これからこんなにもかけ離れているということがわかりました。

戦後、初めて基地を受け入れたと。そういう意味で私は知事はやっぱり辞任して県民に信を問うべきだと思います。

私たちは、基地のない平和な沖縄を目指して全力で頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、３月３日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時38分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年３月３日

平成26年
第　２　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　５　号）

平成26年
第 2 回　**沖 縄 県 議 会 （ 定 例 会 ） 会 議 録 （ 第 5 号 ）**

平成26年３月３日（月曜日）午前10時４分開議

議　事　日　程　第5号

平成26年３月３日（月曜日）

午前10時開議

第１　議会運営委員の辞任の件

第２　一般質問

第３　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　議会運営委員の辞任の件

日程追加　議会運営委員の選任の件

日程第２　一般質問

日程第３　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計予算

甲第２号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第３号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第４号議案　平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第５号議案　平成26年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第６号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第７号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第８号議案　平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第９号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案　平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案　平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案　平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算

甲第15号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第20号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第21号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案　平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案　平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

甲第25号議案　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

甲第26号議案　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）

甲第27号議案　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）

甲第28号議案　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成25年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県農業構造改革支援基金条例
乙第25号議案　沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第35号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第36号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第37号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第38号議案　沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第39号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第40号議案　工事請負契約について
乙第41号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第42号議案　土地の処分について
乙第43号議案　訴えの提起について
乙第44号議案　訴えの提起について
乙第45号議案　違約金請求事件の和解について
乙第46号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第47号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第48号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第49号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第50号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第51号議案　県道の路線の認定及び廃止について

出　席　議　員（44名）

議　長	喜納昌春　君	17　番	呉屋　宏　君
副議長	浦崎唯昭　君	18　番	仲宗根　悟　君
1　番	上原　章　君	19　番	崎山嗣幸　君
2　番	砂川利勝　君	20　番	山内末子　さん
3　番	具志堅　透　君	22　番	渡久地　修　君
4　番	又吉清義　君	23　番	大城一馬　君
6　番	儀間光秀　君	24　番	嶺井　光　君
7　番	新田宜明　君	25　番	前島明男　君
8　番	仲村未央　さん	26　番	照屋守之　君
9　番	玉城　満　君	27　番	新垣良俊　君
10　番	西銘純恵　さん	28　番	仲田弘毅　君
11　番	比嘉京子　さん	29　番	新垣安弘　君
12　番	吉田勝廣　君	30　番	當間盛夫　君
13　番	島袋　大　君	31　番	照屋大河　君
14　番	中川京貴　君	32　番	狩俣信子　さん
16　番	座喜味一幸　君	33　番	赤嶺　昇　君

34番	新垣清涼君	43番	新里米吉君
37番	金城勉君	44番	髙嶺善伸君
38番	糸洲朝則君	45番	奥平一夫君
39番	翁長政俊君	46番	玉城義和君
41番	新垣哲司君	47番	玉城ノブ子さん
42番	具志孝助君	48番	嘉陽宗儀君

欠席議員（2名）

15番	桑江朝千夫君	21番	瑞慶覧功君

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	会計管理者	岩井健一君
副知事	高良倉吉君	知事公室秘書広報交流統括監	久貝富一君
副知事	川上好久君	総務部財政統括監	田端一雄君
知事公室長	又吉進君	教育委員会委員	照屋尚子さん
総務部長	小橋川健二君	教育長	諸見里明君
企画部長	謝花喜一郎君	公安委員会委員	與儀弘子さん
環境生活部長	當間秀史君	警察本部長	笠原俊彦君
福祉保健部長	崎山八郎君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	小嶺淳君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		
病院事業局長	伊江朝次君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1　議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

2月26日、桑江朝千夫君から、都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

桑江朝千夫君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、桑江朝千夫君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま桑江朝千夫君の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により新垣良俊君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に新垣良俊君を選任することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第２及び**日程第３**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　おはようございます。

日本共産党の西銘純恵です。

質問を行います。

まず、オスプレイ１機が嘉手納基地に白煙を出して着陸をしたという報道があります。質問通告後に出されたので看過できない問題と考えます。議事課と執行部にも連絡してあり、先例を踏まえて質問を行います。

この件について、米軍から県への連絡があったのか。事実を確認したのか、県の対応についてお尋ねします。

次に、公有水面埋立問題について。

辺野古新基地建設反対は県民総意であり、知事みずからの県外公約も破る承認は最悪の選択である。埋立承認を取り消すべき。

知事は、11月議会で「県外公約を守る」、「辺野古は困難」という答弁を繰り返し、12月８日に山本一太沖縄担当大臣と面談をした翌９日から病気療養を理由に議会を欠席し、埋立承認発表まで県民の前から姿を隠していた。その間の行動で何をしたのか、知事は県民に説明すべき義務がある。説明できない理由があるのか。

知事の公約に照らせば、埋立申請は不承認する以外ない。万一、公有水面埋立法に適合していても、県民への公約を実現する信念があるなら不承認が当然ではないか。

埋立承認による辺野古新基地建設のゴーサインを出しながら県外移設の公約は守ると支離滅裂なことを言っているが、どういうことか説明を求める。提案説明要旨で昨年まで記載されていた県外移設が削除されているのは、公約を投げ捨てたからではないのか。

公有水面埋立法第４条１項２号は、埋め立てが環境保全及び災害防止に十分配慮されていることが承認要件となっている。承認判断をした12月23日の審査結果書では、「現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合していないとは言えない。」という記述になっている。環境保全に十分配慮されていないがために「適合している」と記述できなかったのではないか。

絶滅危惧種のジュゴンについて、埋立承認申請書の環境評価書は「辺野古地区で採食する可能性は小さい」と記載しているが、その後、辺野古地区で12本の食跡が発見されたジュゴンの生息域に関して、評価書の誤った予測の訂正はなされているのか。また、78ヘクタールが消失すると予測している海藻草類について、具体的な環境保全措置に言及しているか。「環境保全に十分配慮している」と言えるか。

百条委員会で宮城環境影響評価審査会会長は、「ジュゴンは保全対策の基礎データが少ないので保護は疑わしい」と意見を述べている。どのようにしてジュゴンのための環境保全に十分配慮できるのか。

埋立申請は普天間基地の代替施設とされているが、埋立面積、規模、機能はどうなっているか。普天間基地に軍港はない。ボノム・リシャール強襲揚陸艦が接岸可能な272メートルの岸壁の軍港は機能強化した巨大米軍基地であり、新基地の建設ではないか。

環境省の2011年「海洋生物多様性保全戦略」の「海域の特性を踏まえた対策の推進」の記述、「生物多様性国家戦略2012－2020」のジュゴンについてどのように記述されているか。

宮城会長は百条委員会で、「アセスは最初からやり直しが必要だった」が「審査しないと環境的に問題ないと受け取られかねない」と答申したが、13人の審査会の委員は「知事の承認判断にほとんど同意していないだろう」、「現段階において防衛局の対策に懸念は払拭できていない」、「環境保全は不可能」と厳しい意見を述べている。それでも承認できるというなら具体的に根拠を示してほしい。

百条委員会で稲嶺進名護市長は、「名護市の意見は知事判断に全く反映されていない」、公有水面埋立法第４条１項３号において、「名護市の意見を参考にせずに承認した」、「市民の生活を脅かす承認は納得できない」、「承認は取り消すべき」と意見を述べたが、承認を取り消すべきではないか。

普天間基地の５年以内の運用停止は担保も保証もなく新基地建設のための県民だましではないか。一日も早い危険性の除去は即時閉鎖・無条件返還を実現することが現実的である。なぜ要求しないのか。

２、高江の６カ所のヘリパッド建設で伐採される森林面積はどれだけか。生物多様性のヤンバルの森が破壊されるヘリパッド建設を中止すべき。

高齢者問題について。

無年金者、低年金者の実態と認識を問う。復帰特別措置の保険料の追加納付ができずに無年金となっている人は何人いるか。特別の支援制度が必要ではないか。

住宅確保は生存権にかかわる重要課題である。生活困窮などの住居となる老人ホームなどの増設、公営住宅の増設、民間アパート居住の家賃補助の制度が必要と考えるがどうか。高齢者住宅財団による家賃保証の新年度の計画戸数はどうなっているか。

高齢者の死亡原因で肺炎が２位となっている。肺炎球菌ワクチンで死亡リスクを減らせるが、ワクチンの助成額は市町村によって違いがある。全額助成をすべきではないか。

教育行政について。

大宜味村で標高５メートルの津波危険地帯の埋立地に統廃合による学校新築が予定されている。災害避難所にも指定される小中学校は最も安全が確保されなければならない。教育長は委員会で県立学校はそのようなところにつくらないと答えている。安全な場所の確保に向けて県が支援をすべきではないか。

障害児学級の要望を出している保護者から、いまだ開設連絡がないと不安の声が寄せられている。新年度、市町村からの特別支援学級の要請数と設置予定数はどうなっているか。支援員の要望に対する学習支援員の配置はどうなっているか。必要とする全ての生徒に支援員を配置することについて。

福島原発事故後、文部科学省から「放射能のはなし」が学校の副読本として配布されているか実態を問う。原発事故による放射能の危険を教えるものでなく、過度に安全を強調する内容だとの指摘があるが、内容や配布を検討すべきではないか。

母子寡婦貸し付け、給付制度の実績は５年前と比べてどうか。政府は高等技能訓練費を３年間から２年間に給付期間を短縮したが、どのような影響が出るか。３年間給付を維持するための対策を問う。

保育所に入れない父母の負担は深刻である。9000人余の待機児童は90人定員の認可保育所が100カ所あれば解消される。市町村の認可保育所の増設計画はどうなっているか、待機児童解消を急ぐべきである。

辺野古新基地建設の承認条件とされている米軍牧港補給基地の７年以内の返還について、米国政府が日米合意の見直しをしなければできないが保証はあるのか。移設条件つきとされた移設先自治体や住民が反対をしている。代替基地条件つき返還は基地の固定化強化であり、県民の意思に反するもの。無条件全面返還が現実的要求ではないか。

基地のない沖縄をつくる21世紀ビジョンに逆行している浦添新軍港建設に反対すべき。浦添軍港は県民が反対している新基地の建設である。沖縄県の表玄関である那覇港湾の物流計画や大型クルーズ船の誘致計画に照らして、港湾機能が停止し民間港として成り立たなくなることは明白ではないか。軍民共用の佐世保港は民間港が多くの制限を受けているが実態を問う。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

西銘純恵議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、公有水面埋立問題についての中で、埋立承認の取り消しについての御質問にお答えいたします。

法律上、基準に適合している申請について、承認を取り消すことは行政機関としてできないものと考えております。

次に、同じく公有水面埋立問題についての中で、知事の12月９日から埋立承認発表までの行動についての御質問にお答えいたします。

私は、体調不良により12月９日の一般質問２日目から議会の御了承をいただいて欠席し、公舎で療養いたしました。12月16日には上京し、17日の沖縄政策協議会出席後に東京都内の病院でより精密な検査が必要と診断され、同日、入院しました。入院中も公務を継続し、一時的な外出許可も得て総理や官房長官とも面談いたしました。12月25日に退院し、総理と官房長官との面談後、沖縄に戻りました。そして、12月27日、埋立承認の表明を行いました。

以上が12月９日から埋立承認の表明に至る私の行動であり、県知事としての職責は果たしたものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 公有水面埋立問題に関する御質問の中で、県外移設についてお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認したところであります。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。

県としては、同移設計画の進捗にかかわらず普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めたところであります。５年以内運用停止の実現のためには県外移設が必要であり、今般、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、あらゆる方策を追求するよう、強く求めてまいります。

同じく公有水面埋立問題に関する御質問の中で、５年以内運用停止と即時閉鎖・無条件返還についてお答えいたします。

これまでの経緯等から、普天間飛行場の即時閉鎖・無条件返還が実現するとは考えがたく、一日も早い危険性除去のため５年以内運用停止を求めたところであります。安倍総理は、これらの課題に全力で取り組むことを表明され、去る２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。

続きまして、米軍牧港補給基地の返還に関する御質問の中で、牧港補給地区の実現性及び無条件返還についてお答えします。

牧港補給地区の７年以内の返還について、防衛省は、去る１月22日、「沖縄基地負担軽減推進委員会」のもとに「牧港補給地区返還推進チーム」を設置し、牧港補給地区の早期返還の実現に最大限努力するとのことであります。

県としましては、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、統合計画を前倒しし確実に実施されるよう、引き続き政府に強く求めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

まず、公有水面埋立問題についての御質問の中で、知事の公約と辺野古埋立承認についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。なお、法律上基準に適合している申請について政治的理由等で不承認とすることは、その裁量の範囲を逸脱している可能性もあると思料されることから、これらを理由に不承認とすることは困難であると考えております。

同じく公有水面埋立問題についての御質問の中で、12月23日の審査結果（案）についてお答えいたします。

12月23日の報告は、審査の最終段階での基準への適合状況などについて知事へ報告したものであります。その際、審査が終了していない事項があったものの、その時点で基準に適合していない事項はなかったことから「基準に適合していないとは言えない。」と表現したものであります。

次に、待機児童解消についての御質問の中で、市町村の認可保育所の増設計画についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、昨年、待機児童対策行動指針を策定し、同指針に基づく市町村待機児童解消計画を取りまとめたところであります。同計画では、認可保育所83カ所の創設や92カ所の増改築を見込んでおります。これらの取り組み等により約１万1000人の保育の量を拡大し、平成29年度末までに待機児童の解消を図ってまいります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 公有水面埋立問題についての御質問の中で、ジュゴンと海草藻場の環境保全措置についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

埋立承認申請書は、平成23年度までに実施された調査結果に基づき作成されているため、その後の調査結果は記載されておりません。また、海草藻場の減少に対しては、海草類の移植や生育基盤の改善により海草藻場の拡大を図る環境保全措置を講じるとしております。これらの点について事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について審査を行ったところであります。その結果、事業者は予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら、必

要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断をいたしました。

同じく公有水面埋立問題についての御質問の中で、ジュゴンに係る環境保全措置についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

申請書では、ジュゴンに係る環境保全措置として、くい打ち工事について、同時に打設する施工箇所を減じる、作業船が沿岸を航行する場合は、岸から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は、一定速度で沖合から直線的に進入する、ジュゴン監視・警戒システムを構築し、ジュゴンが大浦湾内で確認された場合は、水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行う、海草類の移植や生育基盤の改善により藻場の拡大を図る、事後調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じるなどと記載されております。また、これらの対策に関して、事業者は予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら、必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断をいたしました。

同じく公有水面埋立問題についての御質問の中で、埋立面積、規模、機能と軍港についてお答えいたします。

申請書では、代替施設の埋立面積は約160ヘクタール、既存陸域も含む施設全体面積は204.8ヘクタールとなっております。また、土地利用計画といたしましては、滑走路、航空保安施設等の離着陸施設用地、駐機エプロン等のエプロン用地、管制塔、格納庫等の管理・整備施設用地、航空機燃料施設等の供給処理施設用地及び護岸・その他用地と記載されております。なお、申請書には、「ヘリ等が故障した場合等において船舶を使用した輸送を実施する必要があることから、護岸の一部を船舶が接岸できる構造として整備しますが、恒常的に兵員や物資の積み卸しを機能とするようないわゆる軍港を建設することは考えていません」と記載されております。

同じく公有水面埋立問題についての御質問の中で、環境保全と可否判断の根拠についての御質問にお答えいたします。

昨年11月29日に環境生活部から、「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がありました。それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について審査を行いました。その結果、事業者は、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断いたしました。

同じく公有水面埋立問題についての御質問の中で、承認の取り消しについての御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行った結果、法令に基づき県の定めた基準に適合しており、名護市長から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても、総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、承認したものであり、取り消すことは考えておりません。

次に、高齢者問題についての御質問の中で、公営住宅の増設等高齢者の住宅確保についての御質問にお答えいたします。

公営住宅の増設については、市町村と連携し建てかえの際に戸数をふやすことや、市町村営住宅の新規建設を支援していきたいと考えております。民間への家賃補助制度については、バリアフリー構造等の一定の基準を満たす高齢者向け優良賃貸住宅に対し、県では、平成16年度から７団地190戸を対象に家賃補助を行っております。また、高齢者住宅財団の家賃債務保証制度については、平成26年度の保証引受見込み戸数は全国で750戸であり、都道府県ごとの内訳戸数は公表されておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君）　公有水面埋立問題についての御質問の中で、海洋生物多様性保全戦略及び生物多様性国家戦略における記述についての御質問にお答えします。

環境省が策定した「海洋生物多様性保全戦略」では、「海域の特性を踏まえた対策の推進」について、「沿岸域」と「外洋域」に分けて記載されております。沿岸域については、主に保全施策の充実のため、多様な関係者の連携を図ることが重要であること、生態系の保全と漁業活動などの利用とを両立するための総合的な管理が重要であること、残された藻場、干潟やサンゴ礁の保全、生物の住み場所の再生・修復・創造を図っていくことが必要であることなどが記載されております。また、「生物多様性国家戦略2012－2020」では、ジュ

ゴンについて、「引き続き、生息環境・生態等の調査や漁業者との共生に向けた取組を進めるとともに、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定も視野に入れ、情報の収集等に努めます。」と記載されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 高江のヘリパッド建設についての御質問の中で、伐採される森林面積及び建設の中止についてお答えいたします。

平成18年度に公表された当時の那覇防衛施設局の北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に係る環境影響評価図書によれば、着陸帯移設事業における樹木の伐採面積は約２万7000平方メートルとなっております。

県としては、ＳＡＣＯ合意事案の着実な実施が本県における基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、北部訓練場の過半の返還の実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、地元東村とも連携を図りながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分に配慮するよう求めてきたところであり、直ちに工事の中止を求める考えはありません。

次に、浦添新軍港建設について、軍港建設及び佐世保港についての御質問にお答えいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。昨年11月26日、移設に関連する諸措置を協議する移設協議会が開催され、国・県・那覇市、那覇港管理組合とともに浦添市も参加し、移設の実現に向け協議を進めております。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で現行の方針に基づいて進めることが現実的と考えております。

なお、佐世保港においては、港湾全体の約80.5％が米軍による制限水域となっておりますが、その形状や米軍施設の規模、割合及び歴史的経緯等が那覇港とは異なるため、単純な比較は困難であると考えております。

次に、緊急質問で、オスプレイが嘉手納飛行場に緊急着陸したことについて、米軍からの通報、内容の把握といった質問にお答えいたします。

普天間飛行場所属のＭＶ22オスプレイが、昨日、嘉手納飛行場に緊急着陸したとの報道については承知しております。米軍からの通報はなく、詳細につきましては、現在、沖縄防衛局に対し事実関係等を照会しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 高齢者問題についての御質問の中で、無年金者、低年金者の実態と認識等についてお答えいたします。

厚生労働省が３年ごとに実施している公的年金加入状況等調査によりますと、本県の無年金者は、平成22年調査で１万6000人と推計されております。また、低年金者の状況につきましては、厚生労働省に照会したところ、把握していないとのことでした。無年金者等については、県民所得が低いことや沖縄県の年金制度が本土よりおくれて発足したことによる影響等によるものと考えております。無年金者等の解消を図るため、本土復帰後４回にわたり特例措置が実施されましたが、無年金者の状況は把握できません。

県としましては、国との交渉を通して本土復帰後４回にわたる特例措置を実現してきたところであり、現行の年金制度において、国に対しさらに支援制度を求めることは、保険料を納付してきた方との公平性の観点から困難であると考えております。

次に、老人ホームなどの増設についてお答えいたします。

県では、市町村の需要見込み等を踏まえて策定した「沖縄県高齢者保健福祉計画」に基づき、平成24年度から平成26年度までの間に、特別養護老人ホーム等を1056床増床することとしております。今後とも高齢者の福祉の向上のため、必要な老人ホームの整備に取り組んでまいります。

次に、成人用肺炎球菌ワクチンの助成についてお答えいたします。

国は平成26年度中に、成人用肺炎球菌ワクチンを予防接種法に基づき市町村が実施する定期予防接種に位置づけ、地方交付税措置する予定としております。このことから、個人負担は軽減される方向であると考えております。

次に、母子寡婦貸し付け給付制度についての御質問の中で、母子寡婦貸し付け及び高等技能訓練費の実績等についてお答えいたします。

母子寡婦福祉資金の貸付実績につきましては、平成20年度の310件、約１億7400万円に対し、平成24年度は289件、約１億4000万円となっております。また、高等技能訓練促進費の支給実績につきましては、平成20年度の１人、約82万円に対し、平成24年度は19人、約2500万円となっております。高等技能訓練促進費につきましては、給付期間の短縮により修業期間が３年

以上の養成機関に入学した者は３年目以降は給付金が支給されないこととなります。

県としましては、給付期間の短縮による影響を見きわめながら、今後の対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、大宜味村の学校新築についてお答えいたします。

学校の設置場所については、児童生徒の安全確保を図り、通学や学校と地域との関係を十分に配慮することが重要であると考えております。大宜味村においては、地域の実情に応じて検討がなされており、村の意思に基づいて設置場所が決定されるものと理解しております。

県教育委員会としましては、文部科学省の緊急提言等を踏まえ、災害対策のあり方など情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援学級及び支援員についてお答えいたします。

特別支援学級につきましては、関係法令に基づき市町村教育委員会が設置するものであり、次年度の設置予定を調査したところ611学級でありました。

なお、議員御指摘の件につきましては、当該市町村教育委員会が設置に向けて前向きに取り組んでいると聞いております。支援員につきましては、市町村が配置することとなっております。次年度の配置は、３月から４月上旬にかけて確定するものと聞いております。平成24年度の市町村で配置されている学習支援員の数は、前年度より37人増の589人でした。支援員の配置については、その拡大に向けて全国都道府県教育委員会協議会等を通して引き続き国へ要望しているところです。

次に、放射線に関する副読本についてお答えいたします。

福島原発事故後、新たに文部科学省から各学校へ配布された副読本は、小学校に６万2252冊、中学校に３万8229冊、高等学校に２万1270冊となっています。副読本の内容は、御指摘のような過度に安全を強調する内容ではなく、放射線の基礎知識から事故が起きたときの心構え、人体への影響と防護等を扱っており、学習指導要領を補完するものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　最初に、公有水面埋め立ての件なんですけれども、川上副知事が政治的判断で裁量の範囲を逸脱しているという、その具体的な説明をしてください。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 公有水面埋立法に基づいて、その法律の第４条第１号から第６号の基準に適合している、そういうものについて適合していると判断されたことから、これは承認をしたというふうなことであります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、その政治的理由とその他、その不承認とすることはこれは行政としてはできないというふうなことでございます。

○西銘　純恵さん　その理由を聞いているんですよ。逸脱するという中身を聞いているんですよ。

○副知事（川上好久君） 逸脱するという……

○西銘　純恵さん　はい。政治的に裁量の範囲を超えるというその裁量の範囲、逸脱するという中身を聞いている。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、政治的理由等で不承認とすることと、それから裁量の範囲の逸脱の関係についての御質問にお答えをいたします。

まず、私どものほうで行政手続法に基づいて審査基準を定めて……

○西銘　純恵さん　それは聞いていません。審査基準とか……

○土木建築部長（當銘健一郎君） 定めておりますが、その審査基準の中には政治的理由というのがまず入っておりません。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 答弁中です。

○土木建築部長（當銘健一郎君） それから、国が埋め立てをする場合の考え方ですけれども、内閣法制局の見解によりますと、国においてはもともと埋め立てをする権能を持っていると。民間の事業者の場合には埋め立ての免許を付与するというようなことで、国の場合にはこういった裁量権ということに関しましても民間の事業者に与える埋立免許よりはかなり範囲が狭いのではないかというようなことから、逸脱している可能性もあると思料されるというふうに答弁をいたしました。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　今の説明は、国の埋立申請については一切ノーができないということに受け取られるんですよ。もう一度説明してください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　内閣法制局の解釈によりますと、国のなす埋立工事については、公有水面の管理上、何らかの支障を生ずるものであるか否かを都道府県知事の判断に任せようとするのであって、埋め立てをなす権利を付与するものではないと、そういうふうな見解が示されております。

○西銘　純恵さん　休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず、内閣法制局の見解では、公有水面に対する国の支配権は、それを公所有権と呼ぶかどうかは別として、公有水面を直接排他的に支配し管理する権能であるから、この支配権は埋め立てをなす権能を包含するものであることは言うまでもないというふうなまず見解が示されております。そういう中で、じゃ、都道府県知事は何を審査するのかということに関しては、当該官庁のなす埋立工事が公有水面の管理上、何らかの支障を生ずるものであるか否かを都道府県知事の判断に任せようとすることにあるというふうに言っております。したがって、民間の事業者が埋立免許を取得するときには、埋め立てのその権限そのものを付与する行為ですけれども、国の承認申請については若干それと異なると。したがって、その裁量権という意味で言わせていただければ、民間事業者に対する県知事の裁量権よりも国に対する裁量権といいますのは、もともと埋め立ての権能を持っている国ですので、かなり裁量の範囲は狭まっているのではないかということでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　埋め立てを承認するかどうかというのは、管理者である知事の権限ですよね。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　公有水面埋立法上、知事の権限となっております。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　だから、知事がこの裁量でもって不承認ということができないという根拠が明らかでないんですよ。明らかにしてください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもの判断では、こういった政治的理由等で不承認とすることは、その裁量の範囲を逸脱している可能性もあるというふうに考えたわけでございまして、これらを理由に不承認とすることは困難であるというふうな考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事が判断した理由を聞いているんです。根拠を聞いているんです。それを答えないで勝手に判断しましたじゃ通らないんですよ。そこを明らかにしなさいと言っているんですよ。これはしっかりと答えてくださいよ。どう判断したのと聞いているんです。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　法律上、私どもが設定した審査基準に適合しているということから承認したということでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　済みません、休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　こういった裁量の範囲内にあるかないかということは、よく裁判の段階で争われるものでございまして、法律上、裁量の範囲がここからここまでであるということは明文規定はございません。現在、１月に訴訟が提起されておりまして、承認の取り消し訴訟、それから執行停止についての訴訟もあります。これに関しては裁判所から一定の判断が下されます。その時点で裁量権の範囲内を逸脱している、していないというようなことも示されると思いますので、そういったことを踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　私は、県が逸脱していないと言うので、逸脱していないという裁量の範囲というのを具体的に答えてくれと聞いているんですよ。それと、判例は一切調べてなかったんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。静粛に願います。静粛に願います。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもが政治的理由等で不承認とすることは、その裁量の範囲を逸脱している可能性もあると思料されることから、これを理

由に不承認とすることは困難であるというふうに判断したわけですけれども、それは司法の場で一定の判断が下されて明らかになるものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　逸脱する可能性もある、不承認にするのは困難である、これが部長の答弁です。私は、本当は知事に聞きたいんですよ。これを明確にできないのに政治的判断でできないのと聞いているんですよ。できるわけでしょう。困難であるでしょう。できるかもしれないがあるわけでしょう。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。（発言する者あり）　静粛に願います。

○西銘　純恵さん　政治的判断でできないと言っているからよ。（発言する者多し）できるわけよ。

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

どうぞ。

○西銘　純恵さん　例えば、政治的判断をもってこれを不承認とすることはできないということが明確に法にあるのかと聞いているんです。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　先ほどから土木建築部長が答弁しているとおり、我々行政として法律に基づいてその審査をして、それが承認基準に適合するかしないか、そこを厳密に審査をしてきたわけです。これは答えは２つしかないです。１つは、その承認基準に適合すればこれは承認、この承認基準に適合しなければ不承認、この２つしかないんです。

今、議員からいろいろございますけれども、政治的理由等で不承認にすることは、これは裁量の範囲を超えると我々は判断をしたというふうなことでございます。これはまさしく今、その司法の場でこれについてのまた一つの見解が示されるものと我々は考えております。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　質問に対して明確に答えていない。これは問題だと思います。知事、政治的判断でできないことはない、困難ではあるけれどもとなっています。政治的判断で不承認ということをやらなかったということですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　今申し上げましたとおり、我々は法に基づいて審査をしてまいりました。その中で政治的理由等で不承認することは、その裁量の範囲を逸脱するというふうな判断をして今回、その審査をしたというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　明確な根拠も示さないでこんなことを言っている。

次に移ります。

知事は、12月17日に全閣僚が出席する沖縄政策協議会に出席しました。協議会開催の連絡はいつ受けたのか、何を要請したのか。これは知事にお尋ねします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

政策協議会の連絡は、12月13日金曜日に政策協議会が開催されるとの連絡を受けました。それを受けまして、これまで県のほうではさまざまな機会を通して知事が要望していた項目がありました沖縄振興策ですとか基地負担軽減策とか、それを中心に要請書として取りまとめて政策協議会の場で要請を行ったということでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　要請した内容は、従来のものより後退していると見ています。この要請事項はどのような手順を踏んで決定されましたか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、沖縄振興関連では予算の確保ですとか那覇空港滑走路の増設、それからＯＩＳＴの拡充、あと税制改正などこれまで知事が要望を行ってきたものをベースに要請をしたということでございます。

基地負担の軽減につきましても、知事公室のほうでこれは所管しておりましたけれども、これにつきましても県がこれまで行ってきたものをベースにしながら要請書の形式を整えて要請を行ったということでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　負担軽減の中で一番の課題は、普天間基地の県外移設という公約実現だと思っているんですが、この要請事項の中にこれを入れなかった理由は何ですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今、県外移設のお話が出ましたけれども、この問題の原点は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去でございます。その部分を５年以内の運用停止ということで表現しているわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　いやいや、ほかの要望も出しているでしょう。日米地位協定とかキャンプ・キンザーとか。だからこれだけじゃないわけですよ。普天間基地の一日も早い危険性除去というだけじゃないわけですよ。その中で何で県外移設というのを抜いたのかというのを聞いているんですよ。理由を聞きたいんですね。私は、この要請事項というのは、県外移設というのが入っていないということは知事に聞きたい。埋立承認を前提に政府と話し合い、密談をした合意の上で政策協議会に出したのではないか。知事に伺います。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　再三答弁しておりますけれども、４項目を確認しますと、今申し上げた５年以内の普天間飛行場の運用停止、それからキャンプ・キンザーの７年以内のいわゆる前倒し返還、さらにオスプレイの訓練の分散、さらに地位協定の見直し、これは環境特別協定という動きもありますので、さらにそれを押したということでございまして、これは全てこれまで県が軍転協等を通じまして要望してきたことを集約した形になっております。とりわけ何度も申し上げますけれども、普天間飛行場の状態というのは、これはもう仮に日米合意が進捗したにしても9.5年以上かかってしまうということで、これはもう最大の喫緊の課題であるということで個々に申し上げているわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　これまでの軍転協の要望と言っていましたけれども、この最大の軍転協が去年の８月も、知事も一緒に要請したんですね。県内移設断念というのがトップに来ていませんか。ということは辺野古反対でしょう、辺野古はだめということでしょう。県外でしょう。何で入れないの。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　県外移設を求めるということは御承知のように知事も言ってきたわけでございますが、何のためにやるかといいますと、これは普天間飛行場の一日も早い危険性除去だというのがまずあるわけでございます。そういうことで、その原点を端的に申し上げるといったことでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　普天間基地の原点というのは即時閉鎖でしょう。私、思うんですけれども、今、世界の知識人や文化人、アメリカを中心にチョムスキーさんとか、みんな今、国際署名を広げているんですよ。普天間基地の即刻閉鎖と言っているんですよ。どうして沖縄県がこれまでやってきた県内移設断念というのを抜いて、そしてそこに、今やっているのは私は詭弁でしかないと思っているんですよ。普天間基地の一日も早い危険性の除去というのは、すぐにとめなさいと、ずっと言ってこないんですよね、ずっとそれをね。だから、今、公室長が言っていることは、私は詭弁でしかないと思うんですね。なぜ県外公約を知事はこれは今度の要請の中から最も大事な部分を抜いて、ほかのものを、後退したものなんですよ、それも。だって、オスプレイは24機、県外に撤去せよというのが知事のこれまでの県民に対する、政府に対する要望でしょう。今度は何なの。12機の訓練を本土のほうでと、こんなの当たり前に今やっていることじゃない。だから私は、このキャンプ・キンザーの７年以内の全面返還を要求した。ですよね、キャンプ・キンザーの７年以内の全面返還。これが政府は何を答えているの。倉庫群だけが７年以内にやるためにやりましょうと、こんなものでしょう。だから、私はこの要請事項というのは政府から12月13日に会議を開きますと言ったと。そして最後の、今言ったように、この県の要望もおろして、そして私は知事がこの17日の政策協議会に出て要望したということ自体が県外移設というものを取り払ったということが県民誰もが思っている、これが取引条件にされたということなんですよ、密談をやって。

知事に聞きたいんですよね。何で県外移設をとったんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　密談とかいろんなことをおっしゃいますが、我々は県の仕事をやる中で密談というのはありませんよ、基本的に。まず密談というのはありません。ただ、交渉の過程でオープンにしないということは間々あります。だけれども密談というのは何もないじゃないですか、我々のこの仕事の中で。

そういうことで今の基地関係については、基地負担の軽減ということで４つを特に抜き出してやったというのは、まず普天間について一日も早い危険性の除去

というのはこれは私の公約のまず第１番目はこれですよ。書いてあるでしょう。そしてその方法として県外移設というのをずっと言ってきているのであって、県外移設は今、政府の辺野古埋め立ての申請が去年３月22日に出て以来、これは政府の強い意思としてずっと来ていて、我々はそれが埋立法上承認できるかできないか、ずっとやっている最中です。我々はむしろ原点に戻って一日も早い危険性の除去というのをしっかりやってもらいたい。ですから私の公約のまず原点はまさしくこれでしょう。これをだから表に出して、普通にやったらあれは9.5年という計画になっているわけですよ。ですから9.5年じゃ長過ぎる、固定化に近い。だから一日も早い危険性の除去をしっかりやってもらいたいということで５年以内その他を出していったわけでして、密談も何もありません。

そして、なぜ県外を言わなかったかという御質問だったとすれば、原点の重要なことをまず一回きちっと新しい政権になって、自民党政権になってきちっと我々はこれを申し上げておかないといかぬということで、並のやり方では皆さんの政府なら9.5年以上になっていますから、これに取りかかったとしても、まず一日も早い危険性の除去からしっかり取り組んでもらいたいと、これをしっかりと我々は書いて出したと、こういうことですよ。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　重要な辺野古埋立承認の結果を求める政府が、知事が承認、不承認いずれの判断をする直前なんですよ。政策協議会を13日に連絡をして４日後でしょう。その前はいつやったんですか。ほとんど寝ている協議会じゃないんですか。いつやったんですか、その前は。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　答弁いたします。

昨年の17日の前は、同平成25年３月19日に行われております。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　３月19日というのは、埋立承認申請書を提出する直前でしょう。だから、政府から来るわけでしょう、この政策協議会というのは。沖縄県が政治的な要望を政府に要求する協議会なんてものじゃないというのははっきりしていませんか。政府が事を進めようとするその前にとかその後にとか、これで何らかの懐柔策をとっていくとか、それが政策協議会の内容じゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　３月19日には、平成25年度の沖縄振興予算案等についていろいろ議論を行っております。この政策協議会、沖縄振興関係ですとかさまざまな場面場面で必要に応じて行っているわけでございます。

ちなみに、その前の政策協議会は平成24年５月11日に沖縄振興基本方針、そういったもので行っているわけでして、決して辺野古ありきで政策協議会が行われたというふうには認識しておりません。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　政府は、沖縄県に本当に負担を押しつけるということでずっと来る。だけれどもそれを振興策とリンクさせて、そしてカムフラージュして来るわけですよ。だから今、そういう話をしたけれども、実際は今度の政策協議会だって、急に出してそして沖縄側の要請事項そのものが一番肝心の辺野古の埋め立ての承認を認めるかどうか。承認するか不承認するか、知事の判断が迫った。ましてや年内には判断したいと知事が言っているその直前に開いているわけですよ。だから県外移設という知事自身の公約も入れられなかったんじゃないですか。それは打ち合わせの上じゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　何か事前に打ち合わせの上、打ち合わせの上という予断を持っていろいろ御質問されているあれがあるものですから答えにくいんですけれども、政策協議会というのはまず予算要求の直前に民主党時代でもやってきました。そういうものです。そういう中にあれは基地負担軽減部会と振興部会と基本的にはこの２つをもってずっとやってきているわけです、民主党の前の自民党のころからもそうですから。予算が12月24日に閣議決定されるそのちょっと前にやるというのはこれは当然のことですよ。ですからそれをやったということであります。

○西銘　純恵さん　県外移設を入れなかった理由は何かと知事に聞いているんですけれども。答えてないんですよ。県外移設を入れなかったのはなぜかというのは一切答えてないですよ。何で入れなかったのと、最初からそれですよ、聞いているのは。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと済みません、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　承認判断は知事が行うと、これは合っていますよね。土建部の審査事項は、承認、不承認いずれにも使えるものだと土木建築部長おっしゃったんですよ。いずれにも使えるこの審査事項の内容については、かがみが承認、不承認ということで積み上げてきたこの調査結果というのは、知事が最終的には判断をするから、この書類についてはそのまま何にでも使える。承認のときにも不承認にも使えると言っていました。公室長は知事の部下だから、この承認決裁書に押印をしたと言っています。話し合いもなかったと。結局、やっぱり今の一連のやりとりからして、私は知事がはっきりと政府に従って県外公約を投げ捨てて政治判断をしたということは、もう本当にこれを隠しようのないことではないか。表に出さないというところが見えないですから、全てさらけ出して言うんでしたらわかりますよ。隠しているからそう判断せざるを得ないんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の御質問は、知事が公約を投げ捨てて承認に至ったという御趣旨の御質問だとすれば、私の基地問題に関する公約というのは、11の柱の中の一つなんですよ。その中のまた３つの大きな柱があります、基地については。基地の跡利用の法律もできました。それから統合計画についての嘉手納より南の基地へどう対応していくか、その返還をどうするか、不発弾であるとか地位協定、これが２番目の柱です。それで普天間返還に係る基本的スタンスということで私は公約をつくって、その一番初めが一日も早い危険性の除去というのが私の公約のまず目的でもあり内容でもあるわけです。それでそれを実現する具体的な手段として２プラス２を見直す、共同発表を見直す、そして県外と、こういうふうな言葉を書いてあるわけですよ。ですから何を、どれを破り捨ててやったかというより、一日も早い危険性の除去と、これがまず普天間についての一番初めの大きなこれが主題であり目的であるわけですよ。これは破り捨てていませんよ。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　土建部長にお尋ねします。

埋立法４条１項各号に適合している場合でも、公益上埋立免許の拒否ができる、そうですね。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　この公有水面埋立法に係るハンドブックの中で、４条第１項「各号の要件にすべてに適合する埋立でも、４条３項の免許禁止基準に適合しないとき等他の合理的な理由があるときは、免許拒否ができる。」というふうに書いてございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　「他の合理的な理由」というのも幾らでもつくることはできますよね。今答えてほしいです。

それと、人命・財産等へ著しい影響がある場合は拒否できますよね。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもの定めた審査基準の中で、審査事項としてこういうのがございます。法第４条１項各号の基準に全て適合している場合であっても、公益上の観点から免許すべきでないと判断される特別な事由が存在しないか。その例としまして、埋立地の地盤の高さが背後地の地盤の高さ、埋立地のその用途に従った利用その他を総合的に判断して排水、埋立地内での人命・財産の保全等の観点から著しく不適当と認められないかというような事例がございます。今回の場合には著しく不適当と認められる特別な事由は存在しないというふうに判断したところでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事にお尋ねします。

この著しく不適当なことがとか言いますけれども、幾らでも拒否をする理由というのは知事が、県側が考えればできるわけですよ。さっき聞いたのは、人命・財産等へ著しい影響がある場合は答えましたか。拒否できますよね。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほど例として読み上げたものが審査基準でございまして、人命・財産の保全等の観点から著しく不適当と認められないかというのが審査事項ですので、著しく不適当と認められる場合には免許拒否をすることもあり得るということでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　オスプレイがきのう嘉手納基地に緊急着陸したと。だけれども県に通報はしてないですね。さっき答えました。このオスプレイが辺野古基地に将来100機も来ると言われている。少なくとも24機は行くわけでしょう、完成したら。知事は、本当は県民の立場で撤去という立場を、オスプレイは撤去せよということをずっと貫くべきなんですよ。だけれどもそこを本当に後退させた。この立場を後退させて、そしてこのオスプレイが墜落をするか緊急着陸をするか、そして海にも辺野古の住民の真上もオスプレイが飛ぶことになるわけですよ。人命・財産に著しい影響がないんですか。あると言えないんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今回の埋立申請の申請書に書いてある事項で審査したところ、著しく不適当と認める特別な事由は存在しないというふうに私どもは判断して、この基準には適合しているということになっております。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　本当に知事がそういう立場にいるのか、そして皆さんが本当に県民の福祉、命、財産を守る立場で日常やっているのかどうかということを本当に疑わしいと私は思います。米兵犯罪、大変でしょう。北部にあんな大きな基地ができたら、どうなるんですか。米兵犯罪がふえる、そして米軍機の爆音、騒音、オスプレイの低周波音、生活もみんな脅かされないですか。脅かされないということを思っているということ自体が私はとんでもない県政だと思うんですよ。知事、どうなの。新しい基地をつくって、人命・財産等が著しく脅かされないと思っているんですか。普天間の皆さんは脅かされているでしょう。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　大きな声でおっしゃられると答弁がしにくくなるんですが。

いいですか、今少なくても政府が考えている辺野古というのをあの案で見ますと、やはり面積は小さくなる、やっぱり基地負担の軽減にはなる。さらに海から入って海へ出ていくという、この下の民家を外しているというそれなりの安全の工夫をやり、一番近い民家は約２キロだったと記憶しているんですが、つまりとてもとても今の普天間のように町の真ん中にあるのと比べると格段に安全、騒音が改善されるでしょう。当然そういう方向に向かっていくものをある程度は……、私は辺野古ノーとは言ったことがないというのはそういう意味ですから、今このままほっておくと文字どおり普天間及び宜野湾の人々は、生命財産の安全から助からないじゃありませんか。当然これはそれに資するものではないかとは思っておりますよ。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　普天間の皆さんが命を脅かされている。北部に持っていったら問題ないというのが今の知事の発言だと思います。私は、県民への公約を裏切って……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。静粛に。

○西銘　純恵さん　県民総意に背を向けて、辺野古新基地建設を推進する仲井眞知事に必ず厳しい審判が下ると確信しています。知事の資格はありません。辞任を求めます。

終わり。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。静粛に願います。

新垣清涼君。

○新垣　清涼君　一般質問、県民ネット、新垣清涼行います。

まず最初に、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還問題と跡地利用についてですが、同地域について新しく法的位置づけがされております。そのメリット、そしてその返還スケジュールについてお願いします。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　済みません。失礼しました。

キャンプ瑞慶覧の返還問題と跡地利用、法的位置づけと返還スケジュールでございますけれども、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）につきましては、中南部都市圏の中心に位置をしておりまして、国道58号等の主要幹線道路に隣接をする交通の要衝となっております。また、広域的な緑地ネットワークの一環もなしているわけでございまして、そういう意味では新たな拠点を形成する重要な位置にあると我々は考えてございます。このため、県としては、国に対して、跡地利用推進法に基づく拠点返還地の指定、それから国の取り組み方針の策定を要望をしておりまして、これにつきましては去る１月17日に指定をして行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　西普天間住宅地区の跡地利用に関する協議会の中で、計画・道路作業部会の役割と構成メンバー、そして現在の作業の進捗状況をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　西普天間住宅地区につきましては、返還時期が迫っており、早期に跡地利用に取り組む必要があります。このため、跡地利用や支障除去措置等に係る諸問題について協議するため、昨年４月に宜野湾市、市地主会、沖縄県、沖縄防衛局、そして沖縄総合事務局の５者で構成する協議会を設置したところでございます。

今議員御質問のこの協議会のもとに、効率的に協議を進めるために、計画・道路作業部会、それから支障除去作業部会、２つの作業部会を設置しておりまして実務的な協議を行っております。

まず計画・道路作業部会のメンバーですけれども、県は企画部､そして土木建築部等となっておりまして、そのほかには沖縄総合事務局、沖縄防衛局及び宜野湾市の関係部署、そして市地主会がメンバーになっております。

今どういったことをやっているかということですが、同作業部会におきまして、宜野湾市が策定いたします跡地利用計画の課題ですとか、土地区画整理事業の整備手法等について鋭意協議を行っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　同地域から58号に抜ける道路についてはどうなっていますか。

○企画部長（謝花喜一郎君）　もう一度お願いします。

○新垣　清涼君　58号に抜ける道路はできるのかどうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　この58号を抜ける道路につきましては、どのような形で対応したほうがいいかと、これにつきましても土木建築部等とあわせて意見交換を行っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　その58号の抜け道といいますか、それはどうしても必要と思いますので、ぜひそこは入れていただきたいと思います。

それから支障除去作業部会の役割と構成メンバー、現在の作業の進捗状況についてお願いします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　支障除去作業部会のメンバーですが、県は企画部、環境生活部、そして文化財等の関連もありますので教育庁にも入っていただいております。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

支障除去作業部会のメンバーは、県は企画部、環境生活部、そして文化財等がありますので教育庁も入っていただいております。そのほかには沖縄総合事務局、沖縄防衛局及び宜野湾市の関係部署、そして市地主会がメンバーとなっております。支障除去作業部会におきましては、返還前の文化財調査等の立ち入りのあっせん、また、国が返還実施計画で定める支障除去措置の徹底等について協議を行っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　同地域には今米軍の住宅があって、アスベストが使われていたということもありますね。それから同地域にはちょっと山みたいなところがあって､以前は川になっていたところがあります。そういった意味では、普天間飛行場からはいろんな地下に浸透したものが流れてくる可能性もありますので、どうしてもやっぱりこれから開発するにおいてはそういった調査が必要だと思います。その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まずアスベストのほうは、もう既に建物、住宅を撤去する際に存在が確認されておりますので、それの処理方法等についてこの協議会で議論を行っているということです。

あと実際の汚染物質等の除去等については、今現在支障除去措置の実施計画について国のほうと県、そして宜野湾市と鋭意調整を行っておりまして、可能な限り県そして宜野湾市の地元の意見がこの実施計画に反映できるよう調整を行っている、そういった段階でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　環境調査においては、さきの沖縄市で出てきたサッカー場の問題がありますね。そういう意味ではやはり軍用地だから防衛施設局に任せるということではなくて、環境保護団体であったり、そういった市民が本当に安心できるような市民の声を生かしたそういう体制をぜひ整えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　おっしゃるとおりで、現在国において返還実施計画を定めることについて意見交換を行っているわけですけれども、基地跡地利用

推進法につきましては、この支障除去措置の徹底というものが文言でうたわれております。県のほうからもこの跡地利用推進法に基づいて当該地区の全部について駐留軍の声に起因するものに限らず、この土壌汚染、不発弾の除去措置の徹底等、それからいろいろまた計画を行う、つくる際には事細かく県、宜野湾市と調整を行っていただきたい。それから何かある場合には必ず報告を行っていただきたい等きめ細かな17項目にわたっての意見を実は出しているところでございます。

さきのいろいろな返還跡地から汚染物質等が後から出て、返還利用がずっとおくれていったと、そういう経緯を踏まえての跡地利用推進法になっております。その跡地利用推進法の趣旨に基づいて支障除去措置には万全を期してまいりたいとそういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 市民が本当に安心できるように地権者だけの意見ではなくて、やはりその周辺には住民が住んでいますので、そういう市民の皆さんが安心できる調査結果はやはり常に市民にお知らせをしながら、その対策についてもそういう市民の理解が得られるように、安心を得られるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、がん治療をする重粒子治療施設の導入が今検討されておりますが、この地域だという話もあるんですが、それは今どういうふうに、どの辺まで進んでいますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 重粒子線治療施設の導入可能性につきましては、県医師会を中心としまして沖縄県重粒子線治療施設導入可能性検討協議会において調査検討が進められております。議員御指摘のように、去る11月にこの重粒子線治療施設の導入について中間報告がなされまして、この普天間飛行場西住宅地区が重粒子線施設の導入の候補地として提言されているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 私は決してこれは否定するわけではないんですが、そういう施設ができて県民の健康が守られるということであれば大いに結構なことですが、公設民営ということになりますとやはり採算がとれるかということもあります。

そしてもう一つは、やはり離島や僻地の皆さんが本当に今本島と同じような医療体制の供給というのかそういう体制が整えられているのかなと。この設備はかなり高額になるということも言われております。やはり離島の僻地の皆さんもそういった本島と同じような医療が受けられるそういう準備も必要だと思いますので、その辺も一方だけ先進ということではなくて、ぜひ県民がひとしく受けられるようなそういう体制を整えていただきたいなと思います。これも希望して次に進みます。

次に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請の審査結果についてでありますが、これまでいろいろ百条委員会や議会でも議論がされておりますので、ある程度理解はしているつもりでありますけれども、まず事業者による工事中の騒音などの環境保全措置はどうなっているのか、お願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 申請書のほうでは、工事中の騒音などの主な環境保全措置として、資機材の搬入などに伴う道路交通騒音については、その搬入ルート選定の際に可能な限り集落を避けること等、周辺環境の保全に努める。また、工事中は仮設道路端に遮音壁を設け、騒音の低減に努める。そして環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して環境監視調査を実施し、当該環境監視調査結果に基づいて環境保全措置の見直しを要するような場合には、必要に応じて専門家等の指導助言を得て、必要な措置を講じる等が記載されております。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣　清涼君 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価について、附帯意見として出されている意見書があります。その中で夜間工事に係る環境保全措置として、資機材運搬に係る車両の運行を極力少なくするよう努めますとしてありますが、運搬に必要な車両台数でもって予測を行っているため、台数を減らすことは困難ではないのかという指摘ですね。それから、道路交通騒音の基準または目標の評価について、存在しない２車線以上の道路を基準にしているというふうに指摘がありますが、そこら辺はどうなっていますか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　環境生活部からの意見はたくさんございますけれども、その中で議員の御指摘の２車線以上の車線を有する道路に面する地域の基準値を適用するとしているが、当該地点は工事用仮設道路の隣接地点であり、仮設道路は一般の車両は通行しないことからより厳しい目標値を設定しというようなことに関しての沖縄防衛局の見解といたしまして、道路交通騒音に係る御指摘の予測地点周辺は、環境基準の類型指定がなされておらず、道路交通騒音に関する基準はありません。このため、当該予測地点に係る道路交通騒音の評価における環境保全の基準、または目標は仮設道路が道路法等に基づく道路ではないものの、工事用資機材等の運搬に供される実態を踏まえ、Ａ地域の２車線以上の車線を有する道路に面する地域の基準値、これは昼間は60デシベル、夜間は55デシベルを用いたものでありますと。なお、当該予測地点の騒音予測結果は環境基準におけるＡ類型の地域、一般地域の騒音に適用される基準値、昼間が55デシベル、夜間45デシベルを満足するものであるというふうに回答されております。

○新垣　清涼君　車両台数の件についてはどうですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣　清涼君　夜間工事に係る環境保全措置として、車両の運行を極力少なくするように努めると書いてあるんですが、やはりそこは必要な台数を皆さんは積算しているはずですから、それはできないんじゃないのという指摘なんですね。そのことを指摘しておきます。

次に、ジュゴンなどの海生生物に対する環境保全措置をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　申請書では、ジュゴンなど海生生物に対する主な環境保全措置として、作業船が沿岸を航行する場合は、岸から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は、一定速度で沖合から直線的に進入する、専用の監視船やヘリコプターを配置し、目視、ソナーによる音波測定による監視を行って大浦湾内で確認された場合は、水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行う、環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して事後調査を実施し、当該調査結果に基づいて環境保全措置の効果も踏まえてその妥当性に関して検討し、必要に応じて専門家等の指導助言を得て、必要な措置を講じるなどと記載されております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　同意見書については、多数の作業船の往来でジュゴンの移動を分断する可能性がある。繁殖のための移動にも影響するおそれがあるという指摘があります。それから、ジュゴンは非常に音に敏感であるということですので、今のヘリコプターで配置すればかえってジュゴンが来なくなるような環境をつくるのかなと思います。その一般的な定量評価の手法もしなかったその理由も示されてないという指摘があります。ジュゴンの生活史などの生態系については十分に解析されているとは言えないとされておりますが、その辺の対策について今事後調査の話をされておりますけれども、事後調査ではジュゴンがそこの場所からいわゆるそこを避けて来なくなった状態の中で取り戻すことは可能なんでしょうか。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ジュゴンに関しましては、先ほど言った主な環境保全措置、直接的な措置としてはこういうふうなことを行うということになっております。それ以外に監視警戒システムを構築して常時監視警戒を行っていくということもございますし、また、事後調査を実施することについていろいろな観点からこれは専門性の高い分野でもございますし、また議員御指摘のとおり科学的知見が得られていない部分もありますので、専門家等の指導助言を得て必要な措置を講じるというふうに記載されているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　だから、ジュゴンについてはまずはその生態について十分に解析されているとは言えない、現状の中ではなかなか対策がとれないというのが実情だと思います。そういう意味ではもっと時間をかけて調査をし、ジュゴンについても調査をする必要があったのではないかなということです。そのほかにも

水中音の影響の音圧レベルやスクリュー音、それから船舶騒音、照明の種類や照度、数などが示されてないという指摘があります。

そこで、次に移ります。

供用後の航空機騒音対策などについてその実施計画についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 申請書の内容でお答えいたしますと、航空機騒音対策などとしまして、航空機騒音の環境監視調査を実施し、対策を要する場合には専門家等の指導助言を得て必要な措置を検討し、米軍が環境保全措置を理解し運用するよう要請し、十分に調整を行うというふうに記載されております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 十分に調査をしたということなんですが、今現在普天間の周辺では騒音が本当にひどいと。そして約束した10時以降も飛んでいる、朝も早くから飛んでいる。防音測定器に入らない、エンジン調整音、これもかなり夜の11時近くまで、時には11時過ぎまで行われているわけですよ。そういうことが現在は守られてないのにどうして辺野古に行けば守られるというそういう保証があるんですか。ないでしょう。それどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 騒音につきましては、確かに嘉手納や普天間というところで騒音規制措置についていろいろな御意見があることは承知しております。

また、この埋め立てにおきましては、まず環境に関する合意の形成に向けて日米両政府間で検討を行っていくというふうに答えております。また、このことについて私どもはほぼ同様なことですけれども、留意事項の中で環境に関する特別な取り決めを行うなど実効性のある方法をとってもらいたいということがございます。そしてまた、申請書のほうではそういった騒音測定を実施してその結果に基づいて適切な対策を講ずると。また、周辺住民の生活環境に与える影響が最小限のものとなるよう、米側に対して求めていく。周辺住民から苦情等があった場合には米軍に対し事実関係の照会や改善の申し入れを行い、周辺住民の生活環境への配慮を強く働きかけていくということなどが記述されておりますので、現時点でとり得るべき措置はとられているものと理解しております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 部長、現時点でそうおっしゃいますけれども、しかし現実問題としてオスプレイが普天間に配備されて、皆さんは318件も約束を守られていないというのを指摘しましたでしょう。それについて防衛局は、いやいやそうじゃないんだと。これは米軍の運用において必要だからということで、防衛局はそういう返事しかしてないわけですよね。私たち県民は、市民も含めてそういう違反があるということを指摘をしているのにもかかわらず、それが一向に改善されていない。この現実があるから私は今の防衛局、事業者が出す環境保全策については何も担保されてないよと。皆さんは基準に適合しているとおっしゃっていますけれども、そうじゃないんだということを私は強く申し上げたいと思います。

そこで次に移りますが、11月12日に審査状況・中間報告が出されていますね。そこの中で、３番目の利害関係者の意見として配慮すべきと考えられる意見の例の中で、生活環境への影響、地域行事の喪失、自然環境との触れ合いの場の喪失はどのような報告がされているのか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 中間報告の段階で、まだ審査中のところがたくさんある中でのことでしたけれども、その中の一つとして利害関係人の意見として汀間区の区長さんとか、その他の意見を列挙しております。その中で、辺野古大浦湾が埋め立てられ基地建設が行われれば自然環境が破壊されるだけでなく、地域住民の生活環境に大きな影響が出ることを懸念しますというような意見を記述してございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 この意見は次の審査結果にどう生かされましたか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） そういう地域の声といいますものにつきましては、利害関係人を保護するための何らかの条件をつけるとかいうこともございますし、また、審査の中でいろんな公益性というとこ

ろから考慮をしていくというふうなことになりますけれども、今回の御意見につきましては免許拒否をするだけの公益性があるというふうには判断しなかったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　それでは次に、審査の状況、環境保全への配慮ではどのような報告をされましたか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩してくださいますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 中間報告の段階でこの審査の状況、環境保全というのは法の承認基準への適合状況についてという大きい項目の中にございます。ただし、この時点では環境生活部の意見等が出ておりませんでしたので、単なるこれまでの状況を書いたということでございまして、１つには評価書に対する知事意見は生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能という評価書に対する意見が出されていると。環境保全に関し講じる措置を記載した図書、この補正評価書については審査中であると。あるいは知事意見への対応状況、専門家の助言及び関係各課の意見等を総合的に判断していく予定とこういうふうに記述してあります。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　その意見は審査結果にどう反映されましたか。審査結果にどう反映されましたか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） こういった御意見いろいろといただいておりますけれども、まず評価書に対する知事意見は平成24年の３月に出されておりまして、これは先ほど読み上げたとおり。その後、防衛省において研究会のようなもの、検討委員会のようなものを組織して環境の専門家から成るその委員会で評価書の補正がなされたと。その補正がなされたものをもととして埋立申請が出され、そのことについては環境生活部の意見を求めております。環境生活部からは、全体として懸念が払拭できないという意見をいただいております。その意見につきましては、沖縄防衛局に再度見解を求めるとともに、私どもの審査基準に適合しているかどうかという判断をした結果、適合しているという判断になったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　次に、審査の状況の中で、埋め立ての必要性について県の主張がありますが、それをお願いします。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩してよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋め立ての必要性につきましては、まず審査項目として必要理由とそれから埋立地の規模などが書かれております。そして右側にはこれまで県が主張しておりました普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は危険性の除去であり、一日も早い移設返還の実現が必要、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能、日本国内の他の地域への移設が合理的かつ早期に課題を解決できると、辺野古漁港内の作業ヤード埋め立てについては代替性の観点から審査中であるというようなこと、一方、弁護士の見解によるとというふうに断った上で、公有水面埋め立ての許認可は法定受託事務であり、基地が要らないことをもって埋め立ては要らないとすることは裁量の範囲外となる可能性が大と。ただし、政治的な判断により埋め立ては要らないとすることも一つの判断であるとこういうふうなことが記述されております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　それでは普天間の危険性の除去というのが喫緊の課題なら、なぜ即時閉鎖・返還を求めないのか。県はこれまで県外移設を求めてきましたよね。そして今回も何か５年というのも出ているんですが、知事は１期目に３年以内という表現もされていました。そういう意味ではなぜ５年なのか、即時閉鎖じゃないのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 普天間飛行場の危険性の除去の方策として、即時閉鎖という御主張があることは承知しております。ただ、何度もこの場で答弁させていただいておりますけれども、即時全面返還・閉鎖というものが実現するとはこれまでの経緯から見て

非常に考えにくいということでございます。したがいまして、この問題につきましては現実に日米合意というのがありまして、それに対して辺野古案というものをどう受けとめるかというところで長い年月を費やしてきたわけでございますけれども、仮にこの日米合意案が進捗したにしても、これは今最もその手順が明らかになっている案でございますけれども、それにしても9.5年以上かかるということではこれは普天間飛行場周辺の住民としてはこれは耐えがたいであろうと。そのような観点からそれを半減させるといった一つの目標を持って政府に要望したところでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　この５年以内というのは、知事は１期目に３年以内という要求をされたのに今回５年と言われたのは、これは政府からの提案なんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　まさしく現実の期間というのを頭に置いてやっております。初めの３年というのは、あれは政権がかわって、あのときは自由民主党から民主党さんにかわって、そして３年めどの閉鎖状態の実現ということで作業部会も置かれてスタートしていたんです。政権の変更に伴って中断してしまったという状況にあります。だから、なぜかというとその政権交代に伴う外界の変化によるものでございます。

今度のこれは今知事公室長が答弁しましたように、9.5年またはそれ以上というふうなことになっていますから、やっぱり３分の１にするか、５分の１にするか、これは気持ちの問題でもあるんですが、現実可能性というのを踏まえて半分以下でやってもらいたいとこういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　県の主張として、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であると。そして、日本国内の他の地域への移設が合理的かつ早期に課題を解決できるというこういうふうに述べておりますが、地域の理解は得られたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　確かに、基地の県内移設という計画というのはなかなかこれは簡単ではありません。ですが、まず１つは日米合意、日米共同発表というものが辺野古をどうしても動かせないという強い彼らの意思があって、それで埋め立ての申請をしてきているわけです。ですから、基本的にはその地域の理解と協力がないとなかなか手間も暇もかかりますよということで私がこれまでも申し上げてきて、県外のほうが早いですよということを言ってきたわけですが、両政府がどうしても辺野古埋め立てということで去年の３月22日にその申請をしてきているわけです。ですが、地元の理解や協力が得られるかという点を考えますと、これはいろんな見方があります。この間の名護市長選挙で名護市全体として市長さんが稲嶺さんでした。またこの地元というのは辺野古の周辺、直接の久辺３区を含めていろんな意見があることもまた確かですよ。賛成の人もおられる、45％は賛成だったと。いろんなことを踏まえ、また歴代３代にわたる市長さん、比嘉さん、岸本さん、島袋さん、いろんな状況があることもあそこは確かですよ。ですが、やはり普天間の人々、宜野湾の人々に対する理解と協力をしようという立派な心がけと考えを持っておられる人が一番集まっておられるところでもあります。ですが、なかなかこれもそう簡単にいくかどうか、手間も暇もかかるだろうと私は思っておりますよ。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　稲嶺市長もさきの百条委員会で参考人としておいでいただいて、みずからの選挙結果も含めて承認は納得できない。知事には承認の取り消しを求めるというふうに発言をされています。そういう意味では地域の声は生かされてないと断言していいのではないかと思います。

次に、この審査結果なんですが、知事は１期目の途中に、「県内移設はやむを得ない」から「受け入れは極めて厳しい、県内移設は不可能に近い」という立場に変わりました。そして2010年の４月25日に行われた国外・県外移設を求める県民大会には、差別に近い印象を持つとの発言をされています。そして２期目の選挙では、日米共同声明を見直し、県外移設を求めるとしました。辺野古は時間がかかる、一日も早い普天間の危険性除去は県外移設でしかできないとしながら、あなたはウチナーンチュとして初めて辺野古に新しい基地をつくることを承認しました。そのことは辺野古移設に反対する名護市民や県民の民意を無視し、民主主義をも否定する暴挙であります。そのことによって政府は知事承認を大義として、埋立工事を強行してくるでしょう。それに反対する名護市民や県民と工事業者が現場で対立することが予想されます。けが人が出るかもしれません。県民をそのような状況に追い込んだ知事には、もはや県民の命と暮らし、生活環境や自然環境を守ることはできません。やはり一日も早く辺野古承認を撤回し、知事を辞任されることを求めるわけでありますが、審査結果についてさらに質問をしていきます。

知事は審査結果で、申請では現段階でとり得ると考

えられる環境保全措置等が講じられており……、（議場にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。静粛に願います。

○新垣　清涼君　続けます。

基準に適合しないとは言えないとし、承認の留意事項でも外来種侵入防止やジュゴン保護対策は専門家などで構成する環境監視等委員会の助言を受けるよう国に求めるとしています。ところが、先日開かれた百条委員会に参考人として出席いただいた県環境影響評価審査会の宮城邦治会長は、国の環境保全策では基本的に自然環境の保護は不可能と強調され、そして環境に何がいいかを中心に議論した場合、多くの審査会の先生も知事の判断に必ずしも同意していないと意見を述べられました。以上のことからしても、国の環境保全策では辺野古地先地域の自然環境や生活環境を守ることはできません。よって、公有水面埋立法の基準に適合しているとは言えません。

あなたは、公有水面埋立法の基準に適合している申請を政治的理由や地域の意見、県民の思いで不承認とすることは裁量の範囲を逸脱する可能性があると言われましたが、むしろ埋立法の基準に適合していない申請を政治的理由で地域の声や意見を無視し承認することは裁量の範囲であるとしたほうがすっきりします。土木建築部長の言う総合的な判断を政治的な判断に置きかえるとよく理解できます。そうじゃありませんか、知事の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので新垣清涼君の残りの質問及び答弁については午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時８分休憩

午後１時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

この際、報告いたします。

議会運営委員長から、本日の委員会において、副委員長に新垣良俊君を互選したとの報告がありました。

○議長（喜納昌春君）　午前の新垣清涼君の質問に対する答弁を願います。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　百条委員会での環境影響評価審査会の宮城会長の御発言についての質問だったというふうに考えております。

私どもは昨年11月29日に環境生活部から、「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見を受け取りました。環境生活部では、当該意見の提出に当たって専門家、これは環境影響評価審査会の委員の方々、特に宮城会長も含めて意見を聞いた上で意見を取りまとめたというふうに聞いております。そしてそれが私どもとしては環境生活部としての最終見解であるというふうに認識しているところでございます。それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について法令に基づき県が定めた基準について審査をしたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時25分休憩

午後１時25分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　それは議員の御意見だということで承らせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　部長、そういうふうに置きかえると非常に今回の審査結果はすっきりするんですよ。だって、今さきも申し上げましたように、環境影響評価審査会の先生は知事が承認したことについては同意してないと、どの先生も。必ずしも同意しないんだという結果がそういう証言をされているわけですね。そして皆さんは、公益上の観点からの特別の理由の有無についても何ら問題ないとされていますけれども、しかし地域の声も、先ほど部長がおっしゃったように汀間区の区長さんの声も地域の伝統行事などにも影響があるということをおっしゃっていますし、名護市の稲嶺進市長も知事の承認に対しては賛成できないと、撤回すべきだとおっしゃっているわけですよ。こういう地域の声は公益じゃないんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　一定の地域の声につきましても、一定の公益性を含む部分も当然ございましょうけれども、それは知事の裁量権の範囲内に入っているというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　知事の裁量権であれば、むしろこの皆さんが求めた地域の声にしても承認をしない、埋めるべきじゃない、辺野古に基地をつくるべきじゃないという声のほうが多いわけでしょう。これを認める人の意見は何％ですか。そういうことからしても、皆さんの判断基準は市民や県民の意見を無視するというのが基準なんですか。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　利害関係者の意見は99％近く反対の意見ではございましたけれども、これはこれまでの埋め立てにつきましても告示・縦覧したものに対する利害関係者の意見というのは圧倒的に反対の意見が多いというようなこともございます。この利害関係者の意見というのも一定程度参考にしながら、県が定めた各種基準に該当するかどうかをチェックしたところ、基準には該当しているということで承認という結論が出たものと考えています。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　それは部長、おかしいですよ。だって、地域の声は反対という声が圧倒的に多いということですよね。しかも、それは個人的な話じゃないでしょう。ちゃんと区長さんであったり、市長さんであったり、そういう方が地域を代表しておっしゃっているわけですよ。これまでの埋め立てがそうだったから今回もそれを無視していいんだという話にはならないと思いますよ。僕は、こういうやり方は非常に民主主義に反する行為だと思っています。

時間もありませんので進みますが、知事は辺野古をノーとは一度も言ったことがないと言いました。それはいつかは承認するんだという思いがあってそうおっしゃったんですか。そういうことをおっしゃらなかったんですが、ノーとは一度も言ってないとおっしゃっていますが、そのノーと言わなかったのはいつかは承認するとそういう腹づもりがあったのかどうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　そういう腹づもりがあったからではなくて、先ほど議員もおっしゃったように県民大会でも言いました。県民、市民の生命財産を預かる、生命財産に害が発生しないように守るというのは行政の長としての責任、非常に重かつ大ですよと。そういう中で、私はいろいろなオプション、選択肢を追求してやっていきたいということは、私は議員が引用された県民大会でも申し上げました。そういう意味で、なるべくオプションは選択肢はたくさん持っていようというのは、これは行政の責任者としてはもう当然のことです。ですから、そういうことも意味も含めて申し上げているわけです。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　そうしますと、知事は去年の12月25日まではまだ判断されてないとおっしゃっていますよね。いつ承認に傾いたのか、それは大きな要因として何だったのか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時31分休憩

午後１時31分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　26日に判断をいたしました。そしてそれは事務方が長い時間かけてまとめてきたデータ、その他をしっかり見て、それを踏まえて判断したとこういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　私は、去る１月25日から２月１日まで、参議院議員の糸数慶子議員と、上原快佐那覇市議と一緒にアメリカ・ワシントンＤＣに行きました。１月29日にサコダ元国防総省日本部長に面談をすることができました。サコダ氏は、県の職員と一、二年ほど前に面談した際、知事はとても勇気があると思うと伝えた。なぜなら、辺野古移設を真剣に検討していたのは勇気ある決断だと思ったし、政治的勇気のある方だと思いましたなどと述べています。

あなたは、このようなメッセージをどなたに託して伝えられたのか、知事公室長ですか、それとも知事御自身がお伝えになったんですか。どなたですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員御指摘の報道内容につきましては、報道について承知しております。私もこの件につきましては、私ちょうどアメリカに滞在中でございまして、サコダさんに直接連絡をとりまして、これはエージェントを通じてメールでございますけれども、こういったことをおっしゃったのかと。私は御承知のように、その２年前の５月26日にサコダさんにお会いしておりまして、そのときにサコダさんに県のスタンスを伝えております。

そのとき私が申し上げたことは、当時は民主党政権のそういった余韻も残っておりましたので、アメリカは辺野古移設が何か非常に厳しくなったと。したがって、アメリカはＢ案いわゆるその他の案を検討すべきではないかというふうに申し上げたわけでございます。そのときにサコダさんからは、やはりそういったものを覆すのは大変難しいというお話がございました。その後、この報道でございますけれども、サコダさんに確認したところ、サコダさん自身は、まずどなた、私なのかどうかというのはよく記憶していないということでございました。

サコダさんの発言の概要なんですが、これは彼が書いてきたメールがありますので、もうこれは正確を期すために、ちょっと正確に読み上げさせていた

だきますが、「This is a tough decision and he was a brave politician to squarely face this issue and fairly consider interests at stake.」、これは雑に訳しますと、それは困難な判断であり、彼は当事者として正面から向き合い、公正に判断しようとしている勇気ある政治家であるということでございまして、その段階で辺野古案に向かっていたといったような発言はしていないというような趣旨でございました。

以上でございますので、その時点で県が辺野古を前提としていたという事実はないわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 私たちが行ったときには、辺野古移転を真剣に検討していたのは勇気ある決断だと思ったし、我々も12月へ向けた承認の動きを支援していました。政治的勇気のある考え方だと思いました。なぜなら、私は沖縄の人々が辺野古案に反対しているということを知っていたからです。こういうふうにお答えになっているんですね。非常に日本語も堪能な方ですので、私たちのグループの通訳の方が、確認ですがそれは１年か２年前のことですかと言うと、サコダさんは、そうです、１年か２年前のことですとおっしゃいました。それで私も先ほど仲井眞知事にお会いになったのは２年前ですかというふうにして尋ねると、サコダさんは、団体がここにいらしたときですと。そして参議院議員から、知事と一緒にですかと言うと、サコダさんは、知事と一緒じゃなくて知事のスタッフだとこうお答えしています。そして又吉公室長かなと言うと、サコダさんは、名前は覚えていません、済みませんと答えました。そのときに、私が確認の意味で、そのとき知事は辺野古に移したほうがいいとおっしゃったのですかと聞くと、サコダさんは、そのとおりですと。積極的に計画を進めることを考慮していました。とても政治的に勇気があると思いましたという返事をされているんですね。

ですから、こういうことをその後の記者の方が、県内の特派員の方だったと思うんですが、そのサコダさんに取材をしたらそういう発言をしたとおっしゃっています。さらに数日後に……

○議長（喜納昌春君） 時間です。まとめてください。

○新垣　清涼君 否定はしていませんけれども、私たちとはそういうやりとりしていますので、それは間違いなく知事はそういうことをおっしゃっていると思います。

時間ですから、終わります。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん 皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネット、狩俣信子です。

一般質問をいたします。

質問に入ります前に、今回２月議会、知事が辺野古の埋め立てを承認したことについて質問がたくさん出されています。県外移設が公約であった知事がなぜ埋め立てを承認したのか、法にのっとりとは言いますが、ほかにもっと大きな理由があるのではないかと私は思っております。

そういうことで質問に入りますが、知事の政治姿勢について。

⑴、公有水面埋立承認について伺います。

ア、環境保全への懸念があるということだけで不適合にはすることはできなかったとのことですが、公有水面埋立法は何のためにあるのか伺います。

イ、埋立法の目的と基準で言えば承認という答えしかないと言いますが、逆ではないですか。基準に照らし合わせるとむしろ不適合ではなかったですか。

ウ、知事は、閣議決定もない口約束だけで普天間飛行場の５年以内の運用停止などを評価しましたが、米国は即反応しましたね。あり得ないと一蹴しました。この対応について知事の所見を伺います。また、５年以内に運用停止できないときの責任のとり方はどうですか。

エ、知事は「普天間の県外移設」を公約として当選しました。一方で、辺野古移設はしないとは一言も言っていないと言いますが、この際、公約が優先されるのではないですか。知事にとって公約とは何ですか。

オ、2014年１月21日、小野寺防衛大臣は辺野古移設を進めると発言しましたが、地元の理解は得られているかと問われ、県の承認をいただいていると答えています。知事が承認したことで地元名護市の声は無視されていますが、知事にとって名護市長選の結果や名護市民の声はどうでもいいのでしょうか。

それから、カ、知事が辺野古の埋め立てを承認したことで、耐用年数100年以上と言われる巨大なそして強固な基地が押しつけられてきます。また、仲井眞知事の名前もみずからの意思で初めて基地建設を認めた知事として半永久的に歴史に残ることになるでしょう。未来の子供たちにはそれを感謝されると思いますか、伺います。

２、教育問題について。

⑴、次年度からの高校授業料無償化制度が見直され、年収910万円未満とすることで沖縄県ではどのような影響があるのでしょうか。前回の答弁では１学年3000人ほどが無償化制度から外れるとのことであったので

すが、実際に影響を受けるのはどのぐらいですか。現在の在校生についてはどうでしょうか。また、年収の証明書を出さない生徒への対応をどうするのか伺います。

⑵、低所得世帯（年収250万円未満）の生徒に対する奨学のための給付金事業について伺います。

⑶、進学力グレードアップ推進事業で7912万7000円の予算を計上しているが、具体的な内容と計画を伺う。

⑷番目に、家庭教育の充実は大切なことです。家庭教育力促進「やーなれー」事業について具体的にどのようなことをするのか伺います。

⑸、昨年の中学卒業生の中で不登校の生徒は何人か。非行が原因で不登校になった生徒の数はどのぐらいか。

⑹、進学や就職をせず無業者のまま中学校を卒業した子供たちのその後が気になります。どこが受け皿になっているとお考えですか伺います。そのためにも子供の居場所づくりが求められていると思いますが、沖縄県としてどのような具体的なことをやっているのか、取り組みを伺います。

３、少年非行問題について伺います。

⑴、昨年の少年非行の数はどのぐらいでしたでしょうか。

⑵、沖縄の少年非行の特徴として共犯率と再犯率が高いとのことです。昨年は全国と比較してどうでしたでしょうか。

４、雇用・若者支援について伺います。

⑴、先日、ＮＰＯ法人サポートセンターゆめさきを訪問しました。不登校やひきこもり、軽度の発達障害などの子ども・若者の居場所づくり、就労支援等を行っており、子供たちのために頑張っている様子を見ることができました。平成26年度の予算4154万3000円で子ども・若者育成支援事業をやるようですが、どのような総合センターを考えているのか伺います。

５、特定不妊治療について伺います。

⑴、昨年の不妊治療を受けた人数や回数、妊娠した人の数はどのぐらいですか。

⑵、１回の補助金は幾らで、何回まで受けられますか。年齢制限はありますか。

次６、子宮頸がんワクチンについて伺います。

⑴、これまでに接種を受けた人は何人ですか。

⑵、ワクチン接種後、何らかの後遺症がある人はどのぐらいですか。

⑶、ワクチン接種後、何かあったときの相談窓口はどこでしょうか。

我が会派の代表質問との関係で伺います。

まず、新里議員の代表質問との関連ですが、12月22日、東京で石破幹事長や菅官房長官と会っているにもかかわらず、会っていないと述べていましたが、会っていることがばれると何か不都合なことがあったのか、そういう不都合なことを話し合ったのではないか、真相をお聞きします。

次、照屋大河議員の代表質問との関連で伺います。

12月17日の沖縄政策協議会で、知事はＩＲについても候補地の一つにと言ったようですが、カジノを含む沖縄統合リゾートの導入について、初めて国に要望したのはいつですか。

県民の合意形成がない中で、このような発言は度が過ぎないでしょうか。政治手法としてやり過ぎの感が否めませんが、知事の考えを伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　狩俣信子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、知事にとっての公約についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

私の知事選における公約というのは、11の大きな政策の柱から成っており、小項目の公約が約200強ございます。その中で、米軍基地問題につきましては11の柱の一つです。ですが、離島問題、教育、福祉、産業振興そういう中で同じウエートを置いてあります。ただ、問題の難しさだけは際立っていると思います。その中で、米軍基地問題については３本の柱を私は立てておりまして、これは跡利用の法律をつくる――これはもうできました――そして基地問題たくさんありますが、それが第２番目の柱で基地問題の解決、それから１番目の柱というのは、普天間基地問題解決の基本的なスタンスという趣旨の項目が私の公約でございます。これも２つできておりまして、１つは、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去、そしてその具体的な方法として２プラス２を見直して県外移設と、こう書いてございます。基本的にたくさんの項目、公約を持ってそれの実現のためにしっかりと私は取り組む、そういうことでこれまで１期、２期合わせて約７年間取り組んできていい結果も出ていると考えております。

そういうことでございまして、当然、選挙で選ばれた私としては、公約の実現に脇目も振らず邁進すると、こういうことであると考えております。

そういうことですから、今後とも200になんなんとする公約については、その実現に向けてしっかりと頑張っていくそういうものであり、基本的には県民との

お約束でございます。ただ、前から申し上げていますように大きな環境の変化､例えば政権がかわったとか、リーマンショックがあったとかいろんなことなどなど環境が大きく変化しますと公約の目的、内容、公約を実現するための方法というのは当然のこととして影響を受けかねない、これも事実であるというふうに考えております。

次に、我が会派の代表質問との関係での質問についてという中で、菅官房長官、石破幹事長との面談についての御質問にお答えいたします。

政府や政党の要人との面談では､「非公式に」とのお約束をする場合が多々あります。信頼関係を維持するためには、このような約束を守ることは礼儀であり当然のことであると考えております。

なお、今回の面談につきましてどのような経緯で公表されたのかということにつきましては、私は承知いたしておりません。

次に、同じく我が会派の代表質問との関連の御質問ですが、統合リゾートに関し、沖縄政策協議会に要請書を提出した経緯について。

沖縄政策協議会において、統合リゾートの候補地域としての検討を要請したのは、多くの自治体が統合リゾートの導入に強い関心を示し始めていることを受け、沖縄県においても関心を持っていることを伝えるために行ったものでございます。

沖縄県としましては、統合リゾートの導入について県民のコンセンサスを前提に、法制化の動きを見ながら引き続き調査検討を行ってまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、名護市長選や名護市民の声についてお答えします。

名護市長選挙の結果については、有権者の意思として受けとめております。

今回の埋立承認申請については、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認したところであります。

政府においては、名護市に対して丁寧な説明を行うとともに、地域の自然環境や住民生活への影響等について最大限の配慮を払うべきと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、公有水面埋立法の目的についてお答えいたします。

社団法人日本港湾協会が発行した｢港湾行政の概要｣では、公有水面埋立法の性格について、｢公有水面埋立法は、公有水面を変じて陸地とし、財産権を付与する制度を定めた手続法である。｣と記載されております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、公有水面埋立法の適合についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり手続及び審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、５年以内運用停止についてお答えいたします。

私が１月、米国ワシントンＤＣに出張し、県が政府に要望している５年以内運用停止を含む４項目を説明した際、米政府側からは、沖縄の負担軽減は日米両政府間の確認事項であり、努力したい旨の発言がありました｡要望に対する否定的な発言はありませんでした。また、去る２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。同会議には作業部会の設置が予定されており、普天間飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて、具体的に取り組むこととなっております。

日米両政府においては、これらを踏まえて、今後、協議がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、承認の判断についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の申請を承認したことについて、県民の間にさまざまな意見や反応があることは承知しております。今後とも承認の経緯、理由等について丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育問題についての御質問の中で、高校授業料無償化制度の見直しについてお答えいたします。

県立高等学校の授業料につきましては、平成26年度新入生を対象に年収約910万円以上の世帯については授業料を徴収し、それ以外の世帯については就学支援金を支給することにより授業料の実質無償化を継続することとしております。

文部科学省の試算によりますと、本県の対象となる年収約910万円以上の世帯は約8.3％としており、平成26年度の新入生約1300人が授業料の徴収の対象になると思われます。

なお、在校生については、引き続き授業料の無償化が継続されることになります。また、就学支援金の申請書等を提出しない生徒については、受給資格が認定されないことになることから、受給権を有する全ての生徒が就学支援金を受給できるよう指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、奨学のための給付金事業についてお答えいたします。

国においては、全ての意思ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒を対象とする、いわゆる給付型奨学金を創設することとしております。支給対象となるのは、平成26年度以降の入学者で保護者が県内に在住し、市町村民税所得割額が非課税の世帯となります。支給額につきましては、全日制と通信制、国公立と私立、また、第１子か第２子以降か、生活保護受給世帯かなど生徒の状況で異なりますが、年額３万2300円から13万8000円の範囲で支給することとしております。平成26年度は約5600人の高校生等を対象に事業を実施することとしており、県教育委員会としましては、今後とも教育費負担の軽減に努めてまいります。

次に、進学力グレードアップ推進事業についてお答えいたします。

県教育委員会では、県外国公立大学等への進学や大学等進学率の改善を図るため、平成26年度より沖縄振興特別推進交付金を活用して進学力グレードアップ推進事業を立ち上げることとしました。本事業は、関東・関西地区等へ生徒を派遣する「大学合格支援プログラム」と確かな学力育成のための「教員指導力向上プログラム」から成っております。

具体的には、高校生500名を県外国公立大学等へ派遣し、大学の講義体験及び学生との交流、生徒の合同学習会等を実施します。また、教員120名に教科指導力や進路指導力のスキルアップ研修を計画しております。

次に、家庭教育力促進「やーなれー」事業についてお答えいたします。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や基本的倫理観、自立心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものであります。本事業では、家庭教育の必要性・重要性について周知を図り、学習機会の提供等を通して家庭教育力の向上を図っていきたいと考えております。

今後は、外部有識者を交えた家庭教育推進委員会を設置し、基本的なガイドラインの作成に取り組んでまいります。具体的には、家庭教育支援リーダーやアドバイザーによる支援活動、生活実態調査等による検証活動、家庭教育の重要性を広く県民に周知を図る活動等を行ってまいります。

次に、不登校生徒の数、遊び・非行が原因の不登校生徒数についてお答えいたします。

平成24年度、中学卒業生のうち、不登校の生徒は男子293名、女子245名、合計538名となっております。そのうち、約３分の１が遊び・非行が原因となっております。

県教育委員会としましては、スクールカウンセラー等の配置やスクールソーシャルワーカー、中学生いきいきサポート相談員等を活用し、学校における生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭、地域、関係機関と連携した取り組みに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 教育問題についての御質問の中で、中学校を卒業後に進学や就職をしない子供への支援についてお答えいたします。

中学校を卒業した後に進学も就職もしていない若者のうち、就労意欲があるものについては地域若者サポートステーション等において就労支援を行っております。

県におきましては、直ちに就学や就労をすることが困難な子ども・若者を対象として、心理カウンセリングやコミュニケーション訓練を行う子ども・若者自立促進事業を実施しております。また、地域子育て活動支援事業において、中卒無業者を含むニート、ひきこもり等への支援の受け皿となるＮＰＯ等の活動を補助しているところであります。

次に、雇用・若者支援についての御質問の中で、子

ども・若者総合相談センターについてお答えいたします。

子ども・若者総合相談センターは、ニート、ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者からの相談に応じ、いわゆるたらい回しを防ぐ一次的相談窓口として設置することとしております。また、相談者の状況に応じて適切な支援機関を紹介するほか、多面的な支援が必要な場合は複数機関からの支援をコーディネートし、自立に向けた効果を高めたいと考えております。

次に、特定不妊治療についての御質問の中で、特定不妊治療の人数等についてお答えいたします。

特定不妊治療を受けた全数は把握しておりませんが、平成24年度に治療費助成を受けた件数は1391件、実数で845件となっており、回数は１人当たり1.6回となっております。また、平成24年の妊娠数は、県内の指定医療機関からの実績報告によると368件となっております。なお、妊娠数については、助成を受けていない治療分も含まれた数となっております。

次に、特定不妊治療費助成事業の助成要件についてお答えいたします。

１回の補助金は治療の内容によって上限額が異なっており、上限は15万円または７万5000円となっております。回数については、治療の初年度は３回まで、２年目以降は年２回まで申請でき、通算５年間で合計10回までとなっております。現在は、年齢制限は設けておりません。

次に、子宮頸がん予防ワクチンについての御質問の中で、接種の後遺症の状況及び相談窓口についてお答えいたします。６の⑴、⑵、⑶は関連しますので一括してお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年４月１日から定期接種化され、同年８月末までに県内では2460名が接種されております。その間における後遺症の報告は、１件となっております。また、ワクチン接種後に副反応などが発生した場合の相談窓口は、市町村の予防接種担当課となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君）　少年非行問題についての御質問の中で、⑴と⑵は関連をいたしますので一括をしてお答えをいたします。

最初に、県内の少年非行の数についてお答えをいたします。

平成25年中、県内において窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導された少年は1315名で、前年に比べて225名、率にいたしますと20.6％増加をしております。男女別では、男子が1159名、女子が156名で、男子が全体の88.1％、女子が11.9％となっております。

次に、共犯率と再犯者率についてお答えをいたします。

平成25年中、県内における犯罪少年の共犯率は60.3％で、全国平均の39.9％を大きく上回っております。また、再犯者率についても37％で前年より6.6ポイント減少しておりますが、全国平均の34.3％を上回っております。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体や少年警察ボランティア等と連携をして、学校へ出向いた非行防止教室の開催、少年の居場所づくりや立ち直り支援活動の推進、街頭補導、検挙活動を通じた非行グループの解体などを行い、少年の非行防止、健全育成を図っていく所存であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　まず最初に川上副知事、１番目のアについて聞いたら、ごくありふれた埋立法のことを言っていたんですが、私が聞いているのは、環境保全のためにこの公有水面埋立法というのはもっと厳しくあるんじゃないのと、そこを聞いているんであって、何もその通り一遍のことを聞いたわけではありません。まずそれから。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　公有水面埋立法の一部改正がなされたのが昭和49年でございまして、そのときには近年における埋め立てを取り巻く社会経済状況の変化に即応し公有水面の適正かつ合理的な利用に資するため、特に自然環境の保全、公害の防止、埋立地の権利処分及び利用の適正化等の見地から所要の改正を行ったということで、そういった環境を初めいろんなことについてある意味強化されているというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　その上でもなおかつ皆さんは承認をしたという形になるんですが、本当に皆さんがこれを承認したということで辺野古の環境は守られるとお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　環境の保全に関しましては、環境生活部のほうからも懸念が払拭できないというような御意見をいただいております。確かにジュゴンなど科学的な知見が得られてないものもございますし、いろいろな海草、藻場の移植にしましても

100％うまくいくかどうかというのがなかなかそうと言い切れないような部分もございます。これに対して、申請者のほうもそういった環境の予測、評価、保全については、一定の不確実性が伴うということを言っております。そのために専門家からの指導助言をいただいて、適切な環境保全措置をとりたいと言っておりますので、現段階でとり得るべき措置はとられているというふうに判断したものでございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　現段階でとり得るべき措置はやったと言うけれども、その上でなおかつ、皆さん、県アセス審査会の宮城会長は、専門的見地から承認は若干違和感があると、これで本当に守れるかどうかというのを心配して言っているんですよね。そういうことも含めて皆さんは自信があるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　百条委員会での宮城会長の御発言を私も聞いておりましたので、ある程度承知はしております。私ども、環境生活部から11月29日に、「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見をいただきました。環境生活部では当該意見の提出に当たって、環境影響評価審査会の委員の先生から――これは宮城会長も含めてだとか聞いておりますけれども――意見を聞いた上で意見を取りまとめており、それは環境生活部としての最終見解であると私どもは受けとめております。それを踏まえてさらに事業者に見解を求め、申請書の内容について法令に基づき県が定めた基準について審査をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　この問題については最後に環境生活部長、これまでのいろんなことを聞いていて、環境生活部長としてはどう感じていますか。どうお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君）　本件につきましては、百条委員会の場においても述べさせていただきました。これにつきましては、埋立免許権者である土建部が公有水面埋立法に基づいて判断されたものと理解しておりまして、それ以外の部分については環境生活部が評価をするということは適当ではありません。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　環境生活部長の答弁としてはちょっと情けない答弁ですね。環境生活部は環境生活部としてもっとしっかり考えを持つべきではないですか。以上、それだけ言っておきます。

次、又吉公室長が答えていました５年以内の運用停止、これは日米両政府に話したときに努力したいというふうな話であったということです。努力したいとは言っても、これができなかったときにどうするのかなんですよ。これについてお答えください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　まず、私が米政府でお話をしたのはたしか１月の30日でございます。その時点では、まだその正式な要請といったものを、１月25日に項目の要請はしたんですが、その進め方というのは改めて要請する必要があるだろうと考えておりまして、２月10日に要請をしたわけです。それ以前の段階で、私はアメリカでこういう要望を県は出しているので、しっかりというふうに申し上げたわけでございます。そして先ほど答弁させていただいたように、２月18日に推進会議といったものが設置されまして動き出したということでございますので、今の段階でこの責任といったようなことについて言及するのは適当ではないと考えております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　責任がどこにあるかわからないでこんな大事な埋め立てされたら困りますよ。もうこれが５年以内でそれができないときは、埋め立てをやめるのかどうか、そこまで私は聞きたいんですけれども……。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これは何度も答弁させていただいていますけれども、これはその原点であります普天間飛行場の一日も早い危険性の除去という観点で要望したものでございます。したがって、その埋め立て――現在承認されているわけでございますが――そういうものの進捗にかかわらずこれをやってくださいというふうに申し上げて、政府もそれに応えているということでございます。当然、これは責任は政府にあるということでございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　責任は政府にあり、埋立承認した知事ではないということを言いたかったんでしょうか。

それでは続けて行きましょう。

知事が、私、公約とは何かという話を聞いたときに、いい成果もあっていろいろあったと。公約実現には脇目も振らず頑張るという話もありましたけれども、やっぱり辺野古の問題は大きな公約だったんですよ、知事。だからそれだけに全部から聞かれているんですよ。ちょっとした公約ではないんです、あれは。だか

らそれについてやっぱり知事が県外移設の公約を変更したということが、これが県民の皆さんから批判されているんですよ、現在。そこらあたり、やっぱり私たちが本当に、知事はこういう理由で公約を変えたんだなと、まだ納得できていないんですけれども、丁寧に説明していくとおっしゃったんですが説明してください、納得できるように。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　先生に納得いただけるかどうかあれですが､先ほどから申し上げていますように､公約は県民との約束で、それの実現に我々選挙を受けた者は取りかかる、一生懸命努力するというのはもう当然のことじゃありませんか。そして、基地問題も私のたくさんある公約の一つだということもぜひひとつ認識していただきたいと思います。

その中でも、基地問題というのは確かに一筋縄ではいかない難しさというのは持っているのは認めますよ。ですが、教育だ、産業だ、離島振興その他の中で比較して断然大きいというふうには私は考えておりません。しかしながら、基地については３つのまた柱を立て、十二、三項目に至るまでいろいろ書いているわけです。

辺野古の問題とか普天間基地の移設の問題だけが基地問題だとも私は思っておりませんよ。ですから、先生とはウエートの置き方が違うかもしれません。ですが、普天間の問題はもう十何年にもわたる話で、普天間地域の人々の危険性を一日も早く除去しよう、それに手をかそう、さらに宜野湾市から普天間飛行場をもっと安全なところへ移す、それへ向かってしっかり頑張っていこうということでございます。公約だ、公約だとおっしゃっておりますが、一日も早い危険性の除去というのは私の基地の公約の一番初めにこう書いてあります。

そして２番目に、２プラス２を見直して県外移設と書いてあります。これは丸ごと代替移設というのは、もし県外に持っていけるんであれば一挙両得みたいな効果はあるという部分はあります。それに向かって一生懸命努力してきたことも認めます。ですが、これだけで普天間問題が解決するとも言っていないということだけはぜひこれは記憶しておいてください。あなたこれだけ言ったのにどうもおかしいと言われても、いろんなやっぱり手段を持っていないと普天間の問題、宜野湾市における普天間基地の問題というのは解決しにくいというのはこの十七、八年のこの経過見ていればよくわかるじゃありませんか。ですからいろんな状況が変化する､特に手段としての２プラス２の見直し、そして県外移設、しかも丸ごとの基地のこの代替施設としての移設についてはなかなか難しい部分がある。そしてこれを担当する政府は、埋め立てを申請してきているわけです｡そういう中で環境条件といいますか、状況がやっぱり変化しつつあったことも確かですよ。ですが、一番重要な一日も早い危険性の除去、これは全く変えないどころか５年以内の運用停止を求めて今ぐいぐいやっていますから、むしろ前へ進んでいると私は認識しているわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　知事とこの話をしても平行線です。

次に聞きますが、又吉公室長が東京に知事にお会いしに行ったときに――12月20日のことですが――知事から山のような指示があったと言ったんですよね。これについてどうですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　年度末でございますので、私は知事が東京で入院されていたということで上京いたしまして、業務報告等を行ったわけでございます。山のようなというのは、それは私の能力が少し足りなくてたくさん仕事があるなという実感でございますけれども、そういうことでございまして、知事からは私の職務分掌の中でさまざまな指示を受けたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　そのときは不承認も想定してロジックを考えておけと、そしてあらゆるケースを想定してそのスケジュールを考えておけというふうに言われたんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　私はその後、記者から取材を受けましてそのようなことを申し上げたような記憶がありますけれども、私の言っている趣旨というのは、当然承認、不承認についてはその時点で知事は決断しておりませんので、仮に承認となったとき、あるいは不承認となったときに、私は広報も所管しておりますから、メディアへの説明でありますとか、あるいは知事の周辺にどうやって説明するかとか、そういう段取りについては一応念頭に入れておくといった趣旨であったと考えております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　要するに、そのときの指示の内容というのは、公室長はちゃんと覚えていますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今申し上げたような内

容だと考えております。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　知事はそういうふうな指示をしたということは覚えていますか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　恐縮ですが、我々大人が毎日毎日仕事をしているときに出てくるやりとりを一つ一つ、あれからどれぐらいたっています、２カ月たって覚えていますかと聞かれても、これは曖昧ですよ、申し上げておきますが。そういうものを私は曖昧なままお話しすることに意味があるのかよくわかりません。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　要するに、曖昧で覚えていらっしゃらないということですよね。
　次、聞きます。
　年内判断をしたことについてなんですけれども、12月25日､総理との会談を終えて官邸での話なんですが､官邸で記者会見したんでしょうかね、これは。埋立申請の判断について､知事は越年していいかどうかから､そういう問題なんですが、これはだめだと言って急がせたんですか。越年はだめだと言って。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後２時24分休憩
　　午後２時25分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　急がせた記憶というか、あれは持っておりませんが。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　それを指示を受けた職員は、越年はだめだというふうに知事から指示があったということを覚えていますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後２時25分休憩
　　午後２時25分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　12月23日に私どもが東京に行って、知事に審査状況を報告いたしましたときに、年内には判断をしたいというような趣旨の発言があったことを記憶しております。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　年内にですよね、もう23日。知事が退院したのは25日。そういう中で、あともう27日で年末だという時期に、知事がこんなに急がせた理由は何かあるんですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　急がせた急がせたとおっしゃいますが、３月22日に申請があれば年内か年を越してすぐか、年度内かいろんなことを考えますよね、どこかのあたりを。ですからそういうことで、普通の仕事をやっていれば年内というのはよくある、切りのいいところですから、せいぜいそういう気持ちでもし言ったとすれば、私もはっきり覚えてないんです。ですから、仕事のやりとりするものを一つ一つ今議員がチェックしておられますが、これはたくさんの言葉で我々はいろんなことをやりとりする中で、一つ一つこう選んで御質問されても非常にこれは曖昧になりますよ。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　そうならばなぜメモをとらないんですか。メモがないと、百条委員会の中でも何もないという話したじゃないですか。大事なことだから、メモをちゃんとしっかりとるべきですよ。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　これは仕事をやる人々の必要があればメモもとるし、必要なければメモはとりませんよ。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　知事、覚えてないんですね。職員はちゃんと覚えていますよね。年末とおっしゃるけれども、年度末でもいいんじゃないですか。何で年末ですか。年度末という区切りもあったんじゃないですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　これは一つ一つ年度末ではどうであれ、年明けではどうであれ、年末ではどうであれですが、やはりまずひとつ仕事をする身であってみれば、年末というのは一つの大きな区切りが来るやっぱり時期ではありますよ。ですからこれは何でとか言われる筋合いのものでも、仕事が済めば、整っていればなるべく早くと、当然だと思いますよ。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　23日までは不確か、承認、不承認わからない。25日にはそういう形で話をした。だから余りにも急いでいるものですから、何があったんだろうと私なんかは思うわけですね。年内ではなくて、年越ししても、越年してもいいということを職員や部長たちからの進言はなかったんですか、知事に。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　そういう具体的な物言いの話というのは頭に残っておりません。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　また覚えていないんですね。それで急いだ理由を私たちが思うには、知事はこの新聞から見ると（資料を掲示）25日に手を握って、26日に手打ちをする。そのスケジュールとこの知事が急がせた理由がぴったりだなと思うんですが、私の考え過ぎですか、知事。

○知事（仲井眞弘多君）　休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時29分休憩

午後２時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　25日に事務的な処理が終わっておりますから、可及的速やかに結論を出すというのも私の考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　会見したときはまだ終わっていないですよね、そういう承認、不承認という話の。終わっていないですよね、25日会見したときは。

○知事（仲井眞弘多君）　25日はですね。

○狩俣　信子さん　終わってないですよね。だからそこを私は言っているんですよ。25日に名護市の市長選挙で末松さんと島袋さんが一本化したんですね。そして知事のところには翌日来て、御挨拶をしたわけでしょう。そのために１月19日の名護市長選挙に、何とか一本化してやっていこうというお考えがあったんじゃないですか。それを聞いているんです。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時32分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の自由民主党系の名護市長選挙の候補の話で、一本化の話は私よく知りません。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　ああそうですか知事、知らなかったんですか、わかりました。

それでは次、行きますけれども、私は今回のいろんなこの話を聞いていて、やっぱり県民がこの辺野古の埋め立てについては、もう私なんかより以上に怒りの声が強くていろいろ来るものですから、知事にもやっぱりその気持ちというのは、知事は埋立承認していきたいんでしょうけれども、その県民の声というのはすごい反発があるんですよ。そこらあたりも丁寧に受けとめて説明していくんですか、知事。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の怒りの声というお話と先生が聞いておられる声と、私が聞いております声が違うかもしれませんが、いろんな御意見があることは私はよく知っていますよ。ですから、私の考えをいろいろとお話ししていきたいというのも当然のことです。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　それからあと１つ、先ほど新里議員の質問のときに、知事が要人との会談は非公式のときももちろんあると。お互い信頼関係があるため、それを守るためには公表しないときがあるんだと言ったんですよね。でもあのお二人はちゃんとその日のうちで公表したじゃないですか。だから知事だけが何で、その信頼関係が保てるんですかそういう中で、知事は。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　どうも今の御質問の趣旨がよくわからないんですが、お偉い方、政府であれ党であれ、いろんな方に我がほうがいろいろお願いをしたり要請するような仕事が多い中で、いろんな方に会ったりしますよね。そういうときに、誰といつどんなことで会いますというのを事前にみんなオープンにするというのは、やっぱりむしろ少ないほうだと思います。そうじゃないと本音でいろんな話もできない。そしてオープンにするかしないか、そういうことは前もってある程度は秘書さんを通じたりしてお互いに連絡する、それが記者さんがお上手なのか、その情報がやっぱり漏れたりする事例はありますが、私のほうで先に立ってこれは公表するのは控えておこうという話については、徹底してそれを守るというのは当然の礼儀じゃないでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　だから知事は守ったわけですよ。当然だということで守ったわけですよ。あの官房長官と幹事長は守らなかったわけですよ。そういう中で、知事はお互い同士の信頼関係はまだあると思いますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　いろいろなことをこういうお偉い人たちとは、沖縄の問題解決のために彼らの力とか考えをかりたりするというのは、これからも多々あるはずです。ですからこの方々ときちっとおつき合いしていく、そうでないと沖縄の課題解決なかなか難しいですよ。そういう意味では、私は今なおあるものだと思い、またそういうポストにおられるんですから、ちゃんと礼を尽くしてお願いをしていくというのは当

然ですよ。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　私は、これまで日本政府というのは物すごい権力を持っていて、そして知事も日米地位協定やらいろんな基地の問題やらで対応するときに、大きな壁にぶつかったりして大変だろうなと、私はそういう気持ちも持っておりました。でも、今回の公有水面埋め立てでは、知事、やっぱり私が考えていたような知事じゃなかったんだなというふうに私はもう残念で仕方ありません。やっぱりこの問題は沖縄県民にとって、未来の子供たちにとっても大きな問題なんですよ。あちらに本当に強固なあの基地をつくった後、本当にオスプレイはたくさん飛ぶし、軍艦は入るだろうし、米兵はふえるだろうし、そういう中で沖縄の子供たちの安全とか生活がどう守っていけるのかと、非常に不安なんですね。だから、私は知事が国との間でいろんな交渉をする中で大変御苦労があると私は思っておりましたけれども、やっぱり今回のことは知事に対する失望が大きくなりました。知事に対する、もう本当にこれまでの対応とはまた違ってくるなという思いで私はおります。知事とはもうこれで終わり。

次、教育長行きます。

次、教育問題に行きますけれども、進学力グレードアップ推進事業、非常に私いいことを計画したなと思っているんですね。120人の教師にスキルアップということでありました。年間、国公立大学へ子供たちを派遣するのは何名だとおっしゃったんですかね。ちょっと聞き漏らしております。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　500名を派遣する予定です。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　これは年間500名ですよね。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　年間500名を予定しております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　何カ年ぐらい続けられそうですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　関係部局との調整もあるんですけれども、平成31年までは何とかやっていきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　やっぱり私聞きましたら、就職も県内志向が強くて、進学も県内志向が強いという話を聞いたものですから、やっぱりこの機会に広い世界を子供たちがじかに行って見る。そして影響を受けて、刺激を受けて帰ってくるというのは非常にいいことだと思っています。きめ細かな対応をしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから教育長、「やーなれー」事業についてなんですが、「やーなれー」、家で学んでいることが外でも出るという「やーなれー」ですかね、これは。と受けとめていいんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　はい、この「やーなれー」という言葉は、今御指摘のとおり「ヤーナレール　フカナレー」ですね。お家でのしつけ、習慣が外に出たときのかがみになるとそういう意味で使っている。それをとって「やーなれー」事業としております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　これもとてもすばらしい取り組みだと思うんです。ただ、問題は、私なんかが見ていてもやっぱり親がしっかりしていて、いろんなことに配慮がある御家庭の子供たちは余り心配ないだろうと思うんですね。でも、本当に親が教育に関心がなくて、仕事も夜の仕事をしたり、そうすると子供たちを夜見る人がいないわけですよね。そうすると非常に子供たちの学習意欲も低下するし、しつけの面でも困るわけですよ。その部分にこの「やーなれー」事業というのがどのぐらいスポットライトを当ててできるか、これが大きな課題だと思うんですが、そこらあたりちょっとお願いします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　まさに御指摘のとおりだと思います。現在の沖縄の子供たちの学習環境を見ても、学校だけじゃなくて、学校、家庭、地域、そして関係機関等いろんな方々が一緒になって考えていかないと、私は大きな部分がもう進展はないとそう思っております。そういう意味で、家庭の足りないところを何とか地域あるいはいろんな方々が支援しながら、そういうのができればなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　ありがとうございます。

それでは次、雇用・若者支援についてなんですけれども、サポートセンターゆめさきに行ったんですね。そうすると、そこは沖縄市の一括事業だと言ってました。ただ、それだけに予算が余り多くないということで、経営状況も非常に厳しくて、自腹を切ってやったりもするんですよというお話があったものですから、今回の総合センターというので、そこらあたりまで補

いができたらいいなと思うんですよ。今、沖縄市の委託でやっていると言っていましたここは、ゆめさきさんは。ほかのところもありますか。ほかのところもそれを受けているところがありますか。お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後２時42分休憩

午後２時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） このニート、ひきこもり関係のその事業で委託をしているところが幾つかありまして、先ほどのＮＰＯ法人ゆめさき以外に、夢WALKとか沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい、こういったところなども委託をしております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん じゃ、今委託しているところで子供たちの数というのはどのぐらいですか。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後２時42分休憩

午後２時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 数については今把握しておりませんけれども、相談件数については、例えば１カ所は149件であったり、あるいは297件であったり、あるいは369件とかという感じのその相談は受けているようです。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん 相談だけでなくて、そういうひきこもりとかニートの子供たちが直接来て、そこで何か学ぶとか訓練を受けるとかそういうところはないんですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） この事業は、例えば子ども・若者自立促進事業であれば、ニート、ひきこもりなどの困難を抱える子供、若者に対してカウンセリングのほか、社会適応プログラムとしてコミュニケーション訓練、あるいはそのグループワーク、そういった基礎生活訓練などを実施しております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん ですからそのグループワークとかおっしゃるけれども、どのぐらいの数が今支援されているのかなというのが気になるわけですよ、数が。さっきおっしゃった件数がその数なんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 実数として相談を受けているそういったニート、ひきこもりの方々の数自体は今手元にありませんけれども、先ほど説明したように実績として合計815件の相談という形であります。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん 時間がありませんから行きますけれども、私が心配しているのは、子供たちの行く場所がないんですよ。中学校卒業して無業者の子供たち、中学校の校門のところにうろうろしたり来る。そして中学校の先生に聞いたら、この子たち仕事がないからどこに行くかといったら松山でキャッチをしていると言うんですよ、キャッチ。おわかりですか。要するに、生活とかそういうのがもう全然安定していなくて非常に厳しい状況に置かれている子供たちがいるわけですよ。私は沖縄の子供たちをやっぱりそこも含めてしっかり見ていかなければだめだと思うものですからこれを聞いているわけです。ゆめさきさんだけ１カ所をやったって、本当に子供たちが向こうへ行ってちゃんといろんな対応をし、いろんな訓練を受ける場所、１カ所では少ないんじゃないかなと、そこらあたりで相談件数もいいんですけれども、子供たちの居場所これをぜひ考えてください。

以上、終わります。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田　宜明君 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、一般質問をいたしたいと思います。

最初に、知事の政治姿勢についてでございます。

安倍政権は、集団的自衛権が行使できる国家を目指す極めてタカ派的な政権であると私は考えております。特定秘密保護法の制定もその一環であると考えます。靖国参拝や従軍慰安婦問題、首相側近の発言、ＮＨＫトップや経営委員の発言など、歴史認識の問題が今クローズアップされ、中国、韓国、米国を初めとする諸外国から批判を浴びております。

これについての知事の御見解を伺いたいと思います。

次でございますが、平成23年これは2011年でございますが、10月23日にワシントンＤＣで県主催シンポジウムが開催されておりますけれども、その際の知事発言の確認とその後の認識と対応について伺います。

知事は次のように述べております、「日本の防衛関係の人やアメリカの人たちにも何度かお伺いしたのですが、もう辺野古移設計画はできてるのだから、これを進めると言う。しかし、彼らが進まない計画を計画

だと言っても、僕らには単なる紙の計画としか思えません。ですから、これは計画ではないのです。」。さらに続けて知事は、「決めたことは少しも変更しないと考えるならば、問題は全く解決できないと思います。」、「政治的に解決しようとすれば、すぐに解決できると感じます。」という発言をしております。

昨年12月27日の知事の辺野古埋立承認は、この文脈からどのように解釈し、理解すればよいか知事の御説明を求めたいと思います。

次に、同シンポジウムの知事の最後のコメントでございますけれども、「オハンロン先生のあのご意見は非常に良かった。ただ、「尖閣プレゼント論」だけがちょっといただけないものでした。」と発言をいたしておりますけれども、何が「いただけないもの」だったのか、知事の尖閣問題に対する外交あるいはまた防衛上の見解について伺いたいと思います。

次に、知事はコメントの中で、同じシンポジウムの中でございますが、「我々の役割はまだはっきりしておりませんが、我々も何かお役に立ちたいと考えています。」と発言しておりますけれども、その「お役に立ちたい」という真意は何か伺いたいと思います。

次に、知事の辺野古埋立承認についてでございます。

最初に、昨年12月25日の総理官邸での発言についてでございます。知事は、次のように述べております。「そして、最後にコメントいたします。安倍総理にご回答いただきました、やっていただいたことも、きちんと胸の中に受け止めて、これらを基礎に、これから先の普天間飛行場の代替施設建設も、建設に係る埋め立ての承認・不承認、我々も２日以内に最終的に決めたいと思っています。」との発言についてでございますけれども、首相のどのような回答を胸に受けとめたのでしょうか伺いたいと思います。

次に、「これらを基礎に、」とは、どういうことを基礎に承認、不承認を決めるということでしょうか伺います。

次に、名護市長の意見についてでございます。

土木建築部長は、１月９日の臨時議会で「陸にも海にも基地はつくらせないという政治的なお立場での意見」とし、「政治的な理由のみによって不承認とすることは困難」と答弁をしております。土木建築部長の見解について伺います。

１つ、まず公有水面埋立法第３条第４項の規定に基づき名護市議会の議決を経て提出された地方自治体の意見を「名護市長の政治的お立場」とした公有水面埋立法の根拠は何か伺いたいと思います。

次に、「政治的立場」についての定義はどういうことなのか伺いたいと思います。

また次に、「政治的な立場」の意見は審査にどのように反映されたか伺います。

次、３番目でございます。

知事の県政運営に当たっての所信についてでございます。

まず最初に、雇用情勢についてでございます。

「年平均の完全失業率は、平成23年の7.1％、平成24年の6.8％から、平成25年は5.7％と18年ぶりに５％台となり、有効求人倍率も復帰後最高となるなど、雇用情勢は着実に改善しております。」と述べております。

そこで伺いたいと思いますけれども、県内の正規、非正規労働者の人数、比率はどうなっているか伺いたいと思います。

次にまた、県内正規労働者の平均月収、特に手取りは幾らなのか伺いたいと思います。

次に、県内非正規労働者の平均月収、手取りは幾らか伺いたいと思います。

次に、⑵でございますが、日本経済活性化の「フロンティア創造」、これは３ページに書かれておりますけれども、その「フロンティア創造」の中には、カジノ特区の創設等も想定したものなのか伺いたいと思います。

次、⑶でございます。

「工芸の杜（仮称）」について、これは４ページに記載されておりますけれども、整備構想の概要、いわゆる立地、規模、人材育成、技術開発、製品開発はどのようなものなのか伺いたいと思います。

次に、同じく知事の所信表明の中の、待機児童解消について、５ページに書かれておりますけれども、県計画では、推計9000人の待機児童を平成29年度末までに解消するとしておりましたけれども、市町村の推計では１万82人となっております。県はどのような待機児童解消を図る計画なのか伺いたいと思います。

次に、保育士の確保策はどうなっているのか伺います。特に処遇面では、どのような改善策を考えているか伺います。

次に、⑸でございます。

北部地域における医療体制について、これは６ページに書かれております。最初に、「基幹的病院の整備など、地域医療の確保・充実に取り組みます。」というのは、その方針、考え方について伺いたいと思います。

⑹、普天間飛行場の５年以内運用停止については、これは７ページに書かれておりますけれども、知事は５年以内の運用停止について、対米交渉は必要がなく

国内的に解決できるものだと考えているのか伺いたいと思います。

次に、日米地位協定の見直しについて、これは７ページに書かれておりますけれども、最初に、環境関連の新たな補足協定に規定される条項は何か伺います。

次に、犯人等の身柄引き渡しについてはどうなのか伺います。

４番、最後でございますが、県職員の旅行等、出張時における文書処理規定について伺います。

最初に、出張などの際、旅行命令簿は、決裁を受けた上、備えつけているか。

次に、旅行命令簿の様式、記入事項はどうなっているか。

次に、出張後の復命書は本人が記入をし、整備されているか。

⑷でございますが、知事が順天堂医大に入院中に、知事に業務報告のため上京した役職員名、滞在期間、次、少し誤字がありました、用務内容でございます。用務日数じゃなくて用務内容、旅費総額について伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新田宜明議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、これはワシントンＤＣでのシンポジウムのときのことだと思いますが、「いただけない」発言と尖閣問題に対する外交・防衛上の見解についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、ワシントンＤＣのシンポジウムにおいて、オハンロン氏から「日本が尖閣諸島を中国に譲ればそれで尖閣問題の決着がつく」旨の少々ジョークが入ったアメリカ人特有の表現だったと思います。無論、これについて少々ジョークがかったとはいえ、こういう点は「いただけない」ということを申し上げたわけでございます。

沖縄県としましては、尖閣諸島に関する日本政府の見解をそのまま支持するものであります。尖閣諸島周辺の安全確保などについては、国の責任において行われるべきものと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての中で、尖閣問題解決に向けた沖縄県の役割についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄と中国とは長い交流の歴史を持ち、友好的な関係を築いてまいりました。今日も人的交流や観光を中心とした経済交流を積極的に推進しているところでございます。

沖縄県といたしましては、これまでに築いてきた友好関係を生かし、沖縄ならではの中国との交流を推進することで両国間の緊張や対立を乗り越え、日中関係の改善に少しでも貢献することができれば幸いであると考えており、この趣旨で申し上げたものでございます。

次に、知事の辺野古埋立承認についての御質問の中で、12月25日の安倍総理からの回答についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は就任して７年間、基地問題など諸課題の解決に向け、要望、要請を繰り返してまいりました。しかしながら、閣僚が毎年のようにかわる政治情勢の中で、基地問題につきましては、目立った前進がありませんでした。そのような中、安倍総理からの回答は、長年の課題を解決する道筋と前進を実感できるものであると考えております。

次に、知事の辺野古埋立承認についての御質問の中で、12月25日の発言についてにお答えをいたします。

12月25日の発言は、安倍総理から沖縄振興策と基地負担軽減策の双方ともに長年の課題を解決する道筋と前進を実感できる内容の回答及び取り組みの説明があったことから、感謝を述べたものであります。

埋立申請につきましては、その時点で年内に承認、不承認を判断できる状況であったことからその旨を伝えたものでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　知事の県政運営に当たっての所信に関する御質問の中で、「フロンティア創造」におけるカジノ特区の創設についてお答えいたします。

沖縄県の平成26年度の重点テーマである「フロンティア創造」においては、統合リゾートの検討の継続を位置づけており、カジノ特区の創設は想定しておりません。

沖縄県としては、カジノを含む統合リゾートの導入についてはさまざまな意見があることから、法案の動向を注視しながら、県民コンセンサスを前提に調査研究を行っているところです。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　知事の県政運営に当たって

の所信についての御質問の中で、「工芸の杜（仮称）」の概要についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力向上を図るため「工芸の杜（仮称）」の整備を進めてまいります。従来、工芸振興センターが担ってきた人材育成や技術支援、研究開発機能に加え、県内全ての工芸品を一堂に集めた展示販売や情報発信、インキュベート機能等を新たに付加した施設とし、各産地へのゲートウェイの役割を果たすことにより、全県的な工芸産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

整備場所については今年度中に決定し、次年度、基本計画を策定する中で規模等について検討する予定としております。

次に、待機児童解消の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県におきましては、昨年12月に市町村待機児童解消計画を取りまとめたところであり、保育の量の拡大目標を約１万1000人としております。今後、市町村と連携しながら、計画の着実な実施を支援することにより、平成29年度末までに待機児童の解消を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、安倍政権が歴史認識の問題で批判を浴びていることについてお答えいたします。

安倍政権は発足以来､強いリーダーシップを発揮し、いわゆるアベノミクスによる経済政策等さまざまな面での改革を図り、成果を上げつつあると認識しております。

他方、集団的自衛権を含む外交・安全保障そして憲法の問題については、我が国の歴史を含め国民的な議論が必要であり、安倍政権においても、国政の場などで十分に審議を尽くす必要があると考えております。

次に、ワシントン・シンポジウムの発言と、埋立承認についてお答えいたします。

知事がワシントンで申し上げた趣旨は、普天間飛行場の問題は日本国民がひとしく考えるべき問題であり、政府は一日も早い危険性の除去に真摯に取り組むべきであるとの趣旨で申し上げたものであり、この考えは変わっておりません。

一方、普天間飛行場を辺野古に移設するとの埋立承認申請を政府が現実に提出してきた中、今回の埋立承認申請については、関係法にのっとり審査を行い、定められた承認基準等に適合しているものと判断し、承認をしたところであります。

次に、知事の県政運営に当たっての所信についての中で、５年以内の運用停止についてお答えいたします。

私が１月、米国ワシントンＤＣに出張し、県が政府に要望している５年以内運用停止を含む４項目を説明した際、米政府側からは、沖縄の負担軽減は日米両政府間の確認事項であり、努力したい旨の発言がありました。

要請に対する否定的な発言はありませんでした。

また、去る２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。同会議には作業部会の設置が予定されており、普天間飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて、具体的に取り組むこととなっております。

日米両政府においては、これらを踏まえて、今後、協議がなされるものと考えております。

次に、環境補足協定に規定される条項についてお答えいたします。

昨年12月25日に、日米両政府は「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み」に関する共同発表を行い、同枠組みの作成に向けた２国間の協議が開始されており、一定の前進が図られたものと考えております。

外務省によりますと、環境面で地位協定を補足する法的拘束力がある国際約束をつくる予定とのことであり、現に発生した環境事故後や返還予定地の現地調査に係る立ち入りのための統一的な手続作成等を内容としているとのことであります。

次に、日米地位協定の見直しにおける犯人等の身柄引き渡しについてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。このうち第17条関係で、裁判権について、日本側の裁判権の対象となる被疑者が米側によって拘束された場合、日本側の起訴前の拘禁移転要請に米側が応ずる旨明記することを求めております。日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員または軍属たる被疑者の拘禁については、平成７年及び平成16年４月の日米合同委員会合意により、日本国の要請に対し好意的考慮を払う運用改善がなされております。

しかしながら、県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要と考えております。

今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や訪米による要請など、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、県職員の旅行等、出張時における文書処理規定についての中で、知事が入院中に、業務報告のため上京した役職員名等についてお答えいたします。

知事が東京都内の病院に入院中、埋立承認に係る業務調整、報告のため面談した職員につきましては、私のほか、環境生活部長、土木建築部長、農林水産部長の４名でございます。また、それぞれの滞在期間、用務日数につきましては、私、知事公室長が12月23日から25日までの滞在で、用務日数が２日、環境生活部長が12月23日から25日までの滞在で、同じく２日、土木建築部長が12月23日から25日までの滞在で、同じく３日、農林水産部長が12月23日のみの滞在で、同じく１日となっております。以上の旅費総額は43万4760円でございます。

なお、御質問の業務報告ではございませんが、予算折衝等で川上副知事や総務部長、企画部長がそれぞれ上京し、知事に面談、随行しております。それぞれの滞在期間、用務日数を申し上げますと、川上副知事が12月19日から25日までの滞在で、用務日数は６日、総務部長が18日から20日までの滞在で、用務日数が３日と23日から25日までの滞在で、同じく３日の２回出張しております。また、企画部長が12月19日から20日までの滞在で、同じく２日となっております。以上の旅費総額は45万2090円でございます。

先ほどの旅費総額と合わせますと、合計は88万6850円となります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　知事の辺野古埋立承認についての御質問の中で、名護市長の意見における政治的立場についての御質問にお答えいたします。２の⑵のア、２の⑵のイ及び２の⑵のウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

名護市長意見の前段で、「私は「辺野古の海にも陸にも新たな基地は造らせない」という公約を掲げ、2010年１月、市民の負託を得て市長に当選いたしました。」との選挙公約に関する記述があったことから、政治的お立場からの御意見も含まれているのではないかと表現したものであります。

なお、法令に基づき県の定めた審査基準の中には、政治的立場に係る審査項目はないことから、政治的立場の意見の部分については、事務的審査に反映することは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君）　知事の県政運営に当たっての所信についてという御質問の中の、県内の正規、非正規労働者の人数、比率についてという御質問にお答えをいたします。

総務省の「平成24年就業構造基本調査」によると、沖縄県の正規雇用者数は29万6000人で、正規雇用者の割合は55.5％、非正規雇用者数は23万7500人で、非正規雇用者の割合は44.5％となっております。

同じく、正規、非正規労働者の平均月収についてという御質問でございます。３の⑴と同じくウは関連しますので一括してお答えをいたします。

正規労働者と非正規労働者を区別した平均月収の数値はございませんので、総務省の「平成24年就業構造基本調査」で雇用者数を申し上げたいと思います。

同調査によりますと、県内の正規雇用者数29万6000人のうち、所得300万円未満が54％、人数で申しますと15万9800人、非正規雇用者数が23万7500人でございますが、所得の200万円未満について申し上げますと、このうち85.1％、20万2000人となっております。

このように正規雇用と非正規雇用の所得の格差は存在するわけでございますが、復帰後初となる１倍を超える新規求人倍率が12月、１月と続いておりますので、今後このような水準を継続していくことにより、徐々に非正規の賃金も上昇していくものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君）　知事の県政運営に当たっての所信についての御質問の中で、保育士の処遇改善策等についてお答えいたします。

県におきましては、保育士の処遇改善を図るため、保育士等処遇改善臨時特例事業による保育士の給与支給額の増加、正規雇用率の引き上げを目指す取り組み等を行っているほか、新年度予算案において、保育士の産休取得を支援するための経費を計上しているところであります。また、その他の保育士確保策として、修学資金の貸し付け、県保育士・保育所総合支援センターにおける潜在保育士の就労支援等を実施しているところです。

次に、北部地域の基幹的病院についてお答えいたします。

昨年３月に策定した沖縄県保健医療計画では、北部地域の安定した医師確保対策等を推進するため、基幹的病院の構想を含めた広範な議論を行うこととしております。このため、県においては、去る２月５日に当該地域の関係医療機関や市町村、琉球大学、県医師会等で構成する「北部地域における医療提供体制の確保に関する研究会」を設置したところであります。同研究会においては、各関係者の役割を踏まえつつ、医師確保や医療提供体制に係る課題及び対策等について意見交換を進めていくこととしております。

県としましては、平成26年中をめどにこれらの意見を取りまとめ、今後の具体的な方向性を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　県職員の旅行等、出張時における文書処理規定についての中で、旅行命令簿及び復命書について、４の⑴及び⑵、⑶は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

職員への旅行命令は、沖縄県職員の旅費に関する条例第４条第４項の規定により、原則として旅行命令権者が職員に旅行命令簿を提示することにより行うこととされております。

旅行命令簿の様式は、沖縄県職員の旅費支給規則第５条で定められており、旅行者の職氏名、旅行期間、用務地及び用務内容等を記載することとされております。

また、出張後の復命については、沖縄県職員服務規程第22条の規定に基づき、上司に随行した場合または軽易な事項を除き、その概要を口答で所属長に報告するとともに、速やかに復命書を作成して提出しなければならないこととされております。

なお、旅行命令簿及び復命書については、沖縄県文書編集保存規程第６条の規定に基づき、３年間保存することとされております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので新田宜明君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時45分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

新田宜明君の再質問を行います。

新田宜明君。

○新田　宜明君　まず初めに、昨年、知事が12月27日に辺野古の埋立承認を発表される前なんですけれども、私ども野党議員はぜひ知事にお会いをして、きちんと承認に至った経緯やその内容について伺いたいということで知事公舎に赴きました。非常に寒かったですね。あのとき腰痛持ちの同僚の議員もいたし、また狩俣議員は足がちょっと不自由なものですから、守衛室から椅子を借りてあの寒風の中、門の前に長い間座って知事に面会を求めたんですが、なかなかその許可なりが出てこなかったと。県職員やガードマンだとか県警の皆さんが知事公舎をガードしていて私らも一歩も入れないと、こういうふうな状況があったんですけれども、私は思いましたね、知事は総理に140万県民の代表としてお礼を申し上げるということで、これも礼儀だということをおっしゃっていましたけれども、やはり私ども反対の主張のある者に対してもきちっと向き合って、それは自分の考えをはっきりと説明すべきじゃないかなと、私はそういうふうに思っているんです。あのときの知事の、何カ月かたっておりますけれども、今振り返ったときにどういうふうに思っていらっしゃるのか、その感想を少しお述べいただきたいと思います。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後３時49分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今、議員がおっしゃったとおりであったというのは、後々、実は職員からも聞きました。確かに12月末の寒い時期に先生方とお目にかかれなかったということは、まことに私としても申しわけないと思っております。これまでは、私は別に与野党の先生方区別なくいろんな形でお目にかかりお話も伺ってやってきたつもりです。27日でしたか、そういうことで寒い中でお待たせしてお会いできなかったということについては、まことに申しわけないと思います。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　それではワシントンＤＣでのシンポジウムの中で、当時、日米両政府が取り決めた辺野古移設案は、「単なる紙の計画」だというふうに知事は主張されておりましたですね。それは間違いないです

か。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩いいですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後３時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 単なる紙のと話をしたかどうかがちょっと定かでないんですが、これちょっと議事録見させていただきますが、基本的に日米両政府が何年か前にでしょうか、基本を決めて、しかしなかなかこれが実行に移せないというのは、やはり計画そのものが古いか、それなりに欠点があるんじゃないかというようなことを含めた意味で申し上げた記憶はあります。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田　宜明君 そのときにも要するにこの辺野古の埋立案は紙の計画だというふうに知事はおっしゃっておりました。しかしながら、そのまた議論のあるいは話の中で、政治的に解決しようとすれば一発で解決できるなどという発言も飛び出しているんですね。あれから推測すると、今回私どもなかなか理解しにくい普天間飛行場の５年以内の運用停止というものと辺野古の埋立承認という複雑なこのトリックというんでしょうか、この論理、論理づけ、これも知事が考えた政治的な判断なんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そもそもこの辺野古に日米両政府が発表して、どうしてもあそこだとこう言っている案というのは､大分長い時間がたっておりますし､政治的にとそのとき申し上げたのは､それぞれ両政府､日本政府もアメリカ政府も外務省、国務省、それから国防省、防衛省も含めてかなり事務的、技術的なメンバーが前線に出ていて、彼らの意見がかなり強かったのでないか。ですから、それを両国の政治的な立場ないしは政治家が調整をすれば、沖縄の気持ちも酌んで解決が早いのではないかとこういうことを私考えておりましたから、そういう趣旨を述べたことはあったと思います。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田　宜明君 すると、沖縄の基地問題というのは非常に複雑であると。行政のトップとして知事は選択肢を狭めてはいけないと、多くのオプションを持たないといけないというふうに議会でもこの場でもおっしゃっておりますけれども、そういった行政のトップとして知事としていろんな選択肢を考えた末に今回の辺野古の埋立承認に至ったと。要するに、今回の埋立承認はなかなか普通の私どもには二律背反する理屈じゃないかなと。そうであるがゆえにこの問題についてしつこく知事に質問をしているわけなんですけれども、その辺はなぜそういうふうになったのかなと、これがずっと疑問ですね。要するに辺野古は難しいですよと、向こうに基地をつくろうとしたらいろんな困難が伴うということが一変して辺野古承認に至ったと。例えば公有水面埋立法という本当に純粋な法律論だけで承認したのかなと、これもまた疑問があるわけですよね。どちらも疑問あるわけですよ。これについてきちっとやっぱり説明されていないから私どもはなかなか納得し切れないわけですよね。この辺をもう少しわかりやすく説明いただけませんか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時54分休憩

午後３時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今度の埋立法に承認申請を政府がしてきたということ、しかもアセスもちゃんと資料を整えて正式に申請をしてきたと。これについてはやはりきちっと法律にのっとって判断せざるを得ないと、こういうことです。ですから、これできちっと判断した結果、これは承認ということに結論を出したわけです。

そして無論、代替施設全体をもし受け入れる県が今現在間に合って受け入れてくれて、政府もそれを了解するんであれば一挙両得というか非常にいい形でおさまったであろうと思うんですが、ただ、本土の情勢というのは無論ＫＣ130を受け入れるようになってくださった県であるとか、いろいろありますし、沖縄の基地問題の解決に手を差し伸べようという県も徐々に出始めていると思いますが、まだまだ代替施設を丸ごと受け入れるというところまではいっていないと思うんです。ですから、政府としてもいろいろ今、水面下でといいますか、いろんな形でいろんなことを接触したり相談したりはしているだろうと想像できるんですが､まだ丸ごと基地を受け入れるというところまでは､成熟というか熟していないという実感、感じがございます。

そういうことですから、日米両政府もこの際、一日も早い危険性の除去というのがもともと普天間基地の移設の原点ですから、やっぱりそれを実現するためにも彼らとしてもこの公有水面埋立法に基づく申請の資

料をきちっとつくって出してきて、それに対しては我々もきちっと法律に基づいて承認をしたと、こういうことになっておりまして、ですから、結果としてはやっぱりこの辺野古というのも普天間の一日も早い危険性の除去、そして宜野湾市の人々をその苦痛から解放する、不安から解放する。そしてあとは閉鎖、返還、跡利用とこういうのにつなげていくためにも政府のこの申請、それでその結果というのは、一つの結果でもあり今となっては選択肢であるとも思います。ですが、一日も早い危険性の除去というところがどっちにしろ9.5年以上もかかるようではだめだということで、これはこれで私の公約のこれはほんちゃんでありますから、これはこれで５年以内ということで私は要求をし、総理も共感をして対応していただいていると、こういうふうに思っているわけです。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　新聞報道によりますと……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に願います。

○新田　宜明君　新聞報道によりますと、アメリカの上院軍事委員会レビン委員長の軍事委員会なんですが、去年の８月の前半に沖縄県が普天間飛行場に関連する複数の交渉条件を提示しているという情報が日本側から提供されたと。そして、常識で考えても埋め立てを承認しないなら条件は不要である。条件をつけて交渉するということは、承認を前提としているんだと解釈したというふうにアメリカの側でそういうのが報道されているんですよ。この事実はありますか、昨年の８月前半。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　レビン委員長がそのような印象を持ったという報道は読みました。ただ、それが事実であるのか、実際のところレビン委員長の発言がどういう事実に基づいているものかにつきましては、私どももいろんなソースを探しておりますけれども、今、確証はございません。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　それはあくまでも報道ですから、皆さんはどういうふうにそれはコメントするかは別にしても、私どもはやっぱりその辺はちゃんと伏線がしかれていただろうというふうにしか推測できません。

　そこで土木建築部長、名護市長の意見についてですけれども、市長のあの意見は皆さんの諮問に対して答申したんですよ。ちゃんとやっぱり学識経験者だとか市民からのアンケートだとか、議会の議決を得てやった意見に対して、何で部長は、政治的立場からこういう意見が出ているんだというこういうことを言えますか。おかしいんじゃないですか。ちょっとやっぱりこれは取り下げたほうがいいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほどお答えをしたところの中で、名護市長の意見というのは、その前段で選挙に勝って当選しましたというようなコメントがございます。そして最後の部分で、埋立申請を承認しないようにというようなところで終わっております。そしてまた、その意見は３つで構成されておりまして、そういう部分と、埋め立ての承認基準に関しての意見がございます。そして、最後に市民アンケートの結果を載せているということでございます。

　私どもは、その名護市長の意見は、法律に基づいて提出されたものでありますし、その承認基準に関する部分については、改めて沖縄防衛局に見解を求めております。

　ただしその市民アンケートにつきましては、特段、防衛には聞いておりませんけれども、そういう私どもの審査基準に乗るようなものについてはそれなりの対応をしたというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　私はこの意見の中身が大事であって、それは市長は政治家でもありますから、あるいは選挙の公約で陸にも海にもつくらせないというちゃんと主張をして、それで信任を受けて市長に当選しているわけですから、そういう付言があったにしても別にそれは皆さんがこれに対して何らその意見の評価をおとしめるようなこういう発言は、行政マンとして僕は慎むべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　名護市長の評価をおとしめるような発言は、私はしていないつもりでございます。名護市長の意見にはそういった市長さんの考えとか、あるいは承認基準に対する名護市のお考えとか、市民のアンケートの結果とかそういうものがあったということの中で、私どものつくっているその審査基準の中にはそういう名護市長さんが、陸にも海にも基地をつくらせないという部分を審査する項目がないということを申し上げたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　これは百条委員会もまだありますから、そこで徹底してこの議論を尽くしてほしいと思っております。

　ちょっと質問を変えさせていただきたいんですけれ

ども、本土の月刊誌だとかあるいは週刊誌等で、沖縄のカジノの問題がよく取り沙汰されて載っております。例えばこの「選択」という月刊誌には（資料を掲示）「沖縄「内定」東京「未定」の舞台裏」、「カジノ利権をしゃぶる政治家」ということで、「取り沙汰される元知事の名前」という小見出しで、「辺野古移設で配られる最大のアメはカジノ建設だ」と、そして、「地元選出への国会議員への根回しも終わっている。昨年11月25日」のことですが、東京の自民党本部で幹事長の石破茂は５人の沖縄県選出議員と会談し辺野古移設容認を求めた。その後、５議員を引き連れて会見を行ったが、石破の横に並んだ沖縄選出議員には、この時点でカジノ内定が伝えられていたというふうに、これは全国誌の政治部記者が発言したものとして書かれているんですね。

それから、「現代ビジネス」という、これも週刊誌なんですけれども（資料を掲示） この中にもそれに関連するような記述があるんですよ。ちょっと紹介させていただけますか。恐らくこれは12月21日の会期末の後ですね、そして24日に閣議決定される2014年度政府予算案の沖縄振興予算の中身を精査した上で仲井眞知事は、辺野古沿岸部埋立許可を発表するのではないかというふうに、これは「現代ビジネス」という雑誌に書かれています。「関心が集まっているのは当該の名護市など沖縄本島北部地域の振興である。具体的には、カジノ設置構想だ。2020年の東京五輪開催を控え、将来、普天間飛行場の完全移設が実現した場合、その跡地に統合型リゾートを建設する」というものであると、「そこで急浮上してきたのが、中南部のキャンプ・キンザー（浦添市）に取り合えずカジノ併設ホテルを建設するという計画である。」というふうなことが、この辺野古とカジノがリンクしている。あるいは沖縄振興の中身を精査した上で、仲井眞知事は辺野古の埋立承認をするだろうというふうな記事が載っていますけれども、こういったことについて全く何の根拠もない、あるいはそういった裏づけになるような発言をしたことはないということをここで確認できますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） カジノとか統合リゾートについては、沖縄はある意味で日本復帰の前後からずっと研究をしてきていますよね。ですから、沖縄のほうがよく知っていると思うんです。ただ、ヤマトではどういう感じかよくわかりません。このカジノというのがヤマトの人たちはどんなふうにイメージしているのかが、意外に誇大なこの感覚を持っている人たちもいるようです。

私は、このカジノとか統合リゾート、次の観光のステージの中にはおさまりやすいんじゃないかと思っておりますが、ただこれが何といいますか、沖縄で一つつくれるかどうか。そして、これ自身は大変なビジネスでもあるし失敗もあり得るらしいです。ですから、こういうものがヤマトの人々がいろんな雑誌、その他で自分たちの研究のレベル、内容いろいろあると思うんですが、えらい拡大して考えている方々もおられますし、何か物すごいお金もうけの何かになるかもしらんと考えている人もおられるようで、いろんな人がいろんなことを言う世界になっているとは思いますよ。ですが、この沖縄の中では県でもいろいろ研究しているんですが、どれぐらいのサイズでどんなビジネスがどんなふうに一体可能なのかというのはまだ研究途上です。ですが、東京やヤマトの人たちが考えているほどバラ色のものになり得るのかならんのかも含めて、まだまだ研究中です。

ですからこれと何かをいろいろ関連づけるというのは、全くこの勝手な個人のイマジネーションにすぎないと思いますよ。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田　宜明君 知事がこのオプション、行政の選択肢を狭めないという、こういう発想の中に振興策、一括交付金、今後７年間の3000億台の約束だとかさまざまな基地にかかわる４項目の約束などなど含めてこういったのが知事の中にはあって、結局はやっぱり振興策とリンクしているんじゃないかというふうに疑われる節があるように思います。

ちょっと質問を変えさせていただきますが、12月19日に総理大臣とお二人で面談されていますけれども、秘書課のほうではこの面談概要については全く空白なんです。それは個別の会談なんで何もここに記載する必要はないと思うんですけれども、12月19日総理官邸で、たったの５分間ですけれども総理とお会いしていますが、そのときの記憶ございますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってくださいね。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時10分休憩

午後４時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 12月19日はＯＩＳＴ、科学技術大学院大学をもう少し研究費もそれから規模も拡大してくれという県民大会がたしかその前後で開かれて、そして皆さん上京してこられて10人ぐらいでしたか代表で、一緒になって総理に面談をしました。そし

て、もっともっと研究者の数を、今、50ＰＩとなっているんですが300ぐらいにしないとなかなかカルテック並みのものができにくい。ですから、次はそういうステージに入ろうということで要請をしました。そして研究費も今の約100億前後からその倍の200億前後に拡大してくれと。こちらのほうは今度実現できているようですが、主要な研究者を６倍に広げるというあたりがもう少し研究しようという結果になっております。

そういう会合で総理にお会いし、そして皆さんが引き揚げるときに、四、五分でしたか五、六分でしたか総理と２人でいろんな話をしたことがあります。そこのことを言っておられるんでしょうかね。その中身というのは、別にまたマル秘でも何でもありません。腰が痛いのにいろいろ大勢で来て、お疲れさんというような感じの雑談でございます。

○議長（喜納昌春君）　時間です。

○新田　宜明君　最後に総務部長、出張復命書、ぜひ後ほどコピーでも提供お願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（小橋川健二君）　復命書については、出張した職員は帰庁したら直ちに口頭で報告をし、それからその後、復命書を出しなさいというのが規定でございますが、例外として、上司と出張した場合、あるいは軽易な事柄である場合には復命書は要しませんということであります。

これの判断については、それぞれの出張ごとにそれぞれの所属で判断をしておるわけでございます。ですから、あるものを出さないとかということではないというふうに理解しておりますが。

○新田　宜明君　後でまた……。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子です。

一般質問を行います。

まず１、知事の政治姿勢について。

仲井眞知事は、辺野古に新基地を建設するための公有水面埋立法を承認した。沖縄県民の総意を踏みにじり、「県外移設」というみずからの公約にも背くものであり、断じて容認できない。知事は辞任すべきです。

名護市長選挙は、辺野古の海にも陸にも基地をつくらせないとする稲嶺市長が圧勝いたしました。選挙結果は新基地建設反対の名護市民の意思を明確に示したものであります。知事は、この結果をどう認識されますか。民意を受けとめて埋立承認を取り消すべきではありませんか。

公有水面埋立承認申請に環境生活部が提出した意見では、生活環境及び自然環境の保全について不明な点があり、懸念が払拭できないと結論づけています。しかし、その後、県は公有水面埋立法第４条第１項第１号から第６号に定められている承認基準について、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられており、基準に適合していないとはいえないと結論づけています。公有水面埋立法第４条第１項第２号の埋立免許の「十分配慮」とは、問題の状況及び影響を把握した上で、これに対する措置が適正に講じられているということであり、本埋立環境に十分配慮されたとは到底言えません。公有水面埋立承認は不当であり、取り消すべきであります。

米軍機の運用に伴う騒音について、滑走路をＶ字型に配置し、飛行ルートを海側に設置するから影響は低減できると説明していますが、現在でもオスプレイは、沖縄県の調査でも日米合同委員会で合意された安全基準も全く守られず、学校、病院の上空を飛び回っていることが明らかになっています。海上に設置した飛行ルートが守られる保証はありますか。

百条委員会の参考人質疑で宮城邦治環境影響評価審査会会長は、「ヤンバルの自然は世界的に非常に貴重である。埋め立ては、自然環境の保全と相反する事業であり、一度埋め立てが実施されると再現できない沖縄の豊かな環境の消失となる。防衛局の調査で保全対策の妙薬とは言いがたい。環境保全は不可能」と証言しています。環境保全を可能と判断した根拠を示してください。

大量の埋立土砂による外来種の混入の危険性について、百条委員会の参考人質疑で宮城邦治環境影響評価審査会会長は、「生物多様性を保護する観点からして、外来種の混入を防ぐのは大変困難だ」。防衛局の監視委員会についても、「これまでの他の事業でも100％対策がとられたケースは少ない。十分な対策がとれるかはかなり疑問である」と証言しています。県は何をもって十分な対策が講じられると判断したのか、その根拠を示してください。

仲井眞知事が安倍首相との政策協議会で埋立承認の条件とした４項目は、辺野古への新基地建設という負担強化を前提にしたものです。しかも、普天間の問題でもオスプレイ、日米地位協定、環境問題でも実現性が伴う保証はありません。担保措置はあるのですか。

県は、11月12日の中間報告で、「地元の理解が得られない移設案を実現することは不可能」、「生活環境及

び自然環境の保全を図ることは不可能」となっていたのが、なぜ辺野古移設に回帰し埋立承認になったのか。知事は県民に納得いく説明を果たすべきです。

介護保険制度について。

安倍政権は、介護保険の大改悪を含む「医療・介護総合推進法案」を提出しました。介護保険では「要支援１・２」と認定された高齢者を介護サービスの対象から切り離し、介護サービスの利用料を１割から２割に引き上げ、「要介護１・２」の認定者を特養ホームから切り捨てるものであります。

介護から排除された人たちの生きる権利さえ奪いかねない介護保険制度の改悪は許されません。撤回を要求すべきであります。

介護サービスから除外される「要支援１・２」と認定された高齢者は県内に何名いますか。特別養護老人ホームに入所している「要介護１・２」の認定者数、入所待機者数はそれぞれ何名ですか。

介護サービスの利用料が年金収入280万以上になると１割から２割に引き上げられた場合、65歳以上高齢者の該当者数、負担総額は幾らになりますか。

沖縄県の第１号、２号被保険者の１人当たり月額保険料の推移、全国との比較について伺います。

県は、独自の支援策を実施して介護保険料の引き下げと減免制度をつくることについて伺います。

後期高齢者医療制度について。

高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる後期高齢者医療制度は廃止すべきです。

沖縄県１人当たりの平均保険料額と全国との比較について伺います。

普通徴収の保険料滞納件数、滞納額について伺います。

短期保険証の発行件数、保険証の未交付件数。

短期保険証の発行を中止し、高齢者に無条件で４年間有効の保険証を発行すること。

滞納のため資産を差し押さえた件数。

県独自の保険料の減額、免除制度の実施について伺います。

４、年金改悪について。

安倍政権は、多くの国民の反対を押し切って昨年の10月から「年金の2.5％削減」実施を強行しました。断じて容認できません。年金がこれ以上減ったら暮らしていけない、これから先のことを考えると目の前が真っ暗、高齢者の悲痛な訴えが広がっています。全国で11万7000件、全県で619件の年金削減撤回を求める不服審査請求も起きています。沖縄県内の高齢者は年金支給制度の施行が大幅におくれたため、無年金者、低年金者が全国平均の３倍強もいます。その生活実態は一層深刻です。

知事は、この事態をどう認識していますか。年金削減を中止するよう国に求めるべきではありませんか。

県内の老齢年金の平均額、無年金者数、2.5％削減による年金減少額について伺います。

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）について。

甘利明ＴＰＰ担当大臣は、牛肉、豚肉など重要５項目も対象に関税引き下げなどの譲歩案を提示する考えを表明しています。「守るべきは守る」と言ってきた安倍内閣の公約違反は許されない。ＴＰＰ交渉から直ちに撤退するよう要求すべきです。牛肉、豚肉の関税引き下げによる沖縄の畜産業への影響額について伺います。

６、不発弾、未使用弾の実態調査と対策について。

糸満市喜屋武で米国製１トン級の不発弾が発見されました。不発弾、未使用弾の実態調査と早期処理撤去について伺います。

住宅等の民間工事への補助申請件数、実績、補助対策の拡充について伺います。

沖縄県不発弾対策条例を制定することについて伺います。

７、県は、中国からの観光客誘致に力を入れているが、中国で鳥インフルエンザウイルス感染による死者もふえているが、その防御体制は万全か。

県漁連卸売市場の糸満漁港への早期移転について伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城ノブ子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、埋立承認についての御質問にお答えいたします。

埋立承認申請につきましては、関係法規にのっとり審査を行い、承認を行いました。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。私の公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、同飛行場の５年以内運用停止を求めたところであり、公約を貫いております。この５年以内運用停止のためには県外移設がさらに必要であり、政府に設置されました普天間飛行場負担軽減推進会議において、あらゆる方策を追求するよう強く求めてまいります。

次に、鳥インフルエンザウイルス感染についての御質問の中で、鳥インフルエンザの防御体制についての御質問にお答えいたします。

鳥インフルエンザ対策として、国においては、国内への侵入を防ぐため、空港等での検疫監視体制を強化いたしております。

沖縄県におきましては、県内で患者が発生した場合に備え、医療機関等との連携による万全の検査及び診療体制を整備いたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） ＴＰＰ（環太平洋連携協定）に関する御質問の中で、ＴＰＰ交渉による影響と県の対応についてお答えをしたいと思います。

ＴＰＰ交渉については、今月２月22日から25日まで、シンガポールにおいてＴＰＰ閣僚会合が開催されましたが、農産物の関税分野において合意に至っていないという状況にあります。しかしながら、今後の交渉についても、農産物の自由化を強く求められることが予想されることから、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。重要５品目の関税の検討について、政府は内容を明らかにしておりませんが、仮に本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛などの関税が譲歩された場合、本県農林水産業へ極めて大きな影響があるものと懸念しております。

県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう必要な対策について適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中で、名護市長選挙の結果と承認取り消しについてお答えいたします。

名護市長選挙の結果については、名護市民の御判断と受けとめております。なお、法律上、基準に適合している申請について承認を取り消すことは、行政機関としてできないものと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、埋立承認の取り消しについてお答えします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり手続及び審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、十分に配慮していることから承認基準に適合していると判断し、承認したものであり、取り消すことは考えておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢についての中で、米軍機の飛行ルートについてお答えします。

申請書では、航空機騒音に係る環境保全措置として、航空機騒音の環境監視調査を実施し、対策を要する場合には専門家等の指導助言を得て必要な措置を検討し、米軍が環境保全措置を理解し運用するよう要請し、十分に調整を行うとの記載があることから、航空機騒音対策については、事業者において適切に対応されるものと考えております。また、これらのことを担保するため、承認書に添付した留意事項において、供用後の環境保全対策等について国・県・関係市町村長等を構成員とする協議会等を設置し、航空機騒音など環境保全上の問題等が生じまたは生じるおそれがある場合に改善対策を米軍と協議することを求めております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、環境保全に係る判断についての御質問にお答えいたします。

昨年11月29日に環境生活部から、「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がありました。環境生活部では、当該意見の提出に当たって、沖縄県環境影響評価審査会の委員から個別に意見を聞いた上で意見を取りまとめたと聞いており、部としての最終見解であると認識しております。それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について、法令に基づき県が定めた基準に基づいて審査いたしました。その結果、事業者は、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら、必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に全て適合すると判断いたしました。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、外来生物の環境保全対策についての御質問にお答えいたします。

申請書では、「埋立土砂の供給元などの詳細を決定する段階で、生態系に対する影響を及ぼさない材料を選定する」、「検討にあたっては専門家の助言を得る」、「造成後、現地モニタリング調査を行う」などの記載があり、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられていることから、公有水面埋立法に定める基準に適合しているものと判断いたしました。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、中間報告と埋立承認に係る経緯についての御質問にお答えいたします。

11月12日の中間報告は、審査の途中段階での作業状況について知事へ報告したものであります。その際、審査が終了していない事項についてはこれまでの県の主張などを記載したものであり、審査結果を記載したものではありません。その後、法令に基づき県の定めた基準について審査した結果、基準に適合していることから最終的には知事が承認の判断をしたものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、基地負担軽減策４項目についてお答えいたします。

基地負担の軽減については、これまでも繰り返し政府に要請してきましたが、12月17日の沖縄政策協議会においては、県民への影響が特に大きく、かつ喫緊に解決する必要がある４項目に絞り、政府に対し要請を行いました。したがって、これまでの要請の趣旨に沿ったもので、承認のための条件ではありません。なお、去る２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。同会議には作業部会の設置が予定されており、同飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて具体的に取り組むこととなっております。

次に、不発弾、未使用弾の実態調査と対策についての御質問の中で、実態調査と早期処理撤去についてお答えいたします。

不発弾、未使用弾の実態調査については、平成元年度から３年度にかけて埋没調査を実施し、その調査結果に基づき不発弾探査を実施してまいりました。県内には、今なお約2100トンの不発弾が埋没していると推定されることから、引き続き不発弾の情報収集に取り組み、磁気探査の加速化、効率化に取り組んでまいります。

次に、住宅等への民間工事の補助申請件数、実績、補助対策の拡充についてお答えいたします。

住宅等の民間工事に係る磁気探査については、平成25年度から沖縄県が事業主体となって実施しており、全ての市町村の住民が活用できるものとなっております。本年２月21日現在、17市町村において補助申請件数は87件、実績額は約２億9000万円となっております。同事業については、一般県民への周知・啓発が課題であり、県としましては、引き続き県や市町村広報誌、地元新聞への広報掲載、各種団体への協力依頼、広報用リーフレットの配布等により、県民に対する周知・啓発を図ることとしております。

次に、沖縄県不発弾対策条例を制定することについてお答えいたします。

不発弾処理については、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。したがいまして、一義的に国の事務として、現在、自衛隊や沖縄総合事務局など国の責任のもと、市町村や関係機関が協力・連携して処理を実施しているところです。不発弾に関する条例の制定については、自衛隊、沖縄総合事務局など多くの機関がかかわることから、条例の趣旨や関係法令等との整合性、条文の内容などを慎重に検討する必要があると考えております。同条例については、議員提案条例として検討されていると承知しており、執行部としても協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 介護保険制度についての御質問の中で、介護保険制度の改正に係る県の見解についてお答えいたします。２の⑴と２の⑵は関連しますので一括してお答えいたします。

今国会に提出されている介護保険法の改正については、社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築とともに、制度の持続可能性を高める観点から法律案を提出しているものと理解しております。

次に、要支援の認定者数及び特別養護老人ホームに入所している要介護１・２の認定者数等についてお答えいたします。

平成24年３月末時点における本県の要支援認定１・２の方は１万1957人であります。なお、改正後も要支援者に必要なサービスは、介護保険制度内で提供されることとなっております。また、平成24年10月末時点における特別養護老人ホーム入所者のうち、要介護認定１・２の方は267人、同時点における入所待機者のうち、要介護認定１・２の方は860人であります。

次に、介護利用料自己負担が２割に引き上げられた場合の該当者数の負担総額についてお答えいたします。

県内の65歳以上被保険者は、平成25年４月１日現在約25万3000人で、そのうち年金収入280万円以上に相

当する公的年金等控除を差し引いた合計所得金額が160万円以上の被保険者数は約４万3000人であります。利用料引き上げ後の負担額については、所得別に統計がとられていないことから推計することは困難であります。

次に、介護保険料の推移と全国との比較についてお答えいたします。

平成25年度における県内の第１号被保険者の平均保険料は月額5880円で、全国平均の4972円と比較しますと908円高くなっております。制度創設当初の平成12年度の平均保険料3618円と比較しますと2262円ふえ、約1.6倍となっております。また、第２号被保険者に係る保険料については、厚生労働省告示により全国一律の１人当たり負担見込み額が定められております。平成26年度は月額5273円となっており、平成12年度の１人当たり負担見込み額2410円と比較しますと2863円ふえ、約２倍となっております。

次に、介護保険料の軽減に対する県独自の支援策についてお答えいたします。

介護保険は、介護を国民みんなで支え合うという理念に基づき全国一律の制度として運用されており、介護費用は、保険料と、国・県・市町村の公費負担も含めてそれぞれの負担割合が定められ、県も規定に基づく負担をしております。第１号被保険者の保険料については所得段階別に定められて、低所得者に対しては負担軽減が図られているところであり、県が独自の支援等を行うことは適当でないと考えております。なお、今国会に提出されている介護保険法の改正案においては、現行の低所得者の保険料軽減が拡充されることとなっております。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問にお答えいたします。

昨年８月にまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書で、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としつつ必要な改善を行うことが適当であるとされております。また、12月に成立した社会保障制度改革プログラム法において、医療保険制度改正の実施状況を踏まえ、必要に応じ見直しに向けた検討を行うこととされているところであります。

県としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、必要に応じて全国知事会等と連携し対応してまいりたいと考えております。

同じく後期高齢者医療制度についての御質問の中で、平均保険料額等についてお答えいたします。３の⑵、３の⑶、３の⑷、３の⑹については関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合によりますと、平成24・25年度の本県の１人当たり平均保険料は、年間で５万6220円で、全国の６万6732円と比較しますと１万512円低くなっております。平成25年６月１日現在における滞納者は、速報値で3667人、滞納額は１億8547万7000円となっております。平成25年12月末現在における短期被保険者証発行者数は333人、未交付件数は384件となっております。平成24年度の差し押さえの件数は４件となっております。

次に、４年間有効の保険証の交付についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、加入する被保険者が納める保険料を主要な財源として運営されております。このため、滞納者へは納付相談の機会を設ける観点から短期証を交付しているものであり、保険料の納付状況にかかわりなく一律に４年間有効の保険証を交付することは、保険財政を安定的に運営していく上で厳しいものと考えております。

次に、県独自の保険料の減額等についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の低所得者に対する保険料は、県と市町村で負担する法定軽減分と国の特例措置により、最大で９割の軽減が実施されております。県は、保険料の法定軽減に必要な財源の４分の３を負担しており、25年度の負担額は20億3576万5000円となっております。このようなことから、県独自の保険料の減免策を実施する予定はありません。

次に、年金削減についての御質問にお答えいたします。

国においては、現役世代の将来の年金額の確保及び世代間の公平を図る観点から、平成25年度から平成27年度の３年間で今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることとしております。

県としましては、公的年金制度は県民生活に不可欠な制度であると認識しており、財政的に持続可能な年金制度の確立に向けた国の取り組みを注視してまいりたいと考えております。

次に、県内の老齢年金の平均額及び無年金者数等についての御質問にお答えいたします。

厚生労働省が公表している平成24年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によりますと、本県の厚生年金保険老齢年金の平均月額は12万9618円となっており、国民年金老齢年金の平均月額は５万2738円となっております。また、同省が３年ごとに実施している公的年金加入状況等調査によりますと、本県の無年金者

は、平成22年調査で１万6000人と推計されております。2.5％削減による年金減少額については、国が試算したところによると、平成24年４月現在、基礎年金月額６万5541円を受給している人が３年間で1675円、同じく厚生年金23万940円を受給している人が5900円の減額が見込まれております。県内の減少額について厚生労働省に照会したところ、把握していないとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　県漁連市場の糸満漁港への早期移転についての御質問についてお答えいたします。

沖縄県漁連等で構成する泊魚市場有限責任事業組合が運営する泊魚市場は、施設の老朽化等が進んでおり、また、用地が狭隘であるため、駐車場や一次加工施設等の設置が難しい状況にあります。そのため、県としましては、水産業の中心的・拠点的役割を担う漁港として位置づけられている糸満漁港への早期移転に向けて市場関係者と調整を進めてきました。この結果、昨年10月の沖縄県漁連理事会において、市場移転について前向きに検討していくことが確認されるとともに、生産者団体及び流通団体においても、泊魚市場の早期移転に関する機運が高まっております。

県としましては、糸満漁港への市場関連施設の設置に向け基本設計に取り組むとともに、市場関係者による「沖縄県水産物市場流通対策協議会」を開催し、早期移転に向けた合意形成を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　再質問を行います。

知事の政治姿勢についての公有水面埋め立てについて質問をいたします。

12月23日に知事は菅官房長官と会ったときに、百条委員会では埋立承認問題は話し合っていないという証言でしたけれども、渡久地議員の代表質問の答弁に、４項目の負担軽減策や振興策については話し合ったということでありますけれども、その内容について具体的に説明してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時49分休憩

午後４時51分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　12月22日に菅官房長官と話し合ったこの４項目と負担軽減策や振興策についての具体的な内容について御説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時51分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　12月22日、菅官房長官とお会いしたときには、無論これはいろんな話を、ああいうお忙しい方とお会いするというのはなかなか実際は難しいもので、短い時間でいろんなお話を無論やりますよ。そういう中で、振興策は文字どおり予算の総額確保の話であるとか、振興期間中の予算を3000億円台で確保してもらいたいとか、あとは滑走路の予算は枠外にしてもらいたいとか、そういうこととか、それから鉄軌道の話とかＯＩＳＴの話の予算の確保と300ＰＩとか鉄軌道の話、ＩＲの話もしましたかね――などなど要するに懸案事項をなるべくこういうお偉い人に会うときには話を出しますよ。そういう中で特に17日に政策協議会をやった、出したものを中心に、それから基地については今の５年以内の運用停止であるとか、キャンプ・キンザーの話であるとか、地位協定の話であるとか、オスプレイの話とかそういうことを中心に17日に出しましたが、どんなぐあいで進行しているのか、していないのか、どんなふうに受けとめておられるのかなどなど、やりとりをした記憶があります。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　知事は、菅官房長官との密談後に12月25日に総理と会談を行って、知事が求めた要望への回答を得て、驚くべき立派な内容を提示していただいたと、お礼を申し上げると、首相の回答を高く評価しているわけです。さらに、首相の気持ちを胸に受けとめて埋め立ての承認、不承認を決めると説明をしております。これは明らかに４項目と振興策が埋立承認の判断になったということではありませんか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　官房長官殿とお話するときにはいろんな話をしますよ。そういうときに、これが条件になったんじゃないかとか、これが承認のベースになったのではないかというのは、議員がどういうお考えをされるかは御自由ですが、そういうことはありません。承認、不承認とまだ決めてないんですから。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　11月12日の中間報告で、移設案を実現することは不可能、環境保全は不可能となって

いたのが、なぜ一転して埋立承認になったのか、県民は納得していないんです。百条委員会の証言でも重要な案件を審議するのに記録やメモがない。承認に至るこの経過の中で、知事は政府要人と会っているにもかかわらず、最初はそれを否定し、一転して菅官房長官と会ったことを認めている等、疑問や疑惑が払拭できないということなんですよ。そして、安倍総理との会談で、知事は菅官房長官と会った後に、驚くべき立派な内容を提示していただいた、お礼を申し上げると高く評価をして、埋立承認、不承認を決めるというこの流れになっているわけですよ。これは明らかに４項目と振興策が埋立承認の判断になったと考えるのが普通じゃないですか。知事はそれを認めないということなんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　それを認めません。ですからずっと申し上げているように、承認、不承認というのは、きちっと何カ月にもわたって事務方が分厚い資料をチェックして、最終的に私の責任において判断するものです。何度も申し上げています。そして一方で予算要求であるとか基地問題であるとかというのは政府、特にああいう官房長官とはなかなかお会いできませんから、いろんなことをお願いしたり、予算については12月の政府原案決定の前に――これは各県ですよ――いろんなことをお願いに行く。そういう流れの中であって、これは何も去年だけが初めてじゃありませんよ。これはずっと毎年これをやっているんですよ。そういうことですから、承認、不承認と一々結びつけてお考えになるのは少し考え過ぎだと思いますね。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　これはちょっとおかしいですよ、知事。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に願います。

○玉城　ノブ子さん　知事の発言なんですよ。知事が驚くべき立派な内容を提示していただいた、そしてこれを高く評価して、さらに首相の気持ちを胸に受けとめて埋め立ての承認、不承認を決めるということを言っているわけですよ。知事が言ったんですよ、そこで。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。（発言する者あり）

静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君）　ですから、驚くべき内容だったから驚くべき立派な内容だと申し上げたんですよ。それがどこでどうこんがらがってくるんですか。そう驚くべき内容だということで評価したわけです、高く高く。それだけの話です。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　答弁してないですよ、これ今。答弁してませんよ。驚くべき内容、しかしそれを首相の気持ちを胸に受けとめて埋め立ての承認、不承認を判断すると、決めるということを説明しているわけですよ、知事が。

○議長（喜納昌春君）　休憩中じゃないですよ。質問を続けてください。

○知事（仲井眞弘多君）　質問の意味が大体わかりました。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　承認、不承認、つまり承認とも不承認ともまだ決めてないんですから、そういうものはこれからだということを言っているだけで、何もそれでもってどうこうするという話ではありませんよ。驚くべき内容の結果を示してくれてありがとうです。これはこれで終わりです。そして承認、不承認は別だと前から申し上げているじゃありませんか。何でこれをずっと一緒にするんですか。

○玉城　ノブ子さん　いや、休憩。首相の気持ちを受けとめてというところがここにあるわけですよ。

○議長（喜納昌春君）　質問を続けてください。

玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　そこには首相の気持ちを受けとめてというのがあるわけですよ。首相はどういうことを要求しているんですか。公有水面埋立法、承認しなさいということを要求しているわけですよ。それに対する説明として、知事はそれを受けとめて決めるということを言ったわけですよ。これは日本語的に言えばこれが承認の判断基準になっているというふうに受けとめるのは当然じゃないですか。県民はみんなそういうふうに受けとめているんですよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　質問中です。静粛に。質問は冷静にお願いします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後４時59分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これだけ立派な内容の振興策と基地問題への対応を示していただいて全く驚くべき内容でありがとうという意味です。総理が要求しているというのは、何を要求しているんですか。私は聞いたことありませんよ。そんなこと、どこか私の発言

なりに出ていますか。総理がいろんなことを、日本中の仕事をやっておられる中に、この沖縄についてあれをやってくれと私に言ったことは一つもありませんし、その話題にのせたこともありませんよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　この知事の話からすれば、これが承認条件になったということは、日本語的に言えばそういう理解にしかできないんですよ。ですから、知事はこれの答弁逃げていますけれども、これでは県民は納得しませんよ。県民はこれについておかしいというふうに思っているわけです。当然これは承認の条件になっているというふうに、この知事の話から受け取っているわけですよ。これで逃げてはいけないですよ。ちゃんと県民に対する説明責任を果たすべきです。これいいです。

４項目の負担軽減について質問いたします。

埋立承認の条件となった普天間基地の５年以内の運用停止について。

政府は国会答弁で、総理は５年以内の運用停止について米側から確約をとっているのかという質問に対して、アメリカなど相手があることだからと、確約がとれないということが明確になっているんですよ。米側は、普天間基地の閉鎖は新基地が運用可能となってから考えると。この間の問題は日本国内の問題であるというふうに言っているわけですよね。これは５年以内に運用停止の担保措置がないということではありませんか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今の御質問の中で２点ポイントがあったと思います。

これは条件かという話なんですが、これは再三答弁しているように、この４項目というのは埋立承認の条件ではありません。

２点目、担保ということでございますが、これは２月18日に負担軽減推進協議会ができて、これから作業部会でその具体的な内容が詰められていく段階でございます。したがいまして、日米交渉はまだ始まっておりませんが、政府は所要の関係閣僚と知事、さらに宜野湾市長まで含めたこの協議会を発足させたところでございます。また、総理の、相手のあることではありますがというのは、総理としてこれは日米交渉が必要であるという認識を示されたものだと、県としましては受けとめております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　普天間基地は全然担保措置はないんですよね。普天間基地をやっぱり固定化させてきたのは、基地の県内移設に固執をしてきたからなんですよ。普天間基地は県内移設ではなくて……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。質問中です。

○玉城　ノブ子さん　即時無条件撤去を要求すべきですよ。どうしてそれをやらないんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　即時無条件撤去というのは、県といたしましてもそういうお考えがあるということは真摯に受けとめております。ただ、これが長い経緯の中で現実的かどうかということに関しましては、これは現実的ではないと言えると思います。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　ＫＣ130空中給油機の問題についても、皆さんは負担軽減策の一つとして普天間基地所属のＫＣ130空中給油機の岩国基地への移転について、小野寺防衛大臣は国会答弁で、伊江島補助飛行場を使っての訓練は引き続き行われるのではないかという質問に対して、そういう事態が起きないと明言するのはむしろ不誠実だと、こういうふうに言っているんですよ。伊江島での訓練可能性を否定してないわけです。米軍の運用次第だと言っているんですよね。これがどうして負担軽減になるんでしょう。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今の御質問も２つの要素がございまして、ＫＣ130が岩国に移るという観点と、それから伊江島での訓練があるという観点でございます。

県としましては、ＫＣ130の拠点が岩国に移るということは大きな基地負担の軽減になると考えているわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　現状は変わらないというのが国会での答弁なんですよ、知事公室長。伊江島での訓練可能性を否定してないんですよ。引き続き訓練の可能性もあるということを言っているわけですよ。これが国会での防衛大臣の答弁じゃありませんか。日米地位協定の改定についても、沖縄県が求めていることに対して米国務省のハーフ副報道官は、米政府が見直し交渉に同意したことはないし、今後も検討しないというふうに述べているんじゃないですか。改定交渉の可能性を強く否定しているわけですよ。これについてはどうですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今おっしゃった点は全て報道だと思います。そのあたりは県としましてもそ

れなりのチャンネルで確認しておりますが、地位協定につきましては、これは日米の閣僚会議で日米の補足協定をつくっていくという形で合意がなされ協議が始まっているというふうに承知しております。したがって、それぞれ一歩一歩前進しているものと認識しております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　皆さんが約束をしたこの負担軽減策は何の保証もない、単なる口約束にしかすぎないということが明らかになっているわけです。この件についての国会答弁でも、全て担保措置がないということがこの間の国会答弁で明らかになっているわけですよ。これについて辺野古移設は、辺野古につくられる新しい基地は国防総省は運用年数40年、耐用年数200年の施設を要求しているわけですよ。100機程度のオスプレイを収容できる面積、強襲揚陸艦も接岸できる巨大基地がつくられようとしているわけなんですよ。ところが皆さん方は、さっきの西銘純恵議員の質問に対して、辺野古移設は人命、財産に著しい影響を与えるものではないというふうなことを答弁しているんですけれども、これはとんでもないことではありませんか。子や孫、ひ孫の代まで米軍基地の被害を押しつけ続けるという事態になるんですよ。これのどこが負担軽減になるんですか。辺野古に移設をすれば安全なんですか。とんでもないことじゃありませんか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず、辺野古の埋め立てにつきましては、普天間飛行場の代替施設という性格を持っております。したがって、現在480ヘクタールほどある普天間飛行場が辺野古のほうで160ヘクタールの埋め立てをし、また、陸域部分もございますので、大体200ヘクタールぐらいの基地になるということでございます。そして、住宅地の上空を飛ばないように海に出して、またＶ字型滑走路にすると。それらは全て海域のほうに出ますので、普天間飛行場よりはかなりそういった人命への被害ということに関しては軽減されるというふうに考えております。そういうふうなことについて、私ども審査結果の中ではそういった移設計画について合理性があると認められるというふうな審査結果となっております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　私は、本当にこれはとんでもないことだというふうに思いますよ。皆さんは、新しい基地をつくればオスプレイも海側を通っていくから被害が少ないみたいなことを言っていますけれども、そうではないでしょう。今でもオスプレイは違反をしているわけでしょう。民間上空も、学校、病院上空も飛び交っているわけですよ。日米合同委員会、安全委員会でのそういうルールも全然守らない。これが今のオスプレイの現状じゃないですか。こういうことを皆さんは辺野古に移設をしたら辺野古での安全が守られるかのような、そういうことはちょっとこれはおかしいですよ。これまでのいろんな話をしても、この辺野古への新たな基地はもうすごい巨大基地になるということが言われているわけですよ、米国防総省からも。そういう基地がつくられると、どんなに大変危険な状況になるかということが明らかじゃないですか。これについてどう考えるんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今、お話に少し出ました200年もつとか巨大基地というようなことが過去のアメリカ側の文書にそういうものがあったということは承知しておりますが、今般提出された埋立申請書はそういうことは書いてございませんし、そもそもオスプレイの飛行違反ではないかと思われるもの等につきましては、これが今普天間の上空で行われていることが問題なのでございまして、その意味では普天間飛行場の一日も早い危険性除去を行うという考えには変わりはございません。いずれにしましても、公有水面の埋立承認につきましては、これは法にのっとって行ったものであるというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　このことについては、これはもう私は本当にとんでもない答弁だというふうに思っています。オスプレイが本当に住民地域に被害を与える、そして豊かな海の多様性のジュゴンにも大きな影響を与える、これは本当に住民の命も安全も守れないというこういう事態になるということは明らかであります。これについてはそのことを申し上げておきたいと思います。

あとは民意の問題なんですけれども、辺野古移設反対を掲げた稲嶺市長が圧勝いたしました。その後のマスコミの世論調査でも、73.5％が基地たらい回しは許されないということを表明しているわけです。知事は埋め立てを承認すべきではないが７割を超えているわけです。これが県民の民意になっているわけです。11

月の定例県議会でも仲井眞知事は、辺野古移設の反対はまさに多くの人がそう考えているだろうという、それが想像できるという答弁をしておりますけれども、辺野古移設反対が多数に上っているということは、知事はどう認識されますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時12分休憩

午後５時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 辺野古の話というのはもう長年の話ですから､そしてこの間の市長選挙を見ても､やっぱり名護市内で反対する人がかなり多いということは無論わかっておりますよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん この反対者が多いということをわかっていて、仲井眞知事は辺野古移設を推進するための公有水面埋立承認をしているわけですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ですから、これは何度も申し上げていますよね。埋立法の基準に照らして埋立法の法律にのっとって適合しているという判断をしたということですよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん これも問題ですけれども､知事､この県の主権者は県民ですよ。県民の大多数が反対をしているこの辺野古への基地移設反対、だからこれはもちろん公有水面埋め立てにも反対をしているわけですよ。この県の主権者である県民がそういうことを要求しているにもかかわらず、知事はそのことをわかっていてこの埋め立てを推進する、埋め立てを承認しているじゃないですか。埋め立てを承認して基地の移設を推進しているわけですよ。これについて、この主権者である県民の声を聞く意思はないということなんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まず、埋め立てについては政府からの申請が出てきて、いろいろ長い期間かけて審査した結果、埋立法の基準に適合しているということでこれはやらざるを得ません。ですからこれは承認をしたわけです。そして一方で、県民はとおっしゃいましたが、この普天間の一日も早い危険性の除去というのは一番大きな私の公約ですよ、基地に関連して。これはしっかりとやると言っているわけです。そしてその後、宜野湾にあるいろいろな普天間関係を政府は向こうへ移したいと言っている。だけど9.5年以上もかかりそうですから、私のほうでは公約どおり一日も早い危険性の除去をしっかりやりたいと、こういうことで５年以内の運用停止を政府に強く求め作業が始まっていると、こういうことですよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん 負担軽減策なるものも実現性が何ら保証もされない、単なる口約束にしかなってないんですよ。このようなごまかしの方策で新基地建設を押しつけるということは到底許されないですよ。辺野古移設新基地建設反対というこの県民総意を踏みにじり、みずからの公約にも背いた知事のこの行動は、沖縄県民に対する歴史的な裏切りですよ。知事は辞任をして信を問うべきです。そのことを申し上げて終わります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 一般質問を行います。

知事の政治姿勢から､⑴点目､県民との約束（公約）に対する姿勢をお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 公約に対する姿勢の御質問にお答えいたします。

選挙公約は、有権者とのお約束であります。私は、掲げた約200の公約の実現に全力で取り組んでまいる所存でございます。

私の選挙公約は大きな柱で11項目、中項目で約30、そして小項目で約200でございます。この実現にしっかりと取り組んでいるところでございます。しかしながら、環境の変化、時間の経過、状況の変化などとともに、その影響を受けるものも現実にはあるということでありまして、必要に応じて変更、修正というようなことも出てくるのも現実だということを申し上げたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 最近、沖縄の政治において公約についてかなり議論がされているんですね。いわゆる我々も知事も含めて選挙で公約を掲げて、それでその公約を見て有権者は一票を投じて、その中で知事も誕生され、我々議員も誕生していると思うんですね。

改めて聞きますが、公約は重たいと思いますか。県民との約束（公約）は重たいと思いますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと御質問の趣旨がわかりにくいんですが、重たいかということですか。それなりに重いですよ、無論。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 もう一歩踏み込んで聞きますけれど

も、公約は政治家にとって私は命だと思いますが、知事はいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　無論公約の実現が仕事ですから、それで選挙を受けて我々来ているんですから、ただし公約の定義だけは先ほど申し上げましたように、いろんな形で変更を受け、特に方法については変更を受けることも当然だということをお忘れなきよう。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　重たいと言いながら半分言いわけにも聞こえるんですね。

　そこでお聞きしますが、普天間の県外移設は知事の公約ですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　私の普天間関係の基本スタンスということで公約に書いてあります。その一つが、一日も早い危険性の除去これが真髄ですよ。そしてその方法として２プラス２を見直し、県外移設ということも書いてあります。これは方法でございます。

○赤嶺　　昇君　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

　　午後５時20分休憩

　　午後５時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　公約ですよ。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そのとおりですね、知事。カメラ、これ拡大してください。（資料を掲示）　普天間は県外移設へということで明確に出しているんですね。これは選挙期間中に知事が選挙に出したときのものなんですよ。それで沖縄の問題の解決なくして日本の自立なし、国民全体の問題として日本の安全保障を考えるべきということで、私は非常にすばらしいものだと思いますよ。僕はこれ否定してないですよ。だから、この県外移設ということが知事の公約ですから、それはしっかりとさっきあえて聞きましたので、政治家にとって公約は命ですということを肝に銘じていただきたいなと思っております。

　そこでちょっと知事公室長に聞きますが、知事公室は知事公約に基づいて仕事をされていますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　知事の指示、さらに命令に基づいて仕事をしております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ならばお聞きしますが、ことし知事公室長は訪米をしワシントンＤＣに行かれましたよね。そのときに、いろんな関係者に対して普天間の県外移設を求めましたか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　私は今回の訪米では、４項目の沖縄県の要望事項をきちんと説明するという目的がございました。さらに、県内の知事が埋め立てを承認したこと、さらにその後の臨時議会の動き、さらに名護市長選挙等についても正確に情報を提供しようとそういう趣旨で米国に出張したわけでございます。

○赤嶺　　昇君　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

　　午後５時24分休憩

　　午後５時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　それではちょっと舌足らずであったようですのでお答えをいたしますが、イエス・オア・ノーというような形ではないという意味でそういうふうに申し上げましたけれども、結語といたしましては、今議員がおっしゃるような要請はしておりません。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そこがポイントなんですよ。知事の公約に基づいて公室長は訪米をされました。県内のいろんな県議会の、県民のいろんな事情を説明しました。しかしながら、仲井眞県知事は県外移設の公約を曲げてないんですよ。県外移設を全然自分の公約に関してはこれはぶれてないとおっしゃっているわけですよ。これをなぜ今回公金で訪米をしながら、それを求めなかったかということなんですよ。これは怠慢だと私は思うんですよ。いかがですか、公室長。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今、知事が公約を云々という話はたしか臨時議会で知事は答弁をしたと思います。その臨時議会の会議録等を私は英訳をいたしまして持っていっております。

　したがいまして、それが私の発言とかあるいは具体項目に入っていないかもしれませんが、今議員がおっしゃった趣旨というのはアメリカに伝わったと思います。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　公室長、めでたいね。伝わったと思いますとか、公室長の見解を聞いているんじゃないん

ですよ。公室長がいわゆる訪米をしたときに、じゃちなみに今回訪米にかかった予算は幾らですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　旅費だけ申しますと、私はエコノミーで行っておりますので30万円ちょっとだったと思います。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　公金ですよね。これは税金で行っているわけですから、これは仲井眞知事は承認は、これからこの後質問しますけれども、承認はしましたけれども公約は曲げていませんよと。あくまでも県外移設ですよと。だから、そこで５年以内の閉鎖状態とか云々の前に県外移設が公約、これは曲げていませんというメッセージを県民の思いとして伝えるのが公室長の責任じゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　私は、これに絞って公約をお伝えするというミッションを今回は帯びておりませんでした。したがいまして、そういう機会が別にあればそれはそれでやるんでしょうけれども、今回はそういう機会ではなかったということでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今回はそういうわけではなかった。しかしこの間、知事が、いやあくまで私は県外という公約は曲げてないとおっしゃっているわけですから、これは私は改めて知事も、公室長でも構いませんけれども、訪米をしてあくまでも県外移設が公約です、これを貫きますということを言えますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　米国でどういうことをお話しするかということは、これは知事の御判断だと思います。今我々県として必要なことは、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のために４項目を実現する必要があると、米側もそういうことを肝に命じていただきたいというのがこれがまず最優先の課題ではないかと思いまして、私はその旨行動したわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　皆さんは普天間の一日も早い危険性の除去ということですりかえておられるみたいですけれども、それは仲井眞知事に限らず稲嶺県政も大田県政もみんな言ってきた話なんですよ、別に。何も仲井眞知事が特別それだけやっているわけじゃなくて、普天間の危険性の除去はみんな言っているわけですよ。それは与野党問わずみんな一致していますよ。ただ、普天間の県外移設は公約という部分で今議論しているんですよ。だから、どうも聞いていると普天間の危険性の除去ということばかりで、すりかえをしているように私には映るんですよ。

そこで知事にお伺いしますが、知事は今後も辺野古移設に反対していきますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　端的に答えましょう。

辺野古移設には反対したことはありませんということを申し上げておきます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　じゃ端的に聞きます。

知事は県外移設と言っておりますよね。辺野古は県外ですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　辺野古は県内に決まっているじゃありませんか。

○赤嶺　　昇君　休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事、もう教育長にも本当は聞きたいぐらいですけれども、こういう日本語って子供たちに通じないと私思いますよね。教育長、子供たちに教育するときにこういうことが通じますか。聞いてみたい、教育者として。私は理解ができない。教育委員長も答え切れないと思うよ、全く理解できない。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時30分休憩

午後５時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　辺野古移設について、知事は普天間の県外移設を求めています。ところが、一回も辺野古はだめとは言っていない。要するに二枚舌と言われているわけですよ。知事は県外と言っていますよね。じゃあえて言いますけれども、名護市長選挙で末松さんが出たときに、末松さんは明確に普天間の辺野古推進ということを、これは県内なわけですよ。幾ら自民党の皆さんの世話になったとはいえ、知事は県外というのが公約と言いながら、この公約でとても大事な部分で名護に入って、辺野古移設推進派を推すということ自体、これは県民に対して、私は非常に失礼な、本当に愚弄しているなと思いますけれども、知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。（発言する者あり）静粛に。答弁しますので、静粛に。

○知事（仲井眞弘多君）　まさしく赤嶺議員、いろんな公約あるでしょう。しかも自民党の私の与党の先生だったわけですよ。私が応援に行って当たり前の話じゃないですか。県民に失礼ではありません。当然応援に行かなきゃ失礼でしょう。だから応援に行ったわけですよ。何を一体言っているんですか。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　あえて冒頭に公約について聞いたのは、我々は公約でもって、知事も公約を掲げて今選挙で選ばれているんですよ。幾ら世話になっているでしょうとか､友達でしょうという議論ではないですよ。これは明確なるのは、じゃ公明党県本部さん、公約を掲げてそこはいろんなつき合いの中で名護では自主投票にしたということは、私はなかなかいろんな苦労があったと思いますよ。これは政治の中で誰が考えたって、この辺野古の推進をする候補者を本当に応援するときに、これが県民・有権者に対して説明がつきますかということですが、そのあたり知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　どうも議員は御自分の考えだけで……

○赤嶺　　昇君　違うよ、何が自分の。勝手に言うんじゃないよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。答弁中ですから、静粛に。

○知事（仲井眞弘多君）　私に質問している。いいですか、県外移設、米軍の普天間飛行場これを丸ごと移設するのか、運用停止、運用の部分だけをとるのか、部分ごとにいろいろとあるわけですよ。いいですか、ですからどういうふうな部分を普天間の移設と見るか。ですから、我々は一日も早い危険性の除去の中で運用停止、運用停止するためには県外移設が必ず要るんですよ、今は。ですから、いろんな形の県外移設があるけれども、あなたはこれだけというふうに考えているでしょう。これは間違いですよ、現実的じゃありませんよ。そういうことです。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　いろんな形の県外移設って何ですか。県外移設は県外なんですよ、これ以外の説明ありますか。お答えください。どんな移設……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。（発言する者あり）

○知事（仲井眞弘多君）　いろんな施設、ソフトを含めていろんな種類のものがあるでしょう。

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛にお願いします。冷静に展開しましょう。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　いろんな県外移設示してくださいよ。（発言する者多し）いろんな県外移設の意味がわからん。（「意味がわかるかと聞いている」と呼ぶ者あり）わからんよ、わかるの。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に願います。（発言する者あり）

○赤嶺　　昇君　あなた説明して。全然わからんよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に願います。

○赤嶺　　昇君　うそ。全くわからん。

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　辺野古の危険性除去に関しましては、さまざまな方策があろうと思います。一部で言われているように即時閉鎖というオプションもありましょうし、県外移設さらに辺野古への移設というのがあるわけでございます。

今県外移設ということに関しましては、これは現在の諸状況の中で丸ごと普天間飛行場を全て持っていくという考えもありましょう。しかし政府は機能を半分以下にするという県外移設、そのあたりにつきましては具体的なものがなかなか見えにくい。しかしながら、普天間飛行場の危険性の除去という目的を達成するための県外移設でございます。それは完全に消えていないというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　しょっちゅう普天間の危険性の除去、我々もこれは問題だと思いますよ。名護の市民と宜野湾の市民の命の重みは違いますか、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　全く違いませんよ､同じです。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そうですよね。私もそのとおりだと思います。しかし、この間の答弁はどうもそうなっておりません。これは知事として県民全体の生命財産を守るという立場からすると非常に大きな問題じゃないかなということを指摘しておきたいと思っています。

２番目、県議会の辞任要求決議についてお聞きしま

すが、これについての感想をお聞かせください。
○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩くださいね。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後５時36分休憩
午後５時36分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君） 県議会の辞任要求決議について答弁をいたします。
私は約200項目の公約を掲げ、沖縄振興や基地負担軽減といった施策の実現に向け全力で取り組んでまいりました。そして一括交付金の獲得や基地跡地利用推進法の改正といった成果も見えてきております。今後とも、県民とのお約束であります公約の実現に努めていくため、任期を全うする所存でございます。
○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君 決議書が採択されたときのコメントですね。遺憾という言葉が出ましたが、今もその気持ちは一緒ですか。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後５時38分休憩
午後５時38分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
川上副知事。
○副知事（川上好久君） 知事コメントで遺憾というふうな言葉が出たわけでございますけれども、これは県議会と知事ともに県民から選ばれる二元代表制という形であるわけでございます。知事も県民からやはり選ばれてその４年間という任期を全うするというふうにそれを約束づけられた、そういうふうな職でございます。そういう意味で、この間の決議について、これがきちっとした例えば不信任案とかというそういう法的な効力があるんであればそれはまたそういうふうな対応もございますけれども、知事としてはやはり残りの任期を全うしなきゃいけない。それも県民との約束だというふうなことでそういうふうな表現になったというふうなことでございます。
○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君 川上副知事、あなたは知事ですか。（「失礼なこと言うな」と呼ぶ者あり） いや、これは知事に対する決議だよ。（「一緒だろう」と呼ぶ者あり）いや、一緒じゃないよ。大変大事な問題だよ、これ。（「常識だよ」と呼ぶ者あり） 何が常識だよ。
○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君 川上副知事、これは僕らは県知事に対して出した辞任要求決議が採択されたんですよ。知事、今いろいろ副知事に答弁させていること自体私はいかがなものかなと思いますよ。御自身の言葉で我々県議会の採択についての見解を、私が聞いた遺憾という言葉が出ましたけれども、御自分の言葉で県民に対して答えたらいかがですか。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後５時40分休憩
午後５時40分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君） 今副知事が言っていることはこれ一心同体ですから、そういう構造に議会はなっているんであれなんですが、どうしてもとおっしゃれば、私も選挙で皆さん同様選ばれた身です。そしてあなたがおっしゃったように公約を実現するために私は仕事をしているわけです。ですから、選挙民の皆さんと県民の皆さんとの約束をしっかりやっていくために今仕事をしているわけでして、拘束力を持っていないこの辞任要求決議というものは私にとってちょっと理解ができない、県民も理解できないと思いますよ。というのが私の所感です。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。
静粛に。
○赤嶺　　昇君 知事、知事は今自分だけが選挙で選ばれたかのような言い方をしていますけれども、県議会の採択は民意じゃないですか、いかがですか。
○知事（仲井眞弘多君） 皆さんもと言いましたよ。皆さんもと。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君） 静粛に。今の質問に答えてください。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君） 私はちゃんと申し上げましたよ。私も、それで先生方もと。
○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君 ここであえて県民という言葉を使いましたが、何の根拠で県民はそう思っていないとおっしゃっているんですか。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君） 静粛に。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君） 私が大勢接触する方々みんな県民です。その皆さんの感覚でございます。
○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君 こんな自分に都合のいい人だけが県民じゃないということをあえて言っておきますね。県議会が決議で採択をしたということをあえて法的な話までされてきましたけれども、県議会として辞任決議

をあえて出して採択をした理由を考えたことありますか。何だと思いますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後５時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 厳密に読んで頭にまだきちっと残っておりませんが、皆さんのほうでは公約違反というのが理由だったんじゃないかなと思っておりますが。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 私たちは知事が県民を裏切った、公約違反をしたから辞任決議を出したんですよ。これについて知事が最初から普天間の辺野古移設について、辺野古も排除しないと、県外ということを言わないで当選していれば我々もそんなことできませんよ。しかし、普天間の県外移設という公約を掲げて当選をしながらやっている行動が違うから、辞任したほうがいいんじゃないかということを言っているんですよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基地問題や辺野古の問題が大変重い課題であることはわかりますよ。ですが、皆さんもそうでしょうけれども、県知事も基地問題以外にも教育の問題から始まって雇用、産業振興、たくさんの課題解決の公約を掲げて私たちは選挙をし、私は当選してきました。その中に基地問題もございます。ですから、県民を裏切ったとあなたに言われる筋合いは一つもないんですが、裏切っていないですよ。私は県外というのも申し上げましたけれども、ただし行政実務をやっている過程でたくさんのオプションを持っておくというのもやっぱり必要なことで、世の中ある意味では変わっていきますし、そうしてそもそも政府が埋め立てをしてどうしても辺野古につくりたいという決意を持って資料をそろえて去年の３月22日に出してきた。これに対して我々は審査をする。埋立法上その結果が出た、こういう状況に今変化しているわけですよ。ですから、それでいて私たちは何のために一体県外とかいろんなことを言っているかと言うと、一日も早い危険性の除去がまず第一でしょう。ですから、それはきちっと守って、しかもこれを実現するには県外という手段も使わないとだめだと言っているわけです。ですから、全部満たしていますよ。

○赤嶺　　昇君 休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時45分休憩

午後５時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 知事、議会で我々は明確に、今回の代表も一般質問でも各議員から辞任したほうがいいんじゃないかということを皆さんおっしゃっているんですよ。知事は、我々県議会のこのいわゆる辞任要求決議についてけしからんというふうに言っているわけですよ。であれば、法的拘束力がないにしても堂々と県議会の皆さんもけしからんから解散をしたらどうですかぐらいの、何で言えばいいじゃないですか。そこは民意を問おうじゃないか、ダブル選挙で。それぐらい僕らは……。知事は県民のいろんな思いということを言いますけれども、今県民の手に政治がないんですよ。県民に審判をさせようじゃありませんか、いかがですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時47分休憩

午後５時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 御質問かどうかがわかりませんので、御提案として聞いておきましょうね。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 そこがいわゆる県議会の決議を重く受けとめない、けしからん、でも自分はやめない。でも県議会も民意ということは言う。そういう矛盾が我々県民に説明をするときに、何で知事も自分の判断、たくさんの項目をやってきたという自信があるんでしょう。あるんだったら民意を問えばいいじゃないかと。民意を問うことが怖いんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 知事の任期というのはちゃんとありますから、それを私やって公約の実現をしっかり頑張っていきたいということがどうして悪いんですか。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 県議会のこの決議については非常に私は県民からこれだけ突きつけられているということを、もっと謙虚に受けるべきだと思いますけれども、いかがですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩ください。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後５時49分休憩
午後５時49分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　県議会で皆さんが決議を出して決議されたということは、県議会としてお仕事をやったということですから、謙虚とか謙虚でないというのとは違いますよ。だから、皆さんは決議をされた。そうですかということですから。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　そうですかという言葉自体がこれが本音ですか。
○知事（仲井眞弘多君）　質問ですか。
○赤嶺　　昇君　はい。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後５時50分休憩
午後５時51分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　議員の御質問が、決議しました、もっと謙虚に受けとめなさいという、何か御下命のようですが、これは質問でも何でもないでしょう。ですから、この決議そのものは決議がされましたというファクトとして、事実としてそうですかと言っているだけですよ。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　次の質問に移ります。
辞任要求決議を我々は出しておりますが、しかし知事は自信を持っていろいろこの間答弁されています。知事は今度の知事選挙に出馬する意思があるかをお伺いします。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　我が与党の先生方ともまだちゃんと相談していないですし、私仕事やることがいっぱいありますから、ぎりぎりまでしっかり仕事したいと思っています。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　自信があるみたいですから、正々堂々と出たらいいんじゃないかなと思います。
次に、知事警護のための経費をお伺いします。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（笠原俊彦君）　知事警護のための経費ということでございますが、お答えをいたします。
県警察におきましては、知事の身辺の安全確保のために所要の警戒を行っております。
警戒警備に要する経費でございますが、現場での警戒員の配置のほか通常の警察活動に伴うものなど多様なものがございまして、一概にそれに要した経費を抽出するというのは困難でございます。
なお、県警察の警察官の平均給料月額でありますが、約32万円であり、これを時給にいたしますと１時間当たり約1900円ということになります。
以上です。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　知事の身辺警護は知事が要請したものですか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（笠原俊彦君）　身辺の警戒の実施につきましては、警戒対象者等の要請に基づいて実施をするものではなく、県警のほうでその時々の情勢を踏まえながらその必要性を判断して実施をしているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　知事にお聞きしますが、県民の理解は得られていると言いながらなぜ警護が必要だと思いますか。
○議長（喜納昌春君）　警察本部長。
○警察本部長（笠原俊彦君）　繰り返しになりますけれども、警戒をするかどうかということにつきましては、その時々の情勢を踏まえながら必要性を県警のほうで判断して実施をしているということでございます。
以上であります。
○赤嶺　　昇君　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後５時54分休憩
午後５時55分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　知事公室長に聞きますが、皆さんからも要請をされたんですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　まずさまざまな情報が入ってまいります、県、特に秘書課を経由してですね。沖縄の県民は大部分がこれは善意の方だと思っておりますけれども、中にはそういう方がいるかもしれないというような、またそういう電話があったりいたします。したがいまして、そういう場合やはり最悪の場合を想定して県警に御相談をするということは、これは自然なことだろうと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　次に、知事公約で新垣清涼議員もおっしゃっていましたけれども、普天間の３年以内の閉鎖状態というのは知事の最初の公約なんですね。その後いろんな政治状況の答弁はいただいていますが、この答弁は特に要らないんですけれども、３年以内の閉鎖状態から知事が就任してことしでもうやがて８年になるんですね。結果的に３年以内の閉鎖状態という公約に対して、これは県民に説明する責任が私はあると思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時56分休憩

午後５時56分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　説明責任という意味では何度も議員から御質問があったところでございまして、昨年の６月議会でも答えております。そのときの答弁を繰り返しますと、さまざまな手順を踏んでそこの公約という部分と実際にそれを実現する手段というのは県は県として考えてきたわけでございます。残念ながら、普天間飛行場の３年以内の閉鎖状態というのは現実に実現しなかったわけでございますけれどもと、そういった形で御説明をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　それでは５年以内の運用停止についての５年の根拠をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これはこの辺野古の移設計画が進捗するにしても計画では9.5年かかると、それ以上かかるかもしれないということでございますので、まずそれを半減させるといったところでございます。しかしながら、その具体的な内容、それからその様態等につきましてもこれから政府と十分に議論してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　この５年以内の運用停止は確約はとれていますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　先ほど来答弁させていただいていますけれども、これは総理が、相手のあることではありますができることは全てやるというふうな表明をされております。これをどうとるかということでしょうけれども、県といたしましてはこれは総理の言葉として極めて重く、さらにその後の協議会の設立等しっかりと政府は動いていただいているものだと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　総理が言ったんだったら、閣議決定そんなに難しくないんじゃないですか。いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　ここの、相手のあることだというところがみそでございまして、これは日本政府だけで決められないということを正直に総理はおっしゃっている。したがって、沖縄県の要望を踏まえてしっかり議論した上で米側との交渉もやるという決意を、またそうあらなければならないわけでございます。したがいまして、こういう形のものは恐らく閣議決定にはなじまないのであろうと考えております。ただ、総理の談話は出ているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　この総理が確約したという文書、この言葉というのを文面で県民に示したほうがいいんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これは文書としていただいたものではございませんけれども、当然その発言というのはメディア等で流れておりますし、そのときの議事録といったものはこれは官邸のホームページにもアップされております。こういうニュースに御関心のある県民であれば御承知のことだと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　総理が、要するに文書にしていないと。しかし、知事は驚くべき立派な内容とおっしゃっているわけですから、これは県民に対する約束でこれはメディアを通じてということをおっしゃっておりますが、しかし閣議決定はとれてないとか、不確定要素が余りにも多過ぎて、この間多くの約束を破られてきたという思いが県民の中にあると思うんですよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　約束が破られたというか、約束すらしていただけなかった。県外移設につきましては、残念ながらそういうことでございました。しかしながら、この５年以内の危険性除去につきましてはこれは明言しているわけです、取り組むと。したがいまして、これは約束を破る破らないではなくて、そういうことを総理が言及されたということは大変重いことだと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これは承認の質問についてまたお聞きしますが、ちょっとがらっと変わりますけれども、教育行政の小・中・高生の教材費等購入を地元市町村の文具・書店を活用すべきだと思うが、見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

児童生徒が統一して授業で使用する教材につきましては、学年会や教科部会等での検討の上、発注しているところです。その際、地元の文具・書店等で取り扱いができない教材もありますけれども、教材会社から一括購入する状況もあります。

県教育委員会としましては、教材購入の際に地元業者に配慮しつつ、公平性を持って購入が行われるべきものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひこれは各市町村においてもなるべく地元の市町村のもし文具屋さんや書店さんがあったら活用推進に向けて取り組んでいただきたい。

次に、県立高校生徒の体育着等購入も含めてこれも小中学校同様に地元市町村のスポーツショップ等を活用すべきだと思うが見解をお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　高等学校等における体育着等の購入に当たりましては、「私費会計取扱マニュアル」に基づいて校内で検討委員会を開催して、保護者の経済的な負担の軽減、利便性の確保等を総合的に判断するとともに、透明性の確保が図られるよう適切に対応することとなっております。それから地元業者を交えたコンペ方式など、公正公平な決定手続が行われるように指導しているところです。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　きょうはあえて学校名言いませんけれども、ある高校で20年間同じ業者を使っている事例がありますので、しっかりそのあたりをやっていただきたいということを要望しておきたいと思うんです。これは引き続きまたいろいろ確認をしていきたいと思っています。

土木建築行政について。

土木建築業界における人材不足の対応策をお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　現在、建設業界におきましては、公共事業や消費税増税前の駆け込み需要等が増加していることに伴いまして、鉄筋工や型枠工等の確保が課題となっております。県では公共工事設計労務単価を前年度と比べて平均19％引き上げ、建設労働者の賃金水準の向上を図るとともに、業界団体等との連携により建設工事の現場見学会、インターンシップ等を行ってきたところであります。また、４月以降、建設業界と連携し、技能工の人材育成を行って人手不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　県発注工事で土木建築工事をより多くの企業が受注できるように私は推進するべきだと思うが、見解をお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　県発注工事における受注機会の拡大についてでございますけれども、県が発注する公共工事につきましては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づいて県内企業への優先発注に取り組んでおります。また、可能な限り分離・分割発注、そして共同企業体方式による発注も行いながら、多くの地元企業が参画できるように受注機会の拡大を図っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　総合評価で手持ち工事評点で一回受注したその手持ち工事評点が結果的に一部業者に公共工事が偏っているという事例がありますので、それも含めてなるべく多くの業者にそれが回るように少しまた研究していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　総合評価方式というものを今年間大体150件ぐらいでしょうか採用しておりますが、これは手持ち工事の有無とかいろいろな入札金額以外のものを評価して受注業者を決めるということで、割と幅広くできるかなと思っておりますが、議員から偏ることがないようにという御指摘でございますので、その辺は十分注意してやっていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひお願いしたいと思っています。

最低制限価格を95％以上に引き上げるということは再三取り上げておりますが、検討していますでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　最低制限価格といいますのは、現在沖縄県は90％ということでやっております。これについてはいろいろと理由があるわけですけれども、90％程度であれば、予定価格と最低制限価格に幅があり競争性が確保できる、あるいは沖縄県

建設業審議会で予定価格の90％が適正であるとか、あるいはまた損益分岐点が90％であるというような理屈がございます。ただ、現在非常に公共事業等がふえているというようなことがございますけれども、ただまた今後４月以降消費税が増税された後の民間工事のまた減少など、いろいろ建設業を取り巻く状況が変わってくるかと思いますので、そういったところも含めて議員が御提案の最低制限価格の引き上げというところについても検討を行っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　我が会派との関連質問で、奥平議員の少人数学級について、知事はこの政策について本気で取り組んできましたか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時７分休憩

午後６時７分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君） 小中学校へ少人数学級を導入するという知事の公約につきましては、就任以降、それまでの小学校１・２年生に加え、平成24年度から小学校３年生に少人数学級を拡大いたしました。次年度は、中学校において、新たに県単定数も活用して、中学校１年生への少人数学級を実現することとしておりまして、少人数学級の導入に積極的に取り組んでいるところであります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事の任期もあと１年足らずでございますが、実現できますか。

○教育長（諸見里　明君） 全部、全てにですか。

○赤嶺　　昇君　休憩いいですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時８分休憩

午後６時８分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君） 今答弁したように、少人数学級の導入拡大につきましては、かなり積極的に取り組んできているわけですね。ただ全ての学級、学年で一斉に導入するというのは現有施設の問題であるとか、それから国の加配定数の問題とか現実的にもやはり段階的じゃないと無理があるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　あえて知事に聞いているのは、これは公約は少人数学級というのは全てですよね。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時９分休憩

午後６時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そうですね。初めはといいますか、なるべくたくさんといいますか、全学級にというぐらいのビジョンは持っていたんですが、現実のこのお金の点、財政の点など考えながらもう少し現実的にやっていこうということで今やっているところです。理想としては今議員の言われたような全学年に敷衍できればという、旗はまだおろしておりませんが、現実の財政との絡みだけはチェックしながらやらせていただこうとこう考えています。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　それでは県単で県の予算でどれぐらいこれまで投入しましたか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） これまでは全て国の加配定数でやってきているわけです。次年度は40人の県単定数を活用してやる予定です。

○赤嶺　　昇君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時11分休憩

午後６時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君） 少人数学級につきましてはこれからになります。県単定数の活用ですね。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時11分休憩

午後６時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君） これまではやっておりません。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そこなんですよ。要するに、知事が就任してもう７年余りたっている中で、県予算が入っていないんですよ。これについてどう説明しますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時12分休憩

午後６時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今教育長から答弁ございましたように、この７年間着実に拡大はしてきてございます。加配を活用するといいながらも全額これは国庫だけではございません。３分の２は県費も入ってまいります。

今般この中学校１年に拡大するに当たっては、これは全額県単というふうな形で今回拡大をしてきたというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 全ての生徒が望ましいということは知事もおっしゃっているし、それが公約であればこの公約実現に向けてのプランをつくるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） ここは学校に関することは所管は教育委員会でございますけれども、教育委員会と調整をしながらそこはやはりどんどんどんどん拡大できるような形で知事部局としても努力をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 つまりプランをつくるんですか、プラン。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 余り議論はしていないんですけれども、少人数学級の導入というのは御承知だと思うんですけれども、莫大な予算を必要とするわけですね。今回平成26年、小学校１年、２年、３年に加えて中学校１年に30人学級を導入することによって、この場合少人数学級を全く導入しなかった場合と比較して259人、その教員増が必要となるわけです、これまでにですね。これは金額にすると16億8500万円が必要となるわけです。ですから、どの県でも国の加配定数を望まざるを得ないのは実はここにあるわけです。

だから、先ほど話したように、学級の数であるとか実際に今小学校３年までやっていて11校14学級ができない。これから小学校やっていってもまたそういう見込みがあるわけですから、市町村とこの意向等連携しながらどれぐらい拡大していくかというのは段階的にやっていかないといけないと思います。長期的にも実現にはまだ時間を要すると考えております。

○赤嶺　　昇君 ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時14分休憩

午後６時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君） 今言った理由でプランというのは早急につくるというのは厳しいんじゃないかなと思っております。

○赤嶺　　昇君 副知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） これはまさしく所管は教育委員会でございまして、それぞれの市町村のまた教育委員会とも連携をしながらその方向を検討していただいて、必要があればまた知事部局としても支援をしていく、そういうふうなことになろうかと思います。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 望ましいとおっしゃっている中でプランをつくらないというのはこれは矛盾だと思います。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時16分休憩

午後６時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君） 知事の公約は、当然県教育委員会とも連携していろいろ議論しながらつくってきたことは確かです。ただ、当初と比べて、全国的にそうですけれども、時間がかかります。そして莫大なお金もかかるわけですから、早急なプランの実現というのはちょっと厳しいところがあると思います。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君 これは委員会でも本会議でもかなりの議員が聞いてきました。７年、あと任期１年切っている中でプランができてないということは、この21世紀ビジョンを策定してきた高良副知事としてはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 議員の提案といいますか、その御質問の趣旨は大変よくわかります。

実は少人数学級を推進するというのは、教育の質とかほかの状況を向上させるために極めて重要なテーマでもあるんです。しかし、それを全ての学年、学級にわたってそれを達成するためにはさまざまな実は課題がありますと。その課題を一つ一つ確認しながらどういうふうにそれを推進できるかということをずっと検討してきたわけですね。それで今まで例えば小学校の30人学級でありますとか、次年度からは中学校で少しやりますけれども、そういう一気呵成にできるのではなくて段階的にやらざるを得なかったという事情があると思いますが、それで御納得いただけますか。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　プランについてあえて答弁もできてないということに対して非常に問題じゃないかなということを指摘しておきます。

玉城満議員の関連で、駐留軍離対センターの役割と実績についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　沖縄駐留軍離職者対策センターは、駐留軍関係従業員及びその離職者等の再就職支援や福祉対策等を行うことを目的として設立をされております。

同センターにおける過去５年間の主な事業実績といたしましては、再就職関係個別相談が延べ１万544人、職業紹介が延べ517人、生活関係個別相談が延べ3728人、アスベスト関係相談が延べ1326人等となっております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　新聞報道もされたんですけれども、石綿被害救済について非常に大きな課題になっておりますが、今後の取り組み状況とスケジュールをお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　県は、復帰前離職者のアスベスト健康被害の救済は大変重要な課題と認識をしており、石綿健康被害救済法の適用について、速やかな周知が必要であると考えております。そのため、軍雇用員カードの活用は大変有効であると考えております。

県といたしましては、関係部、国、沖縄駐留軍離職者対策センター等と連携をし、復帰前離職者の救済に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そうしますと、この離対センターの機能強化を図る必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　ただいま申し上げたように大変相談件数、特に最近はアスベストが多いわけですが、重ねて申し上げますと24年度338件ということで、その相談員、この相談体制が大変厳しい状況があるということがございますので、県としてもその支援を新年度強化いたしますし、また市町村にもその支援の強化ということをお願いをしていると、そういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　続いて、県産品の活用について、この県産食材とか県産の飲料水に対する支援策についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　県内の食料品等製造業につきましては、小規模事業者が多く、脆弱な経営基盤や製品開発力等技術集積の不足など課題があると考えております。製品開発につきましては、県工業技術センターが技術相談とか共同研究で支援するほか、消費期限の延長、機能性飲料の開発など個々の企業の取り組みに対する助成を行っております。さらに、経営革新、金融支援などを含め総合的かつ戦略的に取り組んでいるところでございます。その他、県産品の販路拡大を促進するため、国内、海外の各都市において物産展等を開催するとともに、県内におきましても飲食店とか小売店を中心として主に観光客向けの販売促進プロモーション等そういった支援を行っているところでございます。

県といたしましては、今後とも県内企業を積極的にサポートし､県産品の販路拡大等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　例えばコカ・コーラとか伊藤園とかの飲料メーカーは県産品というイメージがないんですけれども、そういった飲料に、コカ・コーラとか伊藤園さんとかほかにもあると思うんですけれども、県内材料とか資材を活用しているということは御存じですか。調査したことがあるかどうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　県外のメーカーが正直申しましてどの程度県内の資源を使っているかという調査はございませんが、特に主に県内のそういった地域資源というのは県内企業のメーカーが活用しているというふうに承知をしております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　県外というイメージがあるんですけれども、どれだけ県内材料とか資材を活用しているかとぜひ調査をしていただいて、飲料水についても実質的には県内のさまざまな分野で底上げになっているということがあるので、これを調査していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　県外のメーカーですから、どういった方法があるのか、それも含めて相談をさせていただければと思います。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　奥平議員との関連で、振興策と基地

負担はリンクしていますか。
○議長（喜納昌春君）　企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　沖縄県の振興、これは沖縄振興特別措置法に基づき行われているわけですが、その目的にも記載がありますように、沖縄の振興といいますのは沖縄の置かれました歴史的、地理的、自然的、そして社会的な特殊事情に鑑みまして、沖縄の自立的発展、豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、総合的かつ計画的に講じられているものであります。
　基地問題とはリンクしておりません。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　それでは知事にお聞きしますが、名護市長選挙で石破幹事長が、終盤500億円の予算を持ち込んで末松さんの応援を訴えました。これについての見解をお聞かせください。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　自由民主党の幹事長としての石破さんが選挙応援でいろいろなお話をすることは自由ですから、そしてたしか大きな基金をつくって末松さんの公約の実現にも支援したいという趣旨のことを話されたそうですが、直接は私聞いておりません。ですから、自由民主党の実力者の幹事長がおっしゃったことは、それはそれとして私も聞いたところでございます。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　リンクしてないということをおっしゃっておりますが、この選挙、しかも非常に全国的に注目されている名護市長選挙において選挙終盤で500億円､よく承知していないということをおっしゃっておりますが、イコールこの名護のいわゆるさまざまな負担ということも含めてそういう明確な予算提示されることについて、これは本当にリンクしていないというふうに皆さん捉えているんですか。
○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと待ってくださいね。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後６時27分休憩
　　午後６時27分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　直接聞いてないんであれですが、これは彼の気持ちを考えれば何といいますか、これはリンクしているしてないという話とは違って、北部地域についての彼の考えを話をされたということに尽きるんじゃないでしょうかね。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　この500億円については知事には説明なかったんですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　幹事長から私に説明があったかどうかという点では、ありませんでした。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　土建部長が懸念が払拭できないということのみをもって適合してないとは言えないということを言っておりますが、この法的な根拠を改めてお聞かせください。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　昨年11月29日に環境生活部から「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がございました。それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について法令に基づき県が定めた基準に基づいて審査をしたところです。その結果、事業者は予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に全て適合すると判断をしたところでございます。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　高良副知事にお聞きしますが、昨年我々は知事が上京しているものですから、県議会の野党のメンバーでこの承認について、知事は療養に行っているわけですから、それについてどうなんだという話をしたときに、高良副知事は、知事は総合的に判断するということを何度も答えましたね。それはうそでしたか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後６時30分休憩
　　午後６時30分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　去年の12月18日から私のところに――知事はちょうど上京して入院などされていましたので――４件の知事に埋め立てを不承認とするようにという要請がありました。私が対応させていただいたんですが、そのときに知事は、今審査の最終段階を土木建築部がやっていますので、それで行政的な作業というものを踏まえつつ、多分総合的に判断されるのだろうと。私自身はもちろん結論聞いていませんので、総合的に判断されるでしょうということを副知事の立場として説明したということですが……。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　土木建築部長にお聞きしますが、去年の９月議会の私の質問で、県議会の意見も含めて今回の承認についてこれも判断されるかどうかについての答弁をされているんですね。それは県議会の意思も含まれて判断されたんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　そういったものを総合的に最終的に判断をするというのは、これは知事の権限でございますので、私ども土木建築部のほうから承認基準等に適合しているという旨を報告し、最終的には総合的に今回の申請を承認するという判断が下ったということでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事にお聞きしますが、この事務手続上それは承認せざるを得なかったということなんですか、最後の決断は。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　いろんな基準が４条１項１号から始まって６号までありますし、通知というようなものも審査基準というのもありますし、いろんな項目について事務的には詰めてもらって、マルとか三角とかとつけてもらったわけです。そしてそういう中で、各項目についてそれぞれの判断が出ていますから、それらを見て私は判断をしたと、最終的な判断をしたとこういうことです。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　結局知事がこの間、議会、あと百条委員会で答弁したのは、これは適合していると。しかも環境生活部からいろんな指摘があるにもかかわらず、これだけをもって反対できないと、仕方がなかったみたいなことを言っているんですけれども、ということは知事は今回承認を事務手続上やったということは、自分の意に反して、自分の政治家としてのいわゆる県外移設も掲げていますよね、普天間の。あくまでも県外がいいとおっしゃっているわけですね。これは自分の意に反して手続上これをやらざるを得なかったということをおっしゃっているんですか。それについて、これは非常に大きな問題だと思っていまして、それも含めて今後も県外をやっぱり求めていくかということも含めてやるのかをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　１つは、政府が公有水面埋立法上の埋立申請をしてきたと。そして今申し上げましたように、いろいろな項目についてチェックをし、総合的に最終判断をしました。それは承認という判断になっているわけです。ですから、これは法律上の結論でありまして、これはこれで非常に重いというより、この方向で我々仕事をしていくというのが第一です。

そして私の公約をちゃんと全うしてないじゃないかということからすれば、先ほどから申し上げておりますように、この普天間基地に係る公約の第一は一日も早い危険性の除去ですよと。その次に方法として県外移設というのは書いてありますが、これも申し上げましたように、行政的実務で承認せざるを得ない、承認という結論が出ましたということなどこれは状況が少しやっぱり変化していることも確かですよ。

○議長（喜納昌春君）　時間ですので、まとめてください。

○知事（仲井眞弘多君）　さらに、一日も早い危険性の除去を実現するためには、県外というのもやっぱり使わないといけないということがございますから、公約違反だとか公約をほごにしているというようなものとは全く当たらないと私は考えております。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後６時35分休憩

午後６時59分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城義和君。

○玉城　義和君　一般質問をさせていただきます。

先ほど、知事は沖縄タイムスは読まないということでございましたけれども、私は、かつて佐藤内閣の終わりに佐藤栄作首相が、テレビだけ残って新聞は出ていけという記者会見をやったり、あるいは福田康夫総理が、君と僕は違うんだと新聞記者に言ったことなどを思い出しておりまして、一種の権力者といいますか、そういう方の最後のときによく出るようなそういう状況かなということを考えながら、仲井眞県政も末期かなということを失礼ながら考えておりました。どうもやっぱり権力者はそういうところがあるというふうに思います。

質問をいたします。

県議会で辞任を求める決議が可決をされました。知事の受けとめはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　私は、約200項目の公約を掲げ、沖縄振興や基地負担軽減といった施策の実施に向け全力で取り組んでまいりました。そして、一括交付金の獲得や基地跡地利用推進法の改正といった成果も見えてまいりました。

今後とも、県民とのお約束であります公約の実現に努め、任期を全うする所存でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　選ばれた知事が一生懸命仕事をして成果を上げるのはごく当然のことであります。問題は、そういう成果を上げたとおっしゃることも含めて、むしろその成果を台なしにするような、今回のこの承認というものは、あるいは承認をして一連のこの御発言がメディアによって全国に放送されることによる我が県民が受けた、我が県が受けたデメリット、権益を損ねたことがむしろせっかくのそのおっしゃる御功績をむしろ台なしにしてしまったと、こういうところが問題ではないかと思うんですね。したがって、沖縄県議会はそういう意味で、私どもはその申請の承認が知事の公約に違反することや、この一連の御発言が振興策と進んでその取引を行ったかのようなそういうイメージが全国に流されて、我が県の権益を著しく害したと。したがって、おやめになってしかるべきではないかと、こういうことを言っているわけですね。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　議員はそういうお考えを持っておられることがよくわかりました。私は、先ほどから申し上げていますように、県民との公約の実現になおこれからも残った任期、しっかり全力投球してまいりたいというのが私の考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　私は、選挙で選ばれた知事であり、一県の責任者である方にこういうことを申し上げなければならないことは極めて悲しいことであります。あなたの支持率は五、六十％から20％に落ちているんです。公約違反だという方も72％おられるし、県内移設反対も73％、74％で変わらないんですね。そういう意味で言えば、あなたはまるで裸の王様、そういうふうに思います。公約が200あって自信があるんであれば、どうぞ潔くおやめになって信を問われたらどうですか。そうすればまた必ず当選されるかもしれませんよ。いかがですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君）　今の支持率その他の数字がどこから、どこで調査されたかわかりませんが、私はいずれにしてもあと10カ月ぐらいでもう任期がまいりますから、そのときにちゃんと選挙というのがあるはずですから、それを玉城議員も御活用されたらいかがかと思いますが。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　名護市長選挙の結果について見解を伺います。

今回の名護市長選挙は、辺野古移設推進を掲げる一方と、他方は海にも陸にも基地はつくらせないと、争点が明確になった選挙だったと思いますね。そういう意味で、移設反対を掲げた稲嶺氏が4000票以上の差で圧勝をしました。移設反対の民意がはっきりと示されたというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　名護市長選挙は、名護市民が市政を託す市長を選ぶ選挙であると認識いたしております。そういう市民の御決断、市民の民意であると理解をいたしております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　その民意についてお聞きをしているわけです。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時６分休憩

午後７時６分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　稲嶺市長さんの政策に投票した人が多かったと、こういうことだと理解していますが。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　知事は、選挙関係で都合何回、名護に行かれましたか。選挙応援です。

○知事（仲井眞弘多君）　休憩いたします。

午後７時７分休憩

午後７時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっときちっと覚えてないんですが、何回も行きましたよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　私は、知事が入れば入るほど我がほうに有利だなというふうに考えておりまして、恐らくその知事が一つの市長選挙にこれほど足しげく通われたことは恐らくないだろうと思うんですね。そういう意味では、まさにこの選挙の勝敗が御自分の移設承認というこのことと大いに絡むと、こういうふうなことを考えられて行かれたんだと思うんですが、そこはどうですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　末松候補は我が仲井眞県政

の与党の一員として御指導を賜り、一緒に仕事をさせていただきました。末松さんが公約を掲げて市長選挙に打って出た。それに対して私が当然恩返しを兼ね、応援にはせ参ずるというのはこれはもう人の道だと思っております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　先ほど申し上げましたように、知事の評判はすこぶる悪くて、入れば入るほど選挙は不利になったとこういうふうに思いますし、新聞は、何度も何度も入ってかつ4000票も差が出たこの選挙結果は、知事はもう一人の敗者ではないかとこういうふうに表現しておりますが、そのような認識はございますか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時９分休憩

午後７時９分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　誰がそうおっしゃったかわかりませんが、全くそんな認識はございません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　これほどさように民意と離れている御自身がどういうふうに評価されているかについて御認識がないということだと思います。

次に参ります。

知事の埋立申請承認について、知事意見並びに環境生活部意見から承認に至った理由を明らかにしてください。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　承認に至った経過について御説明します。

平成25年３月22日に提出された普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり手続及び審査を行ってまいりました。同年６月28日に告示を行い、７月18日までの３週間縦覧するとともに、3500件以上の利害関係者の意見を受け付けました。その後、８月１日には名護市長、第11管区海上保安本部中城海上保安部、県環境生活部、県農林水産部など関係行政機関への意見照会、同13日には埋立予定地の現況を把握するため現地確認を行ったところであります。また、法に定められている承認基準やその他の基準への適合状況について慎重に審査を行う観点から、名護市長意見や県環境生活部意見に対する事業者見解を求めるなど、４回の質疑応答を行っております。さらに、11月12日に知事、12月22日に副知事、同23日には再度知事へ審査状況を報告し、25日に事務的な審査を終了したところであります。翌26日には決裁手続を行い、27日に沖縄防衛局へ承認書を送付いたしました。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　その結果の承認ということでありますが、環境生活部長、この結果について御自分の出された意見も含めてどのような感想をお持ちですか。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君）　環境生活部としましては、土木建築部からの意見照会に対していろいろ不明な点がありまして、そういうことで生活環境あるいは自然環境の保全を図ることについては懸念が払拭できないという意見を述べたところでございます。ただ、その後、土木建築部においては我々の意見も踏まえながら事業者といろいろやりとりをする中でみずから許認可権者としての心証を形成していったんだろうとは思っております。これについて我々がさらに評価をするという立場にはございません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　あなたは百条委員会では、現在までにおいても懸念が払拭されていないと、こういうふうに答えているんじゃないの。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君）　百条委員会の場で、現在においても懸念が払拭されていないという証言をいたしました。これについては、今時点においても懸念が払拭されていないということは言えると思います。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　環境生活部が書いた意見としては、このうち現在懸念が払拭されていないというのは変わっていないということでありますが、逆に土建部長、その意見についてはどうですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　11月29日に環境生活部のほうから、「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という意見の提出がございました。これは環境影響評価審査会の委員からも個別に意見を聞いた上での意見を取りまとめていると聞いていますので、環境生活部としての最終見解であるというふうに認識しております。そのことを踏まえて事業者に再度見解を求めるとともに、申請の内容について法令に基づき私どもが定めた基準について審査をしたところでございます。その結果、事業者は予測評価に不確実性

を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら、必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に全て適合すると判断したところでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　知事､両部の意見が違うわけですが、統括責任者としてどういうふうにその両方の意見を捉まえますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時15分休憩

午後７時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　環境生活部においては、今でも懸念が払拭できないという見解は持っておられるというふうには考えております。その理由としていろんな不明な点があると。これはジュゴンなど科学的な知見がよく得られていない部分でありますとか、環境保全措置についても100％うまくいくかどうかというのが不確実性を伴うところがあるというようなことで懸念が払拭できないということだろうと思います。そういうふうな意見ではございますけれども、私どもが行政手続法などに基づいて定めた審査基準に照らし合わせて埋立法というステージで考えますと、現段階でとり得ると考えられる保全措置がとられておりますので適合というような結論に至った次第でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　一方は懸念が払拭されていないと、現在でも。主務部である環境生活部がそういうふうに言って懸念を表明しているわけですね。一方の土建部は自分たちの基準に合っている。それはダブルスタンダードですよね。こういう主な環境の担当者が懸念をずっと持ったままこれが承認をされたというところに大問題があるわけで、このことをまずはっきりとさせておきたいと思っております。

それから留意事項についてでございますが、環境監視委員会というのはどんなものですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　環境監視委員会、本会は仮称ではございますけれども、これは一般的に事業者が行う環境保全措置、環境監視調査及び事後調査に関して、専門的な立場から指導助言を与えるための委員会であり、環境に関する各分野の専門家・有識者等を委員とするのが通常の委員会でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　米国政府と締結するという、環境に関する特別な取り決めというのは、これは何を指すんですか｡その実効性はどのように担保されるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず環境生活部の意見の中で、「事業者である国は、米国政府と「環境特別協定（仮称)」を締結するなどの実効性のある方法により、米軍基地から派生する環境問題の未然防止と米軍基地周辺地域の生活環境及び自然環境の保全について万全を期すべきである」という意見をいただきました。それに対して沖縄防衛局の見解といたしましては、引き続き「平成22年５月の「２＋２」共同発表及び平成23年６月の「２＋２」文書を踏まえ、環境に関する合意の形成に向け、引き続き日米両政府間で検討を行ってまいります。」と、こういうふうにございます。

環境のほうからは、環境特別協定（仮称）と具体名称ではございますけれども、事業者である沖縄防衛局からは日米両政府間で合意を形成するというふうなことが示されております。こういうふうなものを総称して、私どもは環境に関する特別な取り決めというふうに申し上げたところでございます。

○玉城　義和君　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時19分休憩

午後７時19分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　そのことについて、これは環境に対する一定のルールでございますので、そのルールに関して防衛局はどういうふうに言っているかといいますと、代替施設を利用する米軍機は周辺地域上空の飛行を回避するように運用されるものと承知していますが、周辺住民の生活環境に与える影響は最小限のものとなるよう米側に対して求めていくとともに、周辺住民から苦情等があった場合には米軍に対して事実関係の照会や改善の申し入れを行い、周辺住民の生活環境への配慮を強く働きかけてまいりますとあります。

こういうことの中で、米軍への事実関係の照会でありますとか、改善の申し入れを行う組織として国･県･関係市町村等で構成される協議会の設置というものも留意事項として入れてございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　御承知のように、地位協定でこれは

平成８年でしたか、嘉手納と普天間で取り決められた騒音規制の、その取り決めはほとんど守られていませんよね。平成８年のほうがむしろ７年より多くなったりしているわけですね、騒音は。こういう現実を踏まえて、今おっしゃったことを本当に実現できると思いますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　米軍のその環境に対する取り組みの全てが万全かというと必ずしもそうは言えないと思います。しかしながら、この昨年12月25日に両国で合意されている在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する枠組みの策定をするとか、一歩一歩政府もいろいろお考えになっているということはわかります。したがいまして、これは埋立申請の法の中の手続として、そういったものを政府が書いてくるということは合理的なことではないかと思っております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　防衛局に言っても、これは米軍の運用の問題であって我々は口出しできませんというのが決まり文句じゃないですか。あなたよく知っているでしょう。そういうことがありながら、こういうもので何とかできると考えること自体、非常に現状認識が足りないんじゃないですか。土建部長どうなんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほどの環境の話でも不確実性があるというふうに申し上げました。確かに米軍に対して、この日米で環境に関する特別な取り決めを締結すれば、それは当然守っていただかなければいけないわけですけれども、実際議員の御指摘のように普天間や嘉手納での騒音規制措置等というようなことでいろいろな御意見があることは承知しております。しかし、現段階でとり得るべき措置としては、こういった協議会等を設置して米軍に関してしっかりと強く働きかけを行うなり、申し入れをするなりという協議会を担保的な措置として留意事項でつけたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　承認をするためにつじつまを合わせたという感じしかいたしませんね。

それで私は前から申し上げていますが、留意事項ということですが、この留意事項は承認の条件ですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　順番的に言えば承認した後､留意事項をつけているということですから、承認の条件ではございません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　１月９日の臨時議会で、知事は「留意事項を付した上で承認したところ」だと、こういうふうに言っていますね､「留意事項を付した上で承認した」。しからば、留意事項をつけてそれで承認をしたという流れですね。部長は、留意事項として工事中であれば環境監視委員会（仮称）ではございますが、そういうものを組織して専門家による御意見云々ということで、保全措置をやっていけば適合するであろうということで知事には報告したところでありますと。どう読んでもこれはこの留意事項をつけることによって承認というふうに読めるんですが、違うんですかこれ。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　少し説明に誤解を受けるところがあったかと思いますけれども、まず留意事項は承認書と表裏一体といいましょうか、承認書と一体になっております。この承認書の下のほうに、なお別紙の事項に留意されたいということで留意事項がついておりますので、留意事項を付してと言いますけれども、承認書としてはほぼ一体だというふうになります。

そして、この留意事項にあるこの環境監視委員会とかそういったものですけれども、これにつきましても防衛局が出してきたこの申請書の中に、専門家から構成される検討委員会を設置するということでほぼ同意語が入っております。したがって、改めてこの留意事項を付することによってそういったものがきちんと担保され、承認したことが担保され、あるいは確実性を期すということで留意事項をつけたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　施行令６条は免許の件ですが、それを準用すると書いていますよね、準用する。準用するとして、同時に、これは許可をした者に限ってその条件をつけるということで、要するに委員会があって、承認があって、その後でその留意事項がつくと、こういうことが法律の定めなんですよ。いかがですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時25分休憩

午後７時26分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　国の承認の場合に

は、施行令６条は準用されるという明文規定はございませんが、解説書の中にこれは準用されるだろうというようなことで、これまで承認をするときに留意事項を付しているということでございます。一旦承認した上で留意事項を付すと、順番と言えばそういう形になります。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　それは認めるわけですね。要するに条件ではないと。要するに、この承認があってその後でつくんだということですね。そこはよろしいですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　承認した後、留意事項をつけるかつけないかということを考えるということになります。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ところが、あなたがやった記者会見、この27日の記者会見の後の土建部長の囲み取材があるんだよね。その中でどう言っているかというと、記者が三角かマルかどっちかにしないといけないと。それがなぜマルになったかということを聞いたら、あなたは、１つは留意事項にある環境監視委員会と、こう答えているんですよ。これは、あなたがこの１つの条件としてそれを言ったということをあらわしているんですよ。どう弁明しますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　マスコミの報道が全て事実を語っているかというのは少し違うと思います。私が申し上げましたのは、承認書に留意事項を付して、それで担保がとれているんだというふうなニュアンスで言ったつもりですけれども、マスコミのほうではそういうふうな捉え方をしなかったということであれば、それはちょっと説明がまずかったのかなと思います。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　説明がまずいんじゃないんだ。これはマスコミとあなたとのやりとりのレコードがあるんですよ。そのまま起こしてある。だからなぜマルになったかということを聞かれて、１つは留意事項にある環境監視委員会云々と言って、彼らの申請書にはどうのこうのと書いて、この環境委を設置することで念押しをして確実性を担保していると。明らかにこれは法律解説書の言うものと違うんですよ、これ。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　確実性を担保しているということは、承認した後に確実性を担保しているわけですから、いろんな言葉の捉え方はあろうかと思いますけれども、承認をした後に留意事項を付しているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　違うよ。そうじゃないんだよ。要するに、なぜマルになったかと聞かれて、１つは留意事項とこう言っているわけ。だからそれを聞いているんじゃないですか。じゃ、みんな起こしてくださいよ、そのときの。少なくともあなたたちは、１月９日まではそう思っていたんですよ。この留意事項は条件だと思っていた。だから知事の発言も、あなたの発言も全部符合しているんですよ、これは。あの１月９日の臨時議会も。どうしてくれますか、それは。だから今、私が前に指摘したらそれから全部変えているんだ。知事の答弁も変えているんだけれども、１月９日までの臨時会まではみんなそういうふうに言っているわけだ。そこは統一して答えてください。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どものこの審査事項の中で、例えば４条第１項第２号に関する審査結果の中に、十分配慮した対策がとられていると認められると、なおこれらの工法、対策等を確実に実施させるためには留意事項を付すことが望ましいと、こういう審査結果になっていると、こういうことを指して私はコメントをしたつもりです。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　あなたは、要するにそれがなぜマルになったかということについて留意事項を挙げているわけですよ。これは違うんですか。だから、それが違うなら違うとちゃんと証明してくださいよ。この起こしたものがあるんですよ、その記者のやりとりで。別に新聞記事を言っているわけじゃないんだ。そのものを言っているんだよ。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　最終的な判断というのは、この決裁書類でございます。決裁書類の中で先ほど申し上げましたように、十分配慮した対策がとられていると認められると、一旦認めた上で、なおこれらの工法、対策等を確実に実施させるためには留意事項を付すことが望ましいと、こういうふうなことが正式な書類として決裁をいただいたわけでございます。もしかすると、私の説明が上手じゃなかったために誤解を受けたかもしれませんけれども、この決裁書類には明確にそのように書かれてございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　議長、休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後７時31分休憩

午後７時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 承認、不承認につきましては、この知事の決裁を受けた書類がもう正式な書類として全てでございます。この中に、適合と認められたその後に留意事項を付すということが望ましいというふうに書いてあるこの内容でございます。もし私のほうがその時点で間違ったと思われるような表現をしたのであれば訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 じゃ、その９日の知事の答弁とあなたの答弁は間違っていたと、こういうことでいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今、この時点でどういう答弁をしたかというのは手元にないのでわかりませんが、留意事項がなければ承認できないというようなこと、あるいは留意事項がなければ適合ではないんだというような答弁がもしあれば、それは誤った考え方ですので、訂正をさせていただくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 議長、１月９日の臨時会の議事録を持ってきてちょっと確認してください。手元にないからわからないではだめ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後７時34分休憩

午後７時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） １月９日の臨時議会ですけれども、知事の最初の読み上げ文の中で、「したがって、法に定められた承認基準等に適合していると判断せざるを得ず、名護市長や利害関係者から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても、総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、留意事項を付した上で承認したところであります。」ということで判断が先になっているということを百条委員会の場でも知事のほうからも説明をしているところだと私は考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後７時35分休憩

午後７時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 正式な意思表示といたしましてはこの決裁文書が全てですので、ここをまず読み上げます。

件名、普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立承認申請について（伺い）、平成25年３月22日付沖防第1123号で沖縄防衛局長から提出のあった見出しの公有水面埋立承認申請について、審査結果は別添のとおりですので承認してよいでしょうか。また、決裁後は別紙（案）のとおり送付してよいでしょうか。

その別紙（案）の送付文書の中に、承認書とともに留意事項があるということですので、承認が先でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 そこまで行くまでに皆さんの思考の経過として、この留意事項をつけることによって承認をするというその思考経路があるわけでしょう。だからこういう答弁になっているんじゃないの。どうしてそれを認めないんですか。これは事実でしょう、だって。つけた上で承認したとか、そういうものを認めなさいよ。そうしないと前に話進まないでしょう。明白な話でしょう、これ。別に争う話じゃないですよ。その皆さんがそこまで行くのにそういうことを考えていたということを物語っているんじゃないの。知事の答弁も、あなたの答弁も。そしてあなたも記者懇の中で、マルになった理由は何ですかと言って留意事項と言っているじゃないですか。言いませんでした、それとも。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） そのときにどういうふうに表現したかはなかなか覚えてはおりませんけれども、審査事項の中で一旦認めた上でなお留意事項を付すことが望ましいというような書き方をしておりますので、審査結果としましては留意事項も一緒に付すことが必要なんだというようなニュアンスでは話したかもしれません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 したかもしれませんじゃだめなんだよ。こういうことで、私は二、三回取り上げてきましたけれども、その事実と違うことを言っているからそれは納得できませんね。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 質問中ですよ。休憩じゃないですよ。（発言する者多し）

○玉城　義和君　９月議会の議事録を起こして。
○議長（喜納昌春君）　質問を続行してください、玉城議員。（発言する者多し）　静粛に。静粛に。
○玉城　義和君　９月議会の答弁を起こしてください。
○議長（喜納昌春君）　静粛に。（発言する者多し）（「今、休憩じゃないですよね」と呼ぶ者あり）　休憩じゃないです。
　質問を続行してください、玉城議員。
○玉城　義和君　議長、聞いていてわかるでしょう、どういう議論をしているか。だからちゃんと今言ったようなことも含めてきちっとした見解を出させてくださいよ。臨時議会の知事答弁と部長答弁の。
○議長（喜納昌春君）　百条委員会はまだ生きていますからね。
○玉城　義和君　百条委とは特別関係ない。
○議長（喜納昌春君）　百条委員会での答弁を答弁者は言っているわけですから。
○玉城　義和君　違う、違う。百条委員会のものはとりあえず切り離して考えているんです。要するに、臨時会の答弁がおかしいと言っている。
○議長（喜納昌春君）　臨時議会のことについても舌足らずだったということで答弁されていますから、その上で質問を続行してください。（発言する者多し）
　休憩いたします。
　　午後７時42分休憩
　　午後７時43分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　玉城義和君。
○玉城　義和君　まだ納得できませんので、これは保留します。それで、ぜひこの私が今申し上げた臨時会の答弁、両答弁を起こしてもらって、正式に県の見解を出してください。いいですね。時間もあれですから別の質問に移りますが、今の答弁では答弁になっておりませんので、私が申し上げた点について、正式に沖縄県の見解を要求いたします。議長､よろしいですか。
○議長（喜納昌春君）　わかりました。（発言する者あり）　静粛に。
○玉城　義和君　わからない人は黙っておきなさい。
　それじゃ、今の話を議長､取り計らいお願いします。
　それから知事選挙の、知事の埋立承認と知事公約についてちょっとお伺いしますが、2010年の知事選挙の最大の争点は普天間の移設に関して､県内を認めるか、あるいは県外･国外かということだったわけですよね。そのときの知事の公約は､「日米共同声明を見直し、県外移設の実現」となっているんです。この日米共同声明を見直すというのはどういう意味で使われたんですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　日米共同発表を見直すと、そういう意味ですが。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　だから中身はどういうことですかと聞いているんです。
○知事（仲井眞弘多君）　見直すということです。
○玉城　義和君　だから何を見直すんですか。
○知事（仲井眞弘多君）　発表をですよ。
○玉城　義和君　全部ですか。
○知事（仲井眞弘多君）　だから、あなたもっと質問をしてくださいよ。何を見直すかというと、共同発表を見直すと言っている。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後７時45分休憩
　　午後７時45分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　玉城義和君。
○玉城　義和君　御自分の出した政策の中身がわからないというのでは、これはもう議論になりませんよ。要するに、先ほど言ったように普天間の移設を認めるかどうかと、あの辺野古の、それが争点だったわけです。だから、仲井眞候補は、それは私も日米共同声明というのは、要するに1800メートルのオーバーランを含めて辺野古につくることなんだと、こう書いてあるから、そこのところを見直すと、こういう意味でしょう。違いますか。
○議長(喜納昌春君)　仲井眞知事。（発言する者あり）
　静粛に願います。
○知事（仲井眞弘多君）　日米２プラス２で発表した中身について見直して県外移設と、こういう意味で言っているわけですよ。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　最初からそうおっしゃればいいんですよ。（発言する者多し）
○議長（喜納昌春君）　静粛に。
○玉城　義和君　要するに、そういうことで県内は見直すと、そして県外へと、それによって危険性の除去を図るんだと、こういうふうに県民は受けとめたわけですね。そしてその後県内移設というのは争点から外れてしまったわけですよ。そういう意味で、この選挙の意義というものは両方とも県外はだめなんだなと、こういうふうなことになって仲井眞候補が御当選をされたと、こういうことになっているわけですね。だか

ら、そういう意味でこの公約については、ぜひとも今度のゴーサインを出した辺野古移設に、申請承認によってゴーサインを出したということによって、これは明らかに公約違反ではないかと、こういうことを言われているわけですが、改めてどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　政府が出してきた今の埋立申請については、埋立法の基準といいますか、埋立法にのっとって私は判断をしたと、こういうことで埋立承認という判断に至ったと、こういうことですよ。そして今、当時の選挙の感じを玉城義和議員は御自分で解説をされておられましたが、そのときに私は公約というのはたくさん出したんですよ。何かこれ１つだけが公約で、これ１つだけが争点だったというふうには私記憶しておりません。ですから、それは玉城議員はそう思っているということで、私にそれを押しつけてもだめですよ。ただし、そのときは確かに県内は、一般的にやっぱり時間がかかるだろう、だから県外のほうが早かろうという話はしましたよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　当時の世論調査を見ると、経済政策よりも基地のあり方、基地の移設問題が飛び抜けて高いんですね、県民の、有権者の調査はね。だからワン・オブ・ゼムではないんですよ、これはね。そうではなくて、相当重要なウエートを持った政策だったわけですね。したがって、知事がどういう動機かは別にして、この承認申請をやることによって結果としてゴーサインを出したことになるんですよ、辺野古にね、結果としてですよ。動機は問いませんよ。そして、結果としてゴーサインを出したことによって、知事のおっしゃる２プラス２の見直しはこれによって相殺されて、公約違反になるんじゃないかというのがみんなの意見なんですよ。これは違いますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　埋立法の基準にのっとって私は判断をしたと、そしてそれは承認だということがまず１つあるわけです。なお今の、県内よりは県外移設のほうが早いですよと言ったのも私ですよ。だからといって、県外移設というときの今度また中身というのはいろいろあるんだということです。先ほども御説明しました、丸ごとと言いますか、ちょっと表現があれですが、今の普天間、これを丸ごと県外に持っていくということをずっと私は言ってきたわけです。だけどこれはまだ県外で熟していない。一方で同時に、政府は政府で埋め立ててどうしても辺野古につくりたいと、これが３月22日去年からこれはもう動き出しているわけです。ですからこれは状況はかなり変わっているんですよ。そういう中で私はもう一つ言わせてもらえば、これは前から何か皆さん私に確認をしながら、それを言うとおかしいとかおっしゃるんですが、県内ノーとも言っていません。いいですか。そして、私は普天間のいろんな危険性の除去ということのためにはいろんなオプションというのはやっぱりたくさん持っていなきゃいけないというのも、これは実際の仕事をやる上では当然ですよ。そして一日も早い普天間の危険性の除去というのは、むしろ５年以内でちゃんと運用停止してくれということで前へ進んでいるわけです。これだって県外部分を使わないと、なかなか実現が難しかろうと思っています。ですから、県外移設ということについてのこの中身を整理していくと、そして、まずもともとの普天間の一日も早い危険性の除去という点については全く変えていないどころか前へ進めている、こういうことでございます。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

静粛に。

○玉城　義和君　詭弁だと思うんですがね。要するに、県内はノーと言っていないという言い方と、日米共同声明を見直すというのはどういう関係にあるんですか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっとお待ちください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時52分休憩

午後７時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の玉城議員の御指摘が少し理解できないところはあるんですが、２プラス２の中身というのは、辺野古という方向になっているわけですよね。だから、これを見直して県外のほかの県に持っていったほうが早いですよというのを私はずっと言い続けてきたわけです。ところが一方で、国は国で去年の３月22日に埋立申請がこう出てきました。彼らは彼らで前へもう進んでいるわけです。ですから、県外というのはもともと何のために言っているかというと、一日も早い危険性の除去のために方法として私は言っているわけですよ。ですから、ここの部分というのは国がこの埋立申請を出してきたこのあたりでもって、この部分というのは選択肢の影が少し薄くなっていることは確かですよ。ですが、なおあえて申し上げれば、辺野古の県内についても私はノーと何度か、ノーでしょうと言われたこともあったんですが、私はノー

とは一言も言ってないでしょう。だから、これは選択肢はちゃんと持ってないと、現実の行政で一日も早い危険性の除去などというものを実現するというのはなかなか難しいわけですよ。だから、県外移設も運用状態を停止する、運用を停止するというそういう部分で県外の力も協力もないとできかねるものですから、県外移設というのもなお生きているということで公約違反しているとは全く思っておりません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時54分休憩

午後７時55分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

玉城義和君。

○玉城　義和君　２プラス２を見直すということと、有権者が受け取る受け取り方は、辺野古はだめなんだなというふうに受け取ると思うんですね。それは違うんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　辺野古を見直すということは、辺野古を見直して我々の、私も主張していた県外という方向に見直せないかということですよね。だからといって、これは県外ノーということとは同じにならんということですよ。これは私、議会でも何度も答弁してきたでしょう。だから、辺野古見直す、こういういい形で全てがうまくいったときにはこれは非常に万々歳ですよ。そして県外のほうが早いと言いました。しかし一方で、幾つか状況が変化しつつあることも確かでしょう。現に、政府が去年から埋立申請もしてきているわけです。こういう現実のオプションが、少し難しいオプションになり始めているのも確かですよ。ですから、そういうことを総合的に判断していって、なお一日も早い普天間の危険性の除去というのをやるためには県外部分も、普天間の持っている機能のある一部、ある部分的なものは移せるかもしらんけれども、丸ごと移すというあれには必ずしも一緒にはならんということですよ。ですからまだ生きているわけです、きちっと。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　じゃ、そのときに言えばよかったんですよ。私は辺野古はノーではないですよと。（発言する者あり）　それで最後になって、つじつま合わせでそれを言われても有権者は困るわけですよ。そういう意味で公約違反だと申し上げているわけです。

次に移ります。

普天間の５年以内の運用停止についてでございますが、これは普天間の５年以内の運用停止で県外というのは、これは暫定的だという考え方でしょうか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時57分休憩

午後７時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　玉城議員の今の御質問について、少し基本的な認識をまず説明させていただきたいんですが、２月18日に官房長官、それから関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議というのが設置されました。その中で、安倍総理が御出席されまして、「できることは全て行う」ということになりまして、この会議の中で負担軽減が今後具体的に話し合われていきます。そしてさらに、その具体的なイメージといいますかそういったことをつくるために、その下に作業部会が置かれることになっています。この作業部会がやがて多分開かれるんだと思いますが、その中で具体的に議論されます。

それからもう一つよろしいでしょうか。

もう一つは……

○玉城　義和君　暫定的かどうかに答えてくださいよ。

○副知事（高良倉吉君）　ですから、結論から言いますと、そういったものの中で具体的にお互いの意見を突き合わせて、どういうような内容の負担軽減あるいは５年以内の運用停止を図っていくのかということを検討していくということです。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　２月議会の提案でもこんなことを言っていますね。「9.5年またはそれ以上の期間を要することから、その間の危険性除去が極めて重要」云々となっています。それで、ことしの１月９日の臨時会でも「移設までの間の危険性除去が極めて重要な課題」として取り組むと。要するに、その移設までの間というのが全部前置詞でついているんですね。そのことで暫定的かと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時59分休憩

午後７時59分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　移設までの間という前置詞がついているということでございますが、現実問

題として私どもも9.5年かかってしまうという、非常に焦燥感があってこれを出しているわけでございます。9.5年もかかるのであれば、それ以前に５年以内の運用停止ということを求めているわけでございまして、そこで方策として当然考えられるのは今の機能を県外に移すということでございますが、これが暫定かあるいは一部恒久的なものかについては、これは先ほど高良副知事が答弁されましたように、これから議論していくということでございます。しかし、極力その機能を県外に出していただきたいということは私どもは申し上げるわけです。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　要するに、この間の危険性の除去ということになると、辺野古に建設することが大前提でなければこういう論理は成り立たないんですよね、公室長。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　前提は辺野古に移すということではなくて、普天間飛行場の危険性を除去するために、あらゆる方策をとるということでございます。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

玉城義和君。

○玉城　義和君　だから、その間の危険性を除去すると。９年も待てないからその間のあれをやると。ということになると、辺野古につくるということが前提でなければこういう議論は成り立たないでしょうと言っているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　まずこの辺野古の埋立申請の、これが進捗する、しないにかかわらず、この普天間飛行場の危険性の除去をやってくださいと言っているわけでございます。したがいまして、何か現在の計画と相関しているかと言いますと、そこはしていないと思います。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　じゃ、そうであれば9.5年かかるとか10年かかるとかということは使わないほうがいいですよ。それを一切、前置きを全部とれば今の話は成り立つんですよ。あなたほどの人がこんなことで、もっとばしっと答えてくださいよ、わかるように。そういう言いわけをしないで。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　まず、9.5年という数字が出たときに、私ども基地を担当する職員は大きな衝撃を受けております。つまり、仮にこれがスムーズに全くつつがなく進んだとしても9.5年かかってしまうという大変な問題意識を持ったわけでございまして、それを半減させようというのは、そこにある埋立申請とは無関係に県の問題意識の中で出てきた発想でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　だから、その9.5年とかその間とかいうことをつけないで、県外移設というんであれば、知事のおっしゃるのも少しはわかるんですが、その５年をつけることによってわからなくなった。それで、総理からはこの５年以内に運用停止をするということについて、何か発言がございましたでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　総理からは沖縄の意見を受けとめ――これは正確な物の言い方ではないですけれども――相手のあることではありますが、「できることは全て行う」という趣旨の発言がございました。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　27日の記者会見のメモを見ると、知事は「５年以内に県外に移設をし、そして今の飛行場の運用を停止するということに取り組むという総理みずからの確約を得ています。」、こういうふうに言っているんです。それは本当ですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時３分休憩

午後８時４分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　総理からそういう強い感触を持っております。そういう趣旨の発言があって、しっかり頑張るという感触はきちっと得ております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　公開された冒頭のものにはこれはないんですが、要するにオフになって後からそういう発言をされたんでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと済みません。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時４分休憩

午後８時５分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　何といいますか、これは総理の私はどの言葉だったかというのは今言うほど正確に覚えておりませんが、総理の発言の中にそういう強い、しっかりやるという感触を私は得ておりますし、また実現に向かってしっかりやるというのを、この間

の衆議院の本会議の石破さんの答弁にもきちっと答えているとおり、その脈絡というかその流れを強く感触として私は感じ、持っているところです。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　27日の会見でしょっちゅう同じこと繰り返していますが、政府としても自民党としても、５年以内に普天間の運用停止状態に持っていく作業に入ると言っているんだから、これ以上のものはあるかと。僕はこれが一番立派な担保だと思っているみたいなことを記者会見で言っているわけですね、27日に、このメモでね。それは事実ですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時６分休憩

午後８時６分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと今おっしゃったあれが早くて、私自身きちっとあれしていませんが、その感触を本当に得ているか、得ていないかを質問されているんだとすれば、きちっとそれは得ております。ですから、そういうことを余り疑問に持たれないで、ひとつ支えていただければと思いますが。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　総理の口から５年以内に機能停止をするというようなお話があったということですね。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時７分休憩

午後８時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今、玉城議員がおっしゃったような言葉一つ一つが正確にそうですかということを、それを後でとっちめるために言われたとすれば非常に、私この総理の発言そのものをここに今持っていませんことと、それから官房長官も含めてのいろいろな話、やりとりもありますから、そういう中で確実にしっかり総理はやるということを言っておられ、その感触をきちっと強く受けて、持っているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　記者会見で知事がおっしゃっているから、そういうことですかと聞いているんであって、私が別につくったわけではないですよ。だから、何回も総理自身からですかと言われて、そうだ、総理の口から言ったと。こういう記者とのやりとりが27日にあるからそれを確認しているだけですよ。ちっとも前に進みませんね。

それで、恐らくそういうことがあったかどうか、これはもう知事のこの記者会見の模様では言っているとこう言っていますが、今のところは確認できない。それで、普天間の機能との関係で幾つか確認したいんですが、これまでの県内移設の理由としては、海兵隊の地上部隊、航空部隊あるいは兵たんの一体的運用論についてがずっと理由だったわけですね。それについて県はどういうふうに整理していますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これは県が防衛省に対して、沖縄の海兵隊の役割といったパンフレットに対する質問として、今議員がおっしゃったような説明があったということでございますが、これは具体的にいかなることなのかと、三位一体というんですか、３つの機能が一体でなければならないということについては、どうもはっきりしない、明確でないということで再度御質問を申し上げたところでございます。ただ、それに対する回答は返ってきていないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　普天間の移設については賛成なんですけれども、要するに普天間を移設するということになると、航空輸送手段を移すわけですから、そのほかのシュワブとかハンセンとかキンザーとか瑞慶覧というのは機能しなくなるんじゃないかと思うんですね。だから、要するに普天間の移設ということを前提に考えると、三位一体論は不要であるというのに立たないと成り立たないと思うんですが、その整理はどうされているんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　こういう機能のどこをどう調整できるかという議論はまだ始まっておりません。しかし、県といたしましては、県の立場からしますと、この３つが一体でなければならないと、あるいは全て今のような形で一体でなければならないということに関しましては、これは具体的な説明ではないなと捉えているわけでございます。したがいまして、この一体でなければならない。じゃ、どの程度、どういう形で一体でなければならないのか。例えば航空機をこの沖縄の中に置かなければならないのかといったような議論はこれからだと思います。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　少なくとも航空部隊と地上部隊が切り離せるという前提に立たないと、県の言っている普天間の移設というのは成り立たないと思うんですが、

そこはどうなんですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　ですから、そこは海兵隊の機能、役割というところに絡んでくると思いますけれども、つまりどういうことを想定すればどこまでこの機能を調整できるか、あるいは航空機の機能、輸送機能というものを低減できるかというところがはっきりしていない。したがって、この普天間の運用停止に関しましては、そういった不要不急なものが――というものがあるかどうかはわかりませんけれども――そういったものがあるとするならば、直ちにこれはやめていただきたい、そういった議論をしていこうということでございます。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　必ずそれを出せば、こういう議論になるのは当たり前ですよね。だからそこのところをどう考えるかということがないで、普天間の５年以内の機能停止というのは、これは相手側と理論闘争するというか、交渉するのにはいささか不十分じゃないですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　もちろん県は県として、しかし、運用が低下した状態を求めていくと。これをいかに軍隊が動くかという議論に巻き込まれてしまうと、これは県は勝ち目はございません。したがいまして、そういうことではなくて地方自治体は地方自治体として負担軽減、住民の負担を軽減するという立場でこういう状態をつくってくれということを申し上げていくわけでございます。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　政治論としても軍事論としても未整理というか、なかなかこれは大変だなということですよね。だから、これからも引き続きやりますが、この５年以内が可能だとすると、オスプレイというのはどこに配備されるんですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　オスプレイに関しましては、基本的な立場から申し上げますと、県民の不安が払拭されておらず、配備計画の見直しを求めるというのが基本でございますが、現実にあるこのオスプレイは今政府が取り組もうとしているように、まず訓練の半分以上、過半を県外に移していくということに始まって、やはり５年以内の運用停止の中で、そのオスプレイの不安といったものは限りなくゼロに近づけていくと、そういう状態を求めてまいります。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　普天間が閉鎖されるとオスプレイは行き場がないわけですね。だから、このオスプレイも当然県外にということになるんですが、それはそれでいいですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　今私どもがそれでいいとか、こうすべきだということは今の段階では申し上げられないと思います。これから負担軽減推進会議の中で言うべきことは申し上げていくと。しかし、オスプレイを県民の目の見えないところに片づけてくれといったことは申し上げようと思っております。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　25日の官邸での知事発言ですが、安倍総理に御回答いただきまして、やっていただいたことも胸の中に受けとめて云々という、基礎にしてこれからの普天間飛行場の代替施設建設を埋め立ての承認、不承認を含めて我々も２日以内に正式に決めたいと思っていますと。私はこの発言の問題は何かというと、これまで県は法律に従ってやってきたと、こう言いながら、これは明らかに政治的配慮でしょう。政治的な立場でしょう、これ。知事、総理がこれだけ言っていただいたんだから、それを胸に秘めて、それを基礎にして承認するか、不承認にしてもそれで決めていくと、こういう発言ですよね。これは、そういう意味では私は非常に重大な発言だと思いますよ。要するに、その承認、不承認の基準を総理が言ったことを胸に秘めて、それを基準にしてやっていくということだから、これは法律に基づいてやってきたことと反する話なんですよ。いかがですか、そこは。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　承認、不承認は法律にのっとってしっかりとやったと、こういうことでございます。
○玉城　義和君　全く議論になりませんね。
○議長（喜納昌春君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。
本日の日程はこれで全部終了いたしました。
次会は、明４日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。
午後８時16分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年３月４日

平成26年
第　２　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　６　号）

平成26年
第２回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）**

平成26年３月４日（火曜日）午前10時５分開議

議　事　日　程　第6号

平成26年３月４日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成26年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
甲第25号議案　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第

１号）
甲第31号議案　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成25年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県農業構造改革支援基金条例
乙第25号議案　沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

乙第31号議案　沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第35号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第36号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第37号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第38号議案　沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第39号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第40号議案　工事請負契約について
乙第41号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第42号議案　土地の処分について
乙第43号議案　訴えの提起について
乙第44号議案　訴えの提起について
乙第45号議案　違約金請求事件の和解について
乙第46号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第47号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第48号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第49号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第50号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第51号議案　県道の路線の認定及び廃止について

出　席　議　員（44名）

議　長	喜納昌春　君	20　番	山内末子　さん
副議長	浦崎唯昭　君	22　番	渡久地　修　君
1　番	上原　章　君	23　番	大城一馬　君
2　番	砂川利勝　君	24　番	嶺井　光　君
3　番	具志堅　透　君	25　番	前島明男　君
4　番	又吉清義　君	26　番	照屋守之　君
6　番	儀間光秀　君	27　番	新垣良俊　君
7　番	新田宜明　君	28　番	仲田弘毅　君
8　番	仲村未央　さん	29　番	新垣安弘　君
9　番	玉城　満　君	30　番	當間盛夫　君
10　番	西銘純恵　さん	31　番	照屋大河　君
11　番	比嘉京子　さん	32　番	狩俣信子　さん
12　番	吉田勝廣　君	33　番	赤嶺　昇　君
13　番	島袋　大　君	34　番	新垣清涼　君
14　番	中川京貴　君	37　番	金城　勉　君
16　番	座喜味一幸　君	38　番	糸洲朝則　君
17　番	呉屋　宏　君	39　番	翁長政俊　君
18　番	仲宗根　悟　君	41　番	新垣哲司　君
19　番	崎山嗣幸　君	42　番	具志孝助　君

43番	新里米吉君	46番	玉城義和君
44番	髙嶺善伸君	47番	玉城ノブ子さん
45番	奥平一夫君	48番	嘉陽宗儀君

欠席議員（2名）

15番	桑江朝千夫君	21番	瑞慶覧功君

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	会計管理者	岩井健一君
副知事	高良倉吉君	知事公室秘書広報交流統括監	久貝富一君
副知事	川上好久君	総務部財政統括監	田端一雄君
知事公室長	又吉進君	教育委員会委員長	宮城奈々さん
総務部長	小橋川健二君	教育長	諸見里明君
企画部長	謝花喜一郎君	公安委員会委員	與儀弘子さん
環境生活部長	當間秀史君	警察本部長	笠原俊彦君
福祉保健部長	崎山八郎君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	小嶺淳君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		
病院事業局長	伊江朝次君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。

土木建築部長から発言を求められておりますので、これを許します。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） おはようございます。

昨日の議会におきまして、辺野古埋立承認に係る留意事項、特に環境監視委員会についての県の正式な見解を求められておりますので、答弁をさせていただきます。

1月9日の臨時議会において、「工事中であれば、環境監視委員会――仮称ではございますけれども――そういったものを組織して、専門家による御意見あるいは御指導を得ながら保全対策措置をやっていけば適合するであろう」という答弁をいたしましたが、環境監視委員会は申請書において、既に検討委員会として組織することとなっておりますので、申請書の内容で適合しているものであり、説明が不足しておりました。

このことについて百条委員会では、議会の答弁で少しわかりにくかったところがあろうかと思います。承認した上で、留意事項を付したものでありますと答弁したところであり、これが県の正式見解でございます。

説明不足とわかりにくい表現により答弁したことについては、今後このようなことがないように答弁には

正確さを期するようにしたいと考えております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君）　日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案までを議題とし、質疑に入ります。
質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。
仲村未央さん。
○仲村　未央さん　おはようございます。
それでは一般質問を行います。
まず、審査結果とその判断基準について、確認も含めてちょっとまだ理解ができない部分がありますので、お尋ねをいたします。
昨日の一般質問においても西銘議員とのやりとりの中において、川上副知事から行政としていろんな理由で承認、不承認とすることはできないというような旨の答弁があったと思います。
それから、百条委員会においては知事から埋立法の目的とその基準からいえば承認という答えしかとれないというような見解が証言として示されております。
この件に関連してお尋ねをします。
例えば環境の基準、これは４条１項の基準ですが、このようなことで理解するのはどうでしょうか。
現段階でとり得る対策が講じられているとしても、環境保全に「懸念が払拭できない。」ことから適合することはできない、適合すると認めることはできないともし判断して不承認というふうに至った場合、これは埋立法上何らかの問題が生じるのかどうかお尋ねをいたします。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもは、現段階でとり得るべき環境保全措置等がとられているということをもって適合というふうに判断をしたところでございまして、それでもまだ懸念が残るから不適合という御意見は議員の御意見としてあるかもしれませんけれども、そのことについては、ちょっと私どものほうからコメントができかねます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　つまり内容がこれによって適合、不適合そのものをどうですかと聞いているんじゃなくて、もしこのような環境の懸念上の払拭ができないということをもって、これを不適合として不承認という判断に至るということがあった場合、これは埋立法上何らかの問題がありますかということです。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時10分休憩
午前10時11分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　確かに環境部門からは懸念が払拭されていないという御意見をいただきました。しかし、そのことに関して私どもは、現時点でとり得るべき保全対策はとられているということをもってして、法律上は適合という判断をしたところでございます。
これまでの埋め立ての中でも、例えば那覇空港の第２滑走路などにつきましても、さらなる改善措置が必要とか環境からはかなり厳しい意見をいただいておりますけれども、その中でもやはり現時点でとり得るべきものがとられているということは、法律に適合しているというふうに判断しているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　質問はその判断の結果を聞いているのではなくて、その判断の基準として先ほどのようなところで何か問題が生じますかと、そういう「懸念が払拭できない。」ということをもって不適合、適合できないと判断した場合、問題が生じるかと聞いたんですが、これについて国交省の見解は、公有水面埋立法上の問題は生じませんと、知事裁量が尊重される。まさに知事裁量の世界の話だというのが国交省の見解なんですね。
ところがこの間、何度も知事も副知事も、また土建部長も法の基準にのっとって判断すれば承認せざるを得ないと。法の基準にのっとって判断すれば承認という答えしかないんだというのが百条委員会でもこの本会議でも、去る１月臨時会から通しての答弁なんですね。ですので、聞いているのは、そのようなことで判断というのは、まさにこれは知事の裁量、その環境意見というのをどう踏まえるかというのが知事の裁量の世界によって適合、不適合というのが判断されるということですから、それを決定的に必ず不適合というふうに導き出す法的な基準はないと理解できますが、いかがですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもはその行政手続法に基づいて審査基準を定めておりまして、その中で環境についても適合しているかどうかというのを１項目ずつ審査をしているわけでございます。今回の場合、全ての項目が適合ということでしたので適合をしているという判断をさせてもらいました。それを総括して現段階でとり得るべき措置がとられているとい

うふうに申し上げているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　同じことを申し上げて恐縮ですが、国交省の現段階での解釈、国交省が持っている見解は、公有水面埋立法上の問題は生じませんと。これは知事裁量の判断、知事裁量の世界の話ですというのが今国交省の見解なんですよ。それについて、だから環境上の懸念をもって基準に適合していないと判断することも知事の裁量で可能だという、これが埋立法上の法の理論、法に基づく基準に対する考え方だと私は理解しているんですが、そのことについてどうですかと冒頭からこれについて伺っております。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　議員御指摘のとおり、知事の裁量に委ねられる部分というのは国土交通省さんの解釈でしょうか、そういうのがあるということですけれども、今回私どもはこの時点で適合していると、そういうふうに知事は判断したということでございます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　議長、休憩お願いいたします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時15分休憩
午前10時16分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　国土交通省からの見解であるという議員の御指摘がございましたので、その件については、改めて私どものほうから国土交通省に照会をして結果を聞きたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　これですね、改めてお聞きしたいということになると、これまでの答弁の前提が全部ひっくり返っちゃうんですよ。皆さんはずっと百条の証言でも知事ははっきりと、埋立法の目的とその基準からいえば承認という答えしかとれないと、法の基準からいえば承認という答えしかないと。きのうも副知事は答弁の中で、覚えていらっしゃるでしょう、きのうのことです。西銘さんの答弁の中で、いろいろあったとしても行政としてはその判断は必ず承認だと、行政としては不承認とすることはできないということを答弁されているんですよ、きのう。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時17分休憩
午前10時17分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲村未央さん。
○仲村　未央さん　ですので、適合の判断そのものは幅がある。適合とするかどうか、例えば環境の懸念上が払拭できないということをもってそれを懸念として不適合とすることも可能とする裁量、それをこの法は持っているか持っていないかということを最初から聞いているわけです。必ず、今、言うような何かがあったとしても承認せざるを得ないというようなことに結論を導くような基準はないわけですよ。これが国交省の見解なんです。
だから、そういうことであればこのように埋立法の基準からいえば承認という答えしかとれないと。皆さんが繰り返し答弁してきたことは、全くその法の理解の前提の話ですから、そこを確認されないと次進めないんですね。これまでの答弁が一貫してそうですから。そこはいかがですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時18分休憩
午前10時20分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもはこれまでずっとこの埋立承認については審査基準を定めて、それでやってきたわけです。そして、今回のように環境に対しての「懸念が払拭できない。」という御意見があった中でも、これはもう適合しているというふうな判断をさせていただいたわけです。議員のほうからは、国土交通省からはまた違う見解が示されているというようなことでございますので、そのあたりは国土交通省に確認をしてみないと、私どもは直接聞いてないものですから、それで確認をさせてもらいたいと思います。
○仲村　未央さん　議長、休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時20分休憩
午前10時26分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲村未央さん。
○仲村　未央さん　じゃ進めます。
国交省の見解を確認をしていただきたいということは今保留をしておりますが、もう一歩進めます。
例えば今、皆さんが持ち出して説明している内閣法制局の見解ですね。これは、いわゆる昭和20年代のまさに機関委任事務時代の見解のことを示されているんですね。そういう昭和20年代のそんな古い解釈を用いてさえもなお裁量の幅について明文上の根拠規定はな

く、どこまでが裁量の範囲で、どこからが裁量を逸脱するのかということ、これをクリアにお示しできないというのが国交省のお話です。ですので、例えば先ほどは４条１項の話をしましたが、審査基準、これは必要性が出てきますけれども、埋め立ての。例えば辺野古の埋め立てというのは、知事がずっとおっしゃるように10年かかると。こういう10年かかるものを普天間の危険性を除去するというこの喫緊の課題に対応する、その課題の解決には10年もかかってしまうので、それは到底喫緊の解決にならないですよと。よって、埋め立てによらなければこの目的が充足されない、危険性は除去されない、除去はできないんだと、埋め立てでしかできないんだということを、10年もかかるものは喫緊の課題の解決にならんでしょうということで、今言う申請の必要性の埋め立てについて合理性を認めないという判断も成り立つわけです。

それから、名護市長意見についてこれもずっと従来議論がありますが、例えば地元の理解がない計画は実現不可能と捉えて、その反対意見を踏まえて総合的に判断するのもこれは知事裁量だというのが国交省の見解なんです。ですので、先ほど来お示しするような適合基準によって基準そのものが必ず適合を導き出すのだという話にはならない。まさにそこに裁量の世界、法定受託事務としてのその裁量が働くということがあってこの法は成り立っているわけですが、そのことについてまさに見解を先ほどから求めていますので、これがかみ合わないというのは個人の見解の相違ではありませんから、法的な見解をしっかりとどうぞお示しいただきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　審査事項に関して、私どもはこの提出された申請書の内容について審査をしているわけでございます。そして申請の内容が合理性があるというような判断をそれぞれしてきているわけです。そこの中に一定の裁量というのももちろんあるのかもしれませんけれども、この裁量権の幅がどこまでなのかというのは議員御指摘のとおりなかなか難しい問題で、こういったことについては、現在、もう裁判になっておりますので、司法の判断によらなければなかなかわからないというようなところがございます。

そしてまた名護市長の意見ですけれども、これは私どももこれまで答弁申し上げていますとおり、免許権者を直ちに拘束するものではないということが１つあります。しかし、市長が反対しているということについては問題があるというようなことで、事業者が工事実施に伴って名護市の理解を得ながらやっていかなければいけない部分があるということは実際そうですけれども、私どもはそうではあったとしても、それを勘案したとしても承認であるというふうな判断をさせてもらったところでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　私は、さっき私が申し上げた事例のような答えを出しなさいと言っているわけではないんですよ。最初から言っているのは、この埋立法の基準にのっとればこの目的とその基準からいえば承認という答えしかとれないと皆さんが繰り返している答弁のその根拠は何ですかと聞いているんです。それについてしっかりと示してください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　これまでの長いこの埋立承認の運用実績においても、この審査事項として立てたこの内容で私どもは適合､不適合を判断して、これが適合であれば当然これは承認という判断であるというような運用でやってきたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　結局、法にのっとって承認という答えが、その結果が自動的に導かれるような基準は何もないんですよ、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　先ほど来、仲村議員から何か恣意的に県のほうでこれを曲げて適合にしたというそういうふうな聞こえ方もするわけですけれども、そういうことはございません。

これはまさしく今土建部長が申し上げましたとおり、これまでのこの公有水面埋め立ての実績、これを踏まえて審査事項もつくって、３月22日から営々とこれは各部局でその作業を進めてきた結果であります。その結果として、これは２つしかないんですよ。１つはその法律に基づくその承認基準に適合すれば承認、そして適合しなければ不承認、その結果を出しただけです。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　恣意的に導いたかどうかではなくて、知事の判断によって導かれたものですねと聞いているんですよ。法によって自動的にその答えが、結論が決まっているということではなくて、まさにその結果をつくり上げたのは知事の判断そのものでしょうと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　これは、あくまでも埋立法

に基づく承認基準に適合しているというふうなことで承認というようなことになったということでございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。静粛に願います。

仲村未央さん。

○仲村　未央さん　法にのっとって今適合というふうに結論が出たと。もちろんその基準のとり方、手順、手続の進め方、これは法にのっとっていますよ。その法の基準にのっとって判断する結果そのものは、知事がその裁量によって判断する、そういう法ですよね。何かその基準があって、必ず国が埋立申請をしたらそれは結果適合だという結論に導かれるというようなそういう基準はないわけですよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　それこそまさに長年この埋め立てというのはいろいろ出てきたわけです。そういうふうなもののこの実績に照らしながら、その審査基準もつくってそこは慎重にその審査をして、結果として今回承認に至ったとそういうふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　冒頭から私はこの国交省の見解を申し上げたのは、皆さんの言っている、ずっと繰り返し言っている、法の基準にのっとれば承認せざるを得ないと、せざるを得ないと。法の基準にのっとって承認したではなく、承認せざるを得ない、その結果に必ず行くのだというそこを強調されるから、この法のどこにそのような基準があるのかということを見解を求めているわけですよ。それがありますか、ないでしょう。そしてあるのかということについてまだ答えがないので、これは先ほど来この私が見解を求めることは譲っておりませんので、明確に国交省の見解を確認されたらどうでしょうか。

そしてですね、今……。休憩しましょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲村未央さん。どうぞ続けてください。

○仲村　未央さん　いいですか。

繰り返しますが、法にのっとって承認せざるを得ないなんて基準はないんですよ。ここを明確に答えてください。

それから、環境専門家の科学的知見も、環境生活部の懸念も、それも軽く見て辺野古が生活環境等の保全の観点から見て、特に重大な意味を持っているその水面が失われることには該当しないと判断したのも、知事、あなたでしょう。誰が判断するんですか、こういう基準はないですよ。その答えそのものは皆さんの判断でしょう。

普天間飛行場の危険性の除去は、この埋め立てによらなければ充足されない。辺野古は埋め立てるのに適切な場所だと。そして名護市長意見は政治的意見にすぎず考慮に値しない。それをそういうふうに判断したのは、知事、あなたですよ。これが法によって自動的に導かれる結論ではないんですよ。それを判断したのはまさに主体は県知事、そうですよね。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　まさしくこれは法に適合すると判断をしたというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　今おっしゃったように、判断した主体は皆さんですよ。法にのっとって自動的に導かれて承認せざるを得ないのではなくて、法に基づく基準によって判断した皆さんのその結果が適合なんですよ。そこをどうしてせざるを得ないというふうな表現を使ってこの間説明をされてきたのか、ここ明確に答えてください。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　表現の仕方はいろいろあっても、結論的には同じです。その法律に基づいて鋭意この審査を進めて、そして承認基準に適合すると判断をしたというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　いや、このごまかしは到底許されません。皆さんは何度も言っているんですよ。埋立法の目的とその基準からいえば承認という答えしかとれないと。そうですか、答えてください。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　先ほど冒頭に申し上げました、３月22日にその埋立承認申請書が出て、これについて審査をしてきたわけです。この結果として出てくる答えは２種類しかないわけです。埋め立てのこの承認基準に適合すれば承認、適合しなければ不承認、この２つしかないんです。今回の場合は、適合すると判断をしたというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　議長、休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時38分休憩
午前10時43分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
川上副知事。
○副知事（川上好久君）　これは３月22日に埋立承認申請が出されて以来、各部局で鋭意これは作業を進めてまいりました。その法律に定めるその承認基準に基づいて、そしてまたこれを審査するに当たってこれまで公有水面埋め立ての実績をひもときながら、公明正大にここはやっぱりきちっと、また今回さまざまな形で我々は情報提供もやってまいりました。そういう中で、今回の場合はその承認基準に適合すると判断をして承認と至ったわけでございます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　今のは答弁じゃないですよ。
埋立法の基準からいえば承認せざるを得ないという、その根拠は何ですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもが行政手続法にのっとって定めた審査事項に全て適合しているということから、承認せざるを得ないというふうに判断をしたということでございます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　議長、休憩を願います。
今、質問がすりかわっているでしょう。私が聞いたのは、埋立法の基準からいえば承認という答えしかとれないという根拠は何ですかと言ったら、今、別のことに質問すりかえたでしょう。（発言する者多し）
○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。
○照屋　大河君　議長、暫時休憩を求めたいと思います。
会派の中で調整もありますし、答弁の検証もしたいと思いますので、暫時休憩の動議を提出したいと思います。
○議長（喜納昌春君）　暫時休憩いたします。
午前10時46分休憩
午後４時45分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
午前の仲村未央さんの質問に対する答弁を願います。
土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　午前中の御質問に対する答弁をいたします。
国土交通省への照会結果でございます。
照会は３つ。
まず１つ、承認基準は法で定められており羈束裁量であるか、２番目、県が法に基づき審査基準を定めていることについて、３番目、免許の場合と承認の場合の、知事の裁量について、この３つで照会いたしました。
国土交通省の回答を読み上げます。
１番､承認基準は法第４条第１項に規定されており、承認には当該規定の要件を満たすことが必要。
２番、環境保全については、法第４条第１項第２号及び昭和49年６月14日通知の処理基準に基づいて県で具体的な承認の基準を定めている。
３番、免許の場合と異なり、承認については、そもそも国は埋め立てを為す権能を有しており、裁量の範囲は極めて小さいと考えている。
４番、法第４条第１項各号に適合している申請について、不承認とすることは免許と比較して知事の裁量の幅はほとんどない。第４条第３項の同意が得られていない場合など、合理的理由がある場合のみである。
以上が回答でございます。
○座喜味　一幸君　議長、今の回答を聞きまして……（発言する者多し）
○議長（喜納昌春君）　進行中ですから。
仲村未央さん。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　それで、お尋ねしたのは、適とするか否とするかについて裁量があるのか、一切その裁量を排除しているのかということについて朝からお尋ねをしています。このことについてはお聞きになったんですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず全般的にその国の埋立承認については、裁量の範囲は極めて小さいと考えているという回答がございます。
さらに、法第４条１項各号に適合している申請について、不承認とすることは免許と比較して知事の裁量の幅はほとんどないというふうに回答がありますので、適合しているものについては承認せざるを得ないというようなことになろうかと考えております。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　ですから、４条１項に適合しているかどうかの、その適とするか否とするかについて裁量があるかどうかと聞いているわけですよ。そこをお答えください。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時48分休憩

午後４時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県が定めたこの審査基準に対して適合しているか適合していないかということに関しましては、県のほうではその長い埋立承認のそういった審査の経過がございますので、そういうものについて裁量があるということについては違和感があるというようなことは国土交通省から電話でお聞きをいたしました。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん 裁量はあるが、違和感はあるということですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 裁量があるとの考えについては違和感があるというような回答でございました。したがって、明確に裁量があるともないとも言えないような部分はあるんでしょうけれども、裁量がどちらかというと、ないというような形のものなのかなとは思っております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん まさにそこなんですね。法制局のその回答によっても、法制局はその一切の裁量を排除するという回答を持ってないんですよ。そこを皆さんのこの答弁は、数々の議員にこれまで臨時議会も百条委員会もこの本会議も通じて法基準から言えば承認という答えしかとれないという答弁を繰り返してきました。これ知事証言ですよ。これは、今言うその法基準からいえば承認という答えしかとれないということが本当に裁量を一切排除しているのか、裁量の余地が全くないのかというその論拠、そのよりどころ、皆さんきょうまで持たずにこの答弁をしてきたの。今確認しているんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 私どもはもう数十年にわたる埋立承認のそういった運用の実績がございますので、そういった中で基準に適合しているものは承認というふうな判断をしてまいりました。改めて国土交通省に問い合わせましたところ、基準に適合している申請について不承認とすることは知事の裁量の幅はほとんどないということですので、これは４条第３項の同意が得られている場合など、合理的理由がある場合を除いては当然にして承認であろうというふうに考えます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん 何度も皆さんはごまかしをするんですよ。裁量の余地は、法基準に適合した後に発生しているのかと聞いているんじゃないんですよ。そもそも４条１項のその法基準にのっとったときに、その判断を適とするか否とするかのその裁量の余地はあるのか、一切ないのかと聞いているわけです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） それは先ほどもお答えいたしましたとおり、県が定めた基準に対して適合、不適合ということについては、裁量があるとの考えには違和感があるというのが国土交通省の回答でございまして、明確にないとも言ってはおりませんけれども、やはり違和感があるというような回答でございました。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん 議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村　未央さん 今の議長の采配に対しては、非常にこの議会に対して答弁の本当に根拠が問われているときに、ここを確認する休憩を認めないというその采配ですから、それについては非常に残念です。

それで知事、お尋ねいたしますが、法基準からいえば承認という答えしかとれないとした知事証言ですね。このことはこれでまさに証言として、今私はそのように議事録を確認していますが､そのあるかないか､つまり法基準からいえば承認という答えしかとれないというその知事証言、それでよいかどうか明確にお答えください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時57分休憩

午後４時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほどの国土交通省とのやりとりの確認といいましょうか、回答から判断いたしましても、基準に適合している申請について知事の裁量の幅はほとんどないということなわけですから、それは当然にして承認というようなことが出ても決して間違いではないだろうというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん　知事に聞いております。知事の証言ですから、これは部長が言い直したりもできないんですね。

それでもう一度聞きますが、適とするか否とするかという、ここに裁量の余地があるのか一切ないのかという、それがまず判断の第１段階です。それを含めて最終的に承認とするかしないか、これも裁量の第２段階です。その第１段階の４条１項の免許禁止基準において適とするか否とするかに一切の裁量の余地がないのか、まずここを明確にしていただきたい。

そして、そのことからすれば法律の基準からいえば承認という答えしかとれないとした知事証言との整合性そのものなんですよ。そこを明確に、知事、お答えください。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

休憩いたします。

午後５時０分休憩

午後５時０分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　今の承認基準に適合しているかどうか、その適合しているかどうかを判断をしたというふうなことでございます。その際に裁量があるかというものについては先ほど部長が答弁したとおり、それが裁量があるということについては非常に違和感があるという、そういう話です。

我々はこれまで復帰後、物すごい数の埋め立てを承認をしてきたわけでございます。とりわけ、最近では、この行政手続法でその審査の項目も明らかにしてずっとやってきたわけでございまして、そこにここの部分だけ、この埋立承認だけ特別に判断をするという余地はほとんどないというふうに考えていいと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　違和感があるという話と、法基準に必ず承認せざるを得ないという結論に導く基準があるかという話は別なんですよ。そこを厳格に何度も確認をしています。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。静粛に願います。

○仲村　未央さん　だから、裁量の余地はないんだよという今の答弁ですが、裁量の余地はないんですかと聞いているんです。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　今、土木建築部長が申し上げましたとおり、これは国土交通省の言いぶりとしては、裁量があるということについては違和感があると。そしてまた、我々がここまで長いことさまざまなこの埋立承認をやってきた、そういうこの積み重ねの事務的なそういう中立性といいますか、それを担保をしながらこれやってきたわけでございまして、そこにはこの埋立承認申請に対して特別な裁量は働いてないというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　では、１つ具体例を挙げて聞きます。

例えば、知事は埋め立ての必要性、その判断について、この普天間の喫緊の課題は危険性の除去であると。その危険性の除去を解決するその手法、そのやり方は、この埋め立ての必要性で問われるわけですね。その中の回答として、この普天間の喫緊の課題である危険性の除去を解決するそのことを満たす手段は、土地利用つまりこの埋め立てによってしか充足されない、このような判断をされたわけですね。

ところが、知事は従来、その埋め立てによらずとも県外もある。むしろ10年もかかるような埋め立てが喫緊の課題に対応するかと、これはむしろ固定化ではないかというような印象すら持つということを繰り返し答弁されてきた。それからもう一つ、地元の理解が得られないその埋め立てについては、これはもはや計画というよりは実現不可能だと。だから日米共同発表を見直せとこのような主張をされてきた。

ところが、皆さんの審査結果は、この埋め立てをしてこの問題を解決するのに適切な場所であるという判断ですよ。それが知事の判断。ですから、それは知事はこれまで私がどういう主張を持っていようとも県外公約を貫こうとも審査基準に従えばこの答えしかないんだと言ってきたんですよ。そうですか、この答えしかないんですか。

それとも知事は、自分の公約との整合性がこれはとられていないけれども、法基準にのっとればこの答えしか導き出せないんだというのが百条委員会の証言ですね。法基準からいえば承認という答えしかないと、この答えしかないと。それほど裁量の余地がないような審査内容なんですか、審査結果なんですかと、そこを聞いています。

知事、答えてください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時４分休憩

午後５時５分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　埋め立ての必要性

についての御質問でございます。

埋め立ての動機となった土地利用が埋め立てによらなければ充足されないかということについて、私どもは、この公有水面埋立法としては、事業者から提出されたこの申請書に基づいて審査をいたしております。その結果、普天間飛行場の代替施設としてこの埋め立てを行うものであること、そしてまた、埋め立てを行うことによって住宅地上空の飛行を回避するようにＶ字型滑走路をつくることなどから、埋め立ての動機となった土地利用が埋め立てによらなければ充足されないことについて、合理性があると認められると判断をしたところでございます。そしてこの裁量につきましては、先ほどからもお答えしているとおり、裁量があるとする考えには違和感があるという国土交通省の回答でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　知事、本当にそうなんですか。このような審査結果は必ず辺野古の埋め立てによらなければ、この普天間の課題は解決されないというふうに書けというような具体的な基準があるんですか。それを知事が判断されたんじゃないんですか、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　繰り返しになるかもしれませんけれども、公有水面埋立法にのっとって申請書が提出されてきておりまして、その申請書の内容を我々は審査しております。その結果、先ほど申し上げましたように、普天間飛行場の代替施設としての埋め立て、あるいは住宅上空の飛行を回避するための、そういった措置がなされているというようなことから合理性があると認められるというふうに判断したところでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　知事は自分のその判断、承認という非常にその今注目をされた判断について一切お答えにならない。そしてこれは百条委員会の証言ですから、今部長があるいは副知事がどんなことを言おうと、知事がおっしゃった。まさに法基準からいえば承認という答えしかとれないというこの証言をどうするかは百条委員会でしかできません。ですので、今、知事お答えにならないのであれば、百条委員会を開くしかない、証言を求めるしかないわけですよ。それは持った上で、私は知事が県外を貫いているのだと。ところが埋立法に基づく審査基準という不可抗力でこれはこれで承認せざるを得ないので、との言い方そのものが、まずその知事の決断、結論を決定づける法の基準はないということを私は見解として持っております。このことについて、今、法の確認は後で文書で下さい。その内容については文書を求めます。そして、このように本当に法によってこの結論しかないというこの言い方、これはまさに私は県民を欺いている、詭弁ではないかというふうに思っております。つまり、みずからこの埋め立ての必要性を判断し、みずからそこが合理的だ、必要性があると判断して承認を下した。そのことを認めないということが今知事の公約との整合性の問題で問われているんですよ。お答えになりませんか。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。静粛に。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　繰り返しますけれども……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○副知事（川上好久君）　今回の埋立承認申請につきましては、これはまさに知事も行政の長として、法に定められた基準にのっとって審査した結果を踏まえて承認をしたというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　時間です。

○仲村　未央さん　いずれにしても、先ほどの見解の資料の提出を求めます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　こんにちは。

埋立法に基づく埋め立てに関しまして、県はこれまで公益上の立場から承認を拒否することは難しいと答弁を続け、相当な根拠を持って対応していると私たちは思っておりました。そう思いきや、これまで内閣法制局に対して相談も問い合わせもしていなかったことが先ほどの答弁で明らかになりました。驚くべき内容とはこういうことを言うのではないでしょうか。県のいう法的基準、根拠を曖昧なままで行政手続上承認せざるを得ない、そういうことを繰り返す実にお粗末な手順で重要な承認判断に至った、そういうことが見えてきました。

そこで、これまでの皆さんの言ってきたこと、そして百条委員会における証言、その整合性について確認をしていきたいと思っております。

まず最初に、先ほど土建部長、裁量は極めて小さいということで違和感があるということは、これはゼロ

ではないんですよね。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　裁量について違和感があるというコメントを国土交通省からいただきましたけれども、これがゼロであると言い切れることではないのかもしれません。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　ゼロであるとは言い切れないということはゼロではないんです。ということは裁量はあるんですよね。そこをはっきりしてください。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　これはあくまで国の有権解釈の話でございますので、彼らが使っている言葉以外の言葉で私のほうから細かく説明することはできません。この私どもが基準をつくったものに対して適・不適というものについての裁量があるとの考えについては違和感があると、こういう回答でございます。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　ゼロとは思いたくないということですよね。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　ゼロという回答ではなかったということでございます。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　ゼロではないということは確かです。
　それから、先ほどありましたこれまでの埋め立ての基準について、実績を踏まえながら皆さんは判断したと。それではこれまで沖縄県内の中で、埋め立ての実績の中で米軍基地を相手とした実績はありますか。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後５時14分休憩
　　午後５時15分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　米軍基地として埋め立てると、米軍基地に提供するために埋め立てるというものについてはちょっと心当たりがありませんけれども、古い資料を調べてみないといけませんのでちょっと時間がかかるということになります。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　ということは、実績はないんですよ。実績はないんですから、皆さんはもっと慎重にこのことを本気になってやってないという証拠ですよ。法制局についても皆さんの自分たちの基準の中でこの問題を解決をしている。しかし、先ほど質問の中でありました。問い合わせしましたかといって初めて、承認をして初めてそういった問題にも手をつける。これが本当に皆さんが法令にのっとり行政手続上しっかりと自分たち沖縄県の意識を持ってやった仕事ですか。知事、どう思いますか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもは数十年にわたる埋立承認あるいは埋立免許の実績がございます。これまでも2500ヘクタール以上の埋立免許もしくは承認をしてまいりました。そういう運用実績の中で培われた我々のノウハウというものにつきましては、決して違法なものだとは思っておりません。今回、改めてこういったことで国土交通省の見解ということが求められましたので、国土交通省に見解を求めたところでございます。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　だからもっと慎重にしてほしいということを言っているんです。
　それではちょっと具体的に伺います。
　まず、12月23日、土建部長が知事に説明をしに行く。そのとき、どういう思いを持って、どういう心境で知事のほうに説明に伺いましたか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　12月23日、朝一番の飛行機で参りましたけれども、ちょっとそのときどういう思いだったかというのがなかなか思い出せないところはありますけれども、ほぼ最終に近い形での報告をしに行くんだということ。それからまた、私の周りにマスコミ関係者が常に10人近くずっと取り巻いておりましたので、非常に緊張して行った覚えはあります。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　先ほどそのマスコミの皆さんに対して土建部長は、そのときに適合か不適合かまだ結論が出ていない。あるいは適合か不適合か微妙なところであるという、そういう発言をなさったというふうに聞いていますが、それはどうですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　12月23日の時点でそのときの知事説明に使ったペーパーにつきましては、もう既に公表しておりますのでごらんになっていると思いますけれども、三角の部分がございまして、環境に関する主に外来生物に関するところがまだちょっとだけ審査が全て終了するというところまで

至っておりませんでした。そのことについてもしかしたら言ったのかもしれませんけれども、よく覚えておりません。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　ぜひ思い出して、もう一回答弁をいただきたいんですけれども、そのときに、その後、皆さんは第４条１項２号について環境保全策に十分配慮しているかについて絞り込み、２時間にわたって協議をし、土建部、農林水産部長ともに項目について適合、不適合、双方の判断が成り立つと知事に報告したとありますが、そういったことは発言しておりませんか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　12月23日のときには不適合の部分はなかったということを報告したことはあります。もちろん三角部分がありますので、審査は未了の部分があったと思いますけれども、そういうふうなことは覚えております。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　農林水産部長、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　私のほうは､作業ヤードの件を見ておりますので、そこの部分で10条に関する部分で三角という表現をしていた部分がありますので､そこのところを説明したような記憶がございます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　百条委員会でもそのとおり証言をしております。これまで不適合はない、それからそろそろ審査は終わる、それからそれに対して知事が、では年内に判断したいというそういうやりとりがあったということを証言しております。しかし、その23日の報道によると、そういう部分じゃなくて２時間にわたって不適合の場合にはこう、適合の場合にはこうというケースを説明したというふうにあるんですよ。思い出してください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　私ども事務方で審査をいたしますのは、我々が決めた審査事項について一つ一つ適合か不適合かということを積み上げて審査をいたします。最終的な結果としては承認、不承認という結果が出てくるわけですけれども､最初から承認、不承認というような結果を予断を持って知事に説明したということはないと思います。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　土建部長は、その前にもいろいろとマスコミのほうにも話をしておりますが、その時点で報告に至るまで一番悩んでいたのは何ですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　比較的明るい性格なものですから、余り悩みというのがないものですから、そのときに悩んでいたことはちょっと思い出せません。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　そのときに悩んでいたというのは、私の判断だと、ジュゴンやウミガメの問題で悩んでいるということを発言しております。そして環境保全策が十分と言えるか、適合、不適合どちらの結論を導いたらいいか、事務方では判断がつかないから、知事や三役の判断を仰ぎたいということ、そのことを発言しております。言った覚えはありませんか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　覚えておりません。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　沖縄のマスコミは本当にしっかりと取材をして、そのことが新聞のほうにも報道にあるんですよ。それはそれでいいとして、じゃ、覚えてないなら覚えてないでいいんですけれども、そのときのことをちょっと話をしたいと思いますが、そのときに一番中心に話し合ったことが外来種の対策でしたか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　そのときというのがどのときかちょっとわかりませんけれども、外来種については先ほど申し上げましたとおり、12月23日の時点でまだちょっとだけ審査が終了してなかったということはございます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　外来種のことが一番最後まで残っていました。じゃ、一番最後にこの外来種を了としたその根拠は何ですか。

○議長（喜納昌春君）土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　もともと何も不適合のものを適合としたということではなくて、審査は終了してなかったということです。審査は私だけではなくて海岸防災課のスタッフのほうで行っていて、そちらのほうが審査基準に照らしてこういうことで適合だというところの審査結果を待っていたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　29日に土建部長が23日の病院のことを報告したときに、知事からは明確な指示はなかったというふうに証言はなさっております。でも29日には部長は病院でのやりとりを通じて知事の方向性はこ

うかなと、結局承認かなというふうに思ったということを言っておりますね。それは何かというと知事の独特の言い回しでこうだと思ったと。暗に承認の方向性を感じたとありますけれども、この件については言ったことはないですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　覚えておりません。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　全て覚えてないですね。では、その方向性を感じていたのかしら。環境生活部長、その２時間の間に土建部長、それから農林水産部長がその適合について、環境保全対策について知事に説明をしていることを聞きながら、どういうことを感じて聞いておりましたか。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君）　23日の件ですね。なかなか私も記憶が余り定かではないんですけれども、その日は結構寒い日ではありました。病室に入ってから、皆さんも今回の情報公開の中で示されたと思いますけれども、知事への説明資料を配付いたしまして、その中でマルの意味あるいは三角の意味を土建部長から説明していたんですかね。そういうことで三角のほうでまだ審査手続が終了していないというような状況を説明していて、まあまあ中間段階というかまだそういう段階だったので、特に私としては感想は持っていなかったところです。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　環境生活部ではきのうも部長はおっしゃっていました、懸念は払拭されていない。懸念は払拭されていないという思いがある中で、知事と土建部長がほぼ適合しているというようなそういう説明をしております。知事、環境生活部長は懸念は払拭していないということを意見で出しております。その部長が目の前にいて、その環境部門について、これは知事の公約でもあります。公約の７番目にあります。環境保全をしっかりとやっていく。そういう公約を持っている中で、環境保全に対して、そこにいるこの沖縄県のトップである、環境部門のトップである人が出した意見は、懸念は払拭されない。そのことについて意見を聞こうという気にはなりませんでしたか。

○知事（仲井眞弘多君）　休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時28分休憩

午後５時29分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　２カ月前のこの部屋でのやりとりというのを一々、今議員はおっしゃっていますが、これは人って覚えてないですよ、基本的に。ですから今お答えするにしても、環境については私の公約以前の話でしっかり県としてはやって、自由に議論をし自由に意見を出してくださいと。あれやるな、これやるなとも言っていませんよ。ですから結構自由にみんな意見を出してきているでしょう。ですからそれをそういうものだと、そういう雰囲気の中で仕事をしていると御理解いただいたほうがいいですよ。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　自由に仕事をしたその結果が、沖縄県の環境が、懸念が払拭されない、危ないと言っているんです。言わせっ放しですか。そういう意見が出たら、じゃ、その危ないということに対してどうすればいいかということをしっかりと判断するのが公約を守ることではないんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　それはあなたの意見であって、その出てきた意見をちゃんと担当の土建部に送って、そこでこれを消化するのがこの仕組みのやり方でしょう。ですからそのときに何も遠慮して意見を言うんじゃなくて、しっかりと意見を出しなさいということですから、これについて何が御不満があるのかがよくわかりませんよ。だからそれをきちっと土木でそれを受けて、ちゃんとこれを踏まえてその判断の基準に沿って判断をしているわけですから、それで非常にいいことじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　県民の多くがその環境を心配しております。その結果についても心配をしております。これまでのやりとりの中で本当にそれでは、さっきあった、これはまさしく知事が裁量権を出してそういうふうな雰囲気があった。だから環境生活部長も懸念があるけれども、その場でおかしい、懸念ありますからと言えないんですよ。知事にそういう承認に向けての態度があったんじゃないですか。環境生活部長、それを感じなかったですか。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君）　そこで自分の感受性を疑われるのも何ですけれども、特にそういったことは知事からは感じられなかったところです。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　感じなかったということですからもういいですけれども。

次に、埋め立ての必要性について、内容審査の結果

について少し入っていきます。
　辺野古は危険性の除去のため合理性があると言っていますよね。知事がよく言っています実現可能性については長期化する、固定化する。そうなると普天間の危険性がそのまま温存されて、これが合理性があるのかどうか、そこをもう一度お願いいたします。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　埋め立ての必要性につきましては幾つかの審査項目やっておりますけれども、全体的に言えるのは、辺野古の埋め立てというのは普天間飛行場の代替施設であるというようなこと、そして先ほども御答弁いたしましたけれども、住宅地上空の飛行を回避するために埋め立ててＶ字滑走路をつくり危険性の回避を図るというようなことになっております。これが申請書に書かれていることでございまして、これには合理性があると認められると判断したところでございます。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　これまで知事が言っていたこと、本当にそれは危険性の除去のために一番大事なことは、辺野古に行くことじゃないんじゃないですか。県外が一番合理性があるんですよね。辺野古の移設で普天間の危険性の除去はできると思いますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後５時33分休憩
　　午後５時33分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　あの埋め立ての計画の中で計画されているとおりであれば、相当除去できると思いますよ。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　５年以内の運用停止を何のためにやっていますか。知事公室長、お願いします。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　再三答弁させていただいていますけれども、この辺野古の計画の申請が出てきたと、３月22日でございます。それはそれで事務的にきちっと判断をして結論が出る見通しであると。しかしながら、これが仮に承認されて計画が動き出したにしても最低で9.5年かかると。したがって、9.5年は長い、それを半減するようなことにしないと、これは普天間飛行場の危険性は、住民の危険性はこれは回避されないと、そのような判断で要請をしたものでございます。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　危険性の除去のために５年以内の運用停止を求める、それから政策協議会で初めて今回５年以内の停止が出されました。そのことは、辺野古の承認とは関係ない、条件ではないということをおっしゃっていますよね。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　辺野古の承認の条件ではございません。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　条件じゃないなら、なぜこれはリンクになっているんですか。リンクになっていますよ。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　そのような御見解ですけれども、リンクしているとは考えておりません。
○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　辺野古の埋め立ては合理性があるという判断、その判断は本当に普天間が辺野古に行ったら危険性が本当になくなって、それで合理性があるというふうに皆さんはそこで適合としているんです。合理性があると言っているんです。そうなっているんです。ところが、皆さんが言っているのは、その政策協議会で言った５年以内の運用停止、それをつけて、その先に５年以内の停止をつければ危険性の除去が早まると、そこは本当に矛盾しているんですよね。辺野古の埋め立てが本当に普天間の危険性の除去になっているか、本当にここだけを見てしっかりとそこは適合か不適合かやらないといけないんじゃないですか。それが合理性があるんですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　まず、この辺野古の埋立申請の問題と５年の問題は、少し混同されている感じもいたしますが、問題の原点が普天間飛行場の危険性の除去という点ではこれはリンクといっていいのかわかりませんが、目的は重なっているわけでございます。ただ、この辺野古の承認、そして辺野古の計画というものは、これは政府が長年の日米合意を変えることなく県が県外移設を求めるといったこともあったわけですけれども、現実にここに出てきていると。その目的自体は普天間飛行場の危険性の除去ということは、これは間違いなく、仮にその他の要素を捨象したとしても、このプロジェクトが普天間飛行場の危険性の除去につながるということは、これはひとしく認めるところだと思います。しかしながら、これとは先ほど申し上げましたように、これが進むことによってそれでも長い時間要してしまうということであれば、県としてやはり一日も早い普天間飛行場の危険性の除去

のために、また別の手だて、ここで言う５年以内の運用停止を求めるというのはこれは自然な流れだと思います。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　それでは今、政策協議会で出された要望書について少しお願いいたしますが、その策定過程について、私たちは本当に疑問があるんですけれども、この内容について、策定はどこで、どのような部署で策定されましたか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

政策協議会の開催の連絡があったのが12月13日でございます。政策協議会の沖縄県の窓口は企画部が行っておりますので、企画部のほうにおいてその策定作業に取りかかりました。その際には沖縄振興関連の予算の確保ですとか、那覇空港滑走路増設、またＯＩＳＴの拡充、税制改正などについて、これまで知事が要請してきたものをベースに整理したものであります。

一方でまた、基地負担の軽減、これにつきましては知事公室がこれまで基地負担軽減に関する要望などしておりましたので、それをベースに整理して、これを通常の要請書の形式に取りまとめまして策定したと、そういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　基地負担軽減については知事公室のほうで、知事公室長はこの５年以内の運用停止ですとか、オスプレイの半分を訓練移転とか、それはいつごろからこの政策協議会に入れようというふうに考えていたんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これはこの議会で答弁させていただいていますけれども、３月22日に現実に埋立申請が国によって提出されたということを考えまして、ならば普天間飛行場の一日も早い危険性の除去という課題を解決するにはどうしたらいいかということで、これはこの埋立申請とは別に検討しなければならないという問題意識でございました。これが最終的に政策協議会の要望ということで、残り３項目とともに正式要請となったわけですけれども、いつ、どこでこれが浮かんできたのかと申しますと、これはこれまでの長い基地問題、それから普天間飛行場の危険性の問題といった中で検討され、さらに12月の政策協議会の要望として集約されたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　長い間考えてきたといいますけれども、11月議会の中でもそのような発言は一回もなかったですよね。それが突然に政策協議会の中で提示をされて、そのオスプレイについても断固反対をするということを言っていた。それが後退をした。そして普天間の５年以内の運用停止、この件も県民は初めて聞いたんですよ。それがどこで、どんなふうにしてそこに上げられたか、その過程についてもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　まず、今オスプレイについて後退したとおっしゃいましたけれども、オスプレイについては後退しておりません。オスプレイにつきましては、引き続き県といたしましては配備計画の見直しということを求めていますが、現在、オスプレイは現実に飛んでいるものをいかに減らしていくかという、これはまず現実的な対応をしようということでございまして、最終的にはオスプレイが普天間飛行場の上空を飛ばなくなる状態といったものを求めているところです。それが５年以内の運用停止ということになるわけですけれども、これはもちろん先の議会では答弁はしていなかったと思いますけれども、当然ながら政策協議会に出すという意思決定は、長い基地問題の解決、検討の積み重ねの中で出てきているわけでございまして、それが12月17日の政策協議会で正式に出させていただいたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　８月に軍転協の要請をしております。その軍転協の要請は知事が会長ですよね。その中でこの問題については一言も触れられておりません。知事は、軍転協にもその５年以内の運用停止、そういう問題も説明をなさいましたか。皆さん方にこういうことを考えていますよというぐらいのことも話をしておりますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時42分休憩

午後５時43分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　軍転協は毎年やっているわけでして、８月の終わりごろまとめて、そして各省、関係省庁、アメリカ大使館も含めて回るわけですよね。その軍転協の集まりの中では今の話はやっておりませんよ。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　軍転協の皆さんにも本当に失礼だと思います。

それから、知事は年頭の挨拶で、基地問題は昨年夏

ごろから内閣と話し合いながら代表的な４つを選び、現実的に前に進めていきたいと意見交換をしてきたと言っております。夏ごろからこういうところでこの普天間の５年以内の停止、政府と話し合っていたんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時44分休憩

午後５時44分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　４項目だけではなくて、政府のお偉い人と会うときには、基地問題についていろんな話を出しますよ。そして地位協定なんかはもう稲嶺惠一知事さんのころから11項目まとめているけれども全く進まないというような話からいろんな話をしますよ。ですからこの４項目というのはそういういろんな話をしている中で政策協議会の段階で今の内閣を見て、この４つは代表的な例としてきちっとお願いしようということでまとめたわけです。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　誰がまとめたんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　県におきましては、基地問題の担当部局は知事公室でございます。したがいまして、私どもで検討し知事が決定をしたものでございます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　この容認が11月末に辺野古の容認に方針転換をした自民党県連の要望と、この基地負担軽減の４項目がほぼ重なっておりますけれども、この知事の承認に向けた環境整備という位置づけだったのか。すり合わせなり意見交換はありましたか、自民党県連と。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時46分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　折に触れ与党のいろんな議員の先生方とはいろんな形で意見交換というのはやるわけでして、ただ、きちっと会議の形式をとって何かを決めたり何かをまとめるというようなことは、この件についてはやっておりません。17日の政策協議会の中では沖縄振興とそれから基地関係というのをこれまでもずっとやってきていますから、それに合わせて我々はまとめていくわけでございます。

○山内　末子さん　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時47分休憩

午後５時47分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

山内末子さん。

○山内　末子さん　この要望書の中に知事の公約である県外移設と言い続けた、普天間の県外移設を求めるがすっぽり抜けておりますよね。この県外移設という公約を投げ捨てて辺野古の埋立承認に至る条件闘争を始めるというこの要望書が、文字どおりこの趣旨に乗っかって進んでいったんではないでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君）　休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時47分休憩

午後５時48分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　普天間の県外移設を投げ捨ててとおっしゃいましたけれども、どうもその表現は気にかかるわけですが、別に条件闘争でも何でもありません。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　知事は、知事公約の日米合意を見直すというこの埋立承認を決裁したことでそれをほごにしたという県民のその怒り、これをどう認識しておりますか。

○知事（仲井眞弘多君）　これも休憩下さい。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時48分休憩

午後５時49分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　私の公約の普天間問題解決のために基本的なスタンスという項目があります。その中に２つ書いていまして、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去、そしてその次に２プラス２の発表の見直しと県外移設とこう書いてあるわけでして、一番の目的は一日も早い普天間飛行場の危険性の除去なわけですね。そしてその方法として２プラス２の発表を見直して県外移設、これは方法として書いてあるわけです。ですが、何もこれを捨てたというわけでも何でもありませんよ。これは国が３月22日に埋立申請をするというこのあたりから、ある意味で丸ごと県外移設という形はオプションとしては少し弱くなり始めているというのは確かだと思いますよ。ですが、我々は一

日も早い危険性の除去というのが一番の目的ですから、２プラス２で内容を見直しして県外移設というのは、これは方法なんです。ですから５年以内の運用停止というところで早く運用停止をして危険性の除去をしようと。この場合でも県外移設は県外の協力がないとなかなかこれは実現しないと思うんです。そういう意味で我々の考えそのものは何も変わってないどころか方法も同じだと、こういうふうに考えています。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　方法は同じではないんです。県民は知事の公約である日米共同声明を見直す、この言葉は辺野古には着手をしないということなんです。それが公約なんです。幾ら高度な言い回しで、高度な技術で、政治感覚で知事がそういうことをおっしゃっても、県民は額面どおりにはこれは受け取れません。県民が額面として受け取っているのは、日米共同声明を見直す、その言葉を信じたんです。行政の長として、それであなたを選んだ。知事として誕生させて、そしてこの行政をしっかりとやってくれるだろうと。知事が12月に東京で入院をしている間、県民の皆さんたちが本当に心配をしましたよ、早くよくなってくれと。そういうことで県のほうに激励のはがきアクションとかそういうこともあったと思いますが、そういう激励のはがきあるいはデータ、そういうことを見ておりますか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩下さい。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時52分休憩

午後５時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　まだ私、見ておりませんが、いろいろあったそうでございます、県庁にですね。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　県民は本当にかわいそうですね。本当に激励をしたくてしたくてということで、皆さんが知事に対して早く腰もよくなってくれと。その後の27日にあの承認をした後、県民が知事に向けて言った言葉、もしかして知事は東京でマブイをとられたんじゃないかと、そういうようなことがありました。それが今の県民の思いです。（「誰が言ったの」と呼ぶ者あり）　県民です。

ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後５時53分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○山内　末子さん　知事は、辺野古移設を一度も私は辺野古はノーと言っていない。それから県内移設もノーと言ってないということをきのうおっしゃっていましたけれども、2010年の４月25日、県民大会に参加をいたしました。この県民大会は何の大会だったんでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩下さい。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後５時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

山内末子さん。

○山内　末子さん　県内移設に反対し、県外・国外を求める大会ですよ。そのときに知事がおっしゃったことは、鳩山さんに対しても公約を諦めないでくださいということを発言しております。私は今、知事に、公約を諦めないでくださいと、そのことを申し上げたいと思っております。いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　当時の４月25日の大会、今、議員のおっしゃったような目的で開かれたかもしれないという気はしてまいりました。今ちょっとチェックさせていますが、ただ、そのときに私は鳩山さんにエールは確かに送ったんです。県外というのは、これはこれでそう簡単に諦めないで頑張ってもらいたいという話はしました。そして後で私は２つ述べますということで、ここに記録があるわけですが、その中で１つは、やはり一日も早い普天間飛行場の危険性の除去というようなことを言っているわけです。そしてそのときに、私は行政の責任を持つ者としては、県民の生命財産を守るためにはあらゆる手段を追求して危険性の除去というのに私は努めますと、そういうことを私は言っているわけです。そのときの考えと今、全く変わっておりませんよ。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　大きく変わっているじゃないですか。辺野古はもう着手されました。そのことをもって辺野古について日米共同声明の見直しはもうほごになったんです。

それではアミークスについて伺います。

11月議会での委員会でも保護者からの陳情等を通しまして多くの問題点が示されました。この間、部局のほうではどのような対策を行いましたか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

アミークスに関しましては、去る11月議会におい

て、「学校法人アミークス国際学園の混乱に関する陳情」が出されまして幾つかの問題点が示されました。これを受けまして、県では、事実関係を確認するため、アミークスに対しまして数回にわたる電話での聞き取り、また、２月19日には現地へ赴き聞き取り調査を行ったところでございます。その結果、アミークスと陳情者との間に意見の相違が多く見られましたことから、アミークスに対し、陳情者との話し合いの場を持つ等、事態の収束を図るよう求めたところであります。

県としましては、アミークスの自主性を最大限に尊重しつつ、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 総務部の対応でございますが、１月29日に総務部の統括監、それから担当課長、それから担当者が直接アミークスを訪問いたしまして、校長、それから事務局長と意見交換をしております。その際に、議会でいろいろ議論になっていることもお伝えをしながら、その中で、例えば保護者と連携して問題解決が図られるようにというようなお話も申し上げました。これについては、４月からまた保護者会が立ち上がるというような回答もいただいたり、あるいは父母の不安に対しても十分な説明を行ってくださいと、これについても十分対応したいというようなお答えをいただいています。

それからまた、教職員の雇用の問題とかいろいろあるということもお伝えいたしました。これについても、給与のあり方といいますか、そういったことについても見直しをしていきたいといったようなお話もございました。総じて私どもが懸念をしている、あるいは議会でいろいろ懸念が出されていることについてお伝えをし、今後ともまた意見交換していくというような確認をしてまいっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内　末子さん 委員会の中で回答がなかった国際マカロニアンの認証の予定、その件はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 国際マカロニアンについては、今現在、アミークスにおいて検討中でございます。まず、校長みずからその研修を受けるべく今検討に入っているということでございます。小学校の部でやるのか、中学の部分でやるのか、今、いろいろそれについても採算性等、費用対効果等を検討しているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内　末子さん 「ぐんま国際アカデミー」と旺文社の位置づけについて、これも回答が得られておりませんでした。その後どうなっていますか。

○企画部長（謝花喜一郎君） 済みません、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時０分休憩

午後６時０分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず、旺文社からの説明ですけれども、旺文社・「ぐんま国際アカデミー」の設立に当たりまして、まず役員を学園設立準備委員会委員へ就任させる、それから教材開発支援を行うための職員を派遣させる、また、役員を学園の理事や評議員に就任させるなど関与しているということで覚書違反ではないというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内　末子さん そこでは学校運営にはかかわっていないんです。私も確かめました。旺文社と「ぐんま国際アカデミー」、教材の立ち上げには関与しておりますけれども、運営には全くかかわってないです。

それから、今、この学校でこれまで保護者が懸念してきたこと、これが今明らかになっております。転校を考えている皆さんが本当に多く出ております。何名だかわかりますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時１分休憩

午後６時１分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 小学校６年生47名中、他中学校へ転校する児童は９名、それから幼稚園から小学校５年生までの407名中、他小学校へ転校する生徒は７名というふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内　末子さん 違うんです。きのう私が調べたところ、ことし35名が転校することになっております。それから、この３年間で総数にして45名の子供たちが転校いたします。その状況をどうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 議員がそういったお調べになったものはそれはそれとして、私どもは先ほど答弁したとおりのデータを学校からいただいております。いずれにしましても、その転校等の事情につきましては、それぞれの保護者の御判断によるものだとい

うふうに考えております。
○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。
○山内　末子さん 何が原因だと思いますか。そこをちゃんとするべきじゃないですか。県は、その皆さんたちに、その保護者の皆さんたち、生徒の皆さんが、国際アカデミーをつくるということでその皆さんが求めてきたのは、本当に高水準な高教育の大学院大学と関連しているその学校を選んできたんです。それを一緒につくったのが県なんです。そこに対してその皆さん方が45人も転校していたことに対して、県は私学だからといって関与をしないということ自体、これは本当に異常事態ではないですか。これは尋常な学校運営ですか。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君） 静粛に。静粛に。
総務部長。
○総務部長（小橋川健二君） 私学を管理する立場から申し上げますと、やはり私学の運営は自主性が最大限に尊重されるべきであると思っています。私学の運営は理事会、そして評議委員会が責任を持って行うと思っております。したがいまして、日ごろのいろんな問題についてはその中で解決されるべきことが非常に望ましいというふうに思っております。ただ、このアミークスについては、議員がおっしゃるようにこれまでの経緯がございますので､県も私学であるとはいえ、私学を所管する総務部も一定のかかわりをしておりますし、それから企画部においてもそれなりの対応をしているというふうに思っております。
○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。
○山内　末子さん そのふれ込みは、国際マカロニアンもちゃんと認証をする、それから大学院大学の子弟のための学校だから、大学院大学の子弟が入学するであろうと。ところが、その450名のうちそこは５人しかいません。それから「ぐんま国際アカデミー」での旺文社の本当に学校運営に対してノウハウを持っているから責任を持ってやっていただける。それに対しても今こういう形の学校運営になっている。これが本当に通常な学校運営だと思いますか。教育長、ほかの私学でもそうですけれども、学校の子供たちが１年間に30名とか40名とか学校から転校するということ、これはそういうことを考えたときに、この学校に何があるんだろうというふうに普通だったら考えませんか。
○議長（喜納昌春君） 教育長。
○教育長（諸見里　明君） アミークスを置いておいて、一般的な学校運営の立場からしますと、確かにこの数というのは聞き捨てならないような数だと思います。その原因として、学校経営にあるのか、あるいは教員、どういう学習環境にあるのか、その原因はやはり考えるべきだと一般的には考えます。
○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。
○山内　末子さん 一般的に考えるべきなんですよ。これは国家プロジェクト、大学院大学との本当に必要なプロジェクトだということで知事もこれを積極的に進めたと思います。次年度は、大学院大学、教師も教員も多く、これから予算もついてきますよね。そういう状況でこのアミークスが今の状況だったら、まさしくそこにもまた子供たちは入れませんよ。だからこそ今、県がしっかりと、ここで私はこの学校に対して、この学校をどうにかしようと思うからこう言っているんです。在校生も皆さんに救いの手を求めているんですよ。どうしていいかわからない。学校も､先生方も、保護者も、一番大事に考えていただきたいのは子供たち、この子供たちが今、暗い目をしています。そういうことを考えたときに、副知事は学校運営がそれがいかなくなったら、それは誰の責任かと言ったら、これは県の責任だと言っています。その状況は県の責任ですから、そこをしっかりと、しっかりと理事のほうに求めてください｡それだけのことは県がやるべきです。お願いします。
○議長（喜納昌春君） 川上副知事。
○副知事（川上好久君） 今、先生からるる学校の報告がございましたけれども、今、企画部長、総務部長のほうも前回の11月議会のそういうふうな委員会での話も聞いて一生懸命対応してございます。できるだけそういう子供たちが安心して勉強に励めるような、そういう環境を、私学でございますけれども、そういうふうなものも一応尊重しながら、県としてできるものをしっかりやっていきたいと思います。
○山内　末子さん ありがとうございました。
○議長（喜納昌春君） 仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君 こんにちは。
社民・護憲ネット、仲宗根悟です。
一般質問を行いたいと思います。
先ほど仲村議員に対する国交省の見解答弁で、土建部長は裁量が極めて小さいと、そして違和感があるんだというような国交省の見解でありますけれども、本日朝から休憩をとる間に問い合わせをしたと。そして以前承認の判断を行ったという経緯がありますが、その12月27日の判断を行った以前には県は先ほどの見解について確認は行っていないということに間違いはないのかどうか、確認したいんですが。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 今回のように詳細

に確認を行ったことはございません。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　答弁にあるように、国の見解は裁量が極めて小さい、そして違和感がある、であります。裁量を一切排除しているとの見解はこの内閣法制局が示していないと。そしてまた、そもそも法基準からいえば承認という答えしかないという知事の証言は、所管省庁にも内閣法制局にも意見を求めないで判断をしたというようなことでよろしいんでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　私ども土木建築部には先ほどもお答えいたしましたとおり、もう数十年にわたる埋立法の運用実績がございます。その中で承認基準等に適合しているものについては承認ということで扱ってきております。そしてそういう長い運用実績の中で培われたノウハウによって、今回のようなことについても判断をさせてもらったということでございます。
　ただし、今回のような照会につきましては初めてですけれども、その都度国土交通省の――これは水政課というところですけれども――いろいろな問い合わせというようなものは行ってはおります。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　その裁量に違和感があるとの国交省の見解は、こちらのほうはその民間に対する免許と同じように裁量があるとすることには違和感があると。そういうことではないんですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず全般的な話としては、裁量の範囲が極めて小さいと考えているという回答でございます。そして４条１項各号に適合している申請について不承認とすることは、免許と比較して知事の裁量の幅はほとんどないということでございます。そして審査基準については、県がつくった審査基準でございますので、そういうものについて裁量があるとの考えには違和感があるとこういう回答でございます。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　その環境への懸念、地元市長の意見にどう重きを置いてそして承認､不承認を判断するか。国交省はその裁量を一切否定していないと思うんですが、いかがでしょうか。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後６時12分休憩
　　午後６時12分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　市長の意見につきましては、ハンドブックのほうにその運用が載っております。「文字通り意見に過ぎず、免許権者を直ちに拘束するものではないが、関係市町村長ではなく、地元市町村長と限定した以上、その合意なくして出願についてそのまま免許することには問題が生じるであろう」ということで、免許権者を直ちに拘束はしないけれども、やはり問題が生じるであろうという見解はこのハンドブックの中でも記述されております。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　都合よく解釈を伝えるとしか思えないというようなことしか言いようがないと思うんですね。そして今国交省のいただいてきた文書ですね、これは早急に提出を願いたいと思うんですが、議長よろしくお取り計らいをお願いしたいんですが……。
○議長（喜納昌春君）　わかりました。
　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　今回のこの承認に関して時期、そして場所、非常にタイミングがいいのか悪いのか。非常に見られがちなのが、この振興策やあるいは基地負担軽減が取引に変わったんじゃないのかと映って見えるわけですよね。こういうこともまず含めながら次の質問をしたいんですが、この法によって承認しか導けないというように、いよいよ私のほうでは苦しくなったのかという思いがあるんですね。それで承認ありきで行ったということこじつけで、いよいよその色が濃くなったのかなとそういうふうな思いがいたします。この中間報告ですよね、皆さん11月12日に示した。（資料を掲示）　そして23日に出したその審査結果こちらのほうが180度変わった。（資料を掲示）　その中身を聞いても全く説明ができないというふうに思っていますね。そして経緯、記録、そしてメモそのものも存在しないとそう言うしかないというようなことだというふうに私たちはそう思っているんですね。そしてこの12月25日の総理との会談､「驚くべき立派な内容」だと褒めちぎった知事ですよ。そういうことで承認の判断に影響を与えたんだというふうなのが読み取れるというふうに思いますね。
　そこで出てくる４項目を総理と約束をされて、あんなすばらしい内容だと、驚くべき内容だと褒めちぎったことなんですが、この４項目の担保というのは本当にとれるんですか、知事。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　担保とおっしゃるこの意味がよくわかりませんが、こういうものというのは政府の仕事ですから、政府を通じて仕事をやらなきゃいけないし、彼らがしっかり動いてもらわないと結果は出ません。ですから、このスタートといいますか、これをしっかりと政府はやる。地位協定についてはもう合意ができているようですし、オスプレイやそれからキャンプ・キンザー、そして５年以内の運用停止、これらについてチームをつくってしっかりやる。そして会議というのも推進会議も置く、その下に作業部会も置いてメンバーに県は副知事が出る。そういうことで今スピード上げて作業が始まっております。

こういうものに担保というイメージがどうもおっしゃる意味がよくわかりませんで、これを実現しますと総理みずからが国会でも答弁しておりますし、こういうものをやるというのを内外の記者の前で発表して、これ以上の担保がありますかね。どういう形のものをおっしゃっておられるかわかりませんが、私は十分だと思っておりますよ。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　この間､知事やそして執行部の方々、皆さんはその総理の言葉だから担保なんだというように発しているわけですよ。そうじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これは議員との見方がもしかすると違うかもしれませんが、総理の言葉というのは今おっしゃっている担保というのはどんなイメージのものか私ちょっと想像できないんですが、一番重いんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　それではその５年以内の普天間の閉鎖なんですけれども、まずどこをもって起点とするのか、そしてどこを終点とする５年後なのか、こちらのほうはお約束されていらっしゃるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　５年以内と申し上げたところです｡これが平成25年度であったわけですから、これは厳密にどこを目標としてこの作業日程等でまたこれから詰めていく話でございますが、仮に平成25年度、年が明けて26年を起点とするならば５年後は平成31年ということになります。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　こちらは文書での取り交わしではないと。そして総理との言葉のやりとりだというようなことですので、その皆さんが協議会の中で要請をされた12月17日なのか、そのお答えをいただいた12月25日なのかということをはっきりと約束されたのか。その点を起点としてそれから５年後なのかということを５年の閉鎖状態というのはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　５年という期間をどこを起点としてここから５年ですよというような約束はしておりません。ただ、５年というのは当然おのずから６年ではない、７年ではない、８年ではないということでございますので、先ほど申し上げましたようにしっかりとスケジュール感をこれから詰めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　じゃ今、起点は定まっていないと、これからスケジュールに入っていってそれから決めるんだというようなことでよろしいんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　この危険性除去の負担軽減推進会議というのが開催されたのが２月18日でございます。したがいまして、ここをもって話し合いが始まったということでございますので、起点がそれ以後ということはないと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　少なくとも皆さんは普天間基地の危険性の除去が喫緊の課題というようなことであるわけですから、首相の口から５年と約束を取り交わしているんでしたら、じゃ起点はここだと。そして５年後の終点はどこだというのが喫緊の課題というんであれば、これはスピードアップを図るべきではないんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　喫緊の課題というのは、この危険性、運用停止状態といったものをいかにして実現するかと。これは私が勝手に言うのも何ですが、それは簡単なことではございません。大変なハードルであると考えております。したがいまして、十分政府に強く求めていくということでございます｡その中で、起点が何日でなければならないという議論はこれは特にないと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　政府も全力で取り組むというようなことを表明しているわけですから、その辺はわかりやすいように説明すべきだというふうに思いますので、この点についてはまたおいおいお話しを申し上げたいと思います。

そしてこの予算確保の時期、あるいは振興策要請４項目を重ねていった。この実現を取引するのに移った

と。この承認と移ったということは否めないというふうに皆さん思っていると思うんですよ。この時期的な設定、どういうふうにこの12月の年末予算の確保のときに、予算確保もしながらじゃあと二、三日で承認をいたしますというような時期的な設定をどのようにお考えなんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時22分休憩

午後６時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　この予算の時期は議員も御承知のとおり、12月毎年ございます。毎年知事が上京をして関係部局長も行って予算内示を折衝をしてくるわけでございます。そしてまた、その時期に沖縄県と内閣府との間に沖縄政策協議会、これもまたよく開かれるわけでございます。その中で要望したり、沖縄振興予算もそれから基地問題も要望する、これは普通どおりでございます。

問題は、今議員が気になされているのは、いわゆるその承認の時期がどうしてこの時期なのかというふうなことでございますけれども、これは実は３月22日に申請書が提出されました。行政手続法に基づく標準処理期間というのは６カ月半から８カ月半、今回の場合はその形式審査で一部補正もあったというふうなことで、それでも９カ月かかったわけでございます。そういう意味では時期的には特に問題はない。県の中ではそれぞれの担当部局が沖縄振興についても作業をしてまいりますし、基地負担軽減についても知事公室で作業をする。土木建築部でその承認申請について作業を進める。そういうふうな形でこの時期になったというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　越年といいましょうか、承認、不承認の時期が今回12月27日ですが、この１月末でもよかったとこういうようなことはなかったんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時24分休憩

午後６時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　県の事務処理としては、やはりそういう作業が積み上がってきて承認できるその段階まで積み上がっていくとそういうふうな決裁処理をすると、これはごく普通の流れだというふうな理解でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　少なくとも県民の皆さん、そして全国の皆さんもあの場面を見ていましたら非常に違和感を感じているわけですよね。予算確保の時期は時期として、そこで要請項目が挙げられて、それに有史以来の予算をつけていただいて驚くべき内容なんだというような感嘆、お礼を申し上げたということで基地とその振興策がリンクをしているんだというようなあの印象というのが全国に映った、見えたという意味では非常に皆さんもどうなのかなと思うところがあるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　今回予算要求をやりまして、８月にいつも国庫のこの要請をいたします。県は２年前に、もう３年前になりますか、この２つの法律とそれから沖縄振興一括交付金を含めた新しい予算制度もつくりました。３年前にちょうど2300億の予算を3000億まで引き上げていただきました、当時の民主党政権ですね。そのときの3000億というふうなものが我々はこの計画期間中3000億必要だとずっと言い続けてきたわけでございます。そして今般もそういうことを言い続けて、今回そういうふうな一つの見通しがたったというふうなことですね。それに対して評価を申し上げたというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　加えて、知事はその12月22日、25日に首相と会う前に菅官房長官とお会いになられたというようなことで、菅さんのほうもこの沖縄振興策などについて詰めたと。それでいろんな要望も受けて知事は辺野古に対しての承認はしていただけるだろうという談話も発表しているんですね。ですから、私たち県民、あるいは全国から見ても非常に奇異に映ったんだというふうに思うんですよね。どうしてもこの振興策と基地問題はリンクしていないんだというような姿勢のあり方ですが、どう見たってこれは東京での25日の総理の会談や、あるいはまた27日の承認説明、そして１月９日の臨時議会での報告、その承認理由の中にもその振興予算やあるいは４項目が入っていて承認に至った経緯というのは６ページにわたる中でほんの２ページですよね、残りの４ページはそういう事柄なんですよ。リンクはしないと言いながらそういうふうにつけ加えてきたという部分については、どういうふうに県民に映ったか、あるいは全国の皆さんに沖縄県がどう発信したかという部分については、非常に私たちは違和感があるなという思いがするんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　これはけさからたびたび議論になっているわけでございますけれども、この振興予算と例えば基地の負担軽減策についても、これが今回の埋立承認と何らかのリンクをしているか。こういうことは基本的にはこれはあり得ないことです。これは先ほど来申し上げたとおり、埋立承認についてはこれは法律に基づく承認基準に適合しているので承認と。これが仮にその承認基準に適合しなければこれは不承認になるだけです。そしてこれが何らかのリンクをしているというふうなことがもしあるんであれば、これはその承認基準に適合していないけれども承認をしたというふうなことになっているわけでございまして、そのことは今まさに訴訟が提起をされる。そういうふうな性格のものである以上、これはこの県の行政担当者としては法律に基づいて処理するしかない。そういうふうな性格のものでございまして、そういう意味でのリンクというふうなものは基本的にはこれはあり得ない話だというふうなことを申し上げたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　どう見たってリンクされているような気がしてならないんですが、少なくともこの政府の中ではそういったパッケージは詰めながら、記者の質問に対してもあるいはやりとりしている中身を聞いてもそういうふうな形しかもう見えないというようなことなんですよ。

質問を変えたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時29分休憩

午後６時29分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○仲宗根　悟君　教育長にお願いをします。

この２番目の相次ぐ米軍車両の教育施設への無断侵入問題についてでありますが、こちらは県立読谷高校において米軍車両が３台侵入をしたという事態が発生をしております。その点についてもぜひ所見を伺いたいと思うんですが。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

昨年９月14日に嘉手納小学校、また、ことし１月17日には読谷高等学校に米軍の大型車両が無断で侵入したことは、あってはならないことでありまして、まことに遺憾であります。

県教育委員会では、米軍車両の学校施設内への無断侵入事案を受けて、１月28日に私自身学校関係者とともに外務省沖縄事務所、米空軍嘉手納基地及び沖縄防衛局を訪問し、米軍車両の侵入に対する原因究明と再発防止策等の徹底について抗議し、要請を行ったところであります。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　県内において学校施設、教育施設への米軍車両侵入が過去にもたびたび発生をし、これまで危険性が指摘をされながらも大きな問題に至った経緯があります。今回の学校侵入ももちろん到底容認できるものではありませんが、事態発生時は約1000名余りの生徒、それから職員の登校・出勤の時間帯であります。もちろん一歩間違えば大きな事故が起こりかねない、そういう状況であったということですが、本来安全であるべき教育施設内に無断で侵入し生徒や学校職員の恐怖感をあおり、そして不安を与えたということに対しては激しい憤りを覚えるものでありますが、この職員、生徒にどのような影響があったと思いますかお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　本来、安全・安心であるべき学校現場に、教育現場に米軍車両３台が侵入したことは、先ほど議員のおっしゃるように到底容認できないことでありまして、しかも大型車両が生徒たちの登校時間帯に無断で侵入して駐車場でＵターンする行為というのは大きな事故につながる可能性もあり、生徒、教職員に対して少なからず不安と動揺を与えたものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　このように突発的に発生する事態、あるいはいろいろ学校のほうも災害ですとか登校指導あるいは下校指導でしょうか、そういうことでも危機管理がなされていると思うんですが、日ごろから備えとしてどのようなことを図っていらっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　各学校におきましては、危機管理マニュアルというのを作成しておりまして、それに基づき何か事故が発生したときには児童生徒等の安全確保に努め、迅速な避難、誘導や被害状況を把握するとともに、さらにいろいろ生徒たちに被害があった場合、心のケアが必要と思われる生徒たちに対しては担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う体制を整えております。

ただ、しかしながら、今回の米軍車両の侵入等についてはどう対応するか、この辺もしっかりと考えなきゃいけないなと考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　教育長においては、この抗議行動を迅速に行ったということでありますので、この辺は高く評価をしていきたいというふうに思いますが、これまでもこの読谷村では同じ嘉手納基地所属の兵士による侵入事件が発生をしました。そして部屋にいた中学生にけがを負わせ、あげく部屋を蹴散らして器物損壊事件、あるいは飲酒運転による当て逃げなどがたびたび兵士により発生をしております。この兵員の綱紀粛正、そしてまた教育の徹底、再発防止を申し入れたにもかかわらずこうした事態が発生をしております。この米軍の綱紀粛正という言葉、そして再発防止策の実効性が全く伴わないと言わざるを得ません。

公室長､この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　議員御指摘のように、この米軍人・軍属による事件・事故というものはなかなかゼロとはならないわけでございます。

県といたしましては、この軍人・軍属による事件・事故は一件たりともあってはならないという考えのもとに教育長において今回要請をしたわけですけれども、県といたしましても、常に事件の発生時のみならず日ごろから綱紀粛正をやっていただきたいと。飲酒運転でありますとかそういう事件が相次いでおりまして、申し入れているところです。

これに対しましては、事件・事故防止のためのワーキングチームというものが開催されまして、そこで直接県から米軍の責任者に対して物を言うことをやっております。

また、これは軍転協の要請、米国への要請を通じて綱紀粛正､再発防止というのは強く求めておりますし、今後ともこの問題がゼロにならない限り、県としては継続してまいろうと考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　かかる県民感情を無視した傍若無人な行動が学校やあるいは県民に恐怖と不安を与えたことは非常識のきわみであって、断じて許されるべきではありません。県も毅然としてこれは言い続けるというんでしょうか、訴え続けるそれ以外にはないのかなというふうに思うんですが、その辺が大切だと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

最後に、代表質問との関連についてお聞きをしたいんですが、新里米吉議員の知事の政治姿勢及び基地、環境問題についての中の、黙認耕作地立ち退き問題に関してお聞きをしたいと思うんですが、この黙認耕作地という定義ですね、起源というんでしょうかその辺について御説明いただけませんか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　沖縄防衛局に照会したわけでございますけれども、沖縄県におけるいわゆる黙認耕作は、昭和47年の復帰前の米国施政権下におきまして、昭和34年に高等弁務官布令というのが出ておりますけれども、これに基づきまして米軍の自由裁量により何どきでも任意に取り消すことができることを条件に米軍から市町村長を通じ土地所有者等に認可証を交付し、米軍施設内における耕作が許可されていたものであると。また、復帰後は地位協定第３条に基づく米軍の管理下で引き続き耕作が継続されているものであるとこういう見解を得ております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　まず公室長から今定義を語っていただきましたけれども、この黙認耕作地といいましょうか耕作については、発祥といいましょうか、戦争が終わって1946年あたりから食料の自給体制を図ることを目的に、土地の所有権には関係なく条件つきで住民に分配されてきた歴史をたどってきたというようなことでありますけれども、おっしゃるように復帰後の定義はそのとおりでありますが、今回のこの耕作地の立ち退きの目的、理由ですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　報道によってその耕作者が立ち退きに抗議するといった報道があったわけでございますけれども､これもまた防衛局によりますと、現時点で嘉手納弾薬庫知花において立ち退きを求めている黙認耕作地はないとのことでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　こちらのほうはキャンプ・キンザーの返還に伴う代替施設と捉えるんですが、そのように解してよろしいんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員御指摘のように、そのキャンプ・キンザーにおける一部の施設が知花弾薬庫地区に移設されるという、これは統合計画の中に明記されております。ただ、この具体的な計画等につきましてまだ具体化はされていないというふうに承知しておりますが、防衛局によりますと、この嘉手納弾薬庫の知花地区におきましては防衛局が米軍による適切な管理のため、黙認耕作地及び物件の実態の把握を目的とした実態調査を行っていると。今後当該調査の結果を踏まえて米側において耕作を認めるか判断されると、そういったことを言っております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　今回のこの機能移転、どのような機能が移るか承知しておりますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　統合計画におきましては、キャンプ瑞慶覧のスクールバス関連施設、牧港補給施設の国防総省支援基幹施設が嘉手納弾薬庫知花地区へ移設されるということになっています。また、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給施設の陸軍倉庫がトリイ通信施設に移設されるということになっております。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　今公室長から述べられた中には、嘉手納弾薬庫地区以外での地区はトリイ通信施設のみですか。それ以外には立ち退きを求められているところはないんですか。この２カ所ですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　まだ立ち退き等についてはお話しはしていないようですが、統合計画上は今申し上げたような施設が移設されるという計画になっているということでございます。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　そこで、この全体で影響を受ける耕作者ですとかあるいは耕作地の面積というんでしょうか、それから筆数というんでしょうか、その辺について把握していらっしゃいますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　これはなかなか把握がしづらいという状況があるようでございます。したがいまして、現在防衛局におきましては耕作地及び物件の実態という把握、ここで今議員おっしゃったような耕作者の数等も把握されるものだと思いますけれども、その実態調査を行っているということでございます。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　耕作者の皆さんというのは中止を求めているんですけれども、場所が提供施設内だということもあることから、ある一定程度はやむを得ぬかなというような立場をとっている方々もいらっしゃるということでは、この耕作者の皆さんの要望というのはどういうのがありますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　新聞報道等によれば耕作を継続させていただきたいというのがこの要望だと思いますけれども、具体的な行政としてどう対応するかといった要望については、現在県は把握しておりません。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　代表質問の答弁に対しては、県はマスタープランを作成して国に要請、要望をしているということですが、その中身についてはどのようになっているんでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　マスタープランにつきましては、これは防衛省、日米両政府が作成するものでございまして、そのマスタープランでこの黙認耕作地にどのような影響が生じるのかといったことが今後見えてくるであろうと考えております。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　県は国あるいは防衛省に対しての要望、その地主からといいましょうか、その耕作者の方々から意を受けて別に特段要請をしてはいないということなんでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　この黙認耕作の問題というのは、確かに今議員がおっしゃったように戦後の沖縄の歴史の中でいろいろな事情があってこういう状況になっていると考えております。しかしながら、現時点での法的な位置づけ、あるいは耕作者、土地所有者さらに米軍といった関係はさまざまだと伺っております。したがいまして、そういったものを整理した上で、どのような影響があるのかといったこともきちっと精査をした上で県としてはその対応を検討してまいりたいと思っております。
○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。
○仲宗根　悟君　耕作者にとっても生活の糧となるその生産の場であるわけですから、県民の暮らしにかかわることであります。これはもう中止を求めるべきだというようなことでありますが、この負担軽減をとる立場からも機能は移るとまた拡大しながら、機能強化を図りながらまた基地がつくられるというような懸念もあるわけですから、基地負担の軽減を唱えるとするならば中止を求めるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　今の御質問が移設の中止という意味であれば、これはこの統合計画につきましては沖縄県の基地負担の軽減に資するものであると考えております。中止を求める考えはないわけでございますが、しかしこれは再三答弁させていただいておりますように、やはり地元市町村の意見をしっかり聞いていただきたいということを県は軍転協の要請でも申し上げておりまして、今後マスタープランの作成、

具体的な移設に当たってはしっかりと地元の意向を踏まえていただきたいとそのように申し上げております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　これで質問は終わりますけれども、この基地関連で黙認耕作者も締め出される、そしてまた知事のほうも埋立承認をしたということで、胸を張って有史以来の予算と言っていらっしゃるわけですから、それと引きかえに新基地建設をするということであれば、次代を担う子や孫の世代に私たちは、歴史の検証に応え得ることができるのかと。やはり私たち今を生きる者の責務だろうというふうに思いますが、今からでも遅くないと思います。承認を取り消して不安のない未来を残してもらいたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　30分間休憩いたします。

午後６時47分休憩

午後７時20分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　では、早速一般質問を行います。

まず、普天間基地の辺野古移設問題についてであります。

去る１月10日、県議会は知事に対して、辺野古埋立申請は公約違反だとして辞職要求の決議をしました。県議会の国外・県外移設の決議を踏みにじり、県議会開会中に療養を理由に欠席しながら、政府首脳と会談を交わし、承認に至っております。しかし、いまだに知事が言う「驚くべき立派な内容」、「承認に至った経緯」、「県外移設の公約」はしっかり説明もされず、真相は明らかになっておりません。

知事は昨年の12月９日、私の一般質問から欠席をし、16日から27日まで東京で政府首脳と会談をしております。私たちには、知事の東京での行動は一切説明されず承認へと至っております。

野党議員として、知事公舎に説明を求めに行っても門前払いされ、ついに説明責任を求めて臨時議会の招集となっております。知事は、余りにも県議会に対して不誠実としか言いようがないと思います。

県民世論は、知事が政府の圧力に屈服をし、辺野古埋め立てを承認し、県外移設の公約を放棄した裏切り行為に反発をしております。そのことは、昨年12月末のマスコミによる世論調査で、県外移設を公約に掲げながら埋立承認したことは72.4％の県民が公約違反だとし、知事の支持率も24％に急落していることからうかがい知れるというふうに思います。

では、具体的に知事公約、埋立承認、県議会の反対決議、名護市長意見、41市町村長の建白書等、知事の立場と見解を伺います。

次に、日台漁業取り決めについてであります。

昨年４月に締結された日台漁業取り決めは、地元の頭越しに台湾側に大幅に譲歩した内容となり、沖縄の漁業者が外交の犠牲になっております。強い憤りを覚えます。

今回の日台漁業協定で締結された「久米島西方の水域」久米島西や「八重山北方の三角形」は、４月から６月期に高値のクロマグロの大群が産卵のために押し寄せるほか、年間を通してキハダマグロやメバチマグロがとれる好漁場であります。

県内の水域は、米軍が戦闘機や艦船を利用した射爆撃訓練などに使う箇所28カ所、約５万5000平方キロメートルが提供されております。中でも本島東側は、ホテル・ホテルなど漁船の立ち入りを制限する訓練区域が広がっております。久米島は、さらに島の東側に直径約11キロメートルの鳥島射爆撃場の水域もとられているのが現状であります。

こうした状況の中で沖縄の漁業者は、東は米軍に漁場をとられ、西や南方は台湾・中国にとられたらどこで操業すればいいのか、怒りがおさまらないのは至極当然のことだと思います。

この問題は、政府が台中連携を阻止するため沖縄の漁業者を犠牲にしたと言われており、県は政府に対して国連海洋法の設定に基づいた日本の排他的経済水域（中間線）への見直しを強く求めていくべきであります。

2013年４月１日に締結した日台漁業取り決めは、漁業権を放棄し、沖縄の漁業者を犠牲にしています。では、知事の対応と見解を伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　崎山嗣幸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、普天間基地の辺野古移設問題についての御質問の中で、知事公約についてという御趣旨の質問に答弁をさせていただきます。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であります。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。私の公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のた

め、同移設計画の進捗にかかわらず、５年以内運用停止を求めたところであります。これを受け、政府は２月18日に普天間飛行場負担軽減推進会議を設置したところであります。

次に、同じく普天間基地の辺野古移設問題についての御質問の中で、県議会の辞任決議についての御質問にお答えいたします。

私は、約200項目の公約を掲げ、沖縄振興や基地負担軽減といった主要施策の実現に向け全力で取り組んでまいりました。そして、一括交付金の獲得や基地跡地利用推進法の改正といった成果も見えてまいりました。

今後とも、県民とのお約束である公約の実現に努めていくため、任期を全うする所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　日台漁業取り決めに関する御質問の中で、日台漁業取り決めへの対応と見解についてお答えいたします。

沖縄県は、漁業団体と連携し本県の漁業権益を確保するため、日台漁業取り決めの見直しを要請してきており、国の対応状況を注視しているところであります。

国においては、本県漁船が安心して操業できるルールの確立に取り組んでおり、去る１月24日に開催された第３回日台漁業委員会において、双方の関係者で合意されたところであります。しかしながら、沖縄県としましては、失われた漁業権益を確保することができるよう、引き続き日台漁業取り決めの見直しについて国に強く求めていくこととしております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　普天間基地の辺野古移設問題についての御質問の中で、埋立承認、知事の立場と見解についてお答えいたします。

公有水面埋立法において、知事は免許等権者となっております。辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　普天間基地の辺野古移設問題についての御質問の中で、名護市長意見についての御質問にお答えいたします。

名護市長から、「未来の名護市・沖縄県への正しい選択肢を残すためにも、埋立ての承認をしないよう求めます。」との意見、承認基準に関する意見及び市民アンケートの結果などが提出されたところであります。いただきました御意見につきましては沖縄防衛局に見解を求め、その見解も踏まえた上で慎重に審査を行いました。その結果、法に定める承認基準に適合していることから、名護市長から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、承認したものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　普天間基地の辺野古移設問題についての御質問の中で、41市町村長の建白書についてお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等の連名で、オスプレイの配備を直ちに撤回すること、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念することの内容で安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは承知しております。

同建白書につきましては、実行委員会に名を連ねた方々の強い思いが反映されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　議長、休憩中に……。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時33分休憩

午後７時33分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、一般質問で再質問をします。

まず最初に、日台漁業の問題から質問をしたいというふうに思います。

１月24日、第３回日台漁業委員会が操業ルールに合意をしておりますが、その合意された内容で漁業者の反発はないのか含めてそれを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　合意状況について、那覇地区、八重山、宮古、久米島ということで水産庁と一緒に説明会を持ったわけなんですが、一部の漁業

者のほうからは、漁業海域の今回の日本側が操業できる水域の狭さとか、５日前に通知をするとかということに関して、そういう不安みたいな意見もありましたが、大宗については、大方についてはそのルールにのっとって取り組んでいこうというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　通知の問題あるいは区域の問題も含めて課題が残っているというふうに思いますが、まずは４月から６月にかけてのクロマグロの最盛期に向かってことしの漁業が入ります。従来そこに入らなかった部分が今回入れるということで、漁獲高の増が見込まれるかということが問われていると思いますが、昨年の日台漁業締結時から漁業の自粛を余儀なくされております。この前の照屋大河議員には、八重山漁協ではクロマグロの水揚げ高が７カ月で20％減少したということがありましたが、ではこの適用水域内において台湾が主張する暫定執法線が引かれた平成17年ごろの漁獲高から、平成25年までの漁獲の推移を説明をお願いしたいと思います。

○農林水産部長（山城　毅君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時35分休憩

午後７時36分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　平成17年が約50トン、それから平成18年が約35トン、平成19年が約82トン、平成20年が約32トン、平成21年が約30トン、平成22年が約25トン、平成23年が約34トン、平成24年が約20トン、平成25年が約24トンでございます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　漁獲高の数値もできませんか、額も含めて。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　漁獲高につきましては、平成17年が7700万円、平成18年が7100万円、平成19年が１億6200万円、平成20年が7800万円、平成21年が6500万円、平成22年が5500万円、平成23年が7100万円、平成24年が5200万円、平成25年が6100万円でございます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　過去に2600トン15億、平成21年1600トン９億というふうに、今、近々の話がありましたが、この6500万、7500万ということであった好漁場が、現実に今25年、その前後の皆さんが提供された区域内についての漁獲高のトン数は幾らなんですか。近々の額をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時38分休憩

午後７時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　マグロ全種ということで県全体のものを説明いたしますと、2010年が7717トン、2012年が6540トンでございます。

○崎山　嗣幸君　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時40分休憩

午後７時41分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　適用水域内で現在把握するというのはなかなか難しくて、今説明できないわけなんですが、例えばこの前も説明した中で、八重山漁協全体で見た場合の数値を申し上げますと、これは５月から７月のクロマグロの漁獲量になるわけなんですが、今回、昨年の５月から７月で約20トン、過去３年間の平均でいきますと約25トンですから、それに比べて20％減少ということでございます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　八重山漁協だけで25トンが20トンになったとかというぐらいだから、結局そこはほとんど行けなくなったと言っているわけだから、もしかしたら７カ月間で相当な減少をしていると思うわけよね。それで皆さんは、今回ルールを５用意したと。沖縄の漁船も入れるようにしたということになっていますよね。そのことによって、この漁獲高はことしは見込まれますかと私は聞きたいわけです。だから、今言っている八重山漁協は20％減少したが、宮古も久米島も本島も行くと思うね、その領域に。そうしたらこの水揚げ高はふえますよね。そういうための合意をしたわけでしょう、皆さんは。だからそれは回復する見込みがどの程度ありますかということを私は聞きたいんですよ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時43分休憩

午後７時43分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　明確に水揚げ量がどのぐらいふえるかというのは非常に難しい予想になり

ますので、ただ今回のものは久米島西のほうが北側半分が入れると。それから八重山の三角地のところが約４分の１日本側の操業ルールでもって入れるという意味では、そこに沖縄側の船が操業できるという意味では、そこで操業する分は、昨年全く行けなかったものよりはふえてくるものかなというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　八重山漁協もこの水域だけじゃないでしょう、20トンは。だから、この適用水域内で平成21年1600トン９億というか、それから15億もあったことが今不明と、困難と。これだけの困難な状況の中において、皆無かもしれない状態の中において極めて深刻な事態だと私は思いますが、今皆さんが合意をしたルールの中においてどれぐらい水揚げ高が上げられるんですかについては、皆さん方わからんといかぬでしょう、見込みは。それを今、近々25年、24年もわからないという状況の中でどれぐらい打撃を受けているかわからないんじゃないですか、それは。八重山漁協はそこに行っている水域だけじゃないでしょう、これ。全体上げているものを皆さんは今報告しているわけですよ。だから私は、台湾と皆さんが適用水域を結んだところの区域にどれだけ水揚げ高があったんですかと聞いたけれども、わからぬと言うからそれはいいと思いますが、次行きます。

それで、知事もこの漁業者の頭越しに締結された日台漁業に対する要請を官邸に政府にもやっていることは私よくわかりますが、この見直し内容でありますが、具体的に県の見直し内容については基本的な内容といいますか、それはどんな内容、部長からで構いません。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時45分休憩

午後７時46分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今回の漁業委員会で取り組んだものについては、適用水域における漁船の操業ルールについて合意したわけなんですが、その中で先ほど申し上げました久米島西の半分北側のほうと、八重山の三角地の一部４分の１程度のところが日本側の操業ルールでもって操業できるというようなルール。それから、それ以外の相互連絡がとれるような無線機器の設置等々のルールが今合意されたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、ルールじゃない。先ほど高良副知事も答えているように、失われた漁場の回復を目的に見直しを求めていきますということなので、当初、沖縄の漁民、沖縄の漁協、知事も含めて言っているのは、ぜひ国連で認められた中間線、排他的経済水域を基準に交渉してくれというのが沖縄側の言い分ですよ、これが。まずそれに向かって見直しを図ろうと政府に言ったが、これが実現できなくて、今言われている操業ルールの問題、あるいは久米島西それから八重山の三角形、そこはせめて撤廃してくれというのが県の立場でしょう。そこをはっきり言わないと。

だから、私が言っているのは、そういうことも含めて、ぜひ基本線がしっかりしないと困難だというようなことの繰り返しですよね。ただ今、台湾は国連に加盟をしていないということで、今中間線等は入らなくてみずからの暫定執法線を引いたわけですよ、これは、勝手にと言うか。これが2005年ぐらいから引っ張って、そして今私が言っているのは、県や県議会が決議したものと政府とどこが違うかということですよ。権益を放棄したというのは中間線ですよ。この立場なんですが、実は安倍総理が25年の４月23日の参議院予算委員会でこう答弁しているんです。17年間で決することができなかったアジア地域における安全保障環境の大きな前進になる歴史的署名であり、台湾は尖閣諸島をめぐり中国と連携しないとの立場表明をした。また安倍総理は、今度は沖縄に泣いてもらおうとの発言もしている。総理は見直しをする考えは毛頭ないんですよ。そういった意味で、台湾側に沖縄が要求している交渉を日本がしようとする考えはないんですよ。これは知事いかがですか、その件については。御承知なのか、知事の意向は伝わっているのかどうか聞かせてもらえませんか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時49分休憩

午後７時50分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　崎山議員の御質問なんですけれども、実は私、去年４月に副知事の職についた途端にこの問題が発生しました。すぐ直ちに沖縄の漁業者たちの権益、利益が損なわれる、特に強調したのは沖縄の漁民の意向を無視して頭越しにこれが決められたということでした。直ちに抗議を行いましたし、後に知事も同じように抗議を行いました。

そのときに、どうしてこういう取り決めを急いだのかという背景についても関係する省庁に行って少し理由を聞かせてもらいたいというようなことも言ったん

ですが、完全に今まで公式に、なぜその取り決めが急がれたかと、沖縄の漁業者の頭越しに行われたのかについては説明を受けていません。

したがって、我々が要求した一種の取り決めの背景といいますか、そういったことについては公式に説明を受けていないという立場です。ただしかし、我々は２つのことを考えていまして、１つは、沖縄の漁業者の権益が失われることのないように見直しを引き続き求めるという、これはもう原則的立場で一貫していると思います。もう一つは、実際に漁業取り決めが発効されましたので、そうすると実際に操業のルールが必要になってくると。このルールづくりにおいては、沖縄側とそれから台湾側の漁業者たちがまず前面に立って、漁業者同士の言い分を出し合って、そこからルールがお互いに見出せないかどうかということを交渉してほしいというような立場で検討してきたわけです。

したがって、御質問の件について言いますと、なぜ取り決めが頭越しに行われたのかについてはまだ公式に説明を受けていないというふうにお答えしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　副知事、これは外交問題が絡んでいるから困難なんですよ、さっき説明したように。だから言われているように、尖閣諸島の領有権問題をめぐって、台中連携をとめるために操業ルールの策定を後回しにしたということに、日本政府が沖縄の漁業者を犠牲にして早期締結を急いだということを言われているので、私は先ほど、安倍総理が参議院の予算委員会で答弁している議事録を紹介したんです。

それで、皆さん方にはそう答えてなかったので外交問題ということで終わったのか、私はこの議事録を見たので、やっぱり外交問題の理由のために沖縄に泣いてもらうということを言っているから、これは大変困難な問題でしょうと言っていると。見直しを求めていると言っているが、副知事、何を見直しするんですかとなってきて、最低限私が言っているのは、久米島西と八重山の三角形撤廃できるんですかという意味では、県の案ですよね、県議会もそうなんだけれども。これを最小限できるかということですよ。まずは中間線持っていけというのは、基本持っていったとしても、この交渉を誰がやるんですかということで私は言いたいですよ。この交渉は、日台漁業委員会でできるのか、これは皆さんが政府に求めていくのか、これは副知事、聞かせてくれませんか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　見直しにつきましては漁業委員会で検討していく、協議をしていくわけなんですが、そこに国同士のまた関係もございますので、政府の意向も大きくかかわってくるのかなというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、日台漁業委員会で解決できないでしょう。政府は皆さんと立場一緒じゃないんだから。見直しを求めようとか、一部撤廃を求めようと言っていないのに、漁業委員会の中で漁業者に丸投げして漁業者が解決できないでしょう。だから私は副知事に聞いたわけですよ。これだけ外交問題が絡んだ難しい問題、これはさっき言ったよね。15億も９億もあったところが、水揚げ高がなくなるんですよと私言っているわけですよ。だからどれだけ回復できるんですかと、操業ルールの中では。だから深刻な問題でしょうと私は言っているわけですよ。これはやっぱり副知事、その辺は具体的に答え切れなくても今後の展望は指し示せませんか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　今回、操業ルールが一応ある程度合意を見たということが多分大事だと思います。当然その中で実際にその操業ルールにのっとって、沖縄も台湾の漁業者も実際漁場で操業するわけですけれども、そのルールの実施状況を見てどんな問題があるのかということをぜひきちっと注目しておきたいということが１つあります。

それから先ほど議員の御指摘のように、ルールは決められたんだけれども実は沖縄の漁業者の中ではまだまだやっぱり懸念といいますか、不安というか不満というのがあるわけです。そういったことも踏まえて、当然我々が実際に直接交渉する実務的には、水産庁なり農林水産省になるわけですけれども、例えばトラブルが発生した場合に、国が責任を持って対処できる点はどういうことなのか。それから基金100億が一応造成されることになっていますので、その基金をどうやって活用するかとか、そういう具体的な形のものに取り組んでいくと。ただ、御指摘のように、我々公式には説明を受けていませんけれども、この問題の背景にもし外交や大きな問題があるとすれば、その問題については今後どういうふうに我々沖縄側の、要するに見直しを求めるという一貫した立場をどういうふうに実現できるかについては、今後検討していきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では次に移りたいと思います。

辺野古の基地問題でありますが、知事公約について

でありますが、知事は１月９日の臨時議会、そして百条委員会それから今２月定例議会の代表質問の中でも、12月26日に辺野古埋立承認をしたことは県外移設を堅持をし、辺野古を否定したことは一度もないと。よって公約違反ではないということをずっと繰り返し発言をしているんですが、これはそのとおりと受けとめていいのかということで答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時56分休憩

午後７時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと今、議員のおっしゃったことを確認していたものですから、基本的には私の公約というのは一日も早い危険性の除去、これは私の公約に書いてございます。そして、方法としてその次に書いてあるのが、２プラス２の共同発表を見直し県外移設と、こう書いてあるわけでして、今の一日も早い危険性の除去という、これが公約の一番の目的であり、そして２プラス２を見直し県外移設というのは、これは方法のところでございますが、これは政府が事実この埋立申請をしてきたという時点で、このあたりが丸ごと本当に県外移設ということが可能かどうかも含めて、このオプションというのは少し変化を受けざるを得ないということも確かだと思っております。

○崎山　嗣幸君　議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時59分休憩

午後７時59分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　県外移設については、県外移設というのはしょっちゅう言ってまいりましたよ。そして、辺野古ノーということはたしか崎山議員の御質問もあったと思うんですが、ノーと言った記憶はありません。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、そのとおり受けとめておきたいと思います。

次に、2010年の２期目の普天間基地に関する選挙公約でありますが、日米共同声明を見直し県外移設の早期実現を求めていく、一日でも早く普天間飛行場の危険性の除去を求めるということで間違いありませんか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと済みません。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時０分休憩

午後８時０分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ここに私も公約を持ってきておりますが、一日も早い危険性の除去と書いて、その次に２プラス２の見直しとそれから県外移設と、こう書いてございますよ。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では知事、知事おっしゃるように、日米共同声明は辺野古移設を求めているんですよね。それで、知事は辺野古への移設をノーと言ったことがないと。否定もしていないと言っていますね。そうなるとこれは矛盾するし、知事の公約違反にならないかと私は聞きたいんですが。日米共同声明の見直しを知事は２期目に――１期目は言ってないですね――２期目で日米共同声明の見直しを求めていくということが知事の立場でありますが、一方で辺野古はノーと言っているという意味では矛盾するので、私はこれは知事は公約違反ではないかと思うんですが。いかがですかこれは。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　まず１つは公約ですが、２つ書いてあるわけですよね、私のスタンスとして。ですから１つは、一日も早い危険性の除去、これが公約そのもので公約の目的でもあるわけでしょう。そして２プラス２の共同発表見直し、これは今、共同声明と書いてあると思いますが、見直し、県外移設とこう書いてある。これは今、政府間で発表されているものを見直して県外移設というのにもチャレンジしたいと、これはこれで私もやってきたわけです。

ところが、これ自身は今、辺野古の埋立申請があったあのあたりからやっぱり状況が変わってきているというのは確かです。ですから問題は、私の公約の一番の目的で、中身は一日も早い危険性の除去、これが公約の一番の目的でありますから、そしてこのために県外移設も活用して５年以内の運用停止もやろうということですから、基本的には公約は何も変わっているとは思っておりません。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　知事、ずっと普天間基地の一日も早い危険性の除去が一番で、県外移設は後ろというか、そういう感じに私聞こえてならないんですね。それで、知事のこの矛盾とか問題点について一番明確にしているのがあるんですが、知事、先ほど私に辺野古ノーと

言ったことは一回もないと。それから反対は一回もしたことがないということなんですが、この辺の矛盾を解く鍵が私はあると思ったんですが、知事、実は知事のホームページに「ハイサイ仲井眞です」というのはわかりますか。これは県の……。これはどちらがホームページつくっているんですか。知事というより、事務局がわかりますかね。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時３分休憩

午後８時４分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これは県の広報課が作成したと承知しております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　実は、ここに見事に知事の公約のことが書いてあるんですよ。いいですか、知事。「県内反対という表現と言葉が必要かどうか、「県外を求める」という「県外」には、県内は入っていないでしょう。趣旨は、同じことだと私は思っています。　政党によっては表現いろいろあるでしょう。ですから、県内反対と言っている政党と、私は同じ表現を使わなければならないとは夢思っておりませんし、県外を求めるといえば、県内は入っていない。同じことではありませんか。」ということで、知事はここで「ハイサイ仲井眞です」で、県内反対ということで同趣旨、同義語ということを使っている。知事のホームページで、広報課が出しているんですが、これが本音じゃないですか。これが公約じゃないですか。いかがですか知事。これは確認してくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時５分休憩

午後８時５分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これは基本は記者とのやりとりであったように記憶しておりますが、県外は県内ではないかというような質問になって、それは県外というのは県内ではないでしょうと、そのように知事はおっしゃったのだと思います。ただ、県内移設、辺野古の移設は否定していないということはその表現の中でも貫かれていると思います。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　全く意味がわからないんだけれども、これは、私が言ったのは、さっき知事は辺野古ノー、辺野古を否定していないということをずっと言っているものだから、この「ハイサイ仲井眞です」は、私は県内反対と趣旨は同じだと、自分の公約は。それを言っている、私は。知事の公約と言っている。これ見てください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時６分休憩

午後８時８分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員がお持ちになったのは記者会見の記録でありまして、私もうっすらと覚えておりますけれども、要するに記者が聞いたのは、知事は県外を求めるということは県内反対と同義語であるかというような質問であったということであります。知事はここは慎重な言い回しになっておりまして、同義語だとは言っておりません。それは県外移設を求めるということは、県外というのは県内ではないというふうに言いつつも、じゃ、それは県内反対であるという言葉と同じかと聞かれて、それは必ずしも同一ではないというふうな形で答えておりまして、この段階で知事は明確に県内反対とは言っていなかったというふうに読み取れます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これは誰が読んでもそういうことは通らぬよ。何回読んでもいいんだけれども、県内反対という表現と趣旨同じと言っているわけですよ。これは今幾らへ理屈こねようが、このことをホームページで発信されているし、県民はみんな見ているんですよね。だからこれを直せとは言わないんだけれども、整合性がとれないですよ、知事。ずっとこれは残っている、ずっとこれは。誰が読んでみても。だからそういった矛盾をはらんでいます。そして、さっきから言っている公約も、知事はしょっちゅう危険性の除去を言いますが、「「日米共同声明の見直し、県外移設の実現」を強く求めていきます」と公約の中に２つ並列しているわけです。だから私が聞いているのは、一日も早い危険性の除去はみんな多数でオーケーですよ。しかし問題は、日米共同声明の見直し、県外移設の実現が知事があやふやなものだからはっきりしてくださいということなんですよ、これは。並列で書いてあるんです、知事これね。だから、ここは辺野古は反対と言ったこともない、ノーと言ったこともない。しかし、これからいったらまた反対と言ったりしている。全く意味不明なんだけれども、だからこういうふうに聞かれるわけですよ。この広報の取り扱いはどうするんですか、公室長。そのままにするんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　ただいま申し上げましたように、この文章の中には議員の解釈はいろいろありましょうが、知事の公約どおりの内容が込められていると考えておりますので、特に変更する予定はございません。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　そのままでいいと思います。

いずれにしても、この県議会の中で何回もこういうふうに言わしめて、こういう解釈をするということは失礼ですよ、これ。こういう公約にかかわる根幹のことでしょう。これを知事が安易にこんなこと言いますか。県内反対と趣旨は一緒と、普通言わんでしょう。知事がそう言っていること自身は公約そのものが辺野古に対することは、知事は一回も言っていないということに関しては、日米共同声明は、これは辺野古が求めているわけだから、知事はそこを見直しするということを言っているわけだから、矛盾しているということはずっと議論していることじゃないですか。これに集約される形で載っているので、私はこれは、直さないならそれでいいですよ。これはずっとこの問題は残っていて、誰が見ても矛盾しているし、おかしいというふうに思いますよ、これは。

それを私は指摘して続けますが、それと２期目に知事は、11月29日、喜んだんでしょうね。記者のインタビューでこう言っているんですね。記者さん、県内に実現可能性はありますか。ないでしょう。県外移設で当選した。県内はないと断言をしたと。これはまた新聞に載っていますよね。これは記者が勝手に書いたということなのか、喜び勇んで言ったのか。これは知事こう言っているんですよ。これはいかがですか。記者が勝手に書いたと言うんですか、それとも知事はおっしゃらなかった。

これは11月29日ですよ。２期目ですよ。2010年11月29日。これは当選した喜びですから覚えていると思いますよ。記者に言っているんですよ、これは。どうですか､これは。いかがですか。記者席じゃないですよ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時13分休憩

午後８時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今、議員からそのソースをお見せいただいたんですけれども、実際に現在今のところ資料がなくて、そのときの知事の発言、正確にどういうことかというのは確認されておりません。しかしながら、知事は記者のそういう非常に誘導尋問的なものに対応したことは私も記憶はありますけれども、しかしながら、この議会の席ではもう一貫して県内を認めたことはないという趣旨のことを言っているわけでございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

静粛に。

○崎山　嗣幸君　どっちにしても県内のマスコミですから、公に出ていることですから確認をしてみてください。私も再度、新報だったかタイムスだったのか、知事覚えているかなと思って私は具体的に持ってこなかったんですが、それはそれで確認をお願いしたいと思っています。

それからこの知事の県外移設の件なんですが、１月９日の臨時議会で初めて知事は我が仲村議員に対して、県外という中身を私明らかにしたと思いますが、これは全部丸ごと移すんではなくて、一部機能を移して、9.5年にはまた辺野古に戻ってくるでしょうみたいなことは、この臨時議会が知事は初めてこの県外という、何といいますか解釈というかな、していったのかな。私たちは、県外移設と言ったら一部移転ではないんですよ。県外は、普天間基地は県外全てですよ。そういった認識を明らかに知事はしてない。一部ヘリが訓練移転した。かつて1997年、104号線砲撃演習が分散移転した。あれも県外と知事はするのか。こういうことが知事の解釈なのか、私たちの認識は、県外は丸ごとですよ。ここが違うんじゃないですか、知事。見解をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時18分休憩

午後８時18分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　基地自身がハードウエアな施設から始まって、いろいろなシステムででき上がっておりますし、機能がいろいろある。そういう中で、私たちは今一日も早い危険性の除去ということで、５年以内というのも考えて運用停止ということを政府と今いろいろ作業が始まっているわけですけれども、そのときも含めて、つまり丸ごと――ちょっと言葉が正確じゃないんですが――感じとしては丸ごとの移設というより、やっぱり部分移設、機能移設というのもあるというのも確かでしょう。ですからいろんな形の、やっぱり県外移設と言っても、あそこにあるオスプレイの拠点を移設する、訓練の大部分を移設するということから始まりますと、移設の中身というのはやっぱ

りいろいろあると思うんですよ。ですから５年以内というときには、運用停止に合うと見られる機能を県外に移設する。それで県外移設がないとなかなか５年で実現するのは、現実的には難しいんじゃないかとも思っております。

○崎山　嗣幸君　もう見解がずれていますので、知事は信を問うたほうがいいと思いますね。

終わります。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　お疲れさまです。

質問をいたします。

まず初めに、本県の基地あるがゆえの経済的な損失というのは年間幾らかという質問からさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　沖縄県におきましては、嘉手納飛行場より南の５つの基地について、既に返還されております那覇新都心並みに整備、発展した場合を想定いたしまして、その経済効果を試算しております。

それによりますと、返還から収益発現までの時間に留意する必要がございますけれども、５つの基地の返還後の商業活動に伴う経済効果は、年間で8707億円、雇用者数は７万8000人と見込んでおります。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今の数字の算出方法といいますか、これは返還後から返還前を引いた経済波及効果というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　既に返還された駐留軍用地、新都心ほか幾つかあるわけですけれども、そういったところ並みに整備、発展した場合を想定して試算した効果でございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　この数字の中に入っていない基地あるがゆえの我々の損失というのはどういうのが考えられますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　基地あるがゆえの損失はどういったものがあるかということなんですが、例えば基地が都市の中にあるがゆえの交通渋滞ですとか環境問題とかと、そういったものがあるかなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　例えば、今、知事公室のように基地があるために人件費ですね、基地対策課。それから我々このように議会で40％、50％、基地問題を議論する、それから我々が事件・事故が起こったら議員たちが東京行動に行くとか、そういうのは一切入ってないわけですよね。それと同時に、数字に換算できないものとして、これだけ基地があったらこれだけの長い年数、多くの方々が人権じゅうりんに遭ったり、さまざまな恐怖に陥れられたり、それから補償問題でなかなか十分なものが得られなかったり、こういうのがさまざまにあっただろうと思うんですよね。

皆さんが2007年から出している波及効果の中に、例えば嘉手納以南として経済波及効果、直接経済効果と波及効果合わせると１兆400億円以上、私は渋滞も換算すると、まさに１兆円以上はいくだろうと思うんですよね。

そこで、これには税収も入ってないんですよね。部長、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　我々の試算では、税収は入れている……

○比嘉　京子さん　入っている。

○企画部長（謝花喜一郎君）　はい、入っております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　じゃ、私が持っている手元にあるのと随分と違うんだなということがわかります。

さて、それを踏まえて知事、毎年この11月、12月というのは、次年度の予算請求といいますか、申請のために出向くというお話があります。

知事は今、年間に１兆円近い我々の不利益というものを十分に確認といいますか、御自分の中に持たれていらしているんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時25分休憩

午後８時26分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　この今の数字の受けとめ方だと思いますよ。それで今、予算折衝に知事は行っているけれども、行って１兆何百億ということをちゃんと頭に入れているかと、こういう御質問ですよね。

そんなにリアルには入っておりません。なぜなら現実にある基地、これを一回きれいに全部返して、そして新しく投資を済ませ、今の天久といいますかおもろまち､あれぐらいの感じのものが20年以上でしょうか､なってきたときに、あれを想定して、どんな経済効果があるだろうかという試算でしょう。だからこれそのものが基地がなくなればそうなるという保証は全くな

いですよ、これからの話です。ですから、そういうものは私は頭には今入れていません。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時27分休憩

午後８時27分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　あのですね、今この中身はですね……

○知事（仲井眞弘多君）　ただ、計算の仕方はいろいろあるということです。

○議長（喜納昌春君）　質問中です、どうぞ。

○比嘉　京子さん　この中には、企画部長もそうですが、嘉手納以南しか入ってないんですよね。嘉手納以北も入れて本来なら県は算出すべきだろうと思うんですよね。いろんな算出の方法があるかもしれません、数字はいろいろあるかもしれません。知事、だけれども、これは復帰40年、戦後六十八、九年、我々こういうふうにして経済的に非常な損失、雇用損失をしているんだということは、私はやっぱりちゃんと持って政府と対峙すべきだと思うんですよ、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これは一つの物の考え方です。今使われている基地、これを全部更地にしてそして返して、そして今の天久だとかおもろまちだとか返ってきた北谷でも、ああいうものに似たような計算をするとどうなるかという試算なんです。現実にそうなるかどうかは、その時々の経済状況、投資額、いろんなことを考えてしかあれはできません。ですから、基地がなくなればこういうものだけどなというほどリアルには頭に入れておりません。ただ、返ってくるんであれば、それぐらいのことを目指して頑張らなきゃというぐらいの努力目標にはなるかもしれません。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今、出した数字は返ってきた３カ所も含めてやっているんですよ。何も返ってないものを想定して言っているんじゃないんです。その話は平行線なのでいいんですが、やはり知事はそういうふうな発想だから、この数字に対して驚くべき云々ということが出てくるんだなということがよくわかりました。

それで、「有史以来」というのも事実じゃないんじゃないかと思うんですよ。4000億超えていた時代もたしかあったはずなんですよ。そういう時代もわからずしてこういう公の場所でそういう発言をなさるわけですよ。そのことがどういう沖縄に対する損益に当たっているかということをぜひ理解していただきたいんですよ。

知事がその発言をした25日の翌日の新聞、これです。（資料を提示）

○知事（仲井眞弘多君）　何新聞ですか。また、何新聞ですか。

○比嘉　京子さん　沖縄タイムスです。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時30分休憩

午後８時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○比嘉　京子さん　あのですね、「「感謝」15回　喜々」として、「危険除去　保証なし」、そして「対米交渉　首相は予防線」、「「ゼロ回答だ」批判噴出」、「承認なら知事に抗議」、「知事「総理の応援団」」、「良い正月になる」。こういう本当に新聞だからと言うけれども、新聞というのは県民感情をあらわしているし……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に。

○比嘉　京子さん　そういうことで、知事、私はそのことによってどれだけ多くの県民が傷ついているかということと、知事の支持率が落ちたことも含めてですけれども、そのことはぜひ理解していただきたい。

なぜかというと、きのう玉城義和さんは、全国に向かってこういう発信をした。この映像は県民の誇りを著しく傷つけたと言いましたけれども、私は全世界に向かってやっているんですよ。年末は外国からこういうメールがたくさん届きましたよ、１カ所じゃありません。知事のあの姿は、沖縄の恥だと、情けないと、何なのかというコメントが多く寄せられました。そして佐藤優さんは、金をつかませれば沖縄の人は、何でも言うことを聞くという印象が東京で急速に強まっていると。これは沖縄県民が本土に行って大学生をやる、就職をしている子供たち、親たちにこういう発言をしています。自分たちは、一生懸命沖縄はそうじゃないんだと言っているけれども、知事のあの映像一つで全くそういうのが打ち消されている。

実際、沖縄県の企画部のホームページ見てみましょうか。ホームページにはそれを打ち消すような内容を一生懸命書いているんですよ。「よくある質問」、皆さんＱ＆Ａ出しているでしょう、企画部が。出していませんか、沖縄県の。そうすると「よくある質問」の中に、沖縄は振興費をもらっているから基地を受け入れているでしょうという考え方がもう定着していること

を払拭するために、躍起になっているんですよ。そして、こんな質問があるんですよ。「普天間飛行場の県外移転を主張するのであれば、米軍基地を前提としたこれまでの多額の沖縄振興費を返還するべきではないですか。」という質問もあるんですよ。知事がそれの上塗りをしていると思いませんか。

○知事（仲井眞弘多君）　それ質問ですか。

○比嘉　京子さん　こういういわゆる沖縄に対しての振興予算というものが、基地を受け入れているから、それを応分に優位に我々はそれを国が与えているからいいだろうという、全国民のその考えを払拭しようと県の皆さんも頑張っている。なのに知事は、ああいうような15回もお礼を言うことですか。１兆円ぐらい損失しているんですよ、毎年。そういうことをぜひとも心にとどめて私はやっていただきたい。

次に参ります。

○知事（仲井眞弘多君）　質問に答えをしたいんですがね。

○比嘉　京子さん　数字の話は、きっと平行線なので……

○知事（仲井眞弘多君）　考え方です、あなたの考え方に対して。

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛にです。

質問じゃないですから、進行してください。

○比嘉　京子さん　では、辺野古問題についてやります。

埋立承認に至った経緯でございますけれども、まず12月25日の知事と総理との会談のメモを見てみますと、きのうもこれたくさん質問がありました。一番最後のところに、これはどうなっているかというと……

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時34分休憩

午後８時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○比嘉　京子さん　一番最後のほうに、これは知事が11月17日に要請したものに総理が答えを言って、その後で知事は、「140万沖縄県民代表して心から感謝しお礼を申し上げる。　さすがに」云々というのがあります。最後に、「要請への回答を基礎に、普天間飛行場代替施設建設にかかる埋め立ての承認、不承認を最終的に27日ごろに決めたい。」と知事は発言しているんですね。この最初の「要請への回答を基礎に、」というこの「基礎に、」というところの真意を伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　「基礎に、」というか、議員が、私が何回もどうもどうもとおっしゃっているあれですが、きちっとお礼を申し上げたとこういうことでございますよ。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時35分休憩

午後８時36分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　「基礎に、」ということは、それとは関係なくという理解ですか。それともそれをベースにして、もとにしてという理解ですか、通常どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ありがとうという気持ちはきちっと持っているということですよ。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ちょっと待ってください。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　知事なりに答えていますので、続けてください。

○比嘉　京子さん　数字動かさないでください。私、座っているんですから。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　時間ありますから、一問一答でただしてください。（発言する者多し）　静粛に。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　ちょっと今の質問で正確を期すために、今先生がお持ちのものはこれは「会談要旨」となっておりますね。今、「要請への回答を基礎に、普天間飛行場代替施設建設にかかる埋め立ての承認、不承認を最終的に」とこういうふうに書いてあるわけですけれども、正確にはこれは議事録ではこう書いてあります。「そして、最後にコメントいたします。安倍総理に御回答いただきました、」……

○比嘉　京子さん　もう一度。

○副知事（川上好久君）　「安倍総理に御回答いただきました、やっていただいたことも、きちんと胸の中に受け止めて、これらを基礎に、これから先の普天間飛行場の代替施設建設も、建設に係る埋め立ての承認・不承認、我々も２日以内に最終的に決めたいと思っています。」。このことは今その要旨で言っているようなものとは少し違う。あくまでもこれまでのこの総理との会談の中で示されたものに対してお礼を言いなが

ら、これから我々は、また帰って、その承認、不承認――これ承認とは言っていないわけでありまして――について作業をしますというふうなことを申し上げているわけでございます。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　知事はリンク論じゃない、ないとおっしゃっているんですけれども、発言全部並べてみると自分からリンクにしているんですよ。御自分からやっていらっしゃるんですよ、リンク論に。つまり振興予算と４つの要請項目これを必ずセットにして承認の問題を語るんですよ。

○議長（喜納昌春君）　質問中ですので、答弁、後で求めます。質問中です。

○比嘉　京子さん　じゃ言いましょう。例えば27日の記者会見、どれぐらいの分量でしたか、承認についてとそれ以外の中身。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時40分休憩

午後８時40分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　承認については、６行ぐらいで申し上げております。そして、これはもう簡潔に申し上げているわけでして、あとは私のいろいろな考えというのをまとめて申し上げております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　何行ですか。

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時40分休憩

午後８時42分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　恐縮ですが、こういう議場でもってこんな行を勘定させるのを知事にさせないでください。

ただし、お答えしましょう、あなたの質問ですから。

62だったか、初めが６でしょう。それであとが62だったのか、全部で62だったのか、大体そんなものですよ。六十二、三対五、六行と、こんな感じですね。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　知事、ありがとうございます。

○知事（仲井眞弘多君）　ありがとうって、こんな質問しないほうがいいですよ。

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○比嘉　京子さん　10倍以上、10倍以上別のことをおっしゃっているんですよ。

そして１月９日の臨時議会、このときも私はカウントしました。それも10倍以上知事は別のことを言っているんですよ。これは重大ですよ、なぜか。これは付議事件と関係ないことを知事は延々としゃべられたんですよ。付議事件のタイトルはこうです。「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請の審査結果について（報告）」となっているんですよ。

ですから、ある意味で厳密に言うと、知事は自治法に抵触する可能性さえもそのときはあったんですよ。それぐらい御自分から説明の中にリンク論を交えるんですよ。だからみんなリンクしているんだなと思うんです。それお気づきになりませんか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時43分休憩

午後８時44分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　この埋立承認についてのこの報告は報告できちっとやっているわけです。そして、この際、私の考えを――報告は報告でやって、この際、私の振興とか基地についての考えを申し述べますということで申し述べているわけでございますよ。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　記者会見とかほかでならいいですよ。でも９日はその事件に限りこれを招集するという議場なんですよ。それでも知事は思いのたけをずっと述べられるんですね。ですから私は、やっぱりこれはリンク論かと思わせられてしまうんですよ、こういうことをなさるから。それは指摘だけにしておきます。

最後に知事、ちょうどその25日の翌日、記者団と一問一答しているんですよ。そこで、辺野古移設は県民の理解を得られるんでしょうかと聞かれたときに、知事こう答えています。「非常に難しい。名護の市長、議会が嫌と言っているのは大変難しいです。ただし日米両政府で決め、５年以内の（普天間の）運用停止が実現できれば、一日も早い危険性の除去という点では合格。それができれば何の問題もない」と、これリンク論じゃないですか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと、これも休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時45分休憩

午後８時46分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっとわかる範囲でしかお答えできません。26日に記者さんとどこでやったか、それでその記者さんとのやりとりの、それまた新聞記事でございますか。そういうものを私はしっかり見ておりませんから、あらあらでしかお答えできません。

ですから辺野古というところは、前から私も言っていますように、なかなか難しいところですよというのは、私前から言っているわけですよ。だから時間かかりますよというのは、日本政府にもどんどんどんどん言ってきたわけです。これは別に変わっていませんよ。だけど５年以内の運用停止、これをしっかりやれば一日も早い普天間飛行場の危険性の除去、これがまず第一の目的でしょう。これには大いに貢献するじゃありませんか。これはこれで必要ですよと言っているはずです、もしかしますと。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん 次に行きます。

埋立承認の根拠についてですけれども、環境審査会の会長、それから会員もそうですが、それから環境生活部、そこも今でも現在でもその考えに変わりないということで不可能と。それから両者とも懸念の払拭はされてないということを前提として土建部長にお聞きしたいと思うんですが、改めて申しわけないんですが、４条の１項について説明お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後８時48分休憩

午後８時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ４条の第１項について御説明いたします。

第４条「都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ　１　国土利用上適正且合理的ナルコト　２　其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト　３　埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト　４　埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト　５　第２条第３項第４号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト　６　出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト」。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん その承認と不承認についての判断基準をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後８時49分休憩

午後８時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 私どもは先ほどの４条１項の各号及び国からの通知によるものなどをもとにして、行政手続法に従って審査基準を定めております。その審査基準に基づいて審査をした結果を踏まえ、最終的には権限を持っている知事が承認、不承認を判断するということでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん では、部長この資料をぜひ手元にしてほしいんですが、（資料を提示） 25年の12月23日の審査結果をお願いします。

これの10ページのほうに多くの方々聞いておりますけれども、まず４条の１項の２号ですね。マルと（三角）がありますが、三角についてはどういうことで三角だったでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 三角の部分につきましては、環境に関して一部まだ審査が終了していなかったものがあることから、（三角）と表現させていただきました。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん ４条の１項ではないんですが、この同じページに法第10条のいわゆる設置者の同意というところで三角がありますね。これの理由は何ですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） ここのところは10条の施設についてなんですが、効用を逸するものがあるかどうか、これは３つの質問がございまして、効用を失うものがあるかどうかというところは、これは失うものが、傾斜護岸のほうが効用を失いますので、それはありますと。その所有者の協議は得られておりますかに対しては、協議は名護市長が管理者でございますので、協議は得られてないというのが２つございます。

もう一つは、ここ10条のほうは工事に入るときにそれの補償または代替施設についての項目でございまして、事業者のほうからは、これの傾斜護岸について代替施設を設けるということがございますので、そこは適ということと合わせて、ここで表示したときには三角にしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　12月23日の時点で、私、今、部長は審議がまだ終了してないところがあると。このタイトル見てみますと、「審査結果」なんですよね。まだだったら空欄になるんだろうと私は思うんですよ、まだだったらですね。まだ材料が調っていないと、だから結果は出せないというときには、マルか三角かではなくて、ここは空欄になるか何らかの形じゃないと今の説明つかないんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　記号を何使うかというのはいろいろとやり方はあるだろうと思うんですが、私は表現の方法として、不適合の部分がないのでまずマルですと。ただ審査が終了してない部分には三角と、そのように表現をさせていただいたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　この議論は置いておきますけれども、私はこの問題は何しろ皆さんタイトルに結果と書いてあるから、まだの場合結果にはならないわけですよね。ですから、そういうことも含めてどうも納得がいってはおりません。

しかしながら次に質疑を進めたいと思いますが、まず私は、このぎりぎりまで承認の判断がつかなかった。マルでも三角でもバツでもというところ、三角の場合は川上副知事、前に、判断に迷うときはこれは不承認ですよね。ですからそういうことを考えるとどうにでもなる状態が23日まであったんだろうと。これは推測ですからいいです。そうすると、今２号のところで埋立土砂の問題を私お聞きしたいんですけれども、２号で言う「十分配慮」というものの程度、それの程度についてハンドブックで教えてください。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時54分休憩

午後８時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　「「十分配慮」とは、問題の現況及び影響を適確に把握した上で、これに対する措置が適正に講じられていることであり、その程度において十分と認められることをいう。」と、そのように定義されております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　それで沖縄県から提出された環境生活部の意見を防衛局が最終的に埋立土砂について回答している。それのおおよその内容といいますか、考え方についてお聞きします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず申請書の中では、埋立土砂の供給元などの詳細を決定する段階で、生態系に対する影響を及ぼさない材料を選定する、検討に当たっては専門家の助言を得る、造成後、現地モニタリング調査を行うなどの記載がございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今先ほど「十分配慮」のところに今の文言は当たりますか。「十分配慮」されて、それなりに講じられる段階にあるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今、主なものということで３つほど紹介しましたけれども、こういうふうな記載があることによって、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等は講じられていると判断をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　現況を把握されているか、採取場所はどこかということの具体的な指定さえもないですよね。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後８時56分休憩

午後８時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　岩ズリについては1600万立米以上のものが必要になりますけれども、調達先としては、九州、沖縄、四国など７県９地区15カ所について、市町村名まで明記されているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　これは、その地域が指定されているんであって、この場所からとりますということの現況を把握できているかというと、この場所の現況を把握しないといけないわけですよね。そこに至っていなくて、全て承認後に対策を練りますという状況になっているんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　岩ズリにつきましては、採石場などに現在でもストックがあるわけですけれども、それがやはり供給されるときにきちんと調査・分析などをしないと、今この時点でそういうこと

をやっても仕方がないわけで、こういった示された箇所からその都度とっていくと。そのときにはきちんとした調査などをやると、こういうふうな計画になっていると承知しております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今この外来種について非常に問題だと思っているのは、本県は外来種の駆除に大変な労力と人員を要してきた県なんですよね。

農水部長にお尋ねしたいんですけれども、代表的な外来種としてウリミバエそれから松くい虫、これについて駆除費どれぐらいかかりましたでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　ウリミバエにつきましては、防除期間が昭和46年から平成５年の21年間で総事業費約170億円でございます。それから松くい虫につきましては、昭和48年から平成24年度までの40年間に約88億円となっております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　両方合わせますと250億以上になると思うんですね。しかも、年数もかかって、それをずっとまた継続して防除対策をやっていくと、防いでいくと。外来種が入るということは、そういう膨大なエネルギーがかかるんですが、もし入った場合はこれは責任の所在はどちらにあるんですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後９時０分休憩

午後９時０分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　もちろんそういう例えば特定外来生物とかそういうものが県内に持ち込まれないように、しっかり供給元で調査・分析なりそういった駆除をやった上で県内に持ち込まないといけないと。またモニタリング調査などもやっていくということですけれども、誰が責任かといえば、そういう環境に対して影響を与えた者の責任ということになろうかと思います。

○比嘉　京子さん　済みません、最後のほう……。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　環境に対して与えている者､与えている者が責任を負うということです。

○比嘉　京子さん　これは業者と契約するんですよね。防衛局が業者と契約書結ぶわけでしょう。そのときにどこが責任とるんですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まだ契約結ばれておりませんので、その契約の内容がどうなるかは、今ここで明確に申し上げられませんけれども、環境に対してそういった特定外来生物を持ち込んだことによって、影響を与えた者というふうに考えられます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　影響を与えた者は、どちらになるんですか。事業主ですか、どちらですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　具体的なその契約がどのような契約になるのかというのがよくわかりませんので、今、ここでは明確に答えられません。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　そういうことを確認されてないということが明らかです。それと同時に、その費用は誰が持つんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　責任があるのは、その環境に対して影響を与える者と、与えた者ということですから、そういった方々の費用負担ということになろうと思います。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　実に、今の部長の発言は無責任だと思いますね。そこら辺をきちんとやっていなくて、そういうようなことで、言ってみればこれは今のような外来種を――審議会の会長は、菌類、いわゆるサンゴに影響を与えると言われている菌類、これはもう防ぎようがないと。だけれども、今言っているアルゼンチンアリとかと見えるものに対しては、ある程度できるかもしれない。だけれども、その一つ一つの砂の中からかき分けてやるようなことというのはまず不可能、だから不可能という意見を出したんだと言っているわけですよ。これを防ぐということは、まず不可能ですよ。どうお考えなんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほどもお答えいたしましたように、専門家の指導助言を得ながらやっていくということですので、そういった専門家の助言を得てそういう特定外来生物が持ち込まれないようにしっかり対応してもらう必要があると思います。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　この全部、沖縄県はもっと具体的に駆除の方法、場所の指定、みんな求めているんですよ。だけれども､これ最後までそれがない。そして今、部長がおっしゃったように、専門家の意見になっているんですが､専門家というのはどういう人たちですか。今、決まっているんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　専門家は今の時点では決まっておりません。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　どういう専門家が、どれぐらいの密度で、どういうようなチェック機能を果たすかというのが何にも見えていないんですよ。それでいて皆さんは、適応というふうに、「十分配慮」というふうに判断されるんですか。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後９時４分休憩
午後９時５分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　これまでの埋立事業でもいろいろな環境監視委員会とか検討委員会とかをつくって専門家の助言を得たわけですけれども、それについてもやはり事業に入ってから、そういう専門家を選んでしっかりした助言・指導を得るというのが一般的だと考えております。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　これだけの膨大な埋立土砂を県外から持ってくる。海の砂の中でなく丘ズリ、岩ズリを持ってくる。こういう経験は今までに何回おありですか。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後９時５分休憩
午後９時６分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　県外からの岩ズリという意味では初めてです。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　それに対して防衛局はこんなふうに言っていますよ。外来種の駆除について技術的可能だと考える具体的な根拠を提示することが困難。それと同時に事例がないと、対策に。そういう中において皆さんは十分適応だと、配慮されているんだとそう答えているんじゃないですか。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後９時６分休憩
午後９時６分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　こういう生態系への外来種による影響というのはかなり細かくいろいろと書いてあるわけですけれども、まず、埋立土砂の調達場所については、埋立承認後に適正な契約手続を経て決定することとしているとか、埋立承認後、外来種混入等の対策として、埋立土砂の調達に関する供給業者等との契約手続において生態系に対して影響を及ぼさない措置を講じる旨を規定することとしているとか、あるいは事業者は供給業者等から提出された調査結果を専門家の指導助言を得て確認するとか、さらなる調査が必要と判断された場合には、再度、供給業者等に確認を依頼したり必要に応じて事業者が主体となった調査を実施する。あといろいろとモニタリングについてもありますけれども、そういったようなことで、現時点でとり得るべき措置はとられているというふうに考えたところでございます。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　答えになってないように思いますね。現況把握という、さっき「十分配慮」というものの程度は何かと聞いたはずですよ。今答えたのは、全部、顔の見えない専門家を中心にやると言っていますけれども、私はこれは非常に危険だと思います。
それで今那覇空港ですね、滑走路、同じ時期に出されていますよね。そこの環境アセスはどうなっていますか。環境生活部長、所感があったらおっしゃってください。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後９時８分休憩
午後９時12分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　済みませんでした。
全然対応が違うということははっきりしているんですよね。皆さんは辺野古に対しては18項目の48件出して、だけれども那覇空港に対しては６項目の７件です。対応が全然違っている。そして埋立土砂についてはこれ環境大臣です、意見。どうするんですかと埋立土砂を皆さんが聞いたときに、島嶼県の生物について同種であっても島ごとに遺伝子レベルに違いがある可能性があり、島外からの生物の移入は、遺伝子レベルの生物多様性に攪乱を生じさせるおそれがある。そのために埋め立ての土砂は県内にすると言っているんですよ。この２つなんですよ。同じような事業の申請に対してこんなに、もっとたくさんの開きあるんですよ、時間がないから言えないんだけれども。この相反する

と言ってもいいくらいの違いがある中において、しかも環境を監視する委員ももう選出して動いているんですよ。計画して立てて動いているんですよ、今からなんですよ、土建部のさっきの答弁は。そういうような矛盾の中で、知事、知事の裁量としてこれだけ多くの不安がある中で、外来種に膨大なお金がかかるかもしれないという中で、こういう中で、今、知事はこれを了としたんですよね。

最後にぜひお願いします。知事はそれを裁量として認めたということですよね。

○議長（喜納昌春君） 時間です。

休憩いたします。

午後９時13分休憩

午後９時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 辺野古の埋立申請につきましては、私どもが定めた審査基準等をもとに審査した結果、そういった基準に適合しているということから承認したものでございます。

○比嘉　京子さん 終わります。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

〔髙嶺善伸君登壇〕

○髙嶺　善伸君 こんばんは。

一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、自治及び自己決定権への認識について。

沖縄は、戦後27年間にわたる米軍の統治下で、琉球立法院は27回に上る「施政権返還に関する要請決議」を行った。1962年２月１日、全会一致可決の決議文には、「アメリカ合衆国による沖縄統治は、領土の不拡大及び民族自決の方向に反し、国連憲章の信託統治の条件に該当せず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態もまた国連憲章の統治に関する原則に反するものである。」と訴えております。この決議は、日米両政府だけでなく国連加盟各国にも送付され、祖国復帰運動の大きなうねりを起こしたことを忘れてはなりません。また、1966年に採択された国際人権規約の「すべての人民は、自決の権利を有する。」という自己決定権を訴えております。日本復帰を実現して69年になるが、現在なお米軍基地の過重な負担は軍事植民地状態にあると言っても過言ではありません。

沖縄県議会は、これまで387回に及ぶ在沖米軍基地関係の抗議や意見書を決議して日米両政府に訴えてきました。特に、「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」の全会一致決議や、県議会や県下全41市町村によるオール沖縄の声としての「建白書」でさえ無視されてきました。1963年、キャラウェイ高等弁務官が「自治とは神話であり存在しない」と沖縄の事情を述べたことが猛反発を受けた。日本国憲法のもとでも沖縄に自治はないだろうか。仲井眞知事の沖縄の自治及び自己決定権についての認識をお伺いします。

２、在沖米軍基地対策について。

(1)、知事の辺野古埋立申請承認について。

県企画部が実施した最新の県民意識調査の結果によると、在日米軍専用施設が約74％集中していることに対して、差別的状況かとの問いに、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答したのは73.9％を占めた。米軍基地負担の県民意識と知事の承認判断は県民の声を反映したものと考えているのかどうか、知事の認識をお伺いします。

(2)、公有水面埋立法第３条、第４条、第10条の判断について。

第３条、第４条、第10条の関連で、名護市長の意見が「断固反対」ということを勘案しても、総合的に本申請を承認せざるを得ないと知事判断を説明しているが、今後の工事の実施に利害関係人である地元名護市の許可や同意が必要な手続でトラブルは避けがたく、「合理的理由」があるということで不承認処分できたのではないか。手続上の地方自治の事務はどのようなものがあると認識しているのか。どのように考慮したのか。国が事業を行う場合、知事の責任及び対応はどうなるのかお伺いします。

(3)は割愛します。

３、日台漁業取り決めについて。

(1)、尖閣初め沖縄近海における日台漁業取り決めの影響について。

ア、県民の頭越しに強行された日台漁業取り決め締結後の本県各漁協所属漁船の出漁漁船数や漁獲量、資源管理への影響はどうなっているのか。

イ、台北で開催された第３回日台漁業委員会合意内容に対する宮古・八重山の漁業者から不満や批判がある。協議における双方の主張の内容と合意されたルールはどうなっているか。

ウ、今回の新ルール合意による安全操業や出漁漁船数等操業回復の見通しについてお伺いします。

(2)、外国漁船から被害を受けている県内漁業者に対する支援として、本年度の国の補正予算で「沖縄漁業基金」が設置されたが、内容と利活用について御説明を願いたい。

４、医療行政について。

(1)、病院事業局に関する職員定数条例改正案の内容と救急医療体制の拡充についてお伺いします。

(2)、県立八重山病院整備について。

ア、昨年12月に策定された新県立病院基本構想の特徴的な内容はどうなっているか。

イ、新病院の「診療科目は圏域に不足する医療機能及び医療需要の動向を踏まえ設置する」との基本方針だが、喫緊の課題である歯科口腔外科等の新設診療科目や医療機能の拡充についての対応はどうか。

ウ、離島住民等の患者付添人等の宿泊施設整備等の取り組みはどうか。

エ、医師確保に病院長みずから東奔西走し、看護師不足のために特に準深夜勤務や深夜勤務の確保ができず大変御苦労しているが、医師や看護師、コメディカルの配置、人材確保の取り組みをお伺いします。

(3)、新県立八重山病院整備基本計画策定と建設用地取得の進捗状況、建設事業費の予算確保など今後の取り組みをお伺いします。

５、教育行政について。

(1)、八重山教科書問題について。

ア、文科省の是正要求の指示に対して県教育委員会は、「教育の機会均等」、「国会の附帯決議」の趣旨を踏まえた質問を発出したようだが、経緯と回答についてお伺いします。

イ、「教科書改革実行プラン」の方向性を踏まえて採択地区単位を市郡単位から市町村単位への柔軟な対応を質問したようだが、経緯と回答についてお伺いします。

ウ、新年度が始まりますが、竹富町の教育現場の現状と教育水準確保等について御説明を願いたい。

(2)、新県立図書館の移転整備計画が進められているが、この機会に移民県として沖縄特有の移民の歴史を発信できる移民資料館を併設することを提案したいが、対応をお伺いします。

６、離島振興について。

(1)、離島振興事業について。

北部振興事業は、平成12年度から21年度まで毎年100億円の北部振興費が予算措置されてきた。新たな沖縄振興計画でも沖縄振興特別推進交付金とは別枠で毎年50億円が確保されることになっており、北部地域の産業振興や定住条件の整備が進められ、重要施策だと考えます。一方、離島振興については北部振興予算のような特別枠はありません。県土の均衡ある振興を図る観点から、一括交付金とは別枠の離島振興特別枠を要請確保すべきだと思いますが、離島振興予算の確保について今後の対応をお伺いします。

(2)、離島の情報通信環境整備について。

ア、離島地区情報通信基盤整備推進事業についての事業の概要と効果について御説明をいただきたい。

イ、竹富町西表白浜・舟浮地域は難視聴地域で、ＮＨＫのテレビ共同受信施設を利用して民放テレビ等を見ているが、年間の維持管理費負担に苦慮しております。特に、白浜テレビ共同受信施設は老朽化と土砂災害警戒区域指定により保守管理の配慮から移設することになりました。移設更新工事に伴うケーブル敷設や送電線移設等の協議もあり、また、負担金が１世帯当たり５万ないし６万円という巨額の拠出を求められております。県の支援等の対応についてお伺いします。

(3)、離島観光の課題について。

ア、沖縄観光はクルージング船の寄港やＬＣＣ等の格安航空会社の航空路線参入で利便性が向上し、価格競争で航空運賃が安くなった。ところが、久米島や与那国等の離島航空路線は競争原理が働かず航空運賃は割高との苦情があります。現状と今後の改善に対する取り組みを伺います。

イ、与那国航空路線について、ＲＡＣによると2013年与那国路線は4.55％増の７万2829人で、石垣―与那国間は5.7％減の５万8274人、那覇―与那国間は85.01％増の１万4555人である。一方、観光客数は県八重山事務所の統計では、対前年度比で88.7％に減少しているといいます。航空路線がＪＴＡからＲＡＣへ移管され、航空機材の小型化で欠航がふえ、座席の確保も困難で、団体客を初め観光客が減少している現状は、輸送力が原因だという指摘もあります。課題と今後の取り組みをお伺いします。

ウ、与那国航空路線の航空機材については、ＪＴＡの小型ジェット・ボーイング737の再就航が期待されておりますが難航しております。現在就航しているＲＡＣの機材を大型化することも対応策の一つと考えます。輸送力を拡大できる大型航空機購入の支援への取り組みをお伺いいたします。

７番目は割愛いたします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの髙嶺善伸君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上、休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後９時26分休憩

午後９時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の髙嶺善伸君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　髙嶺善伸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、沖縄の自治及び自己決定権の認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「自己決定権」という言葉につきましてはさまざまなお考えがあろうかと思いますが、地方公共団体は、地方自治が認められております。一方、外交・防衛に関する事項は日米両政府間で協議されますが、地元の考え方を伝える働きかけは必要です。

沖縄県は過重な基地負担を背負っていることから、日米両政府に対し基地問題の解決が図られるよう求め続けることは私の責務であると考えており、これまで全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

次に、離島振興についての御質問の中で、離島地区情報通信基盤整備推進事業の概要と効果についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

この事業は、沖縄本島と離島地区との情報格差を是正するために、沖縄本島から与那国島までの各離島及び沖縄本島から久米島までの各離島を対象に、総延長約900キロメートルの海底光ケーブルをループ状に新たに整備するものであります。これにより離島地区の情報通信基盤が大幅に改善され、遠隔医療や遠隔教育など情報通信技術を利用した定住条件の整備、離島振興に効果を発揮するものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　日台漁業取り決めに関する御質問の中で、ルール合意後の安全操業や出漁漁船数の回復の見通しについてお答えいたします。

昨年５月の取り決め発効後、取り決め適用水域において、台湾漁船との操業トラブルを恐れる本県漁船は、５月から７月の間、八重山北方の三角水域及び久米島西方の特別協力水域での一切の操業を自粛しておりました。今回の日台漁業委員会において、トラブルなく操業できるようにするためのルールと、トラブルが起きた場合の円滑な解決に関するルールが合意されたことから、安全操業が確保できるものと思われます。また、八重山北方の三角水域及び久米島西方の特別協力水域の一部において日本側のルールで操業できることから、操業を自粛していた本県漁船の操業隻数は回復するものと考えております。

県としましては、今後とも、今回合意されたルールの実施状況の検証と本県漁船の安全操業の確保について引き続き支援していくこととしております。

続きまして、教育行政に関する御質問の中で、県立図書館移転に伴う海外移民資料館併設についてお答えします。

沖縄県は、100年余にわたる移民の歴史を後世に継承し、先人の労苦をたたえることは重要だと考えております。このため、沖縄県では、県立博物館・美術館で移民に関するコーナーを常設展示し、毎年６月18日の「海外移住の日」には県庁でパネル展を開催する等、海外移民の功績を伝える取り組みを行っております。さらに昨年10月、県平和祈念資料館において「ハワイ日系移民が見た戦争と沖縄」企画展を開催したところであります。

議員御提案の海外移民資料館の併設につきましては、関係機関の意見も伺いながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　在沖米軍基地対策についての御質問の中で、県民の声と承認の判断についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。なお、法律上基準に適合している申請について、政治的理由等で不承認とすることは、その裁量の範囲を逸脱している可能性もあると思料されることから、これらを理由に不承認とすることは困難であると考えております。また、本申請を承認したことについて、県民の間にさまざまな意見や反応があることは承知しております。

今後とも、承認の経緯、理由等について丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、離島振興予算の確保についてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に起因し、割高な移動コストや行政サービスの高コスト構造、市町村の財政基盤も脆弱である等、さまざまな課題を抱えております。このため、沖縄県では、「住みよく魅力ある島づくり計画」に基づき、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、離島の割高な交通・生活コストの低減に取り組むとともに、離島市町村における船舶等

の建造・購入に対する支援を実施しております。また、生徒の高校進学にかかる負担を軽減するための離島児童・生徒支援センター（仮称）の整備、福祉サービスの総合支援や医療サービスの確保支援、海底光ケーブルの整備による情報通信環境の確保など、定住条件の整備に取り組んでおります。

沖縄県としましては、引き続き離島市町村と緊密な連携を図りつつ、沖縄振興特別推進交付金など、毎年度の予算措置において所要額を確保し、総合的かつきめの細かい離島振興策を推進してまいりたいと考えております。

同じく離島振興についての御質問の中で、離島航空路線の現状と今後の取り組みについてお答えします。

離島の定住条件の整備を図るため、県では、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施し、離島住民については約４割引、出身高校生は約５割引、また、小規模離島における観光客等の交流人口を対象に約３割引の運賃低減が図られております。具体的には、石垣―与那国間の運賃は、普通運賃で１万1800円でありますが、本事業により離島住民は4900円、交流人口については7150円に低減されております。

県としましては、離島住民等の交通コストの負担軽減のため、今後も安定的かつ継続的な事業実施に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 在沖米軍基地対策についての御質問の中で、名護市の許可や同意が必要な手続と埋立承認、国の事業における知事の責任及び対応についての御質問にお答えいたします。

埋立申請書には、名護市が関係する手続として、辺野古漁港区域内傾斜護岸及び防波堤についての財産処分手続が記載されておりますが、その他、水道法、廃棄物処理法、沖縄県漁業調整規則などによる手続があるものと承知しております。また、県の定めた審査基準には、法令または条例に基づく個別・具体的な手続等に係る審査項目はありません。なお、これらの個別・具体的な手続等については、事業者である国において適切に対応されるべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 日台漁業取り決めについての御質問の中で、日台漁業取り決め締結後の出漁漁船数や漁獲量、資源管理への影響についてお答えいたします。

取り決め適用水域内で操業する本県の漁船数は、日台漁業取り決めが発効した平成25年５月以前は、例年180隻程度でありました。取り決め発効後の平成25年５月から７月にかけてのクロマグロ漁期には、取り決め適用水域内での台湾漁船の操業が多く、県内漁船は操業を自粛しておりましたが、台湾漁船の操業が減少した８月以降、適用水域内における操業を再開した本県漁船は160隻程度と思われます。

漁獲状況については、今回の日台漁業取り決めにより大きく影響を受けた八重山漁協で見ると、取り決め発効後の漁期である昨年５月から７月の間のクロマグロの水揚げ量は約20トンとなっており、過去３年間の同時期の平均水揚げ量の約25トンと比較すると約20％の減少となっております。

また、取り決め適用水域における資源管理については、マグロ類等への影響が強く懸念されることから、次回の日台漁業委員会で議論されることとなっております。

次に、第３回日台漁業委員会における双方の主張と合意された操業ルールについてお答えいたします。

日台漁業委員会の協議において、マグロはえ縄漁船の操業方法が、日本側は、漁具を４マイル間隔で南北方向に設置し、台湾側は１マイル間隔で東西方向で操業を行っていることから、日台の漁業者は交渉の過程でそれぞれ自国の操業方法で行うことを主張しておりました。日本側においては、４月のクロマグロ漁期に向けて、今回の委員会において操業ルールを作成する必要性を強く認識していたことから、関係者が粘り強く交渉し努力した結果、日台双方が歩み寄る形で操業ルールを合意しております。合意された操業ルールでは、取り決め適用水域においてトラブルなく操業できるようにするためのルールとして、１、無線機の設置による相互の連絡体制の確保、２、漁具の放棄等の禁止、３、日本側の操業ルールを適用する水域の設定が定められております。また、トラブルが起きた場合の円滑な解決に関するルールとして、１、漁船保険加入の推進、２、漁具交差時の修復措置、３、緊急連絡体制の整備が定められております。

次に、沖縄漁業基金の内容と利活用についてお答えいたします。

県では、日台漁業取り決めによる本県水産業への影響を最小限に抑えるための総合的な対策を行うよう、国に対して強く求めてきたところであります。その結果、国においては、同取り決めによる影響緩和を図る

とともに、本県水産業の競争力強化及び漁業経営の安定化を図ることを目的として、100億円の沖縄漁業基金の設置を決定し、県内の漁業団体に造成したところであります。同基金では、漁具被害復旧支援や外国漁船操業等調査・監視などを行う台湾漁船等対策、県産水産物の流通促進や漁業共済掛金助成などを行う漁業経営安定対策、海岸清掃などを行う漁業環境整備などが予定されております。

県としましては、漁業団体等と連携し同基金を有効に活用し、日台漁業取り決めによる影響を最小限に抑え、漁業振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての御質問の中で、病院事業局に関する職員定数条例改正の内容についてお答えいたします。

今回の定数改正は、地域の中核的な医療機関として重要な役割を担う県立病院の救急医療体制の充実強化とともに、経営改善を図るため、医師38人、看護師42人の合計80人を増員するものであります。主な内容としましては、救急体制強化のため、救急室やＩＣＵ等の医師や看護師を増員するほか、経営改善のため、検査科医師と感染管理認定看護師の配置等を行うこととしております。さらに、離島地域については、その地理的条件を踏まえ、できる限り地域内で完結できる医療体制の充実を図る観点から、宮古病院と八重山病院にＮＩＣＵとＨＣＵの新設に必要な医師や看護師を増員することとしたものであります。これにより、両地域に比較的高度な周産期医療を提供する「地域周産期母子医療センター」や、患者の状態に対応した病床機能の整備が図られ、住民生活の安全・安心の確保に寄与できるものと考えております。

次に、新県立八重山病院における基本構想についてお答えいたします。

新県立八重山病院では、急性期医療を担う中核病院としての役割を初め、今後の医療需要の変化に柔軟に対応できる拡張性高い病院を備えるとともに、地域に開かれた病院を目指し、基本構想の策定を行いました。主な特徴としましては、感染症や高度医療に対応できる設備、災害拠点病院としての規模や機能の確保、精神科の措置入院への対応、地域医療連携の強化などがあります。

人材確保という観点からは、充実した教育・研修機能を兼ね備えた病院設備を計画しております。アメニティーの部分では、全ての人に「快適な療養環境」を提供するためにユニバーサルデザインを導入し、安全・安心に利用できる施設整備を行う予定であります。

次に、新県立八重山病院における歯科口腔外科等の新設や医療機能の拡充についてお答えいたします。

新県立八重山病院の整備につきましては、将来の疾病構造の変化や医療需要に対応できる医療機能の拡充に向けて基本計画の策定を進めております。歯科口腔外科の設置につきましては、新病院での開設に向けて調査検討を進めております。医療機能につきましては、ＩＣＵやＨＣＵの増床、感染症医療に対応した機能を有する病室の設置に向けて検討を進めております。

次に、離島住民等の患者付添人等の宿泊施設整備等への取り組みについてお答えいたします。

離島地域からの患者付添人等を対象とした宿泊施設につきましては、離島住民の経済的・精神的な負担軽減につながることから、主体となる自治体や関係機関との連携を図っていきたいと考えております。

次に、新県立八重山病院整備事業における医師や看護師、コメディカルの配置、人材確保などの今後の取り組みについてお答えいたします。

新県立八重山病院では、専門性の高い優秀な医師や看護師等の育成、継続的な人材確保の強化を目指し、指導体制の強化や専門資格の取得支援を目的とした臨床研修施設の設置について検討を進めております。また、休憩室や仮眠室の確保、保育所等の整備につきましても検討しており、職員の働きやすい環境整備を行うことで人材確保につなげていきたいと考えております。

次に、新県立八重山病院における基本計画の策定、建設用地取得に向けた進捗状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

新八重山病院整備基本計画につきましては、昨年12月に策定した基本構想をもとに、病院内での意見や要望を取りまとめ、今年度内に素案の作成、新年度の早い時期に住民説明会やパブリックコメント等を実施し、県民の意見集約を経て基本計画の策定を行う予定にしております。また、次年度には、病院建設に係る設計に着手する予定としております。建設用地の取得につきましては、建設予定地の面積を確定するために測量・調査を開始しました。平成27年度の用地取得に向けて、沖縄総合事務局、県空港課等との調整を進めております。建設事業費については、関係機関との連携を図りながら、予算確保に向けて調整を進めております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育行政についての御質問の中で、是正要求に対する文部科学省への質問の経緯と回答についてお答えいたします。５(1)アと５(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

県教育委員会では、是正要求について真摯に取り組み議論を重ねてまいりましたが、教育の機会均等、地方分権一括法案審議の際の附帯決議及び今後の八重山地区における平穏な教育環境への配慮、採択地区の市町村単位への分割等について６つの質問を行いました。文部科学省からは、竹富町教育委員会が違法状態にあることや、是正要求を行った経緯、八重山地区は一つの採択地区として設定すべき等の回答でした。県教育委員会の委員からは、いずれの回答も教育的な配慮に欠けているとの意見がありました。

今後も、引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、３市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、竹富町の教育の現状と水準についてお答えいたします。

同町では､学力向上主要施策「ぱいぬ島っ子プラン」を定め、全国学力・学習状況調査において全国平均を上回る成果を上げており、良好な学習環境が整っていると考えております。また､「早寝早起き朝ごはん」とともに､「家族そろって晩ご飯」をキャッチフレーズに、中学校で島を出ていく厳しい現実を自覚している中学生を、親や教師、地域、行政がしっかり支えた教育実践がなされているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　離島振興についての御質問の中の、テレビ共同受信施設移設更新工事費に対する県の対応についてお答えいたします。

竹富町西表白浜・舟浮地域のテレビ共同受信施設は、ＮＨＫと住民が共同で設置し運営しています。白浜地域のテレビ共同受信施設は設置から20年以上経過し、老朽化が進んでいることなどから、平成26年度に更新工事をする予定とのことであります。更新工事費用については、幹線設備はＮＨＫ、民放放送受信用設備及び各家庭に設置が必要となる光受信機等については住民で負担するということを聞いております。ＮＨＫに確認したところ、テレビ難視聴解消を目的とした同様な施設は、全国に約5600カ所あるとのことで、更新工事費用については、白浜地域と同様、住民負担があるとのことです。なお、舟浮地域においては、平成22年度に更新工事を行ったとのことですが、その際には、竹富町が地元へ補助したと聞いております。このようなことから、テレビ共同受信施設の更新工事費用については、一義的にはＮＨＫと地元において検討がなされるものと考えており、竹富町の動向に注視していきたいと考えております。

次に、離島航空路の航空機購入支援についてお答えいたします。

離島住民の福祉の向上に加え、離島空港の効率的な利用及び整備に資するため、離島航空路線に就航する航空機の購入費用について国と県で補助を行っております。

県としましては、ＲＡＣから機材更新に対する支援要望があれば離島路線の確保・維持及び改善を図る観点から、国が実施する航空機等購入費補助金と協調した補助により、航空機の購入の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは離島振興に関する御質問の中の、与那国観光の課題と取り組みについてお答えいたします。

平成25年の与那国町の入域観光客数は、前年比11.3％の減となっております。その主な要因は、与那国町に確認しましたところ、航空路線の便数が増加した一方で、使用機材の小型化により提供座席数が減少したことのほか、チャーター便の就航減や天候等の影響による欠航の増加などによるものであると聞いております。

県としましては、南ぬ島石垣空港開港による旺盛な観光需要を八重山地域全体へ広げることが重要と考えており、今後、観光資源の豊富な与那国町に対して、現在県が取り組んでいる市町村等による旅行メニューの開発等への助成や、アドバイザー派遣等の事業についてその活用を促すとともに、引き続き与那国町及び関係機関と連携して与那国観光の魅力発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　ありがとうございました。

離島振興のほうから再質問させていただきたいと思います。

与那国の観光客の減少の原因分析をもうちょっと聞きたかったんですけれども、やっぱりＲＡＣへ路線を移管した後、ダッシュ８に小型化したために座席がとれないんですよ。もちろん欠航があったり、また、カジキなどとれる日は20本以上とれるんですね。だからやっぱり航空機の機材を大型化しなければならないと思っているんですよ。ＪＴＡのボーイング737小型ジェットの復活というのは不可能ですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　議員からはかねがねこのＪＴＡの復活について御質問が委員会からもございました。県のほうにおきましても、取締役ということでいろいろＪＴＡにも申し入れを行っているわけですが、構造改革の一環ということで機材の減少数があります。そういったことでなかなか厳しいということですが、県としてはＲＡＣの機材更新等に合わせてＲＡＣの要望等を踏まえながらまた対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　先ほどの答弁でもＲＡＣからの要請があればということでありますが、ＲＡＣも機材の更新時期に入っていくんですよ。したがって、今の39名乗りじゃなくて限りなく100名に近いそういう大型機を入れることによって貨物の輸送力もアップする。観光客などの団体の受け入れも可能となる。こういうときにこそ国が75％の補助を出す航空機の機材購入補助を利用して久米島、与那国を含め離島路線へのＲＡＣの輸送力をアップしていく。こういう思い切った取り組みをしていくべきじゃないかと思うんですよ。波照間路線も航空機の購入の補助をする。国との協議もして、ぜひ新年度に向けてＲＡＣの大型航空機の購入の支援を県としてやってもらえませんか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ＲＡＣは現在、航空機５機で県内離島路線10路線を運航しております。機材繰りの面から更新する機材につきましても、就航する全ての離島空港に離発着可能な規模の機材にする必要があるというふうに伺っております。いずれにしましても、更新機材につきましては現在、ＲＡＣにおいて検討を行っているということでございます。

県としましては、離島路線の確保・維持及び改善が図られるよう、ＲＡＣと更新機材の選定について意見交換を行ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　国境離島の与那国は、貨物の積み残し、観光客が乗れない、住民も乗れない。したがって、じゃ、来年はどうするのか、再来年はどうするのか。見通しが立たなかったら人口流出というのはとまらないんですよ。だから、やっぱり県が株主でもあるし積極的に離島の翼としての琉球エアーコミューター（ＲＡＣ）に航空機の大型化をするんであれば、購入の補助をしますと。50名乗りまではふやしているんですよ。だからさらにそれ以上のものも含めて検討して、新年度に間に合わせていくと。こういう積極的な航空政策をとることによって、離島が元気になるんですよ。知事、そう思いませんか。知事のほうからも決意を聞いておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　先ほど来答弁しておりますが、やはりＲＡＣは離島の翼ということで県内の現在就航している16路線につきまして、やはり機材繰りの面も考えながら検討したいということがございます。繰り返しになって恐縮ですが、ＲＡＣと機材更新についてはよく意見交換を行いながら取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　これは部長の答弁ではちょっと納得できない。知事、決意をお願いしましょう。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後10時24分休憩

午後10時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　お答えします。

やっぱり機材の大型化というのは、各離島から非常に要望もあるんですけれども、一方でＲＡＣが今５つの機材で10の路線を運航していると。機材が大きくなると着陸できないところもまたあったりするというふうなこともあって、ここのところはやはりＲＡＣのほうと機材更新の計画を相談しながら、県としてもまた支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　やる気があるかないかわからないような答弁で、これは私、また引き続き特別委員会でもやってまいりたいと思いますが、ぜひ国の予算にもかかわることですので、早目早目に国庫補助金の要求に間に合わせていくという意味では、例えば５・６月ぐらいまでにはぜひＲＡＣの機材の大型化に向けて取り組みたいという決意を持ってＲＡＣと話し合わないと、ＲＡＣだって民間企業ですので、果たしてこれだ

けの県の補助や国の補助がもらえるのかわからぬでしょう。そういう意味で、もうちょっと県も離島航空路線の拡充についての決意が必要じゃないですか。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　髙嶺議員の再三の御質問ですが、我々も十分そういった地元の意向なども踏まえながら、そういった中でまたＲＡＣの意向も踏まえて、その機材のことにつきましては意見交換を行いたいと、再三答弁させていただいております。この補助は国が75、県が25ということで、ＲＡＣからの申請があれば、それを大型化だからノーということではありません。ただ、やはりＲＡＣの意向というもの、それから地元のニーズ、そういったものも踏まえながら機材の機種は選定する必要があるだろうと、そのように答弁させていただいているところです。我々も地元の意向も踏まえながら、またＲＡＣの意向も踏まえて対応させていただくと、そういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　次､医療行政についてお聞きします。

歯科口腔外科について、新病院にあわせて新設を計画していると聞いて大変ほっとしております。ただ、今、新病院の開設、新病院まで待たずとも、今やっぱり障害を持っている方々の全身麻酔治療であるとかいろんなことを考えたら、それは待てないなという住民も多いんですよね。それで八重山地区の障害者等歯科診療推進協議会あたりからは、できるだけ早くその格差を是正してもらいたいという熱い思いもあるんですよ。現在の施設で医師を確保すれば、歯科口腔外科の開設は無理なのかどうか。この辺の積極的な医療の拡充をお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　八重山病院の歯科口腔外科については、実は今の病院ができたときに外来の設備も備えられておりましたけれども、昭和55年に開院して一度も使われることなく、今、いわゆる連携室になっている状況でございまして、外来部門のスペースとしても、今現在ではないような状況であります。人材は近年、ある程度県立病院の中にもそろってきておりますので、宮古やあるいは中部、センターも含めた八重山病院への歯科口腔外科の診療業務の応援等を通して、とりあえず地域の方々にそういった診療を提供して、当分の間はやっていきたいというふうに考えておりまして、できる限り私どもとしてはしっかりした設備を整えた新病院の中で本格的にやっていきたいなというふうに今検討を進めているところであります。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　よろしくお願いします。

それから予算の確保についても、全国自治体病院協議会の要請を見てみると、やっぱり病院の健全化に伴う病院事業債について交付税措置、これが平米大体30万円ということになっていて、この条件でいくと、今の物価高騰、消費税、いろんなことを考えると予算の確保は起債事業では難しい。それで、予算を思い切って確保できるようにやらないと、この基本構想・基本計画に基づいた格調高い病院は難しいんですよね。だからこれは起債事業よりも一括交付金を思い切って使う、こういう形で予算の確保をしたらどうかと思いますがどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　昨今のいわゆる建築事業、その単価等の高騰とか今後の東京オリンピック等を控えたいわゆる建築の需要の増大に対して、資材の高騰等も考えるような状況でございまして、宮古病院を建設したときよりも、はっきり言ってこういった予算がかなりかかるんじゃないかという懸念は今しております。今後、議員のおっしゃられたことも踏まえて、一般会計等もしっかり調整しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　次に行きます。

沖縄漁業基金ですけれども、先ほど事業メニューを聞いて、これはまた使い勝手のいいものだなと思いますが、やっぱり台湾の漁船とのトラブルを避けるためにもＧＰＳ機能を持ったそういう無線装置であるとか、衛星携帯電話などのそういう連絡網をきっちり持っていくことが必要じゃないかと思いますよ。こういうのを沖縄県の漁船にできるだけ全部配備していくと、こういうのも基金の事業に入れたらどうかと思いますけれどもどうですか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　安全操業を図る意味ではお互い連絡できる体制というのは非常に重要なことだと思います。今回、もう基金のほうでもそういう機器を設置することができるようになっておりますので、議員おっしゃるような設備についても水産庁と検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　公有水面問題にちょっと入りたいと思います。

知事の１月９日の説明で､「名護市長や利害関係者

から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても、総合的に本申請を承認せざるを得ない」というような説明でしたが、私は今回の作業を見ていて、やっぱり地方自治体が持っている自治事務、これを考えたときに、やっぱり市町村のよき指導・援助をしていくという県の責務があると思うんですよ。これが12月29日の承認でも、また第10条関係の権利の調整、名護市との協議は整ってないということで不適合になっているんですよ。こういうのはやっぱり事業実施がスムーズにいくかどうかも見通した上で、必ずしも承認基準でなくても、もう少し地元と協議をしながら承認の判断をしてもよかったんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後10時33分休憩

午後10時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 10条でございますが、これにつきましては承認された後の事業に入るときに、施設の効用が失われるという場合に、事業者のほうが施設の補償なりあるいは代替施設を設けることとするというような項目になってございまして、事業者の中には、申請書の中には、そこには傾斜護岸が該当するわけでございますが、それについては代替施設を設けるというふうに記述されているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君 協議ができてないから、なぜそういう不適合の段階ですぐ拙速に承認をしてしまうのか、この辺はもうちょっと検討すべきだったんじゃないかということですが。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 公有水面埋立法の10条は、ちょっとわかりにくい表現なんですけれども、「政令ノ定ムル所ニ依リ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ヲシテ其ノ施設ヲ為シタル者ニ対シ之ニ代ルヘキ施設若ハ」とありまして、一旦その免許を受けた者が工事に入るときにはきちんとそういう協議であるなり、あるいは補償、そして先ほど農林水産部長がお答えしましたとおり代替施設というようなものをやりなさいというようなことになっております。したがって、免許を受けた後のこれは手続というふうに理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君 地元市町村長の特別の地位を与えた意見を述べる機会を得ることは、実質的には地元の合意を期待しているんですよ。だから、地元の合意なくして埋立事業を実施することは事実上困難な場合が多い。だから、こういう協議事項の見通しについて、県が自治事務である場合、特にしっかりと理解をして、今後、こっちで事業が可能かどうか、しっかり見据えることが必要じゃないかと思うんですよ。余り拙速で安易じゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立事業を実施するためにはいろいろな許認可がその後必要になります。そういうものは事業者の責任においてしっかり許認可をとっていただくということになります。ただし、議員御指摘のとおり地元の市町村長の理解が得られないという場合にはいろいろな問題が生じるであろうということは想定はされます。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君 平成24年２月22日、翁長政俊議員の代表質問で、普天間移設問題について大変重要な質問と答弁がございます。知事は、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であります。そういうことでしっかり答弁なさって、それで翁長議員の再質問の中で、この地元とは何かというと、名護市・名護市民であると。だから、事実上不可能な場所に建設することは無理なんですよ。そういうことを想定して知事はこれまでおっしゃっていた。ところが承認はする。承認した後で事業者が適切に対応するでしょうでは、自治事務を一緒に抱える地方自治体同士、余りにも冷たいじゃないですか。これについてどうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後10時37分休憩

午後10時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君） この埋め立てにつきましては、知事が申し上げたとおりやはり地元の理解が得られないとなかなか難しいというのはそのとおりでございます。それは今も変わらないと思います。ただ、今回の埋立承認申請については、これはあくまでも公有水面埋立法等関連法令にのっとって審査をした結果、これについては承認基準に適合しているというふうなことで判断をして承認をしたというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君 それで、承認が出ても、今後、名護

市の協議や許可をもらうべき手続はたくさんあるんですよ。これは１月15日付の琉球新報に作業ヤードのための漁港使用許可であるとか、水路の切りかえ許可、水道布設許可、廃棄物……、皆さん説明がありましたけれども、本当に多様な協議をしなければならない。そのときに県は、私は承認したから関係ありませんよと。同じ県内の自治体でしょう。県は指導する、助言する立場にあって、協議が整わないところに、どうぞ承認したので、後は事業者でやってくださいと。これは県民を賛成・反対に分けて混乱させるんですよ。地元にトラブルを起こす要因なんです。私は、承認の前にそこまでしっかり考えてもらいたかった。だから、必ず第４条の第１項だけじゃなくて、このような公益性やいろんな合理的理由がどうなのかということを熟慮して、それから承認してもよかったんじゃないですか。その辺の配慮があってもよかったんじゃないか。私は、もう期限がどうこうじゃなくて、拙速であったことが、今後、県民の生命や財産やいろんな問題でトラブルを起こすのが怖い。その辺は知事、責任を持って行政を預かる者として自治体との調整が整わないままに見切り発車するというのはいけないですよ。トラブルが当然見込まれるから、地元市町村長の意見を聞くんですよ。これが反映できなかった。この責任は大きいと思いますよ。知事、最後に御意見を聞かせてください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　髙嶺議員からのアドバイスといいますか御意見は、きちっと受けとめておきたいと思います。

○髙嶺　善伸君　どうもありがとうございます。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　こんばんは。

しんがりです。最後までよろしくお願いします。

通告に基づき質問します。

１、米軍基地問題について。

辺野古の公有水面埋立承認についてお聞きします。

この問題で多くの県民が心を痛め、傷つけられています。戦後、米軍基地あるがゆえに苦難の歴史を強いられてきた県民が、オール沖縄の実現で日米両政府を追い詰めてきている最中での知事の埋立承認でした。自民党５名の国会議員に続き、自民党県連、そして今回は知事まで屈服させられたと多くの県民が怒っています。まさに県民に対する歴史的裏切りだと考えます。ところが、これまでの態度を見てみますと、事の重大さを自覚されていない悲しむべき事態だと考えています。

そこで質問です。

なぜ法に定められた承認基準に適合していると判断したのか。

イ、現段階でとり得ると考えられる対策が講じられているものと判断したのか。

ウ、米軍普天間基地の５年以内の運用停止の要求は県民だましの手法にすぎないと考えるが、知事はまともにそれが実現すると思っているのですか。

(2)、嘉手納弾薬庫地区（旧知花地区）の黙認耕作地取り上げ問題について。

嘉手納以南の日米合意で、県民に新たな負担が押しつけられてきています。実態と県の対策を伺う。

(3)、沖縄市のサッカー場におけるダイオキシン汚染、枯れ葉剤問題など徹底した調査で県民の不安を払拭すべきです。これからの取り組みを伺います。

２、泡瀬干潟の埋立問題について。

これまでの埋立工事の進捗率はどうなっているか。

自然環境の破壊が著しく進んでいます。それでも自然を守っていると言えるのか。

沖縄市北部にある産業廃棄物最終処分場について。

ヒ素の検出の原因究明は進んでいますか。

業者の公害防止条例、産業廃棄物処理法に違反している問題がありますけれども、それに対する対処はどうしていますか。

それから最後に、地方自治体の固定資産税の非課税（門中の御神屋等）について。

地方税法第348条第２項の非課税の規定があるが、沖縄での実態はどうなっているか。沖縄の祖先崇拝の信仰から建設されている御神屋などについて適切な対処が求められています。御所見を伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　嘉陽宗儀議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、米軍基地問題についての中で、承認基準に適合していると判断した理由についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

辺野古埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行いました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられていることから、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

次に、米軍基地問題についての中で、沖縄市サッカー場の汚染調査についての御質問に答弁をいたします。

サッカー場の全面調査において、新たに61本のドラ

ム缶が発掘され、現在、沖縄防衛局及び沖縄市がドラム缶の付着物等の分析を行っているところであります。今回の調査・分析は、前回より分析項目がふえ、より詳細な分析結果が出てくるものと思われます。沖縄県としましては、調査結果の速やかな公表を求めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 基地問題に関する御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

県としては、一日も早い危険性除去の実現のため、５年以内運用停止を求めたところであります。安倍総理は、これらの課題に全力で取り組むことを表明され、去る２月18日、政府において、官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されました。同会議には作業部会の設置が予定されており、普天間飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて具体的に取り組むこととなっております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 米軍基地問題についての御質問の中で、現段階でとり得ると考えられる対策についてお答えいたします。

昨年11月29日に環境生活部から、「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がありました。それを踏まえて事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容について、法令に基づき県が定めた基準に基づいて審査をいたしました。その結果、事業者は、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に全て適合すると判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、嘉手納弾薬庫地区の黙認耕作地の実態と対策についてお答えいたします。

嘉手納弾薬庫知花地区においては、現在、沖縄防衛局が米軍による適切な管理のため、黙認耕作地及び物件の実態の把握を目的とした実態調査を行っており、今後、当該調査の結果を踏まえて、米側において耕作を認めるか判断されるとのことであります。

県としましては、黙認耕作地については、国の責任において対応すべきものと考えております。また、統合計画の推進については、軍転協を通じ移設内容の十分な説明、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場の設置を政府に要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 泡瀬干潟の埋立問題についての御質問の中で、泡瀬地区埋立事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、国と県が連携を図り推進しているもので、埋立面積95ヘクタールのうち、国が86ヘクタール、県が９ヘクタールを埋め立てることとしております。平成25年度末の進捗率は、国は埋立土量ベースで約42％、県は事業費ベースで約18％と見込まれております。

同じく泡瀬干潟の埋立問題についての御質問の中で、自然環境の保全についての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、埋立面積を当初計画の187ヘクタールから95ヘクタールの約半分とすることで、干潟の98％を残すなど環境への影響を大幅に軽減した計画に変更しております。工事に際しては、事業者の設置した環境監視委員会において専門家等の指導助言を受けながら環境監視計画を策定し、水質や生物等のモニタリング調査を実施しており、調査結果については環境部局へも報告しております。また、「４月から７月の間はトカゲハゼに影響のあるような海域工事の中止」、「汚濁防止膜の二重展張」や「海上へ投入する石材の洗浄」等の環境保全措置を講じております。

県といたしましては、今後とも工事の実施による環境への影響を可能な限り低減するよう、環境保全に十分配慮していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 沖縄市北部にある産業廃棄物最終処分場についての質問の中で、ヒ素の原因究明についての御質問にお答えします。

県では、ヒ素等が基準値を超過した原因把握を行う

ため、処分場周辺11地点で平成25年１月からこれまで４回の地下水調査を実施しております。平成25年８月に実施した３回目の調査終了後、データが蓄積されてきたことから、専門家の意見も踏まえ取りまとめを行っているところであります。

ヒ素が環境基準値を超過した原因については、最終処分場の土壌等が還元的な状態になりヒ素が溶出してきていると推測されております。今後、11月に行った調査結果も含め、再度、専門家の意見を踏まえ最終的な取りまとめを行うこととしております。

同じく沖縄市北部にある産業廃棄物最終処分場についての中で、公害防止条例に対する対処についての御質問にお答えします。

県では、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物最終処分場の事業者に指導を行っております。許可容量を超過した廃棄物について、安定型区域については１万2000立米を、管理型区域については8000立米を、平成26年８月31日までに撤去するよう求めており、段階的に改善命令を発して進捗管理していくこととしております。また、地下水の水質調査の結果、環境基準値の超過が認められることから、事業者に対し、原因の調査及び生活環境保全上必要な措置を講ずるよう、平成26年１月に改善命令を行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　地方自治体の固定資産税の非課税についての御質問の中の、御神屋等に対する固定資産税についてお答えいたします。

固定資産税は、固定資産の資産価値に応じ、その所有者に対し課税するものであり、地方税法第348条により、固定資産を所有している者の性格や固定資産の用途等により、非課税とされる資産が限定的に定められております。

御質問の御神屋等につきましては、市町村有か否かなどの所有者の性格及び重要文化財か否かなどの用途等から、個別・具体的に市町村において判断されているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　再質問をさせていただきます。

埋立承認に対して環境は守れないと厳しい意見が出されているのになぜ承認基準に適合していると判断したのか、具体的に説明してください。

それからジュゴンの保護はどのような対策をとっていますか。その対策によって本当に保護できるのか明確な根拠を示してください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　11月29日に環境生活部から「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見がございました。それを踏まえて事業者に見解を求め、そして申請の内容について法令に基づき県が定めた基準に基づいて審査をしたところであります。

これにつきましては先ほどお答えいたしましたとおり、予測評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられていると判断し、適合すると判断したものでございます。

それからジュゴンについてでございますけれども、まず工事中の対策といたしまして幾つか御説明申し上げます。

作業船が沿岸を航行する場合は、岸から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は一定速度で沖合から直線的に進入する、また専用の監視船やヘリコプターを配置し、目視、ソナーによる音波測定による監視を行って大浦湾内で確認された場合は水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行う、また供用後の対策として、施設の存在により海草藻場が減少することから、海草類の移植や生息基盤の改善により藻場の拡大を図る、または生息状況及び藻場の利用状況に関する事後調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じる、海面への光の照射による影響を避けるためマニュアルを作成して米軍に周知する、航行する船舶に対して見張りの配置、ジュゴンとの衝突を回避できる速度での運航励行を周知するなどの対策が講じられているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　ジュゴンの保護策についていろいろ私なりに調べてみましたけれども、例えば10キロ以内に入らないようにということなどがありますけれども、これは誰の意見ですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　これは申請書に記載されている保護対策の内容でございます。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　ちょっとお聞きしますけれども、事業者はジュゴンに関する生態の専門家をちゃんと抱えてこういう意見を出させていますか。

ジュゴンの専門家による意見かと聞いている。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ジュゴンの専門家がこの検討委員会の中に入っていたかどうかはちょっと私も承知しておりませんけれども、防衛省のほうで検討委員会のようなものを組織して、いろいろな環境の専門家等によって評価書の補正をしたということでございます。その中にそのジュゴンの専門家がいたかどうかについては、ちょっと承知しておりません。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　このジュゴンの生態については、ただ一般的に環境の専門家だから詳しいわけではないんですよ。私もずっとこの間ジュゴンを調べましたけれども、日本全体でもジュゴンの生態の専門家というのはいない。今、防衛局の事業者に私は確かめて、これを行った。皆さん方に対する回答をやった事業者がいますね。会社名は言いませんけれども、そこの担当にも私は聞きました。皆さん方の意見では、ジュゴンの保護についていろいろ問題が私はあると思うんだがどうかということで、その会社の亜熱帯環境調査部というところの責任者と話をしまして、あなた方の会社はジュゴンの生態の専門家がいるのかと、その専門家の立場からこの県の埋立承認のアセスについては回答したのかと。私が調べた結果ではあれではジュゴンの保護はできない。もしいたら、今、県議会は百条調査委員会があるからぜひそこで喚問して聞きたいと。いるのかと言ったら、いませんと。結局は防衛局がやっているこのジュゴン保護策は専門家によるものではないというのは明確になっています。

土建部長、それでもジュゴンの保護ができると思いますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほど具体的な環境保護の対策について申し上げたところですけれども、ジュゴンについてはその予測評価に不確実性を伴うとの観点から調査をし、その結果を踏まえ専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置を講じることとしていますというふうにございますので、当然のことながらジュゴンについての専門家等の指導助言を得るものというふうに理解をしております。

○嘉陽　宗儀君　議長、ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後11時６分休憩

午後11時６分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ジュゴンにつきましては、この申請書ではジュゴンの専門家等に指導助言を仰ぐというふうになっております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　特にジュゴン、私どもの調べでは魚の中でも特に臆病、音に非常におびえるという生き物、動物だというのがわかっています。それで私は日本水産資源保護協会、ここから本を取り寄せしまして、「水中音等の特性と魚類の音感受」、これを調べてみました。そうしたら、継続的に音がずっと響いているとへい死するんです、多くの魚が、へい死。これを見ると、音速１秒間で1.5キロ伝わっていく。10キロといったら何秒になるんですか。10キロ離れていたら大丈夫という根拠はどこにあるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後11時８分休憩

午後11時８分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　この近辺では個体Ａ、Ｂ、Ｃというジュゴンが確認されているということですけれども、行動範囲の広い個体Ｃが最も岸から離れた場所で確認された距離は約10キロだったというようなことに基づいて10キロというふうなことが決められているということになっております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　だから、非常に極めて非科学的ですよ。本当に沖縄のジュゴン、天然記念物というぐらい重要視するのであれば、本格的にジュゴン保護については取り組んでください。どうですか。これではだめですよ。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　確かに、御指摘のとおりジュゴンにつきましては、科学的知見が得られてないという部分がございます。しかし、現時点でとり得るべき措置というのがとられているというふうに判断をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　別にこれは長引かすのが目的じゃありませんので、いかに県が専門家の意見を聞いてと言いながら、専門家はいないのにそれで県民をだまして乗り切ろうとしているかというのがよくわかりました。

それから、普天間飛行場代替施設建設事業に対する

公有水面埋立承認申請書の審査に関する公表内容というのをちょっと読ませてもらいましたけれども、これは１次質問から４次質問まであって､回答ありますね。これはどういうことを質問して、どういうことが回答として返ってきましたか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後11時11分休憩

午後11時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立申請書の内容をより詳細に把握するため、10月４日に事業者である沖縄防衛局に対して最初の質問を送付いたしました。その後、４回の質疑応答を行い、事業計画及び環境保全措置等の内容の把握に努めたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 土建部長は、みずから事業者の回答についてはお読みになって内容は理解していますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 大変膨大な資料でございまして、一通り読んだつもりではおります。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 皆さん方は事業者だから、あのすばらしい海を埋め立てる埋立承認をしたわけだから、当然中身について事業者がどういうことをやろうとしているかということについては十分掌握してないといかんでしょう。それやっていますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 内容を十分精査して、私どもが行政手続法に基づいて定めた審査基準がございますので、この審査基準の１項目ずつに当てはめて適合しているか適合してないかという判断をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 私は、土木環境委員会でも軍特でもこの件で聞きましたけれども、事業者の皆さん方から環境に対する不可が出てきた場合にはどう解決するかと言ったら、適切に対処します、これしかない。事業者が言っている適切に対処します、対応しますという中身はどういうことですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後11時15分休憩

午後11時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 適切に対処します、適切に実施しますという言葉がちょっとところどころございますけれども、これの中には例えば外来種の場合ですとその外来種等に応じて専門家の指導助言を得て決定し、適切に実施しますということで単に適切に実施するというのではなく、専門家の指導助言を得ていろいろな保全措置に関してはバリエーションもあることですから、そういう指導助言を得て適切に実施するということで、具体的に何をするということではありませんけれども、専門家の指導助言を得ながら対策を考えていくというふうに受けとめております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 この環境保全というのは具体性がないとだめなんですよ、言葉遊びじゃない。

それで調べてみましたら、皆さん方のあれを見たら同じようなことを言っていますね。環境監視調査を実施し、必要に応じて専門家等の指導助言を得て必要な措置を検討し適正に実施していくという表現が実に42カ所ありますよ、42カ所。どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） そのことは、一旦調査を実施して、その調査の結果によっていろんなバリエーションのある中での必要なという言葉だろうというふうに理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 例えば必要なと言うけれども、例えば海が汚れた。これどうするかという場合に、適切に対処しますで済まされるんですか、皆さん方は。具体性がなくて。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 例えば汚濁防止膜が破れるなり、あるいは何なりというような状況があって海が汚れたということであれば、そのときの状況に応じて適切な対策を講じるというようなこと、あるいはまた必要な対策を講じるというようなことはできるわけです。しかし、今海が汚れる話をしましたけれども、海が汚れないようにいろいろな対策を講じているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 今汚濁防止膜の話をしましたけれども、皆さん方が今予定している汚濁防止膜のメッシュのサイズは幾らですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後11時19分休憩

午後11時19分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今、申請書を持ってきてその中で探しておりますので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　汚濁防止膜の場合には、網が小さければ小さいほど非常に微細な汚れまでもとれる。しかし、沖縄は亜熱帯性の気候であるから、すぐアオサがついて水をろ過しなくなる。すぐオーバーホールをする。汚濁防止膜の役割が果たせない。こういうことですよ、沖縄の場合には。だから、新石垣空港の場合でもこれが大論争になってつくれなかった。皆さん方はそういう汚濁防止膜の役割、気候、機能、それをわからんで汚濁防止しますと言えますか。全くの素人じゃないですか、それじゃ。しかも向こうはヤンバルマージだから、赤土の粒子は細かいよ。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　汚濁防止膜につきましては、議員おっしゃるとおりそういうアーサがついたりいろんなこともあろうかと思いますけれども、そういうものも踏まえて適切に実施していただく必要があると考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　続きがありますから、これは後にします。

次に、皆さん方は「第４条第１項に係る審査事項」ということで、大気質、騒音、振動、低周波音、水の汚れ、地形・地質、海域生物これについての保護策を出していますね。これは中身はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後11時22分休憩

午後11時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　４条１項に係る審査事項の別添資料でございますけれども、これはちょっと読み上げてもよろしいんでしょうけれども26ページぐらいございます。それぞれの項目について、大気質やら騒音やら振動、低周波、水の汚れ、地形・地質、電波障害、海域生物、陸域動物、陸域植物、陸域生態系、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的・文化的環境、廃棄物などなどいろんな項目にわたって環境保全対策が書かれているというものだと承知しております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　それが書かれていますけれども、どういうことが書かれているか、これが問題です。例えば大気質、使うのは米軍ですから、米軍に対して低公害車の導入や適正走行の励行等についてマニュアル等を作成して示すことによって米軍に周知をさせて環境を守りますと。

要するにアメリカにマニュアルをつくって渡して、環境を守れるということでしょう、これ。そういうことですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　そういうふうなマニュアルもつくりながら、周辺住民の生活環境に与える影響が最小限のものとなるよう米側に対して求めていくとともに、周辺住民から苦情等があった場合には米軍に対し事実関係の照会や改善の申し入れを行い、周辺住民の生活環境への配慮を強く働きかけていきますということで、とり得るべき措置はとられていると考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　今は大気質でしたけれども、騒音、何を書いているかというと、米軍に対して適正走行等の実施等についてマニュアルを作成し示すことで周知する。それから対策を要する場合は、専門家の指導助言を得て必要な措置を検討し、米軍が環境保全措置を理解し運用するよう要請し、十分に調整を行うと。以下全部同じですよ。この海生生物の場合には、ジュゴンへの光による影響を避けるため、可能な限り海面に向けた照射を避けるようにすることを米軍に対してマニュアル等を作成して示すことにより周知する。万が一、米軍が要請に応じない場合には機会あるごとに米軍に要請する。こういう類いで調べてみましたら、13項目が指摘されていますけれども、第４条第１項に係る中で11項目が米軍にマニュアルを作成して示すことによって自然を守ります、環境を保全しますとなっている。重大問題じゃないですか。米軍が聞きますか。これは米軍が聞かなければ全部パーですよ、この保護措置は。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　米軍に対してしっかり申し入れをしていくというふうな内容になっているものと承知しております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　こんな重大な問題を具体的な環境保全措置もなくて、米軍にマニュアルをつくって渡してそれで環境を守れますと、これが皆さん方の今の対応でしょう。これが沖縄の公有水面埋立法を承認した根

拠が全くない。知事、どう思いますか。全部米軍に任せる、げたを預けた。米軍が聞かなければ守れませんという皆さん方の方針ですよ、これ。皆さん方の方針、それでいいんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

休憩いたします。

午後11時29分休憩

午後11時29分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　米軍等に要請を行うとか申し入れをする、あるいは周知するというようなことで現時点でとり得るべき措置としてはできているというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　現在とり得る最善の措置というのは、米軍にマニュアルをつくって渡すだけですか。これが最高のとり得る措置ですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　マニュアル等を作成して示すことにより周知すると、あるいは要請すると、あるいは申し入れをするとこういうようなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　では具体的にどういうぐあいに米軍に周知するのか説明してください。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　マニュアル等を作成して示すことにより周知するですから、そういうマニュアル等を作成して周知するというふうにしか受け取れません。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　議長、休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後11時31分休憩

午後11時32分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　また同様なことになるかと思いますけれども、マニュアル等作成して示すことにより周知するというふうに記述されております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　マニュアルを米軍に示して、米軍は守るという保証はあるんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どもが審査しておりますのは、現時点でとり得るべき措置がきちんととられているかという判断でもってやっているところでございまして、こういった要請、周知、そういったものでとり得るべき措置はとられているというふうに判断したところでございます。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　こういう事業は科学性が求められますよね。観念じゃだめですよね、どう思うかじゃないですよね。どう思いますか、部長。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　少なくとも観念的ではないだろうなというふうには思います。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　今、皆さん方がやっているのは観念ですよ。これを文書をつくってマニュアルを――何をつくるかわからんけれども――渡してそれで終わり。相手側に確認もしない、守れますかということもやらない。ただ相手を信用して事業は埋め立てだけを進めていると、こういうことが許されるんですか。観念ですよ、相手が実際に具体的に守りますという保証はないんだから。ただ皆さん方は渡して、結果もどうなったかもわからない。そういったことをやっていいんですか、これで。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　具体的にマニュアルを作成して米軍にきちんと周知するというのは観念ではなく、アクションだと考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　アクションというなら後でこの問題はみんな聞いてびっくりしていますから、大問題指摘します。まだ百条は解散しているわけじゃありませんので。引き続きこれを追及していきたいと思います。

そこで今度は辺野古の基地問題ですけれども、知事、あの米兵の少女暴行事件以来、普天間基地の危険性ということで辺野古移設が県民の運動になったんですけれども、県民が辺野古嫌だと言っても、建白書つくっても、米軍がどうしても辺野古とこだわっている。なぜ米軍は辺野古にこだわっているかわかりますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今御質問のこだわっているという観念が少しわからないんですけれども、こ

れは日米で合意され、普天間飛行場の代替施設を辺野古に持っていくというような合意がなされているというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　それでさっきはわざわざ資料を送りまして、アメリカ側がなぜ辺野古かということで私は渡したんですけれども、アメリカは要するに北部訓練場、キャンプ・シュワブ、全部訓練場ある。しかし、アメリカの法律で国道などで爆弾をつるして運搬できない。だからホワイト・ビーチ、嘉手納、さっきのもう一つありますね、嘉手納から弾薬庫を運ぶのに大変苦労するということで、だから軍港機能つきの新しい基地をどうしてもつくるという、これが軍港機能つき。（資料を掲示）　米軍が狙っているのはこれですよ、公室長。さっきの文書見せたでしょう。ＳＡＣＯ合意。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　先ほどいただきました文書ですね、これは1997年から1998年にかけて米国防総省がお出しになった文書だと承知しております。

この文書につきましては、1999年というと平成10年ですか――にこの議会で外間久子議員がお聞きになっておりまして、どういう文書かというふうなことで、当時は県政違いますけれども、この文書につきましては正式に国から提供された文書ではありませんと。このときに今御質問の文書が検討を行っている海上ヘリポート案については政府に見直しを求めておりますと、県はそういうふうに答弁をしているわけですけれども、その後日米合意、２プラス２が開かれまして、現行案といいますのは平成18年の４月、Ｖ字型という形になっているわけで、当時も今おっしゃったような軍港の形、これは国防総省が当時その「機能分析と運用構想」みたいなそういう文書で出しているわけですけれども、必ずしも現在の現行計画と一致しているかどうかということにつきましては承知しておりません。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　あの文書にそういうことが書いてあります。

それで今ありました「エグゼクティブ・レポート　機能分析と運用構想」の中に普天間基地の位置づけがありますけれども、これをちょっと紹介しますと、「普天間飛行場移設先の施設の条件は、代替施設としての条件ではなく、その運用上の必要条件に基づくものである。（代替とする）日本政府の移設基準を、普天間飛行場の移設に適用することはできない。（移設によって）部隊が分散し、これまで共有していた資産も共有できなくなり、また、新しい任務条件（ＭＶ－22）の必要性及び海上施設を離れての運用に起因する通常とは異なる条件のために資産の増加が必要となるであろう。」。

あくまで小さな普天間基地を辺野古に移すんじゃないですよと。アメリカの世界戦略上、特に海兵隊は世界中殴り込みの戦争をしていますよ。その海兵隊が必要とする機能が備わったもので、だから軍港機能つきというのがこの日米合意でやられているんですよ。ところが、日本政府側は都合が悪いからこれを公表しない。これはアメリカからの入手ですよ、大田県政時代に全部入手している。だから、普天間基地の代替施設だけではない、辺野古の基地は新しい機能を持ったものだということについては大体理解できますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　県としましては、現行計画は新基地建設ではなく、普天間飛行場の代替施設であるというふうに説明を受けておりまして、そのとおりであると認識しております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　だから、アメリカの機能分析では日本政府がそう言ってもそうじゃないですよ。アメリカは大きな強力な機能を持った軍事基地つくるんですよと書いてあるでしょう、だから。

もう一つ渡したでしょう。これもちょっと読んでみますと、「嘉手納基地の軍需施設（弾薬庫、武器組み立て場、戦闘機装弾場（ＣＡＬＡ）等）と海上施設とは距離があるため、新たに軍需施設を海上施設に置く必要がある。重さ１万ポンドの爆発物正味重量（ＮＥＷ）までのクラス１/ディヴィショ１、２、及び３兵器（爆弾）は、武器組み立て場に隣接する高性能爆弾用弾薬庫（ＨＰＭ）とＭＶ－22機４機の荷積み、荷揚げ、一貫作業、装弾及び集積を同時に維持できる戦闘機装弾場（ＣＡＬＡ）に保管される。これらの施設は、人が所在するどの建物からも1250フィート以上は離れてなければならない。また、弾薬が保管されている間は、整備済みの弾薬庫、武器組み立て場及び戦闘機装弾場の半径500フィート以内では、飛行作戦など危険にさらす行為はしてはならない。」。

恐ろしい爆弾が爆発するかもしれない、近づいちゃいかんところまで設けられるような基地なんですよ。公室長、そうでしょう。これはあくまでアメリカのほうの文書で、日本政府がそれを隠していたものを情報公開でみんな入手したものが今どんどん明らかになっている。

だから、そういう意味で知事、危険だという問題に

ついてはより安全じゃないですよと。こういうことを聞いてもまだ辺野古のほうが安全だと思いますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今、議員が御紹介いただいた２つの文書等につきましては、当時嘉陽議員自身がこういったものに対してどう思うかというような質問をなさっておられまして、これに対して県は、「普天間飛行場の移設候補についての県の考え方は、既存の米軍施設・区域内に移設するものであり、また施設の規模においても縮小されることから米軍施設・区域の面積を確実に縮小でき、県民の希望する基地の整理縮小を着実に進めることができるものと考えております。」というふうに、平成11年の12月議会で答弁をしております。

それから、先ほど申し上げましたように、その後基地の形状や機能につきましては、日米両政府で新たな合意がなされておりまして、当時のこういった文書でもって現在の計画をこれは推しはかったり、測定することは適切ではないと考えております。

○嘉陽　宗儀君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後11時45分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年３月５日

平成26年
第　２　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　７　号）

平成26年
第２回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）**

平成26年３月５日（水曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第７号

平成26年３月５日（水曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成26年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
甲第25号議案　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第

１号）
甲第31号議案　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成25年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県農業構造改革支援基金条例
乙第25号議案　沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

乙第31号議案　沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第35号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第36号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第37号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第38号議案　沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第39号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第40号議案　工事請負契約について
乙第41号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第42号議案　土地の処分について
乙第43号議案　訴えの提起について
乙第44号議案　訴えの提起について
乙第45号議案　違約金請求事件の和解について
乙第46号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第47号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第48号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第49号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第50号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第51号議案　県道の路線の認定及び廃止について

出　席　議　員（44名）

議　長	喜納昌春　君	20　番	山内末子　さん
副議長	浦崎唯昭　君	22　番	渡久地　修　君
1　番	上原　章　君	23　番	大城一馬　君
2　番	砂川利勝　君	24　番	嶺井　光　君
3　番	具志堅　透　君	25　番	前島明男　君
4　番	又吉清義　君	26　番	照屋守之　君
6　番	儀間光秀　君	27　番	新垣良俊　君
7　番	新田宜明　君	28　番	仲田弘毅　君
8　番	仲村未央　さん	29　番	新垣安弘　君
9　番	玉城　満　君	30　番	當間盛夫　君
10　番	西銘純恵　さん	31　番	照屋大河　君
11　番	比嘉京子　さん	32　番	狩俣信子　さん
12　番	吉田勝廣　君	33　番	赤嶺　昇　君
13　番	島袋　大　君	34　番	新垣清涼　君
14　番	中川京貴　君	37　番	金城　勉　君
16　番	座喜味一幸　君	38　番	糸洲朝則　君
17　番	呉屋　宏　君	39　番	翁長政俊　君
18　番	仲宗根　悟　君	41　番	新垣哲司　君
19　番	崎山嗣幸　君	42　番	具志孝助　君

43 番	新里米吉君	46 番	玉城義和君
44 番	髙嶺善伸君	47 番	玉城ノブ子さん
45 番	奥平一夫君	48 番	嘉陽宗儀君

欠席議員（2名）

15 番	桑江朝千夫君	21 番	瑞慶覧功君

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	会計管理者	岩井健一君
副知事	高良倉吉君	知事公室秘書広報交流統括監	久貝富一君
副知事	川上好久君	総務部財政統括監	田端一雄君
知事公室長	又吉進君	教育委員会委員	泉川良範君
総務部長	小橋川健二君	教育長	諸見里明君
企画部長	謝花喜一郎君	公安委員会委員長	翁長良盛君
環境生活部長	當間秀史君	警察本部長	笠原俊彦君
福祉保健部長	崎山八郎君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	小嶺淳君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		
病院事業局長	伊江朝次君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第51号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　皆さん、おはようございます。

きのうはもう12時近くまで質問がありまして、大変お疲れさまでございます。またきょうもひとつよろしくお願いをしたいと思います。

一般質問通告後の事案になりますので、事務局のほうには伝えておりますが、きのう新聞のほうにもありますように、F15の風防ガラス落下ということで、「嘉手納機訓練中　海に」落下したということであります。きのうまでの質問で辺野古、沖縄の基地をどうするんだということであります。一番、東洋の、極東の中で最大の嘉手納基地というふうにも言われておりますので、辺野古以上に嘉手納基地のありようということは大変重要な案件だというふうにも思っております。事務局のほうにも通告をしております。よろしくお願いをいたします。

昨日発生したF15風防落下事件については、質問通

告後に発生した重大な問題でありますので、質問をさせてもらいます。

１、事故の状況についてお伺いをいたします。

２点目に、県の対応についてお伺いをいたします。

県は、５日に原因究明と早期公表、再発防止、再発防止がなされるまでの飛行停止を米軍と日本政府の関係機関に要請する予定であるということでありますので、その内容等をお聞かせください。

それでは、改めて質問事項に移らさせていただきます。

まず１番目に、平成26年度沖縄振興関連税制改正について。

⑴、産業集積経済金融活性化特区について伺う。

これは名護の金融特区が拡大をすると。もろもろ「専ら」要件、10名を５名にするんだとか、金融だけしかなかったものを県の知事の裁量でその拡大ができるという部分もありますので、その内容等についてお伺いをいたします。

２、国際的観光立県としての那覇空港施設等整備拡張について伺う。

⑴、既存の航空機整備基地への対応について伺う。

⑵、ＬＣＣ格安航空機専用ターミナル設置について伺う。

⑶、自衛隊側への拡張について伺う。

次に、駐留軍用地跡地利用としてのユニバーサル・スタジオ・ジャパン（ＵＳＪ）テーマパークの誘致について伺います。

４番、泡盛域外出荷拡大支援事業について伺う。

⑴、泡盛の県外出荷状況を伺う。

⑵、泡盛の消費拡大に貢献する「泡盛マイスター協会」への支援について伺う。

次に、公共事業の発注について伺います。

⑴、土木建築部・農林水産部の公共事業等施行状況をお伺いします。

⑵、「入札不調」の状況と解消について伺います。

⑶、人手不足の対策について伺います。

次に、農連市場地区防災街区整備事業について伺います。

⑴、組合設立・事業計画認可申請がおくれておりますが、その理由をお伺いいたします。

⑵、県管財課と那覇市の協議の状況を伺います。

⑶、Ａ－２、Ａ－５街区基本設計の状況をお伺いいたします。

次に、特定地域特別振興事業（旧軍飛行場用地問題）についてであります。

⑴、今年度までの特例としての事業であるが、今後の展開をお伺いします。

⑵、那覇市複合施設事業は特定地域の再構築になると考えるのかお伺いをいたします。

次に、農地中間管理機構事業について。

⑴、事業はどこが担うのか、また、どのような整備と活動をするのかをお伺いいたします。

⑵、農業委員会の必要性をお伺いいたします。

最後になりますが、建築物の解体等のアスベスト防止対策について伺います。

⑴、県内の公共、民間の石綿含有建築物等の状況を伺います。

⑵、県のアスベスト防止対策マニュアルについて伺います。

⑶、県アスベスト対策連絡協議会の活動状況をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

當間盛夫議員の御質問に答弁をいたします。

平成26年度沖縄振興関連税制改正についての御質問の中で、経済金融活性化特区についての御質問に答弁をいたします。

経済金融活性化特区は、現行の金融特区を抜本的に見直し、対象産業を金融のみに限定せず、知事があらゆる産業を設定できることとし、広く企業、人、投資を呼び込む制度となっております。これらを効果的に実現するため、要件の廃止や緩和、権限の移譲など内容が大幅に拡充されております。

沖縄県といたしましては、同特区を活用し、産業の集積及び雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、農地中間管理機構事業についての御質問の中で、農地中間管理機構はどこが担い、どのような整備と活動を行うのかという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県といたしましては、沖縄県農業振興公社を機構に指定するとともに、機構としての体制整備などの機能強化を図り、市町村等と連携しながら、農地中間管理事業を実施することといたしております。

活動内容としましては、借り受けした農地の集約化などの条件整備、そして公募による担い手への貸し付け、要件を満たす農地の出し手などへの協力金の交付、遊休農地を機構へ貸し出す意向確認等を行うことといたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等

から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） おはようございます。

建築物の解体等のアスベスト防止対策に関する御質問の中で、県内の公共、民間の石綿含有建築物等の状況についてお答えいたします。

県では、アスベスト対策連絡協議会において、県内の公共、民間施設に係る石綿含有建築物等について調査を行っております。平成22年３月末時点で県内の教育施設、病院等の公共施設及び大規模民間施設でアスベストの使用が確認された施設は50施設あり、そのうち、除去・処理済みのものが39施設、未除去・未処理のものが11施設となっております。

同じく建築物の解体等のアスベスト防止対策に関する御質問の中で、アスベスト防止対策マニュアルについてお答えいたします。

大気汚染防止法に規定されている特定粉じん排出等作業が適切に行われるよう、国においては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を作成しております。

県では、同マニュアルに基づいて監視・指導等を行っているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 泡盛域外出荷拡大支援事業についての御質問の中で、泡盛マイスター協会への支援についてお答えいたします。

社団法人泡盛マイスター協会は、泡盛マイスターの資質向上や泡盛に関する正しい知識の普及などを目的として設立された団体であります。今年度は、県の事業の一環として、首都圏の消費者を対象とした泡盛ＰＲイベント等において、泡盛カクテルの新しい飲み方提案など、泡盛の普及に尽力されております。

県としましては、今後、県が実施する泡盛の出荷拡大事業や泡盛を含めた県産品の海外販路拡大に関する事業に積極的に参加・協力していただくことにより、同協会の活動を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 国際的観光立県としての那覇空港施設等整備拡張についてという御質問の中で、既存の航空機整備基地への対応についてという御質問にお答えをいたします。

航空機整備事業については、１社が既に立地を決定しているところです。航空機整備産業は、経済波及効果・雇用創出効果が大きく、沖縄県経済の柱となる可能性の高い産業であります。

沖縄県といたしましては、この分野の企業誘致をさらに推進していきたいと考えておりますので、今後、新規あるいは既存の拡張というようなことが具体化してまいりましたら、用地の確保、整備手法等を検討してまいります。

泡盛域外出荷拡大支援事業についてという御質問の中の、泡盛の県外出荷状況についてという御質問にお答えをいたします。

県におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、泡盛の酒質向上のための研究や首都圏での展示会への出展などの県外でのプロモーションを通じて、県外市場への拡大に取り組んでいるところでございます。その結果、平成24年度の県外出荷数量が3337キロリットル、対前年度で申しますと1.7％増と、７年ぶりに増加に転じております。

今後も、泡盛業界と連携し、県外・海外への出荷拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 国際的観光立県としての那覇空港施設等整備拡張についての御質問の中の、ＬＣＣ専用ターミナル整備についてお答えいたします。

ＬＣＣと呼ばれる格安航空会社は、平成24年10月から国内３社全てが那覇空港に就航しており、現在、ジェットスタージャパンが２路線５便、バニラエアが１路線３便、ピーチアビエーションが３路線５便と路線数や便数を拡大しております。

ＬＣＣが使用する旅客ターミナルについては、那覇空港の国内線旅客ターミナルビルの狭隘化のため、国内線旅客ターミナルビルと貨物地区内に分散している状況にあります。

那覇空港のターミナル地域の整備は、国が策定した「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき行われており、県は、国に対してＬＣＣのビジネスモデルに合ったターミナルについて同計画に盛り込むよう強く求めているところであります。

次に、自衛隊側への拡張についての御質問にお答えいたします。

那覇空港のターミナル地域の整備については、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、

これまで国内線旅客ターミナルビル第３次増築、新国際線旅客ターミナルビルの建設が行われ、現在、エプロン等の整備が進められており、県は、国及び関係機関と連携しながら同基本計画の促進を図っております。

このような中、ＬＣＣによる那覇空港第２拠点化計画、航空機整備場の建設、国際貨物ハブ事業の拡大展開、さらには第２滑走路の平成32年３月末供用など、民間エリアの急速な狭隘化が懸念されております。

このようなことから、県としては、さらなる展開用地を確保していくことが極めて重要であると考えており、昨年末の沖縄政策協議会において、自衛隊エリア配置最適化を要望したところであり、今後も継続して国に働きかけていきたいと考えております。

次に、駐留軍用地跡地利用についての御質問の中の、ＵＳＪテーマパークの誘致についてお答えいたします。

県が関係市町村と連携し、平成25年１月に策定した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想においては、普天間飛行場、牧港補給地区及び那覇港湾施設の跡地における立地誘導産業として、都市型エンターテインメント産業が含まれております。ＵＳＪテーマパークの誘致については、都市型エンターテインメント産業立地の一つとして有効な方法と考えております。一方、跡地利用は関係市町村において地権者との合意形成を図りつつ、主体的に計画策定に取り組むことが重要であります。

県としては、関係市町村の主体的な取り組みを尊重し、円滑な跡地利用計画の策定を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　公共事業の発注についての御質問の中で、土木建築部の公共事業等施行状況についてお答えいたします。

土木建築部の１月末時点の執行状況は、執行率で72.2％となっており、昨年度に比べ６％程度低くなっております。その要因として、平成25年２月の緊急経済対策に伴う補正予算や沖縄振興公共投資交付金いわゆるハード交付金等の予算が対前年度比6.6％増加したことなどがあります。

今後は、早期発注による平準化や次年度予算の交付決定前の発注手続の前倒しにより早期執行に取り組んでまいります。

同じく公共事業の発注についての御質問の中で、入札不調の状況と対応策についての御質問にお答えいたします。

平成25年度の土木建築部発注工事においては、12月末現在で約22％が入札不調となっており、前年度同期に比べ８％増加しております。対象工事としましては、主に離島における工事や発注規模の小さい工事において入札不調となる傾向があります。

対応策といたしましては、入札参加者を広く求めるため指名競争入札から一般競争入札への移行や、対象業者の等級範囲の拡大等、入札条件の見直しを行った上で再度入札等を実施しており、最終的にはほとんどの工事が契約締結に至っております。また、公共工事労務単価につきましても、今年度は昨年４月とことし２月の２度にわたり単価の引き上げを実施しているところであります。

同じく公共事業の発注についての御質問の中で、人手不足の対策についてお答えいたします。

現在、建設業界においては、公共事業や消費税増税前の駆け込み需要が増加していることに伴い、鉄筋工や型枠工等の確保が課題となっております。

県では、公共工事設計労務単価を前年度と比べて平均19％引き上げ、建設労働者の賃金水準の向上を図るとともに、業界団体等との連携により建設工事の現場見学会、インターンシップ等を行ってきたところであります。また、４月以降、建設業界と連携し技能工の人材育成を行って人手不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、農連市場地区防災街区整備事業についての御質問の中で、組合の設立・事業計画認可申請のおくれについての御質問にお答えいたします。

本事業については、事業計画の一部を見直す必要が生じたため認可申請がおくれておりますが、準備組合は３月中に事業計画等の認可申請が行えるよう準備を進めております。

県としては、当該事業を重要な事業と考えており、早期の工事着手に向け那覇市と連携して積極的に支援していきたいと考えております。

同じく農連市場地区防災街区整備事業についての御質問の中で、Ａ－２、Ａ－５街区基本設計の状況についてお答えいたします。

本事業については、現在、事業計画の一部見直しに伴い、準備組合がＡ－２及びＡ－５街区のあり方を含めた基本設計の見直しを行っており、３月中に事業計画等の認可申請が行えるよう設計を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　公共事業の発注についての御質問の中で、農林水産部の公共事業等施行状況についてお答えいたします。

農林水産部の公共事業施行状況は、平成26年１月末現在で79％となっており、前年度とほぼ同様の水準で推移しております。農林水産部では、部内に設置している農林水産部公共事業推進会議等により事業の進捗管理に努め、早期着工、年度内完成が図られるよう執行率の向上に努めているところであります。引き続き執行率の向上に努め、繰越額の縮減を図ってまいります。

次に、農地中間管理機構事業についての御質問の中で、農業委員会の必要性についてお答えいたします。

「農地中間管理事業の推進に関する法律」の制定に伴い、農業委員会にかかわる改正農地法が本年４月に施行され、遊休農地の対策強化と農地台帳等の作成が法定化されることとなっております。このため、農業委員会においては、農地中間管理機構と密接な連携のもと農地情報の管理を行い、農地流動化を担うなど一層の取り組みが必要となっております。

具体的には、農地所有者に対し利用意向調査を行い、農地中間管理機構への貸し付けを促進すること、農地利用の効率化・高度化を円滑に進めるため、定められた情報を公表できるように農地台帳と地図の電子化を行うことなどを実施することとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　農連市場地区防災街区整備事業について、県管財課と那覇市の協議の状況についてお答えいたします。

農連市場地区防災街区整備事業については、那覇市道として使われている県有地の権利変換計画を見直す必要が生じております。このため、準備組合から示された見直し案について、その内容を精査しながら、現在、準備組合、那覇市、県都市計画・モノレール課と協議を行っているところであります。

県としては、当該事業を重要な事業と認識しており、地権者の立場からも積極的な推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　特定地域特別振興事業（旧軍用地問題）についての御質問の中で、事業の今後の展開についてお答えいたします。

県では、県・市町村連絡調整会議において確認した取り組み方針及び解決指針を踏まえ、団体方式による地域振興事業として特定地域特別振興事業を実施することにより同問題の解決に取り組んでまいりました。当初、平成23年度までの沖縄振興計画期間内としていた同事業については、平成22年８月に開催した連絡調整会議において、平成26年度まで事業期間の延長を決定しており、現在、旧那覇飛行場用地問題解決地主会の那覇市複合施設建設事業――これは仮称でございますけれども――について事業を実施しているところであります。

県としましては、いまだ事業化に至っていない地主会があることから、連絡調整会議において事業期間の延長を検討していきたいと考えております。

次に、那覇市複合施設事業は特定地域の再構築になると考えるか聞きたいとの御質問ですが、那覇市複合施設建設事業（仮称）は、那覇市大嶺地区の旧那覇飛行場用地問題解決地主会の要望を踏まえ、那覇市が事業主体となって、那覇市小禄金城地区において、市保健センターと一体となった複合施設を建設する事業であります。

那覇市によりますと、当該複合施設は大嶺の地域コミュニティーの再構築を目的に、地主会が要望する旧集落を形に残し記録・発信していく場や、旧地主関係住民のコミュニティーの形成の場、各世代の交流の場として整備することを想定しているとのことであります。

次に、緊急質問でいただきました、Ｆ15の事故の概要及び県の対応についてお答えいたします。

米空軍嘉手納基地が昨日発表したところによりますと、同飛行場所属Ｆ15戦闘機の風防が通常訓練中に沖縄本島北西80マイル沖合に落下したとのことであります。

また、昨日４日16時現在、Ｆ15戦闘機は全て一時的に飛行停止中であること、他の全空軍にかかわる事案と同様に本件については、将来の事故等を防止するために実施される安全調査が行われる予定であることが示されております。

県としましては、在沖米空軍第18航空団を初めとする関係機関に事故原因の徹底究明と早急な公表、再発防止がなされるまでの同機、同機種の飛行停止やなお一層の安全管理の徹底等を強く求めていくことにしており、本日直接要請することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君）　建築物の解体等のアスベスト防止対策についての中で、県アスベスト防止連絡協議会の活動状況についての御質問にお答えします。

県では、関係部局相互の連携を図りながらアスベストに関する調査、情報の収集及び交換などを行うことを目的として、庁内の関係各課で構成する「沖縄県アスベスト対策連絡協議会」を昭和63年２月に設置し、アスベスト問題について全庁的に対応してまいりました。

同協議会における協議事項の主なものは、アスベストに関する情報の収集、交換及び調査、アスベスト対策に関する連絡、調整などとなっております。

これまで同協議会においては、県有施設などのアスベスト使用実態の調査及び公表､各種相談窓口の設置､アスベスト関連法令の改正に伴う周知などを行っております。

県としましては、今後とも関係部署・機関などと連携・協力しながらアスベスト問題について対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　まず、今度の振興関連税制改正の金融特区の抜本的見直し、部長、もうちょっと具体的にお教えいただけませんか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず対象産業、これまで金融業務のみでしたけれども、これを知事が設定できるとされたことと、総理が認定する作業が出てまいりますが、対象事業者も知事が認定できるというふうになっております。

それから「専ら」要件を廃止いたしまして、特区外での活動、対象産業以外の活動も可能になっております。人員要件も10人から５人、特区内５人という形で緩和されております。

特区内での雇用増加をするほど税制メリットも大きくなる仕組みに改正されておりまして、例えば所得控除額は、所得金額掛ける40％掛ける特区内公社数割る全公社数というような形で、雇用がふえればふえるほど税制メリットがふえるような仕組みになっているということでございます。

それからエンジェル税制の創設も今般、出されたところでございます。

おおよそ以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この一地域を限定とするという部分がありますが、これは名護を指定しているということでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　御指摘のとおり、今回の経済金融活性化特区、これはこれまでの金融特区を発展解消させたものですけれども、金融特区のほうはもう金融業務特別地区として「一を限り指定することができる」とされております。今回もそれを踏襲しまして、「一を限り指定することができる」というふうになっておりまして、現在のところ名護を予定しているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今度、金融に限定をしないで多様化していこうということで、対象産業の設定の柔軟化を知事が認定できるということになるんですが、部長、これは対象産業の設定という部分、ほか金融以外にどういうことをにらんでいるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　今、具体的には庁内で検討中でございますが、製造業等、北部の資源を活用した特色のある製造業とか、例えばそういうことを検討中でございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　沖縄はこれからホテル関係もいろんな部分があって、金融いろんな分野にこれは使われるわけですから、ひとつこれをまた足がかりにして、沖縄の自立経済の起爆剤になれるようなこの特区形成になると思いますので、よく研究して頑張ってもらいたいと思っております。

次に、那覇空港に関してなんですが、狭隘だということが言われているんです。じゃ、現那覇空港の、国土交通省、我々民間が使える施設の面積が大体どれぐらいで、航空自衛隊、陸上自衛隊に挟まれての那覇空港ですので、陸上自衛隊の面積でどれだけ、航空自衛隊の面積がどれだけなのかということを御存じでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず自衛隊エリア、これは350ヘクタールとなっております。国土交通省航空局に確認しましたところ、同省が管理している面積につきまして、滑走路ですとか誘導路、ターミナルビル､そういったいろいろ､もろもろあるわけですがトータルで329ヘクタールとなっております。ただ、国交省のほうでは個別施設ごとには面積は公表していただ

けてないわけですけれども、民間が使えるターミナル地域、我々ある程度図面上から概数で出しましたところ170ヘクタールとなっております。したがいまして、自衛隊エリアが350ですので、民間エリアの２倍の自衛隊エリアがあるということでございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　２倍、陸上自衛隊含めて航空自衛隊の用地があるわけですよね。知事、その辺はやはりもう間違いなく北側には延ばせないわけですよね。どうしてもこの自衛隊エリアの航空自衛隊側に延ばすか、バックヤードである陸上自衛隊訓練地にどう延ばすかということになろうかと思いますが、知事その辺は要望もされているということで、知事が望む部分というんですか、何か想定ありますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　最初で答弁させていただきましたけれども、やはりもう狭隘化が目に見えているということで、今般、自衛隊エリアへの配置最適化ということを述べたところでございます。県が今回、これを初めて昨年末に要望したわけですので、これから国においても県の要望を受けてどのような形で対応するかということの検討が始められるものというふうに期待しております。県のほうでどこの部分をということは、なかなかちょっと今の時点で申し上げにくい部分がありますけれども、今後、国のほうに対して県の実情をしっかり伝えまして、可能な限り民間エリアの拡充を図ってまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　じゃ、次、ＬＣＣの部分で、前回11月の議会でも部長いろいろとお話をさせてもらったんですが、今、国際貨物の部分で暫定で置かれているわけですよね、今のＬＣＣの部分は。あれは暫定でということでいいですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　やはり国内線ターミナルが、チェックカウンターですとかスポット数などが手狭なため、ピーチを中心としたかなりのＬＣＣの沖縄への展開が時期的に間に合わないということで、暫定的に貨物ターミナルビルに設置したというふうに認識しております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ピーチということなんですが、これは部長のほうはこの１社だけじゃないということのお話もしてましたよね、この使える部分というのは。今、じゃ、３社、ＬＣＣあるというんですが、この状況は分散されているという話なんですが、何で集約しないんですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　今ピーチとバニラが貨物ターミナルのほうに入りまして、ジェットスターがまだ国内線のほうに入っております。基本的には、国土交通省との確認事項としまして他社でも入れると、いわゆる全日空系列だけではなくＪＡＬ系列でも入れるということはございます。ただ、一方でハンドリング等、そういった負担等がございますので、これにつきましてはジェットスターの御判断によるものだというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、ＬＣＣ格安航空の分はどうしてもその費用を抑えないといけないと。だから、ああいう形のものになっていると。でも、観光客ですよ。貨物じゃないわけですから。これは、暫定であいうところを使うんではなくて、やっぱりしっかりとしたＬＣＣの対応施設、対応というんですか、ＬＣＣの専用施設、これは早期につくるべきだと、要望すべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　県としましても、その辺の認識は議員と同様に持っております。このため、国に対しても、ＬＣＣのビジネスモデルと申しましょうか、彼らとしましては簡易で低コストで就航可能というものがありますので、そのビジネスモデルに合ったターミナル計画の見直しを県は国に対して求めているということでございます。ＬＣＣの第２拠点化というのもおっしゃっていただいておりますので、ぜひそのＬＣＣのビジネスモデルを反映したターミナルについて国と協議を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○當間　盛夫君　休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それでは次に、公共工事の発注についてお伺いをしますが、部長、那覇空港平行滑走路、着工されていますよね。もう３月に着工されたということであるんですが、これは25年度の実績でもいいですので、県内企業に発注された部分というのはおわかりですか。県内企業にどういうふうな形でされているという分のものは。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　これまで那覇空港第２滑走路につきましては県内企業に優先発注を要請してきたところでございまして、総合事務局におきましてもそれなりの改正をしていただいたところでございます。

ちょっと１週間ほど前のことになりますけれども、大体９件ぐらいの工事発注がございまして、そのうちの２件はＷＴＯ、残りは通常の入札ということで、その残りの７件は全て県内企業、ＷＴＯに該当するものにつきましても、代表者は県外企業ではありますけれども、その構成員には県内企業がしっかり入っておりますので、全ての、今のところその９件の発注工事については県内企業が入っているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　総合事務局が出されているこの滑走路増設事業における地元企業の活用方針、お持ちですか。ちょっと読み上げてもらえますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今、手元にはございません。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私が資料としていただいた部分ですので、総合事務局の分では、Ａランクの部分で工事規模５億以上というものが取っ払われているわけですよね、なくしていると。Ｂランクにおいても9000万から５億未満とあったものを、１億8000万以上６億未満ということで、Ｂランクもとりやすいような形で地元企業にどういうふうな形で発注するのかという部分がプレスで総合事務局もやってきているんですよ。その辺は皆さんも把握されていると思うんですが、どうなんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　手元に資料はございませんけれども、Ｂランクも引き上げた上で、ＷＴＯに係るもの以外は県内業者が受注できるような、そういうルールに変えていただいた。これは県とか業界とかがいろいろと要請したその結果であろうというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この那覇空港の工事も出てきている。先ほども公共工事は増加しているというのがあったんですが、22％が入札不調になっているという部分ではあるんです。建設新聞のほうでも全体の約23％そういう不調があるんだよということで載っているんですが、これは一概に、先ほど補正増だとか予算の増加ということではなくて、資材の高騰とかいろんな人材の、人件費の高騰とかそういった部分も全部加味されて今、その不調的なものが出ているんじゃないでしょうか。どうなんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　この不調・不落といいますのは、件数で申し上げますと24年度は97件、平成25年度は――まだ年度終わっておりませんけれども――もう既に150件が不調・不落ということになっております。その原因ですけれども、建設業界さんともよくいろいろとお話をさせていただいておりますけれども、議員御指摘のように資材の高騰、そして人手不足、そして先ほど御答弁をいたしましたように、従来から離島、しかも離島の離島といいましょうか、宮古島周辺の離島とか石垣島周辺の離島とかそういったようなところでは比較的恒常的に不調・不落が多いという傾向にございました。今年度に入りましてからそういったことの解消をするために、労務単価の引き上げを行っておりまして、19％上がっておりますので、そういうようなことが不調・不落にもいい方向に影響すればいいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　３月１日の日経新聞のほうでも、全国的に「６割超の職種で人手不足」をしているという部分があります。県内の人員不足、これは建設業協会が調査した分でも、現場でも4000人超の人員不足があるんだというふうに、この対策をどうされるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　建設新聞にある4000人というのは非常に、何と言いましょうか、単純な積み上げという形でやっておりますので、なかなか現実に本当に4000人大変かどうかというのはちょっと議論の余地があります。しかし少なくとも短期的には鉄筋工あるいは型枠工を中心にして人材不足であるというのは事実でございます。26年度早々に建設業協会の協力を得て、商工労働部のほうで緊急雇用創出事業というのがございますので、この事業を活用した形で技能訓練をして鉄筋工とか型枠工などを早目に育てていきたいというのがまず１つです。

それから、中長期的には現在の建設工事の増加というものの一つの理由として、消費増税前の駆け込み需要というのがございます。これは平成８年度から９年度にかけても消費税が上がったわけですけれども、そのときも駆け込み増で、例えば住宅着工を見ますと駆け込みで19％程度の増加がありましたけれども、消費

税が上がった後は25％落ちているというようなこともありますので、中長期的にはそういうふうな状況も見ながら対応を考えていく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　中長期的に人材育成とかいろんな協会とタイアップをしていくというのは大変大事な部分があるんですけれども、今不足しているわけです、そういう意味では。だからこれが６年、７年になると状況がどう変わっているかが全く読めないのが今の現状でもあるわけですよね。じゃ、今、若い人たちはその分では求人が、求人倍率が多くて若い人たちも就職しているかというと決してそうではないと。安いわけですよね、今。何で鉄筋工、それでは若い人たちが行かないかというと、やっぱり人件費が安い。今、上がっているというところもあるんですけれども、安い割には、皆さんこれだけ工事があるものですから、休みがないわけですよ。土曜・日曜の休みもなしで働くという部分での、その休みをどうするのかというような形もやっぱり協会と話し合ってやらないといけないと思うんですけれども、この辺はどうお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず、やはり全体的に人手を確保することによってそういうふうな休みもとれるだろうとは思うんですけれども、まず直接的には先ほど申し上げましたように、緊急雇用創出事業を活用して鉄筋工、型枠工を技能訓練して育てていくということがあります。また、建設業協会のこれは取り組みですけれども、県の教育庁の協力を得て建設業界のガイドブックを中学校､高等学校に配布するとか、あるいは高校生のときの資格取得を支援したり、あるいは工業高校においては現場実習を実施したりということで、若年労働者が建設業に携わっていただけるような、そういうふうな取り組みも片方では進めております。

最近の建設業に従事する方々の推移を見ましても、私ども土木建築部の公共事業が一番低かった平成23年には６万5000人でしたけれども、24年が７万人、平成25年７万2000人と、少しずつ就業者数もふえておりますので、そういう形で対応できればなと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、その辺のもろもろやる中で、皆さん県の建設業審議会というものを設置しておりますよね。これをちょっとお示し願えますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　都道府県の建設業審議会と申しますのは、これは建設業法第39条の２にございまして、「都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。」と、この規定に従って県の場合は沖縄県の建設業審議会を設置してございます。これまでこの建設業審議会におきましては、県のほうで作成しました建設産業ビジョンの策定でありますとか、あるいは最低制限価格を――現在90％ですけれども――そういうふうに引き上げたときにもいろいろと相談をし、審議をしていただいております。したがって、この建設産業ビジョンにつきましては、現在も推進委員会というものを設置しておりますので、そういうものの中でこの人手不足についてもいろいろと審議をしていくことは可能だと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　重要事項を調査するという部分でもあるわけですから、今もう最低制限価格の引き上げをやったほうがいいと、この90％の部分。なかなか入札不調もあるわけですから。先ほどもあったように、85％から90％に上げたときにもこの審議会でやったわけですよね。そろそろそういった審議会を開いて、その制限価格をどうするのかということを取り組んだほうがいいんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　最低制限が今90％ということで、全国的に見ますとかなり高いほうでございまして、91％ぐらいのところもあるようではございますけれども、やはり損益分岐点でありますとか、あるいは競争性を確保するためにはどういった最低制限価格がいいのかとか、かなりいろいろと検討すべき事項がございますので、いろんな業界等からそういうふうな声が大きくなれば、やはり何がしかの形で検討をしていく必要はあるだろうと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　やっぱりこれだけ工事も出てくる、最低制限を上げないとなかなか不調になってくる、人手不足もあるということになれば、やっぱりこの審議会でいろいろと議論する必要があると思うんですよね。ただ、県がそのことでやるんじゃなくて、もっと元請のほうにも適正な水準に賃金を引き上げるんだとか、先ほどありました休みをどうするんだとか、法定福利をどうするんだとか、社会保障の加入を徹底させるんだとか、そういうふうにやっぱり業界の皆さんにもそういう部分でのお願い、指導をやる分があるはず

でしょうから、ぜひこれは審議会をもってこのことの解決を図っていかないといけないと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず御提案はしっかりお聞きいたしました。それで、業界とも定期的に意見交換を行っておりますし、また、先ほど御説明をいたしました労務単価を19%引き上げたことにつきましても、建設業協会に下請、孫請、ひ孫請までそういった賃金アップの恩恵が行き渡るようにというようなことで要請をいたしました。非常にいい感触を得ておりますので、また来年あたりにはいろんな労務単価の調査がありますので、そういったときにそれがどの程度反映されているかというのがわかるというようなこともございます。それで最低制限価格につきましても、これからいろいろと議論をしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ぜひこの審議会の早目の活用というんですか、開催して、今の現状を議論してもらいたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、農連市場地区に関してなんですが、おくれているんですよね、部長、これも。このおくれている理由等々、先ほどいろいろとあったんですが、皆さん11月に認可を不可とした。認可しないということをやったその最大の理由は何だったんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　昨年、認可申請がございましたけれども、内容をよく審査したところ法令に適合してない部分があって不認可とさせていただきました。この農連市場地区の中にある道路なんですけれども、那覇市の道路法に基づく市道もございますし、あるいは建築基準法に基づく道路というのもございますけれども、その底地は県有地になっております。この県有地になっている場合の土地の取り扱いでこういった再開発系のものについては宅地として扱う場合と、それから公共施設として扱う場合がございます。宅地として扱いますと、これは財産として再開発ビルをつくったときに権利床としてそちらのほうに権利変換されると。公共施設として判断されますと、これは道路・公園等のそういう公共施設に行ってしまうと、要するに財産的な価値がなくなってですね。そこの部分で一部取り間違えといいましょうか、その解釈の運用のそごがございまして、これは結局国土交通省などにも最終的に確認いたしましたけれども、やはりこれは直さなければいけないというようなことで事業計画をもう一度見直すことになりました。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは、本来都市計画、皆さんやったときには、十分管財課とこれは協議して決めていたはずなんですよ。その権利変換をこういう形で個別利用区に持っていきますよと、このつぶれ地含めて。だから管財課もそのことをもってやったわけですよね。ところが、皆さんこれが違う、つぶれ地はそういう形でやっちゃいかんというような部分で、現に県のその分のものが減ったじゃないですか。３億5000減るわけですよね、そういう意味では。だから今そのことを含めてどうするのかというのがあるんですけれども、３月にはこの組合設立、そして認可申請をやると。知事もやるということでおっしゃったわけですから、これは総務部長、先ほども重要だということで、地権者でもあると。８割は地権者でもあるわけですから、組合設立は皆さんの同意書がないと組合設立という運びにはならないと思うんですが、この今の現状とは別に、皆さんはこの組合設立の同意書は出すということでよろしいんですね。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（小橋川健二君）　この防災街区事業の重要性については、土木建築部も私どもも共有をしているところであります。これまでも例えばその事業の中で、那覇市の負担分の半分、約10億の補助をし、あるいはその制度外でも組合負担分について９億6000万という県単の補助もするということで積極的に推進をするという立場、それから28日の代表質問でも知事も同様なことを申し上げたと思います。ただ、一方、総務部の立場から申しますと、県有財産を保全しないといけないという立場もございますので、今その事業計画変更の中でつぶれ地となっている県有地、県有財産を制度的にどう扱えばベターなのかということ、そこは認可権者の土木建築部ともよく調整をしながら、それと加えて、今議員がおっしゃる組合設立のスケジュール、３月いっぱいというお話もございますので、そこは私どもスケジュール感も持ちながら、精いっぱい詰めてまいりたいと、現時点ではそういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　その状況もわかる。皆さんがそういった分でやりとりしているのもわかるけれども……

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時４分休憩

午前11時４分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） ですから、今その前提の条件でいろいろ調整をさせていただいております。ただ推進をするという立場に変わりはございませんので、スケジュール感を持ってと申し上げましたのは、そういう同意書が出せるように極力調整をしてまいりたいと、そういう趣旨でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 県の責任でこのことがまた組合設立が延びたということにならないようにしないといけない。９月が組合設立だったんですね、本来。それが結局、県がこの認可を不可するということで認可を認めないということで今になってしまっているわけですよ。準備組合の皆さんからすると、もう県は信用ならんと。これまでこういう形で進めてきたのに、このつぶれ地云々、それも協議してきたはずなのに、担当のほうでこれはどうなのかなということで、認可権者になってしまっていると。一緒にそのことをやろうという、全くそういう気持ちがないんじゃないかということが準備組合の皆さんが今県に持っている対応なんですよね、そのことは。やっぱり県はそのこともしっかりと踏まえて、先ほども重要と。地権者でもあるわけです。地権者でもあるということであれば、やっぱりこのことの同意書は出す。そしてこれだけの予算を投下しているわけですから、しっかりとそのことは対応していくということをやっぱり持たないと、私はこの事業というのは決して前に進まないというふうに思っておりますので、しっかりとその対応はやってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時６分休憩

午前11時６分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君 次に、アスベストに関してなんですが、當間部長、今度改正内容がいろいろと３点あるんですが、これをちょっとお示しください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時７分休憩

午前11時７分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） アスベストの届け出に係る改正なんですけれども、これは大気汚染防止法の一部を改正する法律の中で、昨年の６月に改正公布がされまして、１年以内に施行という段階に立っておりまして、ことしの６月前までには施行がされるという状況になっております。改正内容でございますけれども、１点目に、特定粉じんの排出等作業を行う建設工事の実施の届け出義務者の変更ということで、従来は解体工事を行う施行者に届け出の義務があったところ、この法律の改正によりまして発注者のほうに届け出義務が出るということになります。それから解体工事の事前調査の結果の説明が２点目、３点目に報告検査の対象拡大ということでの改正内容となっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 この含有建築物の件数等でお話ししたんですが、平成17年に希望要件の撤廃がされておりますよね、希望要件。アスベストの規制対象の追加だとか、含有断熱材等の規制対象の追加だとか17年に改正されていますが、これは御存じですか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） そのときの改正は、これまでは石綿が重量の１％を超えるものを対象としておりましたけれども、それ以降については0.1％を超えるということと、それから特定粉じん排出等の届け出が、これまで建築物に限っていたものが工作物も対象になったということがあります。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 先ほど皆さんから出されたこの50件という部分というのは、あくまでも国土交通省の1000平米以上の民間の建物、そして公共の部分なんですよね。17年に改正されている分は、建築物の解体等に係る規模等の要件、500平米以上の建築使用面積50平米以上などが撤廃されて、吹きつけ石綿に加えて石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿に関する規制をやっているわけです。その断熱石綿が入っているであろう断熱材もそういった分で規制がかかるわけですから、皆さんその含有施設の件数が今県内でどうなっているのかということは把握する必要があると思うんですけれども、副知事どうでしょうか。答弁してください。

○環境生活部長（當間秀史君） 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） アスベストの調査については私どものほうで平成17年度以降に調査した

ものがありますけれども、これは床面積はおおむね1000平米以上の建築物ということになっております。議員からは500平米ということでございますけれども、民間建築物を私どものほうで台帳として把握しているかどうかというようなこともありますので、このことについては少し検討をさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　検討じゃない。これは17年に大気汚染防止法施行令の改正があるわけですよ。建築物の解体等に係る規模等の要件ということで。この建物の要件は取っ払って、その石綿が入っているであろう断熱材だとか、そういった部分も全部含まれるから、その辺もよく把握しなさいよという部分に変わってきているわけですよ。そしてまた、これは何でそのことが出てきたかと言ったら、東日本大震災ですよ。その部分でもっと強化しなさいと言われているわけですよね、国のほうとしても。だから、今この改正が出ているわけですよね。その分の請け負う、その施工のものじゃなくて、発注する側の責任もありますよとか、立ち入りを強化しなさいとかいうことが強化されたわけですよ、そのことが。これが何でかというと、昭和61年から平成18年までに施工された建築物というのは全国で280万戸ある。その解体がもう今ピークに向かっていくんですけれども、平成40年がピークだというふうに言われているわけですよ。だからそのことを含めて皆さんは、県はよく対応してくださいというような形がこのアスベスト飛散防止対策の方向に向かっている部分になっていると思うんですけれども、どうなんですかその辺は。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　国のほう、国土交通省からは今議員の御指摘の小規模な建物についても調査を行うというような情報はございますけれども、今のところ具体的な手法とか開始時期とかというところはございません。小さな建物まで把握するというような、そういういろんなテクニック的な部分もありますので、これは少し全国的な状況も見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私は、誰も小さな分、民間のものまでやれと言っている話ではなくて、皆さんから出されているものが50しかなくて、1000平米以上のものでしか出されていないわけですから､そのことを踏まえて、今も含有断熱材だとかいろんな部分でのものが対象になっていますよとなるわけですから、ある程度、皆さんは調査含めてやるべきだと。県内にどれだけのものがあるという実態調査をやるべきだということもあります。先ほど国のマニュアルがあるということだったんですが、やっぱり沖縄県は今基地の中のアスベストが問題になっているわけですね。沖縄県独自のアスベストの防止対策、従業員の対策はどうするんだとか、その分の非飛散であっても、これを壊せば飛散するわけですから、その辺の解体の部分を県独自のマニュアルをもってやらないといけないということなんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君）　アスベストの作業手順マニュアルにつきましては、先ほど申し上げましたように、環境省のほうから処理マニュアルが出ております。これについては、県としてもその内容を確認したところ、現在までのところその作業手順で十分な対応ができるという認識ではございます。ただ、今問題になっている米軍基地の中の問題とかについては、やはりこれは米軍が発注者の場合、情報が入らないということがあるので、法の改正に伴って情報が入手できるように環境省に今協議をしているというところと、あと飛散性アスベストの非飛散性の問題につきましては、これまでも我々経験則からして適正に処理をされているという認識を持っているところであります。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　沖縄県であるからこそ、その部分での独自の解体を含めての飛散防止のマニュアルをつくるべきだ。そしてまた皆さん、このアスベスト対策連絡協議会、立ち上げてはいるけれども全く機能していない、その部分では。そういった分の連絡協議会を含めて皆さん横の関係もどう持っていくかという、このアスベストの対策をとってこないと、これからまたもっと大きな問題になってくるということを指摘して終わりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

〔儀間光秀君登壇〕

○儀間　光秀君　こんにちは。

通告に従い一般質問を行います。

１、漁業再生支援事業について。

亜熱帯気候の沖縄県は、周囲を美しいサンゴ礁に囲まれています。本日、国立公園に指定された慶良間諸島に代表されるように、世界的に類を見ない美しさを誇る沖縄県の海にはたくさんの海洋生物が生息しております。サメについても数多くの種類が生息しております。その中には、一般的に人に危害を加えると言われるもの、水産資源上、重要な地位を担っているもの、

絶滅の危機に瀕しているもの等がいます。人間を襲うとされているサメは30種類以上いるとされていますが、襲撃のほとんどはホオジロザメ、イタチザメ、オオミジロザメの３種類によるものとされています。

去る平成26年２月６日、読谷村漁協の定置網にホオジロザメの雌、体長約５メートル、重さ1.5トンがかかり定置網の一部が破損したが、大きな被害はなかったとの報告があります。また、過去の宮古島においても４件の被害が報告されていて、観光客が安心して海水浴やダイビングができる環境づくりや漁業従事者が安全に操業できる対策が必要とされる。

そこでお伺いします。

⑴、現状についてお伺いします。

⑵、漁場の生産力向上のサメ駆除についてお伺いいたします。

２、在宅医療にかかわる駐車許可申請手続について。

在宅医療は、入院中心の病院や外来中心の診療所に次ぐ第３の医療。これが進められている背景に、医療費抑制を図る厚生労働省の療養病床削減策がある。同省は、平成20年度から36万床を徐々に削減、老人保健施設や有料老人ホームに入れない高齢者は、自宅や高齢者住宅に移ることになる。また、2007年に厚労省が打ち出した一般医療政策では、携帯電話による24時間対応やみとりなど開業医の役割の明確化やチーム化、看護・介護サービスとの連携など、病院から出た町の医療が要求されています。医療従事者は、在宅医療を希望する患者がいれば積極的にかかわっていきたいと述べております。

そこで、お伺いいたします。

医療関係従事者に対する駐車許可への対応についてお伺いいたします。

３、地域公共交通総合連携計画について。

長年にわたり公共交通活性化推進協議会において、平成29年度の基幹バス導入に向けた議論が行われています。委員や幹事の皆さんに改めて敬意を表するところでございます。

そこでお伺いいたします。

⑴、国道58号の渋滞対策について伺う。

⑵、県警察が問題としている事項について伺う。

４、大型ＭＩＣＥ施設について。

⑴、進捗状況について伺う。

５、県道浦添西原線について、進捗状況について伺う。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 儀間光秀議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、漁業再生支援事業についての中で、漁業再生支援事業の現状についてという御質問に答弁をいたします。

漁業再生支援事業は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を目的とした取り組みを支援するものであります。具体的には、第１にサメやオニヒトデの駆除、第２に加工品の開発、第３にお魚まつりの開催などに取り組む漁業集落に対して交付金が交付されることとなっております。県内では、14の市町村がこの事業を実施しており、地域の活性化が図られているところでございます。

次に、大型ＭＩＣＥ施設に係る御質問で、ＭＩＣＥ施設整備の進捗状況いかんという御質問にお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設につきましては、那覇空港第２滑走路増設に合わせた平成32年の供用開始を目指しているところでございます。現在、必要な機能や建設場所、施設運営のあり方などについて検討を進めております。来年度以降、基本設計等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 漁業再生支援事業に関する御質問の中で、サメの駆除についてお答えいたします。

サメは、漁獲物や漁具等に大きな損害を与えることから、駆除等による漁業被害の軽減が求められているところであります。このため、県内では、漁業再生支援事業を活用しサメの駆除が行われており、平成24年度は５市町村で183尾のサメを駆除したところであります。

県としましては、今後とも、同事業を活用し、漁場の生産力向上に向けた取り組みを支援してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 在宅医療にかかわる駐車許可申請手続に関する御質問の中で、医療関係従事者に対する駐車許可への対応についてお答えをいたします。

駐車許可は、訪問診療や訪問介護など、公益上または社会慣習上やむを得ないと認められる業務に使用す

る車両の短時間駐車について警察署長による駐車許可を認めているものであります。

手続といたしましては、駐車許可を受けようとする方に駐車しようとする場所を管轄する警察署長へ申請していただくことになっております。申請者の負担軽減につきましては、これまでにも訪問先が同一である場合の添付書類の簡素化や夜間等における緊急往診などの緊急やむを得ない理由があると認められる場合には、口頭または電話等による申請で許可するなどの申請者の負担軽減を図っているところであります。

今後も申請者の負担軽減については、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 地域公共交通総合連携計画についての御質問の中の、国道58号の渋滞対策についてお答えいたします。

沖縄県は、急激な自動車利用の拡大とバス利用者の減少により極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。

交通渋滞の緩和には公共交通利用への転換が重要であることから、県では、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時・速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムを平成29年度に導入することとしております。同システムの導入に向けて、国道58号におけるバスレーンを段階的に延長するとともに、運賃精算の手間を軽減するＩＣ乗車券システムや乗りおりしやすいノンステップバスの導入、バス停のグレードアップなど、路線バスの利用環境を改善する各種事業に取り組んでおります。

次に、警察本部が問題としているバスレーンの事項についてお答えいたします。

国道58号におけるバスレーン延長について、警察本部から主な課題として、バスレーン延長に伴い発生する渋滞の緩和策及び取り締まり体制の補完が提起されております。

バスレーン延長に伴い発生する渋滞については、一時的に悪化することが予想されますが、路線バスの定時・速達性が向上し、さらには路線バスの利用環境改善や公共交通利用促進の啓発活動の実施により、自家用車利用から路線バス利用への転換が図られ、将来的には交通渋滞が緩和されるものと考えております。また、バスレーンを回避する目的で周辺の生活道路が抜け道化する懸念がありますが、スクールゾーンの設置など、通過交通の流入抑制による通学路や住環境の安全確保に関係市町村と連携して取り組むこととしております。

取り締まり体制の補完については、バスレーン延長の円滑な実施の観点から、バス事業者等と連携し、バスレーン遵守を呼びかけるサポーターを配置することにより対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県道浦添西原線についての御質問の中で、県道浦添西原線、いわゆる港川道路の進捗状況についてお答えいたします。

港川道路の平成25年度末の進捗率は、事業費ベースで約68％を予定しており、用地取得については、面積ベースで現在約74％となっております。

今後とも、地元の協力を得ながら、引き続き用地取得や工事を進め、平成20年代後半の供用を目指し取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ありがとうございます。

サメ駆除の再質問をさせていただきます。

御存じのとおり、日中・日台漁業協定や本島東側の水域は、在日米軍の訓練区域のため操業が制限されております。そこで沖縄の漁業者は、もはやどこへ行っても漁ができないという状況で、サメの習性として、一度この餌場で餌を食べたらそこにまた集まるという習性を持っているようです。そういう観点からすると、やっぱり漁業従事者の安心と安全の操業を守るために、どうしてもこの対策は今後ともしていかないといけないと思います。

そこで、今24年度までに14市町村がこの漁業再生支援事業を利用してサメ駆除、もろもろ先ほど知事の答弁にもあったほかの事業も、オニヒトデの駆除も含めてあるんですけれども、その中で交付金を受けている市町村の中で幾つの市町村がサメ駆除を行っているかお聞きします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 14市町村で当該事業を実施しているわけでございますが、そのうちの５市村、例えば渡名喜村、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市で当該事業を使ってサメを駆除しているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　この支援事業は14市町村に交付して、その中でサメ駆除を行っているのは５市村という

ことなんですけれども、今先ほどお話ししたんですが、せんだって２月にも読谷漁協の定置網にホオジロザメ、これは人に危害を加えるサメと同時に、一方では絶滅危惧種にも指定をされているということなんですね。保全と捕獲、いろんなバランスがあるとは思うんですけれども、この５市村じゃなくて、あるいは読谷村とか久米島も含めて北部、離島あるいは名護含めてこの事業をやるということが必要かと思うんですけれども、その辺、県として指導していく認識はございますか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　この事業につきましては、漁業集落の関係がございますので、集落協定を結ぶということがございます。そういうことで、各市町村のほうと相談しながら、連携しながらそういう協定を結ぶということであれば、事業採択ということでまた国とも調整しながら予算枠の確保に努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ぜひ、お願いしたいと思います。

宮古でも観光客が襲われた例もあるんですね。もちろん漁業従事者もそうなんですけれども、観光立県を目指す我が沖縄県としては、やっぱり観光客の海水浴も含めてダイビング、サーフィンの観光で来るお客さんがたくさんいると思います。そういった観光客相手にも安心で安全で、沖縄の海で泳いでよかったという思い出を持って帰っていただくことがやっぱり今後のリピーターとしてもつながっていくと思いますので、どうぞ今後とも引き続き関係市町村と連携しながら、サメ駆除に取り組んでほしいと思います。

そのサメを駆除した後の処理についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　この事業を活用してサメを駆除したものにつきましては、産業廃棄物ということでその処理をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　産業廃棄物ですか。かまぼこの材料になったり、あるいは歯がお土産品になったり、また、種類によってはフカヒレがとれる種類もございます。そういった意味で、そういった産業も逆に興るのかなという思いがあるんですけれども、もう一度その辺についてお聞かせ願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　現在、捕獲しているサメにつきましては、沖合でとれているサメの、先ほど議員がおっしゃっていたようにいろんなサメの中で食用にできないようなサメの種類ということで、そういう処理をしているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　部長、それはおっしゃるとおりだと思います。食べられないのを食べるということはできませんので、もちろんそれは産業廃棄物になるかとは思うんですけれども、それ以外にやっぱり、繰り返しで大変恐縮なんですけれども、そういった産業を新たに開発する、そういう努力も必要かと思います。

今、日中・日台あるいは本島東側の在日米軍の訓練水域で漁業従事者が狭められたところで生活を守っていかなければならない。そういう状況にある中でそういった産業が生まれれば、逆に海産物以外にもサメをとってそれでビジネスができるんであれば、交付金に頼らず漁業従事者が積極的に駆除していくというのも考えられると思いますので、その辺もまたぜひ県の指導のもとにそういったのも検討していただければなと思っております。

質問を変えます。

在宅医療にかかわる駐車許可申請の手続について。

先ほど本部長から答弁をいただきました。警察署長による駐車許可を認めており、駐車しようとする場所を管内警察署に申請して許可をいただくという答弁なんですね。

今、高齢化社会が急ピッチに進んでいて、先ほどもお話ししたんですけれども、一方で厚労省は病床を減らしていく。そういう削減をしていく中で、医療ニーズが低い患者は、どうしても在宅医療や施設等に入っていかないといけない状況にあります。

医療従事者からよく聞くんですけれども、この駐車許可の申請に当たり、先ほど答弁いただいたように年々簡素化されてきてはいるんですけれども、まだまだ膨大な資料はあると。一方で、在宅で医療行為を行う思いを持って行ったときに、帰ってきたら切符を切られるという現状も多々あったという過去の話もありますので、そういった簡素化を、さらに本来ならば所轄じゃなくて県警あたりが出すのが理想かなとは思う

んですけれども、いろいろハードルが高い部分も理解はしております。これは沖縄だけの問題じゃなくて、全国的に高齢化社会は進んでいますので、ぜひ本庁とも相談しながら、機会があればそういったのもぜひ検討していただきたいなと要望してその辺は終わります。よろしくお願いします。

次に、地域公共交通総合連携計画について、先ほど答弁をいただきました。基幹バス導入の第１段階でバスレーンの延長を行うという答弁をいただきました。延長区間をお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

まず、第１段階、今般考えておりますのがまず朝のバスレーンにつきましては、延長区間ですが、宜野湾市伊佐から那覇市久茂地までの断続的な区間ということで、今般、浦添市牧港、仲西及び勢理客の一部区間を追加したいというふうに考えております。

夕方の北向けにつきましては、那覇市久茂地から天久までの区間が想定されておりまして、具体的に申しますと、那覇市天久から浦添市勢理客までの区間、それから浦添市仲西から牧港までの区間を追加する予定となっております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君 県警察の問題点でもあるんですけれども、朝の北から那覇向けをイメージしていただければわかると思うんですが、私も浦添選出の出身として一番影響を受けるのが浦添市内だと認識しております。

そこで、この車の渋滞が起きたということで、車のはけ口が浦添市内、生活環境の中に流入していく、そういうのが予測されるんです。そこは部長も浦添内間の在住でよく環境をわかっていると思うんですけれども、浦添は国道330号いわゆるバイパスから西側に、国道との間に多くの学校施設が点在しております。そのバスレーンの時間帯に車が市内に入ってくる、あるいは生活道に入ってくる。そのときは学校の登校時間とちょうど同時間帯になる。そういった意味では、子供の登校の安全確保という観点から見るとどうしても危険という、交通事故の危険のリスクが上がると思うんですね。

そこで、県はどういう対策を、あるいは浦添と連携して先ほどスクールゾーンのお話があったんですけれども、再度対策についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、やはりこのバスレーン延長に伴ってそれを何とか回避しようということで、周辺の生活道路が抜け道化する懸念があるということ、県警のほうもこれを大変懸念しておりまして、私どももその認識を共有しております。やはりスクールゾーンの設置等通過交通の流入抑制による通学路ですとか、住環境の安全確保は重要だろうということを我々考えておりまして、この点につきましては、ぜひとも浦添市のほうと連携・共同して住民説明会ですとか、また交通管理者等と意見交換などを行って、そういった懸念が起こらないように、実現化しないように、しっかりと取り組みを行わさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君 そこら辺、子供などの通学路の確保、また安全をしっかり念頭に置いて基幹バスの導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。

そのバスレーン延長の中で、勢理客―安謝間も規制の対象に入っているという答弁だったんですけれども、朝の状況を見ますと勢理客から安謝区間が規制されますと、例えば近隣の商業施設、特に物流を担っている卸売団地の皆さんの経済的損失が大分懸念をされるんですね。西洲から国道に来ましてトヨタを右折できないという状況になると、これまた対岸の勢理客地域の生活道に入っていっての迂回になるというのが予測されるんですけれども、その辺の対策はとられているかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず朝と夕で分けて御説明させていただきたいと思いますけれども、まず、朝のほうで現状におきます那覇向け安謝交差点、これは直進それから左折の１車線です。それから右折が２車線、これは曙、港町方面に行く２車線となっております。第１段階で朝の延長実施に伴いまして、バスレーン及び左折１車線、それと直進１車線で右折１車線に変更されます。そうしますと、これによりまして港町向けの右折車線が２車線から１車線に減少いたしますけれども、高架橋下の駐車場がございます。現在私もよく見ているわけですけれども、余り利用がございません。そういったことから、道路管理者と今調整を行っておりまして、その敷地の一部を右折車線に改修して道路といたします。これによりまして交通への影響を抑えるということを考えております。

また、西洲周辺から出荷する貨物車を含めて安謝交差点を首里方面に左折する車両がございますけれども、これにつきましては、バスレーンに進入することが左折車線の場合は可能でありますので、そういった

影響はないのかなというふうに考えております。

続きまして、夕方のほうですが、北向け勢理客交差点につきましては、これも直進と左折の１車線そして右折の１車線の２車線で運用されております。第１段階の延長実施に伴いまして新たにバスレーンの区間を導入するためには、どうしても道路を拡幅する必要がございます。そのため、先ほど申し上げました高架橋下の駐車場敷地を一部道路へ改修いたしまして、バスレーン及び左折の１車線、これは西洲方面ですね。それから直進１車線で内間方面への右折１車線の３車線を確保したいと、そのように考えております。これにつきましては、道路管理者のほうとは調整が今ほぼできているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　今、部長の答弁にありました安謝高架橋の下、朝の浦添あるいは宜野湾から那覇向けの曙に曲がる２車線を１車線にすると。直進を１車線にして左にバス専用レーンをつくるというお話だったんですけれども、２車線のところを１車線にする右折帯の延長距離というのも当然広げ、長くしないと右折する車の渋滞を巻き起こすと思うんですけれども、右折帯をただ１車線にする認識で進むのか、帰りの那覇から勢理客までの右折帯も含めてその辺の渋滞緩和の対策というのをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　私も通常はモノレールでの通勤なんですが、このバスレーン延長に向けてたまにバスを利用して通勤をしたりしております。そうしますと、やはり特に週末ですとか雨天時に、特に帰りのこの安謝交差点の混雑というのは、やはり安謝交差点から勢理客のところに向けて大変ネックになっているというふうに考えております。

そういったことから、先ほど申し上げましたこの高架橋下の延長部分はなるべく長目にとって、早い段階から右折が可能になるように、これは朝のほうも同じです。右折が可能のような構造にする必要があるだろうということで、これについても道路管理者に申し入れを行っているというところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ちょっと質問を変えるんですけれども、アンケート調査（ＰＩ）で行ったという資料を私も持っているんですけれども、その調査した実施時期とその対象者とその結果についてお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず、アンケート調査ですが、平成22年、アンケート調査を行いました。これは那覇市及び沖縄本島中部を中心とする地域の方々を対象にいたしまして、目標3249票を考えておりましたが、それを上回る4037票回収しております。その結果、バスレーンが実施されたならばバスへ転回したいという方が６割を占めたということを受けております。こういったことから、県としましてはこのバスレーンの延長も含めた計画を協議会において決定したというところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　部長、あと１つ対象者、どういった県民を対象に――中部と今あったんですけれども――恐らく学生もございますよね。もう一度答弁お願いします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。商業者ですとか、近隣の商業者も含めて学生さんも含めてパブリックインボルブメントを実施しております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　６割の方々がおおむねそのバスレーン延長に賛同しているというお話なんですけれども、僕もこの一般質問に向けて独自に自分なりにいろいろ歩いて調査をしたんですけれども、この認識がまだ希薄な部分があるように感じております。と同時に、四、五年前のアンケート調査で、その中で交通環境も大分浦添も変わっております。そういった意味で、再度設問も含めて、今先ほどからおっしゃった延長区間は具体的にこう予定していますというものもイメージ湧くような図も含めて再度検討して、県民、中部市町村あるいは沿線の商業の事業者、事業所に再度周知するという意味も含めて再度アンケート調査が必要と思うんですけれども、その辺についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　再度そのアンケートを実施してはいかがかということですけれども、やはりこの周知徹底というのは確かに重要だと思っております。一方で、玉城県議からもいろいろ御支援いただいていると思いますが、「わった～バス党」などの対応、それからノンステップバスなどの取り組みなどによりまして、バスの利用環境というものが大変よくなったということもあってバス利用者もふえているという実情がございます。バス利用の機運も高まっているということで、そういった中で我々はその計画に基づいて１年おくれぐらいになりますけれども、バスレーンの延長はさせていただきたいなと思っております。

ただ、やはりこの西洲の方々とか地域周辺住民の方々への周知徹底というのは大変重要だと思っており

ます。このバスレーンの延長というのは、私も調べてみましたら、昭和53年以来なんですね、このバスレーンの延長と。それについて多くの方々の御理解と御協力がなければこのバスレーンの延長というのはなかなか実現できないというふうに我々も十分認識しております。これにつきましては、その関係する浦添市等を中心に連携いたしまして、各自治会も含めて説明会を丁寧にするとか、それから商業施設の方々にも説明会を実施するなど、またマスコミ等を通じて新聞、ラジオ、テレビ等を通じてバスレーンの延長についてはきっちりと広報させていただいて、県民の皆様が安心してバスレーンの延長を実現できるように、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　部長、22年にとったアンケート、最も回答率が多かったのは那覇なんですね。続いて浦添、沖縄市あるいは宜野湾と来るんですけれども、僕の認識からいくと、一番影響ある浦添も含めて宜野湾あるいは沖縄市の皆さんのアンケートの回答率が那覇に比べて低いんですね。那覇市民の方も沿線上の方は多少の影響は受けてくると思うんですけれども、そういったもろに受ける那覇以北の市の回答率が低い。そういった意味でのまだまだ啓発活動が足りない部分もあるかもしれません。また、地域住民もあるいは事業者の皆さんも、まだまだ希薄、そういった観点からやっぱり再度今の現状を踏まえてアンケート調査、ぜひ検討していただきたいと思います。

バスレーン第１段階延長して、その後に検証結果が出て、検証して、効果検証して、再度その時点で第２段階に持っていくというお考えのようですけれども、第１段階で効果検証した後に問題点等あれば変更というんですか、見直しの余地はあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） この件につきましては、協議会の中で県警から強く申し入れがございました。第１段階を終わった後しっかり検証を行うことというまず指摘がございます。

仮にですけれども、第１段階において効果が認められないということがありました場合には、第１段階の延長区間も含めて連携計画を見直すことも我々としては視野には入れております。ただ、やはりこのバスレーンの延長というものは、単にこの交通渋滞の緩和だけではなくして、例えば高齢化社会になるときにお年寄りの方もそれから障害者の方も気軽に移動できる手段として、また観光客のためにも高齢化社会になった場合にお年寄りの方も多く沖縄県にいらっしゃると思います。こういった方々が安心してこの公共交通機関を利用して沖縄をめぐることができる。そういったためにもこの公共交通の利用環境の改善の一つとしてのバスレーンの延長は、役割は大きいというふうに認識しております。しっかりと対応策を、対策も練りながら、バスレーンの延長に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　御案内のように、浦添西洲から牧港を通過して宜野湾に至るまで、臨港道路浦添線あるいは那覇北道路、またははしご道路、通称県道港川道路、その供用開始と同時にという認識はなかったんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） そういった認識がなかったかと申しますと、いろいろそういった西海岸道路の整備も私のほうからちょっと答弁するのもあれなんですが、若干おくれぎみだろうというふうに考えております。そういった道路網を整備してやるというよりも、やはり県民意識として過度にこの自家用車に依存している社会から、公共交通機関へ移行するという社会を形成する。道路を拡幅していわゆる渋滞を緩和するということではなくして、我々の認識として、そういった公共交通で移動することによって優しい社会をつくっていくということが重要だと思っております。いろいろ御議論はあると思いますが、計画どおりバスレーンの延長を実施させていただければというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ありがとうございました。

県民の健康維持あるいは環境、CO_2削減、そういった観点ももろもろの資料を見ると含まれているようですので、バスレーンの延長、第１段階も１年近く実施に向けておくれるという話もあるんですけれども、ぜひ29年度の基幹バス導入に向けて協議会の皆さん、委員、幹事の皆さんの長年の議論が実を結ぶように期待して、再質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後１時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　きょうは早目に終わりたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。
　冒頭ですが、きょうのお昼のニュースを見ていますと、慶良間諸島が国指定公園になったということで、国内で27年ぶりだということで非常に喜ばしいものですね。環境生活部長からコメントをまずは一言いただきましょうか。
○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。
○環境生活部長（當間秀史君）　慶良間地域が国立公園に指定されたということで、折しも今、「サンゴの日」ということで、サンゴウイークもやっているところで、サンゴの保全に力を入れている我々としても本当にうれしい限りでございます
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　それでは一般質問に入ります。
　非常に気弱なものですから、できるだけ答弁は易しく、前向きによろしくお願いします。
　それでは１番の、市町村の一括交付金についてですが、これは創設のときの理想と、現在２年終わってみてどうなのかをお聞きをしたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金は、それぞれの市町村が自主的な選択により事業計画を作成し、地域の実情に即した事業を実施することができる使途の自由度の高い交付金となっております。したがいまして、一括交付金は市町村における課題の解決に向けた取り組みに効果的に活用されているものと認識いたしております。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　それは知事の所見ですから、別に私がとやかく言うことではありません。ただ、私たちは先週までに31市町村の調査をしてまいりました。これは政党そうぞうとして調査をしたんです。先週、私は火曜日に東村、大宜味村にいました。ところが、これを見ていますとどうも、ここに各市町村のメニューがありますけれども（資料を掲示）　これを細かく見ましたよ。川上さんが当時部長でしたかね、謝花さんも東京でしょっちゅう２年前、３年前、必死になって知事の意を酌んでこれを絶対つけるんだといって走り回っていたあのころ、あのころの意図とこれは本当に合っているのかなと。見てみると、どうも祭りの事業補助に使われていたり、あるいは商工会の何かの事業に使われていたり、市町村の観光協会の事業に使われていたり、これを本当にここに投下することによって、この市町村が10年後、20年後、これを使ったすばらしい事業だったなというような形になるのかなということを考えると、少し私は物足りないような気がするんですけれども、当時走り回っていた副知事はどう思いますか。
○議長（喜納昌春君）　川上副知事。
○副知事（川上好久君）　この一括交付金は、基本的な考え方は、将来の沖縄振興、それぞれ市町村においてもその地域の振興、ひいては沖縄の振興につながっていくような、そういうふうな使い方が基本としてあると思います。今、呉屋先生が言われるイベントや祭り、単発的なものでこれが将来につながるかという懸念のある事業もあるというふうなお話がございますけれども、そこのところはやはりまさしくそれぞれの自治体で創意工夫をして将来の地域づくりにつながっていくような、そういう政策をやっぱりつくっていかなきゃいけないと思います。制度そのものは、当初我々はほとんど地方交付税に近いぐらいの自由度の高いものというふうなことで一応高い球を投げていったわけでございますけれども、最終的には一定の要件、沖縄の地域特性に即しての地域振興に資するようなそういうふうな使い方ができる。でも、かなり幅広くできております。今のようなイベントとか祭り、ソフト事業にも使える。そしてなおかつその補助率は日本の過去の補助制度の中で類を見ない10分の９、小規模市町村においては10分の９.六、七ぐらいの補助率でもって使える。そういう意味では制度そのものはそれなりのでき上がりになっていると思います。あとは使い方をそれぞれの地域、また県もそうですけれどもやっぱり努力をしていく部分もまたあるのかなと思っているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　副知事、今言ったのはまさにそのとおりなんですよ。皆さんが意図してあそこまでつくったおかげで、もう自由度じゃないと。今までは国が計画をつくって、10年計画をつくって、県がつくってそれを国に承認をもらっていたあのころ、もうそういう10年間ではないんですね。さっきもうちの當間県議から話があったとおり、知事の権限で金融特区もできるようになった。ああいうような全ての権限が知事に全て集中してきたんです。だから、こういうような自由度があるときに市町村の力が試されている。ところが、この試されるときに何でもいいんですかということでいいのかな。例えば市町村は、これはもう自治法で規定されていると思いますけれども、基本構想・基本計画をつくらなければいけない。そこの中から選んで充当するということであれば、もともとの計画であるからまだわかる。ところが、それは違うでしょうというメニューが余りにも多過ぎはしないかなというところ

なんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

確かに議員の目から見たときに、一つ一つを見るとこれはどうなのかということもあるかと思います。ただ、イベント事業も実は市町村においては大きくパッケージ、例えば観光の振興という一つの例えば当該地域の観光関連施設の整備とか、それから防犯・安全、そういった環境整備も入れながら、その中のパッケージの一つとしてイベント等もやっているというふうに我々は考えております。24年・25年度の両年度で2500余りの事業を各市町村は企画立案しております。先ほど川上副知事が答弁しましたように、自由度の高い一括交付金をどのように使うか、まさしく市町村の実情に応じて市町村の実力が試されるわけでございますけれども、私としましては、各市町村がそれぞれ地域の声を吸い上げたり、また公募を行ったり。

例を申し上げますと、せんだって山本大臣が与那国に行かれました。そのときに、与那国で夜間、子供たちが東京のほうで東大の学生と大型テレビを介して授業を実施しているというものを見て大変感動したと。また、医療もＣＴスキャンなどを取り入れているということで大変感動しましたということで称賛しております。

このようにそれぞれ市町村においてニーズに合ったものを、企画がどんどんこれから出てきていると思いますので、一つ一つのものを見て、今すぐ早計に判断するのではなくして、やはりこれはひいては市町村の振興につながるんだということを我々は市町村に対しても強くお話をさせていただきますとともに、また、市町村においてもそういった目標に向かってその一括交付金を活用していくだろうというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　今の与那国は我々も文教厚生委員会もみんなで見ましたよ。ＣＴも見ましたし、それと電子黒板を使って東大生と一緒に授業をやっているのを見ました。だから私たちも感動しましたよ。あれはいいんですよ、あれはいいんです。あれを悪いとは言っていませんよ。ただ、祭り、例えば宜野湾で行われている「琉球海炎祭」、それなんかに入れるんであれば、あれは観光が中心になってやっているから非常にいいことだと思うんですよ。ところが、観光客が来そうもないような祭りだとか、ちょっとした事業にそれを100万単位、250万単位でちまちまと入れていて、本当にこれは創設の心がそこに込もっているのかなということを感じたわけです。

さきに戻りますけれども、知事が今度の21世紀プランの一番いいところは何かと、私は評価をしていますけれども、この創設した評価の中身は、基本的にもう東京で決めることではなくて沖縄が決めて主体的に動くんだ、だから権限は県庁なんだと、知事なんだというところはそれはいいわけですよ。今後の知事が出てきても、誰が出てきてもそれはできるわけですから。ところが、知事、市町村はそうじゃないんですよ。１億の事業を8000万は一括交付金、1000万は自己負担、1000万は起債、だからもっと自由に使えるということであれば、起債はともかくとして10％の裏負担分は県が持ったらどうですか。そうしたらもっと市町村は自由に使える。県が国から権限を奪ったように、市町村を自主的にもっとお金を自由に使えるような仕組みにもう一回進歩させたらいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　呉屋議員は恐らくよく御存じだと思いますけれども、この財政力の弱い町村、18町村に対して――離島は18町村、当然市ですので石垣市と宮古島市は除きますけれども18町村――本島は北部の５町村の非適債事業につきまして、県はその裏負担分の１割を補助しております。実質上、そういった18町村においては裏負担なしでこの事業が展開できるということで財政力の弱い町村でもこの一括交付金が十分活用できるような仕組みというのはとられているものと認識しております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　ですから、それはわかっていますよ。わかった上で言っているんです。例えば、この間、中城の村長とお会いしましたよ。一括交付金をうまく使っているかと言ったら、彼が何と言ったかといったら、２割負担ですと。我々は１割負担だと思っていませんと。交付税で返ってきているとは思っていないと。ということは２割を負担しているという感覚なんですよね。ところが、我々は１割負担でしょうと。だからそういうところが違うので、もう一度制度をもう一回設計し直したらどうかと思っているわけです。最後に知事、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　これは中城村長さんがどうおっしゃったかわからないんですけれども、実質10分の９でございます。10分の８は国庫でございまして、その10分の１は地財措置をするというそのスキームを我々は要求いたしました。その際に、我々が要求したのは普通交付税じゃなく特交で措置をしてくれと。特

交は割と数字は見えるんですよ。その措置していることがきちっと見えるような形でということでこれを要望いたしました。そこは明らかに23年度以前と24年度以降は変わっているのはわかると思います。そういう意味では実質10分の９というふうなものはしっかり担保をされている形になっていると思います。

それと、もう一つは、当初これは10分の10、交付税と同じような形で我々は措置してくれと高い球を投げたんですけれども、地方交付税と同じような自由度で、そしてまた10分の10というと結局のところこれは地方税と変わらないわけでありまして、全国1700の自治体の共通の財源である。それを管理する総務省あたりから見ると、何だこれはという話は当然出てくるわけでございまして、そことのやはり差別化も図らなきゃいけない。そういう意味で言うと、今言っている10分の８の国庫と10分の１の地財措置というのは、これはあの段階でベスト、現在でもベストの財源措置だというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　何も私は国庫で10分の９くれとは言ってないですよ。10分の８でいいんです、国庫は。私は、300億の市町村の一括交付金ではなくて250億でいいんですよ、100％であれば。そういうような考え方ができませんかということなんですよ。あとは県が出せばいい、国庫じゃないんだから。そういう考え方も一つの案だと思っていますから、どうぞ検討してみてください。

それと、次に行きます。

米軍基地の返還、西普天間の返還跡地についてですけれども、不発弾やアスベストの撤去について、危険除去についての県の認識をお伺いをいたします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

平成24年４月に施行されました跡地利用推進法におきまして、国は返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、所有者等に土地を引き渡す前に駐留軍の行為に起因するものに限らず、不発弾やアスベストの処理等の支障除去措置を講ずることが規定されております。

県としましては、跡地利用推進法に基づき、国の責任において徹底した支障除去措置がとられるよう、国及び宜野湾市と連携しながら取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　僕は前にも話をしました。伊佐の地域は、前にそこの公共工事をやるときに、実は下に埋まっている戦車が出てきた地域なんですね。ですからそこは艦砲射撃もされているところですからかなり不発弾が出るだろうと。かなり丁寧にやらなければいけないですので、そこの認識は一つでよろしくお願いをしたいと思います。

次に行きますけれども、宜野湾市のこの西普天間の返還地をやるときに、宜野湾市がそこで何をしたいのかというようなことの打ち合わせはなさっていますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　西普天間住宅地区周辺で、宜野湾市におきましては普天満宮前を門前町として整備する構想があるということを承知しております。宜野湾市においては、現在、地権者の合意形成に取り組んでいるということで、県としましては、西普天間住宅地区の跡利用においては、そういった宜野湾市の主体的な取り組みを尊重しつつ、連携をしながら西普天間住宅地区の跡利用にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　実は、私はこの跡地対策協議会のメンバーの一人なんですね。ところが、これをやりながら、今、さも西普天間地域というのはとても広いところが返ってくると思われている方々もたくさんいると思いますけれども、51ヘクタールのうちに実は20ヘクタールは斜面緑地なんですよ。つまり使えない土地なんですね。あと30ヘクタールしかない。30ヘクタールに道路を５ヘクタールから７ヘクタールぐらいとるとなると、半分はもうなくなるんですね。そこにあとの25ヘクタールに住宅街を入れたりしていくと、私はこれはそんな大きな土地でもない。50ヘクタールというのはどれぐらいだろうと考えたら、この間、先週火曜日に今帰仁の畜産研究センターに行ってきたら、あれが49ヘクタールですよね。あれが返ってくるぐらいですよ。それも半分、40％は使えない。この部分を考えながらやっていて、私は非常に不思議だなと思うのは、新聞を見ていると、重粒子が普天間に来るとか、あるいは新薬・創薬が西普天間に来るだとか、これは一体どこで決めているのという話なんですけれども、どこで決めているんですか、部長。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず、重粒子線につきましては、県においてこの重粒子線治療施設導入可能性検討協議会というものを立ち上げまして、昨年11月に５つの候補地から西普天間住宅地区を候補地の一つとして挙げさせていただき公表させていただいたとい

うことです。

それから、今、新薬の話があったと思いますけれども、これは実は自民党のほうにおきまして、現在、沖縄メディカル・イノベーション・センターというふうに言ってＯＭＩＣと言っているようなんですが、米軍人のこの疫学データを活用した創薬を沖縄のほうに誘致して地域振興を図りたいという話があるということは承知しております。ただ、この件につきましては構想段階ということで私も理解しておりまして、これがましてやこの西普天間住宅地区に来るということまでは私も承知していないところでございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　新聞に出るものですから、もう宜野湾市の人はさもこの２つが来ると思っているんですよ。これはフライングじゃないのかなと。宜野湾市も協議会の中で何と言っているかというと、最大限に地主の意見を反映させますと。そして市民と整合性がとれるように市民にも意見を聞いてここを仕上げたいと言っているのが宜野湾市なんですよ。市長なんですね。ところが、新聞にはどんどんどんどんそういうのが出てくる。これは一体どうなっているんだろうと。発信元は県じゃないんですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　県のスタンスは、その地域の声を飛び越えて跡利用をやろうという意思は毛頭ございません。駐留軍用地の跡地利用というのは、やはり第一には地権者の合意形成で、この周辺の地域の方々のまちづくりも含めた地域主体のものでなければ、私は事はうまくいかないだろうと思っております。ですから、このＯＭＩＣの件に関して、県のほうがこれを誘導したということは一切ございません。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　しかし部長、重粒子もそうですよ。もうそれが新聞に載ってしまったら、地権者はみんなのためにだったら、もう自分たちの計画はいいかぐらいになっていくんですよ。どこからこんなのが漏れるのかがわからない。しっかりしてもらわないと、これは議論ができなくなっていくんですよ。私は、この重粒子のときにかねてから伊江局長にも話をしましたけれども、私たちが今、懸案なのは何かと文教厚生委員会で特に皆さんわかっているんですよ。本島にいながら一番医療で苦しんでいるのは北部ですよ。あの北部を県立北部病院と北部医師会病院がくっついてそこに重粒子が行ったら、医者はやめる人はいなくなるんじゃないのと。この２つをくっつけるべきではないのかと。私はそういう思いであそこに行って、ドクターＭＥＳＨじゃなくてドクターヘリに切りかえて、伊是名、伊平屋、伊江、そこまで全部カバーをしていく。あそこに基幹病院をもう一回やり直すというようなことを考えていかなければ、その点、一つの手法として重粒子を入れるべきではないのかと。普天間に入れたからといって、あれは日帰りできる治療ですよ。車をもっていってあそこで治療して、また帰ってこられる。それも20分ぐらいの治療だ。なぜそれが僕は中部になければいけないのかというのが理解できない。中部や南部の命は重たいけれども、北部の命は軽いんですかと。僕はそういう部分では宜野湾の出身ですよ。ところが、沖縄県全体の医療の責任を持たないといけない文教厚生委員長として、これはそうするわけにはいかないなというのが思いですよ。どう思いますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　呉屋先生のその北部を思う気持ちは、私も出身は北部ですので大変ありがたいなと思っております。一方におきまして、この重粒子線治療施設の設置につきましては、やはり一定程度の医療機関との連携というものが必要であろうということで、この協議会におきましては５つの候補地を挙げまして17の項目でいろいろ評価を行って、最終的に総合的に最も評価の高い場所というのが西普天間住宅地区になったということで、それを昨年の11月に公表させていただいたということでございます。決して北部を無視するということではございません。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、私は、この重粒子の話を当局を呼んで聞きましたよ。そうしたら、空港から30分以内だと、これが条件だと。30分以内にあの恩納村のホテル街があるんですか、医療ツーリズムをやるのに。医療ツーリズムを真剣にやるというんだったらそれも北部でしょう。違うんですかね。それともう一つわかってほしいのは、今、安田に、安波に例えばクモ膜下出血で倒れたお年寄りがいるとする。浦添からヘリが飛んでいって、ドクターヘリが、そこでピックアップをして泡瀬におろして、救急車でうるま市の中部病院ですよ。頭の中で出血している人の命がこれで助かりますか。そこですよ、要は。どうするのか。僕は、この件で最後に知事、御意見、知事の所見を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時47分休憩

午後１時48分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の議員のお話でいろいろなことが入っておりますので、ちょっと私自身も頭の整理が必要なんですが、まず、その重粒子線については幾つかの候補地からやっぱり西普天間、返ってくる基地の跡利用という点ではやっぱりこれはどうしても一つの医療関係にも関心が強いというふうに承っておりますし、重粒子線が向こうを一つの候補地に選んでいくというのは、これも一つの考えだと思うんですね。無論それは沖縄県の医師会に委託していろいろ勉強していただいている話ですから、幾つかの候補の中から選んだ。ただ勝手に選んで、はいお願いで決まる話でもありませんし、お金もかかるし時間もちょっと要ります。それで地元との無論その調整がないと、勝手に場所を決めてもできるわけはありません。ですが、これはゆっくりゆっくり市長さん、それから皆さんと詰めつつあるんだろうと、私は実は思っております。ただ、呉屋議員のように幾つかのポイントを指摘されている御意見があることは、実は余りよく知りませんでしたけれども。

さらにもう一つ、北部は北部でこの重粒子線なんか一番いいんじゃないかという御意見があることは全く知りませんでしたので、これは御意見として承らせていただきたいと思います。ただ、北部の病院についてどういうふうに展開していくか、どう整理整頓していくかというのは、今ちょうど始めたばかりですから、そして今のドクターヘリにしても、いろんな形でどこまで必要か、これまでは１機で済むんだという話で我々は聞いておりましたけれども、いろんな経験が蓄積されてきましたから、どんなふうにしていくかという、特に安田というかあのあたりのケースを今おっしゃいましたが、我々もよく聞く話でどういうふうにそこも整理しながら、今のその新しいものとどう関連させていくのか、いかないのかも含めて、きょうは議員のその問題意識といいますかお話を承って、ちょっと実務的にもう少し勉強させてください。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　僕は、きょうは知事の今の答弁を聞いて、それでいいと思っています。きょう初めて聞くわけですから。ところが、もう２カ月前から僕はもう名護であっちこっちで言っているし、各市町村長とも会うたびにそのことを言っていますよ。皆さんがやろうという、やる気にならなければこれはできませんよと。いいんですか、このままでと。だから、東村に行ったときも、いいんですか、このままでという話もしました。ですから、地元の皆さんが一生懸命やらなければこれが実現することはない。県からすぐぽっと行くわけではない。だから、その熱意が北部に感じられたときに知事が動けばと、僕はそう思っているんです。

ちょっと質問を変えます、時間がありませんので。

それともう一つ、西普天間に絶対最初に移設をしなければいけないだろうと思っているのは、謝花さん、これは普天間高校ですよ。60ある県立高校の中の55番目に広いところ、３ヘクタール。八重山商工だったかな、八重山商工80ヘクタール、普天間高校３ヘクタール。これは普天間を中心とした宜野湾市、北中城、中城の中で、本当にある意味ではこれは普天間宮と並ぶような感じで普天間高校というのは非常にシンボル的なところなんです。あのままにするわけにいかない。野球が名門だったあの普天間が球場すらとれない。どう思うのか、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　この普天間高校の移転につきましては、去年12月に普天間高校の同窓会長、それから役員、それから年が明けて校長先生、それから強い要望書が私の手元にも届いております。議員おっしゃるように、狭隘な敷地のためにいろんな教育活動に制限が出ていると。やはり教育環境としてはもっと広々としたところを私どもは認識しております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　教育長、僕は15のときに普天間高校を受けて落第したんですよ。僕にとっては非常に高いハードルだったんですけれども、ところが我々から見ると、あそこはやっぱり文武両道でちゃんとやっているところだと思っているんですね。野球も甲子園まで行った昔がある。ところが、今の中ではやっぱりそれじゃできない。それと、皆さんは御存じかどうか、教育委員会はわからないと思いますけれども、「普天間飛行場周辺まちづくり構想策定業務」というのがあります。これは去年の５月に出されたもの。企画部長、わかりますよ。これは330バイパスが普天間高校の上を通っているんですよ。だから、宜野湾市に普天間高校どうするのと言ったら、いや、これは県の問題ですと言うし、そうしたら、これを見たら、勝手に上から道路が通っているんだけれども、わかっていたんですか、部長。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　そういったものがある

ということは承知しておりますし、仮にではありますが、普天間高校が移転したならば、そういった道路を中心として、また普天間のほうのまちづくりで新たな展開がまた見込まれるだろうということも私、個人的には思っているところであります。何よりも普天間高校というのは、やはり商業施設のど真ん中にあって、やはりこの地形も、言葉は適切ではないかもしれませんが、少しいびつといいましょうか、角々が削られているような感じがいたしまして、ここを何とか整備して、今議員がおっしゃったような形の道路をもう少し真っすぐ北中城のほうに結ぶような道路ができれば、交通アクセスも大変便利なのかなと、個人的には思っております。ただ、いずれにいたしましても、それにつきましては教育庁の考え、それから地元の宜野湾市がこのまちづくりをどのように行うか、この普天間高校のある地域をどう考えるかということがまず重要だろうというふうには考えているところであります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　10分で終わる予定だったんだけれども５分食い込んでいますから、次に行きたいと思います。本当は普天間高校をもう少しやりたかったんですよ。思いが余りにも強過ぎて、ちょっと頭がまとまらないので、もう一回やり直したいなと思っています。

そして野菜工場、これももう少し時間があればなと思っていますから少しだけさわりますけれども、あとは６月議会のときにしっかりとやっていきたいと思います。

今、この野菜工場でとれているものが県外に出荷されているのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 正確なデータは手元には持っていないんですが、ほとんどが県内消費じゃないかなというふうに認識しているところです。

○議長（喜納昌春君） 呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　私のところに企画書が東京から届いています。5000坪の工場に野菜工場をつくると、毎日毎日40フィートのコンテナが那覇空港に届く、毎日ですよ、365日。これがシンガポールだとか香港に飛んでいく。そういう夢を見てくれないかなと思うんですね、農林水産部には。そういう思いでぜひ野菜工場、これは一時期だけは、例えば夏場はゴーヤーしかとれない沖縄、ほかのものはとれない。だから、それからすると１次産業が落ち込んでいるのは当たり前。だから、部長、農協も大事だけれども、政策は県庁でつくってこうするんだというしっかりとした指針を持ってください。これだけ言っておきます。後ほどまた６月でやりたいと思います。

もう一つの西普天間と並ぶぐらいのメーン、私がきょうやりたかったのは、実は航空機のＭＲＯですね。私は先週、宮古に飛んでいきました。宮古島市長とゆっくり１時間ぐらい、このＭＲＯについて話をしてまいりました。去年、アメリカ航空局からやっと日本がこのＭＲＯをつくってよいというような許可が得られたようです。ところが、これは震災対策で仙台空港に行っている。ここで学校はいかがですかという話があったものですからちょっと調べてみたら、びっくりしたのは、これはただごとではないなと。要するにメンテナンスとオーバーホールを一緒にやる。つまり車検ですよ、飛行機の。これを仙台空港で整備するというものだから、何とかならぬかと思って僕は、下地島空港の写真を見せましたよ。そうしたら、これはどこからの飛行機が着いているんですかというから、どこも着いてないと、パイロット訓練飛行場だと、それもＪＡＬもＡＮＡも撤退しようとしている。全部使えるんですかと。県有地と宮古島の土地だから幾らでもどうにでもなる。航空機のＪＡＬとかＡＮＡとかじゃなく、こんなレベルじゃないんです。世界の航空機を整備できる、それをパイロット訓練飛行場に持ってきませんかということで市長に話をしたら、おもしろいと言っていただいた。あとは県が腰を上げるかどうかの問題だと。だからきょう一般質問をしている。ＭＲＯって聞いたことはありますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後１時59分休憩

午後１時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ＭＲＯ（メンテナンス・リペア・アンド・オーバーホール）ということで整備、修理、オーバーホールをするそういう機能を持ったものだというふうに考えております。これは議員からいただいた資料を見ながら今、申し上げているところですけれども、いろんな雇用効果もたくさんあって、確かに全世界を相手にしてそういう航空機エンジンの整備であるとかオーバーホールなどもやる機能も持ったものだというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　この市場は世界的に今、中国にはアモイにありますね。シンガポールにもあります。ところが、これは産業として日本がやったらどれぐらいになるんだろう。推定が440から500億ドル、ですから

５兆円、それぐらいの産業です。恐らくその免許をとるだけですごい苦労をするところだろうなと。この学校を沖縄でつくったらどうかという話もあるんです。那覇にパーツセンターを置いたらどうかと。世界の飛行機のパーツがこの那覇空港に来るんです。どこにでもトランジットできるようになる。それだけでも本当に魅力的なところ。あとはこの理事長が誰かといいますと、実はこの間まで東大の学長をやっていた有馬さんなんですね。そことどうやってコンタクトをとって宮古の下地島のパイロット訓練飛行場にもっていくか。これができれば世界の、三菱が今つくっている飛行機、本田がつくっている飛行機、これも彼らの話を聞いていると、これはどこまでが本当かわかりませんよ。でも、私は信じている、話を聞きながら。プライベートジェットがあそこに並ぶんじゃないですか。そのメンテナンスもできるようになるんじゃないですかと言われたときに、これほど魅力的なものがあるのかなという感じがしている。どうですか謝花さん、追っかけてみる気はないですか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　下地島ではないんですが、きょう午前中、當間議員の御質問にありましたけれども航空機整備場ですね。これのことですけれども、まさにおっしゃるとおり沖縄県経済の柱になるような産業になると私も思っていますけれども、那覇空港の中でとりあえず始めるわけですけれども、全日空さんが１社立地をしたいということになっていますが、ちなみに我々の見通しも、10年目に生産額が291億円、雇用効果が1970人、20年目に生産額が621億円、雇用が4131人と、非常に大きな産業になる可能性があると思っております。

ただ一つ、那覇空港は非常に利点があるのは、国内外のハブになりつつあるわけですね、空港貨物も含めて。そういう意味ではそのＭＲＯの立地条件としてそういった飛行機が集まってくる場所であるということで、那覇空港というのは非常に優位性があると、そういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、全然わかっていない。何で下地島かということですよ。定期空港じゃないから、パイロット訓練飛行場は魅力なんですよ。これは格納庫だけで幾つつくると思いますか。12の格納庫をつくらないといけない。誰が考えたって那覇空港にそんなのつくれるわけないじゃないですか。僕はパーツセンターだったらいいと言っているんですよ。整備工場はだめだ、ここでは。だから、私が言っているのは、仙台空港にもうこれだけ震災復興で向こうにもう決まっている。僕らがやれるのは何か。機種だけをとろうと。ジャンボだけでも下地島に持ってこれませんか。あるいは三菱の飛行機だけでも持ってこれませんか。そういうものを許可としてとりましょうよと。全日空がやるＭＲＯとは違うんですよ。このレベルじゃない。世界の航空機の会社がメンテナンスを任すところなんです。その規模なんです。１社が持つＭＲＯとは違う。そこのところは資料を差し上げますから、どうぞ部長、勉強していただいて、ぜひこのことを達成していただかないと、これからの宮古が本当に生きるか死ぬか、それぐらいの気持ちであの下地島を仕上げないと、本当にこれからの財政も大変なことになっていくと思います。どうぞ皆さんの頑張り一つで変わると思いますから、あとはよろしくお願いをして終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　よろしくお願いします。

知事、きのうは遅くまでお疲れさまでした。

私の地元の八重瀬町の比屋根町長が知事と同年生でして、この２月から２期目をスタートいたしました。すこぶる元気で気力も満ちあふれております。

きのうは野党の皆さんの厳しい追及、立派だと思いますし、またそれをしっかりと夜中まで受けて立たれた知事の気力、胆力、すばらしいものだと思います。ぜひ頑張ってください。きょうは楽に終わると思いますので。

まず最初に、知事にお伺いしたいと思います。

安全保障と基地の問題についてです。

普天間飛行場の移設問題やオスプレイ配備の問題で、「構造的沖縄差別」ということが語られることが多くなってまいりました。また、ある調査によると――これは沖国の大学生の調査なんですが――沖縄が独立することについて考えたことがあると答えた学生が36％に上ったとのことです。こういった構造的な沖縄差別あるいは沖縄独立の話がこうやって出てきているんですが、こういったことについて知事の御所見をまずお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　新垣議員の今の御質問にお答えしたいと思います。

戦後68年の本当に長きにわたって沖縄に広大な米軍基地が集中しているというまず現実があります。騒音、事件・事故等、県民は過重な基地負担を背負い続けているということです。

沖縄の米軍基地問題というものは、基地が集中する沖縄県だけの問題ではないと。我が国の安全保障、外交にかかわる全国的な問題であって国民全体でこれを議論していかなければ十分ではないという思いが沖縄県民の中にもあると思います。このような過重な基地負担に対する県民の不満あるいは不公平感というものがあって、そしてその中で一部の県民の中に例えば今御指摘の構造的差別という言葉、あるいは独立という言葉､そういった声が出てくるものと考えております。

そのような声が出てくることを踏まえながら、県としましては、引き続き日米両政府に対して基地の整理縮小を求め、目に見える負担軽減を粘り強く求めていくことが大事だろうというふうに感じています。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私はこの問題は、沖縄と本土だけのそういう簡単な問題じゃないと思うんです。今の東アジアの状況を見たとき、この独立の話とかが沖縄で出たときに中国の人民日報あるいは環球時報、そういう中に沖縄の帰属問題をもう一度検証しよう、問い直そうということが出たり、あと沖縄は中華民族だとそう言っている団体もいたり、あともう一つは何ですかね……、そういう状況の中で出てきている。しかも今、日中の間が冷戦状況にもなりかねないような状況の中で出てきているということは、これは大変心配すべきことだと思うんです。この気持ちはわからないではないんですが、要は私はこれは鳩山元総理が公約をひっくり返して、批判されて、私も同じ民主党でしたから厳しい状況の中で、鳩山さん個人だけ批判してもだめでしょうと、解決しないでしょうと。これは沖縄の立場に立たない外務・防衛の官僚の皆さん、あるいはアメリカが怒っていると言って総理を批判するマスコミ、あるいは沖縄の基地を黙認する大多数の国民、そういうものが本質的に背景にあるからこれを解決しないといけないんじゃないか。そのためにはオール沖縄でやるべきだということで私はそう思ったんです。

鳩山さんの功績は、県外・国外と言って世論を高めて、そういう中で自民党県連の皆さんも知事も県外・国外に変わっていった。そういう状況からオール沖縄が生まれてこの問題を突っ込んでいったんですね。そうやって突っ込んでいく中でそれが解決すればいいんですが、解決しないままに来ているものだから、結局は構造的差別の問題とか、独立の話とかそういうものが出てきたわけですよ。

ですから、これは私は今思うのは、オール沖縄が悪いとは言わないんだけれども、これだけ厳しい状況の中で国の安全保障問題でなかなか解決の難しいものを沖縄がオール沖縄でこれからも突っ込んでいったときに、これが思うように解決されないとこの差別の問題というのはますます県民の中にたまっていって、かつ独立の話も出てくると。その独立の話が出てくれば、中国から見たらそれは支援していきましょうよという話も当然出てきますよ、これは普通の話。ですから、これはこのままほっておいたらまずいんじゃないかなとそういう気持ちがあるんですね。そこら辺の観点はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　今の御質問というか、御意見を含めた問題について、少し個人的な感慨も入るかもしれませんが、一応うまく答弁できるかどうかわかりませんけれども、ただ一つ私が今感じているのは、沖縄と本土の間の過去の歴史的ないきさつを見ますと、一種の温度差といいますか、意識の差というものがあるということはさまざまな研究や調査で言われております。もっと表現を変えると、過去を振り返るという歴史的な体験によって違うわけですよね。そういった歴史的な経験の違いというものの上に、今一番現実の問題として言えば基地の過重負担という問題がこれは目に見える形で横たわっている現実があるわけです。そしてそれを基地を整理縮小していく、負担を軽減してくださいとずっと沖縄県民は訴え続けてきた。しかもそれが日本の安全保障という大きな問題にかかわった形で議論されている。しかし、沖縄の側から言わせるとその苦しさといいますか、負担が過重になった状況というのは沖縄県民だけで悩んで訴える問題ですかと。それはまさにひとしく日本国民がともに議論し、国民全体でどうしていくのかという問題として受けとめてほしいし、考えてほしいし、当然解決策も探ってほしいと訴え続けてきているわけです。

そういった議論や活動や県民の要求といったものが必ずしも全国民的にといいますか、政府も含めて十分にこれまで受けとめてもらえなかったということがしばしば続いたという。その中で一番強く私が思うのは、多分一種の不公平な状態にある。その不公平な状態を差別と、あるいは構造的差別と表現するかどうか。あるいはそういうしがらみから脱却するためには独立という言葉を使ったほうがいいといういろんな意味を込めて多分議論がなされていると思うんですけれども、またそういった状況に対して議員御指摘のように今の日中間の対立を背景にした中国の一部の知識人からのコメントも出てくるという構図だと思います。

そういう点では、今後そういった状況を踏まえて何が大事かと。２つポイントがあるんだと私は考えてい

まして、１つはやはり日本社会の中で沖縄が不公平感を抱かないように、例えば一番その象徴的な問題が基地問題だと思いますけれども、そういったことをなくしていく。つまり沖縄に過重な基地負担があり続けているという現実をどう確実に変えていけるかということをしていく、それがまず一つ。それからもう一つは、当然沖縄は日中間の緊張とか対立といいますか、そういったものに対して沖縄なりの役割があるのだろうと。多分前にもこの議会で答弁いたしましたけれども、観光ですとか、人の交流でありますとか、文化の交流でありますとか、そういったことを通じて沖縄の歴史特性、文化特性を生かした形で中国と交流し、信頼関係を高めていくというそういう役割があるんだろうと思っています。

ですから、構造的差別、独立という言葉が出てくる背景、現実そういったこととしっかり向き合いながら、沖縄の持っている問題をオールジャパンで考えること、それから沖縄の思いというものを秘めながら――具体的には日中関係ですけれども――そういったことにどういうふうに絡んでいけるのかということをやっぱりみんなが模索していくということが大事じゃないかというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私は、この問題は基地問題だけに特化してオール沖縄で対本土ということで突っ込んでいくと、どうしてもそうなるかなと思うんです。そういう点では、やり方は少し検討する必要があるかなと思っております。

そういう意味では今回知事随分批判されておりますけれども、じゃ知事が結果として普天間を承認しなかったならばどうなったかというと、１つには今の安全保障の環境からすると、じゃもうこれは沖縄が承諾しないんだから普天間はそのままでいいんじゃないかとか、あるいは強引に辺野古に押し込んでくるとか、そういう形になってそのときこそまさにオール沖縄で対峙していくという状況になったのかなとも思ったりするんですね。そういう状況の中で、じゃそれをどう回避するかというと、私はある意味でオール沖縄もいいけれども役割分担もいいんじゃないかと思うんですね。だから、名護市長を先頭に市長を支えて辺野古絶対だめだという県民の皆さんもいらっしゃる。宜野湾の市長と知事を先頭に負担軽減をしっかりまた政府ともやりながらやっていこうという、そういう県民もいるし運動もあると。そういう形で一歩下がる、オール沖縄から見たら一歩引くような思いになるかもしれません。やはり二刀流じゃないけれども、そういう形での運動のやり方が沖縄の県益にとっていいかなと思っているんですね。だから、とにかく差別の話とか独立の話というのはこれはよくないと思っています。それは何とか心配すべきことだと思いますね。

次に移りたいと思いますが、２番目に、日中の冷戦状態と言っても過言でないような状況の中で、政府は先島諸島への防衛力を強化する方針ですが、限定的であれ尖閣をめぐる紛争が勃発した場合、先島諸島が巻き込まれる危険性が懸念されますが、この問題に対して県としてはどのような認識を持っておられるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員の見解も含めまして、尖閣諸島をめぐる見解ということになるんですけれども、これは基本を言いますとこれまで何度も答弁しておりますように、尖閣諸島をめぐる問題については、日中両政府の冷静かつ平和的な外交努力によって解決されるべきものと考えているというのが基本的な考え方なんですけれども、やはり沖縄県としてはそれには前提がありまして、やはりこの圏域が沖縄県の圏域であるということを考えればこのこと、この動きに対して無関心であってはならないであろうということでございます。したがって、今政府は中期防衛力整備計画の中で島嶼に部隊を配備するといった方針も示しておりますが、そういうものについてもしっかり関心を持ってまいりたいということでございます。

しかしながら、このネット時代の中で、例えば中国の琉球王国に対する態度でありますとか、そういったものが瞬時に世界を駆けめぐるような、その中にはデマの類いもあろうかと思いますので、大変情報の取捨選択については慎重にならなければならないということで、県としてはそういった不用意に何か日中外交に影響を与えるような発言なり態度というのは慎重に行うべきであろうと、そのように考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　この問題は前にも取り上げましたけれども、現状はつい最近もアメリカのほうで発表した、軍人が言っていることは、中国が去年４万名の軍事訓練をしたと。これは尖閣と南西諸島の一部離島を含む上陸演習なんだと言っているわけですね。日本は日本でまた宮古と本島の間を中国の軍艦が通るから、宮古島に地対空ミサイルを配備する訓練をしたりとかやっているわけです。きのうのテレビのニュースだと、おとといですか、日本の海兵隊に当たる水陸部隊を700名から3000名規模を想定して訓練をしているとかそういう動きがあるわけですよ。そういう中で中国

とのいろんな微妙なものはもちろんあるんですけれども、例えば万が一のときの県民保護、国民保護に対する対応、備えとかそこら辺は動かなくていいのかなと思うんですね。例えば、県は去年２月に国民保護法に基づいた訓練を北谷かどこかでやっていますよね。ああいう類いのことは、北谷もいいかもしれませんけれども、先島あたりでのそういうことは想定しなくていいのか。そういう問題に関しての国とか向こうの地方自治体とのそういう話し合いとか、そういうことは持たなくていいのかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員が御指摘のように、県は国民保護訓練といったものを昨年行ったわけでございます。こういったことは大変この沖縄県においても必要だと考えておりまして、さまざまな安全保障上のこの地域における懸念がやはり払拭できていないというその感覚においては恐らく同じだと思います。したがいまして、そういった訓練というものは沖縄におけるそういう想定を基礎として行うべきであると考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　３番目に移ります。

下地島空港についてです。

宮古島市長は、国内外の防災訓練の拠点としての活用を求めているとのことです。また、そのためには自衛隊の活用も容認するとの意向だと思いますが、その計画を西太平洋の防災拠点計画として本格的に検討してはどうでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　宮古島市は下地島空港の利活用につきまして、空港と周辺残地を一体的に活用できる「総合防災訓練施設」としての整備を提案しております。その内容は、災害非常時に備えた大規模訓練施設と救助物資供給拠点を下地島空港周辺残地に整備し、国内外から防災訓練を呼び込もうとするものであります。

私ども県では、平成26年度は残地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討する予定でございます。宮古島市の提案は利活用案の一つと考えておりますので、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○新垣　安弘君　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

新垣安弘君。

○新垣　安弘君　まず教育行政についてお伺いいたします。

県内の私立中学校と公立中学校の学費の比較、それをお答えください。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

私立中学校では、授業料、施設費等の納付金がありまして、県内私立中学校の場合、２年生、３年生では年間約45万円、１年生では入学金を含めると約55万円の費用が必要となっております。公立中学校におきましては、入学金、授業料、施設費等は無償となっております。

なお、学習にかかる教材費、給食費等というのは、私立中学校、公立中学校とも保護者負担となっております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私立中学校の場合は寄附金も父兄は出さないといけないこともあるとかという話も聞いたりするんですが、いわゆる経済的に豊かな余裕のある家庭でないとなかなか難しいということが言えるでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　特に本県の場合はそれに該当すると思いますね。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　２番目に、いわゆる難関大学への進学の割合、それを県のレベル、県勢が同じような規模の県と比べて本県はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　まず本県ですけれども、本県の難関国公立大学の合格者は、平成23年３月卒業者が51人、平成24年度は36人、平成25年は51人でした。この難関国公立というのは東大を含んだ旧帝大ですけれども、九州の同規模の県について独自で調べたんですけれども、県名は言ってくれるなということで、回答のあった１県では平成23年244人、平成24年212人、平成25年229人でした。かなり開きがございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　これは私もそこまで開きがあるとは思わなかったんですが、沖縄の教育は学テの話が出ていつもいろんな観点から問題が出されますよ。いわゆる悪く言うと、足を引っ張る部分の子供たちも大勢いて底上げをしないといけない。それも大事だと思うんですね。ただ、沖縄がこれから本当にやっていくため

には、その沖縄を背負っていくリーダーとなっていくそういう人たちを数多く各界に送り出していかないといけないと思うんです。ですから、そういう意味で難関大学が全てじゃないんだけれども、受験競争もしっかりと勝ち抜いて志も持っていく、そういう人たちをもっと出さないと、これはどこの県との比較かわかりませんけれども、ほかの県とも比較して大体似たようなものだったら、これは沖縄は本当に大変だなと、お先真っ暗じゃないかとそういうことになってしまうと思うんですよ。そこはこの数字を教育長調べてどうですか、感想を聞かせてもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 議員御指摘のように、今全国学力状況調査テストでは全国最下位です。そのために私たち一生懸命取り組んでいるのは、今言った底上げですね。他方で、こうした難関大学等への進学者も全国のほうでは最下位の部類でして、この成績が上位にある子供たち、生徒たちをさらにレベルアップして伸ばしてあげるという取り組みというのは私は必要であると考えております。東大とか難関大学を卒業して全国あるいは世界をリードしていくような、そしてそこで大活躍するような有為な人材を育成するというのは私、教育関係者だけじゃなくて、県民の悲願だと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　これは、沖縄は経済格差が教育格差になるとよく言われる話ですよ。ですから、沖縄の場合はそれもあるかもしれない。だからこそ前回も取り上げましたけれども、４つの公立の進学校がある。それのレベルアップを図っていかないといけないと。そのためには、いわゆる私立の中高一貫がそれなりの成果も出しているんだから、公立の進学校も中高一貫を目指すべきじゃないかと思うんですね。前回は具体的に出しませんでしたけれども、４つある中で私さまざまな観点から見たときに、開邦高校１校だけでも先行して取り組む必要があるんじゃないかと。今４つの中で開邦がちょっとリードしていますから、そこがレベルアップすればあとの３つもまた上がっていくと思うんですよ。そこは現場のその先生方とかあるいは父兄だとか、同窓生だとか、そういう方々もレベルアップを考えている人たちはいると思うんです。そういう現場からの声というのは全くないでしょうか、この中高一貫に関しては。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 私は教育長ですから、その教育者の方々であるとか元校長、そしていろんな方々とお話しする機会がございます。特に、東大、京大とか難関大学にもっともっと伸ばしてあげたいというのは本当に皆さん熱いものを持っておりますし、私も持っております。

それからやはりこういう４Ｋと言われている進学校に中学校から伸ばしてあげるようなシステムがあるというのはいろんな方々から意見は聞いております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　もう一点、父兄の中に、あるいは子供もそうなんですけれども、いわゆる将来の大学の進学を目指して中学校からしっかりしたところに受験したい、入りたいというか、そういう人たちというのはふえていく傾向にあるやに思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） おっしゃるとおりだと思います。

知識基盤社会を前提とする社会がもう到来してきているわけですから、先ほど触れましたように他府県の同規模校の県でその難関大学に200名以上も出ていると、うちは50人ぐらいで横ばいしていると。もっともっとそういう大学へ行かせてあげたいというのは私本音でして、そしてまたぜひ行かせたいという保護者もずっといるんですね。昔でしたら、中学校から他府県に子弟を送ってそこで中学校、高校、大学まで進めさせたりしていたんですけれども、県内のこの４校への期待は大変大きいものがあります。ですから、そういう面でも十分に検討していく余地はありますし、私その考え方自身には賛成です。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　⑷番目ですね。

教科外の総合学習によって、教科の授業時間、いわゆる年間授業時数にどの程度影響を受けているのか、本県の場合ですね。お願いします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） お答えします。

総合的な学習の時間の年間授業時数というのは、学習指導要領において、小学校第３学年以上が70時間、中学校第１学年が50時間、第２学年及び第３学年は70時間と示されております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私がお伺いしたいのは、教科の授業に支障を来している部分がないかどうかです。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） このように総合的な学習の時間の年間授業時数というのは学習指導要領で定

まっているんですよ。各学校とも当然この学習指導要領というのは法的な規定を持つわけですから、その授業時数をこなしているわけですね。ですから、それとまたこの各教科も決められておりまして、それが各教科の時間を侵害してやるということはないと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　⑸番目、土曜授業ですね。

去年の11月に文科省から、土曜授業を進めるような方向が出たと思うんですが、これを例えば隔週で導入するとした場合にどのようなことが課題として出てくるでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　現在、土曜授業の導入が国でも議論されているんですけれども、現在示されている制度内で土曜授業を隔週で実施した場合、まず教育課程内の見直しがございます。それから教育活動を支援する外部人材の確保・活用などが課題として挙げられます。また、教職員の勤務体制の調整これも大変大きな課題になると考えております。それから家庭や地域の土曜授業に対する理解、地域における行事や各種大会との調整等､この点も課題として想定されます。

県教育委員会としましては、今後も国の動向や市町村の意向等を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　これに関しては、現場の教師のアンケートをとると恐らく実施しようというのは低いと思うんですね、極端に。教育長自身はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　そもそもこの学校週５日制というのは、御存じだと思うんですけれども、子供たちにゆとりを確保する中で子供たちに社会体験、自然体験などさまざまな活動を充実させて「生きる力」を育むために導入されたものです。

私は、家庭、学校、地域の３者が連動して役割分担しながら社会全体で子供を育てている理念というのは普遍的に重要だと思っております。一方、やはり土曜日を必ずしも有意義に過ごしていない子供たちが少なからず存在するという審議会の指摘ですね、これもあると思います。やはりこうした社会的な背景の中で、全国ではいろんな取り組みが始まっているんですね。この土曜授業を活用した取り組み、それについては一考する、考慮することは必要かなと思っております。ただ、これについて市町村教育委員会の管轄になりますので、どうするかというのはこれからの話し合いになると思うんですけれども、本県はまだ実施しようという市町村というのが少ないことは事実です。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　これは父兄のアンケートをとると、土曜日の午前中ぐらいは学校に行ってやってもらいたいというアンケートが結構高いんですよね。この土曜授業も総合学習だけじゃなくて、教科の学習を補えるような使い方もこれ可能なんですよね。ですから、そういう意味で沖縄の問題を抱えているこの底上げの部分は、私はこれはやる気になったら使えると思うんです。ただ、あとは予算の問題だとかいろんな教員の負担とかそういうことはやるということで決めれば、あとはいろんな形でのそれはフォローを手当てをやればいいということであって、これは私は沖縄にとって挑戦してもいいことではないかなと思っておりますので、御検討よろしくお願いいたします。

３番、再生可能エネルギーの普及についてお伺いしたいと思います。

まず⑴番目に、海洋温度差発電の実証実験の現状と今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　再生可能エネルギーの普及に係る御質問の中で､海洋温度差発電実証実験の現状、今後の取り組みという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、平成25年４月に久米島町に海洋温度差発電実証試験設備を整備し、発電設備の大型化に向けた実証試験等を行っているところでございます｡また、本年２月には国の海洋温度差発電に係る実証フィールドに申請を行っております。これにより、メガワット級実証試験設備及び、深層水取水管の整備等に対する国の支援も期待されるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　久米島でこの実験が始まって今までいわゆる視察に各方面からどの程度来たかどうか、そこら辺ちょっとわかりますでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　済みません。数は把握しておりませんけれども、ある種の先進事例ですのであちこちから多くの皆さんが視察に来ているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私、久米島に行きまして、それを見せていただきました。随分いろんなところから結構来ているんですね｡だからまさに産業観光なんですよね。

産業的な先端施設を見に、観光も兼ねて来ると。大きくプラスになっていると思うんです。

あとこれは部長、知事もそうなんですが、今年度までが実験の期間だと思うんです、２年間。ハワイでもロッキード社がもう既に始めていますし、そういう点では競争にもなってきています。そこは本当にぜひ県が踏ん張って、その国家プロジェクトとして取水管をもう一本ふやして本格的にやっていくとか、これは予算のかかることでしょうから国がやってもらわないと困ることでもありますし、そういう点県としてこれから本当に本格的にさらに進めていくんだというか、県としての責任ある立場からの御決意をひとつお願いできますか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　今、50キロワットの小さいプラントで26年度まで実証事業をして、それを当然見ないと何とも申し上げにくいところがあるんですが、実はこれは国の総合海洋政策本部というところで海洋再生エネルギーに係る実証フィールドということを設定をしようとしておりまして、この浮体式洋上風力とか波力とか、潮力、海流あるいは温度差発電も含めて募集をしていまして、県で今手を挙げています。それに採択されればまた国の支援で次の段階に行くことも可能性として出てくるのではないかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　農林水産部長、海洋深層水施設は部長のもとで見ていますよね。その温度差発電は間借りをしているわけですよ。そういう意味で、所長を初め施設の皆さんが温度差発電の他部局の人たちに対する気遣いはこれは必要だと思うんです。そこら辺ぜひよろしくお願いしたいと思いますね。部長もそこがしっかり冷たくされてないかどうか、温かく農林水産部が見ているかどうか気にとめていただきたいと思うんですが、どうぞ。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　温度差発電施設の実証事業につきましては、当該施設の中で実施を行っているわけでございますが、その実証事業がうまくいけばそこの恩恵もまた我が農林水産業分野にも波及することと思いますので、そういう意味では一緒に商工のほうと連携しながらしっかりやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　よろしくお願いします。

⑵番目に、沖縄科学技術大学院大学で行われている直流型マイクログリッドについて、県内で実証事業を展開すべきではないでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

直流型マイクログリッドにつきましては、沖縄科学技術大学院大学の北野教授を中心に実験を行っております。これは民間との共同研究というふうになっておりますけれども、これを行うことによって電気の通っていない離島ですとか、発展途上国でのインフラ基盤の整備につながるということで大変期待をされているわけですけれども、現在、沖縄科学技術大学院大学内の教職員宿舎の屋根に太陽光パネルを設置しまして、実証モデル試験を行っている段階でございます。実証事業の展開につきましては、この実証試験の状況を踏まえながらということになりますけれども、事業の展開に当たっては当然沖縄県のほうでなされるものだろうというふうに私は考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　⑶番目、沖縄県に再生可能エネルギーの実証実験等の専門的な人材を配置すべく、国と連携してさらに各種の再生可能エネルギー事業の展開を推進すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　再生可能エネルギーに係る専門人材につきましては、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力で県の担当者や民間企業の社員をハワイ大学自然エネルギー研究所等に派遣するなど、島嶼地域での再生可能エネルギーの普及に向けた専門人材の育成を図っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　この質問を入れたのは、宮古島市が人事交流なのかは知りませんけれども、経済産業省から来ていろいろとやっているらしいんです。ですから、そういう意味で今全国でもいろんなこういう自治体が企業と組んだりしてやっています。そういう点では沖縄も宮古でもやっているし、久米島でもまた電気自動車、無人の電気自動車の実験を企業と一緒にやりますから、そこら辺をいろんな分野のものを本当により活性化させるために例えば宮古と同じように国の経済産業省から人材を連れてきてやることも考えてはどうかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　エネルギービジョン・アクションプランというのを今つくっていまして、2030年の再生可能エネルギーの割合を13.5％という目標でやっていまして、それに向けていろいろ電力系統

の安定化とか小規模離島への再生可能エネルギーの導入等いろいろ施策を進めていますので、必要に応じてほかの機関のお力をおかりするということもまた検討をしたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　教育長、お願いします。

文化財調査についてですね。

返還が合意された米軍基地における文化財の発掘調査には時間と費用がかかることが見込まれます。とりわけ市町村の文化財行政の現場における専門的人材不足が課題となっています。大規模返還を見据えた文化財発掘調査に向けた財団の設立が必要ではないでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　返還予定の米軍基地を含む埋蔵文化財発掘調査業務は、各市町村教育委員会が実施することとなっております。大規模あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財発掘調査を県教育委員会が支援をしています。県教育委員会では、現在、返還予定の米軍基地内における埋蔵文化財発掘調査を県立埋蔵文化財センターが支援しているところです。

議員御指摘の発掘調査に向けた財団の設立につきましては、本県ではこうした財団にかわる県立埋蔵文化財センターを擁しておりまして、他府県の事例等を参考にしても県立埋蔵文化財センターで対応できるものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　企画部長にちょっとお伺いしますね。

今教育長の答弁があったんですが、これは普天間の基地とかいろいろとこれから返還の話が出てきますよ。環境補足条項とか進んでいくとどんどん早くなってくるかもしれない。そうなるとこれは人手の問題もあるし、そこは企画部としては、基地問題の跡地利用を担当する部としてはそこら辺の心配、懸念はないでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　跡地利用を円滑に進めるためには、やはり返還前の早い段階からの文化財調査これはもう不可欠だと思っております。

実は、跡地利用推進法が昨年４月にできまして、県知事それから嘉手納より南の跡地の首長さん､那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、北谷町、北中城村、国においては山本大臣、２回目からは外務大臣と防衛大臣も入りましたけれども、跡地利用推進協議会なる法定協議会が開催されております。その協議会の場でやはりいろいろ首長さんから意見があるわけですけれども、文化財調査の御意見はほとんどの市長、首長さんが発言しております｡立ち入りの調査が必要ですとか、掘削を伴う調査が必要だとかいうことなんですが、特に北谷ですね、北谷のほうは北谷グスクがあるものですから、そこのほうで北谷町長から文化財遺産について大変心配をしておりまして、国の責任での文化財調査ですとか人的支援をお願いできないか、そういった意見もあります。宜野湾市のほうからも専門調査員の人材確保についての要望があったということです。

先ほど教育長のほうからは文化財センターのほうでの陣容で足りるんだという御発言があったと思います。私どれだけのニーズがあるかというのはちょっと正確に今の時点で把握はしておりませんけれども、今議員からありました普天間飛行場で言いますと、文化財調査をすべき場所が4700カ所あると。まだ３分の１ぐらいしか終わっていないというのも承知しております。やはり文化財発掘調査を行う陣容の確保というのは、これはやはり跡地利用を進めるための、冒頭で申し上げましたように大変重要な観点ですので、この人員の把握についてはどれだけの人材が必要なのか、足りているのか、足りてないのか、この辺の現状をまずは把握することが重要だろうと思っておりますので、それぞれの市町村に照会をいたしまして、文化財発掘調査における人員、どの程度のものが実際に必要なのかどうか確認をしてみたいと思っております。そういった上で必要であれば、議員が御提案の財団設立についても企画部としましては提案もしてみたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　教育長、今企画部長お話しのとおりなんですね。そこはああいう基地の跡地の話が急にどんどん進んでくるかもしれない。そうなったときの対応が準備ができてないとこれはまずいと思うんですよ。ですから、そこは教育庁のほうでもしっかりと企画部のほうの様子も見ながら、じゃその準備はどうしたらいいのかと。これは財団設立でもしなければ、あるいは市町村広域で人材を融通し合うとか、そういうやり方もあるんじゃないかという声も上がっていると思うし、そこはしっかりと備えはしておくべきだと思うんですね。そこを一言お願いします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　企画部長からもございましたように、そういう観点が大変必要だと思っております。関係部局それから市町村教育委員会とも十分連携を図りながら、県としてどういう支援ができるのか

検討していきたいと思っております。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　最後ですね、首里城由来の資料について。
美ら島財団は首里城由来の資料を多数保有しております。これらの展示は首里城に近接した場所が望ましいと考えますが、今建設を予定している資料館は首里城に近接しているのでしょうか。また、それは中城御殿の整備等と連携させたほうがいいかと思うんですが、いかがでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　美ら島財団につきましては、貴重な歴史資料を多数所有しております。今回、収納場所の確保が困難となってきたために新たに収蔵保管する目的で、那覇市首里大名町に資料館を建設する予定と聞いております。ただし、展示についてはまだ検討中というふうに聞いております。
県のほうでは、中城御殿跡地につくる施設に展示収納機能などを整備するということで今検討しているところでございますので、今後、関係機関とよく協議していきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　この美ら島財団が持っている物も展示施設を中城御殿につくってそこに展示したいという計画を持っていらっしゃるということでしたでしょうか、今の御答弁は。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　実は、美ら島財団のほうからこの収蔵品についてこういうふうにしてほしいというようなまだ申し出はありませんので、検討はこれからでございます。ちょっと聞きましたところ、点数の数え方が若干あれですけれども、700点以上の収蔵品を浦添市美術館でありますとか、首里城南殿のほうに美ら島財団は持っているということでございます。それがどういう内容で、その収蔵品の文化財的な価値がどのぐらいのものなのかというところもよく把握しておりませんので、これから美ら島財団ともいろいろと話をしていきたいなと考えております。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　この今財団がつくろうとしている施設というのは、展示を想定した施設ではないんですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　少なくとも収蔵をする施設はつくりたいと、展示についてはまだ具体的な計画も決まっていないということでございます。ただ、この収蔵庫をつくるいわゆる建設計画についても、文化財発掘調査等があるようで少しおくれぎみだというふうに聞いております。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　これは場所が首里城から離れているんじゃないかと思って、そこに展示するんだったらこれはちょっとどうかなということで、展示するんだったらこれは近いほうがいいし、近いほうと言えば中城御殿なりが今あるからそこのほうがいいんじゃないかということで質問に上げさせていただいたわけなんですね。この財団は県もしっかりかかわっていることでもありますから、ぜひそこら辺いい方向に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
以上です。ありがとうございました。
○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。
〔又吉清義君登壇〕
○又吉　清義君　自民党会派、又吉清義です。
お昼に馬汁をごちそうになり非常に馬力も出てきましたので、執行部の皆さん、またひとつ取り計らいのほうよろしくお願いを申し上げたいと思います。
一般質問に入る前に、ひとつ所見を述べてから一般質問に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
我が県内に今日存在する多くの米軍用地の地主の中には、当時、銃剣とブルドーザーにより県民の土地が強制的に接収され、決して許せないという強い思いと、いまだに残る米軍用地に多くの市民、県民は不満と怒りがあるのは事実であります。しかし、そのような流れの中、基地問題については何の解決策や前進も見られないまま17年間の時間だけが過ぎ去った今日、沖縄近郊と東アジアを取り巻く平和な安全環境状態は、銃剣とブルドーザーで土地を強制接収された当時よりはるかに恐ろしい手段にて変貌されようとしております。
今日の沖縄の青い海、コバルトブルーの海の中にはグルクンではなく中国潜水艦、海上には優雅に泳ぐマンタではなくミサイルを装備した海軍駆逐艦、空には雄々しく飛ぶサシバではなく戦闘機や爆撃機など、おのおのがミサイルを搭載したまま挑発的に領海・領空侵犯を堂々と行い、アジアや沖縄列島一帯を囲む安全確保の維持は今や危機的瀕死状態に陥っていると言っても過言ではありません。
ちなみに、平成21年度、領海侵犯は101件、平成25年にはその４倍の400件以上でございます。今、安全環境の維持が危機的瀕死状況にもかかわらず、我が県民が日常生活を日々安全に暮らすことができるのは、日米安全保障条約に守られているからにほかなりませ

ん。今日、日本政府は沖縄近郊の平和と安全を守るためにも、また、戦後68年間も県民を苦しめている基地の過重負担軽減と問題解決策に向け、限りないあらゆる努力を起こしております。

過去に鳩山というハトなのかサギなのかわけのわからない方の発言により、普天間飛行場問題は「一日も早い危険性の除去」が原点であったはずだが、今ではその原点もすっかりすりかえられ玉虫色にされ、移設先だけが焦点になり、宜野湾市民の命はすっかり忘れ去られてしまいました。環境を守り、ジュゴン３頭の保護も必要不可欠ですが、県議会議員３人も選出している９万5000宜野湾市民の命以上にジュゴン３頭が議論の的に値することに私はむなしさを感じます。

これからの未来に誇れる沖縄県づくりのために、基地の過重負担の軽減と整理縮小、普天間の町のど真ん中に位置する危険きわまりない現状などの問題の解決のため、政府のアクションのその一つが、一日も早い危険性除去に向けた国の埋立申請であります。これからいよいよ480ヘクタールもの広大な普天間基地が160ヘクタールの３分の１に整理・統合・縮小され、かつ5000ヘクタールの軍用地返還が具体的に取り組まれるなど、現実的解決に向けた目に見える形でのスタートが今始まりました。

そのような中で一般質問に入らせていただきます。

１、西普天間地区返還について。

⑴、現時点の進捗状況並びに最終返還面積について。

⑵、地主にスムーズに返還するに当たり予測される諸問題等や解決策について。

⑶、返還予定地の開発計画の今後の進捗状況と国・県・市の協力体制について。

２、基地問題を解決するために英断した仲井眞知事の埋立承認による21世紀の沖縄像について。

⑴、基地問題を抱える市町村の解決策に向けた明るい変化や、今後どのような事柄が期待できると予想されるか。

３、ＭＩＣＥの進捗状況について。

⑴、ＭＩＣＥの候補地選定に考慮される諸条件とはどのような事柄か。

⑵、現在候補地として名乗り、誘致を意思表示している市町村はどこどこであるのか。

⑶、コンベンションエリアと併合することにより一層の経済効果、コスト削減等も図れると解するがいかがか。

４、中部流域下水道（伊佐浜処理区）について。

⑴、処理施設の改良、移設、増設の進捗状況について。

⑵、上記の改良工事に伴い生み出すことができる緩衝緑地帯とはどのような施設で、その面積はどのぐらい予想されるか。

⑶、緩衝緑地帯についての整備計画、活用計画等はどのようになっているのか。また、地元宜野湾市との協議､打ち合わせはどのように取り組んでおられるか。

５、県庁舎管理のあり方について。

⑴、県庁１階のロビーでの禁止行為にはどのような行為があるのか。

⑵、禁止行為に違反した場合にはどのような手順で警告、勧告等を行うのか。

⑶、去る12月27日の行為に対して、管理上どのように取り組んできたのか。また、メディアでは一切報道されない弱者の多くの県民に多大な迷惑をかけたと解釈するが、その現状は把握しておられるか。

６、県営大謝名団地の建てかえ工事について。

⑴、着工から完了までの工程について。

⑵、住民説明会並びに要望等についての取り組みは。

⑶、児童館、保育所、または当地への公共施設の誘致について宜野湾市との協議の進捗状況は。

７、沖縄振興特別推進交付金のソフト事業261事業について。

⑴、県民の福祉、経済の発展に向け、より一層貢献するための手法、取り組み等について。

８番目、国道330号拡張工事に伴う県立中部商業高校前バス停の現状について。

以上です。

○議長（喜納昌春君） ただいまの又吉清義君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上、休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の又吉清義君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 又吉清義議員の御質問に答弁をいたします。

ＭＩＣＥの進捗状況についての御質問の中で、大型ＭＩＣＥ施設の候補地選定とコンベンションエリアとの併合についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。この３の⑴と３の⑶が極めて関連しますので一

括してお答えさせていただきます。

大型ＭＩＣＥ施設の建設地につきましては、昨年度の調査におきまして交通アクセスの利便性や宿泊施設など、関連施設の集積などが重要とされております。現在、この結果を踏まえつつ、複数の地域について市町村からのヒアリングも行いながらさまざまな観点から検討しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） ＭＩＣＥの進捗状況に関する御質問の中で、ＭＩＣＥ施設誘致を表明した市町村についてお答えします。

現在、与那原町及び西原町、宜野湾市、豊見城市、浦添市、那覇市が大型ＭＩＣＥ施設の誘致について県に要請しております

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 基地問題を解決するために英断した仲井眞知事の埋立承認による21世紀の沖縄像についての御質問の中で、基地問題を抱える市町村の今後の展望についてお答えいたします。

沖縄本島の中南部都市圏は、政令指定都市並みの人口、面積、人口密度を有しており、沖縄県民の８割強が生活する全国有数の大都市圏であります。この中で、今後1000から1500ヘクタールもの大規模な駐留軍用地の返還が予定されており、その跡地開発は、中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正し県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っております。これらの貴重な空間は、緑豊かな自然環境の保全・再生、バイオ、先端医療、物流等の新産業の振興、教育、医療、福祉の充実強化など新たな沖縄を創造する起爆剤となるものであります。

沖縄県としましては、市町村等のニーズも踏まえながら、国及び関係機関との密接な連携によりこれらの跡地利用を着実に進め、沖縄全体の発展を牽引し、日本本土、アジアの主要都市との中で競争力を持つ中南部都市圏の形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、県営大謝名団地の建てかえ工事についての御質問の中で、県営大謝名団地の建てかえ工程についてお答えいたします。

県営大謝名団地は、現在、13棟300戸でありますが、これを３棟に集約し、平成26年度から平成32年度までの７年間で順次、建てかえを行う予定であります。

次に、沖縄振興特別推進交付金事業についての御質問の中で、交付金事業のより効果的な活用についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄振興特別推進交付金を効果的に活用する観点から、事業の立案に当たって県民ニーズを的確に捉えるとともに、市町村との適切な役割分担を行うこととしております。また、各事業の成果指標の達成状況や推進上の課題を検証し、必要に応じて見直しや改善を図ることにより、さらに効果的・効率的な交付金の活用につなげるため、事後評価を実施しております。

平成26年度予算の編成に当たっては、評価結果等を踏まえ、交付金事業のスキームの見直しや、事業内容の拡充強化、事業規模の見直しなどを行い、同交付金のより効果的な活用に意を用いたところであります。

今後とも、市町村と連携を密に図りながら、同交付金を最大限に活用し、県民福祉の向上や県経済の発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 西普天間住宅地区返還についての御質問の中の、返還の進捗状況等についてお答えいたします。

平成26年度末に返還が予定されているキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）は、昨年11月に返還区域が確定し、返還予定面積が約51ヘクタールと示されたところであります。また、去る１月末には、沖縄防衛局が返還区域を説明するため地権者に対する説明会を実施しております。現在、同局において、返還ラインに沿ったフェンス設置工事が進められているところであります。

次に、返還に当たっての諸問題等についてお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）については、返還時期が迫っており早急に跡地利用に取り組む必要があることから、跡地利用や支障除去措置等に係る諸問題について協議するため、昨年４月、宜野湾市、市地主会、沖縄県、沖縄防衛局及び沖縄総合事務局の５者で構成する協議会を設置したところであります。また、協議会のもとに、効率的に協議を進めるため計画・道路作業部会及び支障除去作業部会の２つの作業部会を設置し、実務的な協議を行っているところであります。

次に、返還予定地の開発計画の今後の取り組みにつ

いてお答えいたします。

現在、宜野湾市において、平成26年３月末をめどに、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用基本計画の策定に向けた取り組みを進めているところであります。宜野湾市は、昨年９月に実施した地権者へのアンケート調査結果を踏まえた土地利用ゾーニング素案を策定し、去る１月の地権者説明会にて同素案を示しております。

県としては、宜野湾市の主体的な取り組みを尊重しつつ、宜野湾市や国と連携を図りながら、円滑な跡地利用計画策定に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 中部流域下水道（伊佐浜処理区）についての御質問の中で、宜野湾浄化センターの移設の進捗状況についてお答えいたします。

中部流域下水道の宜野湾浄化センターは、汚水量の増加に対応するため、平成17年度より処理施設の増設を行っております。増設した処理施設の供用開始は、汚水ポンプ棟が今年度末、水処理施設の一部が平成26年度中を予定しております。また、次年度以降は老朽化した既存施設の改築更新を計画しております。

同じく伊佐浜処理区についての御質問の中で、緩衝緑地帯の内容と面積についての御趣旨の御質問にお答えいたします。

宜野湾浄化センターの緩衝緑地帯については、これまでの宜野湾市及び伊佐自治会との調整・協議などを踏まえ、関連施設を撤去した後、臭気や景観に配慮した緑地帯の設置を検討しております。同緑地帯は、奥行き約25メートル、横幅約300メートルであり、面積は約7500平方メートルの規模を予定しております。

同じく伊佐浜処理区についての御質問の中で、緩衝緑地帯の整備計画と宜野湾市との協議についての御質問にお答えいたします。

緩衝緑地帯の整備については、新たな処理施設を建設し、既存施設を撤去した後、着手することになります。また、活用計画については、地元の意見を踏まえた上で宜野湾市と協議し、検討していきたいと考えております。

次に、県営大謝名団地の建てかえ工事についての御質問の中で、県営大謝名団地の建てかえに伴う住民説明会及び市との公共施設誘致の協議についてお答えいたします。６の⑵と６の⑶は関連いたしますので一括してお答えいたします。

団地住民の要望等につきましては、昨年度、アンケート調査を行い、その結果を基本設計に反映させたところであります。また、先月、団地住民を対象とした事業計画等の説明会を行い、今後の建てかえ事業が円滑に進められるよう協力を求めたところであります。

なお、公共施設の誘致につきましては、宜野湾市との協議の結果、団地内にある児童センターの建てかえを行うことや、待機児童の解消に向けた、新たな保育所建設用地を団地内に確保したところであります。

次に、国道330号拡張工事に伴う県立中部商業高校前バス停の現状についてお答えいたします。

国道330号の中部商業高校前から我如古交差点においては、国において交差点改良工事が進められているところであります。

中部商業高校前バス停留所は、現在、仮バス停が設置され上屋がない状況でありますが、本設バス停整備までの間、仮設上屋の設置について国において検討していると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 県庁舎管理のあり方についての中で、県庁内での禁止行為についてお答えいたします。

県庁舎等内における禁止行為につきましては、沖縄県庁舎等管理規則第14条に定めがあり、正常な業務を妨げる行為、県庁舎等内における秩序を乱し、もしくは安全を脅かす行為、座り込みや立ちふさがり、のぼり、プラカードに類するものを持ち込むこと、放歌高唱――これは大きな声で歌うということでございますが――のほか、示威行為などとなっております。

次に同じ項目で、禁止行為に違反した場合の対応手順についてお答えいたします。

本庁舎等で禁止行為が確認された場合は、初めに中止警告を行い、警告に従わず禁止行動が継続された場合、庁舎等からの退去命令を発し、庁舎等外への退去を促します。これに従わず、やむを得ないと判断した場合は、警察へ通報した上で強制退去させる手順となっております。

次に同じ項目ですが、12月27日における庁舎管理及び県民への影響等についてお答えいたします。

本庁舎での抗議行動に備えて、通常の委託警備員の配置に加え、抗議行動の制止等のため職員を配置し庁舎管理に当たっております。しかしながら、県民ホールにおいて市民団体による想定を超える規模の抗議行動が展開され、これに対し２度中止警告を発しております。この抗議行動により午後１時から午後５時まで

の間、県民ホールが市民団体に占拠された状態となり、１階で行われていた献血や総合案内及び郵便局等の業務に支障が出たほか、一般来庁者の庁舎利用にも影響が生じたと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　御答弁ありがとうございます。

再質問を順を追ってさせていただきたいと思います。

まず西普天間地区の返還についてなんですが、⑵の地主にスムーズに返還するに当たり予測される諸問題等や解決策等についてということで企画部長から御説明がありましたが、やはりこの西普天間地区51ヘクタールが返還されるに当たり、地主によっては自分の土地が分断される方が出てくるわけです。分断されるときにおいて、100平米以上であるのか、以内であるのか、この跡地が米軍用地側に残るのか、返還される側に残るかというのは非常に跡地利用に関しても大きな待遇というんですか、そういった法的取り扱いが異なるかと思います。やはりその土地も幾分か出てくるかと思うんですが、それについて県として御存じであるのか、また、どのような対応等を考えておられるのか、協議中であるのか。そういった100平米以内の土地についてどのような取り扱いが今後予想されるかということを御説明していただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　議員の御指摘の件は、恐らく跡地利用推進法に基づいて今般、公共用地の先行取得制度が設けられましたけれども、この5000万控除という制度があります。これは跡地利用を早く進めるための大変有用な制度が創設されたものと評価しているわけですが、これは上限がございます。200平米以上だということであります。

一方で、ただ、政令ではこれを100平米以上200平米未満のものについて、政令でその規模を別に定めれば、市町村等の条例とか規則で定めれば100平米以上のものであれば、この先行取得も適用できるということになっております。ただ、今議員の御指摘の100平米未満、これはいわゆる公共用地の先行取得制度が活用できないという事態が生ずるということになろうと思います。

面積は100平米未満ということで、確かにその取得価格は小さくなります。ただ、税金は控除されませんので、20％かかります。その分についてやはり地権者の御負担になるということで、地権者の方々がそれについて心配しているという状況は私も承知しております。また、国においてもそういった対応方を求めているということを我々承知しておりますので、この辺については、跡地利用推進法はできたばかりでどのような形の対応ができるかというのは大変厳しいものがあるかもしれませんけれども、そういった地権者の方々が安心してこの跡地利用に協力していただくためにも、この先行取得制度、取得控除制度というものの仕組みは何らかの形で支援は必要だと思っています。県も宜野湾市並びに地権者の方々の意見をよく聞いて、連携して国に対して働きかけをしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ありがとうございます。

今、部長がおっしゃったように、本来ならば100平米以上の土地が、やはり50ヘクタールという線引きをしないといけないと、分筆をすることによってどうしても２つに分断される地域、そしてその分断されたときに100平米以下になってしまうという土地が生ずることはもう明らかでありますので、この跡地推進法というすばらしい法律があるのを本当に感謝をしております。その中で、より現実的対応ということでこのような発生をすることもぜひ皆さんのほうで対応しておられるということを聞いて安心しましたが、やはりもともとは同じ一筆なんだという考えのもとに、ぜひ何らかのやはり国との協議、対応策を努力方をぜひお願いいたします。

そしてもう一点ほどなんですが、例えば返還日が決まりました。そして支障除去期間があります。そして引き渡し期間の間に保証金があります。そして引き渡して給付金、そして基準日が来て特例給付金という順序で返還されていきます。その場合におきましてもう一つ非常に心配しているのが、例えばその間に地権者が亡くなった場合に遺産相続とかが発生した場合には、これはどのような取り扱いになるのか、その点もおわかりでしたら御説明お願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　一般法のお話をさせていただきますけれども、例えば今地権者である土地の所有者の方がお亡くなりになった場合に、その御親族等に相続がなされます。相続がなされた場合に、この当該給付金を受けている土地の相続を受けた方がいわゆる新たな所有者となるわけですから、その方に給付金が支給されるものというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本員はてっきりまた、収益を生むということで、遺産相続でもそれがなくなるのかなと、

非常に危惧をしている方もいたものですから、今部長がおっしゃるように、遺産相続であればこれはそのとおり継続されるということであれば、非常に地主の方も安心するかと思いますので､ありがとうございます。

次に、２番目のほうに移らせていただきます。

ぜひ、知事のほうに頑張っていただきたいのは、やはり埋立承認ということで賛否両論ある中で、皆さん県の試算として普天間飛行場跡地利用に関して経済効果、たしか部長のほうは4400億円の経済効果が出てくるんじゃないかなと、数字はよろしいです。そして３万人の雇用も発生すると。このように普天間飛行場が移設をされる。本当に跡地が返ってくる。そして嘉手納以南が返還されることによって１兆円規模の経済効果が出てくる。そのような条件が例えば出てくるのであれば､私は普天間飛行場のやはり一日も早い返還、そして移設、これをぜひ実現していただきたいと。そして現実対応をぜひ頑張っていただきたいと、こういうのをぜひ知事にお願いしたいのと、そして将来、今知事の埋立承認に関して賛否両論ある中で、確かに多少のおくれはあるかと思いますが、今後５年以内に知事のほうで普天間飛行場の運用停止状態に持っていくことによって、私たちは宜野湾市民として、今普天間第二小学校で一生懸命授業をしている子供たちも、ことし４月から入学する子供たちが６年になって卒業するころは、もう飛行機もなくなったんだねと、それに向けてぜひ知事には頑張っていただきたいと。５年以内の運用停止に関しては担保はとっているかという意見もあるかと思うんですが、いろいろある中で、私はこれは知事の努力、お互い政治家の努力と手腕かと思うんですが、ぜひそれの実現に向けて、５年後に子供たちからも、多くの方々からも、このような経済効果が出てきた。雇用もこんなにふえた。そしてうるさい飛行機がなくなることによって学力が向上する教育環境を目指す。そのようなことを私、現知事だったら実現できるかと思います。ぜひ知事にはいろんな苦難を乗り越えて頑張っていただきたいということを改めて再度伺いたいんですが、ぜひ頑張っていただけませんか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　又吉議員から激励をいただいて、また元気が出てまいりましたけれども、基本的に公約そのものも一日も早い危険性の除去ということですから、それを実現するためには、この一日も早いというのは通常の日米両政府が言っているあれでは9.5年以上になりますから、とてもとても時間がかかる。やっぱり５年以内ということで、これは無論早ければ早いほどいいんですが、現実の処理を考えるとやっぱり半分ぐらいの５年、それ以内で危険性を除去できるように､運用停止をしっかり実現していきたい。もう政府でも推進会議ということもスタートしましたし、その中で作業部会をつくって、沖縄県からは副知事が出てまいりますが、関係者が集まって具体的な作業、内容、詰めをしっかりやりながら早目に結果を出そうということで危険性をしっかり除去してまいりたいと思います。

しかしながら、基本的には普天間飛行場の閉鎖、返還、跡利用という、そこへ早目にやっぱり持っていくというのが最終的な目的ですから、そしてそれに続いて幾つかの嘉手納より南の返ってくるであろうたくさんの米軍基地の返還へつなげる。これももうマスタープランづくりがスタートしています。そこへきちっとつなげていくということですから、文字どおり普天間飛行場その周辺、宜野湾の人々、子供たちも含めて本当に命と生活を守るということから、もうこれは早く普天間基地の問題を終わらせるということがどうしても必要だと思います。ですから、まず一日も早い危険性の除去、それから後に続く閉鎖、返還、跡利用、そういう流れをしっかりとぜひ議員の皆さんとも一緒になって実現に邁進してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事の行政法上にのっとった埋立承認の決断により、宜野湾市ではこれまで普天間基地はもう固定化じゃないのと。動くことはあり得ないだろうと、そういうふうに悲観的な方も大勢いらっしゃいました。しかし、去る12月の知事の英断により、宜野湾市民の多くの方々がやはり現実的になってきたと。そして本当に、私たちはこれは夢ではなくそれに向かっていくんだと。それに向かって多少の苦難があるのはこれは事実でありますが、このように多くの市民また他市町村からも、やはり知事を激励する、そして知事にはさらにぜひ頑張っていただきたいと、大きな声があることを改めてこの場をかりて述べさせていただきます。ぜひ、本当によろしくお願いいたします。

次、ＭＩＣＥについて、ぜひ宜野湾市のＰＲをさせていただきたいと思います。

先ほど、ＭＩＣＥ、やはり条件として交通のアクセス、宿泊のそうした利便性等いろんなものを勘案する中でＭＩＣＥを選定されていくだろうと思います。やはりその中で、私も宜野湾市選出として、糸満から読谷までの西海岸道路、あと２年間で開通をいたします。そういった意味でもやっぱり交通の利便性もよくなるだろうと。そしてまた、コンベンションの地域に

はまだ空き地というんですかエリア、これもやはりこのＭＩＣＥを誘致するのに必要な面積も十分あるかと私は思っております。そしてまた、宿泊施設も今のところ十分完備をされているかと思いますので、やはりその辺も、今６つの町と市のほうでいろんな誘致合戦があると思いますので、ぜひまたその中にいろんな角度から、そして現在また展示場をつくる、いろいろな多目的ホールをつくる。その中で、現在あるこのコンベンションの施設を使うことによっていろんなコスト低減、そしてまたいろんな利便性も出てくるかと思いますので、改めてそういった点もぜひ勘案して選定していただきたいと思いますが、副知事いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　力強い誘致のお言葉を承りました。

ＭＩＣＥは、沖縄がまさにアジアのあるいは日本のフロントランナーとして発展していく、例えば国際水準のリゾート地を目指すとか、それからアジアをにらんだ物流の拠点になるとか、さまざまなビジョンを掲げてそこへ今懸命になって進もうとしているわけですけれども、どうしても必要な施設ということになっております。当然つくるからには我々としても、さまざまな観点からＭＩＣＥのあり方について検討しております。その中で、どこにそれを置くべきなのかということについては、当然さまざまな切り口から検討していきます。その切り口に基づいて実際に用地を決めるのは次年度になりますけれども、結論はまだ白紙ですけれども、一応宜野湾市さんのほうが非常に熱心に声を上げていらっしゃるということについては、肝に銘じておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ありがとうございます。ぜひ熱心に声もまた上げていきますので、今後ともよろしくお願いします。

次、５番目の県庁舎管理のあり方について少しだけ再質問させていただきます。

27日の件について、県から例えば県警にはどのような連絡事項があったのか、なかったのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君）　県庁の警備につきましては、県から事前に全般的な警備要請を受けているところでありますけれども、12月27日の県民ホールにおける抗議行動につきましては、管理権を有する県の自主警備により対応されたものと承知をしております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　済みません、ちょっと聞きづらかったんですが、総務部長にお伺いいたしますが、一番大事なのはやはり県のしっかりした管理体制かと思うんですよ。27日、私も現場を朝から見させていただきました。やはりそこで反対の抗議行動をする――別にこれには文句はないです――ただ、やはり法的にのっとった、私たち日本は法治国家でございます。そういうのをやはりしっかり守っていただきたいなと。それはなぜかと申し上げますと、先ほど部長からも少しありました、献血、本当にその日は半分以下で、年末である中で非常に困っておりました。そしてそればかりではなく、県庁に用事で来庁をした沖縄県民、非常に困っておりました。ですから、やはりそういった意味では、皆さん方からもぜひあるべき姿で促してもらいたいということでぜひ頑張っていただきたいんですが、再度その点についてお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（小橋川健二君）　先ほど申し上げましたように、県庁舎は公有の財産ですので、そこで基本的には執務をする、あるいは県庁に用事のある皆さんがそこで用を足されるということを想定した施設であります。27日のようなことはもちろん想定しておりませんで、もちろんそれは禁止行為ということでございました。ただ、当日は記者会見が６階の会議室で行われるということもあって、そこのほうの管理をかなり重点に置いていたということもございます。あれだけの方々がロビーになだれ込んでくるということは想定をしておりませんでしたので、ああいうことになってしまいました。基本的には庁舎は先ほど申しましたような目的で設置をされておりますので、そういう静穏な執務環境、それから一般の皆様が秩序の中できちんと用務が足せると、そういう状態を保つためにも今後とも適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ法治国家として、あるべき姿であるのが一番かと思います。よろしくお願いいたします。

次に、沖縄振興特別推進交付金のソフト事業262と書いてありますが、261の間違いです。大変申しわけございません。その中で、先ほどこの800億円余りのうちの500億円の県の各種事業について特に私は皆様方にお願いしたいのと、やはり261事業を一つ一つ大まかに見て感じた点ですが、非常にいい事業だなと改めて思いました。平成24年度からこのような事業があ

るのを、２カ年たった今しか知らない自分自身に本当に歯がゆさを感じました。非常にいい事業だということを改めて感じました。

そこで先ほど部長がおっしゃいました、この各種事業の中で見直し、また事後評価、県民福祉の向上、経済の発展に寄与する、私は大いにそういうふうになっていく事業だと思っております。本当にこれは仲井眞県政のアイデアはこんなにすごいアイデアがあったのかと改めて感心をしております。

その中で１つだけ注文をつけたいのが、この事業を例えば公募型でやる事業、各事業を委託した場合に、皆さんとして総まとめをするのはこれ当然かと思います。その中で事業を行うに当たって、ぜひ中間報告とか、結果どういった効果が出たとかそういった協力も求めたらいかがですかと。一例を挙げますと、例えば農業の支援事業がございます。こういった支援事業を、例えば個人の支援事業として出した場合に、これを受け取って補助事業を受けて成功する方と成功しない方が出てきます。みんなが一律ではないです。その中で、その資料をお互い中間報告を受けることによって、どのようにしたら事業が成功する、失敗する、どういう使い方が出てくると、そういういい資料づくりになるかと思いますが、そういったことも求めていくべきかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（小橋川健二君）　事業について評価をしていただきまして、感謝申し上げます。

この交付金は、沖縄振興法10年を限った法律を根拠にしてできておりますので、私どもも二度とないという意気込みで今進めているところであります。まさにそれを進める上では、10年という期間の中では、効率的に効果的に執行しなければいけないと思っております。そのためにも、この事業の仕組みの中に事後評価というものが入っております。それは毎年いわゆる達成目標をどれだけ達成したのかと、その中で達成しなかった項目については何が原因であるのかというようなことを分析しながら絶えずスキームを見直し、あるいは事業内容、それから事業費等々を改良してまいっております。26年度も多々そういう成果が入っております。

そのほかに、振興計画を実施する上で、またＰＤＣＡというのもございます。これも計画を実行して、また顧みて、どういったところが問題であったかと、このようなチェック体制も整っております。今議員がおっしゃるようなこともそういった評価制度の延長の中に１つのバージョンとしてあるかもしれません。そこは効率的な事業に努めるというただ１つのところで、今の御提案を受けとめさせていただきまして、より効率的に効果的な執行に努めたいと考えております。

○又吉　清義君　ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君　議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、所見を申し上げたいと思います。

今定例会は、平成26年度の当初予算を審議する県民生活にとって大変重要な議会であります。その重要な議会開会の冒頭から、知事の説明責任、説明不足、承認までの過程、経過を明らかにするなどとの理由で、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立事業承認問題等の調査に関する動議が提出をされました。いわゆる百条調査特別委員会の設置に関する動議であります。

説明不足、説明責任というのであれば、我々議会人は、代表質問、一般質問、各委員会等の手段を持ち得ておりますので、議会の場で堂々と論陣を張り明らかにするべきであります。

100条調査権の行使は、例えば、ある工事の請負契約締結に当たって入札事務に不正があったとか、あるいは工事の施工に落ち度があって適正でなかったとかの場合に行使すべきであって、今回の公有水面埋立承認はそもそも知事の裁量権がほとんどない中で法律にのっとり行われ、また、埋立承認は知事の専権事項であります。その場合の100条調査権の行使に当たっては行政の停滞につながることから慎重に行うべきものであり、適さないと思っております。

また、百条委員会委員の中で、知事はメモがない、記憶にない、会議録をとってないとして答弁拒否を続けているなどとしている議員がおります。それでよいのでしょうか。

100条調査権とは、正当な理由がないのに出頭を拒んだり、記録の提出に応じないときは相当の刑罰を受けることになる。さらに、証言を言う場合にも民事訴訟法の規定に準じた手続をとることになっており、正当な理由がないのに証言を拒んだり虚偽の陳述をしたときには同様の刑罰に科せられます。資料等のメモは

持ち込んでいけない、職員を初め誰とも相談をしていけないとしたのは、委員会そのものではないでしょうか。また、知事の記憶違いで答弁の訂正をしようとしたときも職員と相談したなどとの理由から、それを許さないとかといった話がございました。一体、百条委員会とは何なのか、疑問を感じるものであります。何か知事の失言を引き出し、偽証罪か何かで訴えようなどのあら探しをしているようにしか思えないのであります。

今回の百条委員会設置は、事実関係を明らかにし、知事の説明責任を果たすということではなかったのか、甚だ疑問に思うものであります。知事は、その状況下で誠実に答弁をされていたものと思っております。本来、説明責任や説明不足の疑問があれば議会の中で幾らでもただしていけるのであり、議会人としてはそうするべきであります。

また、初日の議会の混乱、議会運営委員会が４日間にわたり調整をし、会期の日程の決定がされております。そのことも全て白紙に戻し、夜中の11時30分までの空転劇。今回の百条に係る費用は幾らになるんでしょうか。議会初日の夜中11時30分までの職員手当は幾らになるんでしょうか。それも全て県民の血税であります。

私は、日米安全保障条約を是とし、賛成の立場であります。しかしながら、国土の0.6％の沖縄県に米軍基地の74％があります。そのことは余りにも不公平であり、沖縄県だけが過重な負担となっております。その過重な基地負担の軽減に努めなければならないとも思います。

その中でも、普天間の一日も早い危険性の除去に努めなければなりません。沖縄の基地問題解決には、100％を求めても整理縮小は進まない。普天間を無条件即時閉鎖･撤去では解決をしないのであります。今、必要なのは、米軍基地問題は国の安全保障に係る問題であり、国全体で応分の負担をする。そのことを全国民に訴え理解を求めていくことでございます。そのことが沖縄の基地の整理縮小へつながっていくものだと思っております。

仲井眞知事は、今回の移設承認に当たり、４項目の要望や就任以来これまでさまざまな機会を捉えて基地問題を全国に訴えております。また、私たち自民党も５項目の要望や基地の整理縮小、分散移転について取り組んでおります。

基地問題、基地の負担軽減は一朝一夕には進まないのであります。仲井眞知事には、今後も県民の先頭に立って沖縄県の過重な基地負担の軽減のため頑張っていただきたいと思います。

さて、平成26年度予算は7239億2200万円と過去最高額となります。仲井眞知事の手腕を高く評価をいたします。そのことに関しても、基地とのリンクだとか、沖縄を金で売り飛ばしたなどと言う方がおります。政府は、リンクではないとはっきりと否定をしております。言うまでもなく、沖縄県にとって重要なことは、沖縄21世紀ビジョンを着実に確実に進め県の自立経済の構築であります。県民福祉の向上、離島・過疎地域の振興、教育、医療、福祉の充実、農林水産業の振興を初め、あらゆる産業の振興の全てにおいての施策を展開するためには、当然のことながら予算が必要であります。県政史上最高額の7239億2200万円の予算計上、８年間にわたる3000億円台の予算の獲得は、まさに仲井眞知事の実績であり、高く評価すべきであります。私は高く評価をいたします。

仲井眞知事におかれましては、今後も沖縄県民の多岐にわたる県民ニーズに応え、県勢発展のため頑張っていただきますよう、御期待を申し上げます。

それでは一般質問を行います。

まず、農林水産業の振興について。

⑴、農林水産物流通条件不利性解消事業についてでございます。

そのことは２回目の質問となりますが、また、我が党の代表質問でも中川議員の質問に答えが出ておりましたが、質問をさせていただきます。

ア、事業の成果と課題について伺います。

イ、追加品目に対する県の要望についての見通しについて伺います。

次に、⑵、６次産業化支援についてであります。

我がヤンバルにおいても、その地理性を見ますと、どうしても農林水産業の振興が必要であります。農林水産業の振興なくしてヤンバルの発展はないと考えます。その中で、農林水産業の振興の観点から考えますと、後継者育成、後継者が育つ環境をつくること、もうかる農業の仕組みをつくる、若い就業者をふやす。若者が家庭を持ち、生活ができる収入を確保することが重要であります。農林水産物の安定的な生産、販売の促進あるいは観光と結びつけた農業として、６次産業化による農林水産業の振興の確立などであります。知事も所信で、６次産業化によるさらなるブランド化を推進する。そのことが農林水産業の振興に大きく寄与するものと考えますと述べております。そのことを踏まえ質問をいたします。

ア、支援事業が県に移行されていると思うが、それによって事業がどう変わるか。６次産業化ネットワー

ク活動交付金についても説明願います。

イ、２分の１補助では事業化が困難であります。県の支援がないか伺います。

次に、観光振興、観光地の整備についてであります。

仲井眞知事は、観光産業を沖縄県の最重要産業と位置づけ、観光入域客目標を1000万人に定め、さまざまな観光施策を展開してきました。その結果、県の観光入域客は600万人を超え、目標の1000万人も見えてまいりました。そのことは県のさまざまな施策の成果であり、評価するものであります。今やまさに県のリーディング産業となってまいりました。その中で、一方では北部地域の観光地、年間入域80万人あるいは40万人の来客がある観光施設、観光資源の整備ができてないのも現状であります。その整備について伺います。

⑴、年間80万人の来客がある恩納村の万座毛の整備が必要と思うが、計画がないか伺います。

⑵、年間40万人が訪れる国頭村辺戸岬の整備について。

ア、県が構想を計画しているビジターセンターの進捗状況について伺います。

イ、国頭村の復帰資料館の建設構想があるようだが、ビジターセンターに組み入れることはできないか伺います。

次に、３点目の医療、福祉行政についてであります。

⑴、視覚障害者向けの盲特養・盲養護老人ホームについてであります。

このことは、公明党の代表質問上原議員にも答えておりましたが、全国でも未設置の県は、沖縄県含めて４県しかない現状であります。

ア、その必要性について県の認識について伺います。

イについては、アとの関連がありますので削除いたします。

次に、⑵、市町村国保会計の健全な運営について、県はどのように考えておりますか伺います。

⑶、第６次の県保健医療計画に基づく県立北部病院と北部地区医師会病院の病床を活用した新たな基幹病院構想について。

ア、進捗状況と今後の課題について伺います。

４、環境行政についてであります。

知事の所信で述べられている自然環境再生指針（仮称）について具体的な内容を伺います。

⑵、「赤土等流出防止対策基本計画」策定後の行動計画について伺います。

我が党関連で、中川議員のクルーズ船の寄港についてであります。

土木建築部長の答弁で、クルーズ船寄港の臨港整備状況で石垣港、本部港の整備が整ったとのことでありました。クルーズ船寄港について、文化観光スポーツ部長でしたか、今年度126回、17万人余の入域であると、次年度の予定は167回の予定とのことでありましたが、今年度のクルーズ船寄港の126回あるいは17万人の内訳等々についての説明をお願いします。

⑵、次年度、26年度の167回の内訳について伺います。

以上、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志堅透議員の御質問に答弁をいたします。

自然環境についての御質問の中で、自然環境再生指針についての御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、沖縄らしい自然環境を戦略的に再生するため、再生すべき場所や範囲、再生の程度、そして自然の有する防災機能の活用などを体系的に取りまとめました自然環境再生指針（仮称）を平成26年度中に策定することといたしております。この指針を踏まえ、コンクリートにより整備された海岸や河川におきまして良好な自然環境を取り戻すなど、自然環境の再生、創出を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、同じく自然環境についての御質問の中で、赤土等流出防止対策行動計画策定についての御質問に答弁をいたします。

赤土等流出防止対策行動計画は、重点海域ごとの具体的な対策をまとめたもので、平成26年度中に策定することといたしております。沖縄県内の赤土等流出量の８割以上を占める、農地からの流出対策を重点的に進めることといたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 農林水産業の振興に関する御質問の中で、農林水産物流通条件不利性解消事業の成果と課題及び追加品目についてお答えいたします。なお、１の⑴アとイは関連しますので一括してお答えをしたいと思います。

本事業による平成24年度の県外出荷量は、前年度に比べ約630トン増の約２万2900トンとなっております。成果としましては、輸送コスト負担の軽減により、農家等の県外出荷の拡大と生産意欲の向上につながったものと考えております。また、主な課題としては、補

助対象品目の見直しが挙げられ、平成26年度に向けては、肉用牛や豚といった畜産物を初め、花卉、果樹などの追加を進めているところであります。

沖縄県としましては、平成26年４月からの円滑な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 医療、福祉行政についての御質問の中で、盲養護老人ホーム等の設置についてお答えいたします。

県では、平成26年度において、盲養護老人ホーム等の設置検討に必要なニーズ調査を実施する予定であります。盲養護老人ホームについては、未設置の県は本県を含む４県であるというようなことも踏まえ、当該調査結果などを踏まえながら関係団体や市町村等で構成する検討委員会を立ち上げ、設置に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 農林水産業の振興についての御質問の中で、６次産業化ネットワーク活動交付金の取り組みについてお答えいたします。

農林水産業の振興を図るため、農林漁業者が生産から加工、流通、販売まで取り組む６次産業化を推進することは重要と考えております。

国においては、今年度から、地域の創意工夫を生かした６次産業化を支援するため、６次産業化ネットワーク活動交付金を創設しております。具体的な支援内容としましては、１、農林漁業者の相談対応を行うサポートセンターの設置やプランナーの配置、２、市場調査や新商品開発・販路開拓等に要する費用の補助、３、加工施設・直売施設等の整備に要する費用の補助となっております。このため、県では、本交付金を活用し、去る12月に相談窓口となるサポートセンターの設置とプランナーを配置したところであります。

県としましては、支援事業が国から移行することで市町村や農林漁業団体等との連携強化が図られ、地域間の合意形成や農林漁業者の各種課題に対し柔軟な対応が可能になってくると考えております。

次に、６次産業化の県の支援についてお答えいたします。

県が６次産業化を支援するための６次産業化ネットワーク活動交付金の補助率は、国費のみの２分の１以内となっております。これまで、本県において国の直接支援により２分の１の補助で支援を受けてきた事業者とのバランスや、低利の制度融資の活用が図られていることなどを踏まえ、現行の補助率になったところであります。

しかしながら、県では、引き続き農山漁村地域における６次産業化の推進を図るとともに、市町村など関係機関との連携を強化し、農林漁業者の経営負担の軽減支援の検討も含め、技術面など総合的な支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは観光振興に関する御質問の中の、万座毛の整備計画についてお答えいたします。

恩納村の万座毛は、多くの観光客が訪れる県内でも有数の景勝地でございます。しかしながら、村の調査によれば入域観光客数は減少傾向にあり、その背景には駐車場の不足、土産品の魅力不足などが課題とされております。そのため、村では平成24年度に同地域の整備に向けた基本計画を策定しており、平成26年度には、計画をより具体化する実施計画に着手すると聞いております。

次に、我が党の代表質問に関する御質問の中の、本部港のクルーズ船誘致についてお答えいたします。

本部港は、供用中の１バースを使用して貨客船が定期就航しており、バースの利用が制限されることなどから、クルーズ船の寄港は年１回から２回程度となっております。現在、同港では、平成27年度中の完成を目指してバースの拡張等の整備が行われており、供用開始後は、バースの利用制限が解消されることになります。

県としましては、今後、クルーズ船社の招聘や商談会などで、美ら海水族館等の北部地域の魅力ある観光資源や本部港をＰＲし、クルーズ船の誘致に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 観光振興（観光地の整備）についての中で、辺戸岬におけるビジターセンターの整備などについての御質問にお答えします。２の⑵のアと２の⑵のイは関連しますので一括してお答えさせていただきます。

県においては、貴重な動植物の生息するヤンバルの

自然環境などの情報発信を行うための施設として、沖縄海岸国定公園内の辺戸岬園地に、（仮称）やんばる自然情報センターの設置検討を行っております。当センターの設置は、世界自然遺産候補地であるヤンバルの豊かな自然環境の保全とヤンバル地域の観光振興にもつながるものと考えております。設置に当たっては、施設機能や建設費用の財源措置、設置後の継続的な管理運営の可能性などについての課題があり、さらなる検討が必要となっております。

国頭村が考えている復帰資料館につきましては、同構想が具体的になった段階で、国頭村と連携して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療、福祉行政についての御質問の中で、市町村国保会計の健全な運営についてお答えいたします。

平成24年度沖縄県市町村国保の実質的単年度収支は、98億8932万円の赤字で、赤字保険者は39市町村となっており、財政運営は一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にあります。市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、ふえ続ける医療費に対し、十分な保険税収入の確保が困難であるという構造的な課題を抱えており、現在、その解決策について、国と地方の協議が行われているところであります。

県としましては、その動向を注視し、必要に応じ全国知事会を通し意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、北部地域の基幹的病院についてにお答えいたします。

昨年３月に策定した沖縄県保健医療計画では、北部地域の安定した医師確保対策等を推進するため、基幹的病院の構想を含めた広範な議論を行うこととしております。このため、県においては、去る２月５日に当該地域の関係医療機関や市町村、琉球大学、県医師会等で構成する「北部地域における医療提供体制の確保に関する研究会」を設置したところであります。同研究会においては、各関係者の役割を踏まえつつ、医師確保や医療提供体制に係る課題及び対策等について意見交換を進めていくこととしております。

県としましては、平成26年中をめどにこれらの意見を取りまとめ、今後の具体的な方向性を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君　それではちょっと再質問させてください。

不利性解消事業に対してですが、今回の追加品目を県が希望して国との協議の中で、協議を調整中だということです。これはもう決定ということでよろしいですか、県が要望していることに関しては。そう答えていましたか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 今８品目の追加について内部で調整しまして、担当部署のほうからは、内閣府のほうに行っているというふうに伺っております。先ほど副知事のほうから４月から適正に執行していくという答弁もございましたので、そういう方向で今動いているというのを我々は感じております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君　農林水産部においては、本当に御苦労さまでございました。

ただ昨年度、その交渉のスタートをしたんだろうと思いますが、国のほうから検証が必要だということで、その検証にちょっと時間がかかったなという感もあるんですが、その検証の中で課題等々ありますか。その事業に対する課題について、ありましたらちょっと教えてください。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 検証した中で、いろいろアンケートをとりながら進めてきたわけでございますが、特に現場のほうから、先ほど品目を追加していただきたいというのがかなりございます。ただ、我々これを進める中で戦略品目について、今、その事業の対象にしているわけでございまして、そういう意味では本土のほうに出荷できる産地をつくっていくということが基本になりますので、そういう品目をつくり上げていきたいなということ、進めている中では非常にこの事業をやることによって販路の拡大ができたとか経営的に安定してきたとかという意味では非常に前向きな評価のほうが結構ございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅　透君。

○具志堅　透君　僕は、その事業は非常に重要で必要だと思っております。ただその事業があるうちに、それの対象農家といいますか事業をとっている方々がしっかりと足腰を整えていただいて、自立できるように、それがなくなったときにもやれるような方向性をつくっていただきたいというふうに思います。もっとやりたいことがあるんですが、これはもう次に回します。

次に、６次産業化についてであります。

まずその６次産業化の認定事業者の要件みたいなものは何ですか、その事業者の。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　６次産業化の事業認定につきましては、６次産業化法に基づきまして国のほうで認定業務を行っておりまして、それに、その事業計画をサポートするために先ほど申し上げました、サポートセンターにプランナーを置いて、専門的な視点でもって事業計画のアドバイスをしていただきながら事業認定をしていただくという業務をしていただいているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　聞いているのはそういうことじゃなく、その認定事業者、認定申請しますよね。例えば、僕らが６次産業化をしたいと認定するときに、何か条件というか、その申請、何かありますか。例えば、この品目は重要品目で６次産業化に向いてますよとかそういった何か審査があるわけでしょう。国がやっていることではあるかもしれませんが､それ知りませんか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　６次産業化の事業計画でございますので、その中で生産したものを加工して、それから販売すると。みずから加工して生産して流通して販売すると。その中に生産業者、流通関係者、いろんなものがまたかみ合わさってくるという話になりますので、そういったものが盛り込まれているかどうかというのも一つのことかなというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今のその事業は、認定を受けた事業者が該当するわけですよね、その補助事業云々に対してもですね。認定を受けるということは、国もお墨つきを与えるということになるんだろうと思うんですね。この事業は例えば加工品だとか、その２次製品をつくっていって非常にうまくいきますよとか。そういうことの思いの中で認定をするんだろうということであれば、それをじゃ、その事業者が実際に農家と提携をしたり、その作物を買ったりしながら６次産業化をしようとする。そうするとやはりそのネックは２分の１補助というのがあるんですね。

昨年、僕もちょっと二、三相談を受けて総合事務局も行ってきました。別のメニューがないかとか、借り入れする公庫の云々はあるんですよ。あるんですが、やはりこれも全部自分で借り入れをしなきゃいけないとか、例えば５億かかるとしたら２億5000万は自分で持てとかというふうな話になるんで、そこまでのしっかりとした認定された事業、事業者、その商品はうまくいきますよという認定をされた事業者であるわけですから、そこはやはりスタートラインにつけさせるという意味では何らかの県がその支援をしていただけないかなというふうな思いで、今私質問しているわけです。そのことはどうですか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今、国のほうで事業計画の認定を受けている方々、事業者が51件ございます。そのうちの約37％が北部圏域ということと、それから各圏域ごとにまだいろんな事業の認定を受けているという状況にございまして、確かに議員おっしゃるように、その中には自立できる事業体、ただ初期投資に対して非常に厳しいという方も事業者もいるというのを我々も承知をしてございます。

ただ北部地域とか離島でいろんな農林水産物の付加価値を高めながら、加工して観光客に販売していくというのは、非常にそこの生産額、農家の所得の向上を図る上においては非常に重要なことだと我々も認識しております。ただ事業の、当初説明するときにちょっと足りなかった面があったのかなという反省もございますので、その辺の課題を整理しながらしっかりした支援ができるように、またこれから調整していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ぜひそういう方向で進めていただきたいなと。農林水産部としてはそういう考え方だろうと。今回議会の説明のペーパーでしたかそれを見ましても、皆さんもそういう課題があるというふうに書いてありましたよね。ですから、そういう方向でしっかりと進めていただきたい。ただそのためにはちょっと予算的なものもあるので、副知事、担当は誰ですかね。ちょっとお願いします。総務部長でもいいんだけれど。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　今の御質問について、要するに例えば初期投資の問題もありますし、ただここで申し上げられるのは、課題のようなものをきちっと認識をして、どういうふうにそれを整理し、どういうふうに組み立てれば、議員が要望されているような状況がつくれるかについては少し検討させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　総務部長、財政を預かる者としてどう思いますか。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

○総務部長（小橋川健二君）　今、初めて新規の事業だという話聞きましたので、あと農林水産部のほうでよく検討されると思いますので、私も話があればよく聞いてみたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ぜひそのことは１次産業の振興というか、先ほども冒頭言ったんですが、やはりヤンバル地域、沖縄県もそうだろうと思うんです、どうしても農林水産業の振興ですね、そこで経済の足腰というか生活水準を上げるというか、していかないといけないだろうと僕は思っております。その農業の１次産業、農林水産業ということになると、どうしても観光と結びつけたあるいはその２次製品の加工だとか、そういった販売をして、それがまさに６次産業化であるんだろうと思います。もうどこへ行っても、我々政治家もそうなんですが、知事もおっしゃっております。６次産業化は非常に重要だと。重要だ重要だと言うんだけれども、実際ふたあけてみたらそういう現状でありますので、ぜひともそのことを考えていただきたいと思います。

次に、万座毛の整備であります。

部長、先ほど村が云々、計画に関しては私も承知はしております。こうやって村に任せっきりということで突き放すんじゃなく、あれだけの観光客減少傾向であるというふうに言ったんですが、私も先日行ってきたんですが、もうひっきりなしで入ってくるんです。部長もおっしゃっておりました駐車場が、実際、乗用車で37台ぐらい、観光バスが４台、５台というふうな状況であります。そしてトイレが非常に汚い。そういったものも村と一緒になって、これは沖縄県の本当に財産である。これはもう時間がないので、国頭も辺戸岬も一緒に言いますが、そういった観光地の整備に関して県としてどういう支援ができるか。ぜひとも僕は県が率先してやるべきだろうと思っていますよ、そのことに対して部長。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今議員からお話がありましたように、本当に万座毛というのは私たちが本土から観光客を案内するときにもぜひとも案内したい景勝地でございます。そういったところが今、観光客が減っていっているという御指摘がございます。その中で、今、恩納村としてもその危機感を感じて計画の策定に取り組んでいるというところでございます。次年度から予算確保をしながらやっていくということでございますので、私たち県としても幾つかの支援メニューというのを持ってございますので、それと恩納村ともこの支援のあり方について意見交換しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ぜひ、お願いをいたしたいと思います。

次に、盲養の特養についてでありますが、東村において有料老人ホームということで視覚障害を持った方に特化をして開設をするということは承知をしていることだと思うんですが、その方々の思いを、部長どう捉えていますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　そういった方々の思いはしっかり私は、受けとめております。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　副知事から答弁を教わるような状況じゃちょっと心もとないですね。しっかりと受けとめていただいて、本当に県の対応が遅いとは言いませんが、彼らはやむを得なく、そういう状況の中でこういう行動にも出ております。そういったことを知事も前向きなその思いがあるから今回調査費もつけてあるはずですから、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣　哲司君　一般質問を行います。

仲井眞知事は、就任７カ年が過ぎました。県民からの期待どおり、多くの仕事を達成してまいりました。今年度予算7000億円台の予算確保、振興策の予算を初め第２滑走路増設、鉄軌道、大型ＭＩＣＥ、モノレール、空手道会館、観光誘致、教育・文化の発展、福祉などハード面においてもソフト面においても、このことを一つずつ達成をされたことは今般の議会で明らかであります。県民からは、知事はこれからもしっかり引き続いて頑張ってくれという高い評価を得ているところでございます。どうぞ頑張ってください。

今般の議会においても、野党の皆さんは、仲井眞知事が多くの仕事をやればやるほど、朝から晩まで非難ごうごう、これでは沖縄県の発展、そしてまるで子供みたいないじめではないかと、こういうふうなことが叫ばれております。

基地問題一つをとって、問題をすりかえて政治闘争

に持っていくということは、これは県民にとっては許されない問題、こういう問題は払拭しなければならない。しっかりその辺を踏まえて、野党の皆さんはやっていただきたいということを強く要望しておきたいと、こういうふうに思っております。

普天間の危険性の除去というのは、言うまでもございません。これは一日も早く危険性の除去はしなければならない。政府も本県も喫緊の課題であります。そういう意味から、知事が今回の承認を得たということは、やはり法律に順応してしっかり応援をしたということでありますので、いかに県民にこれを幅広く伝えていくかというのが私たち与党のこれから責務だと、こういうふうに思っております。

それでは引き続き質問をしていきたいと思います。

知事の政治姿勢について。

米軍基地問題について。

ア、公約についてであります。

知事公約である「県外移設を求める。」ことについて、多くの県民が日米両政府による辺野古移設案を拒否するものと受けとめ、埋立申請を承認したことは公約違反と認識していることについて、知事はどういうふうに思っておりますか。

イ、５年以内運用停止について。

日米において交渉が行われるめどが立たない中で、沖縄県だけが５年以内運用停止を主張しても、ある意味ではひとり相撲で空手形になるんじゃないかと、こういうこともありますが、本音はどうか。知事から聞かんとわからぬですからお聞きをしたいと、こういうふうに思います。

ウ、リンク論について。

昨年末の総理との会談において、知事は振興策への成果を評価し、最大級の賛辞を送った。これを踏まえて埋立申請への承認が行われたものであり、知事の行為はこれまで主張してきた基地と振興策はリンクしないとの立場を否定するものと受けとめられていることについて、どのような認識をしておりますか、お尋ねをしたいと思います。

エ、埋立申請について。

今回の埋立申請については、県自身が環境への重大な影響を指摘をし、また地元名護市長が反対意見を出したにもかかわらず埋め立てを承認したことについて多くの批判がありました、確かに。その件について、いかに県民に幅広く伝えるかが大事だと思いますが、真意はどうでありますか。

オ、地元自治体への対応について。

代替施設建設の地元名護市は、稲嶺市長の就任以来、一貫して移設に反対してきた。さきの名護市長選挙においても再度、反対の民意が示されたことについてどのように受けとめているのか。

カ、知事の辞職について。

知事は公約違反の政治責任をとり、辞職して改めて県民に信を問うべきとの意見について、本当の信とはどういうものかお伺いをしたいと、こういうふうに思っております。

キ、政府の取り組みと知事公約について。

現在の安倍政権の取り組みと知事の公約との関係はどういうふうになっておりますか。

それから２番目、県議会における100条調査権について。

⑴、県議会が調査できる範囲は県の事務となっているが、県（執行機関）に裁量権が委ねられた事項については、裁量権の逸脱、濫用と認められない限り100条調査の対象とはならないと思うがどうか。

⑵番目、今回の公有水面埋立法に基づく埋立承認の可否判断は知事の専権事項であり、県（執行機関）に裁量権が委ねられた事項であるため、裁量権の逸脱、濫用と認められない限り100条調査の対象とすべきではないと、こういうふうに思うがどうか。

⑶番目、そもそも100条調査権の目的は、地方公共団体の事務にかかわる範囲で起こった不祥事事件等に対し、その発生の原因究明と再発防止について調査をすることである。今回の埋立承認事務が不祥事事件でないことは明白であり、執拗な執行権への介入事象ととられかねないかどうか。

⑷、菅官房長官の証人喚問についてであります。

ア、証人喚問の対象者は、当該百条委員会が調査の対象に関係を有すると判断すれば対象として取り扱われるが、今回の埋立承認手続について事務的なつながりがない菅官房長官が関係を有するとされるのは疑義があり、調査権の濫用とも受け取れる。何をもって関係を有するのか、慎重な検討が必要と思いますがどうか。

イ、官房長官は国政に対し重大な責任を有しており、常に在京していることが求められている。官房長官をみだりに証人として呼ぶことは国政運営に大きな影響を与えるものであり、地方議会として控えるべきではないかどうか。

次、政府が検討している米軍基地刑事特別法について。

刑事特措法は、米軍基地内に正当な理由がなく侵入した場合などに適用される。２月５日の参議院予算委員会で、「安倍晋三首相は反対行動に対する対応につ

いて「関係機関や自治体と協力して危険防止に万全を期したい」と」、こういうふうに述べております。また、古屋国家公安委員長と太田国土交通相は、証拠に基づき違法行為があるなら厳正に対処すべきと述べており、沖縄県は政府とどのような対策をとっていくのかお尋ねをしたいと思います。

次は、我が党の関連についてであります。

１点目に、仲田弘毅議員の質問でございます。関連質問です。

仲井眞知事は、県の要求に対する政府の回答を評価し、お礼をするのは当然であり、真意はどうだったでしょうか。

２番目に、仲井眞知事は法律にのっとった手続を踏み埋立承認したが、批判にさらされている埋立承認、その後の知事の姿勢、考え方、現実の行動等について高く評価をし、県民にどんな真意をこれからお伝えをするのか、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣哲司議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、知事の政治姿勢についての中で、埋立承認と公約についての御質問に答弁をいたします。

まず埋立承認申請につきましては、関係法令等にのっとり審査を行い、承認をいたしました。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要することとされております。

私の公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、同飛行場の５年以内運用停止を求めたところであります。公約を貫いております。この５年以内運用停止のためには県外移設が必要であると考えます。また、政府に設置されました普天間飛行場負担軽減推進会議において、あらゆる方策を追求するよう強く求めてまいります。

次に、知事の政治姿勢についての中で、辞職を求める意見についての御質問にお答えいたします。

私は、今後とも県民との約束であります公約の実現に努めていくため、任期を全うする所存であります。

なお、私の選挙公約は大きな柱で11項目、中項目で約30項目、小項目で約200項目ございます。この全ての実現に全力で取り組んでいるところでございます。

次に、我が党の代表質問との関連についての中で、政府回答へのお礼の真意いかんという御質問に答弁をいたします。

安倍総理は、次年度予算の総額確保、そして計画期間内の3000億円規模の予算の確保、さらに那覇空港滑走路増設、そして要望どおりの税制といった沖縄振興策など、そして特別協定の作成――これは地位協定絡みの話でございます――そして普天間飛行場の５年以内運用停止、さらにオスプレイ12機程度の県外拠点配備、キャンプ・キンザー７年以内の全面返還といった基地負担軽減に向けた取り組みを示されました。

こうした内容を示した総理に対し、お礼を申し上げることは当然のことであると考えております。

次に、我が党の代表質問との関連の中で、知事の姿勢等をどのように県民に伝えるかという御趣旨の御質問がございました。

埋立承認の考え方、経緯につきましては、県民及び県議会の理解を得るため説明を行ってきたところでございます。

今後とも、あらゆる機会を通じて丁寧に説明してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、埋立承認と振興策のリンクについてお答えいたします。

沖縄振興策については、埋立承認申請とは別に、以前から政府に対して要請してきたものであります。今回の埋立承認申請については、公有水面埋立法等にのっとり審査し、承認するとの結論に至ったものです。

このようなことから、今回政府から示された沖縄振興策は、埋立承認申請の判断の条件ではなく、リンクするものではございません。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、５年以内運用停止についてお答えいたします。

私が１月、米国ワシントンＤＣに出張し、県が政府に要望している５年以内運用停止を含む４項目を説明した際、米政府側からは、沖縄の負担軽減は日米両政府間の確認事項であり、努力したい旨の発言がありました。県の要望に対する否定的な発言はありませんでした。

また、去る２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。同会議には作業部会の設置が予定されており、普天間

飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて具体的に取り組むこととなっております。

日米両政府においては、これらを踏まえて、今後、協議がなされるものと考えております。

次に、名護市長選の結果についてお答えいたします。

名護市長選挙の結果については、有権者の意思として受けとめております。

今回の埋立承認申請については、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認をしたところであります。

次に、安倍政権の取り組みと知事公約についてお答えいたします。

知事の公約の要点は、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去であります。そのため、去る12月17日、沖縄政策協議会において、同飛行場の５年以内の運用停止を求めたところであります。政府は要望を受け、普天間飛行場負担軽減推進会議を設置いたしました。同会議には作業部会の設置が予定されており、同飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて、具体的に取り組むこととなっております。

次に、米軍基地刑事特別法についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局に対し、辺野古移設反対運動に関する報道について照会したところ、同局は、「工事等を妨害する活動を排除する方策を検討しているという事実はない」と回答しております。いずれにしましても、政府においては、事業実施に当たり丁寧な説明を行い、地域の自然環境や住民生活への影響等について最大限の配慮を行うことが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、環境生活部及び名護市長からの意見と埋立承認についての御質問にお答えいたします。

環境生活部から「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見、名護市長からは「未来の名護市・沖縄県へ正しい選択を残すためにも、埋立ての承認をしないよう求めます。」との意見が提出されたところであります。いただきました意見については、沖縄防衛局に見解を求めるとともに、申請書の内容について、法令に基づき県が定めた基準について審査いたしました。その結果、事業者は、予測・評価に不確実性を伴う項目について専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断いたしました。また、名護市長から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、承認したものであります。今回の申請を承認したことについて、県民の間にさまざまな意見や反応があることは承知しております。

今後とも承認の経緯、理由等について丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

次に、県議会における100条調査権についての御質問の中で、辺野古埋立承認に係る百条委員会の設置についての御質問にお答えいたします。２の⑴、２の⑵及び２の⑶は関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員会いわゆる百条委員会につきましては、議会の判断により設置されたものであると理解しております。なお、公有水面埋立法に基づく埋立承認の可否判断については、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところです。

同じく県議会における100条調査権についての御質問の中で、証人喚問の対象者についてという御趣旨の質問にお答えいたします。２の⑷のア及び２の⑷のイは関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

地方自治法第100条に基づく議会の調査権については、議会の判断により適切に行使されるものと理解しており、証人喚問の対象者の選定についても同様に行われるものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　ちょっと済みません。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

新垣哲司君。

○新垣　哲司君　日米政府による辺野古の埋立承認についてですが、知事が承認をしたということで、違反ではないかというようなことなんですが、それは知事の今まで考えていた公約については、つまり違反ではないと、そういう考え方に立って知事はこの承認をしたということになりますか。例えば、これはそのまま

すると9.5年もかかるよと。しかしながら、これは県外に移せばもっと早いんだよと、そういう選択肢も残しながらと言うんですが、その辺がやや県民にとってはわかりにくいですので、この経緯というんですか、この承認した経緯、しっかりした知事の考えというのはどういうものですかということをちょっとお尋ねしたいとこういうふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時22分休憩

午後５時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　まず埋立承認につきましては、先ほども第１番目に申し上げましたように、まずここだけはしっかりと繰り返しておきますが、埋立承認申請につきましては、これは関係法令にのっとり審査を行い承認をしましたと、こういうことなんですね。埋立法にのっとってやりましたということでございます。これが１つです。

そして公約ですけれども、私の公約は先ほども述べましたように小項目で200近くありますよ。大きな柱で基地が入っているものでは11あります。そういう中の基地、この基地の中も十四、五の公約で成り立っていまして、大きく分けて３つです。基地の跡利用の法律をしっかりしたものにする。これはもうできました、おかげさまで。２番目は、地位協定の改定とか不発弾処理とかいろいろあって、嘉手納より南の基地の返還、それへの対応などなどこういうものが２番目にあります。そして３番目といいますか、１番目に書いてありますが、普天間の問題解決、そのための基本スタンスという表現でたしか書いたと思うんですが、これは２つあるわけです、この普天間については。

１つは、一日も早い危険性の除去と、これがまず第１で、これが普天間についての基本的な内容であり目的であり公約なんですね、基本の。そしてこれをどうやって実現するかという中で、２番目に、２プラス２の共同発表を見直して県外移設と、こう書いてあるわけです。それは私も何度もこの議会で申し上げてきましたように、そのときは普天間の丸ごと、２プラス２の辺野古と書いてあるのを何とか見直しをさせて、そしてこれ自身を県外――もう既に埋め立ても要らないで滑走路があるところへ移そう、これが一番早いんだと。こういうことで、これは今でも私はまだそういう考えは残っておりますけれども、しかしこの普天間の一日も早い危険性の除去というのが基本的な目標・目的ですから、問題はこの精神と内容が貫かれているかということと、この方法としての普天間丸ごとの県外移設というのは、基本的には昨年の３月22日に、我々がお願いに行く日本政府が埋め立ての申請をしてきたわけです。そういうことですから、彼らの要するに考えという、我々が要請に行く相手側が、こちらのほうへ踏み切ってきたわけです。それまでは環境調査とかいろんなことをやりながら、資料を整え踏み切ってきたわけです。ですから、この丸ごと県外移設というものについて、状況がやっぱり変化をしていると、そういうことです。ですが、そういう中でこの一日も早い普天間の危険性除去というそもそもこの目的を一体どうやって実現するか。これはやはり５年以内の普天間基地の運用の停止、これを実現することによって、もともとの危険性の除去、一日も早い、これをまず実現しようと。こういうことを政府に強く要請し、それに取り組もう、実現に努めようということで、総理みずからが判断し、推進会議をつくって作業が始まっているわけです。

そういうことですから、基本的に普天間の危険性を除去しようという、これが基本ですから、これ自身が全く変わっていないということを御理解願いたい。この方法のところは、確かに丸ごと全部一挙に県外へというのは、これは実現できればこれにこしたことはなかったわけです。これはどうしても政府のほうで埋立申請をしてきたあのあたりからやっぱり状況が変わってきたと私は思います。ですから、そういうことも含めて、それでもまず基本的なことは一日も早い危険性の除去。それで将来は、閉鎖、返還、跡利用と、ここへどうやって積み上げていって、普天間の人々、宜野湾の人々の苦労をどこで解放するかという、ここのところへ早くつなげて、嘉手納から以南にあるたくさんの基地の返還を現実のものにつなげていこうというのが私の考えです。そういうことですから、基本的な考えは全く変わっていないというのが私の考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　知事、リンク論についてなんですが、たまたま去年の暮れに、予算の要求に行くわけですよね、予算要求に国に行きますよね。そのときにやっぱりこの普天間問題も一緒なものだから、ある意味では誤解を与える。わからない人もいる、我々はわかっています。知事がしっかりしていると。その辺はしっかり予算要求と、それから辺野古埋め立ての申請の件については、あることをしっかりちょっと答弁願えますか、わかりやすく。リンクしないという、当時の12月の件について。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　12月はもう御存じのように、議会の方は全部わかっておられますが、予算要求を、これは沖縄県のみならず各省、関係するまたは県・市町村もどこでもやっているわけでして、そして沖縄県の一括計上予算というのは、沖縄県が特別法をもとにしてつくられているわけで、これに伴う予算措置というのは無論毎年要求をし、12月の二十二、三日ごろに内示があったりして、最後クリスマスの前後に閣議決定をし、次の国会に上程されていくわけです。審議されていくわけですが、そういう中で、内示を受け、そして閣議決定をされるないしはされた後、される前に我々はいろいろ要請を無論するわけですよね。そして閣議決定をした段階で、一応要求の中身が確定するわけでして、その前後はもう要請、要請、要請の連なりです。そしてその中で、沖縄県については政策協議会というのも政府はつくってくれているんです。自由民主党は何年か前、民主党さんのその前の時代からこの政策協議会をつくっていただいて、基地負担の軽減と振興費の確保、この２つは自由民主党さんが前からやっているあれで、これを今度改めて12月17日に開いてもらいまして、我々は予算の総額確保などなど予算関連と、それから税制、税制改正――これは毎年やっていますが――これは12月のやっぱり閣議決定の中で決定されていくわけでして、そういうものを17日にまとめてお願いをしたと、決まる前に。そしてその結果を25日にいただいたと。これは、沖縄政策協議会は議長といいますか、それは官房長官殿ですが、それとあとは全閣僚が入っていると。そのメンバーの中で17日に要請をし、25日に無論官房長官もおられて、総理が発言をされたわけですが、要求内容ほとんど満額か満額以上に近い形で答えをいただいた。これがそうです。

それで政策協議会では基地負担の軽減というのもこれはずっと前からやっぱりやっておりまして、具体的に今度出したのが、先ほどから申し上げている５年以内の普天間の運用の停止です。これを要求して、何とかこれを実現してもらいたい。そしてこれは恐らく、恐らくといいますか、これは県外移設の部分が必ずあって、それがどんな機能でどこの部分かはこれから技術的に詰めるわけですが、そういう県外協力と移設がなければこれもなかなか５年ではできないと思いますが、これはやりましょうということになっているわけです。

それと基地の大きな問題はやっぱり地位協定の改定、これは17条ぐらいまでいけばいいんですが、基本的にはまず環境関係が、これからたくさんの基地が返ってくる予定になっていますから、事前に入って環境をチェックできる、文化財をチェックできる、そういう調査もきちっとやれるような項目を含めて、地位協定は初めて条項を追加するようですが、そういう形で地位協定本体に向かって入っていくと。これにも取りかかりましょうということで、これはもう実際、日米両国間で取り決めがあって作業が始まっているわけです。

そしてキャンプ･キンザーも､10ぐらいの基地が返ってくることにはなっているんですが､何といいますか､きちっとした計画になっていないと。めどみたいなあれですから、これをちゃんとしたマスタープランをつくって、そしてもう少し早目に返してもらいたい。そういう中でキャンプ･キンザーのように、人目につき、しかも広くて使い勝手のいい場所はもっともっと早く返してもらいたいということ。これを抜き出して、那覇軍港も入れようかという議論もあったんですが、とりあえずたくさん出しても消化不良に陥りますから、キャンプ・キンザーも出したと。そしてそういうことと、オスプレイについても無論これは全部一挙に沖縄から出ていってもらえばいいと思うんですが、それでも配置されてしまってそう簡単にいきません。ですから、それの半分ぐらいをまず拠点も分散してもらおうと、そういうようなことも含めてしっかりと頑張るという回答をいただきましたので、きちっとこれは心の底からお礼をしたと、こういうことでございます。

済みません、長くなりました。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　丁寧にありがとうございます。

埋め立ての許可について、幾ら名護市長が反対しても、認可したわけですから、許可したわけですから、これは淡々と進めるべきなんですよ。それしかないと思うんですが、その辺の状況についてどうですか。

○議長（喜納昌春君）　マイクに入るように言ってくださいね。

質問わかりますか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと質問がわからない……。

○議長（喜納昌春君）　今の質問は……

○新垣　哲司君　聞こえないですか。ちょっと説明しますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時35分休憩

午後５時36分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の御意見は、新垣哲司議員の御意見として伺わせていただきますが、基本的には政府の仕事になろうかと思いますので、ちょっとよく我々も注目しておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　やはり政府の仕事ではありますが、裁量権は知事にあるわけです。やはり許可をしたわけですから、その辺は政府とやっぱりしっかりかみ合うようにやらなくちゃいかんなと、こういうふうに思っておりますが、この辺野古の移設の問題についてはしっかり政府とも今後も考え方というか、方針というか、その辺はやっていきたいと、こういうふうに思っておりますかどうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　防衛省も含め政府とはいろんな形で、我々意見も相当強く言ったりもしますが、これは押したり引いたり、いろんな形で協力したり、また断ったり、いろんなつき合い方を360度やっております。そういう中で常識的におつき合いを続けていければと、こういうふうに考えておりますが。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　妨害、あるいはあれがないようにしっかり進めていきたいなと、こういうふうに思っております。

それから証人喚問についてですが、やっぱりこれは県の執行機関に裁量が委ねられた事項については、裁量権の逸脱とか濫用を認めない限り百条委員会としての対象にはならないと、こういうふうにやっております。今回の議会は、先ほどの答弁においても、当局は議会が決めることだからと、こういうような感じの答弁があったわけです。ただ、そこにはやはり与党としての数が足りなかったと、これはちょっと百条委には対象にはならないと言いながらも、結果は何も出なかったと､こういうことになったわけなんですよ。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○新垣　哲司君　その件についてはやっぱり県民も大変重視をしておりますし、このことはしっかり説明責任をしなければならんなと、こういうふうに思っております。その辺について公室長お願いします。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　先ほど土建部長から答弁がありましたけれども、いわゆる百条委員会というのは、これは議会の調査権、権能という問題でございますので、執行部からそれに対して何か申し上げるということは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　ちょっと順を追ってやっているんですが、この証人喚問のあり方にも百条委員会でのやりとりを聞いたら、大変ある意味では問題があるんじゃないかなと。引き続きやるとおっしゃっていますが、菅官房長官、国の官房長官も呼んでこの証人喚問をしたいと。官房長官と基地問題と、ある意味では何もなかったんじゃないかと、今までの経緯を見て。それを百条委員会でもってこのことをお聞きするということは、やはりその件については我々議会人としてはちょっとやり過ぎかなと、こういうふうに思っております。

これは答弁じゃなくてもいいんですが、国へはこの件について問い合わせはやったと思うんですよね。どういうような返事があったでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これは当然ではありますが、県当局からこの件について問い合わせ等はしておりません。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　それから米軍基地の刑事特別法について、これから工事を進めるに当たって大事なことだと、こういうふうに思っております。総理もやっぱり反対する行動については、関係機関、市町村とも自治体ともしっかり連携をとりながら万全に進めたいと、こういうふうに思っておられますが、これは県ともかかわりがございますか、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　具体的に報道で承知はしておりますけれども、どういう状態かちょっと今想定できないものですから、今ここで何か申し上げることはできないと思っております。

○議長（喜納昌春君）　新垣哲司君。

○新垣　哲司君　そうですね。国のことですから、やはり県がどういう立場で妨害に対処するかということは当然のことで述べることはできないものだと、私もこういうふうに思っております。

最後になりましたが……

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後５時44分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

新垣哲司君。

○新垣　哲司君　これは質問ではございません。ちょっと当局に、特に知事にお聞かせしたいと思って

います。

きのうの新聞ですが、「「建白書」実現の協議会」、保革を超えて22日に大会を持ちたいと、こういうような新聞記事があるわけですね。「2013年１月に県議会、県内全市町村の首長、議会などが米軍普天間飛行場の県内移設断念や普天間へのオスプレイ配備撤回を求め政府に提出した「建白書」の要求実現を目的とした協議会の発足に向けた準備会が２日、那覇市内で開かれた。有識者、経済界、市民団体などによる「オール沖縄」の再結集を目指し、22日に発起人会を開き５月以降に具体的な行動を検討する。」と、こういう記事になっているんですが、きのうちょっと市町村首長に問い合わせたところ、こういうような問題をすりかえするような取り組みに我々は参加をしないと、市町村議会も。こういうふうに決定をしています。それからこれは経済界とか、あるいはまた県議会とあるんですが、自由民主党はこういうものには参加しません。これは問題すりかえ、政治闘争になる可能性が非常にあるわけですから。

以上をもって、これは報告でございます。終わり。

○議長（喜納昌春君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明６日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時46分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年３月６日

平成26年
第　２　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　８　号）

平成26年
第２回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）**

平成26年３月６日（木曜日）午前10時４分開議

議　事　日　程　第8号

平成26年３月６日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第36号議案まで及び乙第１号議案から乙第51号議案まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成26年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
甲第25号議案　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第

１号）
甲第31号議案　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成25年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第16号議案　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第17号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第18号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県農業構造改革支援基金条例
乙第25号議案　沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

乙第31号議案　沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第34号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第35号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第36号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第37号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第38号議案　沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第39号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第40号議案　工事請負契約について
乙第41号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第42号議案　土地の処分について
乙第43号議案　訴えの提起について
乙第44号議案　訴えの提起について
乙第45号議案　違約金請求事件の和解について
乙第46号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第47号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第48号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第49号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第50号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第51号議案　県道の路線の認定及び廃止について
予算特別委員会の設置
予算特別委員会委員の選任

出　席　議　員（44名）

議　長	喜納昌春　君	18　番	仲宗根　悟　君
副議長	浦崎唯昭　君	19　番	崎山嗣幸　君
1　番	上原　章　君	20　番	山内末子　さん
2　番	砂川利勝　君	22　番	渡久地　修　君
3　番	具志堅　透　君	23　番	大城一馬　君
4　番	又吉清義　君	24　番	嶺井　光　君
6　番	儀間光秀　君	25　番	前島明男　君
7　番	新田宜明　君	26　番	照屋守之　君
8　番	仲村未央　さん	27　番	新垣良俊　君
9　番	玉城　満　君	28　番	仲田弘毅　君
10　番	西銘純恵　さん	29　番	新垣安弘　君
11　番	比嘉京子　さん	30　番	當間盛夫　君
12　番	吉田勝廣　君	31　番	照屋大河　君
13　番	島袋　大　君	32　番	狩俣信子　さん
14　番	中川京貴　君	33　番	赤嶺　昇　君
16　番	座喜味一幸　君	34　番	新垣清涼　君
17　番	呉屋　宏　君	37　番	金城　勉　君

38 番	糸洲朝則君	44 番	髙嶺善伸君
39 番	翁長政俊君	45 番	奥平一夫君
41 番	新垣哲司君	46 番	玉城義和君
42 番	具志孝助君	47 番	玉城ノブ子さん
43 番	新里米吉君	48 番	嘉陽宗儀君

欠席議員（2名）

15 番	桑江朝千夫君	21 番	瑞慶覧功君

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	会計管理者	岩井健一君
副知事	高良倉吉君	知事公室秘書広報交流統括監	久貝富一君
副知事	川上好久君	総務部財政統括監	田端一雄君
知事公室長	又吉進君	教育委員会委員長	宮城奈々さん
総務部長	小橋川健二君	教育長	諸見里明君
企画部長	謝花喜一郎君	公安委員会委員長	翁長良盛君
環境生活部長	當間秀史君	警察本部長	笠原俊彦君
福祉保健部長	崎山八郎君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	小嶺淳君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		
病院事業局長	伊江朝次君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第51号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　大君　おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

去る日曜日に石垣市長選挙が行われました。中山義隆さんが2期目の当選をしました。あの石垣島の選挙の争点は、経済振興そして保育です。福祉行政これが一番だったと思っております。そして1月に行われた名護市長選挙、今、民意という言葉がかなり出ておりますけれども、末松さんは1万5000票とりました。1万5000票とったという名護市の市民がいるわけでありますよね。その中での争点もやはりこの方々は、経済振興そして雇用や福祉や教育、これが必要だと言っているんですよ。

ですから、仲井眞弘多知事が2期目に入っておりま

すけれども、さすが経済の仲井眞ということで仲井眞知事が就任して２期目であります。この最終コーナーに来ております。この11月に向けて経済振興をもっとてこ入れする、そして教育、福祉をふやしていく。そして歴代知事の中で離島振興の予算なんていうのは莫大な予算が組まれております。

今回の県議会を見ておりますと､野党の皆さん､やっぱり一般質問ですから、皆さん方の主張は大事だと思っていますけれども、ほとんどが基地問題であります。しかし、仲井眞弘多知事は、過去最高の7000億の今年度予算を組んでおります。これを質問、議論するのが一般質問だと思っていますし、これは委員会もあるかもしれません。だから私たちが言いたいことは、仲井眞知事が今年度予算7000億を超えた予算の中で、福祉、教育、雇用、経済振興がどれだけ140万県民に対してしっかりと政策を実現するためにスタートをする、この腹のくくり方を私どもは高く評価しております。きょう私の質問は基地問題はありません、保育一本でありますから。これをしっかりとこれをどういった展開で知事がどれだけてこ入れして予算化した中でどういった形で県政の中で、もっといいような形でステップアップしたほうがいいんじゃないかというのは提言も含めましてやっていきたいと思いますから、よろしくお願いします。

それでは質問に移ります。

待機児童解消対策についてであります。

県の待機児童解消を目的とする平成25年度予算における事業の進捗状況はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

平成25年度の待機児童対策につきましては、保育所緊急整備事業や待機児童対策特別事業により、1086人の保育所の定員増を見込んでいるところでございます。また、保育士等処遇改善臨時特例事業、保育士修学資金貸付事業等を実施し、保育士の確保に取り組んでいるところでございます。さらに、市町村の取り組みの加速化を支援するため、待機児童解消支援基金を設置したところであります。今後、これらの事業の成果等を検証し、待機児童対策の充実をさらに図ってまいる所存でございます。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしく今の内容を聞きますとそれだけの予算を組んでいる。ですから我々はしっかりと早急にこの平成25年度の予算を通さなくちゃならないんですよ。その開会の動議のもとで百条委員会も設置されている。そういったことも大事かもしれないけれども、早目にこの予算は通さなくちゃなりません。なぜなら、140万県民の保育行政や福祉行政を停滞させるわけにはいきませんから、しっかりとこの今年度予算は粛々と議論をしながら通すべきだというふうに私は思っております。しっかりとこの知事の思いをこの予算に反映できるように我々も支えていきたいと思っております。

次であります。

保育士等処遇改善臨時特例事業において、ほとんどの市町村が９月議会で補正を組み、年内には保育士等に支給をする運びとなっておりますけれども、その取り組み状況はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　保育士等処遇改善臨時特例事業については、認可保育所のある22市町村のうち、９市町村において保育所へ交付しております。残りの13市町村については、可能な限り早期に交付できるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

なお、県におきましては、保育士の待遇改善を図るため、正規雇用率の引き上げを目指す取り組み等を行っているほか、新年度予算案において保育士の産休取得を支援するための経費を計上しているところであります。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今、聞きましたか。これは保育士の処遇改善するために給料を上げようということで予算をつけた、県は６億円。市町村議会は、去年の９月議会でこれをしっかりやらないと４月にさかのぼって給料を配賦できない。22市町村該当する中で９市町村しかしていない。13市町村は議会で議論されてないんですよ。これが各市町村の皆さん方もやれ待機児童、何たらかんたら言っていますけれども、県は６億円の補正予算を組んでいるんですよ。これを市町村がやっていない。であればどういう指導をしますか。これをやらなければ、保育士の処遇改善できないんですよ。これは県はやっているかもしれません。市町村がだらだらしているんですよ。こういう指導はどうしますか。（「指導性がないからだよ」と呼ぶ者あり）　いや、指導性がなくても組まれている予算をどう使うかなんだよ。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　保育士への支給がおくれている理由としまして、本事業が新規事業であり、保育所、市町村、県における事務手続に時間を要したこと。また、多くの市町村が９月補正による対応であったことが挙げられます。平成26年度においては

各保育所へ交付を速やかに行うよう、市町村とも連携を図ってまいります。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県としてはそういうスタンスだと思っております。これは連携しなくちゃいけません。常に議論してください、市町村。13市町村がまだ議会に上がっていない。この13市町村、大きな声で公表してください。この関係する選出の県議会議員もいるはずですから、やってないところ、あんた方もしっかりやりなさいと言いなさい。（発言する者あり）　県だけのせいにさせるな。

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に願います。

○島袋　　大君　豊見城は完璧にやっている。明確に13市町村言ったほうがいいです。そのほうがいいんですよ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　市町村ですね、議会のほうには上げてはいるんですけれども、おくれているところであります。

13市町村ですけれども、順番に申し上げますけれども、本部町、北中城村、西原町、名護市、久米島町、宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、宮古島市、南城市、中城村、与那原町、以上です。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしくいい機会だから今公表しましたよ。ですから、県議会の皆さん方も待機児童処遇改善で質問しておきながら、自分の足元はしっかりされてないんですよ。だから県議会の皆さん方も連携してしっかり市町村に、県はこれだけ仲井眞知事は予算組んでいるのになぜ使わんかと、これはしっかりやるべきだと思っていますから、きょうはいい公表の仕方をしたと思っております。

次であります。

保育士修学資金貸付事業についてでありますけれども、今年度の応募者数と貸付決定者数はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　保育士修学資金貸付事業は、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、保育士の養成・確保に資することを目的とした事業であります。

今年度の貸付状況につきましては、申請者数53人に対し、貸付決定者数は47人となっております。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この貸付資金制度というのは、いろんな面で保育士になりたいけれども、予算、家庭の事情があってなかなかできない。それで、県は国と連携して補正予算組んでやっている事業、しかし53名のうち47名しか申し込みがされてない。何か理由があるわけですよ。その中で、この指定校というのは何校ありますか、県内に。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　４校です。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この附属する連携校というのは幾つありますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　指定施設以外の養成施設は９校あります。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この指定校の４校しか貸付資金制度を受けられない、４校。この４校ってどこの学校ですか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　まず、沖縄キリスト教短期大学、２つ目に沖縄女子短期大学、３つ目に沖縄福祉保育専門学校、４つ目にソーシャルワーク専門学校ということです。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、貸付資金制度を受けるためには、この４校に入学しない限り受けられない、受けられないんですよ。だから、この指定校、要するに協力校に行きたい。協力校にしか行けない方々に貸付制度、今、受け切れない。その中で、今、県は予算は１人当たり幾ら組んでいますか、この貸付資金制度。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　１人当たり月額５万円で、入学準備金20万円、それから就職準備金20万円ということで、２年間の貸付総額１人当たり160万円ということです。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　その中で、新年度で保育士になりましたという、免許を取った保育士の登録者数は年間何名いますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 正確な数字ではありませんけれども、年間700人から800人ということであります。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 年間700人から800人いて、貸付制度を受けて新しく保育士を目指したい新卒の子供たちが入ってきたときに、80名近くしか定員がない。年間700名登録するんですよ。ですからこういった面で、今、定員の枠は少ないけれども、新年度に向けてこの枠をふやすという考えはないですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 事業の拡充につきましては、実施状況を確認しながら実施主体である沖縄県社会福祉協議会と意見交換していきます。そういったことを踏まえて、県としては引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 ですから、この委託しているところが社会福祉協議会、しかし今、現状、現場は何なのかといったら４校の指定校――先ほど言ったキリ短、女子短、福祉保育専門学校、ソーシャルワーク専門学校――のまず意見を聞くのが大事なんですよ。この子たちは貸付制度を受けられる。しかし残りの９校、ここは貸付制度受けられない。この学校の生徒たちを救わなくちゃならない。この子たちが免許取ったら年間の700名の登録者数に入るんですよ、カウント。このときは子供たちは苦しいけれども、自分でアルバイトして要するに金を稼いで授業を受けるんですよ。この９校の子たちを救わなくちゃならない。

そこで、今、厚労省もろもろ議論しておりますけれども、全国の中でこの指定校、協力校を含めて全部、貸付制度を受けている都道府県はありますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 熊本県です。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 全国でやっているところあるんですよ、熊本がやっている。やっているということであれば、厚労省としてはこれをやっているところがあるんだから、沖縄県も手を挙げたらやるんですよ。できるかなと思って、私、厚労省の雇用均等・児童家庭局の保育課に確認しました。これは沖縄県が手を挙げれば議論してできますよと言っているんですよ。そういうことであれば、沖縄県がやるというふうに決めれば厚労省と調整すればいいんですよ、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県外のそういった指定保育士養成施設と提携している県内の専門学校等に在学している学生を貸し付け対象にするかということについては、貸付事業の実施主体である沖縄県社会福祉協議会と今後調整してまいりたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 これはぜひともよろしくお願いしたいと思っています。

そこで先ほど話が出た、県は予算１人当たり160万組んでいる。入学時に20万、月額が５万で12カ月ですね。２年間で120万、卒業時に20万出すんですよ。しかし、私としてみれば卒業するとき20万渡す必要ないんですよ。卒業時の20万は枠を広げるためにこの20万は別の予算に、入学、要するに貸し付けするときの最初の20万に充当する。卒業時は20万要らない。この貸し付けを受けるんだったら５年間保育所で働かなくちゃならないから、５年間保育所で。しっかりと自分が協力してもらった方々に感謝をする気持ちで、卒業時は20万要らない。しっかりと働いてお金をお返ししますよ、協力しますよと。新しい人材を育てるために我々もこの制度を使ったから、みんなも保育士を目指しなさいということで情報が広がるような形になる。そういった形も組みかえのやり方もできるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そのようなことについても、実施主体である社会福祉協議会と意見交換をしながら話し合いをしていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 そして、この貸付制度を受けるために書類を出さなくちゃならない。そのときに保証人が必要になってくると思っています。これは介護も似たような貸付制度がある。介護は保証人は何名ですか。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　大変申しわけないですけれども、介護の保証人については今把握しておりません。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　介護の貸付制度は、保証人は多分２人だと思っています。介護は１人、失礼しました、介護は１人ですね。保育士の貸付制度は２人なんですよ、２人。介護は１人で、保育は２人、同じ似たような貸付制度ですよ。ですから、人間、学生というのは、お金がないけれども学校行きたい。しかし保証人を立てないといけない。１人でも大変なんですよ、１人に保証人お願いするのも大変だ、親も大変。これを何で保育は２人なのかですよ、介護は１人なんですよ、保育は２人。これは１人にしたほうがいいんじゃないですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　ただいまの件につきましても、社会福祉協議会と意見交換をしてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、こういうことになったらすぐ委託事業の社会福祉協議会と言っているけれども、じゃ次から僕が保育に対する質問する際には、部長の横に社会福祉協議会の人を連れてこないといけないのとなるんですよ。だから、しっかりと本当に肝を入れて、待機児童を解消して保育所をふやすんでしょうと、処遇改善もして。だったら、もっと密な議論しなくちゃならないんですよ。これは私の思いですけれども、部長も心の中で当たっているなと思っているかもしれませんが。だから、それだけ重要な案件なんだから、これはしっかりと議論してやってほしいと思っています。よろしくお願いします。

次であります。

国として対象者は優秀な学生であって、かつ家庭の経済状況等から本修学資金の貸し付けが必要と認められる者とあるが、県はどのような基準を設けていますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　保育士修学資金貸付事業につきましては、実施主体である沖縄県社会福祉協議会と連携し事業を実施しているところであります。

貸付対象者の選定基準については、成績が平均水準以上、出席率が80％以上などに加え、家庭の所得が生活保護基準のおおむね1.7倍以下となっております。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これもしっかりと見直すところは見直す点が出てくると思っていますから、いろいろ意見を聞きながら借りたい人の声をまず聞いてみる。そういった形で若干改善しなくちゃならない点も出てくると思っていますから、その辺もちょっと議論していただきたいなと思っています。

次であります。

次年度予算では継続者以外に募集人数はどれぐらい見込んでいますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　平成26年度予算案においては、新たに約80人の貸し付けを見込み、１億4000万円を計上したところであります。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これをいろいろ改善して定員80名枠が広がって、であれば補正も考えてしっかりとこの保育士を目指す子供たちの応援団としてぜひとも頑張っていただきたいなと思っております。

次であります。

保育士・保育所総合支援センターの設置後の状況について伺います。

それに基づいて県は支援センターとどのような報告連携を行っていますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　保育士・保育所総合支援センターの活動状況につきましては、実施要綱に基づき毎月相談件数等が県に報告されております。また、関係団体への訪問や保育士就職説明会の開催等、個別の業務につきましてもその都度県と連携をしながら実施しているところであります。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　支援センターの設立目的は、待機児童解消を図るため保育団体や認可外保育施設等と連携し潜在的保育士の就労あっせん事業、貸付物件等マッチング支援事業、認可化促進サポート事業とあるが、どのような団体等と連携し、これまでの事業内容と実績はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおきましては、これまで待機児

童のいる24市町村を全て訪問し、地域の課題や今後の支援の方向性等について意見交換を行っております。また、指定保育士養成施設の関係者とハローワークの担当者で構成する検討委員会を設置し、保育士の確保について意見交換を行い、連携・協力関係を構築しております。さらに、認可外保育施設３施設に対し、認可化に向けたサポートを実施しているほか、認可保育所とともに保育士就職あっせん会を開催するなど関係団体と連携して事業を実施しているところであります。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　これは支援委託事業だと思っていますけれども、今どちらがこれ委託されてやっていますか。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ＮＰＯ法人沖縄県学童・保育支援センターであります。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　ここは単独ですか。共同企業体とかそういったのはないですか、共同企業体。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 株式会社琉球新報開発と一緒にやっております。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　この支援センターは、委託費用、予算もろもろどれぐらいかかって、その支援センターの中の職員体制、所長、そういった職員は何名いますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 委託契約金額は約3800万円、センターの職員体制は、センター長のほか各事業のコーディネーター等を含め８名であります。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　これは要するに、今言う連携するために潜在的保育士の、あるいは認可外を認可にするとか、認可さん等の意見とかもろもろ人を集めなくちゃならないと思っていますよ、どういった形でするか。これはスタートしてどれだけの事業をしていますか。どういった形での募集要綱、人を呼ぶためにどういうふうな活用をしていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） これまでの相談件数が、２月末時点において304件ということになっております。304件のうち潜在保育士に関する相談が149件、認可化促進に関する相談が102件、物件マッチングに関する相談が16件、その他37件ということで合計304件の相談があります。

以上です。

○島袋　　大君　そういう集めるためにどういった形でやっていますか。ＣＭとかも見ましたけれどもラジオとか、どんな感じでやっていますか。

○議長（喜納昌春君） 続けてください、どうぞ。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） まずセンターの周知をしていますけれども、新聞、テレビ、ラジオ、リーフレット、ポスターなどを通じ精力的に周知活動をしております。

それから待機児童の発生している24市町村全てを訪問し、センター設立の趣旨及び事業内容の説明などを行っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　今、潜在的保育士149名の方々の問い合わせがあったと言っています。認可外を認可にするときに102件あったと言っていますけれども、じゃ潜在的保育士、そういった方が相談に来た。４月１日から新年度スタートする。そういった潜在の方々が相談に来て救って現場に復帰しましょうということで各市町村とどういった連携の意見交換をしていますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 相談に来られる潜在保育士については、個人により就労条件などが異なるため、エントリーシートで必要な事項を記載してもらって面談をし、条件の合った保育所を紹介しております。

潜在保育士がどの保育所に就職するかどうかについては、最終的には個人の判断になりますけれども、県としては、現在建築中あるいは増改築等により新たに

保育士が必要となる保育所を優先的に紹介するなど、待機児童解消に向けた取り組みをセンターと連携して進めているところであります。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ここなんですよ、副知事、ここ。これだけ来た中で、じゃ潜在的な保育士が現場復帰できるか、今のところできませんよ、４月１日から。なぜできないのか。各種団体もろもろ含めて、保育園の関連、保育園の団体、そういう各種団体の皆さん、認可園の、認可外の団体の皆さんとか、意見交換されてない結果がこうなっているんだよ。意見交換されていない。何が目的でこの部署をスタートさせましたか。そして、いろんな面で広報活動していると言いますけれども、こう言ったら悪いですけれどもね、とったところ。連携するところは琉球新報開発さんがやっている。見たら、こういった広告は新報さんしか載せてないんですよ。割合はどうなっていますか。県内２紙ありますよ、新報とタイムス。この新聞広告の割合はどうなっていますか。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　割合については把握できていません。県内のいろんな媒体を使って周知していますけれども、琉球新報、沖縄タイムス含めて周知を図っております。タイムスも載せております。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　もう究極に言えば割合が９対１ぐらいですよ、新報にしか載せていない。タイムスも載せているけれども９対１。なぜなのかですよ。テレビ広告やっているかもしれないよ、委託業者側がそこをとっているからそうなっているんじゃないの。そういう結果になっているんですよ、今数字が。今の現状、こういう講習をして大学の教授ももろもろ含めていろいろ人を呼び込むためにやっていますけれども、こういった事業をするときに、この間の２月23日のこの主催でやっていますけれども何名集まりましたか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　南部地区でのその講演会ですけれども、約60人ということです。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　60名、これは来た子供たちも加えて60名と言っていませんか。僕が気になるのは、こういった形でやりながら、そういってわかりやすく説明しようとしている中で、その中身は教授も含めて処遇改善の話しかしない、処遇改善。僕が先ほど設立目的の趣旨は何なんですかと聞いたら、要するに潜在の保育士も救う、そして処遇改善、処遇改善は貸し付けしているんだから、現職の先生たちはもう処遇改善やりますよ。この持っていき方が全部個人的な給与の処遇改善の話だけの説明をしているんです。こんなことで保育士、復帰できるかという話なんですよ。本当に、今、危機的状況で保育士が足りない、待機児童が多い。じゃどうするかということなんです。これに広告こういった形で使って、乱発して（資料を掲示）　だから、僕は前回の11月議会でも言ったのが、支援センターもろもろ含めて毎日日報を出させなさいと言ったじゃないですか、僕は。この人たちはどういうふうな予算の使い方しているか。仲井眞知事、仲井眞県政はこれだけ待機児童をやるということで腹くくってやっているんだよ。我々はしっかりこれは当たっていると思っている。しかし、中身の内容がこうなったら本当に待機児童が解消できるか、保育士はしっかりと現場に復帰できるか、そういった問題が出てくるんですよ。そういったことを考えてどう思いますか、部長。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　このセンターの役割は、こういった潜在の保育士の就労あっせん、あるいは認可化のサポートなど、ほかにも役割がありますので、今後もセンターと緊密に連携をとって意見交換をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　じゃ県としてはこれまでの事業をどう評価していますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおきましては、これまで待機児

童のいる市町村全てを訪問し意見交換を実施したほか、認可化を目指す認可外保育施設に対しその課題に応じたサポートを行うなどの支援を展開しているところであります。また、市町村や保育関係者、保育現場での就労を希望する者などから多くの相談を受けるなど、センターの果たす役割は重要であるというふうに認識しております。

県といたしましては、引き続き同センターを活用して待機児童の解消に取り組んでまいります。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　今後の目標数値はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 沖縄県保育士・保育所総合支援センターは、認可外保育施設へのサポート事業や保育士の就労あっせん事業等を通して市町村の待機児童解消計画の着実な実施を支援することを目的としております。そのため、活動目標としては、市町村計画に位置づけられた50カ所の認可外保育施設の認可化や26カ所の分園に係る不動産物件のマッチングを支援することなどであります。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　この事業がスタートして５カ月になりました。カリキュラムというのが最初でつくられると思っています。この年度末の中でどれだけの潜在的な保育士の皆さん方を現場に復帰させるのか、認可外をどれだけ認可に上げるのか、分園のマッチング事業をどういった形でやるのか。それは設立と同時にこの受けられた皆さん方は議論をし工程表をつくっていると思っていますけれども、中身はどうなっていますか。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 平成25年度の目標である待機児童300人の解消というのがありますけれども、これについては施設整備補助や運営費補助等により、認可外保育施設５施設に認可化を促すこととして、300人の解消というふうなことを目標にしております。これを目標の一つにしているところであります。現段階で８施設が認可化を目指しておりますけれども、８施設にその運営費補助として運営費を補助しておりますから、今年度の目標は達成する見込みであります。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、この５カ月間何も動きが見えないということですよ。頑張っているのはわかりますけれども、この動きが身についてない。新年度スタートするときにふたをあけたらどうなっているのと、クエスチョンですよ、今の話を聞いていたら。だから、私が言いたいことは、しっかりと各種団体とまず議論しなくちゃいけませんよ。保育団体、認可外保育園の団体の皆さん、そういった皆さんとまず議論しなくちゃならない。何を優先順位にやらないといけないかということなんですよ。それをしっかりとやっていただきたい。実際、待機児童を解消するために認可外の認可化、認可園の分園やまた第２保育園について、県はどちらがスピーディーに、早急に待機児童が解消できると思っていますか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 先ほど来、島袋議員から非常に厳しい御指摘もございました。

県としては、やはり待機児童解消というのが県政の本当に大きな課題だと思っております。この５年間でその待機児童をゼロにするためにさまざまな施策を展開をしているわけでございますけれども、先ほど来この保育士・保育所総合支援センターの課題については、今御指摘のことも含めてまた整理整頓していきたいと思います。

それでまた今後、これも含めて全体として待機児童解消をどのような形でやっていくのかという県の考え方でございますけれども、沖縄県では待機児童対策行動指針を策定をして、その中で保育所の創設、これは当然ですけれども、それ以外に認可外保育施設の認可化、そして分園、そして複数園の設置、非常にさまざまな施策があるわけでございますけれども、それを市町村のほうに今提示をしながら、市町村においてそれを見ながら待機児童解消計画を策定をしていく。そういうふうな形で地域の実情に合わせて計画をつくらせて進めていくとそういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、認可外を認可に上げるというのをまず走らせる。しかし今ある認可、社会福祉法人の皆さん方の分園、第２保育園、これも走らせる。これ２つ走らせないと待機児童解消できませんよ。だから、そういったものの意見交換をするために支援センターをつくったんですよね。その支援センターの中身が今機能しているかというと、僕からしてみればクエスチョンですよ。だからこそ次年度、新年度で４月からこの保育・福祉の部署が単独でできる。これは徹底的にてこ入れし、知事の肝いりでやろうと腹くくっ

ているんですから、せっかくこの知事の思いを達成するためには、我々もみんな一生懸命汗かかなくちゃいけませんよ。だからこれは一枚岩になってしっかりとやっていただきたい。その辺､副知事どう思いますか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　まさにもうおっしゃるとおりだと思います。この待機児童解消というのは、これは一義的には市町村の事務ではあるんですけれども、しかし、この沖縄全体の社会経済というふうなものの底上げを図っていくためには、やはりこの待機児童の解消、いわゆる幼児教育はしっかりやらなきゃいけない。そういうふうな県としての大きな使命といいますか、沖縄振興全体にかかわる課題だと思って捉えております。そういう意味では県もそれからまた県議会の皆さん方も、それにまた市町村も、あるいはまた父兄も一緒になって待機児童解消に向けて頑張ってまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次であります。

観光産業について、現状はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　観光については、県民もよく御理解していただきつつあると思いますが、入域観光客数については641万、これはこの１年ですが、過去最高の数字、それから国際的な人々の入域も55万人ということで、日本全体が約1000万人を超えたということであれしていますが、その経済力の平均からいくと何倍かになっているぐらい沖縄でも国際観光も動き出し始めたという感じを持っております。私のほうで約1000万人の観光地は可能だということで目標設定してやっておりますが、無論、これももう少し細密なマップをつくろうということも始めております。ただ、インフラにしても那覇空港のもう一本の滑走路がようやく工事が始まったということも含めて、インフラがまだまだ那覇港湾も含めてもう少してこ入れしていく必要があると思いますし、観光が全体の産業としてはよくいろんな御議論、議会でもいただいておりますが、売り上げといいますか観光関連の消費額といいますか、お１人当たりがなかなか目標の10万円にいかないということも含めて、いろんな工夫と開発が必要だと思います。ですが、非常に勢いのある総合産業として何といいますか慣性力といいますか、力が非常に大きく動き始めたという感があります。我々も総合的にいろんな形でいろんな面から、もう一段、二段、強化をしていきたいと思いますが、国際観光地となるにはまだまだ多面的に力を入れていく必要があろうかと考えているところです。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　それでは観光業界で働く現場からの意見等は聞いていますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　県においては、観光業界で働く方々から直接的には意見を聴取しておりませんけれども、観光業界との意見交換、それから各種調査等を通して業界で働く方々の現況把握に努めているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これはもっと深く議論をしなくちゃいけないと思っていますけれども、県としては対応策の面でどういった対応策を考えていますか。こうすることによってクリアできるという考えがあると思いますけれども、どうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今の観光業界で働く方々の課題としていろいろとうちのほうで認識しているのは、やはり他産業と比較して非正規率の高さ、それから給与水準の低さ、あと離職率が高いことなどが課題であると考えております。そういったことを改善するために必要なこととしては、まずはやっぱり観光従事者の給与水準を初めとする雇用環境の改善を図るということが大事だと思っています。そのためには年間を通した安定的な収益確保を図るという意味から、経営基盤の強化が重要であると考えております。それで観光閑散期における誘客の拡大、それについて現在取り組んでいるところでございます。

それから一方、従事者に関してなんですけれども、やはり働きがいのある職場づくりを促進するということが必要でございますので、経営者層の意識改革これを図るためのセミナーの開催、それから企業等が実施する観光従事者向けのスキルアップ研修などの人材育成事業にも取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　それで観光客の消費額を増加させるための対策はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　観光客の消費額を増加させるためには、まずは滞在日数を延ばすことが一番重要かと思います。それと合わせて観光商品の新規開発、それから付加価値の向上が必要と考えております。そういうことから県として、島々をめぐる周遊型観光、それから沖縄が持つさまざまな文化、地域資源を活用した魅力ある観光を推進する、それと

合わせて消費単価の高い外国人観光客を対象とした誘客活動を強化することなどによって観光消費額の増加を図っていきたいと考えております。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　このホスピタリティーを感じた、ホスピタリティーとは思いやり、心からのおもてなしということなんですけれども、（資料を掲示）　これは全国の統計2009年から2010年、今まで沖縄県１位です、断トツ。心のおもてなしということで、断トツ１位。しかし数字がだんだん下がってきている。その理由は、今言った滞在日数を我々はふやさなくちゃならない。その中で雇用体系、頑張っているけれども、要するに宿泊業､飲食サービス業の離職率が圧倒的に多い。理由はわかりやすく言えばベッドメーキング、ベッドメーキングですね。ベッドメーキングの方々も雇用が非常にいろんな面で厳しいものがある。しかし、観光客が来たときに、沖縄でホテルにチェックインするときに大体２時、３時ですよ、これを一、二時間もっと早くすることによって沖縄の滞在時間がふえる。今まで北部に行かなかった。美ら海水族館に行かなかったけれども、要するにホテルにチェックインする時間を早めれば、もっと行くところがある。そうすることで金は落とせる。いろんな面で観光客の皆さんが写真を今まで一、二枚、ブライダルでも撮っていたのが、いろんな面で環境がよければもっとカメラの枚数、写真の枚数もふえてくる。ですから、消費額を上げるためにはどうするべきか。消費額上げるためには何か問題があるんじゃないか。そうすることで考えれば、ホテル業界でいえばベッドメーキングですよ。チェックインをもっと早める。そういったことによって回転を早くする。今まで一、二カ所減っていた視察する場所をふやす、金を落とさせる、そういったことがあるんですよ。

議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　私が提案します。（資料を掲示）　沖縄観光ＣＳアワード制度というのがあります。このアワードというのは、顧客満足度が高い店舗を覆面調査員等が採点して決定する。接客業向けの顧客満足度の評価をするという仕組みなんですよ。要するに、沖縄県の消費額を上げるために、今まで前回も質問しました、アンケートとりなさいと言ったけれども、それよりかは手っ取り早く、そういう制度を使って顧客の満足度を上げる。そして消費額を過去最低の６万7000円から1000円でも2000円でも上げるためには、今ある観光全体の沖縄のいろいろ問題点をチェックさせる。そうすることによって、先ほど言ったホテル業界の中でもベッドメーキング等もろもろ改善すれば、チェックインの時間を早める、視察する場所がふえてくる。お土産品店でも接客が悪いとか、こういったのもいろんな面で県がチェックをすることができないから、こういう制度を導入させて全部させる。させることによって、先ほど言ったホスピタリティー、思いやり、心からのおもてなしの毎年１位だけれども沖縄県は。この圧倒的な１位の数字を上げることができる、そうすることによって。この私の思い、どうですか知事。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　大変クリエーティブで興味深い提案だと思います。

観光の個人当たりの消費額をどういうふうにふやすかというのは、実はこれ大変大きな課題でして、当然それをやるためには観光の現状、そこから浮かび上がってくるさまざまな問題､それを総合的に点検する。同時に、それをどういうふうに克服できるのかという展望を描くことだと思うんですが、今議員提案のきちんとしたチェック体制といいますか評価体制といいますか、そういったものを構築してその構築する中で問題がどういうふうに解決できるかについて検討してみたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　締めますけれども、私は仲井眞知事をどんなことがあっても支える一人として、いろんな面で過去最大、復帰最大の雇用率も上げた。そして予算も7000億確保した。これをこの投資がもっと倍にはね返ってくるためにはどうするべきかということで、保育事業もしかり観光産業でもこういう質問させてもらいました。

我々は、沖縄県は、基地問題だけじゃないですよ。経済、雇用、福祉、教育、そういった140万県民が求めているものをしっかりと手を突っ込んでやっていく。そうすることによって140万県民が幸せで笑顔があふれてくる。これを仲井眞知事がしっかりとやっていますから、これを支えながら私も頑張っていきます

ので、私の思いもしっかりと通していただきますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　嶺井　光君。

〔嶺井　光君登壇〕

○嶺井　　光君　おはようございます。

南城市の嶺井光です。

あしたから女子プロゴルフの開幕戦があります。南城市の玉城、琉球ゴルフクラブです。今度も14名の県出身のプロ・アマが参加します。ぜひみんなで応援に行きたいなと思っております。

私にとっては、今度の注目は、プロ初試合となる大城美南海さん。玉城中学校の私の後輩であります。ぜひ頑張っていただきたいと思っております。ギャラリーが多いほど、この選手の皆さんも応援の力を感じるわけですから、県民多くの皆さんがぜひ玉城の琉球ゴルフクラブに足を運んでいただきたいとお願いをいたします。

さて、皆さん、今春闘の真っただ中であります。久しぶりにベースアップの動きもあって、ぜひ実現してほしいなと思っております。私たちの若いころは、著しい経済成長、毎年右肩上がり、大きなベースアップを経験して、夢を持って働く意欲を持ってやっておりました。結婚して家庭を持ち、そしてマイホームを目標に希望の持てた時代だったなと今思っております。

ところが､最近の若い皆さんを見ていると､このベースアップがない、なかなか賃金が上がらない、大変気の毒だなという気がいたします。少子化もこれが一因なのかなというふうに思ったりもします。アベノミクスで景気回復の兆しはあるんですけれども、いまだ地方あるいは中小・零細企業には行き渡ってないというのが実感ではないかというふうに思っております。これからの安倍政権の経済政策、あるいは賃金上昇につながるような政策を期待したいと思っております。

そういう中にあっても、我が仲井眞県政を振り返ってみますとかなり多くの政策、公約に取り組んで見事な実績を上げてきたなというふうに私は評価をしております。一括交付金制度の実現、あるいは観光・情報産業の進展そして物流拠点としての展開、あるいは那覇空港第２滑走路の実現や鉄軌道への取り組みなど多岐にわたっております。また、失業率の大幅な改善など経済・産業政策は高く評価をされるものであります。

沖縄21世紀ビジョンの推進に必要な財政の見通しも道筋がついております。これも仲井眞知事の大きな功績であります。今後とも、沖縄振興そして公約の実現に向けて、また、若者たちが希望を持てるような県づくりにしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、通告の質問に入ってまいります。

まず、多様な人材の育成と文化の振興についてであります。

学力向上・学校教育の充実について。

本県は、未来を展望した沖縄21世紀ビジョンで長期的･総合的観点に立って「沖縄の未来を拓く人づくり」を目指した教育振興基本計画を策定しております。本県の自立は、将来を担う多様な人材の育成が重要であります。観光、情報、物流、福祉、農林水産業など、あらゆる分野の人づくりによって本県の平和で豊かな美ら島を実現できるものと考えます。そのためにも地方の時代、地域主権という立場から人材育成を仲井眞知事の重要政策として自主性を発揮した沖縄独特の取り組みを期待するものであります。

少人数学級に取り組む知事の公約について、どのように進んでいるか伺います。

県費負担教職員の新年度予算における本務教員は条例定数に対し何人か、学校種別ではどうなっているか。国の加配定数は何人か伺います。

次に、史跡保存整備について。

本県は、三山分立時代から琉球王国の時代、中国や東南アジアとの交易を通して独自の文化を発展させてきました。これらの拠点となったグスク跡は、貴重な文化財であり県民共有の財産であります。所在する市町村では保存・整備をし後世へ伝えていく重要な役割を担っております。ところが、本県のグスク跡は去る大戦でほとんどが壊滅状態となり、復元、整備、保存･継承は市町村に大きな負担となっております。

本県にある国指定史跡の学術調査、保存整備は全国と比べてどうか伺います。

市町村に配属されている専門職の実情と必要充足数を伺います。

専門職の養成と県の支援策を伺います。

文化・観光・スポーツの振興について。

文化芸術の創造・発信について。

公共文化施設を生かした音楽公演、伝統芸能など県がかかわる実施状況を伺います。

県内の劇場・ホールと連携したアートマネジメント人材の育成について伺います。

音楽専用のシュガーホールの活用・支援策について伺います。

(2)、スポーツの振興とアスリート育成策について。

総合スポーツの運動施設を備えた複合型スタジアム

の必要性について伺います。

大型ＭＩＣＥ施設はその機能を有するものか伺います。

指導者の育成・支援について県の方針を伺います。

３、農林水産業の振興について。

農業農村整備事業(雄樋川地区･大城地区)について。

南部地域は農産物の供給地として重要な役割を担っており、安定的な生産供給体制を確立する必要があります。これまで農家は圃場内に井戸を掘るなど独自で農業用水の確保に努めてまいりましたが、大城ダムや雄樋川地区ため池事業など、県の生産基盤整備等により安定的な農業用水の確保が実現しております。これからは、畑地かんがい施設の整備によってさらに生産性を高めるべく農家の経営支援を力強く推進していただきたいと思っております。

畑地かんがい施設の事業見通しを伺います。

自然エネルギー活用による農家負担の軽減策を伺います。

(2)、農業施策の強化について。

国の次世代施設園芸拠点に対する県の対応を伺います。

現在の拠点産地での指定は可能か伺います。

(3)、ＴＰＰ交渉について。

国会で関税撤廃の例外品目とした重要５品目で譲歩する報道があるが、詳細と県の対応、県内農家への影響を伺います。

水産業について。

ホテル・ホテル水域の操業制限解除の具体的な内容と効果の見通しを伺います。

４、福祉政策について。

子育て支援についてであります。

核家族化や共働きなどで若者の子育てに対する負担感・不安感が増大しており、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりが求められております。中でも待機児童問題は喫緊の課題であります。

沖縄21世紀ビジョン実施計画の行動指針による待機児童対策の本県独自の具体策を伺います。

保育士の待遇改善と資格者の就業復帰の取り組みを伺います。

高齢者対策について。

国の介護保険制度改革における社会保障審議会介護保険部会の特別養護老人ホーム入所基準について伺います。

入所基準が改定されると本県の待機者はどう変わるのか伺います。

土木行政について。

住宅政策についてであります。

「沖縄県住宅供給公社賃貸住宅等ストック活用計画」の詳細について伺います。

嶺井団地の耐震診断、ひび割れ等の調査の詳細を伺います。

南部東道路の整備について。

南部東道路の起点、終点はどこか。起・終点の接続はどのようになるのか伺います。

平成26年度の事業費と実施目標を伺います。

公共工事の適正な施工について。

労務単価の推移を伺います。

建設現場の作業員確保は改善されているか伺います。

建設作業員不足等による設計工期への影響について伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時９分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

嶺井　光君。

○嶺井　　光君　１件抜かしております。

土木行政についての(3)、県道南風原知念線の整備方針と維持管理についても伺います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嶺井光議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、多様な人材の育成と文化の振興についてという御質問の中で、少人数学級の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

私は就任以来、小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生で35人学級を実施してまいりました。

次年度は、新たに県単定数も活用し、中学校１年生への35人学級を実現することにより、小中学校の少人数学級をさらに拡大していく所存でございます。

次に、文化・観光・スポーツの振興についての御質問の中で、スポーツ機能を有した大型ＭＩＣＥ施設の必要性についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

沖縄県では、スポーツコンベンションを推進する観点から、国内外のイベント等の誘致に取り組んでいるところであります。さらに、平成26年度は、取り組みを強化するために受け入れ体制などの調査を実施することといたしております。また、現在取り組んでいる

大型ＭＩＣＥ施設の基本構想の策定において、多様なスポーツイベントも対応できる機能などにつきましても検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 農林水産業の振興に関する御質問の中で、ＴＰＰ交渉による影響と県の対応についてお答えします。

ＴＰＰ交渉については、去る２月22日から25日まで、シンガポールにおいてＴＰＰ閣僚会合が開催されましたが、農産物の関税分野において合意に至っていない状況にあります。しかしながら、今後の交渉についても、農産物の自由化を強く求められることが予想されることから、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。重要５品目の関税の検討について、政府は内容を明らかにしておりませんが、仮に本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛などの関税が譲歩された場合、本県農林水産業へ極めて大きな影響があるものと懸念しております。

県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう必要な対策について適切に対応してまいります。

同じく農林水産業の振興に関する御質問の中で、ホテル・ホテル訓練水域の一部水域の制限解除の具体的な内容と効果の見通しについてお答えいたします。

国が昨年12月３日に発表した「ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除」の概要は、同訓練区域のうち、東経129度より西側の水域の使用制限を一部解除し、船舶の通過と、はえ縄漁法等の操業を認めることとなっております。

漁業団体は、同水域での漁船の通過とはえ縄漁業等の操業が可能となることについて期待しております。しかしながら、合意内容の実施には、制限の解除に関する事前通告の方法などに関する「現地実施協定」の作成が必要となっております。

県としましては、今後とも情報収集に努め、一日でも早く「現地実施協定」を作成できるよう、漁業団体等と連携し対応していくこととしております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 福祉政策についての御質問の中で、本県独自の待機児童対策についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、市町村待機児童解消計画を取りまとめ、保育の量の拡大目標を約１万1000人としております。当該目標を達成するため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、認可外保育施設の認可化等を支援するとともに、市町村に対し待機児童解消支援交付金を交付することにより取り組みの加速化を図ってまいります。

なお、待機児童関連予算として、平成26年度は約69億円を計上しております。これは、平成22年度と比較して約1.4倍、約20億円の増となっております。また、県独自による待機児童対策予算としては、平成26年度は約17億円を計上しております。昨年25年度の８億5000万の約２倍となっております。

県としましては、このような予算を活用しながら市町村と連携をし、５年以内の待機児童解消に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、土木行政についてお答えいたします。

土木行政の中の、労務単価の推移についてお答えいたします。

国におきましては、建設業界の人手不足や入札不調等を改善するため、本年度の労務単価を２度にわたり引き上げたところであります。

沖縄県におきましても、国と同様の引き上げを行った結果、昨年度の労務単価に比べ約19％上昇したところであります。労務単価の引き上げにより、建設労働者の賃金水準の向上とともに、公共工事の迅速かつ着実な施工に結びつくものと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは多様な人材の育成と文化の振興についての御質問の中で、新年度における教員定数についてお答えいたします。

平成26年度における小学校の本務教員数は、条例定数5194人に対し4494人、中学校の本務教員数は、条例定数3203人に対し2815人を見込んでおります。また、国の加配定数は、821人を見込んでおります。

次に、国指定史跡の整備等についてお答えいたします。

平成25年10月、南城市に所在する佐敷城跡が国の史跡に指定され、本県に所在する国指定史跡は38件となっております。県教育委員会では、沖縄戦の戦災を受けた国宝24件を含む文化財の復元整備を積極的に推進しているところです。

平成26年１月現在、本県では勝連城跡、玉城城跡を初め県及び10市町村16カ所で文化庁の補助を受けて整

備を実施しております。

なお、史跡の性格等により全国との比較は困難ですが、沖縄県内における史跡の保存整備は進んでいるものと理解しております。

次に、市町村の専門職員の実情等についてお答えいたします。

現在、県内41市町村のうち、27市町村に65名の専門職員が配置されております。

専門職員の必要充足数につきましては、市町村の実情等により一概には言えませんが、地域に根差した文化財保護行政を推進するためには、専門的知識を有した職員の確保と配置が必要であると考えております。

次に、専門職員の養成と支援策についてお答えいたします。

県教育委員会では、文化財保護行政を推進するため、平成25年７月10日付で県内の関係大学の学長に対し、専門職員養成の依頼を行いました。また、毎年、関係市町村の担当職員を対象に研修を実施し、資質の向上を図っております。さらに、市町村が実施する文化財調査等に対して指導助言を行うため、専門職員を派遣するなど、その支援に努めております。

今後とも、先人が残した貴重な文化財を県民共有の財産として保存・継承に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　文化・観光・スポーツの振興に関する御質問の中の、公共文化施設を活用した県がかかわる公演の実施状況についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、県民への文化芸術鑑賞機会の提供や伝統芸能の担い手の育成、エンターテインメント性の高い舞台公演の創出等を目的としてさまざまな音楽公演、伝統芸能公演等の事業に取り組んでおります。平成25年度におきましては、県主催あるいは県が支援する公演を98公演行っております。

次に、県内の劇場等と連携したアートマネジメント人材の育成についてお答えいたします。

沖縄県では、文化芸術活動の活性化や劇場等の運営の改善を図るため、今年度からアーツマネージャー育成事業を実施しております。今年度は、アーツマネジメント人材に関するニーズ調査を行い、それを踏まえた人材育成プログラムを作成することとしております。次年度からは、劇場等関係者にも呼びかけ、講座や派遣研修による本格的な人材育成に取り組むこととしております。

次に、シュガーホールの活用・支援策についてお答えいたします。

南城市文化センター・シュガーホールは、音楽を中心とした実演芸術の継承・創造・発信や市民交流の場の創出、青少年の育成を目指す「文化のまちづくり」の拠点として、県内でも先進的な取り組みを行っているホールであると認識しております。

沖縄県としましては、文化芸術活動が活発に行われ、文化施設が十分に活用されることが本県の文化芸術の発展にとって重要であると認識しております。

一方、県内の文化施設の中にはその活用等について課題のある施設も存在すると聞いております。このため、シュガーホールを含めた県内文化施設での活動がより活発になるよう、関係市町村と意見交換を行いながら、アーツマネジメント人材育成やさまざまな公演の実施支援などについて効果的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、スポーツ指導者の育成・支援についてお答えいたします。

沖縄県を代表するトップアスリートの輩出を含め競技力向上を図るためには、スポーツ指導者の育成・支援が重要であると考えております。そのため、沖縄県では、公益財団法人沖縄県体育協会と連携し、指導者の育成等に向けさまざまな取り組みを行っているところであります。

具体的には、各種競技指導者が一堂に会する研修会の開催や、県外のトップレベルのコーチ招聘、優秀な成績をおさめた選手を育成した指導者による報告会などを実施しております。

沖縄県としましては、今後とも沖縄県体育協会を初め各種競技団体と密接な連携を図り、スポーツ指導者の育成等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農林水産業の振興についての御質問の中で、雄樋川地区・大城地区の事業見通しについてお答えいたします。

農家経営の安定化を図る上で、反収増や高収益作物への転換が可能となる畑地かんがい施設等の整備は大変重要であります。南城市の雄樋川地区の水源整備については、平成27年度までに県営かんがい排水事業により、受益面積148ヘクタールを対象として約14万トンの貯水池を整備することとしております。また、畑地かんがい施設の整備については、雄樋川２期地区と

して、平成27年度の新規採択に向け調整を進めているところであります。大城地区については、既存ダムを水源とした受益面積30ヘクタールを対象として畑地かんがい施設の整備を予定しており、平成27年度の新規採択に向け、事業主体である南城市と調整を進めているところであります。

県としましては、引き続き南城市と連携を図り、両地区の早期着工に努めてまいります。

次に、雄樋川地区・大城地区における自然再生エネルギー活用による農家負担の軽減策についてお答えいたします。

貯水池などの水源に集水された農業用水を受益地全体に送水するためには、揚水ポンプ等の稼働が不可欠でありますが、これらの施設の稼働には多くの電力を必要とし､受益者である農家の負担となっております。このため、県では、農家の負担軽減を図ることを目的として、農業水利施設への再生可能エネルギー導入マスタープランの策定を進めているところであります。

県としましては、同マスタープランを踏まえつつ南城市と連携し、両地区の畑地かんがい施設の導入に合わせて再生可能エネルギーの導入が図られるよう検討を進めてまいります。

次に、次世代施設園芸導入加速化支援事業に対する県の対応及び現在の拠点産地への指定についてお答えいたします。３の(2)アと３の(2)イは関連しますので一括してお答えいたします。

国の次世代施設園芸導入加速化支援事業は、政策目標である化石燃料使用量を５年間で３割削減を目指して、大型栽培施設や脱石油型エネルギー供給施設及び出荷センターなどを整備するものとなっております。このため、本県の拠点産地においては、同事業の採択要件等を踏まえると指定を受けるのは厳しいと認識しております。

現在、県では、市場競争力の強化による生産拡大が期待できるゴーヤー、菊、マンゴー等の園芸品目を戦略品目として位置づけ、計画的・安定的に農産物を供給できる拠点産地の形成に向けて、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、１、拠点産地の形成によるおきなわブランドの確立、2、強化型パイプハウス等の整備、３、省力化機械の導入、４、オリジナル品種の開発・普及などに取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、拠点産地の育成強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉政策についての御質問の中で、保育士の待遇改善策等についてお答えいたします。

県におきましては、保育士の待遇改善を図るため、保育士等処遇改善臨時特例事業による保育士の給与支給額の増加、正規雇用率の引き上げを目指す取り組み等を行っているほか、新年度予算案において保育士の産休取得を支援するための経費を計上しているところであります。また、保育士資格を持ちながら保育士として就業していない潜在保育士につきましては、その就業を支援するため、県保育士・保育所総合支援センターにおいて人材バンクへの登録、相談会の開催等の取り組みを行っているところです。

次に、特別養護老人ホームの改正後の入所基準についてお答えいたします。

今国会に提出された介護保険法改正案においては、特別養護老人ホームを中重度の要介護者を支える施設としての機能を重視し、新規入所者については、原則として在宅での生活が困難な要介護度３以上の高齢者に限定するとしております。ただし、要介護度１、２の高齢者であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を認めるとしております。

次に、入所基準改正後の特別養護老人ホームへの入所待機者についてお答えいたします。

本県においては、入所の必要性が高い高齢者が優先的に入所することができるよう、「沖縄県特別養護老人ホーム入所指針」を定めており、各施設において被保険者の要介護度、介護者の状況、住居環境等を総合的に勘案し、入所の優先順位を決定しております。

今回の改正案においても、中重度の要介護認定者を原則としつつ、軽度の方でも必要に応じ入所を認めることとされておりますので、運用上、大きく変わるものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木行政についての御質問の中で、「沖縄県住宅供給公社賃貸住宅等ストック活用計画」についてお答えいたします。

沖縄県住宅供給公社では、現在、賃貸住宅６団地を所有・管理しておりますが、いずれの団地も築後40年以上が経過し、建物の老朽化が進行している状況にあります。そのため、今後の公社賃貸住宅の活用または

処分の方針を定めた「沖縄県住宅供給公社賃貸住宅等ストック活用計画」を今年度内に策定する予定と聞いております。

同計画では、建物の劣化調査、入居世帯へのアンケート調査、建てかえ事業における国庫補助事業導入の可能性の検討及び経営シミュレーションを行い、各団地ごとに建てかえや処分の方針を明らかにするとのことであります。

同じく土木行政についての中で、嶺井団地の耐震診断、ひび割れ調査等についてお答えいたします。

嶺井団地は、昭和48年に建設されており、平成18年度に沖縄県住宅供給公社が実施した耐震診断では、現行の耐震基準に適合していないとの結果が示されているとのことであります。また、昨年度に公社が実施した建物の劣化調査では、鉄筋の腐食によるコンクリートのひび割れが多く確認されており、一部では剝離している状況にあります。このため、公社では、危険箇所について応急的な措置をするとともに、国庫補助事業導入による建てかえ等の可能性について検討を行っていると聞いております。

同じく土木行政についての御質問の中で、南部東道路の起点・終点の位置及び接続方法についての御質問にお答えいたします。

南部東道路の整備区間は、南風原町字山川を起点とし、南城市つきしろを終点とする延長8.3キロメートルの地域高規格道路であります。起点側においては、那覇空港自動車道と南風原南インターチェンジで接続する計画となっており、終点においては、南風原知念線と平面交差で接続する計画となっております。

同じく土木行政についての御質問の中で、南部東道路の平成26年度事業内容についての御質問にお答えいたします。

南部東道路の平成26年度の事業費は９億円を予定しており、平成25年度に引き続き用地取得を進めるとともに、橋梁下部工事に着手したいと考えております。

同じく土木行政についての御質問の中で、南風原知念線の整備方針と維持管理についてお答えいたします。

南風原知念線の現道部分は全線改良済みであり、拡幅等の整備は現在のところ予定しておりません。しかしながら、渋滞が発生している交差点等については状況を確認しながら、対策について検討していきたいと考えております。また、道路利用者の安全な通行確保のため、道路を良好な状態に保つよう適切に維持、修繕を行っているところであります。

同じく土木行政についての御質問の中で、建設現場の作業員確保及び設計工期への影響についての御質問にお答えいたします。５の(4)のイと５(4)のウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

建設業界においては、公共事業や消費税増税前の駆け込み需要が増加していることに伴い、鉄筋工や型枠工等の確保が課題となっております。また、人手不足による設計工期への影響について、国は技術者等の人手不足対策として、受注企業の希望に応じて工期開始時期を調整するいわゆるフレックス工期の導入や、労働者確保等の準備を行うための余裕期間の設定等について検討を進めていると聞いております。

県といたしましても、国の動向を注視しながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　嶺井　光君。

○嶺井　　光君　少人数学級の取り組みについてでありますけれども、知事公約についての確認をまずしておきたいと思っております。

私もこれまで何度もこの少人数学級については提案してまいりました。ところが、なかなか前に進まない。そういう中でも知事もおっしゃったように、広げていこうという意図は見えております。そこでいま一度、知事の公約という立場でこれからどう進めていくのかというところを、あるいは公約そのものを確認したいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　少人数学級の導入というのは全国的な課題でありまして、その効果も検証されつつあります。ただ時間はかかるんですけれども、知事公約でもございますので、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　嶺井　光君。

○嶺井　　光君　将来的にこの少人数学級にぜひ進めていってもらいたいと思っているわけですけれども、我々も、あるいはほかの議員さん方も全学年へというのを何度も訴えている。しかし、これは県がそういう考えを持ったにしても、この学校設置者である市町村が、学校現場そのもの、教室があるかとか、こういうハード面の条件も整わんとできないわけであって、そういう意味で全学年で実施するについての県の考え方というのをお持ちであれば伺っておきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

今議会でも議員の方々から少人数学級の全学年実施

という要望がございましたけれども、少人数学級の導入につきましてはかなり大きな予算が必要となることから、全国的にもどうしても国の加配定数に頼らざるを得なく、現在、少人数学級に対しての国の定数も伸び悩んでいることから県独自のプランづくりも難しいものがあります。

少人数学級の全学年での実施については、知事の答弁にもございましたように、理想的ではあるんですけれども、国の学級編制標準の改善及び加配定数、県内市町村の意向及び小中学校の現有施設の状況、それから少人数学級を含めた少人数教育の効果の検証など多くの観点から移行させていく必要があると思います。どうしても段階的に取り組まざるを得ず、実施にはなお時間を要するものがあると考えております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　ちなみに、全国的に少人数学級、あるいは30人とか、取り組みの実態をもし把握しておればお聞かせいただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 全国的に少人数学級を全学年で、小学校、中学校、取り組んでいるところはまだ少数でございまして、全導入しているのが１府５県の状況です。本県は、今回小学校１年、２年、３年、中学校１年ですから、まだ進んでいるほうに入るんじゃないかなと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　先ほど申し上げたように、県が意気込んでも市町村が応じられるかというのが大きな課題じゃないかなと。もちろん財政の面もあります。そういう意味では、標準法で今40人学級になっている。これを変えないことには、なかなか大きく動くということは厳しいんじゃないかと思っているんですよ。そういう意味で、前にも提案をしましたけれども、全国的な地方の声として、この40人学級制に標準法が変わったのはかなり前ですから、そろそろ35人学級にするとか、この標準法そのものを国が変えていく、そういう流れをつくらんといけないんじゃないかなというふうに思っております。そのとおりでしょうか。ぜひ、そういう全国的な動きをやっていただきたい。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 定数の改善について、これまでもいろいろと全国都道府県教育長協議会等を通して要望してきております。全国的にもこの課題を共有しているところでありまして、いろんな場を通して私も発信していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　次に進みますけれども、史跡の整備保存。整備保存するのは所在市町村なんですよね。そういう意味で市町村にかなり財政的な負担、いろんな面での負担がかかっている。これを何とか支援すべきだと私は思っていて、今、先ほど答弁があったように、国指定史跡、絞ってグスク跡に限っても、県内に17ある。その中で、実は南城市に５つあるんですよ。そういう意味では、発掘調査あるいはいろんな整備保存をする、活用するという意味で教育委員会に専門職員とか張りつけてある。そういう意味での財政負担、これをどのように認識しているのか、あるいは支援ができないのか、そこら辺をちょっともう一遍お願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 県としての市町村の専門職員等への財政負担だというような質問だと思うんですけれども、市町村の財政状況も厳しい点があるというのは重々承知しております。そして、市町村によっては、やはり文化財保護行政が手狭になっていると、そういうことも認識しております。

県としては、こちらから派遣をしたり、その市町村の状況に応じてですけれども、いろんな研修会を通して支援しているわけでございますけれども、ただ人件費をもってここから派遣するというのは厳しいものがあると思います。実施主体がやはり市町村にあるわけですから、この辺はどう支援していくかというのは検討課題だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　人件費の支援というのは、ある意味ではいろんな史跡等、国庫も入って整備保存事業があります。この中に事務費があるんですけれども、この事務費は人件費に充当できない。そういう意味では所在市町村においては、一般財源を充当して職員を雇用しているというのが実態なんですよ。だから少なくともこの補助事業の経費の中に人件費充当できるような支援が制度としてあるべきじゃないか、そこら辺の認識、あるいは取り組みをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 国庫補助事業の事業メニューの中に人件費の項目を組み込んだらどうかという御質問、実はこの件で担当の文化財課といろいろと議論をしてまいりました。やはり国庫補助事業のこのメニューの中でももう法改正されて、これが難しいんじゃないかということです。

それから、文化庁通知でも明確に規定されているん

ですけれども、文化財保護については県と市町村とのすみ分けが基本的には当該市町村が実施することになっているということで、人件費をどうするかについては、肝心な点はどこが実施主体かということになってくると考えております。

県の財政状況、行政のあり方等を見ても人件費の県負担というのは厳しいものがあると考えますけれども、あと一括交付金についてもその辺ができないかというのは考えました。しかし、実施主体がどこであるのか、それから人件費にはなじまないということですね。本県の特殊事情という観点からもちょっと難しいものではないかと。また、市町村がこの一括交付金を活用できるわけですから、こういったものを含めて実は議論してきたわけです。この辺はやはりまだ議論が、勉強する余地があるんじゃないかなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　所在市町村がやる責務というのは認識しております。そういう意味では、人件費がかなり負担になっているというのは現実ですから、ぜひ取り組んでほしいなと。総務部長どうですか。これは地方交付税でもこの部分の算定はされていないんですよ。そういう面で一括交付金を充てるとか、あるいは専門職員の派遣に支援をするとかという、ある意味財政支援というのはできないものですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 一括交付金の件については、今教育長から答弁があったとおりだと思います。例えば人件費についても、人件費に充てなければ当該事業の実施が困難であると、そういったような限定つきではありますが、そういった場合であれば充てられるというふうなケースもあるようでございますので、そこはまだ研究の余地があるかなというふうに思います。

ただ、基本的に事務の分け方で、役割分担で市町村固有の事務というのであれば、一般的には補助金の中から人件費に充てるということは、多分に多くの制度で否定的じゃないかなという気はいたします。ただ、いずれにしましてもいろんな事情がございますし、それから財源的にもいろんな財源をこれから研究・検討していかなければいけないと思います。そこは教育庁のほうでも研究・検討されると思いますので、その結果については私たちもしっかりとお話を聞いて受けとめていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　時間がありませんから次に行きます。

専門職の養成支援ですけれども、きのうもこういう議論がありました。やっぱりこれから先、米軍施設の返還とか広大な調査の必要性が出たときに、今のような状態で果たして専門職が足りているのかというのを考えるとかなり厳しい面があると思いますから、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

今の人件費支援についても、何とか国の事業の中に補助要綱として入るような取り組みをしていただければありがたいなと。どの事業を見ても、人件費充当ができないというようなことで、こういうふうに１カ所の市町村に集中しているという意味で、この市町村はこういうところにエネルギー、財源を使うわけですから、県民共有の財産という意味では県の特段の支援もあっていいのじゃないかというふうに考えております。これは答弁よろしいですから、御検討ください。

次に土木行政に行きます。

南部東道路、起・終点の接続の件をちょっと確認をしたいんですけれども、山川の起点側のほうの接続は那覇空港自動車道に接続するのではないんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 那覇側での那覇空港自動車道との接続ですけれども、これは南風原南インターチェンジのほうに山川交差点のほうから並走する道路いわゆる側道を通って、そちらのほうのインターチェンジから上がっていくということを考えております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　今の説明だと、南部東道路の目標、目的というのか、那覇空港からの30分圏内だとか、そういう迅速な動きの確保という意味ではちょっと逆行するような感じがするんですよ。一旦、平面におりてまた自動車道に上るというと、ここでやっぱりちょっと渋滞が発生するということが予想されるものですから、私たちはこれまで那覇空港自動車道に直接着くんだと。そこでインターがあって上り下りができるんだというようなイメージだったんですけれども、これは地元との協議とかというのはやられたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、議員おっしゃるとおり直接自動車道に乗り入れするという方法もないわけではないんですが、この南風原南インターチェンジとの距離はおおむね900メートルぐらいということになっております。そして側道を通ってそちらの南インターのほうに行く場合に、この南部東道路の事業

の中で片側１車線ずつを増設するということで渋滞が発生しないように対応策を考えております。

そして地元との話し合いですけれども、これもいろんなところでお話はしておりますけれども、やはり議員おっしゃるようなそういった御意見もいただいているところではございます。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　この地域で、南風原インターで今の新しいインター的なものができると、これはもう混雑は明らかじゃないですか。今おっしゃるように、地元と協議したと言っても、まだ十分な一致点に至ってない。そうであればいま一度検討する余地があると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 地元に対して、やはり私どもの計画をきちんと丁寧に説明していく必要はあるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　丁寧な説明はよろしいんですけれども、今指摘しているような接続の問題として検討する必要があるんじゃないかということなんですよ。もう一度、地域との協議の必要性、これをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 接続の問題、御指摘いただきましたので、そういう問題があるということを認識して、丁寧に説明してまいりたいと思います。

○嶺井　　光君　ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

嶺井　光君。

○嶺井　　光君　嶺井団地なんですけれども、かなり老朽化が激しい。今にも事故が起きるんじゃないかと思うぐらいひどい状況です。ぜひ改築の方向を公社として、あるいは県としても取り組んでいただきたいと思っております。

今、借家率が全国35％に対して沖縄は48％、10ポイントも高いですよ。あるいは公営住宅の空き家待ちの状況、これも全国8.9倍、沖縄は16倍。要するに低所得者が多いというのもあるんでしょうけれども、公営住宅に頼る県民の姿が見えるわけです。ぜひ県営あるいは公社として改築をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 議員の御指摘にあったとおり、本県は大変借家率の高い県でございまして、そういった意味では借家の需要というのは高いところでございます。

そして住宅供給公社の団地といいますのは、公営住宅は低所得者向けということですけれども、公社の団地につきましては、それよりは若干所得レベルが上というように理解をしております。

この嶺井団地につきましては、もう本当に老朽化しておりまして、公社としても何とか建てかえをするなり、あるいは処分をするなりということを考えているところですけれども、やはり入居者がもちろん当然いるわけですけれども、入居者の御意向等を今アンケート調査などでとりつつ、何らかの方向性を見出せないかということで、南城市とも一緒になって国庫補助事業を導入した形で建てかえる手法を種々模索しているところでございます。そのときには、議員からもいろんな御意見もいただいておりますので、ぜひ我々県のほうも住宅供給公社だけに任すんではなくて一緒になって考えていきたいと思います。

○嶺井　　光君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　皆さん、こんにちは。

通告に従い質問を行いますけれども、質問に入る前に既に通告してある内容について、質問事項と所見の部分の整理や訂正、さらには削除した部分もございますので、御理解をお願いをいたします。なお、執行部との調整は既に行っております。

１、県知事の埋立承認について。

(1)、百条委員会の関連について。

賛成多数で百条委員会が設置され、４日間審査が行われましたけれども、執行部から資料を求めてそれをもとに説明させ、あるいは知事の面談の内容等の確認は、通常の委員会でやるべきことであったのではと私は考えております。

百条委員会は、資料を求めて説明させる場ではなくて、百条委員が疑惑や不正を解明するために独自で調査を行い、確固たる証拠を突きつけて知事や関係者を追及していく。具体的な疑惑や不正を指摘し、法律に基づいてみずから調べ上げたもので追い込んでいく、これが百条委員会だと私は考えております。百条委員

会の冒頭に証人に宣誓をさせます。それは百条委員の疑惑の追及にうそ偽りのない証言をさせるためでございます。百条委員会で知事は、当然説明しますけれども、百条委員会で問われているのは、百条委員の解明責任だと私は考えております。

以上を申し上げて質問を行います。

ア、埋立法の行政手続の一環でありますけれども、それ以外の追及も受けておりますか。

イ、具体的な疑惑や不正の内容を示しての追及でしたか。

ウ、環境影響評価審査会は埋め立てについて、「環境に影響がある」このことが当然であると思われます。県内のこれまでの埋め立てで「環境の変化に影響がない」との審査会の答申がありましたか、伺います。

エ、埋立法の趣旨に沿った行政手続及び承認が刑事告発になじむのか、受理判断も含めて県警本部の見解を伺います。

(2)、埋立承認後の反応について。

私は、これまで県民は県外移設を求める民意が大半以上であったと考えております。しかしながら、平成８年から18年にわたる長年の課題であること、現在の日米両政府の対応、あるいは県外移設の具体性がないことなど今では知事の判断をやむを得ないと考えている人がふえているのではないかと思います。

そこで伺います。

①、県民や市町村及び市町村議会の反応について伺います。

②、大田、稲嶺そして仲井眞知事と３代にわたる重要案件でありますけれども、見解を伺います。

③、この問題の始まりは、大田知事が日本政府に返還要求をして日米合意がなされたと理解をしております。見解を伺います。

④、県民は承認を理解するものの複雑な県民感情があると思います。知事の見解を伺います。

(3)、普天間固定化阻止について。

知事の埋立承認は、埋立法の行政手続によるものでありますけれども、そのことによって普天間固定化を阻止するスタートになったと考えるものであります。知事の見解を伺います。

(4)、沖縄の基地負担の全国の動きについて。

オスプレイの分散配備、訓練移転など、沖縄県民の負担軽減に向けてこれまでにない全国的な動きになっていると思います。見解を伺います。

(5)、日本政府の動きについて。

協議会等をつくり、普天間５年以内停止状況や日米地位協定の環境条項など、これまでにない強い取り組みだと思います。見解を伺います。

２、平成26年度一般会計予算及び事業について。

(1)、平成26年度の予算編成の経過と狙い。

(2)、各部局ごとの主な事業（新規事業も含めて）と予算の説明。

(3)、予算執行における経済成長率や失業率の改善、観光客及び各種経済指標について伺います。

３、日本政府と沖縄県の関係について。

沖縄県の厳しい歴史や基地問題を抱えながらさまざまな問題解決に沖縄県と政府は信頼関係を構築してまいりました。一時期、大田県政と橋本政権下で信頼が損なわれ危機的な状況がございましたけれども、稲嶺県政で信頼を取り戻し、民主党、そして自民党・公明党連立政権においても信頼関係が継続されております。

そこで伺います。

(1)、今後とも基地問題に取り組み、沖縄振興を考えていく上でも信頼の継続は第一条件であると考えます。

(2)、その上で反対や異議を唱えることも重要で、このことは県民も期待をしていると思います。

(3)、政府との信頼は、本土の国民全体との信頼であると考えます。相互の理解と努力が必要であります。

以上、３点について見解を伺います。

４、尖閣諸島を取り巻く情勢について。

(1)、沖縄と中国との文化及び人的、経済交流は積極的に推進すべきであります。一方で尖閣諸島周辺の海域・空域の緊張状態も沖縄県として懸念するところでございます。見解を伺います。

(2)、中国艦船等による領海侵犯等の現状。

(3)、竹島の歴史、現状は県としても学んでいるでしょうか。国会の議論を聞いていても、尖閣を守る上で国土防衛の自衛隊の位置づけが不明確のような感がいたします。見解を伺います。

(4)、米国は、尖閣諸島を日米安全保障条約の対象地域とし、岸田外相やケリー国務長官とも中国への対応で一致したとの報道もあります。尖閣諸島や防空識別圏も含めて中国の力による対応で連携がとられるようでありますけれども、県の対応と見解を伺います。

(5)、日本は戦後、経済を優先に考え、国防については米国、日米安保に頼ってきたと思います。米国の言いなりと批判されながら、自分の国を自分で守るごく当たり前の国民の意識が問われていると思います。米国と中国、二大軍事大国の中で日本はどうするのか。沖縄の基地問題もその延長線上にあると考えるものであります。県の見解を伺います。

５、オール沖縄の表現について。

オスプレイ配備反対のためにオール沖縄で取り組んできた経緯がございます。そのことは私もよく承知しており、オスプレイ反対、このことを目的として実行委員会をつくり、県議会、市町村長、市町村議会、各種団体が自分たちの主義主張を超えてオスプレイ反対一点集中し、活動をつくってきたわけであります。そして、実行委員会はめどをつけて解散をし、オール沖縄も建白書もあわせて役割を終えたと私は理解をいたしているものでございます。

しかし、今は県知事選挙に向けてオール沖縄や建白書が利用されているのではないかと危惧するものであります。革新共闘はこれまで稲嶺、仲井眞で勝利できずに、勝つために革新プラス保守層の体制をオール沖縄の名のもとにつくろうとしているのではと考えます。普天間飛行場移設問題のみで現県政や政府を批判し、対立構図をつくり、政党の主義主張を捨てて保守層に寄り添い、巻き込む、このことが革新陣営の県知事選における戦略であり、オール沖縄が利用されていると考えるものでございます。知事の見解を伺います。

６、新聞報道について。

私は、生まれて物心ついたときから県内２紙の新聞報道とともに生きてまいりました。さまざまな情報を２紙からいただき、影響を受けて県内２紙を100％信頼し続けて今日に至っております。当然のことながら情報をいただく対価として新聞購読料を、生まれる前からですから既に60年以上支払い続けております。私は、現在の県内２紙の報道は政党や政治家あるいは県知事や市町村長より社会や政治に大きな影響を与える存在になっていると考えております。新聞報道は今や大変大きな力を持っているのではないでしょうか。このことは多くの県民の声でもございます。新聞報道は国民、県民の知る権利や報道の自由のもとに、同時に公正公平な報道であることは大変重要でございます。

先ほども述べましたけれども、私は県内２紙を100％信頼してきましたけれども、今回は公正公平な報道について考えるべく取り上げるものでございます。県内２紙の報道について、県民から公正公平の観点から苦情が私に寄せられております。

そこで伺います。

(1)、県に対して苦情は寄せられていないか。

(2)、公正公平を審査する第三者機関はあるか。

(3)、公の新聞として県民読者に大変大きな影響を与えております。今や政党や政治より大きな力を持っていると思います。見解を伺います。

(4)、特に政治面の記事、社説は記者や論説委員の氏名を明記し、責任を明らかにする必要があると考えるものであります。見解を伺います。

７、我が党の代表質問との関連について。

基地問題、仲井眞県政のこれまでの基地問題に対する取り組みと実績を伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　照屋守之議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第１に、日本政府と沖縄県の関係についてという御質問の中で、政府との信頼関係の継続についてという御質問にお答えいたします。

沖縄のさまざまな課題を解決するためには、政府との信頼関係は極めて重要であります。私は何度も上京し、公式、非公式に要請を行いながら、政府との信頼関係の構築に努めてまいりました。今後も沖縄県政の責任者として、政府との適切な関係のもと沖縄振興、基地問題等の解決に取り組んでまいる所存でございます。

次に、同じく日本政府と沖縄県の関係についての中で、政府との信頼関係を継続した上で反対や異議を唱えることという趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では沖縄政策協議会や要請等を通じ、申し上げるべきことは申し上げ、沖縄県の立場を訴えてまいりました。一方、沖縄振興や基地問題の解決には政府との信頼関係が重要であることは当然のことでございます。

県といたしましては、今後も政府との議論や協議を重ねながら意識の共有、そして信頼関係の醸成を図ってまいる所存でございます。

次に、オール沖縄の表現についての御質問で、このオール沖縄という言葉が利用されていることについてという御趣旨の御質問ですが、お答えいたします。

オール沖縄という言葉には、心地よい、また大変力強い響きがあると思います。しかし、さまざまな方々がさまざまな分野でいろいろな立場、感覚、意味で、そしていろいろなお考えのもとにこの言葉は使われていると思っております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　県知事の埋立承認に関する御質問の中で、普天間飛行場移設問題の始まりについてお答えします。

普天間飛行場については、平成８年返還合意が発表され、県が移設候補地をキャンプ・シュワブ内辺野古沿岸域と表明し、当時の名護市長が受け入れ進められました。

照屋議員御指摘のように、沖縄の基地問題の中でも最も重要な課題として県が政府に要請し、日米で合意がなされたものであります。

同じく県知事の埋立承認に関する御質問の中で、普天間固定化阻止についてお答えします。

今回の埋立承認申請については、法に定められた承認基準などに適合しているものと判断し、承認したところであります。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされております。

県としては、同移設計画の進捗にかかわらず、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めたところであります。５年以内運用停止の実現のためには県外移設が必要であり、今般、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会においてあらゆる方策を追求するよう、強く求めてまいります。

続きまして、日本政府と沖縄県の関係に関する御質問の中で、政府初め国民全体との相互理解についてお答えします。

沖縄県の抱えるさまざまな課題の解決を図る上では、その課題を政府や国民と共有し、議論し、相互理解を図っていく必要があると考えております。とりわけ、米軍基地問題は我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って国民全体で議論する必要があると考えております。

その点では、岩国市が普天間飛行場のＫＣ130空中給油機の移駐を受け入れることや、オスプレイの県外での訓練実施の実現等、日本全国で沖縄の基地問題を考える機運が確実に高まりつつあると考えております。

本県といたしましては、このような議論の中で政府や国民との相互理解を深めつつ、信頼関係の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　平成26年度一般会計予算及び事業についての御質問の中で、平成26年度予算編成の基本的考え方についてお答えいたします。

平成26年度一般会計当初予算の編成に当たっては、日本経済活性化の一翼を担うフロンティア創造など４つの重点テーマを踏まえ、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かした施策を戦略的に展開するとともに、雇用や観光など県内景気の回復基調を確かなものにすることを基本的な考えとしたところであります。

その結果、平成26年度当初予算においては、１点目に、当初予算としては初めて7000億円台の予算規模となったこと、２点目に、沖縄振興交付金を積極的に活用し、離島振興や子育て、福祉・医療など、県民の求める将来像の実現に向けた事業を重点的に配分をいたしました。そして、平成26年度予算におきましては、沖縄振興交付金が創設される以前の平成23年度と比較すると、従来の補助制度では対応が困難であった離島振興の分野で約７倍、子育て、福祉・医療、長寿の分野で約10倍、産業振興の分野についても約３倍になるなど、県民ニーズに沿って予算を集中的に配分をされております。これにより、雇用状況の改善や入域観光客が過去最大となるなど、回復基調にある県内経済を力強く牽引し、県民の福祉向上や産業振興が図られるものと考えております。

同じく平成26年度一般会計予算及び事業についての御質問の中で、平成26年度の経済成長率等の経済指標についてお答えいたします。

県経済は、観光は平成25年過去最高の年間641万人を記録し、この２年間で100万人増加をいたしました。また、失業率は昨年10月以降、20年ぶりとなる４カ月連続で４％台で推移をし、有効求人倍率も直近で復帰後最高となる0.63を記録するなど好調を維持しております。そのほか、離島住民の交通コスト低減事業などにより、離島住民の移動は平成23年度に比べ1.5倍に増加し、また、平成25年度にはいよいよ５年間で待機児童ゼロを目指した施策を展開するなど、本県経済社会が新たなステージに向けて大きく前進していることが各種指標で実感できる状況にあります。平成26年度当初予算は、当初予算としては過去最高の7239億円で平成25年度当初予算から251億円増加となっております。

なお、平成26年度の各種経済指標については現在推計中で３月末に公表する予定でありますが、県経済は今年度に引き続き沖縄振興予算を背景とした公共投資の増加、観光客の増加などにより好調に推移するものと見込まれます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　県知事の埋立承認

についての御質問の中で、百条委員会についての御質問にお答えいたします。１の(1)ア、１の(1)イは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員会いわゆる百条委員会は、議会の判断により普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査に関して設置されたものであると理解しております。なお、同委員会において、辺野古埋立承認等に関して各委員から質問を受け、丁寧に説明したところであります。

同じく県知事の埋立承認についての御質問の中で、市町村長、市町村議会、県民等の反応についての御質問にお答えいたします。１の(2)のア、１の(2)のイ及び１の(2)のオは関連いたしますので一括してお答えいたします。

今回の申請を承認したことについて、市町村長、市町村議会、県民等の間にさまざまな意見や反応があることは承知いたしております。今後とも承認の経緯、理由等について丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

同じく県知事の埋立承認について、埋立承認に関する見解についての御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

次に、平成26年度一般会計予算及び事業についての御質問の中で、土木建築部の主な事業と予算について御答弁いたします。

土木建築部の平成26年度の予算額は1094億7519万円となっております。

主な事業といたしましては、「産業インフラの整備」として576億円を計上しており、沖縄都市モノレール延長整備事業や流域下水道事業及びハシゴ道路ネットワーク等の整備を実施する予定でございます。「離島・過疎地域の定住条件整備」としては159億円を計上しており、北大東港などの港湾整備、県営新川団地・真喜良団地建替事業及び伊良部大橋整備事業などを実施する予定でございます。また、「県民の命や暮らしを守る事業」としては250億円を計上しており、橋梁長寿命化修繕などの道路防災保全事業や安謝川、小波津川などの河川改修事業を予定しております。

新規事業といたしましては、道路事業で那覇北中城線道路改築事業、通称上之屋道路や城間前田線街路整備事業、港湾事業では本部港物流拠点化強化事業や多良間港の港湾改修事業、県営住宅建設では、県営大謝名団地建替事業などを実施することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。

〔環境生活部長　當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君）　県知事の埋立承認についての中で、埋立事業に対する審査会の答申についての御質問にお答えします。

開発行為の中でも特に埋立事業は、自然環境に不可逆的な影響を及ぼす事業であり、可能な限り環境影響の回避、低減を図り、環境保全に万全を期す必要があると考えております。県は、これまでに埋立事業７件について環境影響評価審査会へ諮問しておりますが、いずれにおいても環境の変化に影響がないとの答申を受けたことはありません。

次に、平成26年度一般会計予算及び事業についての中で、環境生活部の主な事業と予算についての御質問にお答えします。

環境生活部の平成26年度の予算額は、約50億円となっております。

主な事業としましては、米軍の活動に起因する環境問題の解決に向けた、新たな環境保全の仕組みづくりを推進するための経費として3000万円を計上しております。また、性暴力・ＤＶの再発防止・未然防止施策の効果的な実施、性暴力被害者ワンストップ支援センターの実証を行う経費として2800万円を計上しております。ほかにも、サンゴ礁の保全再生を図るため、サンゴ種苗の生産、植えつけ実証や遺伝子解析等に要する経費として２億2459万、離島の定住条件の整備を図るため、水道広域化の早期実施に向けた経費として水道広域化推進事業に2557万円を計上しております。

これら一括交付金を活用した事業のほか、施設整備関連といたしましては、衛生環境研究所をうるま市兼箇段に建てかえるための設計費用を計上し、平成28年度当初の供用開始を目指しております。環境生活関連に係る各種課題の解決や施策の推進に向けて、次年度も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君）　県知事の埋立承認についての御質問の中で、埋立承認に対する刑事告発への県警の見解についてお答えを申し上げます。

仮定の質問につきましては、従来からコメントを控えさせていただいているところであります。

一般論といたしまして、警察は、告訴告発があれば

法と証拠に照らして適切に受理、不受理の判断を行うこととなります。

次に、平成26年度一般会計予算及び事業についての中で、県警察の主な事業と予算についてお答えをいたします。

県警察の平成26年度当初予算額は、317億8620万3000円となっております。

主な事業といたしましては、新規事業であります暴走族対策事業の経費といたしまして、1613万6000円を計上しております。事業内容につきましては、平成24年度から全国で初めて運用し、大きな効果を上げております暴走族の夜間取り締まりに特化した白バイ遊撃隊について、白バイの更新及びその他装備資機材の整備を行う内容となっております。

次に、継続事業であります交通安全施設整備事業の経費といたしまして、11億9154万円を計上しております。

事業内容につきましては、県内交通の安全と円滑を確保するため、信号機の新設改良、道路標識表示及び交通管制システム等の整備を行う内容となっております。

次に、継続事業であります警察庁舎等整備事業の経費といたしましては、４億4375万3000円を計上しております。

事業内容につきましては、老朽・狭隘化した警察署、交番等の警察施設について、地域住民や警察活動の利便性を考慮した整備を推進し、行政サービスの向上を図るための内容となっており、主なものとして交通機動隊庁舎及び旧沖縄警察署跡地への大型交番の整備等を予定しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 県知事の埋立承認についての御質問の中で、オスプレイの訓練移転及び基地負担軽減の全国の動きについて、質問通告によりますと、１の(4)ア、イ、ウが関連しておりますので一括してお答えいたします。

オスプレイについては、まず12機程度の訓練の分散から始まり、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも視野に入れ、安倍総理へ要望したところであります。

オスプレイの訓練に対して、昨年末、大澤群馬県知事は、沖縄の負担軽減について真摯に受けとめて対応する旨発言しております。また、沖縄の基地負担軽減の動きとしては、普天間飛行場のＫＣ130空中給油機15機を平成26年６月から９月の間に岩国飛行場へ移駐することに対して、昨年末、福田岩国市長が容認の意向を表明しております。さらに、鳥島等で実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を三沢対地射爆撃場に移転することについて、去る２月25日、種市三沢市長は、沖縄の負担軽減のため、訓練移転の受け入れを表明しております。

安倍総理は、昨年末の知事との面談において、普天間飛行場の危険性除去が極めて重要な課題との認識を示すとともに、本土における沖縄の基地負担の軽減に向けた努力を十二分に行うべきとの考えを示しております。政府においては、１月22日に沖縄基地負担軽減推進委員会が設置され、２月18日には普天間飛行場負担軽減推進会議の初会合が開催されております。

県としては、米軍基地問題は我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で負担を分かち合うという考えが浸透し初めたものと考えております。

次に、普天間飛行場の５年以内運用停止についての政府の強い取り組みについてお答えいたします。

安倍総理は、沖縄の要望する４項目を受けとめ、「日本政府としてできることは全て行う。そういうのが安倍政権の基本姿勢であります。」と発言されました。

防衛省は、沖縄基地負担軽減推進委員会とその下に普天間飛行場負担軽減推進チーム、牧港補給地区返還推進チームを設置し、普天間飛行場の５年以内の運用停止やオスプレイの県外訓練移転、牧港補給施設の早期返還に取り組んでいくこととしております。

日米地位協定については、昨年12月25日、地位協定を環境面で補足する政府間協定の作成に向けた協議の立ち上げが確認され、去る２月11日にワシントンにおいて第１回会合が開催されております。２月18日には、普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。同会議には作業部会の設置が予定されており、普天間飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて具体的に取り組むこととなっております。

次に、平成26年度一般会計予算及び事業についての御質問の中で、知事公室の主な事業と予算についてお答えいたします。

知事公室の平成26年度一般会計当初予算額は、48億2269万円となっております。

新規事業といたしましては、全県的な消防共同指令センターの整備を促進する消防共同指令センター整備支援事業、大災害時において他県等からの応援を受け入れ、被災地への輸送を迅速に行う計画を策定する沖縄県大災害時救援システム検討事業を実施いたしま

す。

また、不発弾の処理促進及び磁気探査等に要する経費、不発弾等処理事業費、米軍基地問題に対応する経費、基地関係業務費、安全保障、国際情勢等を調査・分析し研究を行う経費、地域安全政策事業費等を引き続き計上しております。

知事公室におきましては、県民が安全・安心に暮らせるよう、消防防災体制の強化並びに米軍基地等から派生する諸問題の解決促進に引き続き取り組んでまいります。

次に、尖閣諸島を取り巻く状況についての御質問の中で、中国との交流推進と尖閣問題をめぐる緊張状態についてお答えいたします。

昨年11月に中国国防部が、東シナ海防空識別区を一方的に設定したことは、日中関係に緊張をもたらし、国際社会においても批判が広がっているものと承知しております。中国と長い交流の歴史を持つ沖縄県としては、日中間にある諸問題を克服し、平和友好の関係が継続するよう望んでおります。そのため、政府においては、平和的な外交を通じて、一日も早く解決が図られるよう全力を尽くしていただきたいと考えております。

次に、中国艦船等による領海侵犯の現状についてお答えいたします。

海上保安庁によりますと、尖閣諸島の国有化以降、平成26年２月末時点での中国公船による領海侵犯は79日、延べ271隻となっております。

次に、竹島の歴史及び現状についてお答えいたします。

竹島について我が国は、1905年の閣議決定により島根県に編入し、1951年のサンフランシスコ平和条約において日本の領土であることが認められたことなどを根拠として、歴史的にも国際法上に照らしても我が国固有の領土であるとの立場を示しております。また、政府においては、韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありませんとの立場を明らかにしております。

沖縄県におきましては、我が国の一自治体として政府の立場を理解し、支持するものであります。

次に、自衛隊による国土防衛についてお答えいたします。

昨年12月、新たな防衛計画の大綱が策定され、自衛隊の体制整備においては、南西地域の防衛態勢を強化するとしております。新大綱を踏まえて策定された中期防衛力整備計画では、陸上自衛隊においては、沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化するとしております。また、航空自衛隊は、南西地域における防空態勢の充実のため、那覇基地に戦闘機部隊１個飛行隊を移動させ、警戒航空部隊に１個飛行隊を新編することとしております。

次に、国防に対する県の見解について、通告のありました４の(4)と(5)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

防衛白書によりますと、中国は、軍事力の広範かつ急速な近代化を進め、また、自国の周辺海空域において活動を急速に拡大・活発化させているとのことであります。

県としましては、我が国を取り巻く国際情勢は県民の意思にかかわりなく緊張しているものと認識しております。

また、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく、経済発展を遂げてきたことや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。その意味で在日米軍は一定の役割を果たしているものと考えております。しかしながら、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的安定が必要であり、そのためには県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

次に、新聞報道についての御質問の中で、新聞報道に対する県への苦情についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題をめぐる新聞報道について、県の広報窓口である広報課においては県民からの苦情は確認されておりません。

次に、新聞報道を審査するチェック体制についての御質問の中で、６の(1)のイ、ウ、エは関連いたしますので一括してお答えいたします。

日本国憲法第21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」としており、報道の自由は国民の権利として尊重される必要があると考えております。

その一方で、民主主義社会を支え、国民の人権を守るためには正確で公正な報道が求められるものであります。報道内容の正確、公正さは、報道機関が自主的に決めた倫理基準によるべきとの考えが一般的であり、日本新聞協会の新聞倫理綱領は自由と責任、正確と公正など報道に当たり５つの姿勢を加盟各社に求め

ております。

県としましては、県政運営に当たって正確な情報を県民に伝えていただく必要があることから、報道の自由を尊重しつつ、明らかに事実と異なる報道等があった場合は、担当部局において申し入れを行い、訂正を求めることとしております。

次に、社説等への氏名明記の必要性についてお答えいたします。

御質問の社説等への氏名明記については、報道の自由やいわゆる報道と権力の関係にかかわることであり、さまざまなお考えがあると承知していることから、県としての見解は控えさせていただきます。

次に、我が会派の代表質問との関連とのことで御質問いただきました、基地問題に係る実績と取り組みについてお答えいたします。

仲井眞県政のこれまでの基地問題に係る実績といたしましては、まず、平成24年度に基地跡地利用推進法の策定、さらに２点目、嘉手納より南の統合計画、これは平成25年４月でございます。さらに、普天間飛行場負担軽減推進会議、これは本年２月でございました。さらに、地位協定の見直しといたしましては、これも２月に環境に関する補足協定の協議が開始されております。また、地位協定の運用改善といたしましては、交通事故等、公務中に軍属の事件について日本側で裁ける範囲が広がったこと、これは平成23年の11月でございます。また、平成25年の10月には被疑者に対する処分の公表等の運用の改善が行われております。さらに、施設・区域の返還実績といたしましては、読谷補助飛行場の返還が平成18年の12月に完了しております。また、平成23年７月にはギンバル訓練場及び泡瀬ゴルフ場、嘉手納ラプコンが平成22年の３月といった返還が行われております。また、ホテル・ホテル区域の一部使用制限解除の合意が昨年10月になされております。また、普天間飛行場ＫＣ130給油機をことし６月から９月に岩国に移転することが昨年12月に合意されております。また、与那国上空の防空識別圏見直しが平成22年６月、オスプレイの訓練移転が昨年度から順次行われております。

また、仲井眞県政といたしましては、米国のパイプを大変重視しておりまして、知事が４回の訪米、副知事が１回の訪米、私が８回の訪米をし、米国との情報収集、意見交換のパイプをつくっております。また、安全保障の研究も進めておりまして、平成24年４月に地域安全政策課を設置、さらにその際、任期つき研究員を３人採用し、さらに米国内で１回、県内で２回のシンポジウムを実施しております。

また、かつてございました普天間飛行場の移設措置協議会の危険性除去ワーキングチームがございましたけれども、この中では普天間飛行場周辺に航空保安灯の設置等が行われております。さらに、その他の部局にかかわることといたしましては、無認可保育所への防音工事これを拡大することということで、一つ一つ県はこういった要望を通じて基地問題の改善を図っているところでございますが、結果といたしまして報道にありましたけれども、平成25年の米軍人等による刑法犯発生件数が復帰後最少になったと。一つ一つではありますけれども実績は上がっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　平成26年度一般会計予算及び事業についての中で、総務部の主な事業と予算についてお答えいたします。

総務部の平成26年度一般会計当初予算は、私学振興に要する経費のほか、職員退職手当、県税徴収費、公有財産管理費、県債償還費などの一般管理的な経費や地方税法に基づく市町村への交付金など、総額で対前年度比3.3％増の1212億2523万円を計上しております。そのうち、私学振興については、私立学校運営補助の単価の増額を図ったほか、健康診断費を新たに補助項目とし、さらに、老朽校舎の施設改築に係る補助対象校をふやすなど、その充実を図るため、対前年度比25.3％増の約40億5400万円を計上しております。

また、新規事業として、公文書館保存の琉球政府文書13万簿冊を平成33年度までにデジタル化し、インターネットで一般県民に公開するための琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業を予定しており、平成26年度は、１万1500簿冊をデジタル化する計画で約6700万円を計上したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　平成26年度一般会計予算及び事業についての御質問の中の、企画部の主な事業と予算についてお答えいたします。

企画部の平成26年度の予算額は、558億円となっております。

主な事業としましては、離島振興の分野では、離島住民の航空運賃及び船舶運賃を低減する離島住民等交通コスト負担軽減事業、離島地区の情報格差を是正するため、本島と離島を結ぶ海底光ケーブルを整備する

離島地区情報通信基盤整備推進事業など、離島住民の定住条件の整備を図ることや将来を担う児童生徒が離島の重要性、魅力を深めるための離島体験交流促進事業の実施などにより離島地域の活性化を図ってまいります。

交通体系の分野では、ＩＣ乗車券システムの導入、ノンステップバス40台の導入など公共交通利用環境改善事業を実施するほか、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入について、事業化のための県の計画案策定に取り組んでまいります。

科学技術振興の分野では、エネルギー産業の創生及び沖縄科学技術大学院大学を核とする知的・産業クラスターの形成を図ってまいります。

また、駐留軍用地跡地の早期の事業着手及び跡地整備の推進を図るため、特定駐留軍用地内土地取得事業を実施し、普天間飛行場など米軍基地の円滑な跡地利用の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 平成26年度一般会計予算及び事業についての御質問の中で、福祉保健部の主な事業と予算についてお答えいたします。

福祉保健部の平成26年度の予算は、子ども生活福祉部の予算として680億2753万2000円、保健医療部の予算として574億8741万4000円を計上しており、合計1255億1494万6000円となっております。

子ども生活福祉部の主な事業は、待機児童対策として、新たに待機児童解消支援基金事業や、事業所内保育総合推進事業を実施し、取り組みの加速化を図ってまいります。また、子ども・若者育成支援事業を実施し、ニート・ひきこもり等の困難を有する子供、若者の相談支援体制の構築を図ってまいります。その他、障害のある人もない人も暮らしやすい社会づくり事業を実施し障害者に対する誤解や偏見等をなくし、ともに支え合う社会づくりに取り組んでまいります。

保健医療部関連では、長寿復活に向け、長寿復活健康づくり事業を実施し、官民一体となった健康づくり運動の展開を図ってまいります。また、医師確保を図るため、新たに県立病院医師確保環境整備事業を実施するなど、安定的な医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 平成26年度一般会計予算及び事業についての御質問の中で、農林水産部の主な事業と予算についてお答えいたします。

農林水産部の平成26年度の一般会計予算額は、636億9824万4000円となっております。

主な継続事業としましては、県産農林水産物の県外への輸送コスト低減を図るための農林水産物流通条件不利性解消事業、約28億3000万円、離島の製糖施設の整備などを支援する含みつ糖振興対策支援事業、約32億7000万円、農業用水を確保するための水利施設整備事業、約67億3000万円などを計上しております。

新規事業としましては、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるための農地中間管理機構事業、約５億6000万円、養豚農家に対する飼料高騰対策としまして養豚生産性向上緊急対策事業、約２億3000万円、漁場開発のための標識放流調査などを行うマグロ・カジキ類漁場開発事業、約3000万円などを計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後２時22分休憩

午後２時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

商工労働部長。

簡潔に答弁、質問者から求められておりますので。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 続きまして、商工労働部の主な事業と予算について申し上げます。

商工労働部の平成26年度一般会計の予算額は、375億2002万2000円となっております。

主な事業を申し上げます。国際物流特区関連としまして、航空機整備基地整備事業、同じくうるま地区に大規模なＥＶ関連製造業を誘致するための賃貸工場整備事業費、情報通信産業におきましては、アジア―沖縄―首都圏間を海底光ケーブルで接続するアジア情報通信ハブ形成促進事業、また、中小企業関連といたしまして、県単融資事業費、中小企業の新たな取り組みを支援する中小企業課題解決・地域連携プロジェクト推進事業、ものづくり産業におきましては、沖縄中小ものづくり企業競争力強化事業、雇用対策といたしまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業等でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 文化観光ス

ポーツ部の主な事業と予算について御説明いたします。

文化観光スポーツ部の平成26年度の予算額は130億2000万円、対前年度比で約19％の増額となっております。

主な事業として、観光関連では、外国人観光客200万人の達成に向けて、戦略的な誘客プロモーションや航空路線の誘致などを実施することとしております。また、新規事業として、入域観光客数1000万人の達成に向けた施策展開の工程表を作成する……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　などの費用を計上しております。文化関連では、しまくとぅば読本の作成、配布など、全県的な運動を展開するしまくとぅば普及継承事業などを実施することとしております。スポーツ関連では、スポーツ・ツーリズムやキャンプなどを促進するスポーツ・ツーリズム戦略推進事業などを実施することとしております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育委員会の主な事業と予算についてお答えいたします。

教育委員会の平成26年度当初予算は、沖縄振興特別推進交付金等を活用して、前年度と比べ37億8000万円増の1536億円となっております。主な事業としましては、学力向上、児童生徒健全育成に向けた取り組みとして、県外大学等進学率の改善を図る進学力グレードアップ推進事業を新たに計上し、学習の定着状況を把握するための学力向上ＷＥＢシステム活用事業や、いじめ等対策として小・中学生いきいき支援事業を拡充しております。また、家庭教育力促進「やーなれー」事業を新たに計上し、離島児童・生徒支援センターの整備、それから国際性に富む人材育成留学事業等の拡充、組踊等教育普及事業などを新たに計上しております。

県教育委員会としましては、今後とも本県教育の充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ちょっと待ってください。整理します。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時28分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　再質問を行います。

新聞報道です。

実は、我々今自民党県連ですね、報道でもかなり公約の部分について、撤回ということで指摘をされておりますけれども、実は私はこういう場所で、そういうふうなものじゃないよということを言いたいがために取り上げております。

実は、我々自民党県連は、普天間飛行場については危険性の除去と早期返還、県外移設、固定化阻止に取り組みますという、この４つの公約があります。参議院選挙においても危険性の除去と早期返還、県外移設を求めて固定化阻止という取り組みがあって、その公約の延長線上で辺野古移設も含めたあらゆる手だてを講じるというそういうふうなことで取り組んでおりますので、ぜひ県民の皆様方も御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、同じく新聞報道ですけれども、実は集団自決の軍命の文について、私も報道等も含めてずっと軍命があるというふうに理解をしておりました。最近、私どもの会派の事務所にこういうふうな新聞が届けられまして、（資料を掲示）　余り気にはしておりませんでしたけれども、この中にこういうふうなくだりがあります。これは上原正稔さん、この人は沖縄戦の１フィート運動を始めた人で、平和の礎の基本になるメモリアル構想を発表した人ですけれども、その人の掲載文書の中でこういうくだりがあって、私もこれはどうしたものかなと非常に今思い悩んでおります。

では、読み上げます。「戦後、沖縄に救護法が適用されることになったが、救護法は本来、軍人、軍属に適用されるもので、一般住民には適用されないものだ。そこで、村当局は「隊長の命令で自決が行われており、亡くなった人は「戦闘協力者」として遺族に年金を支払うべきだ、と主張した。」。この琉球政府の援護課で援護業務に携わった人の証言で「軍による命令ということにし、自分たちで書類を作った。当時、軍命令とする住民は一人もいなかった。」。さらに「うそをつき通してきたが、もう真実を話さなければならない、と思った。赤松隊長の悪口を書かれるたびに、心が張り裂ける思いだった」という、こういう記事を目にして、私はずっと軍命があると思っていました。ずっとあると思っていましたから、この上原さんの掲載の文について、これは部長にも上げてありますけれども、これはどういうことですか。これは知っていますか、この

内容。
○議長（喜納昌春君）　環境生活部長。
○環境生活部長（當間秀史君）　先ほど新聞をいただきましたけれども、見たばかりなのでちょっとコメントは差し控えたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　それから部長、この内容について、そういう軍命があったかどうかというのは証言者の証言によるというふうなものが結構あるというふうに聞いておりますから、ぜひ上原正稔さんにも直接お会いして、この実態について調べていただけませんか。我々もこの実態がわかりませんから、県のほうでぜひそのことをお願いします。
　もう一つは、同じくこの軍命の部分と軍命と援護法……（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　静粛に。
○照屋　守之君　という関係があるというのもこれも初めて知って、この軍命と援護法の関係についてはどういう関係なんですか。これは知っていますか。
○議長（喜納昌春君）　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　今、照屋議員が示された文章、私はさっと読みましたけれども、県において平和行政を進める前提として当然沖縄戦に関するさまざまな研究、いろいろな情報があるわけですから、そういったものの一つとして、その情報も周知させていただくということと、それから戦争が終わった後に米軍統治時代だったわけですけれども、そういった状況の中で、沖縄戦で犠牲になった方々に対してどのような形で援護法の適用が行われたかについてさまざまな研究者の情報等がありますので、そういったものを県としては収集して、しっかりと正確にそれを整理していきたいというふうに思います。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　あわせて、副知事、2010年の１月19日に那覇地裁で石原昌家先生が証言されている部分があって、だからさっき言った、我々もその軍命と援護法の関係というのはさっぱりよくわかってないんですね。わかってないですから、あの証言の中で軍命と援護法の関係については証言されているということがあるようです。そのことも含めてぜひ調査していただきますようにお願いしたいんですけれども、いかがですか。
○議長（喜納昌春君）　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　軍命があったかなかったかということについては、さまざまな研究者、知識人たちの間でその本や論文が書かれていたりしますし、それから裁判にもなったわけですよね。ですから、そういう意味では県の立場として言えば、そういったさまざまな情報について収集をして、それを行政の立場で正確に整理をして平和行政に生かしていくということになると思います。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ぜひお願いします。この分野についてなかなか我々県議会議員といえどもわかりませんから、わかった時点でまた教えてくださいね。
　埋立承認です。
　行政手続の一環であるということで申し上げましたけれども、例の国交省の裁量の問題ですね。法に適合する知事の裁量はほとんどないということでしたけれども、私の考えでは、国交省はほとんどないという見解ですけれども、私はゼロじゃないかなと思っているんですね、裁量というのは。というのは、これは知事の例えば政治的な状況とかさまざまなことを勘案してやっていくと、これだけ日本中にある、例えば、仮に好き嫌いとかそういう極端な部分までそういう裁量に入るような感じがするんですね。ですからそうなっていくと、この埋立法そのもの、埋め立てそのもの自体がなかなか立ち行かないということがあって、日本全国含めてやっぱり埋立法の法律の手順にのっとった形の対応がされているというふうに理解しますけれども、いかがですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　昨日、国土交通省さんにも非常に急なことで、急いで見解を取りまとめていただきました。その内容はきのう答弁いたしましたとおり、免許の場合と異なり、承認についてはそもそも国は埋め立てをなす権能を有しており、裁量は極めて小さい。またもう一つは、４条１項各号に適合している申請について、不承認とすることは免許と比較して知事の裁量はほとんどないという表現になっております。私どもこの表現のとおり受けとめていきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　先ほど環境生活部長の、環境審査会の諮問もあるということで、環境に影響を与えないという、そういうことは一切ないということで、一度もないということでしたけれども、これは日本全国も恐らくそうでしょう。環境の影響に変化がないというそういう答申ができるところは１カ所もないと思いますよ。ですから、そういう環境の影響があるので、工事をしながらそういういろんな手当てを講じていくというのが、工事を進めていく立場ではございませんか、

土建部長どうですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　辺野古の埋立承認についてもそうですし、また、那覇空港第２滑走路につきましても、環境のほうから厳しい御意見をいただいておりますので、工事中それから工事が終わった後につきましても、環境保全措置がとられるようなとり得るべき措置をしっかりやることが必要だというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　承認の件の県民感情の部分です。
　先ほども申し上げましたように、この県民感情は恐らく12月25日の沖振の後の会見とか、あるいはまた12月27日での私ども自民党県連の対応、あるいはまた国会議員の対応等々も含めて、これは私は今のこの辺野古か普天間かというふうな単純なそういうふうなことであれば、やっぱり多くの県民は辺野古だというふうな形で求めていくと思いますけれども、私どもはやはりさまざまな県民の感情を、これまでの歴史、あるいはヤマトにそういう感じで押さえ込まれるのかというふうなところも含めて、そういうふうな感情の部分が今非常に県民も揺らいでいるんじゃないかなという思いがして、我々もそういった意味からすると県民のそういうふうな思いにどう応えていくかということを考えないといけないんじゃないかなと思っています。ですから、県民感情について知事のお考えいかがですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　無論いろいろな歴史的なこと、そしてまた対ヤマトの感覚、感情、いろいろなことが言われかつ研究もされてきておりますが、人それぞれいろいろな感情があると思います。また、この基地問題については特にいろいろな思い、体験を含めて、また差別ではないかというようなことも含めていろいろな考えが複雑に横たわっていることは私もよくわかります。そういうことで、今の議員のおっしゃった27日の私の承認するという発表、その他においても少し言葉足らずであったり、丁寧さが、もう少ししっかり説明をすべきであったかもしれない、少々反省しながら、これからもきちっと丁寧な説明をやってまいりたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　尖閣問題です。
　きのうのニュースでしたか、中国の首脳が領土問題は絶対に譲らないみたいな感じのテレビ報道がありました。我々も今の沖縄における基地問題、日米安全保障の問題も含めて我が沖縄県、非常にそういう基地問題は厳しい状況にありますね。一方では、外国とのそういうふうな関係でそういうふうなはざまの中に沖縄県が置かれているということからすると、この県土を守っていく、国土を守っていくというこの部分、非常に難しいですね。知事、どうお考えですか。
○議長（喜納昌春君）　簡潔にお願いします、時間ですので。
　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　自分の国は自分で守るというのは当然の原理だと私は考えております。ただ、今の時代、日本国の戦後の我々の体験、憲法の精神、内容から言っても守るということがどういうことかを含め、中国、そしてアメリカ、日本、そして台湾、フィリピン、インドネシアに至る真ん中にある沖縄の位置から見て、我々がみずから守るということは、よく勉強し、よく世界を眺めて対応していくなかなか難しいものであることも確かだと思うんですが、これからもよく研究をし、勉強し、対応を考えながら慎重に行動していく必要があると考えております。
○照屋　守之君　ありがとうございました。
○議長（喜納昌春君）　前島明男君。
　〔前島明男君登壇〕
○前島　明男君　公明党・県民会議無所属の前島でございます。
　質問に入ります前に、所見を加えさせていただきます。
　３月４日午前、米軍嘉手納基地所属のＦ15戦闘機１機が通常訓練中に、同基地の北西約150キロの海上で風防ガラスと呼ばれる操縦席のカバーを脱落させております。この事件について思うことは、同機種の風防ガラス落下事故は過去に３件も発生していることであり、安全管理体制が疑問視されております。
　2000年以降の米軍機による主な落下事故を調べてみますと、何と今回で21回も引き起こしております。これで安全管理をしっかりやっていますと言えるのでしょうか。全く信用できません。
　脱落した部分は、重さが約100キロ以上もあるということですが、もし、住宅密集地に落下していたら大惨事を引き起こしていたかもしれません。私ども公明党県本部は、原因を明確にするまで同機種の飛行停止を求め、二度とこのような事故を発生させないように外務省沖縄事務所に抗議申し入れをしてきたところであります。
　話は変わりますが、昨日３月５日、慶良間諸島が昭和61年の釧路湿原以来27年ぶりに国立公園に指定されました。大変喜ばしいことであります。今後、観光産

業の振興にも大いに期待されるところであります。

それでは質問に入ります。

１、米軍基地関係についてであります。

沖縄が本土に復帰して41年が経過したわけですが、米軍基地は依然として74％が存在しております。その間、６人の県知事が入れかわりました。保守・革新を問わず、どなたが知事になられても思うような整理縮小はできませんでした。しかし、仲井眞知事には大きな期待をしているところであります。

そこで次のことを伺います。

(1)、キャロライン・ケネディ駐日米大使と仲井眞知事の会談内容についてであります。

ア、沖縄に米軍基地の74％もあることに対する大使の印象はいかがでしたか。

イ、マスコミ報道で知る限り、大使は米国の正統なリベラル派で、平和、人権等に関心が深く、その上、米国内でも別格扱いで影響ははかり知れないとのことであります。今後は、知事が上京されて何度もケネディ大使に沖縄の戦後から今日に至るまでの状況を訴え、米国基地政策の方向転換につなげていくことが重要だと考えるがどうか伺います。

(2)、普天間飛行場の５年以内の運用停止について伺います。

辺野古埋立承認申請の際に、知事が提案された４つのうちの１つが普天間飛行場の５年以内の運用停止なわけですが、相手が米国政府ではかなり厳しいものがあろうかと思います。

そこで次のことを伺います。

ア、米国政府の反応はどうでしたか。

イ、運用停止に持っていくには、具体的に県はどのような行動をとるべきと考えるか伺います。

ウ、過重な基地負担の問題は、日米両政府だけに訴えるのではなく、主要国のマスコミ関係者を招聘して強く訴える必要があると考えるがどうか伺います。

(3)は割愛いたします。

大きな２番、教育関係について伺います。

せんだって２月15日、16日の両日、南大東島を視察してまいりました。その折に感じましたことは、いろいろありますが、中でも特に目に焼きついたのが南大東小中学校の校門横に掲げられた「早寝早起き朝ごはん」の横断幕であります。

琉球大学・大学教育センター准教授の西本裕輝先生の著書「どうする「最下位」沖縄の学力」の中でも指摘されておりますが、沖縄の子供たちの学力の低い理由は、「早寝早起き朝ごはん」に象徴されるような基本的な生活習慣が確立されていないことにあると述べておられます。文科省の調査でも、朝食摂取状況と学力の順位はほぼ一致しております。また、朝食だけでなく夜更かしするような生活習慣も学力低下の原因となっていると考えられると述べておられます。

最近の新聞記事にもアンケート調査結果が出ておりましたが、大人が子供を居酒屋に10時、11時まで連れて歩くこと自体、問題だと指摘しております。学力低下の原因の多くが大人のせいだと言っても過言ではないと思っております。お互い大人がこの問題に真摯に取り組む必要があります。

国においては教育改革が叫ばれておりますが、その中でも地方自治体の首長の権限を強化しようとの考えが強くにじみ出ております。私は、教育は公正公平、中立でなければならないし、絶対に政治を介入させてはならないと考えております。

さて、今、学校教育の中で全国的にも問題になっておりますのが不登校対策だと言われており、先生方が一番頭を痛めているのではないかと思います。

そこで次のことを伺います。

(1)、不登校児童生徒（小・中・高校生）の実態と対策はどうなっているか伺います。

(2)は割愛いたします。

(3)、不登校対策と学力向上対策はお互いに関連があり、子供の親にかかわってくる問題が大きいと思うが、親に対する対策はどのようにしているか伺います。

(4)、放課後児童対策はどうなっているか伺います。

ア、空き教室の有効活用はどうなっておりますか。

イ、学童保育所指導員の待遇面は、全国と比べてどの位置にあるのか。また、改善の必要はないのか伺います。

(5)、高校のない離島出身高校生の家庭に支給されている修学支援金についてであります。

現在、年間24万円が支給されておりますが、月額にすると２万円にしかなりません。春休み、夏休みの帰省費に使うと残りはわずかであります。父母の面談等いろいろな行事もあり出費はかさむばかりで、家計は大変な状況だと聞いております。県においては、国に対して増額を求める考えはないか伺います。

大きな３番、観光産業の振興についてであります。

沖縄観光は、好調に推移しております。県の発表によると、平成25年の入域観光客数は641万3700人で、対前年57万人の増加、率にして9.9％の増加となり、これまでの最高であった平成20年の604万5500人を大きく上回る過去最高の観光客数を記録しております。

ところで、県の観光振興のための取り組み、事業の

実施については、その多くを実働部隊としての沖縄観光コンベンションビューローが担っているようであります。これまで予算や決算の審議でも明らかなように、沖縄観光コンベンションビューローには県から多くの予算が流れ、プロモーション活動を含めさまざまな事業を実施しております。

せんだって、コンベンションビューローの事務所を訪問したところ、実に多くの職員が忙しそうに働いておりました。事業を効果的に確実に実施するためには、職員に高度な能力が求められると思います。すなわち、観光についての専門的な知識、経験、折衝力、語学力、関係方面との緊密な信頼関係などであります。

ところが、聞いたところ、コンベンションビューローには190名余の職員がいるが、正職員は全体の４分の１程度の43名しかいないとのことであります。その他は嘱託か非常勤職員で、雇用期間は最大５年から１年以内の職員であるとのことであります。私は、これだけ重要かつ巨額の予算を執行している組織の実績を聞いて、非常に驚きました。また、コンベンションビューローの職員の人件費は、正職員も含め一括交付金を中心とした県からの委託事業で捻出しているとのことで、毎年度の事業予算は保証されたものではないとのことでありました。

このような状況において、現在の嘱託、非常勤の全てを正職員にすることは難しいと思うわけですが、それにしても全職員に占める正職員の割合の異常な低さや、組織の財政基盤の不安定さを見ると、沖縄観光の中心を担っている組織として、このような状況を放置してよいものかと考えるところであります。

そこで次のことを伺います。

(1)、沖縄観光コンベンションビューローのあり方についてであります。

ア、ビューローには190名余の職員がいるが、正職員は全体の４分の１程度の43名しかいないと聞く。沖縄観光振興の中心を担っている組織としてこれでよいのかと疑問に思います。県当局の所見を伺います。

イ、ビューローは、平成25年度から県の運営費補助がなくなっております。現在は一括交付金などによる県からの委託事業などを主に実施しているとのことだが、県の下請組織的になってしまっていないのか伺います。

ウ、ビューローが観光に係る政策の企画立案など、県と連携しながら行えるよう組織体制を強化する考えはないか伺います。

エ、ビューローの安定的な財務基盤の確立のために、県として今後どのように取り組むのか考えを伺います。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○前島　明男君 大きな４番、土木建築関係について伺います。

沖縄の住宅は、沖縄は大きな地震がないことを前提につくられております。建築基準法の地震地域係数は、全国で最も低い0.7のままであります。その係数でつくられてきた住宅は、理屈の上では新しい建物といえども、震度５程度の地震の対応住宅となります。建築基準法に基づいて建てられている以上、県が想定した震度７の大地震に耐えられる住宅は、県内のどこにも存在しないと言えるのではないでしょうか。平成24年度策定の「沖縄県住宅事情と住宅施策の課題」によると、耐震診断対象とされる新耐震基準――昭和56年でございますが――以前に建てられた持ち家住宅は43.2％に達しております。33年前に建てられた古い住宅は多くの場合、現在では70歳以上の高齢者が住んでいるものと考えられます。その高齢者が多額の自己負担で耐震診断を行い、多額の金をかけて耐震補強工事あるいは建てかえを行うことはほとんど無理だと思います。もし補強工事ができなければ、耐震診断は無駄な金を使うことになってしまいます。

そこで次のことを伺います。

(1)、建築基準法についてであります。

ア、地震地域係数Ｚについて、具体的な説明を求めます。

イ、これまで地域係数Ｚ問題が放置されてきたのはなぜだと考えるか。

ウ、我が沖縄県は、信じられないことに0.7のまま放置されているがなぜでしょうか。

エ、Ｚが0.7という沖縄県への扱いは、建築基準法第１条に違反している可能性が強いと思うがどうか伺います。

オ、安全・安心な居住環境を確保するために、沖縄から地域係数Ｚの改定を国土交通省に提案すべきだと考えるがどうか伺います。

(2)、要耐震補強住宅の補助について伺います。

ア、復帰後から1981年までの住宅については23％の耐震補強工事補助があるわけですが、それ以後の建物については何の補助もありません。特に70歳以上のお年寄りの住宅には何らかの手当てが必要だと考えるがどうか伺います。

イ、県内至るところに見られるブロック塀は、避難路の最大障害物となりかねません。減災のためにも改修補助制度をつくるべきではないか伺います。

(3)、離島飛行場の常設夜間照明の設置について伺います。特に南北大東であります。

ア、いまだに設置できないのはどうしてですか。また、いつ設置できるのか伺います。

大きな５番、農林水産関係について伺います。

まず初めに、ボタンボウフウ、別名長命草の話をしたいと思います。

潮風を受けながら海辺の断崖に自生する長命草は、古くから「万病に効く薬草」と言われて珍重がられ、若葉をてんぷらやあえものにして食されました。近年、その成分分析を進めたところ、ベータカロテンやビタミンE、B_1、B_2、ルチンなどが豊富なことがわかり、大手飲料メーカーなどが青汁や健康茶の原料として採用し始めております。作物を加工して食品にし、販売するルートをつくり、売り込み方を考えると、その過程に第３次産業のアイデアやファイナンスも含め、外部の力を引っ張り込むのが本当の６次産業化ではないでしょうか。その結果、生産者を含めかかわるみんなが潤うことが大事なのであります。県内では長命草以外にも多くの薬用作物があるようですので、県が積極的にかかわってもらい、本格的な島おこしにつなげていってほしいものであります。

そこで次のことを伺います。

(1)、沖縄で確認されている薬草は何種類ありますか。また、その中で換金作物として生産できるものはどのぐらいありますか。また、その主な薬用作物は何か伺います。

アは割愛いたします。

イ、沖縄の亜熱帯気候でしか生産できない薬草が多々あると思うので、大きな島おこしの原動力として積極的に取り組んではどうか伺います。

(2)、各市町村、農業用ため池のアオコ対策に苦慮しておりますが、太陽光発電など自然再生エネルギーによる農業用水利施設の運転に係る負担軽減策と水質浄化について伺いたい。このことについては私が申し上げるまでもありませんが、人間でも言えることです。農作物にとってもよい水と悪い水では成長に大きな差が出てまいります。

(3)、養殖場の水質が危機的状況にあると聞くが、現状と対策はどうなっておりますか。聞くところによりますと、クルマエビの生産量が、ある養殖場では２分の１以下に落ち込んでいるとのことであります。

大きな６番、防災関係について伺います。

昔からよく言われていることは、災いは忘れたころにやって来るであります。東日本大震災からやがて３年になろうとしております。私どもの記憶から遠ざかりつつあります。地震予知専門家の話では、関東から九州にかけての東南海大地震の発生が30年以内に起こる可能性が高いと予告しております。30年以内ということは一、二年後かもしれませんし、あるいは10年、20年後かもしれません。しかし、いつ起きても対応できるように東日本大地震の教訓を生かして対策を立てておくことが大事であります。

沖縄は地震が少ないので安心だという安全神話は、先日３月３日午前５時11分ごろと午前11時27分ごろ、沖縄近海を震源とする震度３ないし４の大揺れが物語るように、沖縄にも大地震が起こり得ることが現実味を帯びてきました。

そこで次のことを伺います。

(1)、東日本大震災が発生してからやがて３年になろうとしているが、防災危機管理としてどのような事業を行ってきたか。また、今後とるべき最も重要な対策は何か伺います。

(2)、平成26年度事業として沖縄県大災害時救援システム検討事業を計画しておりますが、どのようなものか説明を願いたいと思います。

ア、大災害時とはいつごろを想定し、震度幾ら以上を考えているのか。

イ、人口密度の高い那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市で震度７以上の地震で起こる津波の避難に適当と思われる建物は何軒ありますか。また、災害時の使用協定なるものはどうなっておりますか伺います。

ウ、ライフラインが全く機能しなくならないような対策はどのように考えているのか伺います。

御答弁によって再質問を行います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　前島明男議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、米軍基地関係についての御質問の中で、ケネディ大使に沖縄の状況を訴えることについてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

私は、これまで２回、ケネディ大使とお会いをし、沖縄の過重な基地負担は長年の問題であり、米政府としても解決に向け取り組んでいただきたい旨申し上げました。そしてアメリカとの文化、経済、教育等の分野における交流を一層促進したい旨申し上げもしました。また、意見交換の場といいますか、機会も頻繁に持っていただきたいという要望もしたところであり、

大使の行動力に期待をいたしているところでございます。

次に、土木建築関係についての御質問の中で、離島飛行場の常設夜間照明についての御質問にお答えいたします。

離島飛行場のうち、南北大東空港における常設の夜間照明の整備につきましては、夜間急患輸送の安全性を高め、離島住民の安全・安心を確保する観点から重要な課題であると認識いたしております。そのため、今年度は基本設計を行っているところでございます。平成27年度内の完成を目指して取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 観光産業の振興に関する御質問の中で、沖縄県とコンベンションビューローの役割と組織体制の強化についてお答えします。恐縮ですが、３の(1)イと３の(1)のウは関連しますので一括してお答えをいたします。

沖縄県は、観光の現状や動向の把握、調査・分析を行い、観光振興に関する諸計画の策定等に取り組んでおります。一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、沖縄県の観光施策に基づき沖縄観光の推進母体として、観光客の誘致及び受け入れにおいて先導的役割を担っております。

このように、沖縄県と当財団は車の両輪のように連携して観光振興に取り組んでおり、沖縄県としましては、引き続き当財団の組織体制の強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 教育関係についての御質問の中で、放課後児童クラブの空き教室の活用についてお答えいたします。

平成25年５月１日現在、県内で「学校の空き教室」を活用している放課後児童クラブは、12カ所となっております。

次に、放課後児童クラブ指導員の待遇についてお答えいたします。

放課後児童クラブ指導員の待遇については、全国的な調査において比較できる項目がありませんが、県が平成24年度に実施した調査によりますと、放課後児童クラブの正規指導員の平均年収は約215万円となっております。指導員の待遇の向上は、放課後児童健全育成事業の質の確保につながるため、県としましては、これまでも補助基準の単価を引き上げてきたところであり、今後とも放課後児童クラブの運営費補助の予算確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 米軍基地関係の御質問の中で、ケネディ大使の沖縄の米軍基地に対する印象についてお答えいたします。

去る２月12日に行われた知事との会談の中で、ケネディ大使から、若者の未来をつくる上で米軍のプレゼンスの影響を軽減することに力を尽くしていかなければならないとの発言がありました。ケネディ大使は、短期間の本県滞在の中、沖縄平和祈念資料館、首里高校、米軍基地等を視察され、沖縄の米軍基地問題についても理解しようとする姿勢を示していただいたと考えております。

次に、５年以内の運用停止について米国政府の反応はどうかとの質問にお答えいたします。

私が１月、米国ワシントンＤＣに出張し、県が政府に要望している５年以内運用停止を含む４項目を説明した際、米政府側からは、沖縄の負担軽減は日米両政府間の確認事項であり、努力したい旨の発言がありました。県の要望に対する否定的な発言はありませんでした。去る２月18日、普天間飛行場負担軽減推進会議が政府において設置されたところであります。日米両政府においては、これらを踏まえて今後協議がなされるものと考えております。

次に、運用停止に向けた行動についてお答えいたします。

２月18日、政府において官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。同会議には作業部会の設置が予定されており、普天間飛行場の５年以内運用停止等の実現に向けて具体的に取り組むこととなっております。

県としましては、同会議の議論を通じ、早期の危険性除去を強く求めてまいります。

次に、米軍基地問題を訴える方法についてお答えいたします。

沖縄の基地問題は、我が国の安全保障のあり方の中で日本国民がひとしく考えるべき課題でありますが、国民の理解は十分ではないと考えております。こうした状況を踏まえ、私が直接米国政府関係者へ情報を伝

達しているほか、県はホームページにおいて沖縄の米軍基地の姿や各種資料などの充実に努め、英語版パンフレットを在京大使館へ送付するなど、各種情報発信を行っております。また、昨年10月には県内において万国津梁フォーラムを開催し、国内外のマスコミ関係者にも多数参加いただいております。主要国マスコミ関係者の招聘につきましては、貴重な御提案であり、その方法も含め具体的に検討してまいります。

次に、防災関係についての御質問の中で、東日本大震災発生後に実施した事業と今後の防災対策についてお答えいたします。

県は東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで沖縄県地域防災計画を震災発生後２回にわたって見直し、海抜表示等ガイドラインの策定、沖縄県津波避難計画策定指針の策定、食料・飲料水の備蓄、災害時応援協定の締結、県下一斉の広域地震・津波避難訓練の実施、大規模地震・津波を想定した総合防災訓練の実施、Ｊアラート情報の全県一斉配信システムの構築、津波避難困難地域の調査などを行ってきました。今年度は、津波浸水予測結果を踏まえた地震被害想定調査を実施するとともに、新たな沖縄県防災情報システムの再構築等、防災・減災対策を実用化するための対策を講じております。

平成26年度以降につきましては、地震被害想定調査に基づき、甚大な災害の発生時において業務を継続し、または早期に復旧させるための沖縄県業務継続計画の策定、地震災害の軽減を図るための沖縄県地震減災アクションプランの策定、本県において大規模災害が発生した場合に備え、沖縄県大災害時救援システム検討事業を実施し、広域的な応援や輸送等の対策を効果的に展開するため、受援計画を策定することとしております。

今後とも、市町村や関係機関と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策の強化に努めてまいります。

次に、沖縄県大災害時救援システム検討事業の概要についてお答えいたします。

沖縄県で大規模災害が発生した場合、県外からの救援車両や人員等の輸送手段は海路及び空路に限られることや、港湾や空港が被災して使用不能となる可能性があります。このため、平成26年度は沖縄県大災害時救援システム検討事業において、大規模災害で被災した場合の救援に必要な人及び物の全体量、県内で支援可能な人及び物の量、県外からの輸送ルートや輸送能力等を把握し、これらを踏まえた広域的な応援や輸送等の対策を効果的に展開するための調査を実施し、その結果を踏まえ受援計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、沖縄県大災害時救援システム検討事業における大災害時の時期と震度についてお答えいたします。

文部科学省の地震調査研究推進本部の発表によると、沖縄が今後30年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率は、平成25年１月１日時点で24.3％となっております。また、沖縄県大災害時救援システム検討事業においては、地震被害想定調査を踏まえ、最大震度を６強から７程度としております。

次に、津波避難ビルの指定状況と津波避難に関する協定の締結状況についてお答えいたします。

県内市町村において、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波浸水が予測される地域においては、県営住宅やホテル、ショッピングモール等を津波避難ビルに指定し、津波から一時的に避難する場所を確保しているところであります。

平成26年２月25日現在、那覇市で86棟、浦添市で５棟、宜野湾市で10棟、沖縄市で23棟、その他市町村を含め県全体で15市町村、218棟の建物が津波避難ビルに指定されております。また、津波から避難するために建物や敷地に入ることを目的とした協定締結については、那覇市など18市町村において施設管理者と協定を締結しているところであります。

県としましては、市町村と連携し、迅速に津波から避難するための対策等を促進してまいりたいと考えております。

次に、ライフラインの防災対策についてお答えいたします。

ライフライン施設機能の防災対策については、災害予防対策として、上下水道、道路、港湾、空港、海岸、砂防、ダム等施設の耐震化対策、老朽化対策、長寿命化対策等を実施しております。

応急復旧対策としては、大規模災害発生時に災害時応援協定に基づく関係機関との連携・協力による被害状況の把握や復旧工事、二次災害防止対策を実施することとしております。特に、電力に関しましては送電線路の２回線化や２ルート化による停電防止対策、停電となった場合に遠隔操作による配電自動化システムを活用しての復旧対策が実施されます。また、水道に関しましては、送水や配水ラインの複線化等のリスク分散を図る予防対策、浄水場間の相互送水や配水池を保有することで給水拠点として活用する応急対策が実施されます。

県といたしましては、国・市町村、公共機関、事業所等と連携し防災対策の強化を図ってまいりたいと考

えております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 教育長。
〔教育長　諸見里　明君登壇〕
○教育長（諸見里　明君） それでは教育関係についての御質問の中で、不登校児童生徒の実態と対策についてお答えいたします。
平成24年度、本県の不登校児童生徒数は、小学校350人、中学校1305人、高等学校1465人で、前年度に比べ53人の減少となっております。
主な要因としましては、小学校で「不安など情緒的混乱」、中学校で「遊び・非行」、高等学校では「無気力」等となっております。
県教育委員会としましては、不登校対策としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学生いきいきサポート相談員等の配置及び「不登校対策リーフレット」等を活用し、学校における生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭、地域、関係機関と連携した取り組みに努めてまいります。
次に、家庭教育についてお答えいたします。
家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や基本的倫理観、社会的なマナーなどを身につけさせる上で大変重要なものであると認識しております。
県教育委員会としましては、これまで保護者に対して基本的な生活習慣の確立等の周知、家庭教育に関するフォーラムや研修会の開催、生活実態調査、電話相談等に取り組んでまいりました。
今後は、家庭教育のさらなる改善充実に向けた家庭教育力促進「やーなれー」事業を新たに展開してまいりたいと考えております。
次に、離島高校生修学支援の充実についてお答えいたします。
離島高校生修学支援事業は、高校未設置離島の高校生の経済的負担の軽減を図るため、国及び県から補助を受け市町村において実施しているものであります。同事業につきましては、平成25年度より限度額を15万円から24万円に引き上げたところですが、これまでの実績や関係市町村との意見交換を踏まえ、対象項目の拡充など制度運用上の改善が必要だと考えております。
県教育委員会としましては、今後も引き続き関係市町村と連携し、意見交換を行いつつ支援の拡充について国へ要望してまいります。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。
〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 観光産業の振興に関する御質問の中の、コンベンションビューローの職員体制についてお答えいたします。
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおいては、県の観光施策が拡充強化されたことから、それに伴う旺盛な事業ニーズに対応するため、嘱託員等の増員を行い執行体制を確保していると理解しております。
このようなこともあり、県としては、現在「コンベンションビューローのあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、当財団との協議や関係団体のヒアリングを行いながら、効率的・効果的な執行体制の整備について検討を行っているところでございます。
次に、コンベンションビューローの財務基盤確立についてお答えいたします。
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、収益事業の展開、広告収入の増加等による自主財源の確保のほか、組織のスリム化に取り組むことで経営基盤の強化を図ってまいりました。
県としても、当財団の県外事務所等の運営事業費補助による財政支援や、県職員の派遣による人的支援等を行っているところでございますが、安定的な財務基盤の確立についても「コンベンションビューローあり方検討プロジェクトチーム」の中で検討を行っているところでございます。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕
○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築関係についての御質問の中で、地震地域係数Ｚについての御質問にお答えいたします。
建築物の構造設計に当たっては、建築物本体や利用する人、収容する物の重さのほか、風圧力や地震力などの建築物に作用する外力を考慮しております。地震地域係数とは、外力の一つである設計用地震力を補正する係数であり、過去の地震の記録に基づく地震被害の程度及び地震活動の状況、その他地震性状に応じて国土交通大臣が0.7から1.0の範囲で定めたものであり、沖縄県は0.7となっております。
同じく土木建築関係についての御質問の中で、地震地域係数と建築基準法との関係についての御質問にお答えいたします。４の(1)のイ、４の(1)のウ及び４の(1)のエは関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。
建築基準法は、第１条に規定するとおり、最低限の

基準を定める法律でありますので、地震地域係数もあくまでも下限値と理解しております。

地震地域係数については、これまでの地震被害状況を踏まえ国が定めたものであり、その値は、兵庫県南部地震や福岡県西方沖地震、東北地方太平洋沖地震などの大地震が発生した後も見直しは行われておりませんので、見直しの必要性は全国的に検討されるべきものと認識しております。また、所有者及び設計者の判断によっては、地震力を割り増すことも当然可能であることから、本県の地震地域係数の設定に現時点で特段の問題はなく、法第１条の趣旨に反するものではないと考えております。

県といたしましては、所有者及び設計者が地震力について適切に判断できるよう、最新の地震動予測等情報の提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、地震地域係数の改定についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の地震地域係数0.7を引き上げた場合には、法令に適合しない膨大な数の既存不適格建築物が発生し、増築等に支障が生じることになります。このようなことから、改定には慎重な議論が必要と考えております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、新耐震基準で建てられた高齢者の住宅についての御質問にお答えいたします。

建築物の耐震基準は、1981年６月を境に耐震性能の目標が大きく変わりました。具体的に申し上げますと、旧耐震基準では中地震に耐えることが目標でありましたが、新耐震基準では中地震で損傷しないことに加えて、大地震でも倒壊しないことが目標となっております。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、1981年６月１日より以前の旧耐震基準で建てられた建築物に被害が集中しており、県内には大地震に対する安全性が確認されていないこの時期の住宅が相当数あることから、補助制度を創設し当該住宅の耐震性向上に取り組んでいるところであります。

新耐震基準で建てられた住宅については、建築物の耐用年数中に一度遭遇するかもしれない大地震に対して、目標とする耐震性能を有していることから、補助にはなじまないものと考えております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、ブロック塀の改修補助についての御質問にお答えいたします。

過去の地震被害においてもブロック塀の倒壊が報告されておりますが、その原因として構造基準が守られていないことや、経年劣化が著しいことなどが挙げられております。ブロック塀を含め建築物の所有者及び管理者には、建築物等を適法に維持管理する責任があります。

県といたしましては、補助制度ではなく、法令に適合するよう引き続き指導を行い、改善を促していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農林水産関係についての御質問の中で、県内の薬用作物生産状況と生産振興に向けた取り組みについてお答えいたします。

県内の薬草は、「おきなわの薬草百科」によると300種余りあり、このうち約20種類が薬用作物として栽培が行われております。

県では、沖縄21世紀農林水産業振興計画において、薬用作物を戦略品目に位置づけ、栽培技術向上の実証展示場の設置、主な薬用作物の栽培指針の作成、計画生産が可能な拠点産地の育成、現地生産法人や製品製造会社と連携した調査研究等の実施などに取り組んでいるところであります。

主な薬用作物の生産状況としましては、ウコン類で56ヘクタール、ボタンボウフウで25ヘクタール、アロエ類で15ヘクタールなどとなっております。また、先進的な産地の事例として、農業生産法人が大手メーカーと連携してボタンボウフウの栽培を行い、年間20トン以上を出荷している与那国町の事例や、生産農家18戸で「グァバ生産組合」を組織し、乾燥・調整後に飲料メーカーに出荷するとともに、一部は健康茶として直接販売を行っているうるま市の事例などがあります。

県としましては、引き続き薬用作物の生産振興に取り組んでまいります。

次に、農業用ため池の水質浄化施設の整備とその運転に係る負担軽減についてお答えいたします。

良質な農業用水の確保につきましては、農家経営の安定化や安全・安心な農産物を供給する観点から大変重要であると認識しておりますが、一部のため池ではアオコの発生など水質の悪化が見られます。集落に隣接したため池では、生活雑排水の流入が水質悪化の一因であることから、集落排水処理施設の導入により流入水の水質を改善する必要があります。また、畑面集水型のため池等では、農地からの栄養分の流入が水質

悪化の一因と考えられることから、従来の曝気技術に加え、新たな技術等を活用した水質浄化施設により水質を改善する必要があります。

県としましては、地域に適した効率的かつ効果的な水質浄化対策とともに、水質浄化のために必要となる電力使用料が農家等受益者の負担とならないよう、自然再生エネルギーの活用など関係市町村と連携し検討を進めてまいります。

次に、養殖場の水質の現状と対策についてお答えいたします。

県内の養殖生産額の第１位を占めるクルマエビ養殖場につきましては、清浄な海水の確保が前提となっております。しかしながら、一部の養殖場では台風時に海水が濁るため、一時的に注水ができない場合や気象条件の変化、水車等の施設の稼働状況等により水質が悪化し、クルマエビに悪影響を及ぼすことがあると聞いております。

県としましては、関係者と連携し水質悪化の原因を明らかにするとともに、必要な対応策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　前島明男君。

○前島　明男君　質問時間、残時間がそうありませんが、１点だけ教育長に質問させていただきたいと思います。

この離島の高校生の家庭に対する支援事業なんですが、せんだって南大東に伺いまして教育関係者といろいろ懇談をしたわけですが、現在、年間24万円の助成金があるわけですけれども、結局二重生活、高校生を沖縄本島にやりますと、ここでの生活と、それから地元での生活、二重生活になるわけですよね。そういった意味では、現在の24万円ではとてもじゃないけれども足りないというようなお話がございました。

教育長のお考えで、その24万円で十分だとお考えになるのか、あるいはどうなのか、その辺からまずお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　24年度から実施した同事業につきましては、年額15万円から本年度24万円に引き上げたところです。これまで実績や関係市町村との意見交換を踏まえても、対象項目の拡充など、やはり制度運営上の改善が必要だと考えております。

○議長（喜納昌春君）　前島明男君。

○前島　明男君　実際には、お話を伺いますと、この３倍の経費が実際かかっているんだと。何か行事があったらここに父母が出てまいります。年に１回、２回じゃございません。そういった意味でも、この離島から通っている子供たちに手厚く保護と助成をしていただきたいと思いますし、国のほうに教育長のほうからも強く増額を申し出ていただきたい、そのようにお願いして質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後４時０分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田　勝廣君　公明党・県民会議無所属を代表して一般質問を行います。

私、島尻議員の発言に対して非常に残念だと思っておりますので、この件についてちょっと触れたいと思います。

これまでの基地建設反対でどういうことが行われたかということをちょっと振り返ってみたいと思います。

71年に安田の山で実弾砲撃演習105ミリ砲が発射されようとしたんですね。これを安田区民がやめさせることができました。それから80年代に入って、これは安波ですね。このときにはハリアー基地パッド、これを建設をしようとして、これも安波区民の皆さんは、これは国頭村長を中心としてやめさせることができました。それから70年代から80年代にかけて、これは読谷村で今いわゆるやちむんの里になっていますけれども、ここを不発弾の処理施設、これは読谷村民が立ち上がってこれをやめさせることができました。それから、例の読谷補助飛行場で降下訓練、これもその都度反対行動が起きて、これは伊江島に移設ということになっております。これは現在役場と中学校が建設されています、その跡地にですね。80年代に入って恩納村がちょうど恩納村の役場の目の前に都市ゲリラ訓練場ができるということで、当時の比嘉村長――後で副知事になるわけですけれども――が中心となってこういう建てかえをやめさせることによって観光立村として今頑張っております。最近では皆さんも御存じのように、伊芸区民の皆さんがみずからの命というか都市ゲリラ訓練場がつくられるということで約300日間、ゲート前で建設をする人々の説得活動ということで繰り返しやってきました。その結果、当時の稲嶺知事そして私たち含めて全県議が県民集会に参加をしてこれを移設させることができました。

こういうことはみずからの命、あるいはみずからの子供たち、あるいはこれからの村の生き方、そしてまた自然を守るということで、村長があるいは区長が先頭に立って闘ったものだと私は思っています。こうしたその村民の活動というのはみずからの命や生命やあるいはこれからの村づくりやあるいは自分たちの子供を守るという、人間の根源的なものからが出発点と私は思っています。そういうことであればさまざまな力、これは国家権力というのか、あるいは警察権力というのか、あるいは政治権力というかが介入したとしても、それを上回る大衆の力、大衆の支持があればこの行動はやめさせることはできないのではないか。これはまた歴史が証明しているのではないかと私は思っております。

そういうことで、これから辺野古の建設がどういうふうになるか、どういう結末になるか。そういう意味では県民同士が血を争って、こういうことが予期されるわけ、また危惧しています。そういう意味ではこれから140万県民が英知を結集して何らかの対策を含めて考えていけないだろうかと私は思っております。

以下、質問します。

地位協定及び基地問題について。

刑事特別法について。

ア、刑事特別法と刑法との法定刑の相違点及び、法の成立過程について説明されたい。

イ、第２条に違反した場合に、逮捕権は米軍か、県警等にあるか。それとも双方に属するのか説明されたい。

ウ、第11条の「刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。」とあるが、その内容を説明されたい。

エ、第13条の「又は合衆国軍隊の財産についての捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。」とあるが、その内容を説明されたい。

オ、刑事特別法の適用事例はあるか。あれば説明されたい。

(2)、キャンプ・ハンセン内で発生したＨＨ60ヘリの墜落現場の土壌から、有害物質の鉛やヒ素が検出され、村民は不安と日米両政府への不信感が根強い。県のこれまでの対応と今後の対策を伺う。

(3)、自衛隊と米海兵隊との上陸合同演習が頻繁に行われている。今後、防衛省は、西部方面普通科連隊700名を解散し、新たに水陸機動団3000名を創隊するとのことである。そのことによって、宜野座村潟原及び金武町のブルー・ビーチ等での上陸訓練が予想される。また、今後、海兵隊の役割を自衛隊が担うことになり、在沖米軍基地が日米の共同使用基地になり、基地機能が強化される。この件について県の見解を伺う。

(4)、普天間基地の５年以内の運用停止の実現性について伺います。

２、文化行政について。

(1)、市町村の博物館、資料館の実態について伺う。

(2)、県立移民資料館の建設について伺う。

(3)、復帰記念会館の建設について伺う。

３、教育課題について。

(1)、小・中・高におけるいじめの実態とその対応、及び他の部局との連携について。

(2)、小中学校における就学援助家庭の実態と各市町村の３年間の推移について伺う。

(3)、通学時にかばんを持たない生徒の実態とその対策について伺う。

４、農水産業の振興について。

(1)、ウニの種苗供給の停止等について伺う。

(2)、農業用水のため池、養殖場等におけるアオコ対策について伺います。

５、医療法人ほくと会について。

(1)、法人から、理事長が代表取締役を務める会社に１億円、その他の関連会社に1900万、その他700万円等の貸与があるが、その詳細について説明されたい。

(2)、監事の会計監査がなされず、監査報告書が県に提出されているが、県はどのように指導したか。また、事業報告書等に問題はなかったか伺います。

(3)、定款にない不動産の売買及び購入について、県はどのように指導したのか伺います。

(4)、借入金、または貸付金に係る証書は存在するのか明らかにされたい。

(5)、役員報酬の額及びその根拠も明らかにされたい。

６、有床診療所について。

(1)、有床診療所の開設の条件について伺います。

(2)、中北部医療圏における有床診療所の数について伺います。

７、タトゥー（入れ墨）の事業所の開設について。

(1)、タトゥーの営業許可と県内の事業所の数について。

８、国道329号の渋滞解消の対策について伺います。

我が会派の代表質問の関連については削除いたします。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　吉田勝廣議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、地位協定及び基地問題についての御質問の中で、５年以内運用停止の実現性についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

政府は、沖縄の強い要望を受け、関係閣僚と知事、市長で構成される普天間飛行場負担軽減推進会議を設置いたしました。普天間飛行場の５年以内の運用停止等の具体的な取り組みにつきましては、その中で議論されることとなっており、前進が図られるものと考えているところでございます。

次に、文化行政に係る御質問の中で、市町村の博物館等の実態いかんという御質問に答弁いたします。

市町村の博物館等は、主に地域に関する資料の収集や展示を通して、地域の歴史民俗や自然などを広く紹介する活動を行っております。現在、県内には、市町村立の博物館などが35あります。その内訳は、自然・歴史・文化の総合博物館が13、歴史・民俗系が16、工芸系が１つ、そして自然史系が１、美術館が２、その他２、合計35となっております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　地位協定及び基地問題に関する御質問の中で、米軍ヘリ墜落事故に関する県の対応と今後の対策についてお答えします。

県は、事故発生後からこれまでに大川ダムの水質調査、墜落現場周辺の土壌調査を実施し、いずれの調査結果においても環境基準を満たしておりました。現在、米軍は墜落現場への立ち入りについて了承しており、具体的な調査内容について調整しているところであります。

今後、宜野座村と連携して速やかに調査を実施していきたいと考えております。

続きまして、文化行政に関する御質問の中で、県立移民資料館の建設についてお答えします。

沖縄県は、100年余にわたる移民の歴史を後世に継承し、先人の労苦をたたえることは重要だと考えております。このため、沖縄県では、県立博物館・美術館で移民に関するコーナーを常設展示し、毎年６月18日の「海外移住の日」には県庁でパネル展を開催する等、海外移民の功績を伝える取り組みを行っております。さらに昨年10月、県平和祈念資料館において「ハワイ日系移民が見た戦争と沖縄」企画展を開催したところであります。

吉田議員御質問の、県立移民資料館につきましては、関係機関の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　地位協定及び基地問題についての御質問の中で、刑事特別法と刑法との法定刑の相違点等の質問で、１の(1)のアとイ、ウ、エは関連いたしますので一括してお答えいたします。

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」、いわゆるここで言うところの刑事特別法につきましては、法務省の所管でありまして、有権解釈という観点から県は説明する立場にないため、大変恐縮ですけれどもお答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

次に、自衛隊の水陸機動部隊配備及び米軍基地の共同使用についてお答えいたします。

昨年12月に策定された中期防衛力整備計画においては、中央即応集団を廃止し、水陸機動団等を新編するとしております。水陸機動団は、島嶼への侵攻があった場合に速やかに上陸、奪回、確保するための水陸両用作戦能力を整備するため、連隊規模の水陸両用作戦専用部隊等から構成されるとのことであります。

また、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用については、自衛隊の演習場等に制約がある南西地域における効果的な訓練、演習の実現のため、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を図るとしております。沖縄防衛局によりますと、現時点において部隊の配置場所について確定的な回答は困難であり、米軍との共同使用について具体的な計画等は確定していないとのことであります。

これまで、県は、キャンプ・ハンセンにおける陸上自衛隊の訓練実施について、沖縄防衛局に対し、訓練の実施や移動に際して地元に配慮して実施するよう求めております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君）　地位協定及び基地問題についての御質問の中で、刑事特別法の適用事例についてお答えをいたします。

平成16年から平成25年までの過去10年間におきます刑事特別法違反による検挙は15件、13名となっております。なお、最近、刑事特別法を適用した事例といたしましては、平成25年、昨年の９月25日、宜野湾市に所在いたします在沖米海兵隊普天間航空基地内に男性１名がフェンスを乗り越えて侵入し、検挙したという事例がございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　文化行政に関する御質問の中の、復帰記念会館の建設についてお答えいたします。

本土復帰から40年余りの歳月が経過していることから、当時のエネルギーを肌で感じた世代と実体験のない世代では、復帰に対する意識の差が大きい状況となっております。

県としましては、若い世代の方々に対しても本土復帰に至った歴史的背景やその意義を伝え、理解してもらうことは大変重要なことだと考えております。そのため、県立博物館・美術館において、復帰に関する資料を常設展示するとともに、昨年度は、復帰40周年記念事業の一つとして、復帰前後の沖縄に起こった変化を県民が再確認できる特別展を開催したところでございます。

今後とも、復帰を知らない若い世代にも興味を持っていただけるよう、復帰記念会館の建設を含め、展示や情報発信のあり方について関係者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育課題についての御質問の中で、いじめの実態と対応についてお答えいたします。

平成24年度のいじめ認知件数は、小学校2774件、中学校483件、高等学校269件、合計3526件となっております。

いじめは、人権侵害で絶対に許されない行為であり、各学校では未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめの状況に応じて県警察、児童相談所、法務局等と連携した対応を行っているところです。

県教育委員会としましては、「沖縄県いじめ対応マニュアル」を活用した教職員研修やスクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実を図り、迅速かつ組織的な対応に努めてまいります。

次に、就学援助の推移等についてお答えいたします。

経済的理由により就学困難な児童生徒につきましては、市町村においてそれぞれの実情に応じ、学校給食費や医療費、学用品費等の就学援助を行っております。

平成24年度までの過去３年の全市町村の受給者数及び受給率は、平成22年度２万5206人、17.01％、平成23年度２万6894人、18.31％、平成24年度２万8055人、19.26％となっております。

県教育委員会としましては、教育の機会均等の観点から、市町村教育委員会へ就学援助事業の対象費目、援助額の拡充など適切な実施をお願いするとともに、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対して十分な財源措置について要請しているところであります。

次に、かばんを持たない生徒の実態と対策についてお答えいたします。

かばんを持たないで登校する生徒の実数については把握しておりませんが、そのような生徒が一部いるということは、憂慮すべきことだと考えております。

各学校においては、担任を中心とした全職員体制での声かけ指導や、保護者や地域の方々と連携した朝のあいさつ運動などで声かけを粘り強く行っております。

県教育委員会としましては、生徒が授業に必要な学習用具をそろえたり、家庭での予習・復習に取り組んだりするなど、望ましい生活習慣を形成することが大切だと考えており、今後とも校長会などで指導の改善について周知してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農水産業の振興についての御質問の中で、ウニの種苗供給の停止等についてお答えいたします。

シラヒゲウニの生産量は、昭和61年の473トンから減少傾向を示し、近年は50トン前後に減少しております。

県では、昭和59年度から、栽培漁業センターによる放流用稚ウニの供給を開始し、平成17年度からは、放流効果を高める目的で、これまでの直径２センチを３センチの大型種苗として供給しております。シラヒゲウニの放流効果につきましては、水産海洋技術センターにおいて標識放流調査を５年間行った結果、推定回収率が1.8％と低いことが明らかとなっております。そのため、種苗放流の費用対効果や、回収率が低い原

因を再検証するとともに、シラヒゲウニ資源の回復に向けた調査研究や漁業者による取り組みの支援策について関係機関を交え検討しているところでございます。

次に、農業用水のため池におけるアオコ対策についてお答えいたします。

良質な農業用水の確保につきましては、農家経営の安定化や安全・安心な農産物を供給する観点から、大変重要であると認識しておりますが、一部のため池ではアオコの発生など水質の悪化が見られます。集落に隣接したため池では、生活雑排水の流入が水質悪化の一因であることから、集落排水処理施設の導入により流入水の水質を改善する必要があります。また、畑面集水型のため池等では、農地からの栄養分の流入が水質悪化の一因と考えられることから、従来の曝気技術に加え、新たな技術等を活用した水質浄化施設により、水質を改善する必要があります。

県としましては、地域に適した効率的かつ効果的な水質浄化対策とともに、水質浄化のために必要となる電力使用料が農家等受益者負担とならないよう、自然再生エネルギーの活用など、関係市町村と連携し検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長　崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療法人ほくと会についての御質問の中で、法人による貸し付けと監査報告書等についてお答えいたします。５の(1)と５の(2)は関連しますので一括して答弁いたします。

医療法人ほくと会につきましては、昨年実施した調査の結果を踏まえ、法人の運営について改善指導を行っているところであります。

県としましては、これらの運営改善状況を確認し、今後、必要な対応を図ることとしております。

貸し付けの詳細や監査報告書等に係る指導内容については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、沖縄県情報公開条例第７条により公開しておりません。

次に、法人による不動産の売買についてお答えいたします。

一般的に医療法人は、その開設する医療施設等のために土地の取得等を行う場合もあることから、医療法人の定款に記載がないことのみをもって土地取引自体が全く禁止されているものではないと解しております。

次に、借入金等に係る証書及び役員報酬についてお答えいたします。５の(4)と５の(5)は関連しますので一括して答弁いたします。

証書の有無や個々の役員報酬の額については、公にすることにより、個人の権利及び当該法人の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たるため、沖縄県情報公開条例第７条により公開しておりません。

なお、一般的には、法人に属する債権債務は適切に管理されるべきものと考えております。また、一般的に、役員報酬支給の根拠は、各医療法人において規程等で定めるべきものと考えております。

次に、有床診療所についての御質問の中で、有床診療所の開設条件及び中北部医療圏の有床診療所数についてお答えいたします。６の(1)と６の(2)は関連しますので一括して答弁いたします。

医療法に基づく診療所開設の要件としては、開設者が医師個人または医療法人等の非営利法人であって、管理者が医師であること、また、医療法に定める施設基準等に適合する必要があります。また、診療所への病床の設置については、設置予定の医療圏域の基準病床数に照らし、過剰でないことが条件となり、許可することになります。

中北部医療圏の有床診療所数は、平成25年３月31日時点で、中部が32施設、北部が７施設となっております。

次に、タトゥーの事業所の開設についての御質問の中で、営業許可と県内の事業所数についてお答えいたします。

タトゥーの事業所開設につきましては、医療法や生活衛生の関係法令による許認可の対象となっておりません。また、事業所数につきましても当該事業所を対象とした統計がとられていないことから、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 国道329号の渋滞解消の対策についての御質問にお答えいたします。

国道329号のうるま市石川東恩納から金武町屋嘉にかけて速度低下が見られており、管理する国において、渋滞原因を分析しているところであります。今後、その結果を踏まえ、渋滞対策に取り組む考えであると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　公室長、刑法と刑特法との関係、法

定刑の差、こういうことは皆さんは言っちゃいけないの。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　御質問は、刑法と刑特法の法定刑の相違点、それから成立過程ということでございました。

○吉田　勝廣君　ちょっと大きく読んで。

○知事公室長（又吉　進君）　刑法のいかなる罪とこの刑特法のどの罪の相違点ということもございまして、先ほど申し上げましたように、こういう個々のケースに応じた法解釈というものにつきましては、県はその法解釈の権限を持っておりませんので、この本会議の場では御答弁しかねるということで申し上げたわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それは答弁に責任持てないということでの話かな。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　法的にいわゆる有権解釈、法律を解釈し、こういう議会等の場で申し上げる権限を有していないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　例えば法務省に問い合わせをして、そのことについてどうなのかとか、法務省見解はこうですよとか、僕はそういうことで答弁していただければなと思うんです。私は、このいわゆる刑特法の成立、旧行政協定からあるいは安保条約、60年のときのこの過程をちょっと古い本で調べたんだけれども、ここにこう書いてあるんですね。例えば刑法第12章の「住居を侵す罪」について、本来103条の罪につき定められた刑についてはこの程度において十分と考えられるけれども、この住居侵入の罪に該当しない、地域施設に侵入する等の点については、軽犯罪法第１条第32項の罪につき定められた刑をもっては、これらの物的なもの及び公務上の情報の保護に十分であるといえないので、この点に関して特別の規定第２条が設けられたのである。

ということは何を意味するかというと、いわゆる軍事基地は、一般のいわゆる住居侵入あるいは軽犯罪法、軽犯罪法はここにこう書いてありますけれども、軽犯罪法第１条の第32項「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者」、これは、前条の罪を犯した者に対しては、情状によりその刑を免除しまた拘留と。この拘留というのは住居が不定の場合、住居が明らかな場合は拘留しますよと。普通は逮捕して事情を聞いて釈放するということは軽犯罪法。そうすると、例えば刑特法の第２条は、「１年以下の懲役又は2000円以下の罰金」こうなっているわけよね。そこにその刑特法と軽犯罪法、あるいは刑法、住居侵入罪と画然と差があるわけですよ。この差はどうなるのかというのが、例えば基地をたくさん抱える沖縄県としてあるいは基地を抱える沖縄というのはいつも常に軍事基地と接するわけだから、それで刑特法に引っかかる可能性が出てくるねと。これは沖縄に限ったことでなく、全体のことを考えればこの刑特法には問題があるんじゃないかということを言うために、わざわざこうやって質問したわけです、僕は。この11条と13条も例えば沖国大に落ちた飛行機、ヘリ、これを捜査できないのもこういう条項に入っているわけ、刑特法の条項の中に。あるいは例えば交通事故を起こして、民家に自動車が――これは公務中ですよ――ぶち当たったとき、それを捜査できないわけだよ、ここに書かれているから。そういう違いを僕は県民の前に明らかにすべきじゃないかというから僕は質問したんですよ。答弁できないのは非常に残念だけれども、こういう罪刑の法定刑の違いについてはどう思いますか。これは誰に聞いたほうがいい、公室長。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　常々、議員がこういういろいろな資料をよく熟知しておられて、我々以上に非常によく御存じだということに関しましては、これはもう大変な敬意を表するものでありますが、私どもも地方自治体として今おっしゃったようなことについては当然関心はあるわけでございますけれども、やはり私どもの権限からしましてこの法解釈といったものは、この場ではなかなか申し上げられないということでございます。

その一方で、地位協定第23条には「日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を」とこういう記述がございまして、いわゆる刑事特別法というのはこのような趣旨で定められているものだというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それはわかります。それは同じ住居侵入罪という形で、米軍の基地の中に入って、住居侵入とかそういうものだったらわかる。しかし、そこは演習場であるとか、金網がないとか、またあるいは公海上であるとかあるいは水源地域というか、水、いわゆる海上で使うときそういう制限地域であるとか、そ

ういうところは結局、区域がないわけですよ、基本的には。そういうところまでその刑特法を適用するのはいかがなものかなというのが私の意見、もうそれはそのぐらいにしておきましょうね。

ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 県警に伺いますけれども、これは金武町ですけれども、県道104号線を封鎖しての実弾演習に対してのここで山の中に入ってこれをやめさせようということがあったと思うんですが、これについて県警、御存じでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 今、議員が言われました事案でございますけれども、ちょっと資料がなかなか見つからなかったんですが、当時の新聞が見つかったんですけれども、当時の新聞によりますと昭和51年から52年にかけまして、米軍による県道104号線越え実弾砲撃演習への反対運動におきまして、米軍提供区域内に侵入をした革マル系の学生等を検挙した事案というのが３件、合計で10名あったということを承知しております。その３件いずれも刑特法２条で検挙したということでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 私も金武町の行政を預かっていましたから、ずっとその県道104号線とかあるいはその山の形状ですね。これはやっぱり石川啄木の「ふるさとの山に向ひて」とか、また移民の発祥地ですから山に行くとき非常に嘆いているわけですね、焼かれて。そしてこれはある意味では本土へ移設になったわけですけれども、これは23年間闘っているんですよ、23年間、ずっと。そして、現在どうなっているかというと、この山の形状は明らかにもう木が生えない、草しか生えない、演習によってね。そうするとそれがどういう効果をもたらしたかというと赤土であり、それから漁業に大きな影響を与えていると、赤土が流れて。そういうことを通してこの米軍の演習がいかにして自然を破壊するのか、あるいはまた村の経済にどう影響を与えるかということを考えれば、またあるいは子供たちの気持ち、この山を焼かれている姿を見て子供たちはどういう表現をしているかということもあるわけです。これは1980年、これは小学校５年生です。「山を返して　青々と、しげっている木　青々と、生きている草　自然があふれている　それが生きている　山のすがただ　しかし　ブウト岳は、どうだ　無残にたおされた木　無残に焼き出された地はだ　まるで、ケロイドを　見ているようだ　そのすがたにした　米軍がにくい　弾が、　山をおそい　火が　山をおそう　死んでいる山なんて　いらない　前のような　青々とした木　草花いっぱいの　ブウト岳を、返してほしい　本当の山のすがたに　もどしてほしい」、こういうことを子供たちは言っているわけですね。だからいかにしてこういう演習だとか、さまざまなものが子供たちの心の中に影響しているかということを改めてぜひ理解していただきたいなと私は思います。

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時42分休憩

午後４時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 もう一つは、県立移民資料館について、私は平成15年その前からずっと県立移民資料館をつくるべきだと。私は金武町の出身だから当山久三のやっぱり出身地としてぜひ移民資料館をつくるべきだと。私もよく海外に行きました。海外の県人会だとかまた村人会だとかさまざまな皆さんと会って、金武町でそういうものをつくりたいと。だけれども各市町村人会の皆さんは、私たちの地域でもこういうことをつくるんだろうから、金武町に提供できないよと。そういうことを聞いたときに私は、県立の移民資料館が必要だなと思って、町長のときにも島懇事業を活用してぜひ県と一緒につくりたいと。財政的にもこちらがある程度負担をしてつくろうじゃないかということをやってきて、そうしたらいわゆる今の浦添にある情報センター、いわゆるＪＩＣＡのそこに大きなものをつくって、その中で県立移民資料館をやるんだということを確認されていましたよ、平成15年。これは平成５年、６年、７年と研究してきたらしい。平成15年になってもつくられていないわけですね。現在もつくられてないわけです。そうすると、移民100周年とか、それから世界のウチナーンチュ大会とかこういうことをやってきても見る場所がないんですよ。自分たちのルーツがどうだったかということ、しかし、ブラジルもボリビアもあるでしょう、アルゼンチンもあるでしょう。ペルーでもあるでしょう、みんなその資料館は。どうして母国がないのかと、ここに大きな問題があるんですよ。副知事高良さんどう思いますか、それは。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　今のＪＩＣＡの沖縄国際センターの向かい側に県有地があって、そこに移民資料館あるいは移民に関する情報センターなどを県が整備しようとしたことがあって、それがうまくいかなかったという経緯は多少知っていますけれども、今ここで移民資料館という県立の単独の施設をつくるべきかどうかについてはなお検討すべきだと思います。

ただ１つだけ御認識いただきたいのは、沖縄県は実は、県も市町村もそうですけれども、移民に関する情報を相当収集しているんです。各市町村で歴史を編集するときに南米各地に調査員が出かけて、膨大な聞き取り調査をしています。そして琉球大学――今は国際沖縄研究所と言っています――この中にも移民の研究者の方々が多数の情報を持っておりまして、もちろん県の公文書館もそうですし、実際県内の各大学や機関等においてかなり膨大な、世界的に珍しいぐらいの移民情報を集積しているわけです。問題はそのデータというか、蓄積をどういうふうに資料館あるいは博物館等の施設と連携して整備していくべきなのかという課題だと思うんです。ただ、今県が行った現時点では先ほど答弁いたしましたように、県立博物館の中には沖縄歴史の流れの中に移民の問題を位置づけて展示してある。それから県の公文書館のほうにも移民関係のものを含めてもあります。そういったことを踏まえながら、じゃ、どういう単独の施設にするべきなのかについては、今新しい県立図書館の整備の検討も始まっておりますので、図書館の中でどういうふうにそれを位置づけて多くの方々に提供すべきなのかということを含めて、総合的に課題を洗い出して、単独のものをつくるべきかどうかについて検討をしなきゃならないという課題があるんだと理解しております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それは早くしないと、みんな亡くなっているんですよね。その辺どう考えますか、外国における資料収集はどういうふうに考えていますか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　実は、最初に本格的な聞き取り調査は琉球大学の先生方、石川友紀先生を中心とするグループが相当に科研費というものをもらいまして調査をしております。それから、県庁も沖縄県史を編集する過程の中で調査が相当行われております。

実は今からもう大体二、三十年前からこの調査が行われていまして、今は物故された方々に関する音声データがたくさん保存されております。むしろ今の移民はもう３世、４世以降の世代が中心になっておりますので、もちろんデータは沖縄側に相当蓄積されているということもあります。そういう点では、今議員御指摘の海外の沖縄県系の移民の方々が持っている資料館と連携しながら、母県である沖縄にはどんな資料館が必要なのかということなど検討を含めて、単独の施設については検討されるべきだというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　私は、仲井眞知事、ぜひこの県立移民資料館というのは、知事のこれから在任中に、あるいはまたこれからのためにもひとつ調査を目指すための予算ですか、そういうのをぜひやっていただきたいなと思います。

それからほくと会についてですけれども、僕は夏からこれ議論しているんですよね、夏から。皆さん何を調査してきたの、今まで。調査の内容をもう一回しゃべってくれるかな、ちょっと言葉遣いも悪いけれども。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　先ほども申し上げましたけれども、調査の内容についてはこういった公表するのは適当ではないというふうな考えでおりますので、進めているという状況であります。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　もちろん意味わかるよ、それは、秘密だからね。しかし、調査の内容じゃなくても現在皆さんがここに書いてあるよね。例えば皆さんから届いているのは、法人から理事長が代表取締役を務めるＡ会社に１億円、Ｂ会社に1900万、その他に700万円ぐらいの貸し付けがある。これを明確にしないと、皆さんやっているでしょう、法人に。また、逆に皆さん監事と会いましたよね、監事の返事はどうだったの。こういう調査を依頼して（資料を掲示）　現在どうなっているかということを聞きたいわけです。皆さんが提出しているんだよ、これを。どうぞ。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　この件については先ほどから申し上げているように、監事と会ってどのような内容のことであったかというふうなことについては、公表することは適当ではないというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　皆さんの監督責任というのがありますよね、これはどうなっているの。医療法人を監督するのは皆さんだよ、その監督責任はどうなっているの。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　この件については、

医療法人からいろんな報告なども求め調査もし、そして改善指導などもしておりますので、我々としては着実に進めているというふうな状況であります。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　例えば今有床診療所やっていますね。定款にこれもあるんですか。それからまた、この定款があって申請されているんですか、開設されるんですか。そこだけ答えてください。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　有床診療所については、開設の許可はまだ出ておりません。定款の変更についてもまだ出ておりません。

○吉田　勝廣君　休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時51分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　その有床診療所の開設の、さっき言いましたけれども手順、それをちょっと教えてくれますか。普通の手順ね。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　医療法人が診療所を新たに開設する場合には、事前に定款の変更が必要であります。変更には知事の認可が必要になります。

定款変更の審査ですけれども、その事業を行うたびに必要な資産を有している、事業の計画性の妥当性、そういったものを審査いたします。通常……、そういうことであります。

○吉田　勝廣君　通常、通常は。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　審査には、通常１カ月程度を要するということで、その後、定款の変更の審査を行った後に診療所開設申請の審査を行い、病床設置の審査、診療所使用許可申請の検査を経て開設ということになります。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　ほくと会は皆さんが今指導しているんだよね、指導。104床。その件と新しく開設する診療所の関係はどうなりますか。

○議長（喜納昌春君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君）　先ほど許可の流れの中で説明いたしましたけれども、事業計画とかそういったものなども出してもらっているわけですので、そういったところの妥当性を審査するというようなことを経て流れていくという状況であります。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　病院事業局長に再度聞きましょうね。

中部病院の放射線機器は３億9000万で購入しましたね。それから耐用年数６年、減価償却が5500万円、その中部病院の保守点検にかかわる人数が７名、そして大体７名の給料の合計が5261万、それで放射線機器にかかわる医療圏別の患者数が北部医療圏が45名、中部医療圏が609名、南部医療圏域が３名、これはどうですか、合っていますか。

○議長（喜納昌春君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それからほくと会をめぐってはさまざま、いろいろありますので、僕の質問がちょっと皆さんの個人情報であるとか、あるいはしゃべってはいけないという壁に今ぶつかっているので、これをやっぱり解明するためには何らかの処置が僕は必要と思っています。今後ともその件についてはやっぱり北部病院を存続させないといけませんので、これからもその点については私は質問をして追及していきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんにちは。

自民党の座喜味一幸でございます。

一般質問を行いたいと思いますが、所見を述べさせてもらいます。

今議会は、復帰後最高の7239億というような大きな予算、税制等の拡充等々、沖縄振興に係る建設的な熱い議論が交わされるということを期待したわけですが、辺野古埋立承認問題に多くの時間が費やされ県民生活から離れた感があり、大変残念でなりません。まさに百条委員会の延長議会と言ってもいいような、何かある意味でのブレーキのきいた議会であって、非常にこの議会のあり方、県民は厳しく見ているんじゃないのかなという思いがあります。

普天間のこの危険性の除去のための現実的な決断、そしてその５年以内の普天間基地の閉鎖状況、総理としてもしっかりとした決意をしたわけですが、野党の皆さんは全く聞く耳を持たない、全く信用をしていない。

私は、この約束事、間違いなく知事が要求した４項目は実行、実現されるというふうに確信しています。まずは６月から９月までの間には、多分普天間基地の

負担軽減推進協議会、しっかりとした作業部会含めて検討が進むわけですから、空中給油機この夏までには13機移転する、これは間違いないと思いますし、また、オスプレイの分散配備、これも間違いなく早々に私は方針が示されてくるということを確信しております。

そういう意味で、野党の皆さんも空手形だとか、担保がとれていないだとか、不可能だというような言葉を連発したわけでございますが、その目に見える形の普天間の危険性の除去が進んだときは拍手していただきたいなというふうに思ったりもするわけです。

それともう一点、この基地負担、安全保障の問題は極めて国の専管事項であって、政治的な大きな課題ではありますが、考えてみると、私たちは行政のトップとしての知事にその責任をなすりつけというか、押しつけ過ぎていないか。我々政治家として、政党として何をしたか、お互い胸に手を当てて考えてみてもいいのではないかというふうに思ったりもします。

岩国を初め幾つかの基地所在地の議員との交流会を通して確認できたことがあります。沖縄の基地の過重負担に理解を示しながら、その地域も広がってきました。しかし、いざ現実的な受け入れとなったときに共通していることがあります。それは、その地域の平和団体や労働組合等の抵抗がある。結局その抵抗が、私たちは基地は要らないと言って、臭い物は要らないと言って、問題のあるものは要らないと言って地域エゴを形成していくということ。結局それが政局となって沖縄の基地の受け入れを阻んでいるという、このことが結局政府においても、政治家においても先送り、臭い物にふたという元凶になっているということをつくづく感じました。

振り返ると、この平和労働団体を母体とした村山政権のとき、あるいは民主党連立政権のときこそまさにこの労働組合等に理解を求めて、沖縄の基地を全国民で負担するというチャンスだったのかなともいうふうに思っております。

これからも遅くないですから、我々は今後こういう平和労働団体と本土に向けてもしっかりと沖縄の基地負担の軽減を働きかけていく、このオール沖縄の思いというものを県内政局に浪費せずに県外の労働団体、政府、国民に向けていくことが日本の安全保障の根本的な課題の解決に向かうと思ったりもします。

最終的に、我々政治家が責任を持つというところから出発しなければならないというふうに思っております。

さて、通告に基づいて質問をさせていただきます。

１、沖縄振興についてです。

平成26年度の当初予算額は、復帰後最高額の7239億円となりました。沖縄関連税制では、経済金融活性化特区の創設・航空機燃料税軽減措置等の離島路線への拡充、地域指定等に係る権限の知事への移譲など大幅に改正されることになりました。また、向こう７年間の沖縄振興予算の3000億円程度以上が担保されるなど、県政史上まれに見る成果だと考えます。沖縄21世紀ビジョンの目標値である県民所得270万円の目標を初めとする施策目標の達成に確かな手応えを実感しております。まさに沖縄県は日本経済活性化のフロントランナーとして期待され、新たなステージを迎えているわけでございます。仲井眞知事の努力と手腕は県民がひとしく評価しているところであり、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた施策展開に県民の期待が集まっています。

そこで伺います。

(1)、県民所得270万円達成に当たって中核となるべき産業の予測と産業構造について伺います。

(2)、沖縄関連税制の拡充について。

ア、各地域制度の地域指定等にかかる権限の知事への移譲と期待される事業効果について伺います。

イ、航空機燃料税軽減措置の離島航路拡充により期待される事業効果について伺います。

２、離島振興についてです。

(1)、臨海型産業の展開強化と離島航路の連携について伺います。

(2)、アジア向け生鮮食料品の輸出の現状と取り組みについて伺います。

(3)、離島児童・学生等の航空運賃割引について伺います。

(4)、離島児童・生徒支援センターの管理方法と利用料金等について伺います。

(5)、宮古空港の国際線ターミナル（ＣＩＱ）の整備計画と供用開始の予定について伺います。

(6)、天然ガス試掘調査の結果と事業化に向けた取り組みについて伺います。

(7)、宮古県営公園基本計画策定と今後の取り組みについて伺います。

(8)、多良間村の物価高対策について伺います。

(9)、多良間製糖工場の更新整備の計画について伺います。

(10)、下地島空港の利活用計画について。

ア、総合防災訓練複合施設整備計画（仮称）の取り組みについて伺います。

イ、下地島空港の利活用の推進には国を事業主体にすべきと考えるが、取り組みについて伺います。

我が党の代表質問と関連しますが、桑江議員からの代表質問１の⑴に関連して、１つ、平成26年度当初予算は、県民生活に身近で必要かつ重要な事業が盛り込まれております。４月からの消費税の引き上げを踏まえると、現在の県経済の良好な状態を持続するためには、一括交付金事業を初めとした事業の早期着手、執行が望まれます。特に、離島住民のための交通コスト負担軽減事業、認可外保育施設の施設運営経費の助成などを行う待機児童関連事業、小中学校への学習支援員の配置事業など県民生活に密着した影響のある事業は４月以降切れ目なく執行する必要があると考えます。新年度の予算を執行するに当たっての執行方針を総務部長に伺います。

２番目には、26年度予算は過去最大の7000億を超える規模となっております。早期の事業着手が望まれる一方で、これらの予算を適切かつ的確に執行することや経理処理をチェックする体制がますます重要となってきます。会計管理者としてどのような対応を考えているか伺わせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味一幸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、離島振興についての御質問の中で、宮古空港の国際線ターミナルの整備計画についての御質問に答弁をいたします。

宮古空港の国際線ターミナルにつきましては、現在、宮古島市や関係機関で構成します連絡会議におきまして、税関・出入国管理、そして検疫施設や待合所などの規模や配置計画を検討しているところであります。平成26年度は実施設計を行い、平成27年度に工事に着工して供用開始できるように取り組んでまいる計画でございます。

次に、同じく離島振興に係る御質問の中で、多良間製糖工場の更新整備計画いかんという御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、老朽化している含蜜糖工場について、沖縄振興特別推進交付金を活用し、順次近代的な製糖施設の整備に取り組んでいるところでございます。多良間製糖工場につきましても老朽化していることから、製糖施設の整備が必要であると認識いたしております。

そのため、沖縄県といたしましては、関係機関と調整を進めておりまして、用地の確保など条件が整い次第、製糖施設の整備を実施する予定となっております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 離島振興に関する御質問の中で、県産生鮮食料品の輸出の現状と取り組みについてお答えをしたいと思います。

県においては、海外販路拡大支援事業として、アジア市場でのテストマーケティングや県産農林水産物のプロモーション強化などに取り組んでいるところです。

具体的には、香港、台湾、シンガポールを対象とし、１つ、現地量販店でのテストマーケティング、２つ、商談会や見本市への出展、現地でのプロモーション活動、３つ、産地へのバイヤー招聘などを実施しております。県産農林水産物の輸出については、１つ、青果物では、主に香港へ紅芋、カボチャ、ゴーヤーなど、２つ、畜産物では、香港を中心に豚肉、鶏卵、３つ、水産物や林産物では、香港や台湾を中心にモズクやキノコ類があり、離島産の農林水産物では、久米島産の紅芋や多良間島産の黒糖がよい評価を得ております。

県としましては、各離島の特色を生かした品目も含め、テストマーケティングを継続しながら現地での定番化へとつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 沖縄振興についての御質問の中で、県民所得270万円達成のための中核となる産業についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、リーディング産業である観光・リゾート産業や情報通信関連産業のさらなる成長を見込むとともに、第３、第４のリーディング産業として臨空・臨港型産業、知的産業クラスターの形成など、移出型産業が複数育つことを見込んでおります。あわせて、農林水産業、製造業、小売業を初めとしたさまざまな域内の産業が活性化し、両者が連携・補完する強くしなやかな自立型経済の構築に向けた取り組みが進むものと考えております。

また、産業別構成については、平成33年度において第１次産業は２％、第２次産業は10％、第３次産業は観光・リゾート産業等の伸びにより88％になると見込まれます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 沖縄振興についてと

いう御質問の中の、各地域制度の知事への権限移譲と期待される事業効果についてという御質問にお答えをいたします。

今回の制度改正により、国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区における地域指定及び事業認定の権限が知事に移譲されることとなっております。これに伴い、企業のニーズを反映させた指定を迅速かつ柔軟に行うことが可能となり、沖縄21世紀ビジョンに掲げる立地企業数や新規雇用者数の達成を図る上でより有利な環境になるものと考えております。

沖縄県といたしましては、沖縄振興関連税制等の活用促進を図り、さらなる産業振興、雇用の拡大につなげていきたいと考えております。

続きまして、離島振興についてという御質問の中の、臨海型産業の展開強化と離島航路の連携についてという御質問でございます。

沖縄県では、県産品の域外への出荷拡大、県産品の高付加価値化及び認知度の向上のため、県産品拡大展開総合支援事業、沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業を実施しており、今後とも離島産品を含めた県産品の販路拡大について、関係各部における連携を図り取り組んでまいります。また、海上物流につきましては、県産品の物流共同化を推進し、新たな物流モデルの構築及びコスト低減を初めとする物流の効率化を図るための調査として、製造業振興物流対策事業を実施しております。

今後は、調査結果を踏まえ、離島を含めた本県物流の改善・効率化に資する施策について検討を進めてまいります。

同じく天然ガス試掘調査の結果と事業化に向けた取り組みについてという御質問でございます。

天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業では、現在、掘削を行っているところでございまして、掘削終了後、ガスの生産量やガスと水の比率等を調査をいたします。事業化に向けた取り組みにつきましては、所在市においてガス発電、付随水の熱利用による農業分野への活用、スポーツリハビリ施設への活用、リゾートホテルの誘致等を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興についての御質問の中の、航空機燃料税軽減措置拡充による事業効果についてお答えいたします。

県では、沖縄と本土を結ぶ路線の航空機燃料税の軽減措置を拡充し継続すること及び軽減対象路線への県内離島路線の追加の要望を行ってまいりました。その結果、３年間の軽減措置の継続及び離島路線を対象路線に追加する拡充措置が認められたところです。航空機燃料税の軽減措置の離島路線への適用により、離島路線についても路線の確保や拡充が期待できるものと考えております。あわせて、沖縄振興特別推進交付金を活用した交通コストの低減や離島の観光振興を図るプロモーション等を実施し、離島における定住条件の整備と地域振興に取り組んでまいります。

次に、多良間村の物価高対策についてお答えいたします。

離島地域の物価状況につきましては、平成23年３月に実施した調査の結果、沖縄本島と比較して平均で３割程度高くなっており、多良間村においても沖縄本島に比べ物価が高い状況にあります。沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、離島住民の割高な生活コストを低減するための実証実験として、平成24年度から離島生活コスト低減実証事業を実施しているところであります。本事業は、本島周辺で物価差が大きい４村５島において実施しており、事業の有効性や効果的かつ効率的な実施方法などの検証を行っているものであります。

多良間村など他の離島へ対象を拡大することにつきましては、実証事業の検証結果や関係離島市町村の意見などを踏まえながら検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは離島振興についての御質問の中で、離島児童生徒の航空運賃割引についてお答えいたします。

県教育委員会では、同問題について、離島児童生徒の航空運賃の低減を図るスキーム作成に向けて、航空会社と協議を重ねているところです。航空会社におきましても、これまでの本県教育委員会の要望の趣旨は理解しているとのことであり、法令等に照らして離島児童生徒の大会参加に係る団体予約を学校研修割引運賃として取り扱うことができるのか、また、実施した際の課題等を検討しているとのことであります。

県教育委員会としましては、引き続き離島児童生徒の負担軽減が早く具現化できるよう鋭意努力してまいります。

次に、離島児童・生徒支援センターの管理方法等についてお答えいたします。

県教育委員会では、離島における教育の機会均等及び定住条件の改善を図る観点から、平成27年度の供用開始に向けて、離島児童・生徒支援センターの整備に取り組んでいるところです。同施設は、複数の高等学校へ進学する生徒が入寮する学校から独立した施設であることから、舎監、事務職員等の必要な人員を配置し、県直営として適正な教育環境の確保に努めてまいります。また、寮費につきましては、県立高等学校に併設されている既設寄宿舎の事例を検討の上、決定してまいります。

県教育委員会としましては、引き続き離島における教育の機会均等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　離島振興についての御質問の中で、宮古圏域広域公園の基本計画策定と今後の取り組みについてお答えいたします。

宮古圏域広域公園につきましては、今年度、検討委員会を設置して基本構想の策定を進めております。平成26年度は、引き続き基本計画の策定を行う予定であり、宮古島市と連携して宮古圏域広域公園の早期の整備実現に向け取り組んでいく考えであります。

同じく離島振興についての御質問の中で、下地島空港の利活用計画と事業主体についてお答えいたします。２の(10)のアと２の(10)のイは関連しておりますので一括してお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用を検討するため、平成26年度は民間企業等からの企画提案も受けながら、総合的な検討業務を実施するとともに、宮古島市や県の関係部局等で構成する協議会を設置し、残地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討する予定であり、総合防災訓練複合施設整備計画については、利活用案の一つと考えております。また、利活用の事業主体についても、平成26年度調査業務の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　代表質問との関連で、新年度予算の執行方針についてお答えいたします。

平成26年度当初予算は、沖縄振興交付金を積極的に活用し、「フロンティア創造」、「持続的人口増加」など４つの重点テーマを踏まえ、県民の求める５つの将来像の実現に向けた事業を数多く計上したところであります。

予算の執行に当たっては、計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、ＰＤＣＡによる評価や一括交付金の事後評価を反映させ、最小の経費で最大の効果が図られるよう、その経済性・効率性を確保しながら、迅速かつ計画的な執行に努める必要があります。このため、年度開始前に入札公告やプロポーザル公募を行う事前準備手続の活用、各補助金交付要綱の制定・改正作業を進めるなど、新年度開始後、速やかに事業を実施する準備を進めているところであります。また、沖縄振興特別推進交付金についても、平成26年４月１日に交付決定を得られるよう国と事前協議を進めているところであります。

県としては、予算の効果が速やかに県内各分野の隅々にまで行き渡り県民生活を支え、また、県経済の回復基調が確かなものになるよう、スピード感を持って新年度予算の執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　会計管理者。

〔会計管理者　岩井健一君登壇〕

○会計管理者（岩井健一君）　我が党代表質問との関連についての御質問の中の、経理処理のチェック体制についての御質問にお答えいたします。

財務会計事務の適切かつ的確な遂行のためには、予算執行から公金の支出に至るまでの各プロセスにおいて、法令等に基づく適正な事務処理の徹底、執行機関と出納機関との間の牽制が肝要であります。平成24年度に出納機関が支出命令の審査を行った件数は約33万5000件であり、予算規模が過去最大となる平成26年度は、その件数が増加することが予想されます。

このようなことから、平成26年度においては、関係機関と連携しながら、事務遂行能力や審査能力の向上のための研修の充実や内部統制の強化を図り、財務会計事務の適切なマネジメントに一層努める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　まず、平成33年度までの県民所得271万円の目標達成という、これは、僕は最初、この21世紀ビジョンの目標を見て大風呂敷だと実は思ったんですよ。しかしながら、そういう今の実態としての一括交付金含めたいろんな臨空・臨海型の産業の取り組みを見て、観光客の増加を見て、ほぼこれは確かなものだというふうに思っております。これは我々沖縄県民、いつも全国一下っ端、働かないという非常に劣等感を持って、我々の世代は特にコンプレックスを

持ってきたんですが、この目標達成のための実現性をもっと県民にＰＲする。そして若者にちゃんと沖縄の将来像を示していく、産業の人材の必要性をしっかりと訴えていく。そういうトータルとしての県民の、産業界含めての目標をしっかりとＰＲして、みんな県民一つになって頑張ろうという、そういう目標を持たせることが大きくは、ひいては人材の育成にもつながるというふうに思っておりますが、知事、この辺、大変重要だと思っております。207万円が270万になる。これは大変なことですが、知事の答弁の前に企画部長、この270万の県民の所得が達成されたら全国の中でどの辺まで行くのか。ワッターウチナーンチュとしてどの辺までになるのかという目標値を示した後で、知事のこの270万県民所得目標に向けての思いをひとつ伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　知事の公約が、１人当たり県民所得全国中位というようなものでございます。24位程度ぐらいを目指していると。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　知事もどうぞ。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　僕らの年代は、日本が戦争に負けて日本経済が立ち上がり始めて、もはや戦後ではないと言われた昭和31年でしたか33年、私が36年に学校を出て仕事を始めたわけですが、あれから強烈な発展といいますか、成長を遂げていったわけです。ですからそれが当時、韓国であったり台湾であったり、アジアでいろんな現象が起こったわけですが、習熟曲線といいますか成長曲線はＳカーブで急速に立ち上がっていく時期がアジア地域あちこちであったと思うんです。それが沖縄での産業についても必ず起こり得ると私は思っております。ですから、これは確かに270万、ちょうど今徳島県がそういうことですから、何で徳島がそうで沖縄がそうでないかと。基本的にはどうもいろいろ構造上、大きな企業があると、企業所得が所得計算上カウントされますから、とか幾つかの理由はあるんですが、ただ経済全体が急速にこうＳカーブで立ち上がる。このＳも寝たＳか立ち上がったＳかという形はあるそうですが、経済成長の中ではやっぱり急速に立ち上がるＳカーブの現象というのはあちこちで起こっていますし、今の中国がそれに近いと思います。沖縄でも当然何回か起こるべきだと思っていますから、まさにオール沖縄の産業を激励して支援していけば、必ずその現象がこの何年かで起こってくると思っております。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ある意味では、万国津梁の沖縄の歴史が今まさに再現かというような思いもありますから、その辺の目標値を共有しながらしっかりとやっぱり取り組んでいく、大変大事な時期に差しかかったものだと、新たなステージに入ったものだというのを非常に実感しております。

ちょっと話が細かくなりますが、地域制度の中で航空機燃料税の軽減措置の話がありました。私は、離島の燃料税の措置が今回また枠が広がったということで大変喜んでおりますし、これによって観光客、あるいは離島航路の不安定な航空会社も、ある一定の基本的な部分で強くなれるのかなと。しかし、これからＬＣＣを含めていろんな航空会社がふえるということが観光客の増にもつながると思っておりまして、この航空機燃料税とあわせて、離着陸料それから航行援助施設利用料というものをあわせて、利用料のほうは６分の１でいいんですが、この離着陸料というのは大事なことだったんじゃないのかなと。これをなぜ今回の制度拡充の中で盛り込まなかったか、その辺も含めて、今後できればぜひともこれは取り組むべき課題じゃないのか。離着陸料、特にＬＣＣ航空等に関しては、この離着陸料等の軽減というのは大きくなる。そういうＬＣＣ航空会社も参入させていくという意味では大事な項目だと思いますが、その辺の背景をちょっと教えてください。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず今回県が求めたのは、税制改正の一環として求めたということが１つあります。航空機燃料税も当然税なんですが、着陸料、航行援助施設利用料、これは公課なわけですね。要は使用料なわけですので税制になじまないということで税制要望には上げなかったということです。ただ、これは期限が単年度ごとに参りますので、これの延長というのはしっかり求めているところであります。那覇本土間、今６分の１ですけれども、国管理空港につきましては着陸料、それから航行援助施設利用料、離島本土間、それから那覇離島間は６分の１になっております。ただ、離島離島間がまだ５分の１だとか10分の３ありますので、これについてはまた今後ちょっと対応が必要かなと思っていますが、現時点ではこの分についてはまだ求めていないということです。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　あんまり細かいことは聞きたくないんですが……

○企画部長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

ただいまの離島離島間、県管理空港ですので、これは県のほうで検討するということになります。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　大変これも重要なことだと思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それから、私、臨海型産業の展開強化と離島航路の連携ということにおいて少し問題提起を、ちょっと質問を出したんですが、実は臨海型産業の集積ということと、物流拠点の産業の集積ということにおいて、例えば事例出しますと、那覇、離島、台北、高雄、香港、シンガポールみたいな、この海のルートの中で、離島というものを、ずっとこの特区の中に巻き込んでおかないと、例えば石垣で今、国際市場に出せるような高品質の食肉センターをつくっている。そこに肥育牛がある。それを那覇に持っていって帰すじゃなくして、そのままのルートの中で台北、香港、上海等の船輸送で送るという、これからやはり物流の大きなウエートというのは海運でありますから、その辺をこの特区の中に、物流拠点の中に巻き込んで織り込んでおかないといかんのじゃないか、その辺は非常に部も割れているようですが、その辺の連携の可能性はないかという思いを持っているんですが。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　海上の物流というのは、各部それぞれ工夫をしていろいろやっているんですが、なかなか難しいところがありますけれども、そういう特区への指定も含めて、それとプラス具体的にどういう方法論、それも含めてまた各部連携して研究をしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　知事から多良間製糖工場の件では答弁いただきましたが、細かい話をちょっと部長に伺わせてもらいます。

用地との調整がつき次第、整備にかかるという知事から答弁をいただいたんですが、用地の話もある程度方向性が出ているという状況を聞いております。順調に行けば着工そして新たな製糖工場での操業開始の目標等々、その辺の県としての考え方を聞かせていただけますか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今、含蜜糖工場につきましては８つの離島で８カ所で製造しているわけでございますが、それについては順次というか計画的に整備を進めておりまして、あと残っているところが多良間、与那国、伊平屋というふうに残っているわけでございますが、多良間につきましては27年度をめどに地元のほうと調整しているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　次に、簡単な答えを願いたいんですが、天然ガスの試掘調査、まだ賦存量、試掘調査終わっていないということですが、今後含めて賦存量、質の確認を踏まえて追加調査があるのか、もう少し具体的にその事業化に向けた作業というのがどの程度具体化して検討が始まっているのか、その辺含めてお願いします。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　天然ガスの試掘調査でございますけれども、25年度実施をしておりますのは、試掘場所の選定であるとか、試掘工事着工のための各種法令手続とか、それから試掘工事、そういうことをやっておりましたけれども、26年度はこの試掘調査データを取りまとめまして、今後の有効利用活用計画を取りまとめると、そういう作業予定になっております。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

教育長、離島の児童学生の航空運賃の割引、中学生以上は大人と同じ料金なんですよ。それを、小・中・高校生に割引がないというのはおかしいということで、前回、私質問したら、高良副知事から早目にやりますという回答だったんですが、きょうもまた教育長、早目に頑張りますという答弁だったんですよね。ぜひともこの問題、離島の児童生徒にとっては航空運賃等、海のほうは結構いっていますけれども、航空運賃等の割引、保護者負担大変大きゅうございますので、決意を聞かせて、いつごろをめどにどうするか、ひとつこの早目にというものを具体的に教えてくれませんか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　離島児童生徒の航空運賃割引制度の創設につきましては、県教育委員会も前向きに検討すべき重要な課題だと認識しております。

そしてこの課題解決に向けて、現在関係部局等と何度も勉強会を重ねて新たなスキームづくりに取り組んでいるところです。

また、私就任してから取り組んでいますけれども、航空会社への要請活動ももう既に交渉等も七、八回も

行っているところです。前向きに取り組んでいるということはぜひ御理解願いたいと思います。

課題も大きいものがありまして、現在どうしても生徒たち団体割引制度を使わざるを得ない状況なんですよ。１年前からの予約であるとか、半年前とか、この団体割引というのはさらなる割引制度が使えないと。今、学生用にどう割引制度をつくるのかというこれが大きな課題でして、またその際、一括交付金の活用が可能か、中体連などは夏休みにされるものですから、夏休みはさらに割引が難しいということで、航空会社も全国的な枠組みの中で法令等に照らして研究していると。沖縄だけ特別扱いできるかという、そういうのも含めて慎重に検討しているということなんですよ。それに向けて、まだ難渋はしておりますけれども、近々私自身も直接航空会社へ出向いて、いろいろとお話を聞いて検討を重ねて進めてまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　学生証を持っていれば、大人よりやっぱり学割という、スカイメイトとかいう制度もありまして、離島の子供たちに学生証を見せればやはり大人より低い料金で動けるだとか、団体になるともっと割引がきくとかというのは非常にできそうですから、ぜひともできるところから、６月補正を目指してでもいいですから、ぜひとも検討をお願いしますよ。早目にというものがちょっと長引いておりますので、早目に対応をお願いしたいなというふうに思います。

あと下地島空港の利活用の問題、我々沖縄県にとっても今後大きな財政負担を伴う課題かなというふうに思っております。26年度の予算対応、全日空さんの負担もあってちょっと県の持ち出しも減ったんですが、27年度からの3000メートル級の空港の管理、大変私は大きい問題だと思っております。そもそもの原点に返ってみると、第２のハワイをつくるんだといって下地島パイロット訓練場できたんだけれども、現状35年過ぎると、もう西銘覚書で約束した管理費の対応分も、もう業者が撤退ということになりまして、この西銘覚書ももう破綻してしまったなというところまで来ております。

しかしながら、いずれにしてもこの空港という財産をぜひ活用しなければならない。原点に戻ってやっぱり伊良部地域の活性化につなげねばならないというふうに思っておりますから、ぜひ検討会の中で、呉屋議員も新垣議員も下地島空港の件、心配して提案されておりましたので、このスピード感を持ってぜひ検討会の中で速やかにスピード感を持って方針を示していただく。そしてある意味ではこれは国の航空行政の中で進めた事業でありますから、国に対しても応分の責任を持ってもらって、しっかりとした対応をしてもらうというのが大変重要じゃないかというふうに思っております。

まず国に対して、土木建築部としていろんなメニューを含めてどういう働きかけをされているか、今後どうするかという話を聞かせていただければと思いますが。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　下地島空港につきましては、昭和54年にパイロット訓練の専用飛行場として開港して以来、ここまで続いてきているわけですけれども、やはりシミュレーターの発達によりまして、実機を使ったパイロット訓練というのが激減をしておりますので、もう役割は終えつつあると。そして、その利活用につきましてですけれども、26年度は県の一般財源を繰り入れしていただくということを認めていただければ何とか利活用ができるような状況ですけれども、27年度以降のことにつきましても、国土交通省のほうとはいろいろと話をさせていただいております。去年も国土交通省の方が直接下地島のほうに来ていただきまして、私どもも同席いたしましたけれども、市長さんともお話をさせていただきました。

26年度につきましては、先ほども申し上げましたけれども、幅広く企画提案を募っていろいろな実現可能性のある利活用を図っていきたいと。その中でも宮古島市が現在主張しております総合防災訓練複合施設、これは実は大手の総合商社さんとか製造メーカーさんのほうから提案がありましたもので、かなり案として練られておりますので、これも利活用案の一つとして考えながらやっていきたいと。そしてまた、そこに関しての国の関与ですけれども、県管理の空港ですので第一義的には県の責任で考えなければいけませんが、国の方もこの検討委員会の中に入っていただけないだろうかということで、今働きかけをしているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　最後になりますが、国も４月からの消費税増税に対応した補正等々、緊張感を持った対応をしております。我が沖縄県にありましても、やはり7200億の予算、速やかな執行、大変重要だと思いますし、４月から動きます、先ほど答弁いただきましたが、４月からしっかりとつなぎとして予算を成立して進めなければならないという答弁もありました。離島のソフト交付金についても同じような300億相当の中

で、離島に対しても予算成立以降の障害が出ると思うんですが、企画部長その辺はいかがでしょう。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　先ほど、総務部長から４月１日の交付決定に向けて国と事前協議を行っているということがございました。実は市町村の分も、平成24年度こそは遅かったんですが、６月以降だったんですが、25年度は４月１日から交付決定できるようになっております。

多くの市町村がそういったできるようにということで、実は県はもう１月31日に県と市町村分の配分、市町村間の配分を終えて、各市町村においてそれぞれ配分額に応じて早期着手、必要なものはもう各市町村議会に提案していると思います。ぜひこの交付金が予算等通過するよう、また我々としてもしっかり取り組まなければならないなと思っているところでございます。

○座喜味　一幸君　予算成立が必要だということはわかりました。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後５時50分休憩

午後６時14分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長　政俊君　それでは一般質問を始めます。

その前に所見を述べさせていただきます。

仲井眞知事は、昨年12月27日に普天間飛行場移設に関し、政府が提出した辺野古沿岸埋立申請を承認し、移設に関する法的な手続は完了いたしました。

承認判断においては、公有水面埋め立ての趣旨、目的に合致し、瑕疵がないことを根拠とする行政法上の判断として承認に踏み切ったとのことであります。この判断は、法治国家の枠組みの中で、政治的かつ恣意的な判断を排し、真っ当で、批判される余地のない判断であります。知事が法の趣旨を貫いた結果、導き出した行政の長としての当然の判断であったと承知をいたしております。

この判断に至るまでの間、仲井眞知事が普天間問題を考える上で常に念頭に置いてきたのは、普天間の危険性を早期に除去するとの強い決意でありました。また、そのことを優先するがゆえに、かつて辺野古移設を条件つきで容認をしてきた経緯があります。

そもそもこの問題の原点と経過をたどると、普天間飛行場が住宅地の真ん中にあって危険きわまりないとする県民の視点から移設要求が始まりました。そして、橋本内閣のもとで日米両政府による合意協定が結ばれ、同飛行場の代替施設を県内移設とする決定がなされました。1996年に移設候補地として辺野古案が浮上し、時の大田県政下にあっては、辺野古移設や代替施設の工法などの政府交渉を吉元副知事が中心となって進めてきましたが、1999年に稲嶺知事が辺野古移設に同意し、岸本名護市長も条件つきで受け入れを表明したのであります。2006年、島袋名護市長がＶ字型滑走路修正案を受け入れて2014年までに代替施設を建設することも決まっていましたし、県民もそれを容認をいたしておりました。

ところが、2009年に民主党政権が誕生、以前より普天間飛行場の移設先を「国外、最低でも県外」と表明した鳩山由紀夫氏が内閣総理大臣に就任すると、県外を求める県民世論が沸騰してきました。米軍基地問題を所管する時の政府が、県外という姿勢を打ち出したのだから、苦渋の決断で受け入れを容認してきた名護市も含め、沖縄県民が県外を強く求める方向に転じるのは、当然といえば当然の帰結であったと言えます。

我々、自民党沖縄県連もそうした大きな政治のうねりの中で、県外移設やむなしという、県外移設をやるという、やり切るという民主党政権の取り組みにかけてみようとの思いから、長年、多くの関係者が大変な苦労と批判に耐えながらまとめ上げてきた辺野古移設案を一旦は捨てて、県外を求める政策転換に踏み切る決断を行ったところであります。その後は、県外移設の候補地探しを政府任せにするのではなくて、県連みずからも受け入れ先を探す作業を地道に続けてきたところであります。

ただ、そういう中にあっても、仲井眞県知事は安易な方向転換をよしとせずに慎重な姿勢を貫き、移設問題に迷走を続けている民主党政権の姿勢や当時の政治判断も総合的に勘案した結果、普天間飛行場の辺野古移設は極めて困難との判断に至り、２期目の知事選挙の政策に、県外移設を盛り込むことになったのであります。

しかし、その際の判断基準は、あくまでも普天間の原点である危険性除去を優先する一方で、スローガン的ではなく、現実的に県政を動かし結果を出すことが求められている知事という立場から、総体的に最も実現性が高い選択肢を選ぶ視点を常に失うことはなかったものと拝察をいたしております。

翻って県議会においては、仲井眞知事が行った承認判断に対する野党の対応は、11月の知事選挙を強く意

識した政局絡みの動きになっていて、県民生活の向上のために何をなすべきかという政治本来の役割を放棄していると言わざるを得ません。多数による知事辞任要求決議や百条特別委員会の設置などを強行し、知事の承認判断の揚げ足をとる戦術を行っております。しかし、この課題は、県議会の常設機関や権限を持ってただしていけば十二分に目的を果たすことができる案件だけに、あえて百条特別委員会を設置する必要性が果たしてあるのかどうか、甚だ疑問に思っている次第であります。

また、野党各党においては、辺野古反対という主張を声高に叫ぶばかりではなく、普天間を動かすための具体的かつ現実的な代替案を提示することもできないではありませんか。

あげくの果てに、質問内容に攻め手を欠き、調査能力が低いとか質問の重複や深掘りがなく、追及の甘さを指摘され、期待外れなどというメディアからの声が漏れ聞こえることに至っては、県議会の権能そのものや百条特別委員会の特殊性をおとしめる可能性につながりかねないと私は懸念をするものであります。また、多くの県民もそのように思っていると私は思います。

そこで、一般質問を行います。

知事の政治姿勢について。

知事が辺野古埋立申請を承認した根拠と、そこに至るまでの政治的判断が加味されたかを伺います。

(2)、知事が政府に求めた４項目の米軍基地負担軽減策は辺野古埋立承認の条件とされたのですか。翻ってこの要求を実現するための知事の決意と意気込みを伺いたい。

２番、平成26年度沖縄税制改革について。

(1)、昨年末に閣議決定された平成26年度税制改革大綱で、金融、情報通信、国際物流、産業イノベーション、観光の各地域制度や航空機燃料など、幅広い税制措置の拡充がなされましたが、その主な改正内容と税制効果について伺います。

(2)、県が政府に要請した改正項目は十分に反映されたか伺います。

３番、沖縄メディカル・イノベーション・センター（ＯＭＩＣ）の創設について。

(1)、政府は、西普天間地区住宅地の返還予定地を拠点返還地に指定して、日米両政府による新薬の研究開発拠点を創設する計画が国家プロジェクトとして進めておられるようですが、同構想の背景と目的、さらには県のかかわり方についてお伺いをいたします。

(2)、ＯＭＩＣ構想の事業計画の内容の詳細を把握されているのかを伺います。

４番、農業行政について。

(1)、県畜産の現状と課題について県の認識を伺います。

(2)、ＴＰＰに備えて畜産物の輸出戦略が求められております。生産と流通の拡大はどうなっているのか県の対応を伺います。

５番目、土木建設行政について。

(1)、県内土木建設業界において公共工事の不落札、不調が目立つが、その原因について伺います。

(2)、ことし２月に改定された公共工事設計労務単価の見直しに伴い業界の人材不足は改善されますか、伺います。

６番、統合リゾート（ＩＲ）について。

(1)、県が誘致に向けて検討している統合リゾート（ＩＲ）の計画の可能性調査結果はどうなっていますか。税収及び経済効果の試算と懸念事項に対する県の基本的な考えを伺います。

７番、海洋資源開発について。

(1)、沖縄県における海洋資源（海底資源、水産資源、観光資源）の現状と取り組みについて伺います。

(2)、「沖縄海洋科学ミュージアム」（仮称）の構想は、県の海洋産業の開発育成や観光資源にもつながり、県民の教育にも資することから海洋県沖縄には是が非にも必要な施設と考えますが、県の考え方を伺います。

我が党の代表質問の関連で、沖縄振興の推進についての関連で質問をいたします。

(1)、昨年12月に国交省が改定高速道路料金に関する基本方針を発表しましたが、その内容と、また沖縄の現行料金にどう影響が出るのかを伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　翁長政俊議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、承認した根拠と政治的判断についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

簡潔に答弁させていただきますが、辺野古埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行った結果、承認基準に適合していると判断し、承認をしたものでございます。

次に、平成26年度沖縄税制改革についての御質問の中で、県の改正要望の反映状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成26年度税制改正では、沖縄県が要望しました情報通信及び国際物流における地域指定や事業認定の権

限の知事への移譲、そして国際物流の対象事業への航空機整備業の追加、そして航空機燃料税の軽減措置の延長及び県内離島路線への拡充などが認められております。

さらに、経済金融活性化特区という名前の税制が創設されるなど、沖縄県といたしましては要望は十分に反映されたものと評価をしているところでございます。

次に、統合リゾートに関する御質問の中で、経済効果などの試算と懸念事項に対する基本的な考え方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、統合リゾートの導入について平成19年度より調査研究を行ってまいりました。

主な取り組みといたしましては、経済効果等の試算やギャンブル依存など懸念事項への対応策について、海外事例などを参考に検討いたしますとともに、県民を対象としたシンポジウムを開催してきたところでございます。

今後、経済効果等につきましては、さらに精査することといたしております。また、想定される懸念事項に対しましては、厳格に対応策を検討してまいりたいと考えております。

沖縄県といたしましては、統合リゾートの導入に当たっては、県民のコンセンサスを前提に、引き続き調査研究、検討をしてまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、基地負担軽減４項目についてお答えをいたします。

基地負担の軽減については､埋立承認申請とは別に、以前から政府に対して要請してきたものであります。今回の埋立承認申請については、公有水面埋立法等にのっとり審査し､承認するとの結論に至ったものです。このようなことから、今回政府から示された基地負担軽減策は、埋立承認申請の判断の条件ではございません。安倍総理からは、４項目を全て受けとめ、米国との交渉をまとめていくという強い意思が示されております。

県としましては、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議等において、あらゆる方策を追求し、４項目を実現するよう、強く求めてまいります。

続きまして、農業行政に関する御質問の中で、沖縄県における畜産の現状と課題及び生産流通対策についてお答えします。恐縮ですが、４の(1)と４の(2)は関連しますので一括してお答えします。

本県の畜産業は、農業産出額の約43％を占め、国内有数の肉用牛・子牛の供給産地であるなど、重要な基幹産業となっております。しかしながら、飼料価格高騰や環境問題などから家畜頭数が減少しており、生産及び流通の対策が急務となっております。

そのため、県におきましては、生産対策として、１つ、牛専用飼料工場の整備、２つ、クランブル飼料工場の整備、３つ、環境に配慮した養豚施設の整備などの施設整備を行うとともに、１つ、優良種豚オキナワアイランドの普及、２つ、優良母牛の保留推進、３つ、飼料価格高騰に対する緊急対策事業の実施などの支援を行っております。

また、流通対策として、輸出申請が可能な八重山食肉センターの整備や沖縄振興特別推進交付金により、アグー豚肉等の香港への輸出促進を図っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、畜産振興に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 平成26年度沖縄税制改革についての御質問の中で、平成26年度沖縄振興税制改正の内容とその効果についてお答えいたします。

平成26年度税制改正において、県は、沖縄の地理的優位性や潜在力を生かし、沖縄振興を一層加速させるため、地域制度や税制上の特例措置の拡充を求めてまいりました。その結果、平成26年度から現行の金融特区を抜本的に見直し、対象産業を金融に限定せず、知事があらゆる産業を設定できることとし、広く企業、人、投資を呼び込む枠組みとして経済金融活性化特区が創設されることになっております。

また、情報通信及び国際物流において、地域指定や事業認定に係る権限が知事へ移譲され、国際物流の対象事業に航空機整備業を追加するとともに、産業イノベーション及び観光を含めた全ての地域制度において、投資税額控除の取得価額要件が引き下げられております。

さらに、航空機燃料税の軽減措置が３年間延長されるとともに、県内離島路線への拡充が認められております。沖縄県としましては、これらの特例措置の活用による効果として、産業の集積、雇用の拡大及び離島の振興が図られるものと考えております。

次に、我が党代表質問との関連についての御質問の中で、高速道路料金改正の経緯と沖縄への影響につい

てお答えいたします。

平成20年度から緊急経済対策の利便増進事業で実施している高速道路の料金割引については、今年度末をもって終了することから、国土交通省は平成25年12月20日、高速道路の料金全体を再編する「新たな高速道路料金に関する基本方針」を決定をいたしました。

同方針は、まず１点目として平日昼間の３割引きの廃止、２点目、土・日、祝日の割引を５割引きから３割引きへ縮小、３点目として通勤時間帯割引は平日の多頻度利用に限定されるなど、現行制度が大幅に見直され、割引対象車は、従前どおりＥＴＣ車のみとなっております。

現行の沖縄道特別割引は、全国の制度とは異なっておりますが、仮に、同方針がそのまま適用されますと、沖縄道特別割引は廃止され、県民生活及び県経済に影響が生ずることは必至であります。

鉄道のない本県において、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、北部地域の振興にも大きな役割を果たしております。そのため、県では、平成26年１月21日､国土交通省及び西日本高速道路株式会社に対し、全国的な料金体系からは独立した独自料金の設定、割引制度による現行の料金水準の維持について要請を行ったところであります。また、北部市町村会においても国に対し同様の要請を行う予定であることを聞いております。

今後は、沖縄道特別割引の検討状況を注視するとともに、関係市町村と連携し、現行制度が維持されるよう国及び西日本高速道路株式会社に対し強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　沖縄メディカル・イノベーション・センター（ＯＭＩＣ）創設についての御質問の中の、ＯＭＩＣ構想の背景、目的、内容等についての御質問にお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

ＯＭＩＣ構想は、自民党内の「沖縄振興調査会西普天間基地跡地振興に関するワーキングチーム」において検討がなされております。

現在、西普天間住宅地区を跡地利用の先行モデルとして推進するため、米国軍人の疫学データを活用し、研究開発拠点とする同構想の実現可能性について、関係機関とヒアリング等を行っているとのことであります。

去る２月５日の参議院予算委員会において、山本沖縄担当大臣は、「政府としても沖縄県、宜野湾市の意向を踏まえながら事業の実施可能性について検討する必要がある」と発言しております。

西普天間住宅地区の跡地利用については、宜野湾市が地権者との合意形成を図りつつ、主体的に取り組むことが重要であると考えております。

県としましては、円滑な跡地利用に向けて宜野湾市の取り組みを尊重しながら連携を図るとともに、政府の同構想の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　土木建築行政についての御質問の中で、入札不調等の原因についてお答えいたします。

入札不調の状況としては、離島における工事や発注規模の小さい工事において入札不調となる傾向があります。現在、建設業界においては、公共事業や消費税増税前の駆け込み需要が増加していることに伴い、鉄筋工や型枠工等の職人不足や資材不足、人手不足に伴う労務費の高騰等が生じていると聞いており、このような状況が入札不調の一つの要因になっているものと考えております。

対応策といたしましては、入札参加者を広く求めるため、指名競争入札から一般競争入札への移行や対象業者の等級範囲の拡大等、入札条件の見直しを行った上で再度入札等を実施しており、最終的にはほとんどの工事が契約締結に至っております。

また、公共工事労務単価につきましても、今年度は昨年４月とことし２月の２度にわたり単価の引き上げを実施しております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、公共工事設計労務単価の見直しに伴う人材不足の改善についてお答えいたします。

今回の改定により、県内の公共工事設計労務単価は平成25年４月単価に比べ平均６％上昇しており、平成24年度単価と比較すると平均19％上昇しております。

今後は、改定された新労務単価で積算した工事が発注されることから、建設労働者の賃金水準の向上が図られ、技能労働者等の人材確保に一定の効果が期待できるものと考えております。

県といたしましては、労務単価の改定が下請等の賃金にも反映されるよう、業界団体へ要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　小嶺　淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺　淳君） 海洋資源開発についてという御質問の中の、沖縄県における海底資源の現状と取り組みについてという御質問にお答えをいたします。

沖縄県における海底資源については、国の調査によりますと、沖縄本島の北西100キロメートルに位置する伊是名海穴に金、銀、銅、鉛などの鉱物資源の埋蔵量が340万トンあると推定をされております。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「国や各種研究機関の調査・研究成果を踏まえ、関係機関等と連携しながら、将来の産業化も見据え、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するための取組を推進」するとしております。本計画の実現に向け、25年度から26年度まで海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査を行います。

同じく沖縄海洋科学ミュージアム（仮称）の構想に対する県の考え方についてという御質問でございます。

沖縄県では、海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査の中で、海洋資源の研究開発や利活用産業を初め、海洋都市構築可能性の調査等を行います。

沖縄海洋科学ミュージアム構想につきましても、同調査の中で県内に立地する関連施設の状況等を踏まえ、その可能性について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 海洋資源開発についての御質問の中で、水産資源の現状と取り組みについてお答えいたします。

本県の水産資源は、総じて減少傾向にあります。このため、県では、水産資源の持続的な利用に向け、ハタ類やマチ類等について、漁獲サイズの制限や保護区の設定等による資源管理型漁業を推進しているところであります。

また、県水産海洋技術センターにおいて、未利用資源である深海生物の活用を図るため、漁業者と連携し、600メートル以深の深海域における操業試験を行っております。さらに、平成26年度からは、マグロ類、カジキ類の漁場開発に関する調査研究を実施することとしております。

県としましては、今後とも水産資源の持続的利用に向けた資源管理を進めるとともに、新たな水産資源、漁場、漁法の開発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 海洋資源開発に関する御質問の中の、観光資源の現状と取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、青い海、白い砂浜、美しい海岸線、サンゴ礁、多種多様な海洋生物など、豊かな自然環境を有しており、これらは海洋レジャーや観光イベントに活用されるほか、透明度の高い海は、国内有数のダイビングスポットとして認知されているところであります。

県では、沖縄観光の魅力が高まりブランド力の強化につながるものとして、観光資源の活用促進が重要であると考えております。そのため、民間事業者や市町村、観光協会などが取り組むフィッシングトーナメントやダイビング商品の造成など、新たな観光メニューの開発支援を行っております。

また、今回の慶良間諸島の国立公園指定を受け、慶良間地域の知名度向上及び離島観光誘客の面から、慶良間地域の水中映像やポスターを制作しプロモーションを行うなど、観光資源の活用促進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 翁長政俊君。

○翁長　政俊君 それでは知事の政治姿勢について質問をさせていただきます。

埋立承認後、知事の心境に変化はありましたか。ありましたらちょっと教えてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時48分休憩

午後６時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっとこの御質問が割合に難しくて、心境の変化があったかどうかという点ですが、まだ篤と自分のこの心境を深くよく考えていませんので、少し今急にお答えができかねるのですが。

○議長（喜納昌春君） 翁長政俊君。

○翁長　政俊君 これだけ新聞等々含めていろんなバッシングやいろんな批判が、さらには叱責が出てきている中で、知事が行った判断がその後知事のいわゆる考え方に何らかの、要するに思いを与えているかどうか、そういったものを含めてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　この埋立承認についてに無論限りますが、名護の特に久辺３区の人々には御苦労をおかけいたしますけれども、一方でやっぱり普天間・宜野湾の人々がこれだけ苦しんでこられた課題の解決、一日も早い危険性の除去、そしてあと閉鎖・返還・跡利用という、ここへどういうふうにして結びつけていくかという点ではしっかりと心境も考え方も変化しないで、むしろしっかりと取り組んでいこうという気力が湧いてきているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それと、私どもの自民党で前に普天間飛行場の辺野古移設に関する県民の意識調査というのをやってみたんですよ。その中で、辺野古には反対ですが、県外を模索する、県外も考えずに普天間の固定化はやむなしという方々が県民の中に３割近くおいでになります。そこは私はどういう方々だろうということでいろいろ思いをめぐらせているんですけれども、多分、革新の政党を支持をしている皆さん方ではないかと思っていますし、そこは基地反対さらには日米安保自体もいわゆる否定する皆さん方の勢力であろうと。普天間の市民がいわゆる危険の中にあるから一日も早く危険性を除去しようという思いでこの普天間の移設問題が始まっているんですけれども、この固定化やむなしと思っている皆さん方がいること自体、私はこれは県民にはいろんな価値観があるとは思いますけれども、しかし、そこに思いをしないということになると、これはもう政治闘争以外何物でもないのではないかというふうに私は理解しているんです。ですから、よく県民のアイデンティティーを一つにまとめて云々と言いますけれども、これは実際は素顔を隠した中で、本来のものはこれは政治闘争をしているのではないか。私にはそのように映ってしようがありませんけれども、ここはいかがですか。どう考えられますか。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　まず今のお話の中で、固定化やむなしと回答する人が３割もいるんですかね。これは全く論外といいますか何というんですか、とても沖縄の人じゃない可能性がありますね。というぐらい私にとっては理解ができない物の考え方だと思いますね。

まず、普天間の人たちがあれだけ米軍の普天間飛行場周辺で苦しんできている。ここを一日も早く危険性を除去する、本当に私も東京で言えば文字どおり日比谷公園の中にあるようなものだとかいろんなことを言いかえながら説明して回ったこともあるわけですが、まずこの固定化を絶対にさせてはいかんということから、そしてその裏腹といいますか同時といいますか、一日も早い危険性の除去、これをやっぱり早く実現するというこの１点だけで大部分の沖縄県民は賛成だろうと私は思っていまして、それを実現するための方策はいろんな形で追求して、実現してまいりたいとこういう気持ちでございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　そこであえてつけ加えておかないといけないのは、いわゆる辺野古やむなしという方々も３割近くおいでになるということですよ。ですから県民の皆さん方の中には多様な価値観があることだけは事実なんです。ただ、それが７割の県民の皆さん方がいわゆる何が何でも反対という認識に立っておられるかどうかというものは、私はそれは県民のいわゆる価値観のそれぞれの多様性の中で判断されている事柄だろうと思っております。ただ、早晩言われている、この県民、要するにオール沖縄で云々ということについては、そこはいかがなものかという思いを実はいたしております。

そして、もう一つ……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○翁長　政俊君　埋立申請の問題で今問題になっているのが、法４条の１項それと各号の問題なんですけれども、国交省から法の解釈が出ました。知事のいわゆる持っておるこの裁量権については限りなく小さいということなんですよ。限りなく小さいというこの裁量をもとに、いわゆる知事がそこに立って判断をするのか、それともいわゆる法の趣旨にのっとって、この法の精神を生かすために、趣旨を生かすために判断をするかというと、私は限りなくいわゆる小さい裁量権、いわゆる政治的、恣意的な思いを入れた裁量権を使うよりも、行政の長としては当然な立場として、この法の趣旨に沿った判断があってしかるべきだというふうに私は思っておりますけれども、そこはどう見解を持っておられますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　いろいろなケースに基づくと思いますが、今回の場合は、今の翁長県議の考え方と大体同じでございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それともう一つ問題になったのが、知事のいわゆる暮れの政府要人との話し合い、いわゆる密談というやつですよ。実は私もこの一連の問題について自民党県連の会長として政府の要人ともお会い

をしてきました。特に菅官房長官あたりとは何度か会って協議をしてきましたけれども、その中で、政府のいわゆる高官の皆さん方が異口同音に私に聞いてきたのは、仲井眞知事は最終判断をどう考えているんだと、翁長さん、そこわかりませんかということを常々私に聞いてくるんですよ。当然私も知事からどういう判断をされるのか聞いたことがありませんから、知事は正直なところ私何考えているかわかりませんと、そういうことを述べてきたんです。そういう意味においては、今野党の皆さんが言っておられる、この密談があってその中で埋立申請を決めてきたということは、私が会って高官の皆さん方と協議をした中での私の感触としてはこれは全く違うと。知事は私が承知しているところでも12月27日の、いわゆるこの26日の夜だったか朝だったか僕ははっきりしませんけれども、そのころ初めて私は知事の最終的な意見を聞いたように思います。ただ、その間、知事は一切この問題については、自分の最終的な思いというものは述べてなかった。ここだけは明確に言えると私は思っているんですよ。そういう思いでやってきたんですから、正直なところ私が持っている感触が、いわゆる思いが、知事が政府の要人と協議をする中で、知事はそこをいわゆる漏らしたことはあるんですか、自分の考え方を。こうしたいという最終的な。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　基本的には、やっぱり行政を預かる者、責任者として、まず法律は法にのっとって結論を出していく、答えを出すというのはもう当然のことでありまして、あれは膨大な作業ですから職員が長い時間かけて約10カ月近い時間かけてやるこの判断、これが出てこないことにはやはり判断はある意味できなかったということです。それでそれがないと判断は文字どおりできないし、ある意味で実は環境、特に自然環境系とか環境についてとかもきちっと私が何を考えているだろうかなどというのは考えずに、本当にきちっと皆さんは皆さんの職責といいますか仕事をしっかりやってもらいたいということで、ずっとこの案件はアセスの段階も含めてかなりフェアにフェアにきちっとやってきたつもりでいるんです。それでもうその職員たちの結果をきちっと見て判断するというのがもともと考えていた考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それと今野党の諸君が言うリンク論ですよ。私は、政府がリンク論はないと言っているんですから、沖縄県民の皆さん方がリンク論をあるように言うのはこれはおかしい。天に唾するようなものだと思っていますよ。リンクはあるべきじゃないんです。だから、基地のいわゆる解決の問題と沖縄振興策は別建てで、この別建てのものをきっちりやっていくことが沖縄の自立に向かっていき、さらには140万県民の私たちの生活を守っていくためのいわゆる予算ですよ、財政ですよ。どんな政策をやろうとしてもいわゆる予算がないことには、財政がないことには、絵に描いた餅ですよ。絵に描いた餅を時の県政がやれるわけないですよ。ですから日本政府と、これは革新の県政になろうが、どこの県政になろうが、これは政府とはしっかりと信頼関係をつくっていって、沖縄のいわゆる振興について、それぞれタッグを組んで沖縄140万県民のために働くしかないじゃないですか。そこの部分は保守の私たちとしては当然そうあるべきだと思っておりますけれども、知事どう思われますか、このリンク論について。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　もう随分昔からリンク論というのはあったと思っておりますし、私も二十二、三年前、大田昌秀知事にお仕えをし、当時の革新の皆さんとも与党として仕事をしたことがあります。いずれにしましても、沖縄振興は沖縄振興としてしっかり政府は責任を持ってやるということは、これはまたこれでちゃんと法律に書いて40年以上やってきているわけですから、そして、そのために沖縄担当大臣――今は山本一太さんという大臣がちゃんとおられます。ですからここはもう振興をしっかりとやっていただく官庁ですから、あわせて基地は基地で外務省と防衛省でしょうか――の大臣お二人おられるし、官邸も最近はいろんなアドバイスとかまとめをやっておられます。ないしは沖縄政策協議会という形で、この中には基地の話と負担軽減の話と、そして沖縄振興、各省にまたがっていますから、この２つの部会といいますか要素が入っておりますが、基本的には大臣も別にして現に政府は取り組んでくれているとこう思っております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事は今回大変重い決断をして承認をいたしましたけれども、これがいわゆるこれから10年、15年の沖縄の、私たちの未来の子供たちに、さらには沖縄の未来にある意味では資するものじゃないといけないわけですよ。資するものじゃない決断というのは、やはりこれは私は彼らが言う裏切りであったということが言えるかもしれませんけれども、しかし、この重い決断はきっと私も将来において県民の皆さん方が、あのときあの決断があったからということに、

私は未来にかけてみたいと思っているんですよ。これは知事どうですか。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います、静粛に。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　いろいろな選択肢があったかどうかはちょっとわかりませんけれども、今、翁長政俊議員がおっしゃっている感覚、感じとほぼ同じ感じを私も実は強く持っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時４分休憩

午後７時５分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　質問を変えます。

２番目の税制改正ですけれども、航空機の整備基地をつくるということですが、これはどこにつくるんですか、空港の中につくるんですか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　那覇空港の現在自衛隊が使用しているところを一部あけていただいてつくるという予定をしております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは防衛省とは調整はスムーズに進んでおりますか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺　淳君）　はい、その旨合意といいますか、防衛省にも進めていただいているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　じゃ、予定どおり進んでいくということを確認できますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　那覇空港がいろんな意味で今、非常に活発になってきて、確かに今のままの配置では手狭であることも確かですから、いろんな自衛隊サイドもそれから航空局も含め、我がほうも含めて、可能な限りお互いに譲り合ってやっていこうと、こういう雰囲気が非常に強く出てきておりまして、これは官邸も含めて国交省それから防衛省、いろんな沖縄担当大臣も含めてかなり弾力的にこれは沖縄の発展の中核になりそうなエリアであるから、いろんなことをお互いに弾力的に対応していこうではないかという基本的な考えといいますか流れといいますか、それはじわっと出てきております。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　質問を変えますけれども、このＯＭＩＣのいわゆる国家プロジェクトとしての計画ですけれども、これも私は沖縄県にとって大変重要な事業になるのではないかと思っています。県はこれを積極的にやるおつもりでありますか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時７分休憩

午後７時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、今現在、沖縄振興調査会の中のワーキングチームで検討されているということでございます。

この内容としましては、やっぱり米国軍人の疫学データを活用するということでありますので、それを活用した沖縄県の振興というのを県民がどのような形で考えるのか、またそのＯＭＩＣの考えているものが実際に沖縄の振興にどのようになるのか、これはまだ我々もしっかりと話を聞いておりません。その辺のところをお聞きした上で、また今関係製薬会社等とのヒアリングなども行っているというようなこともありますので、その実現可能性そういったのを多々いろいろ見きわめた上で、沖縄県としてはその分については対応する必要があるだろうと。また、何よりもこの西普天間住宅地区に誘致というような話もありますので、この宜野湾市並びに地権者との関係も我々県としては見ないといけないだろうと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私が持っている情報では、自民党の沖縄振興調査会でヒアリングを受けたんじゃないですか。自民党の沖縄振興調査会でヒアリングを受けて、そこである程度の構想は聞いておられますでしょう。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　私は、このＯＭＩＣの件でその方々から話を聞いたというのはまだございません。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは県の誰が出たの。この自民党のいわゆるＯＭＩＣに関するワーキングチームに。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　島尻参議院議員が座長を務めておるというふうなことです。

○議長（喜納昌春君）　時間です。

○翁長　政俊君　終わります。

○議長（喜納昌春君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、２月７日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって､ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案から甲第36号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上､審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。

乙第31号議案「沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例」については、公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第31号議案については、公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　ただいま各特別委員会に付託されました議案を除く乙第１号議案から乙第30号議案まで及び乙第32号議案から乙第51号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時11分休憩

午後７時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明７日から11日までの５日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、明７日から11日までの５日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月12日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時14分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年３月12日

平成26年
第　２　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　９　号）

平成26年 第２回　沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

平成26年３月12日（水曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第９号

平成26年３月12日（水曜日）

午前10時開議

第１　乙第24号議案及び乙第28号議案（経済労働委員長報告）

第２　乙第19号議案（文教厚生委員長報告）

第３　乙第12号議案（土木環境委員長報告）

第４　沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

崎山　嗣幸君	座喜味一幸君	提出　議員提出議案第１号	
照屋　守之君	新垣　良俊君		
仲田　弘毅君	仲村　未央さん		
赤嶺　　昇君	奥平　一夫君		
上原　　章君	前島　明男君		
渡久地　修君	當間　盛夫君		
大城　一馬君	新垣　安弘君		
嶺井　　光君			

第５　乙第40号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案（土木環境委員長報告）

第６　甲第24号議案から甲第36号議案まで（予算特別委員長報告）

第７　陳情第13号、第16号及び第20号から第22号までの付託の件

第８　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査について委員会の中間報告の件（辺野古埋立承認問題等調査特別委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第24号議案及び乙第28号議案

　　乙第24号議案　沖縄県農業構造改革支援基金条例

　　乙第28号議案　沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

日程第２　乙第19号議案

　　乙第19号議案　沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

日程第３　乙第12号議案

　　乙第12号議案　沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

日程第４　沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第５　乙第40号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案

　　乙第40号議案　工事請負契約について

　　乙第45号議案　違約金請求事件の和解について

　　乙第46号議案　損害賠償請求事件の和解等について

日程第６　甲第24号議案から甲第36号議案まで

　　甲第24号議案　平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

　　甲第25号議案　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

　　甲第26号議案　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）

　　甲第27号議案　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）

甲第28号議案　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第２号）
甲第29号議案　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　平成25年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

日程第７　陳情第13号、第16号及び第20号から第22号までの付託の件
陳情第13号　普天間飛行場代替施設（辺野古新基地）建設のための公有水面埋立承認の撤回を知事に求める決議に関する陳情
陳情第16号　東村高江ヘリパッド建設に関する陳情
陳情第20号　キャンプ・ハンセンのＨＨ60ヘリ墜落事故に係る米軍による環境調査に関する陳情
陳情第21号　沖縄市サッカー場全面調査に関する陳情
陳情第22号　普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情

日程第８　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査について委員会の中間報告の件

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	24番	嶺井　光　君
副議長	浦崎唯昭　君	25番	前島明男　君
1番	上原　章　君	26番	照屋守之　君
2番	砂川利勝　君	27番	新垣良俊　君
3番	具志堅　透　君	28番	仲田弘毅　君
4番	又吉清義　君	29番	新垣安弘　君
6番	儀間光秀　君	30番	當間盛夫　君
7番	新田宜明　君	31番	照屋大河　君
8番	仲村未央　さん	32番	狩俣信子　さん
9番	玉城　満　君	33番	赤嶺　昇　君
10番	西銘純恵　さん	34番	新垣清涼　君
11番	比嘉京子　さん	37番	金城　勉　君
12番	吉田勝廣　君	38番	糸洲朝則　君
13番	島袋　大　君	39番	翁長政俊　君
14番	中川京貴　君	41番	新垣哲司　君
15番	桑江朝千夫　君	42番	具志孝助　君
16番	座喜味一幸　君	43番	新里米吉　君
17番	呉屋　宏　君	44番	髙嶺善伸　君
18番	仲宗根　悟　君	45番	奥平一夫　君
19番	崎山嗣幸　君	46番	玉城義和　君
20番	山内末子　さん	47番	玉城ノブ子　さん
22番	渡久地　修　君	48番	嘉陽宗儀　君
23番	大城一馬　君		

欠　席　議　員（１名）

21　番　　瑞慶覧　　功　君

欠　　員（２名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	政務調査課長	大村浩三君
次長	知念正治君	副参事	宮城弘君
議事課長	平田善則君	主幹	田代寛幸君
副参事兼課長補佐	勝連盛博君	主幹	友利道男君
主幹	佐久田隆君	主幹	宮城優君
主査	嘉陽孝君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、崎山嗣幸君外14人から、議員提出議案第１号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」の提出がありました。

次に、３月６日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に比嘉京子さん、副委員長に又吉清義君を互選したとの報告がありました。

次に、総務企画委員長から、３月６日の委員会において副委員長に仲田弘毅君を互選したとの報告がありました。

○議長（喜納昌春君）　日程第１　乙第24号議案及び乙第28号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第24号議案及び乙第28号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第24号議案「沖縄県農業構造改革支援基金条例」は、農用地の集団化等農用地利用の効率化及び高度化を図ることを目的とした基金を設置するため、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があることから条例を制定するものである。

条例で定める主な内容は、基金の設置目的について、基金に積み立てる額について、基金に属する現金の管理等について、基金の処分についてであるとの説明がありました。

本案に関し、今までは市町村の農業委員会などが農地の流動化を進めてきたが、農地中間管理機構が入ることによってどのような動きが出てくるのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでは農業委員会、あるいは農地保有合理化法人と連携しながら農地の流動化を進めてきたが、現実的には余り進んでいない状況である。全国的にも担い手に対する集約率は50％で、沖縄は24％程度でしかない。そのため、２年ほど前から集落ごとで話し合いをして、担い手に農地を集約する「人・農地プラン」というものをつくっている。その中で中間となる受け皿があれば農地の流動化が進むのではないかということがあり、今回、農地中間管理機構ができた。公的な機関である農地中間管理機構が農地を借り受け担い手に貸し付けることになるが、公的な機関を通すことによって、例えば、農地法の利用権設定手続などの簡素化を図ることができるとの答弁がありました。

次に、農家にとって農地中間管理機構に農地を貸すメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、農地中間管理機構は県が出資している公的な機関であり、貸すほうとしては安心して貸すことができる。また、農家や集落などに対して、土地代とは別に、貸し付けた面積に応じて機構集積協力金が

支給される仕組みができたことはメリットになると考えているとの答弁がありました。

次に、農地の集約を進めただけで沖縄の農業が展開するとは思えない。その先のプランについて、農林水産部としてどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、今、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいて沖縄21世紀農林水産業振興計画を策定し、おきなわブランドの確立のため、拠点産地の認定を行っている。拠点産地に認定し、必要なハウスや資材などの整備を集中的に支援することによって産地をつくり上げているが、農地の集約がなかなか進まないということが課題であった。今後は、農地中間管理機構の事業を活用しながら農地を集約することによって、我々が目指しているブランドの拠点産地はつくっていけるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、公益財団法人沖縄県農業振興公社の概要、目標とする農地の集約面積、「人・農地プラン」の実績、地域ごとの特徴と課題整理の必要性などについて質疑がありました。

次に、乙第28号議案「沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、民間企業等の活力を用いた雇用の拡大及び処遇の改善に取り組むため、地域人づくり事業を創設する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、地域人づくり事業を実施するため設置規定及び処分規定を改正すること、基金の設置期間を平成28年３月31日まで延長することであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県で働く人たちの年収200万円未満の割合はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、就業構造基本調査における年収200万円未満の雇用者数は、平成19年が31万6200名で、有業者数に占める割合は49.9％、平成24年が33万6800名で、有業者数に占める割合は51.8％という結果になっているとの答弁がありました。

次に、沖縄県の非正規雇用者の割合はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、就業構造基本調査における非正規雇用者の割合は、平成19年が40.8％、平成24年が44.5％という結果になっているとの答弁がありました。

次に、所得の低さは非正規という働き方に連動性があるが、今回の条例改正の目的は、正規化、賃上げとなっており、これが有効に作用すると考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの緊急雇用創出事業は、雇用の数の確保、量を確保しようということがあったと思うが、今回は、企業収益を上げることを支援するものである。企業収益が上がった分を雇用環境に反映させようというもので、処遇改善プロセスと呼んでいるが、販路開拓や人材の育成、非正規雇用労働者の正社員化に向けた生産性拡大に関するコンサルティングなどの新しいメニューも入っているとの答弁がありました。

そのほか、有業者に占める年収150万円未満の雇用者の割合、男女別の非正規雇用者の割合などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第24号議案及び乙第28号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第24号議案及び乙第28号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案及び乙第28号議案の２件は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第２　乙第19号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第19号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を

御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第19号議案「沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例」は、自殺対策強化事業を引き続き行うため、基金の設置期間を延長するとともに、基金を処分する場合の特例を設ける必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、基金の設置期間を平成27年３月31日に改める、基金に属する現金を国庫に返納する場合に、その一部を処分することができることとするとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県の自殺者数の特徴としてはどのようなものがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県の自殺者数の特徴としては、年代別で50代男性の自殺者数が最も多いことが全国との比較で見てとれる。50代男性に自殺者数が多いのは、借金などの経済的な問題や、家庭を支えるという部分で責任を感じ、みずからの命を絶たれることがあると思われるとの答弁がありました。

次に、基金を設置した後の自殺者数の推移はどのようになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、基金が設置された平成21年における自殺者数は406人で過去最高の自殺者数であったが、基金が設置された後、徐々に自殺者数が減り、平成24年には300人を割っている状況である。この基金を活用した事業活動が自殺者数の減少につながったものと理解しているとの答弁がありました。

次に、基金を活用した自殺対策の効果的な取り組みとしてどのようなことを行ってきたのかとの質疑がありました。

これに対し、命の大切さといったものを県民一人一人にわかってもらうための広報活動や、身近な方々が相談に応じられるようにゲートキーパーという形で人に寄り添って悩みを聞けるような体制づくりや、臨床心理士会などを中心とした専門の相談体制の強化などを行ってきたとの答弁がありました。

次に、本県へ避難されてこられた被災者の人数と被災者の相談支援実績はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成25年12月末現在、福島県、宮城県及び岩手県の被災３県から980人の方が本県に避難されている。基金事業では被災者も含めた県内全体の自殺対策を行っていることから、被災者の方が実際にどの程度相談されたのか、県別に統計をとっているものではないとの答弁がありました。

そのほか、基金に係る復興関連予算残額の返還内容、自殺の原因、貸付制度の検討、一時的避難場所シェルターの提供状況、ハイリスク地におけるパトロール活動の支援内容、精神科病院との連携などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第19号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第３　乙第12号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君）　皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第12号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境生活部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第12号議案「沖縄県消費者行政活性化基金条例の

一部を改正する条例」は、国において当該基金の財源となる地方消費者行政活性化交付金を平成25年度補正予算により増額したことにより、県においても消費者安全の確保に関する事業を引き続き行うため基金の設置期間を延長する必要があることから条例を改正するものである。

主な内容は、基金の設置期間を平成27年12月31日まで１年間延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、活性化事業は具体的にどのようなことをやっているのかとの質疑がありました。

これに対し、消費者に対する啓蒙普及、市町村の消費者生活相談窓口の設置、沖縄県県民生活センターの充実等であるとの答弁がありました。

次に、消費者トラブルの主な例と、その普及啓発はどのように行っているかとの質疑がありました。

これに対し、最近は高齢者が投資詐欺に遭ったり二重被害に遭ったりしているため、高齢者に対する注意喚起等を行っている。具体的には、被害が多発している消費者トラブル類型の情報等をテレビ、ラジオ、新聞、カレンダー等を活用して広報しているとの答弁がありました。

次に、消費者行政活性化基金の積立額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの積立合計額は平成26年度で４億3000万円余になり、平成26年度に使える額は2923万5000円であるとの答弁がありました。

次に、市町村の窓口設置等はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、41市町村中35市町村が窓口を設置している。沖縄県県民生活センターは那覇市、宮古島市、石垣市の３カ所にあり、市町村として独自に消費生活相談センターを設置しているのは那覇市、宜野湾市、沖縄市である。しかし、窓口がふえたことによって相談件数がふえているわけではなく、全県的には約6000件台で推移しているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第12号議案の条例議案１件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第４　議員提出議案第１号　沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

崎山嗣幸君。

―――――――――――――――

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の委員会条例の改正は、子ども生活福祉部を新たに設置するとともに、福祉保健部門及び環境生活部門の部を再編する沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例が去年の11月定例会において可決され、本年の４月１日から施行されることに伴い、文教厚生委員会所管の「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」及び「保健医療部」に、土木環境委員会所管の「環境生活部」を「環境部」に改める必要があること、また、沖縄県議会基本条例及び議会改革推進会議において、県民に開かれた議会運営を行うため会議等を原則として公開するとしたことに伴い、委員会の公開について所要の改正を行う必要があることなどから、沖縄県議会委員会条例の一部を改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　これより議員提出議案第１号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第５　乙第40号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君）　ただいま議題となりました乙第40号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案の議決議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第40号議案「工事請負契約について」は、安謝川ボックスカルバート改修工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、安謝川が流下する国道330号横断ボックスカルバートを２連のボックスカルバートに改修するものである。左岸側については平成24年度に完成しており、本工事で右岸側の整備を行うものであり、契約の相手方は株式会社屋部土建及び有限会社盛重機土木による特定建設工事共同企業体、契約金額は８億6400万円であるとの説明がありました。

本案に関し、総雨量はしっかり計算したのかとの質疑がありました。

これに対し、流量計算された断面で設計されており、完成時点で浸水は解消される。１秒間に140立方メートルの流量を流せる構造になっているとの答弁がありました。

次に、労務単価の引き上げが行われたが、今回の工事にはどう反映されているか、今後のスケジュールを説明してもらいたいとの質疑がありました。

これに対し、労務単価については旧単価で積算している。今回の議会で承認されれば、新単価による契約改定ということで、早ければ６月議会に再び諮ることになるとの答弁がありました。

次に、事業期間が昭和47年から平成36年までとなっているが、５キロメートルの河川整備に40年以上もかける理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、河川事業は下流から上流に向かって整備していくが、下流域での用地買収は、河川の氾濫がないうちはなかなか応じてもらえず難航する。また、例えば上流側の用地買収が容易であっても、上流から先に整備した場合は下流域で浸水が起こってしまうので、上流側を先行して行うことはほとんどないため事業期間が長くなる傾向があるとの答弁がありました。

次に、乙第45号議案「違約金請求事件の和解について」は、入札談合に係る違約金請求事件について和解をするため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、本県が入札談合による違約金の支払いについて再三にわたり納付を請求したにもかかわらず、支払いに応じないため訴えを提起した事件である。被告の株式会社富士開発から、早期に解決を図りたいとして、和解金1188万6000円の支払い義務等を認めた和解案が提示されたため和解するものであるとの説明がありました。

本案に関し、この問題の発端は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成17年６月７日に公正取引委員会が、本県の建築一式、土木一式工事に係る談合事件があったとして、平成18年３月29日に排除措置命令及び課徴金命令が出され、これに基づいて本県が企業に対して違約金を請求したものである。談合とされたものは、330件の工事に対し152社であったとの答弁がありました。

次に、請求した結果、これまで納入された額等を説明してもらいたいとの質疑がありました。

これに対し、特Ａ業者については５％の違約金または損害賠償金を請求し、Ａ業者については支払いを免除している。民事調停の合意を含めて、これまでに５億8187万9385円が納入されたとの答弁がありました。

次に、調停不参加企業７社への法的措置が残っているようだが、この先行きはどうかとの質疑がありました。

これに対し、５社に対して提訴しており、２社については調停で解決している。提訴した５社のうち、１社は代表構成員が死亡しているため提訴を取り下げ、３社については勝訴し、そのうち控訴した１社以外は確定している。残る１社が今回の和解案となっているとの答弁がありました。

次に、乙第46号議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、平成21年４月４日、県道奥武山米須線において、原告が小禄交差点から豊見城交差点向けの上り坂をロードレース用自転車で走行中、旧豊見城城趾公園入り口前の道路上に設置したグレーチングとその受け枠のすき間にタイヤが挟まって転倒し、首の頸椎を損傷して首から下が麻痺する重傷を負ったため、本県を被告として損害賠償請求事件を提訴した。裁判所から和解解決を勧められ、本県としても和解のメリット及び被害者救済を考慮した結果、本県が和解金として１億3500万円を支払う内容の和解を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、すき間ができた原因は何か、ほかの現場でも見られる状況なのかとの質疑がありました。

これに対し、道路の横断勾配に合わせて設置しているため、Ｌ型側溝の勾配が６％になっている。当初は1.5センチメートルのすき間で施工したが、横断勾配があることによって経年的なずれが生じたため、最終的には車道側に３センチメートル、歩道側にはすき間が全くない状態となっていた。この現場のような大きい升自体がほとんどないので、ほかの現場では見られない状況であるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第40号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案の議決議案３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第40号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第40号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第６　甲第24号議案から甲第36号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長比嘉京子さん。

―――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔予算特別委員長　比嘉京子さん登壇〕

○予算特別委員長（比嘉京子さん）　おはようございます。

ただいま議題となりました甲第24号議案から甲第36号議案までの補正予算13件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、事業執行に当たって増額補正を行ったにもかかわらず、２月に減額補正が出てくる理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、予算編成に当たっては、歳入歳出をいかに精度を高めて見積もるかということに尽きるが、経費によってはその時点における見きわめが難しいものもある。また、補正予算は年間の過不足調整とその年度の事情による修正を最終的に行うものであり、ことしで言えば経済対策に関する予算がそれに当たるとの答弁がありました。

次に、税収が見込みよりふえているとの説明があっ

たが、総体的に沖縄県においても景気が上向いてきているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正増をしている税目を見る限り、すぐに景気回復というよりも、個々の業界、業種が回復基調にあるのではないかと思う。あわせて、三位一体の改革以来、職員のスキルアップなどに取り組むことにより県民税の徴収率が高くなっている。そういう意味では、業績の回復に加え徴収率の向上が税収増につながったのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、徴収率を上げるためにどのような対策をとっているのかとの質疑がありました。

これに対し、県民税については、市町村との職員交流や研修などを実施している。また、自動車税においてはコンビニ収納、クレジット収納など納めやすい環境をつくるなどの取り組みを行っているとの答弁がありました。

次に、過年度収入が約96億円増額補正されているが、その内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、平成24年度から一括交付金が創設され事業を実施してきた。通常、国庫補助金の場合は出来高に応じた概算払いが年度内に行われるが、初年度ということもあり手続的に間に合わず、繰り越した事業に係る国庫支出金が平成25年度の収入になったことから過年度収入として整理した。平成24年度については、一般財源で立てかえて事業の支出に充てたとの答弁がありました。

次に、緊急経済対策として87億9000万円が計上されているとの説明があったが、議案書の歳入歳出総括の欄では、投資的経費が32億円の減額となっているのはなぜか、また、積立金が増額されているのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、災害復旧事業費などの経済対策以外の経費が入っていることから相殺され、結果的に32億円の補正減になっているが、経済対策関連経費としては87億9000万円が計上されている。また、積立金として今回の補正で基金を計上することにより、新年度は早期に基金事業の実施に取り組むことができるとの答弁がありました。

次に、人件費が減額になっている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、国の給与と連動して７月から給与の特例減額を行っており、その額が32億7400万円である。そのほか、勧奨退職を受ける者が見積もった人数より少なかったということなどが減額の理由であるとの答弁がありました。

次に、奄美・琉球世界自然遺産登録の条件となるヤンバル地域の国立公園の指定への取り組み状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、国頭村で林業をなりわいとしている方々の理解を求めなければ、ヤンバル地域の国立公園化は進まないということもあり、二、三年前からフォーラム、シンポジウムあるいは林業者との勉強会を始めるなど徐々に理解は進んでいるが、今後とも丁寧に地元と接触を続けていきたいとの答弁がありました。

次に、僻地巡回診療費の事業内容と減額補正を行った理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、僻地巡回診療費の専門医派遣巡回診療支援事業は、離島住民が島内で専門医の診療を受診できるよう、僻地診療所へ専門医を派遣する経費に対し補助をするものであり、平成25年度は１月現在、巡回診療回数49回、受診者数587名、受け入れ診療所数４カ所の実績がある。減額補正の理由は、診療回数を140回で見積もったが、専門医の確保が難航したことから減額補正をするものであるとの答弁がありました。

次に、病害虫の不妊虫生産に関する事業の進捗状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、特殊病害虫特別防除事業として、イモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶に向けて取り組んでいるが、イモゾウムシの不妊虫増殖過程において病原性寄生虫の感染があり、若干不妊虫の生産量が減少している。現在は、イモゾウムシの卵の消毒技術を開発しているところであるとの答弁がありました。

次に、情報産業振興費の補正内容とこれまでの執行状況及び事業における雇用状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正は、沖縄ＩＴ津梁パーク内に整備する企業集積地域施設３棟分の用地購入費の増額及び企業の本土沖縄間の通信コスト補助に係る所要額の減少に伴う減額で、差し引き６億4238万3000円の増額補正である。また、これまで整備に要した費用は、企業集積施設４棟で約19億3500万円で、現在その施設での雇用状況は、正規雇用が270名で全体の19％、非正規雇用が1153名で81％、合計1423名であるとの答弁がありました。

次に、観光産業関連の人材育成などに関する観光指導強化費が補正減になっている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、観光産業関連の人材育成は非常に重要だと考えているが、県内の観光関連企業は中小零細企業が多く事業規模が少額となる傾向があることや、研

修内容の熟度が足りないとして事業採択されないケースなどがある。また、繁忙期と重なり研修等が実施できないことなどもあったことから減額となっている。次年度は、周知の仕方を工夫し広報を強化するとともに、今回の事業を検証し、内容やスキームを企業が使いやすいように工夫することを考えているとの答弁がありました。

次に、観光施設の総合エコ化事業の事業内容はどうなっているか、また、実績はどうかとの質疑がありました。

これに対し、温室効果ガスの削減を図ることを目的として、ホテル、旅館を対象に効率のよい照明機器あるいは水道関係の設備へ変更をするものに対して補助を行うものである。実績としては、平成24年度が８件、平成25年度が７件と当初見込みの年間15件を下回っている。

なお、次年度はホテル以外の観光施設も対象にできないか、調整を行っているとの答弁がありました。

そのほか、在宅老人福祉対策費の減額補正の理由、子育て支援特別対策事業費の事業内容と減額補正の理由、保育対策事業費の減額補正の内容、教職員給与費の減額補正の理由、駐留軍用地跡地利用促進費の減額補正の理由、医務行政費の事業内容、警察施設費の減額補正の理由、住宅手当緊急特別措置事業の対象者、含みつ糖振興対策事業費の減額補正の理由、学校建設に当たっての教育委員会のかかわり方、国民健康保険指導費の内容、緊急雇用創出事業の内容、ゴルフ場利用税の増収の理由、市町村たばこ税県交付金の取り扱い方法、離島生活コスト低減支援実証事業の取り組み状況、沖縄漁業基金への県のかかわり方、災害救助費の今後の展開、自殺者の最近の動向、防災費の繰越理由、県債残高の推移、地方消費税の収納状況、公営住宅建設費の減額補正の理由、消費税増税に対する対策、道路橋りょう費の繰越理由などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち共産党所属委員から、国際物流拠点産業集積地域に関する予算については、沖縄県の貿易の振興に資する目的で優遇措置を導入した事業を展開しているが、県の需要予測が甘いことから県財政を大きく圧迫するものになっている。また、同地域の雇用環境は大変厳しいものとなっており、改めて点検、検討の必要があるとの理由で、甲第24号議案及び甲第30号議案の２件については、反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第24号議案及び甲第30号議案の２件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第25号議案から甲第29号議案まで及び甲第31号議案から甲第36号議案までの11件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより甲第24号議案から甲第36号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第24号議案及び甲第30号議案の２件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、甲第24号議案及び甲第30号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、甲第25号議案から甲第29号議案まで及び甲第31号議案から甲第36号議案までの議案11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案11件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案から甲第29号議案まで及び甲第31号議案から甲第36号議案までは、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第７　陳情第13号、第16号及び第20号から第22号までの付託の件を議題とい

たします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情５件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君） 日程第８ 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査について委員会の中間報告の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員長當間盛夫君。

〔辺野古埋立承認問題等調査特別委員長 當間盛夫君登壇〕

○辺野古埋立承認問題等調査特別委員長（當間盛夫君）

ただいま議題となりました辺野古埋立承認問題等調査特別委員会における調査の経過等について御報告申し上げます。

本委員会は、地方自治法100条の規定に基づき、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する事項について調査することを目的に２月14日に設置されました。

委員会におきましては、２月19日から21日までの３日間、証人として、沖縄県環境生活部長の當間秀史氏、沖縄県土木建築部長の當銘健一郎氏、沖縄県農林水産部長の山城毅氏及び沖縄県知事の仲井眞弘多氏の出頭を求め、また、２月24日に、参考人として、沖縄県環境影響評価審査会会長の宮城邦治氏及び名護市長の稲嶺進氏を招致し、慎重に調査を行ってまいりました。

以下、調査の過程における証人の証言及び参考人の意見等について申し上げます。

まず、２月19日は、當間秀史氏の出頭を求め、証人尋問を行いました。

まず、昨年11月29日に環境生活部から提出された意見の骨子はどのようなものかとの尋問がありました。

これに対し、提出された環境保全図書ではジュゴン、サンゴ、ウミガメなどの海域生物に対する影響が不明であること、それから、基地の供用後に、騒音問題について米軍に要請または周知を図るとする環境保全措置について不確実性が高いなど不明な点があるので、当該環境保全措置については「懸念が払拭できない。」という意見を述べたとの証言がありました。

次に、「自然環境の保全についての懸念が払拭できない。」とする旨の意見は、12月26日の段階でも同じ意見として持っていたと認識してよいかとの尋問がありました。

これに対し、そういうことであるとの証言がありました。

次に、今の段階で、懸念は払拭できないというものはクリアされたのかとの尋問がありました。

これに対し、11月29日の段階で、環境生活部としての権限と責任に基づいて意見を述べており、これ以外についての評価はしていないとの証言がありました。

次に、環境生活部意見に、米国政府との環境特別協定を締結すると書き入れているが、騒音を含めて規制ができると考えているのか、どうしてそれを入れたのか、それがどうして留意事項に入っているのかとの尋問がありました。

これに対し、環境特別条項については、今の嘉手納あるいは普天間を見た場合には必ずしも遵守されていない部分があるが、米軍に航空機騒音を守らせていくための精度を上げるためには必要だと考えている。また、なぜ入れたかということについては、今般の沖縄の基地の環境をめぐる問題が大きな問題となっているということで、やはり機会を捉えて環境生活部としては意見を言わないといけないということもあり、入れたということである。そういう我々の意見を土木建築部においても重く見て、取り上げてくれたと推測しているとの証言がありました。

次に、琉球新報の12月21日付、「辺野古に軍港機能」と大きく報道されている。普天間飛行場がただ単に辺野古に移るのではなく、全く新しい軍港機能を備えたものになるということになっているが、これはどう反映しているのかとの尋問がありました。

これに対し、補正評価書においては、係船機能はあるが軍港という機能はついていないので、係船機能ということでの評価となっているとの証言がありました。

次に、オスプレイの低周波音がジュゴンに与える影響、ウミガメに与える影響、生物に与える影響について、どのような見解を持っているのかとの尋問がありました。

これに対し、移動発生源からの低周波音が人体に与える影響についても、まだ科学的な知見が固まっていない状況があり、いわんやほかの海域生物などについても全くわからない状況であるとの証言がありました。

次に、環境生活部で取りまとめた意見は、このまま放置するものではないと思っている、県執行部にしっ

かりこの重要性を訴えて、事業者にこの一つ一つの疑問点を改善するための問うことをやる必要があると思うがどうかとの尋問がありました。

これに対し、今後そういったことについては検討していきたいと考えているとの証言がありました。

次に、11月12日に出されている中間報告では、環境生活部の見解をもとに判断と書いてあるが、これを踏まえて、環境生活部は11月29日に最終的な意見を出したと理解してよいかとの尋問がありました。

これに対し、中間報告の記載は、土木建築部それから農林水産部の考えのもとに記載されたものと理解しているとの証言がありました。

次に、環境生活部の審査意見は、知事承認に反映されたと考えているかとの尋問がありました。

これに対し、具体的にどういう意見が、どういった形で考慮されたかということは、担当部局ではないので答えることはできないが、そういった留意事項もついているので、尊重は当然すべきものではないかと考えているとの証言がありました。

次に、環境生活部の所掌範囲は、準備書、評価書に関する意見を述べるまでであると考えるがどうかとの尋問がありました。

これに対し、我々の業務の所掌範囲で言うと、免許権者である土木建築部長等からの意見照会に対する回答までが我々の業務となっているとの証言がありました。

次に、２月20日は、山城毅氏及び當銘健一郎氏の出頭を求め、証人尋問を行いました。

まず、昨年11月29日に提出された環境生活部の意見に対し、知事や土木建築部から意見聴取を求められていないとの証言が當間証人からあったが、それに間違いないかとの尋問がありました。

これに対し、特段、環境生活部と調整をしたということはないが、環境生活部長同席の上での説明とか、そういうものはあったように記憶しているとの証言がありました。

次に、當銘証人は昨年12月23日に知事へ状況説明をしているが、それは、どこで、誰が同席して、何を説明をしたのかとの尋問がありました。

これに対し、順天堂大学病院で、知事、川上副知事、知事公室長、農林水産部長、環境生活部長及び秘書課長が同席の上で、ほぼ最終に近い形の審査結果の報告をし、公有水面埋立法に基づく承認基準に関する適合状況などについて説明したとの証言がありました。

次に、中間報告の中で、汀間区長から地域の行事に影響があると反対の意見が出ているが、地域の声というのは公益にならないのかとの尋問がありました。

これに対し、地域の声が公益にならないかどうかはいろいろな議論があるところだと思うが、免許拒否をするだけの公益性があるとは判断をしていないとの証言がありました。

次に、昨年９月30日に農林水産部水産課長から上がった意見にある工事の実施に関する県知事の許可について尋問がありました。

これに対し、埋立工事をする場合には、漁業調整規則に基づき岩礁破砕の申請をして県知事の許可を受けるようにと、採捕をする場合も規則に基づいて許可を受けるようにということで意見書に添付しているとの証言がありました。

次に、知事から承認の指示はいつあったのかとの尋問がありました。

これに対し、昨年の12月26日の午前中に部局長を集めたいわゆる三役会議のようなものがあり、その中で承認という判断が知事から示されたとの証言がありました。

次に、環境生活部から出された意見に対する見解を聞きたいとの尋問がありました。

これに対し、環境生活部からの意見の中では、全体的に「懸念が払拭できない。」という意見であったが、現時点でとり得るべき措置がとられていると判断し、「懸念が払拭できない。」ということのみをもって、環境の基準に不適合ということはできないものと考えたところであるとの証言がありました。

次に、環境に対する「懸念が払拭できない。」ということのみをもって不適合とできないと判断したのは誰かとの尋問がありました。

これに対し、最終的な意思決定というのは、決裁文書を回したときであり、最終的に知事の印鑑をもらったときが知事の意思決定であるとの証言がありました。

次に、昨年11月12日から12月26日に至るその検討の経過を示す会議録等は一切保有していないのかとの尋問がありました。

これに対し、部内でのそういった調整記録というものはつくっていないとの証言がありました。

次に、これまでのいろいろな埋立申請も含めて、今回の審査は丁寧に慎重にされたと思うが、そのあたりの考えを聞かせてもらいたいとの尋問がありました。

これに対し、昨年３月に埋立申請が出されて以来、これまでにないような情報公開をやってきた。また、沖縄防衛局に対しても４次にわたる質問、回答を繰り返して慎重かつ丁寧に取り組んできたところであると

の証言がありました。

次に、２月21日は、仲井眞弘多氏の出頭を求め、証人尋問を行いました。

まず、証人はいつの時点で辺野古の公有水面埋立申請の承認を決断したのか、決定過程を明らかにしてもらいたいとの尋問がありました。

これに対し、11月前後からレクチャーをやってもらい、11月27日には名護市長の意見、11月29日には沖縄県環境生活部の意見を求め、担当部の土木建築部で膨大な資料の審査を行い、審査がまとまり始めたのが12月に入ってからである。東京滞在中の12月23日に担当部長に来てもらって内容を聞き、25日に最終的な報告をもらい、翌26日に知事公舎で、三役会議に近い形で部長たちに集まってもらって結論を出したとの証言がありました。

次に、証人は結論を出す直前に政府要人と会談を繰り返したようだが、埋立承認に関して具体的に誰に会ったのかとの尋問がありました。

これに対し、例年、年末には予算折衝等で多くの政府関係者に会っている。話の内容は予算折衝や沖縄振興等であって、埋立承認についての話はしていないとの証言がありました。

次に、11月29日に沖縄県環境生活部の意見が出たが、環境生活部に報告を求めたことはあるのかとの尋問がありました。

これに対し、環境生活部の意見は正式には11月29日に出ているが､11月27日に中身のレクチャーを受けた。細かくは覚えていないが、生活環境や自然環境について不安が残るという趣旨の内容だったと記憶しているとの証言がありました。

次に、最終的に承認と判断したのは仲井眞証人かとの尋問がありました。

これに対し、最終的な責任と権限はもちろん知事にあるが、審査・整理の膨大な事務量を含めて、担当部において、承認基準に合うか合わないかという実務上の第一の判断をしているとの証言がありました。

次に、承認を決断した最大の理由は何か、行政的判断なのか、政治的判断も加味されているのかとの尋問がありました。

これに対し、公有水面埋立法にのっとって申請内容を厳密にチェックし、審査基準に適合しているとして結論を出した。基本的には、公有水面埋立法の目的に適合しているかという行政実務上の判断であるとの証言がありました。

次に、地元の反対があっても埋め立ては進めていくものと考えているかとの尋問がありました。

これに対し、可能な限り地元の理解と協力を得る努力は必要である。しかし、今回の申請は、法の目的と基準からいえば、承認せざるを得ないものだったと考えているとの証言がありました。

次に､公有水面埋立法第４条第１項第２号に関して、環境に与える懸念が払拭されていないことで、適合か不適合か判断できないのではないかとの尋問がありました。

これに対し、環境生活部からの意見は「懸念が払拭できない。」という趣旨の内容だったと思うが、それに対して、事業者側は現段階でとり得ると考えられる環境保全措置を講ずるという答えだったと思う。このような内容を受け、留意事項もつけているので、総合的に判断すれば基準をクリアしているという判断になったとの証言がありました。

次に、承認を決断する直前に安倍総理と会った際の証人のコメントで、しっかり総理の気持ちを胸に受けとめて、埋め立ての承認、不承認を決めると発言しているが、総理の気持ちが承認の判断に影響を与えたのかとの尋問がありました。

これに対し、記憶ははっきりしていないが、委員から見せてもらった資料でも、承認、不承認の判断をすると言っているだけで、承認するとは言っていない。承認という結論は法にのっとって判断したということに尽きるとの証言がありました。

次に、県の審査結果では埋め立ての動機となった土地利用が埋め立てによらなければ充足されないかという項目を「適」としている。いつ、そのように判断したのかとの尋問がありました。

これに対し、細かいことについてはきちんと覚えておらず、資料もない状態で正確に答えられないとの証言がありました。

次に、公有水面埋立法の基準は、全て適合しないと承認とならないのか、あるいは少し適合しないものがあっても承認するのか、どういう認識かとの尋問がありました。

これに対し、基本的には全てに適合すべきものである。しかし、全て方程式の数値のようにきちんと出てくるものではないので、適合度合いの濃淡はそれなりにあると思うとの証言がありました。

次に、公有水面埋立法の基準の全てが満たされていても政治的判断で不承認とすることができるのに、なぜ不承認としなかったのかとの尋問がありました。

これに対し、政治的判断と言っても一定の限界があろうと思う。基準に沿って適合していれば承認と言わざるを得ないと考えたからであるとの証言がありまし

た。

次に、１月９日の臨時議会において、現段階でとり得ると考えられる対策は講じられているものと判断し、したがって法に定められる承認基準に適合していると判断せざるを得ず、留意事項を付した上で承認したと言っているが、留意事項は必要条件かとの尋問がありました。

これに対し、文面の前段に承認せざるを得ないという言葉が入っているように、承認をした上で留意事項をつけたという順序であるとの証言がありました。

次に、一般論として、数々の土木事業においては、環境法令の遵守が当然に義務づけられる。今回の留意事項では、監視委員会の中でしっかりと進めるようさらなる環境への配慮をしていると考えているがどうかとの尋問がありました。

これに対し、しっかりと最後までフォローし、環境保全や災害対策等に取り組みたいと考えているとの証言がありました。

次に、２月24日は、宮城邦治氏及び稲嶺進氏の出席を求め、意見聴取を行いました。

まず、宮城邦治氏に対し、参考人は、県が下した法の基準に適合しており承認せざるを得ないという考えをどう思うかとの質疑がありました。

これに対し、環境影響評価審査会は、極力政治的な判断を排除し、環境保全に対する対策がいかに練られているかという視点で議論をしている。同審査会の意見が知事に十分伝えられ、理解されていたかどうかは承知していないが、結果として承認されたことには若干違和感があるとの答弁がありました。

次に、留意事項として環境監視等委員会（仮称）を設置し、環境保全にしっかり対応する形になっているが、専門家の見地から、十分担保されると思うかとの質疑がありました。

これに対し、これまでさまざまな形で、米軍と関連する事業の審査を行ってきたが、米軍がそのことを理解して、審査会の事後調査等に協力的であったかというと、必ずしもそうではなかった。今回、環境監視等委員会（仮称）が国の指導の中で行われたにしても、十分に環境保全対策ができるかどうかについては懸念を持っているとの答弁がありました。

次に、環境影響評価方法書及び準備書では、オスプレイに関することは触れられていないが、環境影響評価法から考えるとどのように理解すればよいかとの質疑がありました。

これに対し、環境影響評価審査会では、環境影響評価書に出てきたことについて、それを排除することはできかねるので、その中でしっかりと審議させていただくことになる。オスプレイの騒音や低周波音あるいは空路等については、厳しく意見を述べたところであるとの答弁がありました。

次に、埋立土砂搬入による外来生物の混入を防ぐことは可能かとの質疑がありました。

これに対し、細菌類、菌類及びカビ類の混入、あるいは侵入を防ぐことは非常に難しいと考えるが、ある程度の大きさの生き物であれば、混入しているかどうかのチェックはできると思う。しかし、100％外来生物の混入を防ぐことは、相当困難であると思われるとの答弁がありました。

次に、今回の埋立事業により、一旦壊された自然環境の回復は非常に難しいと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、埋立事業の行われる地域は厳正な保全、保護を必要とする地域に指定されている。一方、埋立事業は自然環境の保全とは相反する事業であることから、自然環境に与える影響が極めて大きい。それについては、環境影響評価審査会の委員も共通の認識であった。また､一度そのような事業が実施されると、再現できない自然消失になろうかと思うとの答弁がありました。

次に、環境影響評価書に対する審査会の答申は、環境保全対策は不可能とされているが、その理由はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、環境保全策について、それぞれの委員が専門的な立場で審議し議論した結果、調査データ等に承知しかねるものがあることから、そのようなデータ等をもとにした保全策では、埋め立て周辺部への影響は非常に大きいということで、保全対策は不可能であるという表現になったと思うとの答弁がありました。

次に、公有水面埋立承認申請書が提出された後、環境影響評価審査会への意見照会等はあったのかとの質疑がありました。

これに対し、意見を述べる機会はなかったとの答弁がありました。

次に、稲嶺進氏に対し、公有水面埋立承認申請書に関する名護市長の意見はどのような手法でまとめたかとの質疑がありました。

これに対し、名護市長の意見は、法的な立場からの検討と市民の意見という２つの分野で構成されている。庁内に部長クラスを中心とした委員会と、課長クラスによる専門部会を設置し、検討作業を進めた。市民の意見については、３カ月間で2700件の意見が寄せ

られており、それらをまとめ、11月22日の臨時議会で議決したとの答弁がありました。

次に、オスプレイについて矛盾点や問題点を指摘しているが、環境影響評価の手続等も踏まえ、どのような疑義を持っているのかとの質疑がありました。

これに対し、最後になってオスプレイの文字が出てきたということからすると、環境アセスメントはほとんどされていないと思う。情報は、国外での資料をもとにしており、辺野古移設を前提とした調査はほとんど実施されていないと思うとの答弁がありました。

次に、知事の埋立承認という判断に名護市民の意見は反映されたと思うかとの質疑がありました。

これに対し、知事の判断には、市長意見は全く反映されていないという理解であるとの答弁がありました。

次に、今回の知事の埋立承認について、地元市長としてはどう受けとめているかとの質疑がありました。

これに対し、知事のこれまでの発言からすると、今回の結果は、本当に考えられないものであり、矛盾があると思う。そのことを含め市長としての意見を申し上げたところであるとの答弁がありました。

次に、公有水面埋立法第４条第１項第３号の関連で、法律に基づく名護市の計画との関係はどのようになっているかとの質疑がありました。

これに対し、名護市は景観計画、環境基本計画等を策定し、自然とともに生きていくこと、自然を後世に残すなどの取り組みを進めている。その計画にはほとんど触れられることなく、あるいは参考にすることなく、今回の承認がされたものだと思っているとの答弁がありました。

次に、辺野古を含め名護市の将来のまちづくり構想はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、名護市は、新しい産業を生み出し、雇用を発生させていくことを考えている。第１次産業と沖縄のリーディング産業である観光とのコラボを強化していけば、長続きする経済というものをつくり上げることができるとの答弁がありました。

次に、名護市と県サイドが対立する形ではなく、お互いが共有できるところがないのかどうか取り組む必要があると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、対立だけでは答えは導き出せないし、議論すべきところはしっかりやるべきだと思う。しかし、知事あるいは国は、県民の思いを真摯に受けとめてもらわなければならないのではないかと思うとの答弁がありました。

以上が委員会におけるこれまでの証人尋問及び参考人招致の概要でありますが、今後の日程等については継続審査になっております。

なお、与野党調整会において、自由民主党及び公明党・県民会議無所属の所属委員から、本百条委員会の調査は、現在開会中の２月定例会で終了することを求める旨の申し入れがありました。

以上が調査の経過等についてであります。御報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月13日から27日までの15日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明３月13日から27日までの15日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時15分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼

平成26年３月28日

平成26年
第　２　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第 10 号）

平成26年
第２回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）**

平成26年３月28日（金曜日）午後１時23分開議

議　事　日　程　第10号

平成26年３月28日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案（経済労働委員長報告）

第３　乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第34号議案から乙第38号議案まで（文教厚生委員長報告）

第４　乙第30号議案、乙第32号議案及び乙第33号議案（土木環境委員長報告）

第５　乙第31号議案（公共交通ネットワーク特別委員長報告）

第６　乙第43号議案及び乙第47号議案（総務企画委員長報告）

第７　乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案及び乙第48号議案から乙第51号議案まで（土木環境委員長報告）

第８　甲第１号議案から甲第23号議案まで（予算特別委員長報告）

第９　辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件

第10　ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

上原　　章君	砂川　利勝君				
座喜味一幸君	翁長　政俊君				
新垣　哲司君	仲村　未央さん				
崎山　嗣幸君	玉城　　満君	提出	議員提出議案第２号		
瑞慶覧　功君	玉城ノブ子さん				
儀間　光秀君	大城　一馬君				
新垣　安弘君	嶺井　　光君				

第11　沖縄戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定実施に関する意見書

呉屋　　宏君	又吉　清義君				
島袋　　大君	照屋　守之君				
新田　宜明君	狩俣　信子さん	提出	議員提出議案第３号		
赤嶺　　昇君	糸洲　朝則君				
西銘　純恵さん	比嘉　京子さん				
嶺井　　光君	新垣　安弘君				

第12　東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める意見書

中川　京貴君	具志堅　透君				
桑江朝千夫君	浦崎　唯昭君				
仲宗根　悟君	新里　米吉君				
新垣　清涼君	奥平　一夫君	提出	議員提出議案第４号		
金城　　勉君	嘉陽　宗儀君				
新垣　安弘君	當間　盛夫君				
大城　一馬君	嶺井　　光君				

第13　陳情第９号（経済労働委員長報告）

第14　陳情平成24年第86号、同第107号、同第174号、同第202号、陳情平成25年第50号の３及び同第106号（文教厚生委員長報告）

第15　陳情平成25年第88号及び陳情第30号（土木環境委員長報告）
第16　陳情平成25年第100号、同第135号、陳情第５号及び第６号（米軍基地関係特別委員長報告）
第17　陳情平成24年第149号及び同第150号（公共交通ネットワーク特別委員長報告）
第18　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案
　乙第１号議案　沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
　乙第７号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
　乙第８号議案　沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
　乙第９号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第10号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第11号議案　沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
　乙第39号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案
　乙第23号議案　沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
　乙第25号議案　沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例
　乙第26号議案　沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第27号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第29号議案　沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第34号議案から乙第38号議案まで
　乙第13号議案　沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例
　乙第14号議案　沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
　乙第15号議案　沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
　乙第16号議案　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
　乙第17号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
　乙第18号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
　乙第20号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
　乙第21号議案　沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
　乙第22号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
　乙第34号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

乙第35号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第36号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第37号議案　沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第38号議案　沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第30号議案、乙第32号議案及び乙第33号議案
乙第30号議案　沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第32号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第33号議案　沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　乙第31号議案
乙第31号議案　沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例

日程第６　乙第43号議案及び乙第47号議案
乙第43号議案　訴えの提起について
乙第47号議案　包括外部監査契約の締結について

日程第７　乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案及び乙第48号議案から乙第51号議案まで
乙第41号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第42号議案　土地の処分について
乙第44号議案　訴えの提起について
乙第48号議案　中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第49号議案　中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第50号議案　中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について
乙第51号議案　県道の路線の認定及び廃止について

日程第８　甲第１号議案から甲第23号議案まで
甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成26年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成26年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成26年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第21号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算
日程第９　辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件
日程第10　ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書
日程第11　沖縄戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定実施に関する意見書
日程第12　東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める意見書
日程第13　陳情第９号
陳情第９号　ＴＰＰに関する県議会意見書採択に係る陳情
日程第14　陳情平成24年第86号、同第107号、同第174号、同第202号、陳情平成25年第50号の３及び同第106号
陳情平成24年第86号　ＤＶ被害者の緊急・自立支援強化に関する陳情
陳情平成24年第107号　「全日本台湾人戦没者慰霊の塔建立」に関する陳情
陳情平成24年第174号　航空運賃団体割引制度の改善による離島児童生徒の経済的負担軽減を求める陳情
陳情平成24年第202号　沖縄戦戦没者遺骨の収容促進に関する陳情
陳情平成25年第50号の３　平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
陳情平成25年第106号　腎臓病患者または同予備軍が自立や安心して生活できる福祉社会に関する陳情
日程第15　陳情平成25年第88号及び陳情第30号
陳情平成25年第88号　集中豪雨における県管理道路の安全対策を求める陳情
陳情第30号　東日本大震災・福島原発事故からの避難者支援住宅の住みかえに関する陳情
日程第16　陳情平成25年第100号、同第135号、陳情第５号及び第６号
陳情平成25年第100号　ＣＶ22オスプレイの嘉手納基地への配備報道に関する陳情
陳情平成25年第135号　嘉手納基地機能強化につながる新施設計画へ断固反対する陳情
陳情第５号　続発する米軍ヘリコプター墜落事故に抗議し飛行中止を求める陳情
陳情第６号　県立読谷高等学校への米軍車両の無断侵入に対する陳情
日程第17　陳情平成24年第149号及び同第150号
陳情平成24年第149号　フェリーの新規建造に関する陳情
陳情平成24年第150号　フェリーの代替船の建造計画支援を求める陳情
日程第18　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

議　長	喜納昌春　君	14　番	中川京貴　君
副議長	浦崎唯昭　君	15　番	桑江朝千夫　君
1　番	上原　章　君	16　番	座喜味一幸　君
2　番	砂川利勝　君	17　番	呉屋　宏　君
3　番	具志堅　透　君	18　番	仲宗根　悟　君
4　番	又吉清義　君	19　番	崎山嗣幸　君
6　番	儀間光秀　君	20　番	山内末子　さん
7　番	新田宜明　君	21　番	瑞慶覧　功　君
8　番	仲村未央　さん	22　番	渡久地　修　君
9　番	玉城　満　君	23　番	大城一馬　君
10　番	西銘純恵　さん	24　番	嶺井　光　君
11　番	比嘉京子　さん	25　番	前島明男　君
12　番	吉田勝廣　君	26　番	照屋守之　君
13　番	島袋　大　君	27　番	新垣良俊　君

28番	仲田弘毅君	39番	翁長政俊君
29番	新垣安弘君	41番	新垣哲司君
30番	當間盛夫君	42番	具志孝助君
31番	照屋大河君	43番	新里米吉君
32番	狩俣信子さん	44番	髙嶺善伸君
33番	赤嶺昇君	45番	奥平一夫君
34番	新垣清涼君	46番	玉城義和君
37番	金城勉君	47番	玉城ノブ子さん
38番	糸洲朝則君	48番	嘉陽宗儀君

欠　　員（２名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主査	嘉陽孝君
次長	知念正治君	政務調査課長	大村浩三君
議事課長	平田善則君	副参事	宮城弘君
副参事兼課長補佐	勝連盛博君	主幹	田代寛幸君
		主幹	友利道男君
主幹	佐久田隆君	主幹	宮城優君

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月12日から３月14日までに受理いたしました陳情19件は、３月19日に配付いたしました陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、昨日、上原章君外13人から、議員提出議案第２号「ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書」、呉屋宏君外11人から、議員提出議案第３号「沖縄戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定実施に関する意見書」及び中川京貴君外13人から、議員提出議案第４号「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

○議長（喜納昌春君）　日程第１　乙第１号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案の条例議案12件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所等の設定許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を改正する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、消防法に基づく製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る審査手数料の額を改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、手数料の額を改めるものとしているが、消費税の引き上げも関係しているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の改正には消費税の引き上げも含まれている。それに加え、人件費、物件費等の変動の部分が反映されているとの答弁がありました。

次に、対象となる危険物の製造所、貯蔵所及び取扱

所とはどういうところかとの質疑がありました。

これに対し、製造所とは、石油精製施設などの危険物を製造する施設である。貯蔵所は、ガソリン等の危険物を入れたドラム缶を保管する倉庫、タンク室、タンクローリーなどである。また、取扱所は、ガソリンスタンド、パイプライン、ボイラー室などの危険物を取り扱う施設が該当するとの答弁がありました。

そのほか、手数料の対象となる範囲、対象施設の管理状況、基地内の危険管理制度の確立状況等について質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例」は、沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金に属する現金の一部を国庫に返納するため、基金を処分する場合の特例を設ける必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、国庫に返納する分は、東日本大震災で被災し沖縄に避難してきた生徒を支援するためのものかとの質疑がありました。

これに対し、同じ基金ではあるが、直接被災した生徒に対する支援ではない。国庫に返納する分は、復興財源を使った従来から実施している高校生の授業料減免に対する支援である。国は、復興財源の使途を明確にするという観点から、その支援に復興財源を充てるのは平成25年度までとし、その残額を返納するよう県に要請してきているとの答弁がありました。

次に、現在避難している生徒に対する支援の実績はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、避難してきた生徒に対する交付金として、沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金の中に目的を特化した形の基金がある。その実績は、平成23年度に約4600万円を基金に積み立てており、平成23年度と平成24年度の２年間で延べ261名の生徒へ支援を行っており、金額で1456万円であるとの答弁がありました。

そのほか、被災した生徒に対する支援の期間、返納する金額、授業料減免に必要とする予算などについて質疑がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告等並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、勤務１時間当たり給与額の計算方法を見直すこと、２点目に、55歳を超える職員について、標準の勤務成績での昇給を停止すること、３点目に、大規模災害からの復興に関する法律に基づく災害派遣手当の支給根拠を定めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、この条例改正によって職員は不利益を受けるのかとの質疑がありました。

これに対し、55歳を超える職員のうち標準の勤務成績で昇給が停止するという部分では不利益はあるが、昇給に使われる大枠の原資は決まっていることから、プラス・マイナス・ゼロになると考える。また、55歳を超えない職員は、人事評価制度を反映させた場合、給与原資を大幅に使うので有利になるとの答弁がありました。

次に、人事評価に当たって、透明性、公平性を確保するためにどのようなことを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、評価制度を導入する条件として、職員団体は４原則２要件を主張している。その内容は、公平・公正性、透明性、客観性、納得性の４原則と労使協議制度の確立、苦情制度の確立の２要件である。現在、人事評価制度、苦情制度の面において若干職員団体の意見が反映されていないところもあるが、おおむね４原則２要件は満たされていると考えている。評価制度を定着させるためには職員の納得性は重要であることから、今後、評価制度を給与に反映させるまでに納得性を高めるため、意見交換を行うことで合意しているとの答弁がありました。

そのほか、人事評価制度の内容、昇給停止を55歳とする理由、条例改正による給与の減額幅、昇給停止の影響を受ける人数、評価結果に対する苦情件数などについて質疑がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」は、病院事業局の職員の定数を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、県立病院の救急医療体制を確保するとともに経営改善を図るため、病院事業局の職員定数を2654人から2734人に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、救急医療体制の強化として80名の増員となっているが、その内訳はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、職員定数をふやすに当たっての考え方として、救急医療体制の充実と経営改善に資することの２つの柱がある。特に、救急医療体制の充実に関するものとして、医師34名、看護師23名で合計57名の増員がある。その内訳は、産婦人科、小児科及び救急科

の医師27名、ＩＣＵの専任医師５名、ＮＩＣＵの医師として宮古病院、八重山病院へ各１名ずつ、また、看護師の増員は、救急診療科へ11名、ＮＩＣＵへ12名の増員であるとの答弁がありました。

次に、職員の増員は経営の改善、医療の充実等に大きな役割を果たすと思うが、財政を担当する総務部から見た増員の効果はどうかとの質疑がありました。

これに対し、病院事業局はさまざまな経営健全化に取り組んでおり、経営内容もかなりよくなっている。県としては、平成22年から職員定数の改正を行っており、４年間で合計440名増員したことは経営改善に大きく寄与しているものと評価しているとの答弁がありました。

そのほか、病院事業の職員定数に関する全国の状況、県立北部病院の救急体制の現状、条例施行後の採用スケジュール、臨床工学技士等の役割と必要性、定数確保と人材確保のタイムラグの解消などについて質疑がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、法令に基づく知事の権限に属する事務の一部について、事務の移譲に係る市町村長との協議が調ったものを当該市町村に移譲する必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

主な改正の内容は、１点目に、浄化槽法に基づく事務を伊是名村に移譲すること、２点目に、旅券法など９法令に基づく事務について、与那国町など７市町村に追加すること、３点目に、旅券法の一部改正により旅券の発給に係る事務の一部が見直されたことに伴い、条例で市町村に移譲している事務の一部を削除することであるとの説明がありました。

次に、乙第６号議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料の額、利用料金の基準額を改める必要があることから関係条例の規定を整備するものであるとの説明がありました。

主な改正内容は、第１点目に、沖縄県行政財産使用料条例など24件の条例の一部を改正すること、第２点目に、公の施設設置及び管理に関する条例の一部を改正することであるとの説明がありました。

本案に関し、一般会計分についての消費税転嫁はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、使用料及び手数料は特定のサービスの対価ということでそれを賄う分をいただくものであり、その中身は人件費、消耗品、光熱費等で構成されている。今回の消費税転嫁は人件費以外のものにかかる分であることから、転嫁した消費税分が県の一般会計に残るということではないとの答弁がありました。

そのほか、対象条例のうち国へ納税が発生する条例、消費税増税に伴う企業局の収益、市町村の水道事業の状況、博物館・美術館における消費税の二重取りなどについて質疑がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、消費税法等の一部改正に伴い機器使用料等の額を改めるほか、新たに機器使用料の徴収根拠を定め、使用料及び手数料の額の適正化を図る必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回改定する使用料及び手数料の内容はどのようなものか、また、機器の利用状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、消費税関係の改定が261件、新規の設定が２件、廃止が40件である。廃止の主な理由は、機器の故障、老朽化及び長年にわたる検査の受託実績がないなどである。また、工芸振興センターにおいては、平成24年度の使用料について、対象機器が45台で814件、金額が57万7000円、手数料については、対象機器が28台で34件、金額が55万円であり、おおむね満遍なく使用されているとの答弁がありました。

次に、乙第８号議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」は、保険業法に基づき社団法人等が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料を廃止する必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の規定を整理する必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄ライフサイエンス研究センターの会議室等の利用料金の基準額を定めるとともに、消費税法等の一部改正に伴い、研究室等の利用料金の基準額を改める等の必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄ライフサイエンス研究センターにおいて得られた研究成果について、県はどのようにか

かわるのかとの質疑がありました。

これに対し、特許については、基本的に発明者に特許権が帰属するというものがあり、同研究センターにおいても、研究開発をして特許出願したものについてはその企業に帰属させる仕組みをとっている。県としては、そのような企業が参入することによって、さまざまな事業が展開され新たな雇用が生まれることを期待して施設を整備したということもあるとの答弁がありました。

そのほか、同研究センターの設置目的、入居状況、雇用状況、ライフサイエンスビジネスの展開方法、入居企業の誘致、指定管理料などについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、沖縄県固定資産評価審議会の委員の定数等について定める必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第39号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、駐車監視員資格者講習手数料の額を改めるほか、道路交通法の一部改正に伴い、免許の再取得に係る試験の一部免除者に対する運転免許試験手数料の徴収根拠を定める等の必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、乙第３号議案については、採決に先立ち県民ネット所属委員及び共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。また、共産党所属委員からは、今回提出の職員給与改正条例は、55歳を超える職員をより優秀な職員と優秀でない職員に選別するものであり、職員間に差別、選別を持ち込むものであることから反対するとの表明がありました。

採決の結果、乙第３号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第６号議案については、採決に先立ち共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第６号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案、乙第７号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案の条例議案10件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第６号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　こんにちは。

日本共産党を代表して、乙第６号議案に対して反対討論を行います。

この条例は、４月１日から消費税が現在の５％から８％に引き上げられることに伴って、県の施設などの使用料、手数料や水道料金などを８％に引き上げるというものです。この条例改定案の問題点は、まず、議会への提案の仕方に重大な問題点があるということを指摘しなければなりません。

この乙第６号議案は、24本の条例改定案を一本にまとめて出しているということです。当局の説明は、消費税改定のみの条例を１つにまとめて出したと説明していますが、その24本はそれぞれに審議を尽くさなければならない重要な議案であり、一くくりに論じて判断することはいささか無理が生じるということです。

例えば、この24本の中には消費税として徴収して国に納税するという分野の条例があります。もう一方は、徴収はするが国に納税しない条例もあります。そういう意味では便乗値上げとの批判もあります。その立場からの議論と判断も当然起こってきます。

さらに、別のくくりで見ると公営企業会計、指定管理者、県の一般会計という３つの分野に分かれます。それを一くくりにまとめて議論して判断しなさいということになるのは余りにも丁寧さを欠いた機械的な提案であり、条例一つ一つに対しての議会及び議員の判断機会を奪うものであります。

この乙第６号議案は、24本を一本一本で出し直すか、あるいは最低限、公営企業会計、指定管理者、一般会計の３つに分けて出すべきであります。

さて、今回安倍政権は４日後の４月１日から、消費税を現在の５％から８％に引き上げを強行します。今、消費税引き上げ前の駆け込みの買いだめが過熱しているとマスコミでも報道されています。日本の景気を回

復するためには、内需をいかに引き上げるかが一番の決め手ですが、この消費税の引き上げは内需を一気に冷え込ませ、景気にはかり知れない打撃を与えることになるでしょう。消費税は低所得者ほど負担が重くのしかかる最悪の不公平税制です。この間の日本の働く人の賃金は下がり続けています。特にこの沖縄は所得が全国平均の７割です。仲井眞知事は雇用がふえたと言っていますが、その実態はどうなっているのでしょうか。

仲井眞県政の８カ年間を含むこの10年間を見ると、10年前には正規雇用は80％を超えていたのに、今では55％にまで急速に減り続け、逆に非正規雇用は45.5％と、働く人の半分に迫る異常な事態です。働く人々の約半分が非正規雇用というこういう状態です。また、１人当たりの県民所得は10年前の211万円から今日では202万円に減っています。仲井眞県政のもとで貧困と格差はますます広がっています。このような状況の中での消費税の８％への増税は県民の生活を一層圧迫し、県内景気を冷え込ませてしまうでしょう。

県内自治体の中では、このような状況の中で、例えば水道料金への転嫁を見送るなどの動きも出ていますが、県としての県民生活実態に即した対策は全くとられていません。その努力の跡も全く見えません。国の制度だから右へ倣えということだけであってはなりません。県民の生活実態、雇用実態から照らしても今回の消費税８％の増税案には賛成できません。

よって、乙第６号議案県の使用料、手数料及び水道料などの消費税増税のための条例改正案に反対します。

議員各位の御賛同よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　ただいま議題となりました乙第６号議案について、原案に賛成の立場から討論を行います。

本年４月１日より消費税率が５％から８％へ引き上げられることとなりますが、消費税率引き上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保にあります。そのため、県においても消費税率の引き上げに伴う地方消費税の徴収分につきましては、生活保護や児童福祉、高齢者保健福祉などの社会福祉の分野や、国民健康保険や介護保険などの社会保険の分野、医療に係る施策や健康増進対策などの保健衛生の分野に係る事業の財源として充当しているところであります。

また、消費税率引き上げに伴う地域経済への影響を緩和するため、県では国の経済対策に関連し、平成25年度２月補正予算において県立学校の耐震化促進などの公共事業や、女性・若者の雇用対策などの予算を計上しております。

県独自の対応としては、県税務所等に相談窓口を設置しているほか、平成26年度当初予算案においては中小企業等融資の条件緩和や貸し付け枠の確保、住宅リフォーム助成事業、投資的経費の大幅な増額などの関連予算が計上されているところであります。

さらに、県の予算以外にも市町村においては、子育て世帯や低所得者層に対する給付措置が実施される予定であり、国においては住宅取得者に対する給付措置や、中小企業小規模事業者への支援として商品開発への補助金や資金繰り、事業再生支援など消費税率改正の影響を緩和するための施策が図られているところであります。

さて、乙第６号議案は、４月１日の消費税率の改定に伴い、公営企業管理者や指定管理者においては納税すべき消費税額が増加すること、一般会計の事業においては消費税の納税額は発生しないものの、行政サービスの提供に要する経費が増加することから、この増加に対する経費に対応して使用料及び手数料の料金を改定するものであります。このことは、消費税が最終消費者が負担する税であるという目的に合致すること、また、特定の行政サービスの受益を受ける者がその対価を負担する受益者負担の原則に合致するものであり、今回の改正は適切なものであると考えております。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解をいただき、原案に賛成していただきますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第１号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案、乙第７号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案、乙第５号議案、乙第７号議案から乙第11号議案まで及び乙第39号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第３号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、乙第３号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第６号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、乙第６号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第２　乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　こんにちは。

ただいま議題となりました乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案の条例議案５件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第23号議案「沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例」は、消費税法等の一部改正に伴い所要の改正を行う必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、卸売価格等の定義規定を「100分の５」から「100分の８」に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、中央卸売市場の過去３年間の取り扱い金額はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、青果の取り扱い金額は、平成22年度が134億6110万3200円、平成23年度が133億9318万1000円、平成24年度が129億865万8000円となっている。花卉は、平成22年度が30億2455万6000円、平成23年度が29億9378万9000円、平成24年度が29億3402万1000円となっているとの答弁がありました。

次に、消費税の改正が卸売市場の取引に与える影響についてどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、青果については生活必需品であるのでそれほど影響はないと考えているが、花卉については嗜好品であることから少し影響が出るかもしれないということを懸念しているとの答弁がありました。

そのほか、消費税転嫁の実態調査の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例」は、沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金に属する現金の一部を国庫に返納するため、基金を処分する場合の特例を設ける必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、基金に属する現金を国庫に返納する場合に、その一部を処分することができることとするとの説明がありました。

本案に関し、国庫に返納するための取り崩しが問題ということではなく、条例上できなかったことから特例を設けるということで理解してよいのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県では、基金は条例に基づいて処分することになっているが、その特例規定がなかったことから条例を改正するものである。沖縄県の場合は条例に基づいて処分するが、一部の県においては、知事の決裁で処分ができることになっているとの答弁がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、受益者負担の原則に基づき額の適正化を図るため、

施設使用料の額を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、工業技術交流センターの施設使用料について額の適正化を図るもので、対象施設は、講堂、研修室、会議室、技術交流サロンであるとの説明がありました。

本案に関し、工業技術交流センターの使用料の徴収実績と、今回の改正による歳入見込みはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、工業技術交流センターの使用料の徴収実績は、平成24年度は40万1000円、平成25年度の決算見込みは41万円となっている。

平成26年度の歳入見込みは、改正がない場合は31万6000円である。改正がある場合は48万6000円で、今回の改正により約17万円の増収を見込んでいる。その内訳は、消費税増税により１万3000円の増収、受益者負担による料金の見直しにより15万7000円の増収で、これらの合計が約17万円であるとの答弁がありました。

次に、利用者の理解は得られているのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの利用団体等に４月１日から若干使用料が上がるという話をしたが、周りの施設と比べても、今までの使用料が低いという認識を持っており、特に強い反対というものはなかったとの答弁がありました。

そのほか、使用料改定の内容などについて質疑がありました。

次に、乙第27号議案「沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄ＩＴ津梁パーク施設内に企業集積施設２号棟を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定めるほか、消費税法等の一部改正に伴い、施設使用料の額を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、企業集積施設２号棟の施設使用料を定める消費税法等の一部改正に伴い、中核機能支援施設、企業立地促進センター、企業集積施設、アジアＩＴ研修センター及び情報通信機器検証拠点施設の施設使用料の額を改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正の詳しい内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、新たに整備する施設の使用料を月額560万2287円と定め、既存の施設の使用料について、消費税改正分の３％を増額するものである。中核機能支援施設の企業が使用する部分を例にとると、現行は１平米当たり1350円の使用料であるが、これを1380円に30円値上げするものであるとの答弁がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、技能検定試験手数料を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、技能検定試験手数料の実技試験の額を改めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案の条例議案５件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案の５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案の５件は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）日程第３　乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第34号議案から乙第38号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

―――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　皆さん、こんにちは。

御報告を申し上げる前に一言申し上げたいと思います。

文教厚生委員会ではかなり慎重審議をした結果、かなりの枚数の報告書になっておりますので、少し長くかかると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第34号議案から乙第38号議案までの条例議案14件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長、教育長及び病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要について申し上げます。

まず、乙第13号議案「沖縄県介護保険審査会条例の一部を改正する条例」は、介護保険法の一部改正に伴い、介護保険審査会における要介護等認定に関する処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数について定める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、要介護認定または要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数を３人とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、認定審査結果に対する不服申し立て件数の推移はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、認定審査の不服申し立て件数は、平成20年度は15件、平成21年度５件、平成22年度３件、平成23年度２件、平成24年度22件、平成25年度４件であるとの答弁がありました。

次に、要介護度の認定についてはどのような仕組みで行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、要介護度の認定については、市町村の認定調査員が申請者のところへ伺い、マニュアルに沿った形で状況を調査し、それを持ち帰って認定ソフトに調査結果を入力し、その結果とあわせて主治医の意見書等を参考にして市町村における介護保険認定審査会で認定する仕組みになっているとの答弁がありました。

そのほか、不服審査の方法、市町村段階での不服申し立ての把握、市町村との意見交換、認定に不服がある場合に審査請求ができることなどの周知について質疑がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、介護基盤の緊急整備特別事業等を引き続き行うため、基金の設置期間を延長する等の必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、基金の設置期間を平成27年12月31日まで延長するとともに、消防法施行令の一部改正及び国の基金管理運営要領の一部改正に伴い、スプリンクラー設備等の設置に要する費用の補助対象と施設を改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、１年間余延長される介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金で、あとどれくらいの介護基盤整備が予定されているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度の事業計画として、認知症高齢者グループホームを１カ所、小規模多機能型居宅介護事業所を２カ所、複合型サービス事業所を２カ所整備する予定であるとの説明がありました。

次に、県内の介護施設におけるスプリンクラーの整備状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成25年末の見込みで、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームについては、全ての施設でスプリンクラーを設置する見込みとなっている。有料老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等については、整備されていないところも残る予定であるとの答弁がありました。

そのほか、基金を使ってこれまで実施されてきた事業の実績、事業所の自己負担分などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、特別養護老人ホーム等の施設の円滑な施設開設支援を引き続き行うため、基金の設置期間を延長する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、基金の設置期間を平成27年12月31日まで延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、この基金では人件費以外の費用にも充てることは可能なのかとの質疑がありました。

これに対し、この基金では開設準備に係る職員等の人件費のほか、ベッドや車椅子などの必要な備品等にも充てることが可能であるとの答弁がありました。

そのほか、施設開設準備経費の助成対象施設の箇所数などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護に関する法律の一部改

正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、条例で引用している法律の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、法律の題名中の「保護」が「保護等」に変わることによって、何がどう変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、「保護」が「保護等」に変わることによって、これまでＤＶ防止法の対象としていなかった、生活の根拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても法が適用されることになるとの答弁がありました。

次に、ＤＶ被害者への支援としてどのようなことを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、ＤＶ被害者への支援として、ＤＶ被害者からの相談に応じての一時保護、保護命令手続への支援、住宅支援、就労支援等、自立に向けた支援を行っているところである。あわせて、講演会やワークショップ等の開催や、県・市町村職員の資質向上を図るための研修会等に取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、保護命令発令件数はふえているようだが、他の都道府県と比べてどうかとの質疑がありました。

これに対し、本県の保護命令発令件数の割合は、全国の順位で平成22年が８位、平成23年２位、平成24年第２位ということで、全国でも高くなっているとの答弁がありました。

そのほか、未然防止に向けての指導・啓発、加害者更生のためのプログラム、相談センターの設置数、設置箇所、ＤＶ被害者の一時保護件数、婦人保護施設及び母子生活支援施設の設置数などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例」は、青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリングサービスの利用促進等が図られるよう、必要な事項を定める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、青少年のインターネットの利用に係る保護者の責務を定めるとともに、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等を定めるものであるとの説明がありました。

本案に関連して、携帯電話の電磁波が脳腫瘍など子供の健康に影響を与えることについて、どのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、電磁波が子供の健康に与える影響については、いろいろな考え方があるようなので、情報収集しながら対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、保育士試験の全部の免除を申請する場合の手数料の額を定める等の必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に関する事務に係る手数料の額を定め、保育士登録手数料の名称を「保育士登録手数料」から「保育士登録申請手数料」に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、手数料を改正するに至った要因とその背景にはどのようなことがあるかとの質疑がありました。

これに対し、手数料を改正するに至った要因としては、幼稚園の教諭免許を持っている者に対する試験科目の免除科目数の追加などの特例措置が講じられたことがある。その背景には、平成24年の認定こども園法の改正により、幼保連携型の認定こども園において幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する保育教諭を必ず置くこととされたことに伴い、法施行後５年間の経過措置期間中に免許資格の併有を促進することを目的として、今回の特例を設けたところであるとの答弁がありました。

次に、保育士の正規雇用率が低いことが大きな課題だが、正規雇用率を何割に引き上げることを目標にしているのかとの質疑がありました。

これに対し、現在の保育士の正規雇用率が41％ぐらいなので、現状を踏まえ、当面は６割の正規雇用率を目指している。今後、さらに高い正規雇用率の目標については検討していきたいが、まずは６割を達成することが非常に重要であると考えているとの答弁がありました。

そのほか、幼稚園における午後の預かり保育の実態把握、保育士募集の広報方法、保育士の他都道府県の正規雇用率などについて質疑がありました。

次に、乙第20号議案「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」は、障害者総合支援法に関する省令等の一部改正に伴い、障害福祉サービスの指定基準等を改正する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とするものを追加するとともに、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の改定によって重度訪問介護の対象者がどう変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、常時介護の必要な身体障害者に加えて、知的障害や精神障害を負っている方で常時介護が必要な方々に対しても、ホームヘルプサービスなどを行う訪問介護を拡大するものであるとの答弁がありました。

次に、ケアホームのグループホームへの一元化によるメリットにはどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、グループホーム等で生活していた方々が加齢に伴って介護が必要になったとき、今までの例だと事業所が違うのでケアホームに移り住む必要があったが、一元化することで、施設を移ることなくグループホームの中でケアを必要とする方々が利用できるといったメリットがあるとの答弁がありました。

そのほか、重度訪問介護の利用者数、介護を受けている知的障害者及び精神障害者の人数、障害者総合支援法の法改正の目的などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、医療機能の強化、医師等の確保等の取り組み、その他の地域における医療に係る課題の解決を目的として引き続き事業を行うため、基金の設置期間を延長する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、基金の設置期間を平成28年３月31日まで延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、基金事業に入っている医師修学資金貸与事業などの医師確保事業の予算額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度当初予算として、医師確保事業に充当されている金額は１億4005万5000円であり、そのうち、医師修学資金貸与事業に対し基金から充当されている金額は7122万円であるとの答弁がありました。

そのほか、基金を活用した事業内容、医師確保が進まない理由、医師修学資金返還免除の現状と課題などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」は、平成26年度及び平成27年度における財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合の標準となる、厚生労働大臣が定める率が定められたことに伴い、拠出率を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、財政安定化基金拠出率を0.09％から0.044％へ改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、財政安定化基金の活用としてはどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、財政安定化基金は、予定していた保険収納率見込みを下回ったことにより生じた保険料不足や、医療給付費が見込み以上に増大した場合に生じる財政不足を補うため、後期高齢者医療広域連合に対して交付事業や貸付事業を行うものであるとの答弁がありました。

次に、財政安定化基金拠出率はこれまで１万分の９と設定され、今回の改正では10万分の44と設定されているが、どのような設定基準に基づいているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成20年度から平成25年度までの拠出率は、老人保健制度における実績等に基づき算定しており、保険料収納不足リスク及び給付費増加リスクを勘案した結果、１万分の９となったものである。平成26年度、27年度においては、平成20年度から23年度の実績に基づき算定しており、保険料収納不足リスク及び給付費増加リスク等を勘案した結果、前回の拠出率算定時よりもリスクが減少していることから、10万分の44となっているとの答弁がありました。

そのほか、広域連合への交付実績、現在の基金残高、保険料滞納者数及び滞納額の推移、保険料引き下げへの基金の活用可否などについて質疑がありました。

次に、乙第34号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、分娩介助料について額の適正化を図るとともに、消費税法等の一部改正に伴い、施設使用料等の額を改めるほか、地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、資本剰余金の取り崩しに係る規定を削除する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、分娩介助料の額、施設使用料及び診断書発行手数料等の額を改めるとともに、従来、資本剰余金として整理されていた固定資産の取得に充てられていた補助金等が、負債（繰り延べ収益）に整理されることとなるため、資本剰余金の取り崩しに係る規定を削除するものであるとの説明がありました。

本案に関し、分娩料を９万6000円から12万6000円にした料金設定の根拠は何かとの質疑がありました。

これに対し、分娩料については、人件費や薬剤・材料等の消耗品、医療機器、設備の減価償却及び支払い利息などのコスト計算により算定をし、他県公立病院や県内医療機関の料金を調査し、均衡をとった上で料金を設定したとの答弁がありました。

次に、分娩料を３割引き上げるが、激変緩和措置は検討しなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、産婦人科医師の確保を含め、産科医療をしっかりしたものにするための資金を捻出しなければならないという状況がある。出産に関しては繰入金の対象でもないので、赤字が出ても補塡されることがないため受益者が負担する形でやっていきたいと考えている。なお、分娩料は全国平均13万4904円であり、12万6000円の分娩料は全国平均以下であるとの答弁がありました。

次に、今回の分娩料の値上げでおよそ幾らの収益増を見込み、その収益増分はどのように活用する予定かとの質疑がありました。

これに対し、平成24年度の実績ベースで約7500万円の収益増を見込んでいる。収益増分は、医師の勤務環境の改善ということで、医療機器等の整備に充てるとともに、処遇の部分に関しても何らかの検討ができないかということも含めて考えていきたいとの答弁がありました。

そのほか、コストが高くなっている要因、分娩料が９万円代以下の都道府県、収益増分のハイリスク出産への活用について質疑がありました。

次に、乙第35号議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、不徴収制度の廃止に係る所要の改正を行う等の必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、授業料の不徴収制度を適用した条文を削除し、原則授業料を徴収する内容に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、高等学校の新入生のうち、授業料が実質的に免除となる高等学校等就学支援金の支給対象者は何名で、どのように審査・確認をするのかとの質疑がありました。

これに対し、高等学校の新入生は１万5600名程度を見込んでおり、そのうちの１万4300名が高等学校等就学支援金を受け取る対象と見込んでいる。高等学校等就学支援金の支給対象は、市町村民税所得割額が30万4200円未満の世帯となり、申請書及び親権者の課税証明書等の書類で審査することとなるとの答弁がありました。

次に、平成22年度に授業料無償化がスタートしたが、高等学校の中途退学者数はどのように推移しているのかとの質疑がありました。

これに対し、中途退学者の数は、平成21年度953名、平成22年度847名、平成23年度930名、平成24年度880名と推移している。経済的な理由で中途退学をした者は、平成21年度39名で4.1％、平成22年度23名で2.7％、平成23年度14名で1.5％、平成24年度は15名で1.7％と推移しており、経済的な理由での中途退学は減少しているとの答弁がありました。

そのほか、高等学校等就学支援金制度の変化の経緯、制度の周知方法、授業料徴収対象者の授業料支払い総額、授業料実質無償化率の全国平均との比較などについて質疑がありました。

次に、乙第36号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、県立高等学校の職員定数4228人から4191人に、県立特別支援学校の職員定数を1645人から1737人に、また、市町村立小学校及び中学校の職員定数を9338人から9388人にそれぞれ改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、県立高等学校の職員定数が減になった理由と、県立特別支援学校の職員定数が増となった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、県立高等学校については37人の定数減となっており、主な理由は、生徒の収容定員数の減と教育課程の改編等によるものである。また、県立特別支援学校については92人の増となっており、主な理由は、児童生徒数の増加、美咲特別支援学校のはなさき分校の開校、高等特別支援学校の陽明分教室の設置によるものであるとの答弁がありました。

次に、条例定数に対する本務割合はどのようになっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度の小学校の本務割合は86.5％、中学校の本務割合は87.9％、高等学校の本務割合は90.6％、特別支援学校の本務割合は74.9％で、全体の条例定数に占める本務割合は86.7％であるとの答弁がありました。

このほか、少人数学級に対する国の方向性、公立小中学校教職員数が離島で減となっている理由、国の加配定数、条例定数及び県単定数の内容、本務率の全国平均との比較、本務率を九州並みに引き上げるために必要な本務数などについての質疑がありました。

次に、乙第37号議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、教育委員会の権限に属する市町村立学校教職員の諸手当の認定事務を、権限移譲の協議が調った市町村へ移譲する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、渡嘉敷村、座間味村、粟国村及び渡名喜村のそれぞれの教育委員会へ、市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定権限を移譲するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県教育委員会から市町村教育委員会へ認定事務を移譲するということは、財源も移譲することになるのかとの質疑がありました。

これに対し､学校の教職員及び事務職員については､もともと県費で負担しており、認定事務を移譲したとしても、特に財源の移譲が生じるものではないとの答弁がありました。

次に、沖縄県教育委員会から市町村教育委員会へ認定事務を移譲することのメリットとして、どのようなことが挙げられるのかとの質疑がありました。

これに対し、市町村教育委員会へ認定事務を移譲することのメリットとしては、１人体制だとチェックが不十分であったり不安があることから、相互に点検することで適正で効率的な事務処理が行われるということ、知識、情報の共有化が図られること、精神的な面で安心感が生まれることなどがメリットとして挙げられるとの答弁がありました。

そのほか、認定事務移譲に対する懸念材料、事務職の正規職員と非正規職員の割合、権限移譲による事務職員数の変動、事務職員の負担感などについて質疑がありました。

次に、乙第38号議案「沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の基準を条例で定める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、社会教育委員の委嘱の基準に関する事項について、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する旨定めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、社会教育委員の委嘱の基準は、社会教育法に定めた文言と同じかとの質疑がありました。

これに対し、有識者で構成する沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正に伴う会議を開催し、そこで検討した結果を踏まえ、文部科学省の参酌する基準が適切であると判断したものであり、社会教育委員の委嘱の基準は、社会教育法で定めた文言と同じであるとの答弁がありました。

そのほか、社会教育委員数の変更について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第34号議案及び乙第36号議案については共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第34号議案及び乙第36号議案については、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで、乙第35号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、長い御報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第34号議案及び乙第36号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

初めに、乙第34号議案から討論を行います。

日本共産党県議団を代表して、県立病院の分娩料を３万円値上げするための乙第34号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」に反対の討論を行います。

現在、県立病院は出産のための分娩料を９万6000円に定めています。それを次年度から12万6000円、31％の値上げを行う改定です。

３万円の改定理由について、１件当たりのコスト計算による設定である。人件費、薬剤、診療材料等の消耗品費、医療機器や設備にかかる費用としての減価償却、支払い利息が分娩料のコスト計算に入っているということでした。２点目は、診療報酬点数表を準用して設定する。３点目に、ほかの県立、県内民間病院、他県公立病院などとの均衡で３万円に料金設定をしたということでした。

通常の医療行為は、診療報酬が決められていて、診療報酬の点数で医療費が算定されるが、コスト計算がされているかはわからない。分娩は自由診療のため診療報酬では決められていないというのに、分娩料のコスト計算の中に減価償却費用や支払い利息を加算して３万円、31％を値上げすることに賛成することはできません。

県立病院は不採算医療を県民の負担を重くしないで行う。そのためにも県の一般会計からの繰り入れを行っています。建物の建設や設備の導入にしても国からの補助金などが入る仕組みがあります。減価償却費や設備のための支払い利息を分娩料のコストにすることに納得がいきません。

ほかの公立病院と比較して21都道府県のうち、北海道は８万9000円、茨城県７万7500円、静岡県９万5000円、奈良県９万円、高知県９万1200円が沖縄県の９万6000円以下の分娩料です。鹿児島県は９万8000円です。局長は、全国平均が13万4904円なので沖縄県が値上げしても12万6000円で平均以下だと言われました。沖縄の県民所得は、全国平均の７割しかありません、全国平均13万4900円の７割としたら９万4400円です。他県と比べて、現行９万6000円が均衡している額ではないでしょうか。

４月の消費税増税が県民を不安に陥れています。出産するのにお金がなくて困っている、そのような県民のよりどころが県立病院ではありませんか。分娩料を値上げして産婦人科の医師を確保したいというのも、医師確保に充てられる保証はありません。沖縄県が一般会計から繰り入れしている額は56億円余、それは全国平均65億円に比べて低い額であり、１床当たりの繰入額を全国並みにすれば107億円になります。繰入額を全国並みにすることを知事に要求すべきであり、分娩料で賄う性質のものではありません。健康保険や国保世帯には42万円の出産一時金が出ます。県立病院で分娩料を含む出産費用は40万余なので、一時金で払えると思っているでしょう。ところが市町村では、国保税の滞納世帯に出産一時金で国保税の滞納金を返済させる事例もあります。一時金があっても払えない世帯はあるのです。

県立病院の医療費未収金は19億余で、滞納者の60％近くが経済的に支払い困難ということが委員会で明らかになっています。お金がなくても安心して出産をすることができる、県立病院が生活苦の皆さんを救っています。県立病院で分娩料を３万円、31％値上げすることを認めることはできません。

次に、乙第36号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に反対の討論を行います。

沖縄県の教職員の93％が心身疲労、超過勤務が過労死認定基準を超える月平均92時間という教職員組合の調査結果が報道されました。

沖縄県の教育は、教師が働きやすく子供たちが学びやすい学校になっているのでしょうか。教師が教える力をつけ、子供の学ぶ意欲が湧いてくる学校になっているのでしょうか。子供の貧困やいじめの問題など深刻になる中で、教育条件を整備することは重要課題となっています。子供の育ちに寄り添い、子供と向き合える少人数学級を正規教員で実現をすることは、本県教育の喫緊の課題ではないでしょうか。

本議案は、学級数などの増減による定数増の改定となっていますが、正規の教員ではなく、学級担任を臨時教員でふやすものとなっています。

教員以外の職員は、県立高校、特別支援学校の給食の調理員や用務員、運転士を、正規職員が定年を迎えたら非正規雇用の賃金職員に置きかえていく定数削減が進められ、次年度14人が減らされます。県の行財政改革によって学校教育の現場に非正規雇用が拡大されています。

学級担任の増加については、知事公約は１期目で小学校での30人学級の実施、２期目は小中学校での少人数学級の推進となっています。現在、小学校３年生までの少人数学級が実施されていますが、２期目の任期末となる次年度、中学１年生での35人学級を実施するというものです。その55学級の増加に対応して55人の学級担任が定数増となるが、正規教員ではなく臨時教員で充てようというものです。１年限りの臨時教員がふえていく学校では、かつてのように１年生のときから数年間、子供の成長を見守っていく先生が少なくなる影響は相当大きいのではないでしょうか。

教職員定数の１万5331人のうち教員定数は１万3093人、うち正規教員は１万1351人となっていて、正規教員の割合は小学校で86.5％、中学校で87.9％、高校で90.6％、特別支援学校で74.9％となっています。法律で定めた教員の定数であるのに、定数内臨時教員と言われる非正規教員が1742人に上っています。その雇用形態は、何年間も継続して教員をしているのに４月２日から翌年３月30日までの期間とされ空白の２日間が置かれています。４月１日を除外したことにより、住居手当、通勤手当、扶養手当、単身赴任手当などの支給が受けられません。３月31日を除外したことにより、県は厚生年金保険料、健康保険料の支払いを免れますが、臨時教員は病院の医療費の10割負担、年金受給資格に不利益を受けています。私は、去る文教厚生委員

会の予算審議において、３月31日の空白があっても臨時教員を継続している場合は継続雇用として保険料の支払いをする是正措置を要求して、次年度の継続雇用は４月に是正を行うということになりました。４月の諸手当についても継続雇用の扱いで支給するように求めました。

教職員定数は、標準定数法に基づいて教職員給与の財源は国から措置がなされています。本県の少人数学級は臨時の加配教員で充てられ、次年度実施する中学校１年生の35人学級も臨時教員55人が充てられるというのも正規教員にすべきです。定数内臨時教員が次年度1742人ということは、本県が緊急に是正をしなければならない重要課題です。本県の義務教育で、正規教員が全国平均の10％も少ないのを５年間で全国平均に引き上げるという約束の期限は2015年度となっています。2013年度は小中で全国93.1％、沖縄県84.2％と格差は大きいままです。正規教員への取り組みを抜本的に強化すべきです。

国際比較で見ると、児童数1000人当たりの教職員数は、ＯＥＣＤ平均105.6人に比べて日本は80.6人で20人少ない。教員のみでは72.9人に対して日本は59人、日本の教職員は絶対的に不足していて、その上、沖縄県は臨時教員が２割近くを占めています。

30人学級を国の制度として実施させていくためにも、県が30人学級を拡大して教員を正規雇用にして定数をふやしていくことが必要であり、沖縄県の教育力を高める道だと考えます。

本県の総予算に対する建設費を除いた教育予算は、仲井眞知事就任前から大幅に減らされています。学校教育こそ子供たちが人間として成長するための大事な場であり、教育にこそ予算をふやしていくべきです。

以上、反対の討論といたします。

○議長（喜納昌春君）　新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣　良俊君　こんにちは。

乙第34号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から討論を行います。

乙第34号議案は、県立病院の分娩介助料について、額の適正化を図るとともに、消費税法が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

県立病院では、中部病院、南部医療センター・こども医療センターが高度な周産期母子センターの役割を担っており、県内における正常分娩はもとより、民間医療機関では対応が困難なハイリスク妊婦や未熟児などの異常分娩にも対応しております。宮古病院、八重山病院では離島における中心的な分娩施設の役割を担っており、県立病院は県内における周産期医療の中核的な役割・機能を担っております。

今回提案があった分娩介助料については、平成12年に９万6000円に改正されて以降、見直しがなされていなかったため、人件費や材料費、減価償却費などのコストを見直ししたところ、現行の料金を約７万円上回っていること、他都道府県の公立病院との比較、県内民間病院との比較を行ったところ、全てにおいて本県の料金が低額であったことから、料金の適正化を図るため３万円の改正を行い12万6000円とするとの説明がなされております。

また、消費税については、消費税法の改正に伴い沖縄県病院事業の設置等に関する条例の別表第３及び第４に定めた使用料、手数料について、消費税の課税対象となる項目について５％から８％に改正を行うものとの説明がなされております。

公立病院の運営に関しては、地方公営企業法第21条第２項において「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保する」とされております。今回の分娩介助料の改正により、出産にかかわる県内の医療機関の役割分担も図られることや、県立病院における周産期医療環境の整備が図られる見込みがあり、県内における周産期医療の中核を担っている県立病院の体制の強化につながります。消費税の改正に伴う使用料、手数料の改正については、当該使用料、手数料が特定の受益者に対するサービスの対価であることから、法律の改正に伴い適正に反映させる必要があるものであります。

議員各位におかれましてはこれらの点を何とぞ御理解いただき、議案原案に賛成していただきますようよろしくお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで及び乙第34号議案から乙第38号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで、乙第35号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案の12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案12件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案から乙第18号議案まで、乙第20号議案から乙第22号議案まで、乙第35号議案、乙第37号議案及び乙第38号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第34号議案及び乙第36号議案の２件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、乙第34号議案及び乙第36号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第４　乙第30号議案、乙第32号議案及び乙第33号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君）　皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました乙第30号議案、乙第32号議案及び乙第33号議案の条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第30号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村に移譲する必要があることから条例を改正するものである。

主な内容は、屋外広告物の許可申請の事務、違反広告物是正に関する事務、簡易除却に係る事務等を処理する南城市、伊江村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、北大東村、伊平屋村、久米島町、竹富町の９市町村に今回協議の調った座間味村を加えるものであり、平成26年４月１日から施行するものであるとの説明がありました。

本案に関し、その他の市町村についてはどのような理由で移譲できていないのかとの質疑がありました。

これに対し、中核都市である那覇市を含めて10市町村で処理を行っている。その他の市町村についても、毎年説明会を開催したり個別にヒアリングを行っているが、事務量の増や職員配置等で不安があるようである。うるま市や読谷村については、独自の条例をつくる方向で動いているとの答弁がありました。

次に、座間味村との協議が調ったことについて、特別な事情があったのかとの質疑がありました。

これに対し、座間味村に関しては、３月５日に国立公園に指定されたということで、景観関連に関しては特別な思いがあると聞いているとの答弁がありました。

次に、乙第32号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、消費税法等の一部改正に伴い、港湾施設使用料等の額を改めるほか、本部港本部地区に設置するシャワー施設の使用料の徴収根拠を定める必要があるため条例を改正するものである。

主な内容は、平成26年４月１日から消費税率が４％から6.3％に、地方消費税率が１％から1.7％に改められ、合計で５％から８％に改められることから、この改定に合わせて港湾施設使用料等の課税対象分を改めるとともに、新たに設置するシャワー使用料を１回当たり３分100円とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、消費税率の上昇により県民負担は幾らふえるのかとの質疑がありました。

これに対し、港湾施設全体における年間の使用料は約640万円の増を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、乙第33号議案「沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、資本剰余金の取り崩しに係る規定を削除するとともに、減債積立金等の目的使用による資本金への組み入れの根拠を定める必要があるため条例を改正するものである。

主な内容は、従来、資本剰余金として整理されていた固定資産の取得に充てられていた補助金等が、負債に整理されることとなるため、資本剰余金の取り崩しに係る規定を削除するとともに、従来の減債積立金及び建設改良積立金の目的使用による資本金への組み入

れが廃止されたため、使用した額に相当する金額を資本金に組み入れるための根拠を定めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第32号議案及び乙第33号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第32号議案及び乙第33号議案の条例議案２件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第30号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時２分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第30号議案、乙第32号議案及び乙第33号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第30号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第32号議案及び乙第33号議案の２件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第32号議案及び乙第33号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第５　乙第31号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

公共交通ネットワーク特別委員長金城　勉君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔公共交通ネットワーク特別委員長　金城　勉君登壇〕

○公共交通ネットワーク特別委員長（金城　勉君） こんにちは。

ただいま議題となりました乙第31号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第31号議案「沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例の一部を改正する条例」は、沖縄都市モノレールの延長整備に伴い、沖縄都市モノレール株式会社に対する出資を行う必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、沖縄都市モノレール株式会社に対する出資の財源として処分することができるとする規定を追加するとの説明がありました。

本案に関し、モノレールの延長事業について、沖縄都市モノレール株式会社が負担する額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、延長事業の事業費総額は350億円で、そのうちインフラ事業が231億円、インフラ外事業が119億円となっているが、インフラ事業は県、那覇市、浦添市で負担する。インフラ外事業の119億円のうち、国庫補助事業で対応できるものが81億円、出資金で対応するものが24億円で、沖縄都市モノレール株式会社が純粋に負担する額は14億円であるとの答弁がありました。

次に、この基金の原資は何か、基金残額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、国が国道整備のため県有地を取得した場合には、その６割相当額を沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金に積み上げることになっており、国道に係る県有地の売却代金が基金の財源である。昭和61年3月12日に基金が設置され、現在の基金残高は約

19億2400万円である。このうち約12億円を５年間にわたり沖縄都市モノレール株式会社に出資したいと考えているとの答弁がありました。

次に、伊良部架橋もそうだが、沖縄県の場合、設計変更が多く事業費が膨らむことが指摘されている。今回の事業費の積算はしっかりしているのかとの質疑がありました。

これに対し、当初計画した金額でおさめたいと思っているが、やはり不可抗力的な事情があって設計変更がある場合も考えられる。しかし、今回の事業費はきちんと積算されているので、何とかこれでおさめるように努力していきたいとの答弁がありました。

そのほか、モノレール石嶺駅（仮称）の先行開業の検討状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第31号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第31号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第31号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第６　乙第43号議案及び乙第47号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　ただいま議題となりました乙第43号議案及び乙第47号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第43号議案「訴えの提起について」は、県有土地貸付料の長期滞納者等に対し訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、県有土地貸付件数は何件あるか、また、滞納件数及び滞納金額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、管財課の所管している土地の貸し付けについては、件数で約1600件、そのうち民間への貸し付けが1520件である。また、滞納件数は155件で、滞納金額は合計で7350万円となっている。県としては、回収に向けて滞納者への訪問督促など、継続して働きかけてきたとの答弁がありました。

次に、財産管理を行っている管財課の財産貸し付けの体制はどうなっているか、専門の職員はいるのか、また、回収に当たって民間への委託は行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、管財課では４名の職員で地域を分けて貸付業務を行っているが、宅建の専門的な者はいない。外部への委託については、サービサーへの委託を行っており、実績は上がっている。昨年は2494万円に対し、400万円ほどの回収があり、収入率は16.4％となっている。なお、サービサーへの手数料は、回収実績の35％であるとの答弁がありました。

そのほか、滞納期間、不納欠損の期限、訴えの提起に至った経緯、借地人の対応などについて質疑がありました。

次に、乙第47号議案「包括外部監査契約の締結について」は、平成26年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額の上限を1051万9000円と定め、契約の相手方を弁護士宮國英男氏とするものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第43号議案及び乙第47号議案の議決議案２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終

わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第43号議案及び乙第47号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第43号議案及び乙第47号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第７　乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案及び乙第48号議案から乙第51号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君）　ただいま議題となりました乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案及び乙第48号議案から乙第51号議案までの議決議案７件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第41号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成25年第１回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、伊良部大橋橋梁整備第８期工事において、橋桁内への飛来塩分の進入を防ぐため、橋台とＰＣ桁等の連結部に桁内保護カバーの設置を追加する等設計の一部変更に伴い、契約金額を9795万3840円増額して18億4147万8840円に変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、当初計画にはなくて今から保護カバーをつける理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、橋桁への塩害の懸念は、類似の橋梁の例からしても気にしてはいたが、当初の計画にはなかった。しかし、昨年開催された設計施工の検討委員会において保護カバーをつけるべきとの指摘があったため今回追加しているとの答弁がありました。

次に、現時点の進捗率と今回の第８期工事が終了した時点での進捗率はどうなるかとの質疑がありました。

これに対し、平成25年度末で94.3％の予定であり、当該工事が完了すると約96％となるとの答弁がありました。

次に、これまで何度も契約金額の変更が行われてきたが、これまで何度変更を行い、事業費はどのぐらい増額したのかとの質疑がありました。

これに対し、当初の事業費は380億円であったが、議会議決を必要とする工事を12件発注し、今回を含めて20回の変更を行い、現在の事業費は395億円となっているとの答弁がありました。

次に、今回の工事の工期はいつまでか、４月以降になる場合、消費税率の改定は加味されているかとの質疑がありました。

これに対し、工期は平成25年３月１日から平成26年10月31日までである。消費税率は、当初契約については５％であったが、今回の変更増額分からは８％で計算しているとの答弁がありました。

次に、当初の事業費から15億円増額されているとのことだが、そのうち、大型クレーン船による架設のやり直し分は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、大型クレーン船を使っての中央径間の再架設にかかった金額は、約半分に当たる７億5000万円であるとの答弁がありました。

次に、乙第42号議案「土地の処分について」は、中城湾港（西原与那原地区）臨海部土地造成事業により造成した土地の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、一団の土地である住宅用地Ｂブロックについて、戸建て住宅用地及び集合住宅用地として処分するものであり、１件としての処分予定面積は３万6991.07平方メートルで、処分予定価格は22億1603万8000円である。戸建て区画が85区画、集合区画が27区画の合計112区画で、平成26年４月以降に公募による分譲を予定しているとの説明がありました。

本案に関し、津波対策や地震対策はきちんとしてい

るかとの質疑がありました。

これに対し、この土地の埋め立ては東日本大震災以前の竣工であり、震災後に特別な対応策はとっていない。しかし、市町村ごとの避難ビルの指定等、大きな地震に対する避難対策は考えているとの答弁がありました。

次に、この土地は海抜何メートルか、また、東浜から橋が３つかかっているが、ふやす計画はあるかとの質疑がありました。

これに対し、海抜についてはＤＬで3.8メートルである。現在、与那原小学校側からＢブロックの前面に新たな橋をかける工事に着手しているとの答弁がありました。

次に、乙第44号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

訴えの主な内容は、訴えの対象者は104件、111名であり、滞納総額は1600万2850円である。１件につき複数名を対象としている事例が４例あるが、これらは名義人が県営住宅から転居した後もその住宅を名義人の親族等関係者が不法占有し、かつ滞納となっているものであり、この４例では、それぞれ名義人及び占有者を訴える必要があるとの説明がありました。

本案に関し、生活保護、住宅支援給付等、福祉制度の相談窓口を紹介して解決した事例は何件あるのかとの質疑がありました。

これに対し、個別の相談件数や内容等は把握していないが、提訴後、判決が確定した後もこれらの法的措置の対象者については福祉制度の周知と相談窓口の案内を継続している。提訴に至る前に、指定管理者とともに滞納者の呼び出しを行い、そのうちの84人と面談を行って、家庭状況や滞納に至った経緯を聞くとともに、相談窓口等の紹介を行っているとの答弁がありました。

次に、県営住宅使用料減免の実績が昨年度に比較して今年度は大分落ち込んでいるが、その理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、減額については前年度並みだが、免除規定については現時点で１件もない。全額免除規定については、対象者が生活保護を受けていて、その方が長期入院等で住宅扶助が打ち切られたことが確定した場合には、その期間を免除することになっているが、現時点ではたまたま事例がないということと理解しているとの答弁がありました。

次に、昨年度の強制執行の件数と、そのうち母子世帯は何件かとの質疑がありました。

これに対し、平成24年度は７件の強制執行を行っており、一般世帯が４件、母子世帯が１件、単身世帯が２件であるとの答弁がありました。

次に、乙第48号議案「中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について」、乙第49号議案「中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について」、乙第50号議案「中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての議決内容の一部変更について」の３件は、平成26年４月１日より消費税率が８％に引き上げられることに伴い、県が流域下水道関連市町村と締結している流域下水道使用及び負担金協定書の一部を改定するため、下水道法第31条の２第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、県が管理する流域下水道事業は、沖縄本島中南部西海岸地域の10市町村を流域とする中部流域下水道の那覇処理区・伊佐浜処理区と、金武湾及び中城湾に臨む３市村を流域とする中城湾流域下水道の具志川処理区、４市町村を対象とした中城湾南部流域の西原処理区の３流域４処理区で事業を実施しており、事業主体である県が、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の維持管理を行い、その経費を流域下水道に接続する流域下水道関連市町村から徴収する負担金で賄っている。負担金は、関係市町村から毎月報告される総排除汚水量に基づき算定して徴収しているが、流域下水道使用及び負担金協定書の第４条で定める算定方法を、使用月の総排除汚水量に排除汚水１立方メートルにつき47円の単価を乗じて得た金額に1.08を乗じて得た額に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、消費税率の引き上げに伴う県の収入増は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、１億2400万円であるとの答弁がありました。

次に、各家庭から市町村の公共下水道への接続の実態はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、県全体の普及率が67.5％、県の流域における接続率が90％であり、両方を掛ければ接続している人口が計算できるが、約90万人から100万人であるとの答弁がありました。

次に、公共下水道に接続せず浄化槽で処理している個人住宅で環境問題が発生していると聞いているが、このような事例は多いのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄市泡瀬で事例があることは把握し

ているとの答弁がありました。

次に、米軍基地の住宅も公共下水道に接続しているが、米軍は我々とは異なり、一括で契約して安く処理できるようになっているのではないかとの質疑がありました。

これに対し、民間と同様に水量に応じてきちんと徴収しており、優遇などはないとの答弁がありました。

次に、処理した水を再利用しているところはあるか、処理水の何％が使用されているか、今後の計画はあるかとの質疑がありました。

これに対し、那覇浄化センターにおいて、新都心地区及び県庁周辺で再生水事業を実施している。再生水利用は処理水量の１％である。今後の計画については、市町村が手を挙げてくれれば、県としてはいつでも応じる用意があるとの答弁がありました。

次に、乙第51号議案「県道の路線の認定及び廃止について」は、都市計画道路である上之屋道路の事業着手に伴い、当該区間を県道那覇北中城線として位置づける必要があることから、同路線の認定及び廃止について道路法第７条第２項及び第10条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、上之屋道路は、那覇北道路の（仮称）上之屋インターチェンジから国道58号までを連結する４車線、延長400メートルの自動車専用道路で、西海岸地域等へのアクセス性の向上を図るため、那覇北中城線に取り込み整備するものである。上之屋道路の整備に伴い、那覇北中城線の起点を那覇市泊から那覇市上之屋に変更する必要があることから新たに路線認定するとともに、現路線については路線廃止するものであるとの説明がありました。

本案に関し、植栽については植栽ますに改良したほうがよいと思っているが、道路管理について方針はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、植栽については、市町村を通して地域の意見も聞きながら、危険箇所、特に通学路などを優先して行っているとの答弁がありました。

次に、当該事業の問題点は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度に着手するが、墓が37基ほどあり、区分地上権を設定しなければならない墓も50基ほどあるので、用地取得が順調に進むかどうかが大きな課題と考えているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案及び乙第48号議案から乙第51号議案までの議決議案７件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案及び乙第48号議案から乙第51号議案までの７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第41号議案、乙第42号議案、乙第44号議案及び乙第48号議案から乙第51号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

20分間休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き議事を続行いたします。

日程第８　甲第１号議案から甲第23号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長比嘉京子さん。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔予算特別委員長　比嘉京子さん登壇〕

○予算特別委員長（比嘉京子さん）　こんにちは。

ただいま議題となりました甲第１号議案から甲第23号議案までの予算議案23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

予算特別委員会におきましては、各常任委員会に対し所管の予算事項について調査を依頼し、本委員会での調査に加え、各常任委員会において専門的な立場から所管事務に係る予算事項について慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、知事の訪米予算は幾らぐらいか、その内訳と

内容はどのようになっているかとの質疑がありました。

これに対し、訪米関係の予算は総額で931万5000円を計上しており、内訳は旅費が808万1000円、その他現地での活動に要する費用としての需用費、通信運搬費等の役務費及び委託料等で123万4000円となっている。

なお、訪米時の活動について、基地問題をどういう形で訴えていくかはこれから計画するところであるが、現時点ではシンポジウムへの出席を考えている。また、知事公室長の活動については、さまざまな基地問題の進展に応じて適宜これから計画していくという状況であるとの答弁がありました。

次に、琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業の事業概要と取り組み状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、沖縄県の公文書館に所蔵されている琉球政府文書をデジタル化し、インターネットで公開することで県民に広く活用できる環境を提供するとともに、戦後史の研究における琉球政府文書等の活用を促進する事業である。具体的には、平成26年度は１万1520簿冊のデジタル化を予定している。なお、当初予算では新規事業となっているが、石綿関係の資料についてはデジタル化を前倒しし、昨年の10月からスタートしている。事業の期間については、平成33年度までを予定しているとの答弁がありました。

次に、特定駐留軍用地内土地取得事業の新年度予算額、取得予定件数、面積及びこれまでの実績はどうなっているか、また、契約年数等の内容はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度の予算額は、用地費ベースで事務費を含めて14億7000万円で、土地取得予定面積は3.5ヘクタールである。平成25年度の実績額は約13億6000万円で、取得件数は県対応分が47件、面積が3.15ヘクタールである。また、土地取得に関する契約については、使用期間は１年間で覚書を締結することになるが、その内容は、今現在協議中であるとの答弁がありました。

次に、サンゴ礁保全再生事業の事業概要はどのようなものか、また、アセスメントの代替措置として行う移植と同事業における再生は同じかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業は、恩納村、読谷村、慶良間海域においてサンゴ群集の再生を図るために行っている事業で、平成26年度予算で２億2858万9000円を計上している。これまでにおおむね５万株のサンゴ植えつけを実施しており、将来的には、平成28年度末までにおおむね３ヘクタール程度の再生を目指している。この３カ所が選ばれた理由は、まず沖縄本島全般にサンゴの被度が低いという背景があり、もう一つは、慶良間と沖縄の西海岸の間の関係において、学者の方々が調査した結果、慶良間のサンゴが沖縄本島の西海岸に幼生をかなり供給しているという結果が出ているため、これらを踏まえて場所を選定している。当該事業がスタートしたのは平成22年度の補正予算からであり、計画では平成28年度末までということになる。実施している植えつけは種苗を生産するということであり、ないところにサンゴ群集をつくっていくものであるとの答弁がありました。

次に、平成22年から４年間の顕在化している待機児童数の推移と直近のデータで他の都道府県との比較ではどのようになっているのか、また、待機児童解消支援基金を活用した市町村への交付金について、市町村からはどのような事業に活用したいとの相談があるのかとの質疑がありました。

これに対し、待機児童数の推移は、毎年４月１日現在の人数で、平成22年度1680人、平成23年度2295人、平成24年度2305人、平成25年度2216人である。ほかの都道府県との比較としては、待機児童数の多さは東京都に次いで全国第２位となっており、待機率については5.9％と全国で最も高くなっている。

また、現段階で市町村から相談のあった待機児童解消支援基金の活用事例として、年度途中の児童の受け入れや障害児の受け入れのための保育士の特別加配事業や保育士確保のための家賃あるいは渡航費を補助する事業、保育士の負担軽減のために保育助手を配置したいといった事業等の相談が寄せられたところであり、各市町村が知恵を絞った形で交付金の事業について考えているものと認識しているとの答弁がありました。

次に、地域食品振興対策費の概要と実績はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、地域食品振興対策費は、県外での販路開拓に取り組む人材育成を行う県産農林水産物販売力強化事業や、加工６次産業化関連で県産農林水産物を使った加工品の付加価値向上に取り組むプレミアム加工品開発事業などの７つの事業で構成されている。

実績としては、人材育成を目的とする県外のＯＪＴ研修について、県外の商談会や県外フェアを実施しており、県外取り引きが徐々にあらわれてきている。また、プレミアム加工品開発支援事業においても、沖縄本島、宮古、八重山地区の事業者が積極的に参加して

加工品を開発しており、それを県外のバイヤーなどとの商談会を実施して、取り引きの実績も出てきているとの答弁がありました。

次に、県民所得で全国中位を目指すという知事公約について、現在の所得が幾らで、目標値が幾らで、いつ達成しようとしているのか、産業別の達成目標はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄21世紀ビジョンでは、平成33年の展望値で、１人当たり県民所得271万円という数値を入れている。平成22年は全国が273万円で、沖縄県が207万円である。平成33年には今の全国の平均値ぐらいに持っていこうと展望をしているところである。産業別の目標値としては、例えば情報通信関連では平成23年度の生産額が3482億円であるが、これを10年後の平成33年には5800億円に持っていく。国際物流特区関連では、石油製品を除く製造品の輸出額が平成22年度で665億円であるが、これを10年後には800億円に持っていく。那覇空港の国際貨物取扱量は平成22年度で15万トンであるが、これを10年後には40万トンにするという目標値を持っている。その目標達成に向けて取り組むことによって、全体としての県民所得の向上に貢献していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、新年度においてカジノを含む統合型リゾートの基本構想策定の予算が計上されているが、その概要と目的はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、事業の内容は、基本構想策定のための委託料として1276万8000円、それから法制化の動きや海外事例の情報収集等のための旅費として455万3000円となっている。これは推進法が国会に提出されたことにより、今後、我が国における統合リゾートの姿が明確になるということに合わせてカジノに関する規制、納付金等に関する事項の方向性が見えてくることになるので、これらを踏まえて、平成26年度には沖縄県にふさわしい統合リゾートの方向性を定める基本構想を策定するものであるとの答弁がありました。

次に、泡瀬干潟関連予算と中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計及び中城湾港（新港地区）整備事業の埋立工事の進捗状況はどうなっているか、また、現在の泡瀬干潟の環境の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度は港湾建設費として12億2600万円、道路橋りょう費にアクセス道路の工事費として11億円を計上している。事業としては、現在県で事業を進めている人工海浜の工事、道路についてはアクセス道路の橋梁の仮設橋や工事のための製作ヤードの工事である。中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計は、臨海債で漁業補償を先行補償しており、その償還のために起債しているものである。現在、県はまだ埋立工事に着手していない。中城湾港（新港地区）の埋立工事については、現在の港湾計画上で残っている部分は、国直轄事業で行う東埠頭の12岸と11岸だけである。県の事業としては残っていない。また、泡瀬地区については、埋立面積を当初の計画187ヘクタールから95ヘクタールと約半分に縮小し、干潟のほとんどを残す計画にしている。干潟自体は開閉することのないように工事を進めている。海草藻場については、環境監視委員会でも経年変化の報告がなされている。大型の海草藻場については減少傾向にあるが、ホンダワラやほかの海藻類も合わせて全体ではほぼ横ばいという報告であるとの答弁がありました。

次に、水道事業の広域化を図った場合、企業局の経営や現在の水道料金に影響が出てくるのかとの質疑がありました。

これに対し、企業局からすると、広域化の目的は、水道法に基づいた水質基準をきちんと守った安全な水を365日供給することと、ユニバーサル料金としてできるだけ沖縄本島並みの価格で提供ができないかということである。課題としては、離島における人材の問題と、離島の水道関係施設をどういう状態で企業局が引き取れるのかということが挙げられる。かなり老朽化したものもあるし、手を加えないといけないものもある。全て企業局が改修していくとなると相当のコストがかかるので、基本的には企業局に負担をかけないような状態で引き継ぐという前提で考えなければいけない。料金にはどうしても影響が出るので、どういう形で広域化を進めるかについては、何円加えれば維持できるのかきちんと分析をする必要があり、企業局も積極的に検討を進めているとの答弁がありました。

次に、一般会計から病院事業会計への繰入額及び１床当たり繰入額について、沖縄県と全国平均はどのようになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県の一般会計から病院事業会計への繰入額は平成26年度当初予算で56億8718万円であり、全国平均の繰入額は65億9742万5000円である。また、沖縄県の一般会計から病院事業会計への１床当たり繰入額は、直近のデータで平成23年度363万2000円であり、全国の１床当たり平均繰入額は466万1000円であるとの答弁がありました。

次に、離島児童・生徒支援センターの整備の進捗状況はどうなっているか、また、児童生徒の募集はどのように行う予定になっているかとの質疑がありました。

これに対し、離島における教育の機会均等及び定住条件の改善を図る観点から、平成27年４月の供用開始に向けて離島児童・生徒支援センター整備に取り組んでおり、３月18日に工事請負契約を締結する予定である。次年度６月ごろから離島の皆様に入寮等に関する説明会の開催を予定し、８月ごろには入寮の募集を正式に行い、年内に入寮者の内定を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、旧沖縄警察署跡地への大型交番設置に向けての進捗状況等はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、旧沖縄署跡地への交番設置に向けて、平成25年度から建設用地の測量及び建築設計を実施しており、平成26年度に完成する予定になっている。規模としては、敷地面積が約500平方メートル、建物延べ床面積が約293平方メートルである。構造は鉄筋コンクリートづくり、地上２階、地下１階で県下最大規模の交番になる予定である。機能、人員等については一定の警察力を維持するとの観点から通常の交番勤務に加え、警察本部の自動車警ら係、国際問題等も取り扱う渉外警ら係などの活動拠点としてゲート通りでの重点警戒、駐留警戒を強化するなど、地域住民の方々の安全・安心の確保に努めていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、沖縄ソフトパワー発信事業の事業概要、基地関係予算を執行するに当たっての県の考え方、防災情報システム再構築の内容、不発弾処理事業の予算の状況の推移と取り組み、地方消費税収が社会保障施策に充てられることによる県民福祉への影響、私学振興策の予算概要、総務事務集中センター準備室の内容と取り組み状況、ファシリティマネジメント推進事業の事業内容、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業の事業計画、交通運輸対策費におけるコスト低減補助金と負担金の違い、ライフサイエンスネットワーク形成事業の事業概要、沖縄振興一括交付金のハード事業における県事業と市町村事業の連携、赤土流出対策費が減額になった理由、オニヒトデ総合対策事業の事業概要、世界自然遺産登録推進事業の対象区域、辺野古埋め立てが進行した場合の自然環境等に与える影響、赤土等流出防止海域モニタリング事業の事業概要、東村高江における赤土等流出防止条例違反の状況及び条例改正による国への罰則適用の考え方、伊江島のオスプレイの騒音調査結果、特定健診の受診率を向上させるための取り組み状況、北部地域の基幹病院に関する研究会での検討内容、クリニカルシミュレーションセンターの設置目的と内容、６次産業化支援事業の概要と実績、不利性解消事業の追跡調査と結果、マグロの産地ＯＫＩＮＡＷＡ認知度向上化事業の概要と事業の狙い、漁業資源の維持のため岩礁破砕及びサンゴの特別採捕申請を不許可にした事例、ブランドの確立のための戦略、長寿日本一の奪回に向けての農林水産部の役割、国際物流拠点産業集積地域における賃貸工場整備の概要、非正規雇用に対する県の認識、パーソナルサポート事業の事業概要と実績、石工職人及び瓦職人育成の状況、観光危機管理推進事業の事業概要、観光協会等への支援状況、空港ターミナル内への礼拝所整備の必要性、道路管理費の主な内訳、道路パトロール及び道路植栽ボランティア助成の事業内容、沖縄型ボンディングシステム実証事業の事業概要、米軍発注工事に県内業者が参入しにくくなった理由、県営住宅の年次建設計画及び管理の状況、民間建築物耐震診断・改修等事業の執行状況及び新年度の事業概要、下地島空港特別会計の事業内容、下地島空港利活用検討協議会における検討状況、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターの院内保育所整備の現状と保育内容、新八重山病院の基本計画の策定状況、病院建設用地の取得状況及び開院予定、病院事業会計予算における純損失の要因、病院事業局職員の定数に関する権限移譲、新規事業であるインクルーシブ教育システム整備事業の事業概要、新県立図書館の設置場所選定の経緯、県立学校施設の耐震点検事業における耐震点検の対象箇所、教員候補者選考試験の受験年齢制限の撤廃、県警察の船舶保有状況及び船舶を保有する目的、犯罪被害者等基本法推進事業の内容と実績、子供・女性安全対策課が新設される背景、各種委員会における平成26年度予算の特徴などについて質疑がありました。

なお、各常任委員長から提出された予算調査報告書に対し、経済労働委員長、文教厚生委員長及び土木環境委員長に委員外議員として出席を求め、２人の委員から質疑が行われました。

また、各常任委員会の調査の過程で14項目の要調査事項の報告があり、協議の結果、９項目の要調査事項について、３月20日に仲井眞知事に対する総括質疑が行われました。

総括質疑においては、まず辺野古埋立承認をした今、どのようなスタンスで米国と意見交換するのか、誤解を与えるのではないか、また、何を米国に伝えるのか、意義が不明確であるとの質疑がありました。

これに対し、就任以来これまで４回の訪米を行い、米軍基地の整理縮小を初め普天間飛行場の危険性除去、日米地位協定の見直し、事件・事故の防止、航空

機騒音の軽減等、沖縄の基地負担の軽減について米側へ強く訴えてきた。さらに、米国企業への県内誘致に向けたトップセールスや沖縄県人会の訪問など、沖縄県の産業振興及び文化交流を図るための活動も行ってきた。

米国政府への要請、連邦議会や有識者との意見交換などを通して沖縄県の実情を伝え理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であり、今後も粘り強く訴えていく。また、次年度は、ワシントンで沖縄の歴史・文化を紹介する事業も計画しており、基地問題に限らずさまざまな活動を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、県が辺野古埋立承認をしたため、工事の実施に当たって名護市の自治事務の同意が得られない場合、工事が実質的にできないなどのトラブルが予想される。また、国から是正要求等が出されるなど長期化も懸念される。今後、県は名護市に対してどのような対応をするのかとの質疑がありました。

これに対し、辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってきた。その結果、承認基準に適合していると判断し、昨年12月27日に承認したところである。今後、事業の実施に必要となる法律または条例に基づく個別・具体的な諸手続については、事業者において適切に対応するものと考えているとの答弁がありました。

次に、これまでは強制的に接収された基地だから当然返すのが当たり前とした主張に正当性と道義的な説得力があった。しかし、それを全部失ったと言わざるを得ない。知事が辺野古埋立承認をしたことによって、普天間飛行場の県外移設を求めてきた従来の県の考え方は変更せざるを得ないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、埋立承認申請については、関係法等にのっとり審査を行い、承認をした。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされており、知事公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、同飛行場の５年以内運用停止を求めたところであり、公約を貫いている。この５年以内運用停止のためには県外移設が必要であり、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議において、あらゆる方策を追求するよう、強く求めているところであるとの答弁がありました。

次に、特定駐留軍用地内土地取得事業において、知事が総理と約束した普天間飛行場の５年以内の運用停止を、国との覚書の特記事項に記載する考えはないのかとの質疑がありました。

これに対し、特定駐留軍用地内土地取得事業については、跡地利用推進法に基づき返還前から公共用地を先行して取得する事業であり、沖縄防衛局との覚書は使用する期間、使用する対価、支払い方法など同意した事項について記載する予定となっており、その覚書に条件を付すような特記事項はなじまないものと考えているとの答弁がありました。

次に、政策協議会の担当は沖縄県では企画部と聞いているが、12月17日の協議会に提出した要請書はかがみ文だけを作成したとのことである。それでは、要請書の作成に当たって直接的にかかわって、中身を決定したのは誰かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄政策協議会で提出した要請書は、これまで私がさまざまな機会に政府に求めてきた要望項目を予算確保と基地負担軽減に整理し、要請書として準備するよう企画部長に指示したものであるとの答弁がありました。

次に、カジノ導入については県民合意が前提と言いながら、知事は平成25年12月17日の沖縄政策協議会でカジノを含む統合型リゾートの候補地に沖縄を入れるよう要請した。知事は、県民合意がなされているとの認識なのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄政策協議会において、統合リゾートの候補地域としての検討を要請したのは、北海道や千葉県、大阪府など、多くの自治体が統合リゾートの導入に強い関心を示し始めていることを受け、沖縄県においても関心を持っていることを伝えるために行ったものである。

今後、実施法が制定される際に、統合リゾートの導入に必要となる手続の内容が示されるものと考えている。県としては、統合リゾートの導入に当たっては、県民コンセンサスを前提に、法に基づき手続を進めていくとの答弁がありました。

次に、知事は県民所得全国中位の公約実現について、年度ごと、あるいは任期中の計画はあるかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄21世紀ビジョン基本計画では、沖縄振興予算が毎年度3000億円程度措置されることを前提とし、観光収入１兆円、情報通信関連産業5800億円、農林水産業1750億円など各産業の目標値をもとに、県民所得が全国中位の271万円となるなどとする社会経済展望値を示している。県は、これらの目標値をすべて各施策の効果をあらわす成果指標として定め、同指標の達成度を毎年度検証し取り組みの改善を図るなど、県民所得の全国中位達成に向けて取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、知事公約は待機児童ゼロを目指すとしているが、知事任期期間のこの４年間で顕在化した待機児童の推移は逆にふえているが、待機児童ゼロの公約実現のための計画はあるかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県における保育所の定員数につきましては、知事就任後の７年間で7156人の増加を図ってきたところであり、就任前の７年間と比較すると、31.6％の増加となっている。しかしながら、沖縄県における最近の特徴として、出生数が横ばいで推移する中、保育所利用のニーズが高まっていること、また、認可外保育施設などには潜在的な待機児童がいることから、保育所定員の増加が直ちに待機児童の解消につながっていないものと考えている。このような状況を踏まえ、昨年12月に潜在的な待機児童の解消も見込んだ市町村待機児童解消計画を取りまとめたところである。

次年度予算においては、安心こども基金を活用するとともに、県独自の取り組みとして、沖縄振興特別推進交付金及び待機児童解消支援基金を財源とする予算を計上し、待機児童対策を強化したところであるとの答弁がありました。

次に、知事の公約である小中学校の少人数学級実現に向けた計画はあるのか、その達成状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、少人数学級は理想的には全学年での実施であるが、現実的には国の加配定数を含めた定数の改善、市町村等の意向、少人数学級の効果の検証などさまざまな課題がある。このため、少人数学級の拡大については､教育委員会と相談しながら実施していく。

一方、知事就任以降、小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生で35人学級を実施してきた。次年度は、新たに県単定数も活用し、中学校１年生への35人学級を実現することにより、小中学校の少人数学級をさらに拡大していくとの答弁がありました。

次に、環境生活部は、自然環境保全費など数々の環境保全に関する事業を予算計上している。一方、辺野古埋立申請に対しては、生活環境及び自然環境保全について懸念が払拭できないとの意見を出している。これは県政の矛盾ではないか。これで果たして辺野古の自然環境を保全することができるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県においては、自然環境を保全するため、自然環境保全費により、サンゴの保全や生物多様性に関する施策を推進しているところである。一方、今回の埋立承認については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり判断されたものであるとの答弁がありました。

次に、環境生活部は、サンゴ礁保全再生事業として２億円余りの予算を計上しているが、辺野古埋立申請承認とサンゴ礁の保全再生事業は整合性がとれないと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県においては、恩納村、読谷村、慶良間海域でサンゴ礁保全再生事業によりサンゴ群集の再生を図っている。一方、今回の埋立承認については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり判断したものであるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち甲第１号議案については、社民・護憲ネット所属委員から修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

修正案が否決されたことに伴い、原案について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第12号議案、甲第16号議案、甲第19号議案及び甲第22号議案４件の採決に先立ち、甲第12号議案、甲第16号議案及び甲第22号議案の３件については共産党所属委員から、甲第19号議案については県民ネット所属委員及び共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第12号議案、甲第16号議案、甲第19号議案及び甲第22号議案４件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第２号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案から甲第15号議案まで、甲第17号議案、甲第18号議案、甲第20号議案、甲第21号議案及び甲第23号議案の18件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第１号議案に対しては、當間盛夫君外２人から予算の組み替えを求める動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

呉屋　宏君。

〔甲第１号議案平成26年度沖縄県一般会計予算

の組み替えを求める動議　巻末に掲載〕

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　ただいま動議を出させていただきましたけれども、動議の読み上げに入る前に、この沖縄県の一括交付金２年間やってまいりました。ところが、この動議を提出しなければならなくなった私たちそうぞうという会派は、どうしてもここに41の市町村が自由裁量に使えるお金、そして本来の市町村のあり方を求めていくために必要なお金にならなければいけなかった予算が自由に使えなくなっている状況であるということを県民の皆さんに御理解をいただきたかった。そして西原町においては、25年度予算の一括交付金5000万がないために５億円を返上しなければならなくなっている現在、このようなことでこれからの21世紀をつくっていく状況では、なかなかこの一括交付金の活用というのがままならないと思ってこの動議を出すことにいたしました。そしてそれと同時に、沖縄県が本来の一括交付金の使い方を一緒になって考えていく、そしてそれを財源の組み替えでやるような一括交付金であってはならないということも含めて、沖縄県からの指導がやりやすくしていかなければならないと思っております。

それでは、「甲第１号議案平成26年度沖縄県一般会計予算の組み替えを求める動議」を朗読させていただきます。

平成26年度沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）制度発足から３年目となるが、１割の裏負担分を捻出することができずに返上する市町村がふえる可能性がある。

自由度の高い一括交付金ということであれば、市町村の負担が軽減されていくことが当該制度を導入した趣旨に沿うと考える。したがって、県は市町村の負担軽減を図るため、市町村の裏負担１割分を負担すべきである。

これまでに市町村における一括交付金の執行状況を調査した結果、将来につながる実のある制度趣旨に沿った使い方がなされていない事例が多々見受けられる。

将来につながる交付金事業の執行になるよう是正するため、県が市町村の裏負担分１割を負担し、市町村に対してより積極的な指導を行うべきである。

以上により、甲第１号議案「平成26年度沖縄県一般会計予算」については、下記により組み替えるよう求める。

記

「平成26年度沖縄県一般会計予算」中、沖縄振興交付金活用事業（市町村分）については、同市町村事業のさらなる充実を図るため、町村裏負担分の経費を県で補塡できるように、今後、他の事業から沖縄振興交付金活用事業（市町村分）に組み替えること。

を要望いたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより當間盛夫君外２人から提出された「甲第１号議案平成26年度沖縄県一般会計予算の組み替えを求める動議」の採決に入ります。

お諮りいたします。

本動議を決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、「甲第１号議案平成26年度沖縄県一般会計予算の組み替えを求める動議」は可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、仲宗根悟君外６人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

〔甲第１号議案に対する修正動議　巻末に掲載〕

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　それでは甲第１号議案「平成26年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案について、提出者を代表して説明を行いたいと思います。

修正案はお配りした資料のとおりでありますが、知事訪米費用に関する予算を削除するものであります。

知事の辺野古埋立承認後の世論調査は、約72％余りが公約違反としております。そしてまた60％以上が承認を支持しないというような結果があります。辺野古基地建設に強い反対の県民世論と、普天間基地の県内移設を許さず県外・国外を求める県議会決議とかけ離れたメッセージが伝わりかねないと考えるからであります。

以上を理由に、知事訪米費用を削除する修正案を提出いたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより質疑に入ります。

本修正案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　ただいま提案されました一般会計予算修正案に対する質疑をさせていただきます。

先ほど提案理由の中で、「かけ離れたメッセージ」ということがございました。これは県民世論を受けてということでありますけれども、私は、県知事が米国政府関係者に直接沖縄の基地の返還、あるいはまた整理縮小そして日米地位協定の改定、さらには基地から発生するさまざまな問題を解決するために直訴するということは大変重要なことだと思っております。特に、提案者が埋立承認後ということもありますけれども、なおさらそういう時期だから非常に重要だというふうに捉えているわけであります。

基地問題は議会も知事もいろいろ頑張りますけれども、最終的には米国政府の意思決定です。ですから、その意思決定機関に直接県民の現在の状況、先ほどありましたようにそういう県民の世論も含めて知事が直接訴える、直訴していく、非常に重要なことだと思っております。ですから、このようなことが全会一致で訪米を認めるべきであると私は考えております。

ですから、野党会派からそういう形でこの削減が提出されているということについて非常に残念に思うわけでありますけれども、そこでお伺いをします。

「かけ離れたメッセージ」という表現でしたけれども、この意味は県民は理解できませんね。詳しく説明をお願いします。

さらに、訪米をして県知事が直接米政府に訴えて交渉すること、このことは先ほども申し上げましたように、基地問題を解決する最大のチャンスであると捉えております。今回このような形で予算を削除するということは、私はそれを否定をしているということになると思っておりますけれども、そのことについて御見解をお願いします。

以上です。

追加します。

先ほど予算特別委員長の説明でもありましたように、県知事は、企業の誘致とかあるいはまた文化交流も含めて米国政府に直接、あるいはまた米国関係者と直接交渉していきたいというそういう狙いもありますけれども、そのことも含めて否定をされるのでしょうか、お伺いします。

お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　まず「かけ離れたメッセージ」とは何なのか、そして２番目は訪米の訴えるチャンスを潰すのかと、そしてもう一つは企業誘致も含めて閉ざしてしまうのかというようなお話ですが、１から２、３まで全部包含しますと、かけ離れたまさにメッセージになるというふうに思っています。

提案理由でも申し上げましたとおり、知事の辺野古承認後の世論調査70％余りが公約違反だというふうに県民は捉えているんですね。そして承認を支持しないという方々も６割以上もいるということから考えますと、やはり辺野古の基地建設に強い反対の県民世論があるんだというようなことです。それをひっ提げて承認したという立場でいくのか、そして県外をまだ求めるというようなおっしゃり方をしていますが、このどちらもどういう立場でいくかということで総括質疑でも尋ねましたが、明快に答えておりませんでした。なお、やはり私たちは懸念があるわけですから、それについてはやはり誤った、「かけ離れたメッセージ」が送られるんではないかというような懸念を持っているということであります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。（発言する者多し）

静粛に、答弁しますので。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城　義和君　御答弁申し上げます。

まず第１点で、訪米して直接訴えるということについてでありますが、これは本来は自国政府・日本政府が沖縄県の県民の意向を呈してきちっと米国政府と交渉するというのがこれが原則なんですね。ところが、残念ながらこの間ずっと我が国政府は沖縄県の意向をきちっと捉まえてアメリカ政府と交渉してこなかったと。したがって、我々は一地方自治体であるにもかかわらず高い税金を使ってわざわざ知事がアメリカまで行くと。そして我々も含めて各市町村長も含めて行かざるを得ないというこういう現状にあるわけです。し

たがって、直接訪米して訴えることは基本的には本来は日本政府がすべきこと。それができてないということが我々が行かざるを得ないということですね。そういう意味では私は一般論としては、日本政府のそういう機能が果たせないという現状を踏まえて訪米することはやむを得ないことだと考えております。

ただし、今回のことについて申し上げると、照屋議員も御承知のとおり、この米軍再編についてはロードマップを含めて、つまり普天間の移設が嘉手納以南とセットなんですね、ワンセット。全部これはセットでグアムへの移転もセットになっているわけです。したがって、これまでは知事は2012年の訪米では県内移設はだめだと言ってきたんです。あのＤＣでのシンポジウムでも県内移設は難しいということをパネリストとして言ったわけですね。そういう意味で、県内移設は難しい。しかしながら基地の負担軽減は必要なので、この嘉手納から以南はぜひとも返してくれとこういう理屈であったわけですね。それで我々もそれを支持したわけ。ところが、今回はどこが違うかというと、今回は知事は辺野古を容認したわけですね。要するに、申請を承認したわけです。したがって、アメリカとしては知事は受け入れたというふうにとるわけですね。そういうふうにまさにここで言うこのセットが動き出してくるわけですね。だから、早くこの以南を撤去してほしいんであれば早く辺野古を進めなさいとこういうふうになるのはもう当然のことであって、そこが我々の言う誤ったメッセージを与えることになるとこういうことで反対をしているわけであります。

それからもう一つの企業の件に関しては、我々が削っているのは基地関係業務費を削っているわけですね。したがって、そこのところは誤解のないようにしていただきたいと。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　お答えありがとうございます。

「かけ離れたメッセージ」、承認後は41市町村長も含めてやむを得ないという市町村長もかなりふえてきました。県民もふえてきました。ですから、そういうふうなことも含めて提案者がそれは勝手に考えていることで、まさにかけ離れたメッセージというその程度のことで訪米を拒否するということは議会人としては非常に疑問があるわけですね。

それと、これまで沖縄県は大田知事から始まって稲嶺知事も含めて積極的にそういうことをやってきましたよ。そういうふうなことは否定はしないで、今改めて仲井眞知事がこういう時期に、基地の問題も含めて重要な解決をしようとするときに予算を認めないという。こういうふうな論法は非常におかしいなというそういう思いがあります。

そこで再度伺います。

先ほどありましたけれども、知事が県内の現状を説明して賛成もあり反対もありというふうなことを当然アメリカに説明しますよ。なおかつ埋立承認もやりましたと。そういうことも含めて県外移設を求めていく、県外が早いですよ、工事もなかなか厳しいですよということを当然直接訴えていってこの問題を解決をしていくというのがこれが直訴であり、交渉じゃありませんか。だからそういうことまで否定するんですか。承認はしたものの県外が早いですよというふうなことはやっぱり米国政府にきっちりそれは伝えていく。そのことも否定されるんですか、お答えください

日米地位協定の改定の問題です。

なかなか直訴しても、あるいはまた政府に対して頑張ってもなかなか動かないということで、今環境条項も含めて何とか考えていきたいというそういう情報をいただいております。ですから、私どもはこの日米地位協定、これは何とか風穴をあけて、県民が非常に強く求めている問題ですから、その環境条項についてとにかく何としてもやっていただきたい。そのことを仲井眞知事から米国政府に直接要請をする。何が悪いんですか。ですから、じゃこのことについてどういうふうに解決すればいいんですか。日米地位協定の問題もぜひお答えをお願いをします。

さらには今、県議会を挙げてこの基地問題を解決していく、これは与野党問わずです。立場を問わず沖縄の基地の現状を改善をしていこうというそういうふうなことになっております。その沖縄県を代表して県知事が基地問題を訴えていこうというそういうことであります。そこを否定をするということになれば、沖縄の基地は現状のままでいいのかという、提案者はそういうお考えかということなんですね。そのこともお答えください。

さらには、この予算を知事は財政が厳しい中で当初予算で組みます。これは文字どおり県民の基地の過重負担やあるいはまた基地の返還、あるいはまたさまざま基地から発生する問題、あるいはまた沖縄県の文化交流もあるでしょう。そういうふうなことで仮に議会が予算を認めないとしたら、知事は自費でもその県民の思いを伝えに行くというそういう決意だろうと思っているんですね。ですから、そういうことも含めて我々が予算をしっかりバックアップして認めてさせるべき

だというふうに思いますけれども、仮に知事が自費で行くことになれば県議会のメンツ立ちませんよ。そのことについてもお答えをお願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　済みません、じゃ私は最初の質問だけお答えいたしましょうね。

県外が早いですよと直訴しに行くのが何が悪いのかというような御質問なんですが、こちらのほうも総括質疑のほうで知事のほうへ５年以内の閉鎖ですとか、あるいは県外を求めているんだというような内容についても米国へ要請に行かれるのかと、おっしゃるとおりの質問を知事にしたんですが、知事の答弁は、これは２国間の政府の外交交渉なんだと。近い分野でもありますから、直接私が話をするかどうかということについては明快に答えられないというようなお話でございました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城　義和君　照屋議員もよく御承知のように、やっぱりアメリカに行って各議員の方に会ったり、いろんな方に会いますと、今の話は日本政府にはちゃんとやっているんですかとこういうふうに聞かれるのが常なんですね。そういう意味で言えば外交権のない一知事がアメリカに行ってやるというのは基本的にこれは補助的なことなんですよね、補助的。要するにそういうことなんですよ。外交権があればそうですが……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に。

○玉城　義和君　自民党政府がもっとしっかりしていれば行く必要もないんです。だから、それを補助して現地の知事として政治責任として行くわけですよね。だから、我々はその下限において、限界はありますが下限においてしかしやるべきことだろうとこういうふうに思ってこれまでやってきたわけです。ただし、先ほど申し上げたように、今回は初めて知事が申請を承認をしたとこういう事態ですよ。２年前は明確に県内はだめだと言ってシンポジウムに臨んでいたんですよ。そこには日本通と言われる人がたくさん来たわけですね。その前提で議論をしているんですよね。今回行って今後についてはどういうふうな発言をなさるんですかと、こういうことが県民の一種の不安であり、不満なんですね。だから、そのことを我々は申し上げているわけで理解をいただきたいと思います。

それから地位協定については、大田県政のころから11項目ずっと基本的な改定を要求してきたわけですね。ところが、今回私は非常に奇異に感じるのは、改定がちょっと後ろに下がってしまって環境条項が前に出ているんですね。私は優先順位はつけて結構だと思うんですよ。だけど､私は非常に今不思議に思うのは、この11項目の基本的な改定項目と新しく出てきた環境条項というのはどういうふうに関連をしているんだろうかと、どういう位置づけになっているんだろうかということが明快に示せてないと思うんですね。もちろんこれは日本政府が、地位協定というのは、一方が一本言えば始まるわけですよ。だから、基本的に我々がすべきことは、アメリカに行ってやることも重要ですが、基本的にやることは日本政府が沖縄の要求を取り上げて対米交渉をきちっとやるということが基本だというふうに思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより討論に入ります。

まず甲第１号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　日本共産党県議団を代表して、甲第１号議案「平成26年度沖縄県一般会計予算」の修正案に賛成し、原案に反対する討論を行います。

本予算案には、知事の訪米予算931万5000円が計上されています。知事が訪米をして、県民総意である辺野古新基地建設に反対を主張することはあり得ません。ゆえに訪米予算には断固反対します。

昨年12月27日、仲井眞知事は、辺野古新基地建設の埋め立てを承認し、県政史上例のない米軍基地の建設を容認しました。公有水面埋立法に違反し、県外移設の公約を破っての承認です。

安倍政権の辺野古基地とリンクされた増額の振興策予算、実現性の担保も保証もない基地負担軽減策を、知事は「140万県民を代表して感謝する」と発言しました。戦後70年近く、米軍基地によって筆舌に尽くしがたい苦しみを強いられてきた県民の誇りと尊厳は著しく傷つけられました。知事は県外公約を守るという

自己矛盾に陥って、なお県民だましで開き直っています。歴史に残る県民への背信行為であり到底許すことはできません。

辺野古新基地は２本の滑走路があり、強襲揚陸艦、航空母艦、軍艦の接岸できる軍港を備え、弾薬庫を持ち、兵舎を備え、オスプレイ100機配備計画の200年の耐用年数を持つ半永久的な海兵隊の攻撃基地となります。米軍は、今でも他国で民間人を無人機などで無差別爆撃をしています。他国への出撃基地として、罪のない女性や子供、民間人を殺りくしてきた米軍基地を強化、固定化するのが辺野古新基地建設です。安倍政権の集団的自衛権行使への危険な暴走政治と不離一体のものです。

沖縄の米軍基地は、戦争中に米軍が住民を収容地区に囲っているときに、住民の土地を奪って建設をされました。占領軍は戦時中であっても、占領住民の財産を没収してはならない。略奪は厳禁すると定めたハーグ陸戦法規に反して基地を建設し、戦後は銃剣とブルドーザーで住民を追い出して基地が建設されました。69年間も居座り続けている世界一危険な普天間基地は、即時閉鎖・撤去すべきです。普天間基地を返すから、かわりに辺野古に新基地をつくってよこせという米国は、居直り強盗そのものであります。県民が誘致したり、合意してできた基地はかつてありません。普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念の県民総意は揺るぎません。日米政府の圧力には決して屈しません。海外でも普天間基地の即時返還、辺野古移設中止の国際署名が１万人を超えました。国際社会でも辺野古基地に反対する支援はますます広がっています。

１月の名護市長選挙で、辺野古新基地反対の稲嶺進市長が圧倒的な票差で勝利しました。公有水面埋立法は、地元名護市との合意を図る努力が求められていますが、地元意見は全く無視されて承認されました。３月25日、名護市議会が意見書を可決しています。内容は、辺野古周辺地域には16の行政区、5842人の市民が住んでいる。保育園２カ所、幼稚園３カ所、小学校３校、中学校２校、児童施設１カ所、老人介護施設２カ所、国立高専がある。普天間で危ないものは辺野古でも危ないことは自明のことだと、承認基準に適合する根拠を具体的に説明せよと厳しく要求しています。

知事は私の一般質問に対し、「辺野古移設で住民の安全・騒音が格段に改善される」と答えました。名護市民の命は宜野湾市民より軽いというのでしょうか。憲法14条に定める法のもとの平等に反しています。公有水面埋立法４条１項１号から６号の全てに適合しなければ承認はできません。環境アセスの評価書で、知事意見は「環境保全は不可能」でした。みずから不可能と意見を出したことに背いて承認をしています。辺野古の新基地建設で生活環境、自然環境は守れない。災害防止ができないことは、環境生活部意見や環境影響評価審査委員の意見が如実に語っています。

嘉陽県議の一般質問で、大気質、騒音や振動、低周波音、水の汚れ、海生生物や植物の保全について、土木建築部長は、マニュアルを作成して米軍に要請するという答弁でした。米軍任せで環境保全できる保証は全くありません。普天間の５年以内の運用停止も安倍総理の口約束にすぎず、米国政府は拒否をしていて、運用を停止する担保も保証もありません。絶滅危惧種のジュゴンを危機に陥れ、生物多様性の豊かなサンゴの海・辺野古を埋め立てる新基地建設は将来に禍根を残すことになり絶対に認められません。

原案の予算について。

26年度の本県の一般会計予算は、知事が安倍総理に手放しで感謝をした予算となっていますが、消費税増税の影響も大きく受けています。政府予算が消費税率の引き上げによる史上空前の大増税を国民に押しつけるとともに、年金・医療・生活保護などの社会保障の削減を初め、教育・農業・地方財政など暮らしの予算を軒並み削減しています。その一方で、大企業減税や大型開発事業の大盤振る舞いを盛り込み、軍事費は２年連続で増額しています。消費税で８兆円、社会保障の改悪など合わせて10兆円の負担を押しつければ暮らしも経済も落ち込むことは必至です。大企業栄えて民滅ぶ予算、暮らしを犠牲にして戦争をする国づくりを進める政府予算となっています。年収200万円以下の働く貧困層の多い、低い年金額で所得の低い沖縄県民ほど消費税は最も重くのしかかります。本予算案は、県民の命と暮らしを守るものになっていません。県民は、安倍政権の基地押しつけと引きかえの振興策予算を求めてはいません。沖縄振興の立法趣旨は、「日本国民と政府は、多年にわたる忍耐と苦難の歴史の中で生き抜いてこられた沖縄県民の心情に深く思いをいたし、「償いの心」を持って」行うものとなっています。米軍基地と引きかえの振興予算に厳しく抗議をするものです。

カジノ予算が計上されています。

カジノは刑法185条、186条に反する犯罪行為です。カジノは青少年への悪影響、ギャンブル依存症等さまざまな弊害が指摘されています。県はこの間既に6900万円の税金を投じていますが、次年度もカジノ予算が計上されています。これほど巨額の税金がカジノ導入に投入されることは許されません。

知事は、沖縄政策協議会でカジノを含む統合リゾート（ＩＲ）の候補地に沖縄を入れるよう要請したことを明らかにしました。カジノ導入は、「県民合意が前提」とした知事公約に反するものであります。カジノに反対する県民の声を全く無視し、詭弁を弄してみずからの公約に反する知事の態度は許されません。

経済合理性のない自然破壊の泡瀬干潟の埋立事業、国際物流特区の特別会計に借金返済のための繰り入れ、ヤンバルの森の皆伐など無駄使いを行っています。教育予算が減り続けています。知事就任前の2006年教育予算は1417億3590万余、総予算に占める割合は建設費を除いて32.1％、2014年度は1395億9847万余、金額にして21億円余減額、割合で25.7％と6.4％も下がっています。沖縄県の教育を抜本的に向上させるためには、予算を大幅にふやして教育条件を整備すべきです。

県民の暮らし、福祉に冷たい予算です。高過ぎる国保税の引き下げに市町村への繰り入れを行わない。県立病院への繰り入れを１床当たり全国平均の繰り入れにすれば107億円であるのに56億円余の繰り入れしか行っていません。

待機児童について、平成22年度の1680人から25年度は2216人と待機児童はふえ、東京に次いで全国２位、待機率は5.9％で全国一となっています。待機児童解消の知事公約は守られていません。

子供医療費の無料化拡大は多くの県民の願いです。しかしながら、通院費の中学卒業までの無料化、窓口払いをなくす現物給付を実施していません。

以上、一般会計予算の修正案に賛成し、原案に反対する討論といたします。

○議長（喜納昌春君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　議員各位ちょっとお疲れかもしれませんが、あとしばらくで終わりますので頑張りましょう。

ただいま議題となりました甲第１号議案について、修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

現在、沖縄経済は雇用関連指標、観光関連指標、個人消費などが前年を上回るなど堅調な動きを維持し、景気が拡大をしているところであります。平成25年度の入域観光客数は641万人となり、うち外国人が55万人となるなど過去最高を大きく更新しております。完全失業率は平成23年の7.1％、平成24年度の6.8％から25年度は5.7％と18年ぶりに５％台となり、有効求人倍率も復帰後最高となるなど雇用情勢は着実に改善しております。特に、月別の完全失業率は直近の４カ月連続で４％台を記録し、全国水準まで１ポイント以内に迫り、堅調に推移をしております。

このような県経済の状況において平成26年度の一般会計予算案を見てみますと、豊かな県民生活の実現と回復基調にある県内景気の下支えを基本に離島振興や医療、子育て、健康・長寿などの県民福祉の向上のための諸施策はもちろんのこと、観光、情報通信、国際物流などの産業振興策を含む当初予算としては過去最大規模の総額7239億円が計上されております。また、沖縄振興交付金が創設される以前の平成23年度と比較いたしますと、従来の補助制度では対応が困難であった離島振興の分野で約７倍、子育て、福祉、医療、長寿の分野においては約10倍、産業振興の分野についても約３倍になるなど県民ニーズに沿った予算が集中的に配分されております。

このように平成26年度の一般会計予算は、県民が求める将来像の実現に向けた事業を重点的に配分した予算であると高く評価するとともに、回復基調にある県内経済を力強く牽引し県民の福祉の向上や産業振興を一層飛躍するものであると考えております。

さて、減額修正が出された知事等訪米費用についてでありますが、本県に所在する広大かつ過密な米軍基地は、地域の産業振興や生活環境の整備を促進する上で大きな阻害要因になっていることは言うまでもありません。米軍に起因する事件・事故や航空機騒音等の基地被害は県民生活に大きな影響を与えております。知事等訪米予算はこのような現状の沖縄米軍基地をめぐる諸問題について、知事または副知事が直接訪米し米国政府等関係機関に対し地元の実情を訴え、米国側の理解と協力を促し、本県の米軍基地問題の解決促進を図ることを大きな目的としていることは言うまでもありません。これまでも保守・革新を問わず歴代の知事が訪米し、その時々における懸案事項について米国政府等に具体的な要請を行っており、ＳＡＣＯや米軍再編で示された県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の兵士の移転や海兵隊の削減等、日米両政府の基地政策に影響を与え県民の過重な基地負担の軽減に一定の成果を上げているものと認識をしております。

仲井眞知事の具体的な活動実績といたしましては、平成20年度、平成21年度、平成24年度に要請活動を行い、米軍基地の整理縮小を初め普天間飛行場の危険性の除去、日米地位協定の見直し、事件・事故の防止、航空機騒音の軽減等沖縄の基地負担軽減について、これまでの歴代の知事と同様に米国政府に訴えてきたところであります。普天間飛行場の移設問題について、知事は移設先の問題は日本政府が責任を持って取り組

むべき国内問題であると認識しており、米国に訴えるものではないとしていることから、提案者の御懸念は的外れだと言わざるを得ません。

また、訪米中は米国政府関係者を初め上下両院議員等多くの米側の関係者と直接面談し、沖縄県の実情を訴え基地問題に関する理解を求めてきております。その結果、日米の安全保障問題に影響を及ぼすような有識者が沖縄の実情に関心を示し、理解する旨の発言を引き出したことは大きな意義があったものだと考えております。また、訪米の際は米国企業への県内誘致に向け情報通信関連企業等本県のリーディング産業の牽引役となり得る企業家に直接訴える、いわばトップセールスや沖縄県人会の訪問等、沖縄県の産業振興及び文化交流を図るための活動を行うことも当然重要な取り組みであります。また、知事等訪米予算については、知事の訪米のほかに公室長を初め職員が訪米し、有権者、米国政府の関係職員と面会し情報収集を行うことも含まれております。これまでも知事公室長が直接訪米し、政府関係者やシンクタンク関係者と面談をしており、基地問題で報道されるさまざまな情報について面談を通じ正確な情報を確認し、県行政の政策展開に活用しているものと認識しております。また、沖縄県の考え方を正しく伝えると同時に、これらの関係者と直接意見交換しネットワークの構築を図ってきており、このような取り組みを継続させることは極めて重要であると考えております。

このように知事や県職員や米国との間に強いパイプを構築し、沖縄県を取り巻くさまざまな状況に対し総合的な理解を深めるという動きがある中で、知事等訪米経費を削除するということは沖縄県の情報収集能力を低下させ、ひいては沖縄の基地負担軽減についての動きにブレーキをかけることにもなりかねず、大きな県益を損なうものであります。

沖縄県においてはこれらの活動を総合的に続けながら、今後必要があれば何度も訪米し米軍基地から派生する諸問題の解決に向け粘り強く訴え続けていく姿勢が重要だと認識しており、知事訪米等費用の削減を求める予算修正案には反対し、原案に賛成するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解の上、予算原案に賛同していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　甲第１号議案「平成26年度沖縄県一般会計予算」の修正動議に、県民ネットを代表いたしまして賛成討論を行います。

昨年12月27日の知事による辺野古埋立承認は、沖縄県民の心を踏みにじり、戦後初めてみずから基地を受け入れ、将来に禍根を残す結果となりました。県外移設を掲げ当選した知事が、申請内容に不備はないとし、主権者に、また議会に何ら説明もなく県民世論の反対を押し切る形で埋め立てを承認いたしました。

知事は、法的に承認せざるを得ない、普天間の５年以内の運用停止を求めたことで公約違反に当たらないと釈明を続けても、実質的に県内である辺野古移設を容認したことに変わりはありません。自身が当選したそのときの民意は辺野古ノーであり、民意と違うこの判断はまさしく公約違反であり、県民に対する背信行為であると断じます。

臨時議会での知事辞任決議、米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書可決は県民の多くが支持をしているところです。その後の名護市長選挙で、辺野古移設ノーを訴えた稲嶺市長の再選は直近の民意のあらわれです。逆に仲井眞知事の支持率は20％台と、県民の心を一つにとしたこのスローガンは藻くずの泡となっています。百条委員会や議会での証言や答弁で、埋立承認に至るプロセスや判断基準、公約について問題点はさらに広がりその疑念は深まるばかりです。

何にも増して、知事の辺野古だと危険性がぐんと落ちるとか、反対運動に対する対応は事業者の責任など、県民の不安や怒りなどどこ吹く風。自身とは関係のない、責任の所在は自分にないというような開き直りの態度、言動に県民の怒りはとどまることを知りません。

政策協議会で政府に要請した普天間５年以内の運用停止について、昨日の衆議院安全保障委員会におきまして、照屋寛徳衆議院議員に小野寺防衛大臣は、「沖縄の負担軽減に関する仲井眞知事からの御要望であります。この御要望の意味するところについては、政府の立場でお答えすることは適当ではないと考えております。」という重要な発言をしております。総理の発言が担保という知事の発言は、見事に的外れだと言わざるを得ません。オスプレイの半数の県外移転など、米側からの確約もないまま絵そらごとを県民に示しても、もはや県民は繰り返される空手形にだまされることはないでしょう。そのような知事に対して、県民との信頼関係は既に消滅をしているのです。

世界では、辺野古埋立反対の署名が１万名を超し、著名・有名人の反対声明はさらに広がり続けています。カナダやスウェーデン、ＥＵ大使が次々に名護市長の思いを聞きたいと訪れています。この沖縄の長きにわ

たる基地問題の非暴力の闘いが世界に認められ支持されています。そのうねりは今後も大きく、強くなっていくことでしょう。沖縄の求めている静かな海、山、自然力、人と人とのつながりを大切にする人間力、豊かな感性で引き継がれてきた文化と芸能の島、これが今世界で注目されている。だからこそ豊かな海を埋め立ててはならないという運動につながっています。

このような流れを受けとめることもなく、知事が訪米し辺野古移設を容認する姿勢を示していくことは断じて許されることではなく、県民の思いと正反対のメッセージを送ることになります。先ほど来あります文化交流や企業、観光誘致のためのソフトパワー事業、それを否定しているわけではありません。

米国では、地元の理解が得られない移設について慎重な議員、識者も多く存在し、知事のあの埋立承認がなければ普天間移設のプランＢ、Ｃ、練り直しも視野に入っていたという情報もあります。米国や世界状況が激変する中で、変わらず辺野古に固執することがおかしいという状況があることをもっと真剣に検証しなければならないと考えます。

私たちはまだ諦めません。辺野古埋立承認を撤回し、新しい思考回路を日米両政府に突きつけられる知事とともに新しい沖縄をつくっていこうとしています。

よって、辺野古移設承認について、県民の信を問うてない知事の訪米により埋め立てが現実化されないためにも今回の訪米を拒否し、予算削除の修正案に賛成いたします。

議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田　宜明君　甲第１号議案「平成26年度沖縄県一般会計予算」の修正案に対し、賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

仲井眞知事は２期目の就任以来、日米合意に基づく普天間飛行場の辺野古移設は困難であると何回となく繰り返し県民に表明をしてきました。さらに知事は、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えていると、県外移設の合理的根拠も示して県外移設を主張してまいりました。また、普天間飛行場の辺野古移設案には地元名護市長を初め多くの市町村長等が反対を表明しているとして県外移設を強く主張してきたのであります。

国土面積のたった0.6％の沖縄に74％の米軍専用施設があるのは、沖縄に対する差別的でさえあるとも知事は発言をしております。このような趣旨の発言は、これまで訪米の際も米国内で発言をし主張しております。

ところが、昨年末の12月27日に突如として普天間飛行場の辺野古移設に伴う公有水面の埋め立てを承認しました。これまでの知事の日米合意に基づく普天間飛行場の辺野古移設に関する見解、認識、言動とは全く相反する形で辺野古埋め立てを承認をしております。

行政内部の埋立申請に関する意見でも、県環境生活部は昨年11月29日に18項目48件の意見を明記した上で、埋立申請書に示された環境保全策は不明な点があり、事業実施区域周辺の生活環境及び自然環境の保全について懸念が払拭できないと指摘をしております。にもかかわらず、仲井眞知事は公有水面埋立法にのっとり承認したと、行政内部の承認基準に適合しない、懸念の表明までも封殺をして埋め立てを承認をしております。これは明らかに政治判断に基づく埋立承認であり、知事の法にのっとり承認したという説明は詭弁であります。

昨年末に知事が承認した直後の県民世論調査では、知事の承認を支持しないとするのが61.4％、知事の埋立判断を公約違反としたのは72.4％にも達しております。知事の支持率も60％前後から一気に24％に急落をしております。

ところで、2014年度政府予算では沖縄振興費として、2013年度比15.3％増の7460億円が充てられましたけれども、しかし学校耐震化や空港の整備などが含まれているのであり、驚くべき予算でも何でもありません。知事が政府の新年度沖縄振興費を驚くべき予算だと評価したことに、多くの県民は金と引きかえに辺野古新基地建設の埋め立てを承認したとしか見ておりません。ウチナーンチュの心を金で売ったとまで言う県民の声も多く聞こえます。ウチナーンチュの誇りと尊厳を踏みにじった知事が、今さら訪米して基地負担の軽減や沖縄のさまざまな課題をひっ提げて訪米しても、何ら信用されるものではありません。海外の著名な識者からも、知事の埋立承認に対して厳しく批判をされております。このような状況のもとでの知事の訪米予算を計上する必要は全くないと考えております。

よって、「平成26年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案に賛成する立場からの討論といたしたいと思います。

議員諸賢の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　次に、甲第12号議案、甲第16号議案、甲第19号議案及び甲第22号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　こんにちは。

日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

甲第12号議案「平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、甲第16号議案「平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」、甲第19号議案「平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、甲第22号議案「平成26年度沖縄県水道事業会計予算」について一括して反対討論を行います。

まず最初に、国際物流特区（旧特自貿地域）は、貿易の振興に資するためとして、日本においては沖縄県のみに適用される優遇制度を導入し、加工型貿易産業として企業立地を目指してきました。しかし、現状は21世紀ビジョンの計画で設定した立地企業目標110社に対して、今までに分譲が進んでいる企業数は買い取り条件つき貸し付けも含めて10社で、残りの土地はなかなか売れなくて、賃貸工場を建てて貸し付けているのが29社になっています。

分譲面積2.7％、買い取り条件つき貸し付けも含めて8.7％です。これまで貸し出し企業に対し、税の優遇措置や要件緩和がなされています。しかし、賃貸工場も含めて39社進出し利益を上げて税の優遇措置を受けた企業はわずか２社であります。これまで県は、企業誘致を進めるために財政措置をどんどん行ってきました。これまで既に40億6000万円の繰り入れになっています。需要予測が甘かったために一般会計から借金返済を繰り返し、県財政を圧迫するという事態になっています。この間、整備事業がうまくいかなかったことを総括、点検、検証を行い、その検証の上に立って事業の抜本的な見直しが求められていることを指摘し、甲第12号議案、甲第16号議案の反対討論といたします。

次に、泡瀬干潟埋め立てについて、沖縄県は今年度、アクセス橋梁工事に11億円、国直轄負担金、人工海浜整備、物揚げ場、防波堤実施計画で12億2600万円、総額23億2600万円の事業を進めようとしています。県の地盤改良工事が行われる区域は国が埋め立てる区域であり、県工事で行うことは問題です。この埋立工事は完成後30年間、毎年赤字が２億2000万予測されています。

裁判で経済的合理性がない、公金を支出するなという判決が確定しています。それを全く無視して埋立工事を強行していることは容認できません。さらに、東日本大震災では埋立地域は液状化して建物が倒壊しています。それを教訓とせず、今後予想される地震、津波に対する対策がないまま埋立工事が進められようとしています。

泡瀬干潟は、ラムサール条約登録の世界的基準の４つを満たす国際的に貴重な生物多様性の宝庫であり、2010年９月に環境省が同条約登録の候補地に指定いたしました。泡瀬干潟の埋立事業は、世界に誇る生物多様性の宝庫を破壊してしまうものであります。埋立事業はやめて、自然再生のための新たな事業への転換を図り、泡瀬干潟のラムサール条約への登録を目指すべきであります。

次に、水道事業会計について、消費税８％の引き上げによって水道事業への影響額が４億5943万5000円に上っています。県民の水道料金引き上げに直結するものであり、県民生活に大きな打撃を与えることになります。県内41市町村のうち約８割の32市町村が水道料金の引き上げを計画しています。

安倍内閣の４月１日から消費税率８％への増税強行で８兆円の大増税です。年金削減や社会保険料引き上げという社会保障などの改悪を合わせれば10兆円の史上空前の大増税になります。地域経済や県民生活にも深刻な打撃をもたらすものであります。国民生活を切り捨て、大企業奉仕の消費税増税は断じて許せません。消費税増税による水道料金の引き上げは、県民生活に大きな影響を与えることになり認められません。

以上で甲第12号議案、甲第16号議案、甲第19号議案、甲第22号議案の反対討論といたします。

○議長（喜納昌春君）　桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江　朝千夫君　甲第12号議案、甲第16号議案、甲第19号議案に賛成する立場から討論をいたします。

まず、甲第12号議案「平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」についてであります。

中城湾港の開発は、地元からの要請に基づき中部地域の経済発展の起爆剤として、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾の整備を目的に、国・県により事業が進められているものであります。その中で、本事業は産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため、工業用地等の確保を図るべく整備を進めてきたところであり、現在では分譲地の約７割が埋まり、立地企業数は約170社、約4700人の雇用の場を創出するなど、本県経済に与える波及効果は大きなものがあります。また、本地区の一部は平成11年に特別自由貿易地域に指定され、昨年度からは国際物流拠点産業集積地域として制度も拡充されてお

り、高付加価値、高度部材産業の立地を促進するものづくりの先進モデル地域の形成を目指し、国内外での企業誘致活動や大型賃貸工場の整備などが進められております。これによって、近年では産業用製造装置や高度な計測機器、金型製造業の集積等、これまで本県では見られなかった新たな分野の企業の立地が進んでおり、大手ボトル充填装置製造企業が関連企業とともに立地するなど、企業誘致も新たなステージに入っているところであります。

このようなことから、本事業は中部圏域の発展、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため、引き続き推進する必要があります。

続いて、甲第16号議案「平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」に対してであります。

新港地区の整備は、本県における物資の円滑な流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため工業用地の確保を図るなど、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾として中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計や、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計において整備が進められております。また、新港地区東埠頭は平成28年度の供用を予定しており、今後、供用開始に向けて港湾機能の強化・充実を図ることによりさらなる企業の立地を促進させ、中部圏域の経済活性化につながっていくものと考えております。

続いて、甲第19号議案「平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、いわゆる泡瀬沖合埋立事業であります。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸の地域の活性化を図るための経済振興策として、我々地元からの強い要請に基づき進められてきたものであります。本事業は、干潟を可能な限り残すため出島方式としており、また、当初計画の約半分の95ヘクタールの計画に変更したことから干潟全体の98％が残され、環境への影響が軽減されております。さらに、工事の施工に当たっては、学識経験者等で構成される環境監視委員会等の指導助言を踏まえ、環境対策に万全を期して実施されております。

県は、土地利用計画の見直しに伴う港湾計画の変更や公有水面埋立免許の変更など、一連の法的手続が完了したことから工事を再開したとのことであります。なお、平成26年度の中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算については、義務的経費である公債費のみが計上されているのであります。

このようなことから、中部東海岸地域の活性化ひいては県土の均衡ある発展のため、また、地元の要請に応えるためにも中城湾港の開発を推進していく、この泡瀬埋立事業を推進していく必要があります。経済的合理性がないなどと否定をする方々がおりますが、ここまで進捗した事業を、工事をここで中断し中止すること自体が大きな損失を生む、それこそ合理性がないことだと考えます。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解をいただき予算原案に賛成していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後５時38分休憩

午後５時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより甲第１号議案から甲第23号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第１号議案を採決いたします。

まず、本案に対する仲宗根悟君外６人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、甲第12号議案、甲第16号議案及び甲第22号議案の３件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、甲第12号議案、甲第16号議案及び甲第22号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、甲第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、甲第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、甲第２号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案から甲第15号議案まで、甲第17号議案、甲第18号議案、甲第20号議案、甲第21号議案及び甲第23号議案の18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案18件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案から甲第15号議案まで、甲第17号議案、甲第18号議案、甲第20号議案、甲第21号議案及び甲第23号議案は、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第９　辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫君。

〔辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件〕

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　ただいま議題となりました辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員会におきましては、２月14日の本会議において委員会が設置された後、本日まで計６回の委員会を開催し、仲井眞知事、當間環境生活部長、當銘土木建築部長及び山城農林水産部長を証人として喚問したほか、宮城沖縄県環境影響評価審査会会長及び稲嶺名護市長を参考人として招致し、鋭意調査を進めてまいりました。

これまでの調査結果の概要については、３月12日の本会議で中間報告をしたとおりですが、今後も引き続き調査を行う必要があります。

さて、本委員会の調査経費につきましては、平成25年度が終了することに伴い、新たに平成26年度の予算において証人喚問等に関する調査経費が必要となります。

地方自治法第100条第11項には「議会は、第１項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。」と定められております。

今後、委員会においてさらなる調査を進めていくためには調査経費の議決が必要となることから、今回、新たに196万3000円を提案いたします。

なお、百条委員会の調査経費につきましては上限額を定めることとなっているため、今回は今後の調査に支障を来さないよう、余裕を持った額としております。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時44分休憩

午後５時45分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　調査経費に関する動議について質疑を行います。

先ほど委員長から提案がありましたけれども、私は賛同者の皆様方でお答えをお願いをしたいと思っております。委員長は委員会の運営の責任者ですから、お答えは賛同者の皆様にお願いをしたいと思っています。

私は、今回の百条委員会の設置については、当初、今回の議会の冒頭で行われましたけれども、反対の立

場を表明しておりました。

百条委員会というのは、何らかの疑惑やあるいはまた不正があったときに、それを解明するために調査を行うために設置をしていくと。そういう認識のもとに百条委員会の設置には否定的でした。しかしながら、賛成多数で可決されて百条委員会がスタートしたわけでありますけれども、この４日間の百条委員会、客観的に見ておりましても、知事から埋立法の手続によってその手続に何ら瑕疵がなく承認をされたと。この埋立承認については、政治判断ということをつけ加えることはなかなか厳しいというそういうふうな証言もございまして、今回の埋立承認については埋立法の行政手続以外のものはないということが証言をされたわけであります。ですから今回の百条委員会の中では、何ら承認に対しての疑惑や不正はなかったのではないかなということで私は考えているわけでありますけれども、そこでお伺いをしたいわけであります。

先ほど提案ありましたように196万3000円の増額です。なかなか財政の厳しい中でこのような形で予算を組むということでありますけれども、まず１点目は、予算化することについて、誰を、いつ、どこから招致をしていくのか、この具体的な予算に見合う計画、そのことをお願いをしたいわけであります。同時に、具体的にどのような疑惑や不正を追及するのか、その説明ですね。

３点目に、県議会の通常の委員会の審査とこの百条委員会の審査のあり方、その違い。ですから私の認識と違っているのかどうかも含めて御説明をお願いをしたいわけであります。

４点目に、百条委員会の予算措置、百条委員会の中ではこれが全会一致で可決をされて今回提案をされているのか、その御説明。さらに、この百条委員会、いつまで継続をして、どのような形で決着をつけようとされているのか、その御説明もあわせてお願いをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　５点あったのかなと思うんですけれども、５点でよろしいですか。予算化することの部分と、どのような疑惑を追及していくのか、百条委員会がどうしてそういう部分であるのか、全会一致であったのか、いつまでやるのかというこの５点になっていたと思うんですが、予算化すること、何で190万予算化しているかということになるんですが、この部分この百条委員会を開く中で委員のほうから次の証人になるんですか参考人になるんですか、その部分の要求がございました。お三方の要求がありましたので、その部分での予算組みをしているということでもあります。

そしてまた、３月12日に中間報告もさせてもらいましたが、あくまでも中間報告ということで最終報告もやっぱり中間でありますんで、これがどう終わったんだということで最終報告もやらないといけません。そういった部分の調査結果の取りまとめということの部分を最大限にそのことをとっての190万ということで御理解をしてもらいたいなというふうにも思っております。

また、どのような疑惑を追及していくのかということでありますが、証人と参考人ということでお呼びされたんですが、この部分でこれからまた与野党調整会議になるんですか、この委員の皆さんで、今まで出た証言をもとにこれからどういうふうな形をとるのかは、これはもう委員の皆さんの力量にかかってくるのかなというふうにも思っております。

百条委員会、疑惑だとか不正じゃないと開けないんじゃないかというような御趣旨だと思うんですが、これは地方の百条委員会の部分では県政の重要事項に属するというようなことであれば百条委員会が持てるというような項目もあるということで、２月14日にこの百条委員会の動議が出されたときにもそのことが提案理由として出されております。

全会一致であったかというお話でした、予算のほうは。これは委員会のほうでは全会一致ではありませんでした。全会一致にはならなかったですので、この賛同の皆さんと本会議のほうで動議を提出をさせてもらっているということであります。

いつまでかということになりますが、これはその動議を出されたときに調査の期限ということが出ておりまして、今定例会の代表質問前に７日間程度の集中調査を行い中間報告を行うものとする。ただし、この調査が終了するまで閉会中なお調査を行うことができるものということでの動議が出されて、これが賛成多数で可決されているということでもありますので、これはいつまでになるのかということは、この調査期限の部分を踏まえながら、これも与野党調整会議等々含めながら百条委員会の皆さんと議論を詰めていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　委員長、ありがとうございます。

この百条委員会は、県議会がそういう形で認めれば設置できるということでありますけれども、根本的に通常の私ども県議会の委員会と百条委員会の違いは、宣誓もさせるわけですね。刑事告発もあり得るという非常に重い厳しい委員会です。これはマスコミ等報道もありますけれども、知事の説明責任という云々がありますけれども、知事の説明責任云々というよりは、むしろ百条委員会の委員の皆様方の解明する責任が問われていると思っているんですね。ですから、そこはどういうふうな不正でどういうふうな疑惑があるというそういうものを持ち合わせながら百条委員会で追及をしていただかないと、これは県民も非常に期待しているわけですね。県内の識者も期待しているわけです。マスコミもかなり期待していますよ。マスコミは、期待外れだというそういうようなことも今言われておりまして、ですからそういうこともしっかり整理をした上で、せっかくこれだけ196万余りの予算を投じて百条委員会を継続をしていくということの今提案ですから、そのことを含めてしっかりやってもらわんといかぬ。だから委員長が言っておりましたように、あとは委員の責任が大きく問われていると思いますよ。だからそういうことも含めてしっかりやっていただかないといけないというそういう趣旨で今質疑をやっているわけでありますけれども、だから具体的に誰を、いつ呼ぶとかということも決まらんままに予算だけが先行するというこういうやり方はやっぱりおかしい。おかしな話なんですよね。だからこれは誰々を呼んで、幾らかかるからというふうな形でやっていただかないと、県民にも説明つかないじゃないですか。ですから、そういうことも含めて対応しなければいけないという趣旨であります。

そこで、最終的に私は識名トンネル問題の百条委員会も経験しておりますから、ぜひこういうふうな予算措置をして対応するんであれば、県民にしっかり百条委員会の説明ができるような責任を持ってもらった運営あるいはまた締め方をお願いをしたいわけであります。委員長、ぜひそのことを含めてお願い申し上げ、委員長からの決意をもって終わりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　今、照屋議員から言われた百条委員会の重みとか、委員の責任の部分とは、これはもう言われたとおりだと、ごもっともだと思っております。そして、私も委員長としてその責任はありますので、しっかりとそのことをやっていかないと、県民への説明をどうするのかということも、これはしっかりとやっていかないといけないのかなと、これはやらないといけないという部分ですので、その決意で頑張ってまいりたいと思います。

誰をどう呼ぶのかということも先ほどもお話ししたように、この件も与野党調整会議を含めて、また、先ほどお話ししたように３名の皆さんを呼んでもらいたいということもありましたんで、それからまた何か変化があるのかも含めながらも、与野党調整会議を含めて議論も協議していきたいなというふうにも思っておりますので、御理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております「辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件」については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんばんは。

「辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件」に反対し、百条委員会を速やかに終結すべきという立場から反対討論を行います。

そもそも百条委員会とは、都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条に基づき、地方議会が議決により設置した特別委員会であることは言うまでもありません。

これまで、沖縄県議会において百条委員会を設置した事例としましては、昭和50年の土地開発公社が行った琉球大学医学部用地及び西原浄水場用地の取得に当たって、不正行為が行われた可能性があるとして設置された件、また、去る平成24年には識名トンネル工事に関して補助金の不正受給が行われたとして設置したものであり、両案件とも不正行為の疑いがあることに

より設置されたものであります。

今回の百条委員会はいずれの場合とも異なっておりまして、行政機関において適正に法手続、審査が行われた上での承認した行為に対して設置されたものであって、百条委員会として調査を行うべき事柄ではない。すなわち、この議会が行政権に介入するという極めて大変な大きな問題を抱えている。

先ほど説明がありましたが、この県政の重要事項であれば何でも百条委員会を設置して調査するというようなことに相なりますと、行政の停滞につながるばかりではなく、これは行政停止状況を生む大変な危険性をはらんでいるということを指摘せざるを得ません。それにもかかわらず百条委員会が――我々反対したわけでありますが――設置されました。去る２月19日から21日の証人喚問では、県側証人により丁寧な答弁が行われ、十分な説明責任が果たされたと私は認識しておりますが、結果として、委員会で不正行為、不法性、それらが何ら明らかにされなかったという事実、これは委員会を継続するという意味において県民に対して大変申しわけない。県民目線から見ると大変これは大きな問題であると指摘せざるを得ません。

普天間飛行場の代替施設建設事業に係る公有水面埋立申請に関する審査手続につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、形式審査、補正指示、告示・縦覧、利害関係者の意見受け付け、現地確認、各関係行政機関への意見照会など全て適正になされたということも明らかになっております。

また、公有水面埋立法に定める承認基準や関係通知等に基づく基準等への適合については、事業の実施による環境への影響予測結果は環境基準等を満たしていること、また、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、公有水面埋立法に定める「環境の保全に十分配慮されていること」などの承認基準に適合していることから、留意事項を付した上で承認が行われたということも十分に説明がなされました。

これらの件については、平成26年１月９日に開会しました沖縄県議会臨時議会においても各質問者に対し手続の経緯や承認した考え方などについて、執行部から丁寧に説明がありました。そのほかにも、承認までの手続、各段階において手続の状況や関係行政機関等の意見等について適宜マスコミ発表を行い、情報の開示が行われており、沖縄防衛局との質疑に関する文書や承認決裁に関する起案文書など、関係資料についても各会派の求めに応じて提供されていることなどから判断しても、情報の開示及び説明責任は十分に果たされたというふうに考えるべきであります。

また、去る２月19日から21日の証人尋問でも丁寧な説明が行われて、県の責任は十分果たされていると考えますが、委員会での尋問において、不法性、不正行為、これは明らかにされない。マスコミでも準備不足、追及不足が指摘されておりましたが、そもそもが今回の埋立承認問題は、百条委員会にふさわしくないという根本的な問題であることから、結局のこと何ら違法性、不作為等が出なかったというのが当然の結果となったわけであります。

埋立承認については、現在平成26年の１月15日に辺野古埋立承認に対する取消訴訟及び執行停止申立が那覇地方裁判所に提訴されております。これら訴訟対応の関係から、地方自治法第100条の規定に基づき、出頭・証言等を求めても対応がなかなかできない状況になりつつあるということも指摘しておかなければなりません。

よって、速やかに委員会を終結するべきであり、辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する動議に関しては、反対ということを表明したいと思います。

どうぞ議員諸氏の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　社民・護憲会派を代表し、辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する動議に対し、賛成の立場から討論を行います。

きのう政府の衆議院安全保障委員会で明らかになった事実でありますが、昨年12月17日の県が求めた普天間飛行場の負担軽減策、その中の５年以内の運用停止についてであります。この件について、３月に負担軽減推進の作業部会に出席し、沖縄に帰ってきた高良副知事は、５年以内の運用停止について2018年度をめどにということを作業部会で申し上げ明言した。そして、政府も共通認識だったと思うというような発言をされています。

ところが、きのうの衆議院の委員会でわかったことは、この高良さんの発言について18年をめどという発言について問われた政府は、５年以内の運用停止が極めて重要といった発言はございましたけれども、2018年をめどにという表現自体はなされなかったというふうに認識しておりますというふうに答弁をしています。一体どちらが本当のことを言い、どちらがうそをついているのか。これは高良副知事の問題だけではなくて、仲井眞知事を初めとする県の行政の対応、普天

間基地問題に対する県の対応、姿勢というふうに言わざるを得ません。そういう意味でも百条委員会の継続は必要であります。

さて、去る百条委員会において仲井眞知事は、辺野古埋立承認に関して知事と担当部局との調整内容を記録したメモは一切残されてないと証言いたしました。中間報告から審査結果に至るまでの180度方針を転換しながら、その意思決定過程における調整メモ、経過を示す記録が県行政として一切ないというような証言がまかり通るはずはなく、県民は誰も納得はしていません。

一体、今県庁の中で何が起きているのか。私たちの沖縄県行政は民意をどのように踏まえ判断し、政策決定を行ったのか。100年後の沖縄のありようを規定すると言っても過言ではない新たな基地の建設を許すという重大な判断を、しかも県民の意思に反し行われた決定について、歴史の検証に耐え得るものとすることは最低限果たされるべき行政の責務であり、県民への責任ではないでしょうか。

長にとって都合が悪いから、説明がつかないから隠さざるを得ないということであれば、まさにこの判断の後ろめたさをあらわすようなものであります。現段階でとり得る対策が講じられているとしても、環境保全に懸念が払拭できないことから、承認基準に適合していると認めることはできないと判断した場合に法律上の疑義が生じるか、知事の裁量の範囲となるかとの質問に対する国交省の見解は、基準に適合するか否か判断するのはまさに知事の裁量の世界である。そして、地元市町村の意見の取り扱いについて、法的には拘束されるものではないが、地元市町村長の意見を公益性の一つと捉えて裁量の中に入れて考慮しても法律上特段の疑義は生じないと解釈してよいかとの質問に対する国交省の見解は、それをどう考えるかは知事の判断ということになろうという回答であります。環境に影響があるので不適合とすることもできる、影響があると認めた上で、保全措置があるから適合したということもできる、まさにそこが知事の判断であり裁量であります。法に従えば承認しかないという言い方は、埋立法の解釈として不適切であり、みずからの公約破綻を隠すための言い逃れにほかなりません。保全は不可能、懸念が払拭できないとした知事意見を知事みずから重く見たか、軽く見たか、どう判断したか、その説明及び根拠が知事に問われているのであります。

ところで、百条委員会の設置に当たり、先ほどもそうですが、今もって県議会の一部に埋立承認がいわゆる不祥事案でないことを理由に100条調査の対象外との指摘があります。地方自治法第100条に規定される議会の調査権は、議会の職責を完全に遂行せしめるために、同法第２条第２項の事務について認められるものであって、政治調査として世論の焦点となっている事項等についてその実情を明確にするために、またはその他一般的に事務調査として地方公共団体の重要な事務の執行状況の調査をすることによるものであり、不祥事案に限って100条調査権を発動せよなどとする解釈はどこにもありません。広く地方公共団体の事務全般について認められているところであり、県政の最重要課題の一つである今回の埋立承認事務について、なぜ承認に至ったのかを解明し真相を明らかにすることは、まさに地方自治法第100条の趣旨に合致するものであります。

埋立申請を承認することによって新基地建設を認めた県政史上初の知事、しかもその判断は知事みずからの公約、表明してきた議会答弁や国内外での発信を180度覆す形で唐突に行われました。県外移設を求め県民総意として声を上げた多くの県民がまさに裏切られたと感じた承認の判断であります。沖縄の将来を左右する新たな基地建設に係る判断の中身がどうであったのか、知事公約との整合性、民意に対する認識、政府との裏交渉、環境保全上の懸念、沖縄の誇りと尊厳、自治と人権に対する視点など県民はそれぞれに最大の関心を持って埋立承認をした知事判断に疑問を感じ、あるいは怒りを感じ、その妥当性、正当性を問うておるわけであります。

この時代に直面する政治家として、県民の代理を担う県議会として県民の意思を反映し、その関心に誠実に寄り添い、長がなした埋立承認の判断、その妥当性や真相についてでき得る限りの調査権を活用し調査を行うことは、県議会がその役割と使命をどう自覚するかの問題であり、その意味で埋立承認問題は最も100条調査権を発動するにふさわしいテーマであると考えています。中間報告までに明らかになった事実、一層の解明が求められる課題について、引き続き真相究明を行うことが必要であり、重要であると考えることから、この動議に賛成をするものです。

以上、議員の皆様の御賛同をお願いを申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　こんばんは。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員会を継続し、同問題を調査することに賛成の立場で討論いたします。

知事は、これまで普天間の危険性の除去は辺野古への移設ではなく、県外の既設の滑走路がある場所など

を含め検討すべきとして、政府に県外移設を求めてきたと思います。辺野古への基地建設は、地域住民や県民の強い反対があり、実現は極めて厳しく不可能であるとしてきました。さらに、生活環境や自然環境への影響ははかり知れないものがあり、保全については不可能であるとしてきました。その知事が、普天間の危険性の除去のために今度は辺野古埋め立てを承認しました。知事選挙２期目の公約である県外移設をほごにしたのです。なぜ、知事は県民との約束を捨て、政府の言いなりになったのか、何が条件だったのか、政府とどのようなやりとりがあって何が約束されたのか明らかになっていません。

先日の衆議院安全保障委員会での照屋寛徳議員への質問に対する小野寺大臣の答弁は、「普天間飛行場の５年以内の運用停止については、沖縄の負担軽減に関する仲井眞知事からの御要望であります。この要望の意味するところについては、政府の立場でお答えすることは適当ではないと考えております。」というような答弁がされています。さらに、県庁内での知事承認までの各調整会議でどのようなやりとりがあったのか、会議メモの提出もなく、明らかにされていません。どのような経過をたどって承認という結論が導き出されたのか道半ばであり、まだまだ解明しなければならないことがあります。辺野古埋立承認の真実を県民に明らかにするためにも継続調査が必要であります。

沖縄県民へのこれ以上の基地負担増を認めない、議員の皆様の御賛同をお願い申し上げ、辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の継続に賛成の討論といたします。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　きょう冒頭の討論は消費税の反対討論でした。今はこの賛成討論、終わりよければ全てよしということになるように、皆さんの御賛同よろしくお願いします。

それでは「辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年の調査経費に関する件」について、賛成の立場から討論を行います。

12月27日の埋立承認後、１月19日には名護市長選挙が行われて辺野古移設反対を訴えた稲嶺進現市長が勝利をしました。しかし、それに対しても政府は、仲井眞知事から承認を得ましたと言って、埋め立てのための入札を強行しております。アメリカは英断だと言って歓迎をしています。まさにこのことだけをとって見ても沖縄県民を裏切り、限りなく日米両政府を喜ばせている。そういう仲井眞知事の今回の承認の反県民的な役割が非常に明らかになってきています。これまでの百条調査委員会で明らかになってきたことは、この埋め立ての承認が全く政治的にも道義的にも正当性を欠き、そして法的にも瑕疵ある手続ではないかとこういう疑念がますます深まっており、その疑念を解明することが必要だということです。

県は、３月に埋立申請が出されてから11月12日までの中間報告の段階までの８カ月間、環境保全は不可能という立場に立ち、名護市長の立場からも辺野古は不可能という立場だったことが百条調査委員会の中で明らかになりました。ところが、仲井眞知事が12月17日に安倍首相と会談して幾つかの条件を提示した以降、一転して埋立承認に至ったことがはっきりしました。この政治的判断、これは県民の意思に、県民の総意に反したものだということもきちんとこれは明らかにしなければならないと思います。

先ほど予算の質疑の中で自民党議員から、知事が埋立承認したことに対して賛成する人がふえている、そういう首長さんもふえているということを言われておりました。本当にそうなのか、県民の願いはどうなのか、公約違反と思っているのかどうなのかというのを確かめなければならないということを私は先ほどの質疑を聞いて感じました。そして、今、私たちのところにオール沖縄でオスプレイの配備反対、県内移設断念を求めた超党派の県民大会実行委員会で大会が開かれ、１月28日には安倍首相に建白書を提出したと。これが沖縄県民の総意だと。これに反しているかどうか、この５人の共同代表を参考人として意見を聞くべきではないかという声も私たちのところに寄せられていますけれども、先ほど言った本当にこの県民の願いに背いているのかどうなのかというのを確かめていく上では傾聴に値する提案だなというのを先ほどの質疑を聞いて感じたということだけは紹介しておきたいと思います。

そして、知事は、埋立法にのっとっていけば承認しかなかったと言い張っていますが、環境問題でも県の環境生活部長は、埋め立てることによる環境への影響への懸念は拭えないと、環境生活部の意見は今でも変わらないと証言しました。県環境影響評価審査会の会長は、環境保全は不可能との見解を述べるなど、埋め立てによって環境保全が不可能であり、埋立法の基準を満たしていない、瑕疵ある手続ではないかということで、私たちはますますその疑念が深まってきております。それを基準に適合していると言い続けている、本当にそうなのかということをさらに専門家も呼んでさらなる究明が必要な段階になってきております。ま

た、名護市長の参考人意見でも名護市民は今度の市長選挙で辺野古移設と埋め立てをきっぱりノーという審判を下したと述べました。そういう意味で、名護市長意見を無視した、まさに地元の市長意見を無視したという初めての事例ですので、本当にこれは正当性を欠いたものだというふうに私たちは認識していますけれども、これについても本当に正当な手続だったのかどうなのか、さらなる究明が必要です。

そういう立場から究明のための証人尋問、参考人招致、さらに進めていく必要があります。自民党が提案した参考人招致もこれからです。そういう意味では大いに百条調査委員会で解明のために努力をしていく必要があると思います。

今回の事件は、沖縄の歴史上、本当に重大な大事件だと思います。沖縄の未来を左右するものです。ですからこれをいささかの疑念も残すことがないように、私たちは議会全体としてしっかりと究明、解明していく努力が今求められているし、当局にはその説明責任が求められているということを申し述べまして賛成討論とします。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより「辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、「辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の平成26年度の調査経費に関する件」は、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第10　議員提出議案第２号　ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上原　章君。

――――――――――――――――

〔議員提出議案第２号　巻末に掲載〕

――――――――――――――――

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　ただいま議題となりました議員提出議案第２号につきましては、３月24日に開催した経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第２号を朗読いたします。

〔ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　これより議員提出議案第２号「ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号は、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第11　議員提出議案第３号　沖縄戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定実施に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

呉屋　宏君。

――――――――――――――――

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

――――――――――――――――

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定実施について関係要路に要請するためであります。

なお、文教厚生委員会では陳情審査や平和祈念公園での現場視察及び厚生労働省との意見交換を行ってまいりました。そして、現在のＤＮＡ鑑定実施の状況を改善したいという思いを持つに至り、意見書を提出することといたしました。

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔沖縄戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定実施に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　これより議員提出議案第３号「沖縄戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定実施に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第12　議員提出議案第４号　東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中川京貴君。

〔議員提出議案第４号　巻末に記載〕

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　ただいま議題となりました議員提出議案第４号につきましては、３月24日に開催した土木環境委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由は、東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　これより議員提出議案第４号「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第４号は、原案のとおり可決されました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第13　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第14　陳情６件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　ただいま議題となりました陳情６件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情６件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第15　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第16　陳情４件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔米軍基地関係特別委員長　新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第17　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

公共交通ネットワーク特別委員長金城　勉君。

―――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔公共交通ネットワーク特別委員長　金城　勉君登壇〕

○公共交通ネットワーク特別委員長（金城　勉君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第18　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

―――――――――――――――――――――

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第２回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後６時49分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　照　屋　守　之

会議録署名議員　新　垣　清　涼